

我が国で行われた陪審裁判

—実証的研究のための資料探究—長崎控訴院管内・編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

林真貴子・三阪佳弘・緑 大輔

矢野達雄（アイウエオ順）

目次

一 はじめに

- 1 本稿編集に至る経緯
- 2 本稿に収録した資料

二 陪審公判一覧表

- 1 長 崎 長崎地方裁判所における陪審公判一覧表
- 2 佐 賀 佐賀地方裁判所における陪審公判一覧表
- 3 福 岡 福岡地方裁判所における陪審公判一覧表
- 4 大 分 大分地方裁判所における陪審公判一覧表
- 5 熊 本 熊本地方裁判所における陪審公判一覧表
- 6 鹿児島 鹿児島地方裁判所における陪審公判一覧表

- 7 宮 崎 宮崎地方裁判所における陪審公判一覧表
- 8 那 覇 那覇地方裁判所における陪審公判一覧表
- 三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判
- 四 予審終結決定・説示・問書・答申
- 五 刑事判決書
- 六 新聞報道に見る陪審公判
- 七 陪審公判に対する判検事・弁護士感想
- 八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴
- 九 おわりに

一 はじめに

1 本稿編集に至る経緯

本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」（広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山）、「大阪控訴院管内における陪審裁判」（大阪・京都・奈良・大津・和歌山・神戸・徳島・高松・高知）、「東京控訴院管内における陪審裁判」（東京・横浜・浦和・千葉・水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟）、および「名古屋控訴院管内における陪審裁判」（名古屋・安濃津・岐阜・福井・金沢・富山）に関する資料集に続くものであって、「長崎控訴院管内における陪審裁判」（長崎・佐賀・福岡・大分・熊本・鹿児島・宮崎・那覇）に関する資料を収

録した。

(注1)「我が国で行われた陪審裁判」の調査・研究は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士、元第二東京弁護士会所属)が中心となって、同会を構成する次のメンバーと共同して調査・研究を行なっている。

加藤高広島修道大学名誉教授(初代会長、元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司広島大学名誉教授(元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、緑大輔一橋大学法学研究科准教授(元広島修道大学法学部助教、刑事訴訟法)、矢野達雄広島修道大学法学部教授(現会長、元愛媛大学法文学部教授、日本法制史)、居石正和島根大学法文学部教授(日本法制史)。

また、「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究から、緑大輔と入れ替りに三阪佳弘大阪大学大学院高等司法研究科教授(日本法制史)が参加し、「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、緑大輔が再度参加することになった。更に、「名古屋控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、林真貴子近畿大学法学部教授(日本法制史)が参加することになった。

(注2)「これまでに発表した広島控訴院管内・大阪控訴院管内・東京控訴院管内・名古屋控訴院管内における陪審裁判に関する資料集」論文は、次の通りである。その内、『修道法学』に掲載されたものは、修道大学のウェブサイト「学術リポジトリ」において、PDF形式で読むことができる。

- ① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」(『修道法学』第29巻第2号・二〇〇七年二月)
- ② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2)―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」(『修道法学』第30巻第1号・二〇〇七年九月)
- ③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1)―予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月)

- ④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)―防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第32巻第1号・二〇〇九年九月)
- ⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判―陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第33巻第1号、二〇一〇年九月)
- ⑥ 居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判―陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新報・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)
- ⑦ 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」(『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)
- ⑧ 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」(『法制史研究』60・法制史学会年報、二〇一一年三月)
- ⑨ 矢野達雄「愛媛における陪審裁判」(『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・二〇一一年四月)

- ⑩ 増田修・編「広島における陪審裁判(3) 補遺―問書、説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝各地法況から見る陪審裁判―」(『修道法学』第34巻第1号、二〇一一年九月)
- ⑪ 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」(『JLF NEWS』50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月)

- ⑫ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判―因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判―」(『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月)

- ⑬ 居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判―刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞(愛媛版)を中心に見る陪審裁判―」(『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月)

- ⑭ 緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」(『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月)

- ⑮ 増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像―広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証

的検証——」〔修道法学〕第37巻第1号・二〇一四年九月〕

⑮増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔大阪編・上〕〔修道法学〕第37巻第1号・二〇一四年九月〕

⑯増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔大阪編・下〕〔修道法学〕第37巻第2号・二〇一五年三月〕

⑰増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔京都・奈良・大阪・和歌山編・上〕〔修道法学〕第38巻第1号・二〇一五年九月〕

⑱増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔京都・奈良・大阪・和歌山編・下〕〔修道法学〕第38巻第2号・二〇一六年二月〕

⑳増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔神戸・徳島・高松・高知編〕〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕

㉑増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔東京編〕〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕

㉒増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔横浜・浦和・千葉編〕〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕

㉓増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編〕〔修道法学〕第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月〕

なお、『修道法学』第39巻第2号付録CDには、⑯～⑱も再録した。

㉔増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——名古屋控訴院管内編」〔修道法学〕第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月予定〕

(注3) 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔修道法学〕第33巻第2号・二〇一一年二月〕は、広島控訴院管内の陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審問調書の証明力、(4)陪審公判の無罪率、について問題点を指摘し、更に、陪審公判が少なかった原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注4) 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」〔JIF NEWS〕50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る。では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人ではなく傷害致死の認定)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30～40%程度であり、また求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。

(注5) 「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——^{広島}控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」〔修道法学〕第36巻第2号・二〇一四年九月〕において、陪審公判の実際を実証的に分析をした。

(注6) 「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(1)大阪編、②「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(2)京都・奈良・大阪・和歌山編、および③「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(3)神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、①は平成25年11月11日公益財団法人日弁連法務研究財団(以下、日弁連法務研究財団という)・研究部会、②・③は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

(注7) 「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(1)東京編、②「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(2)横浜・

浦和・千葉編」、および③「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(3)水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、平成28年11月14日開催された、日弁連法務研究財団研究部会において、同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

2 本稿に収録した資料

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九二八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまでの間に行われた。その間、長崎控訴院管内においては、六六件(二)陪審公判一覽表」参照)の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。

陪審公判始末簿は福岡・熊本・大分・宮崎地方裁判所に保存されていたが、その他の各地方裁判所には残っていないなどということであった。陪審事件の刑事判決書は、長崎地方検察庁に五件中五件、佐賀に八件中六件、福岡に一〇件中八件、大分に二四件中二〇件、および熊本に七件中七件は保存されていたが、鹿児島・那覇の各地方検察庁には、保存されていないという。

なお、刑事判決は、『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——』(司法研修所調査書第九号、司法研修所・一九六八年三月)に福岡地方裁判所は四件(⑤⑥⑧⑨事件)が収録されている。

その他、本稿には、『大審院刑事判例集』、『法律新聞』、『陪審説示集』、『陪審問書集』、

『松島五人斬事件之弁論』などを検索し、予審終結決定、裁判長諭告、説示、問書・答申、刑事判決を収録した。

新聞報道は、長崎は長崎日日新聞・長崎新聞、佐賀は佐賀新聞、福岡は福岡日日新聞・九州日報、大分は大分新聞・豊州新報、熊本は九州日日新聞・九州新聞、鹿児島は鹿児島新聞・鹿児島朝日新聞、宮崎は宮崎新聞、那覇は九州朝日新聞、その外に大阪朝日新聞・大阪毎日新聞の各地方版などを検索・収集した。

また、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の履歴、ならびに長崎控訴院長、長崎控訴院検事長、長崎控訴院部長、長崎地方裁判所検事正、佐賀地方裁判所長、佐賀地方裁判所検事正、佐賀地方裁判所部長、大分地方裁判所部長、熊本地方裁判所部長、熊本地方裁判所検事および九州各地弁護士の陪審裁判についての感想を収録した。

(注1) 福岡県弁護士会会史編纂委員会編『福岡県弁護士会史』上巻(福岡県弁護士会・一九八九年一月)には、第四章・第一節「陪審の発足と消滅」の項目がある。そこでは、「一、陪審法の内容」、「二、陪審法の実績」、「三、福岡での陪審法施行準備」、「四福岡での陪審公判」、「五、福岡での陪審実績」、「六、陪審の停止」が論じられている。

(注2) 熊本県弁護士会会史編纂委員会編『熊本県弁護士会史』(熊本県弁護士会・一九八六年三月)には、第三章・第一節・第二項「会主催等の各種企画等」・1 陪審法制定と模擬裁判」があり、熊本で行われた最初の陪審公判に関する記述がある。

(注3) 鹿児島県弁護士会会史編纂委員会編『鹿児島県弁護士会史』(鹿児島県弁護士会・二〇〇四年五月)には、第四章・第六節「鹿児島の陪審制度」がある。そこでは、「一、陪審制度の概要」、「二、陪審制度の準備期」、「三、陪審制度の隆盛期」、「陪審制度の衰退期」、「陪審制度と裁判員裁判」が論じられている。

(注4) 沖縄弁護士会史編纂特別委員会編『沖縄弁護士会史』(沖縄弁護士会・一九九九年三月)には、那覇で行われた陪審公判に関する記述はない。

二 陪審公判一覧表

本資料集に収録した陪審公判は、長崎地方裁判所五件、佐賀地方裁判所八件、福岡地方裁判所一件、大分地方裁判所二四件、熊本地方裁判所七件、鹿児島地方裁判所二件、宮崎地方裁判所七件、那覇地方裁判所二件、合計六六件で、次の「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」の通りである。

5			4			3			昭和
更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	種別
					1				長崎
		1			3	1		1	佐賀
		3		1	3			1	福岡
		4			8	1		3	大分
		1			2			4	熊本
					2				鹿児島
					5			1	宮崎
					1				那覇
		9		1	25	2		10	合計
5			4			3			昭和

合			11			10			9			8			7			6		
請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	
	5												2						2	
	7			1															1	
1	10									1									1	
1	23			1			2		1				1						2	
	7																			
	2																			
	7															1				
	2																			
2	63			2			3		1	1			1						6	
合			11			10			9			8			7			6		

裁判所	計	
	合計	更新
長崎	5	
佐賀	8	1
福岡	11	
大分	24	
熊本	7	
鹿児島	2	
宮崎	7	
那覇	2	
合計	66	2
昭和		計

〔注〕「法定」は法定陪審事件（陪審法第2条）、「請求」は請求陪審事件（陪審法第3条）である。「更新」は、裁判所が陪審の答申を採択せず、更に他の陪審の評議に付した再陪審事件（陪審法第95条）である。

その概要は、以下の「陪審公判一覧表」の通りである。「陪審公判一覧表」は、刑事判決書・説示集・問書集・新聞記事などにより作成した。那覇の②事件は、求刑・判決は不明であるが、刑事統計年報には懲役「五年以上十年未満」の欄に1件と記録されている。

無罪は、長崎②（強盗殺人・同未遂・殺人教唆、2分の1）事件、福岡⑦（放火・⑩（放火）事件、大分④（殺人未遂）・⑦（殺人未遂、4分の1）・⑧（放火、2分の1）・⑩（放火）・⑳（殺人）・㉒（放火未遂）事件、熊本⑦（放火）事件、宮崎⑥（殺人、3分の1）事件である。無罪率は、全六六件中の八・五八三件で、一三・〇〇％である。

縮小認定は、長崎③（殺人未遂↓傷害、佐賀③（殺人↓傷害致死）佐賀⑥（殺人未遂2件↓殺人未遂・殺人予備、2分の1）・⑦（殺人未遂↓傷害）・⑧（殺人↓傷害致死）事件、福岡①（殺人・殺人未遂↓殺人・傷害、2分の1）・④（殺人未遂↓傷害）・⑥（殺人↓傷害致死）・⑧（殺人↓傷害致死）事件、大分①（殺人未遂↓傷害）・③（放火未遂↓放火公共危険）・⑦（殺人未遂↓傷害、3分の2）・⑧（放火↓非現住建造物放火、2分の1）・⑨（放火↓非現住建造物放火）・⑪（強盗傷害↓強盗）・⑫（放火未遂↓放火予備）・⑬（強盗傷害↓強盗）・⑭（放火未遂↓建造物等以外放火）・⑮（殺人未遂↓傷害）・⑰（殺人教唆↓傷害致死教唆）・⑱（強盗致傷↓強盗・公訴棄却）・㉓（殺人未遂↓傷害）事件、鹿児島①（殺人未遂↓傷害）事件、宮崎①（住居侵入・殺人↓住居侵入・傷害致死）・③（放火↓放火未遂）・④（殺人未遂↓傷害）・⑤（殺人未遂↓傷害）

人未遂↓傷害）・⑥（殺人↓傷害、3分の1）・⑦（殺人↓傷害致死）事件、那覇①（殺人↓傷害致死）事件の二八・五件である。合計六六件中二八・五件で、縮小認定率は四三・一八％である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人主張容認率は、五六・一八％である。

求刑より軽い判決量刑の事件は、長崎①（放火未遂、4年↓3年）・②（強盗殺人・同殺人未遂、死刑↓無期・懲役10年）・④（殺人、4年↓3年）事件、佐賀①（殺人、7年↓5年）・④（殺人、10年↓8年）事件、福岡③（殺人、12年↓10年）、⑤（放火、15年↓12年）・⑪（放火未遂、4年以上5年未満↓2年以上4年未満）事件、大分⑥（放火未遂、4年↓2年6月）・⑱（放火、5年↓3年6月）・㉒（殺人、10年↓5年）事件、熊本①（殺人・殺人未遂、無期↓15年）・④（放火未遂、5年↓3年）・⑤（放火、8年↓6年）事件、鹿児島②（放火、3年2年↓6月）事件、宮崎②（殺人、15年↓13年）・⑥（殺人、10年↓6年）事件の一七件である。

求刑と同じ判決量刑の事件は、長崎②（強盗殺人・同殺人未遂、死刑）・⑤（殺人未遂、4年、殺人未遂幫助、3年）事件、大分⑤（殺人、無期）、⑳（窃盗・準強盗、6年）事件、熊本③（放火、7年）・⑥（殺人、5年）事件、宮崎③（放火未遂、3年）事件の六件である。

執行猶予は、大分⑦（殺人未遂↓傷害）、佐賀⑥（殺人未遂2件↓殺人未遂・殺人予備）事件、⑬（殺人未遂）事件、熊本②（殺人未遂）事件の四件である。

更新は、佐賀②（殺人↓正当防衛、更新↓傷害致死）事件、大分②（放火未遂↓無罪、更新↓放火公共危険）事件の二件である。

未決拘留日数を本刑に算入した事件は、長崎①（放火未遂）事件、佐賀③（殺人↓傷害致死）・④（殺人）・⑤（殺人未遂）・⑦（殺人未遂↓傷害）・⑧（殺人↓傷害致死）事件、福岡⑧（殺人↓傷害致死）・⑨（殺人↓傷害致死）事件、大分③（放火未遂↓放火公共危険）・⑧（放火↓非現住建造物放火）・⑫（放火未遂↓放火予備）・⑮（殺人未遂↓傷害）・⑰（殺人教唆↓傷害致死教唆）・⑲（放火）・㉑（窃盗・準強盗）・㉓（殺人未遂↓傷害）・⑳（殺人）事件、

鹿児島②（放火）、宮崎①（住居侵入・殺人↓住居侵入・傷害致死）・⑥（殺人事件の二〇件である。

1 長崎 長崎地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和4年・1件	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
①	4・7・2	放火未遂 (保険金詐取)	懲役3年(懲役4年) 未決勾留50日算入	TM義水 肥料商(36)	三浦順太郎 宮崎隆藏 大城朝申	服部正明	田川務 神代宗衛 五輪仙右衛門
昭和6年・2件(無罪4名)	②	6・3・16	強盗殺人・同殺人 未遂・住居侵入 (店の繁盛を奪わ れて殺害依頼)	HD清二 炭坑々夫(36) OM正喜 炭坑々夫(41) SG伸一 炭坑々夫(42) TN實 炭坑々夫(37) SM袈裟一 炭坑々夫(41) SMカネ	長谷川松太郎 宮崎隆藏 永井壽吉	松藤正憲	三浦順太郎 五輪仙右衛門
昭和7年・2件	③	6・10・7	殺人未遂 (上海での共同生 活を乱した仲間を 殺害未遂)	IT和夫 無職(24) IZ孝一 無職(20) KN稔 無職(19) IM正勝 無職(18)	長谷川松太郎 宮崎隆藏 竹田博吉	松藤正憲	本田恒之 則元卯太郎 荒木清

無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪	無罪
懲役7年(懲役10年)	無期懲役(死刑)	死刑(死刑)	死刑(死刑)	無罪	無罪	無罪	無罪

昭和7年・2件	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
①	4・7・2	放火未遂 (保険金詐取)	懲役3年(懲役4年) 未決勾留50日算入	TM義水 肥料商(36)	三浦順太郎 宮崎隆藏 大城朝申	服部正明	田川務 神代宗衛 五輪仙右衛門
昭和6年・2件(無罪4名)	②	6・3・16	強盗殺人・同殺人 未遂・住居侵入 (店の繁盛を奪わ れて殺害依頼)	HD清二 炭坑々夫(36) OM正喜 炭坑々夫(41) SG伸一 炭坑々夫(42) TN實 炭坑々夫(37) SM袈裟一 炭坑々夫(41) SMカネ	長谷川松太郎 宮崎隆藏 永井壽吉	松藤正憲	三浦順太郎 五輪仙右衛門
昭和7年・2件	③	6・10・7	殺人未遂 (上海での共同生 活を乱した仲間を 殺害未遂)	IT和夫 無職(24) IZ孝一 無職(20) KN稔 無職(19) IM正勝 無職(18)	長谷川松太郎 宮崎隆藏 竹田博吉	松藤正憲	本田恒之 則元卯太郎 荒木清

昭和6年・1件	⑥	5・1・22	殺人未遂 (無銭飲食を咎め)	殺人未遂及殺人予備 懲役1年6月・執行猶予 3年	MK彌吉 料理屋営業 (36)	二階堂富作 奥野彦六郎 筒井義彦	鈴木常吉		
	昭和5年・1件	⑤	4・3・30	殺人及殺人未遂 (痴情関係から)	無期懲役(無期懲役)	ST虎吉 興業手伝(41)	二階堂富作 奥野彦六郎 筒井義彦	田中恵	香田廣一
	④	4・1・30	殺人 (邪推の友人殺し)	懲役8年(懲役10年)	IU勝次 農兼荷馬車挽 (28)	二階堂富作 山本康三 坂本原一	大里與謝郎	船津常六	
	③	4・1・23	殺人 (朝鮮人土工殺し)	傷害致死 懲役3年(懲役7年) 未決勾留90日算入	UD清 船頭(27)	二階堂富作 坂本原一 檜原義男	田中恵	安永澤太	
昭和4年・3件	②	3・12・21	殺人 (朝鮮人土工殺し)	更新(正当防衛答申)	UD清 船頭(27)	西村甫太郎 奥野彦六郎 筒井義彦	田中恵	安永澤太	
(注) ③事件は、②事件の答申が採択されず陪審が更新され、再陪審に付された事件である。									
(注) ⑤事件は、上告(弁護士小松崎信)したが、昭和4年6月19日、大審院は上告を棄却した。									

昭和3年・2件(更新1件)	①	3・11・24	殺人 (義父殺し)	懲役5年 (懲役7年)	S數馬 炭坑坑夫(29)	二階堂富作 奥野彦六郎 筒井義彦	田中恵	大坪春雄
	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士	

2 佐賀 佐賀地方裁判所における陪審公判一覧表

(注) ⑤事件被告人恵次郎は、上告(弁護士藤林益三)したが、昭和7年6月14日、大審院は上告を棄却した。	⑤	7・3・7	殺人未遂 (悪感情をもつ相手になぐられた仕返し) 殺人未遂幫助	懲役4年(懲役4年) 未決勾留80日算入 懲役3年(懲役3年) 未決勾留50日算入	TN恵次郎 無職(20) G T恵治郎 魚市場箱買 (21)	長谷川松太郎 大城朝申 爲成養之助	松藤正憲	中山八郎 本田恒之 (本田英作)
	④	7・1・20	殺人 (金を無心する博徒を殺害) 死体遺棄 (通常公判)	懲役3年(懲役4年) 未決勾留150日算入 懲役4月(懲役4月)	KS政男 役場書記(27)	長谷川松太郎 長峰正次 竹田博吉	松藤正憲	

⑬	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人教唆	傷害致死教唆	KT庄之助	池田昌深	柴田昇	山下彬麿	昭和5年・4件	⑫	4・12・23	放火未遂 (実母への反感から放火)	放火予備 懲役1年(懲役1年) 未決勾留60日算入	SY數馬 下駄職(27)	栗本武三 大野初熊 長尾和夫	川井信次郎	後藤義隆・官選
										5・1・20	強盗傷人 (昭和の定九郎)	窃盗 懲役1年・執行猶予3年 (懲役2年)	AM定吉 農業兼量職 (44)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	山下彬麿・官選
⑭	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人未遂 (妻の不倫相手を切る)	傷害致死教唆	TK國造 瓦職人(37)	池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	後藤義隆	昭和5年・4件	⑬	5・2・26	放火未遂 (今様男お七)	放火公共危険罪(刑法110条) 懲役1年(懲役2年)	MO義親 漁業兼農業 (27)	栗本武三 矢頭喜一 島村廣治	成川善隆	池田吾十
										5・4・24	殺人未遂 (夫婦喧嘩の仲裁者を刺す)	傷害 懲役1年6月(懲役1年6月) 未決勾留60日算入	TY萬吉 坑夫(42)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	姫野渡・官選
⑮	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人未遂 (妻の不倫相手を切る)	傷害致死教唆	TK國造 瓦職人(37)	池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	後藤義隆	昭和5年・4件	⑫	4・12・23	放火未遂 (実母への反感から放火)	放火予備 懲役1年(懲役1年) 未決勾留60日算入	SY數馬 下駄職(27)	栗本武三 大野初熊 長尾和夫	川井信次郎	後藤義隆・官選

⑪	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人教唆	傷害致死教唆	KT庄之助	池田昌深	柴田昇	山下彬麿	昭和5年・4件	⑩	4・10・19	強盗傷人 (掃郷して強盗)	強盗 懲役5年(懲役7年)	II末喜 元菓子屋奉公人・無職(21)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	後藤久馬一・官選
										4・8・31	放火 (怒みの放火)	無罪	TM金次郎 農業(34)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	池田吾十・官選
⑨	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人未遂 (妻の不倫相手を切る)	傷害致死教唆	TK國造 瓦職人(37)	池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	後藤義隆	昭和5年・4件	⑨	4・6・25	放火 (鶏泥棒の逆恨み)	放火公共危険罪(刑法110条) 懲役3年(懲役3年)	OM義雄 無職(26)	栗本武三 大野初熊 矢頭喜一	黒正太助	中村守・官選
										4・5・4	放火(2件) (財産分配の争い)	無罪 物放火(刑法109条1項) 懲役1年(懲役3年) 未決勾留100日算入 こぶじ方居宅・放火 無罪	EK美並 農業(36)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	黒正太助	中村守・官選
⑧	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人未遂 (妻の不倫相手を切る)	傷害致死教唆	TK國造 瓦職人(37)	池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	後藤義隆	昭和5年・4件	⑧	4・5・4	放火(2件) (財産分配の争い)	無罪 物放火(刑法109条1項) 懲役1年(懲役3年) 未決勾留100日算入 こぶじ方居宅・放火 無罪	EK美並 農業(36)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	黒正太助	中村守・官選
										4・5・4	放火(2件) (財産分配の争い)	無罪 物放火(刑法109条1項) 懲役1年(懲役3年) 未決勾留100日算入 こぶじ方居宅・放火 無罪	EK美並 農業(36)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	黒正太助	中村守・官選
⑦	昭和6年・2件 (公訴棄却1件)	殺人未遂 (妻の不倫相手を切る)	傷害致死教唆	TK國造 瓦職人(37)	池田昌深 矢頭喜一	川井信次郎	後藤義隆	昭和5年・4件	⑦	4・5・4	放火(2件) (財産分配の争い)	無罪 物放火(刑法109条1項) 懲役1年(懲役3年) 未決勾留100日算入 こぶじ方居宅・放火 無罪	EK美並 農業(36)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	黒正太助	中村守・官選
										4・5・4	放火(2件) (財産分配の争い)	無罪 物放火(刑法109条1項) 懲役1年(懲役3年) 未決勾留100日算入 こぶじ方居宅・放火 無罪	EK美並 農業(36)	栗本武三 池田昌深 矢頭喜一	黒正太助	中村守・官選

①	昭和4年・4件	殺人及殺人未遂	懲役15年	UN喜法	下山英五郎	遠藤恭三郎	石坂繁・官選
	判決日(昭和)						

5 熊本 熊本地方裁判所における陪審公判一覽表

②4	昭和11年・1件	殺人 (精神異常の実弟を射殺) 附帯私訴	懲役5年(懲役10年) 未決勾留120日算入	WKY馬太郎 農業(57)	渡邊嘉兵衛 竹下利之右衛門 浦野憲雄	松永志逸	後藤義隆 池田吾十
	判決日(昭和)						

(注)②④事件は、上告(弁護人池田吾十・長野國助・後藤義隆・中野道)したが、昭和12年4月28日、大審院は上告を棄却した。

②1	昭和9年・1件	窃盗・準強盗 (出獄して被害三十五銭の窃盗)	懲役6年(懲役6年) 未決勾留100日算入	ET今朝氣 無職(54)	本郷雅廣 矢頭喜一 中島唯一	中村盛夫	姫野渡
	判決日(昭和)						

(注1) ②①事件は、請求陪審事件である。

(注2) ②①事件は、上告(弁護人篠崎仙司・山口勘吾)したが、昭和9年10月11日、大審院は上告を棄却した。

①	昭和3年・1件	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	3・11・21							

7 宮崎 宮崎地方裁判所における陪審公判一覽表

②	4・3・12	放火 (火鉢からの出火 を隠すため)	懲役2年6月(懲役3年) 未決勾留100日算入	SM直助 学校小使(57)	諸隈元次郎 松村鉄男 神戸敬太郎	江橋修	重永義榮

②事件は、上告したが、結果は不明である(上告棄却と思われる)。

6 鹿児島 鹿児島地方裁判所における陪審公判一覽表

⑦	6・3・4	放火 (保険金詐取)	無罪	MU正男 下男(24)	香川茂正 森貞彦 三瀬忠俊	大里與謝郎	石坂繁
---	-------	---------------	----	----------------	---------------------	-------	-----

⑥	5・7・2	殺人 (祈禱師の息子殺 し)	懲役5年 (懲役5年)	TT岩太 炭焼(33)	水谷清 森貞彦 原田早苗	大里與謝郎	平野龍起		
								昭和6年・1件(無罪1件)	(注)⑤事件は、上告(弁護士安藤智彦)したが、昭和5年4月14日、大審院は上告を棄却した。
④	4・12・21	放火未遂 (保険金詐取)	懲役3年 (懲役5年)	OG吟藏 物品販売業 (42)	水谷清 森貞彦 早川静雄	大里與謝郎	山本茂雄		
								昭和5年・2件	③
②	4・2・21	殺人 (嬰兒殺し)	懲役2年・執行猶予3年 (懲役2年・執行猶予)	INサツキ 農(46)	水谷清 森貞彦	遠藤恭三郎	小島憲民		
								①	4・5・17

昭和10年・1件	①	昭和4年・1件	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	4・9・6								

8 那覇 那覇地方裁判所における陪審公判一覧表

昭和7年・1件	⑦	昭和7年・1件	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	7・11・21								

昭和4年・5件(無罪1名)	⑥	昭和4年・5件(無罪1名)	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	4・11・19								

②	10・5・13	殺人	懲役□年（懲役□年）	KG馬太郎
(第1回期日)	(西表炭鉱の殺人)		(刑事統計年報は「5年	
事件)	以上10年未満」欄に登載)		(46)	

(注) ②事件は、審理状況・求刑・判決などは不明である。

三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判

長崎・佐賀・鹿児島・那覇地方裁判所については、陪審公判始末簿が残されていないから、刑事統計年報を用いて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。福岡・大分・熊本・宮崎地方裁判所については、保存されていた陪審公判始末簿に基づいて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。

(注1) 『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未終局事件などの件数・人数が記載されている。しかし、『刑事統計年報』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

なお、刑事統計年報は、現在は国立国会図書館デジタルコレクションに収録されている。

(注2) 『刑事統計年報』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出ていない。そこで、本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。

(注3) 「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次年に繰越された事件数である。

(注4) 受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、

陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合（刑訴法365条）に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊（告訴取下）と認定された場合などである。括弧（）内の数字は人数である。（）内数字のない個所は、件数と人数が同一の場合である。

(注5) 司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 長崎

長崎地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されていない。そこで、「刑事統計年報」に基づいて「長崎地方裁判所における陪審事件処理一覧表」を作成した。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、自白事件が昭和四年に二件と昭和六年に四件、公訴棄却が昭和六年に一件あるだけで、その他は総て辞退で処理されている。

刑事事件の大部分は、自白事件であるといわれているが、公判準備において自白したときは、事件は陪審公判の対象とはならない（陪審法 第7条）。殆どが陪審公判を辞退し、通常公判で処理されている現象は、自白事件でも先ず陪審公判を辞退して、通常公判に入ったことを示している。すなわち、準備公判において、裁判長は被告人に対し、事件の認否を求めめる前に、先ず陪審公判を辞退するかどうかを、被告人に問うたと思われる。

長崎地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

3 福岡

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
1		33		35	1	11
		16		14	2	12
		14		14		13
		26		26		14
		26		26 (27)		15
					1	16
						17
						18

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
	2	1		5		3
	3	5 (6)	5	13 (16)	2	4
	1	14	7	25	2	5
	1	6	6	10	3	6
		17 (21)	8	18 (22)		7
		14 (16)	8	23 (25)		8
		12 (14)	1	15 (18)	1	9
		26 (27)	2	26	3 (4)	10

佐賀「地方裁判所陪審事件処理状況一覧表」
 公判が極めて少ないことである。そして、辞退で事件処理がなされる方が、自白で処理される方より多く、昭和一年以降は総ての事件が辞退で処理されている。

2 佐賀

佐賀地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されていない。そこで、「刑事統計年報」に基づいて「佐賀地方裁判所における陪審事件処理一覧表」を作成した。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
		50 (52)		50 (52)	1	11
		48 (60)		49 (61)	1	12
		29 (30)		28 (29)	2	13
		28 (31)		27 (30)	1	14
		31 (32)		31 (32)		15
						16
						17
						18

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
		8		8		3
	1	25 (27)	2	29 (31)		4
		35 (39)		39 (50)	1	5
1	2 (12)	49 (52)	3	54 (62)	5 (11)	6
	2 (3)	42 (57)		43 (68)	4 (5)	7
		49 (65)		49 (55)	3 (13)	8
		42 (43)		40 (41)	3	9
		38 (45)		38 (45)	1	10

福岡地方裁判所には、昭和三年～昭和八年、昭和一二年～昭和一八年の陪審公判始末簿が現存する。そこで、昭和九年～昭和一一年は、刑事統計年報で補って、「福岡地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表を作成した。

福岡地方裁判所の法定陪審事件数は、長崎控訴院管内では、図抜けて多いが、やはり長崎地方裁判所と同様の現象が見られる。法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が少ないことである。そして、辞退による事件処理が圧倒的に多いのである。

福岡地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	昭 和 (年)	旧 受 理	新 受 理	自 白	辞 退	陪 審 公 判	公 訴 棄 却
	3		15		11	1	
	4	3	80 (84)	13	66 (70)	4	
	5		79 (81)	1	74 (76)	3	
	6	1	94 (107)		94 (107)	1	
	7		112 (133)		110 (133)	1	
	8	1	121 (132)	1	101 (112)		1
	9	19	115 (121)		127 (131)	1	
	10	6 (8)	143 (155)		149 (163)		

昭和(年)	昭 和 (年)	旧 受 理	新 受 理	自 白	辞 退	陪 審 公 判	公 訴 棄 却
	11				119 (126)		
	12	1	98 (100)		99 (101)		
	13		102 (107)		99 (104)		3
	14		113 (114)		113 (114)		
	15		98 (111)		98 (111)		
	16		75 (76)		73 (74)		
	17	2	83 (92)		83 (92)		
	18	2	20		22		

4 大分

大分地方裁判所には、陪審公判始末簿は昭和三年～昭和一八年の簿冊が現存する。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、事件処理は、昭和九年以降は殆ど辞退で行われている。

大分地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	昭 和 (年)	旧 受 理	新 受 理	自 白	辞 退	陪 審 公 判	公 訴 棄 却
	3		14 (22)		2	4	
	4	8 (16)	22	10	7 (12)	8 (11)	
	5	5	19 (21)	9	9 (11)	4	
	6	2	22 (26)	8	9 (13)	2	
	7	5	28	20	8	1	
	8	4	30 (34)	18 (22)	12	1	1
	9	2	47 (49)	2	44 (46)	1	
	10	2	25 (30)	4	20 (25)	2	
	11	1					
	12						
	13	2					
	14						
	15						
	16	1					
	17						
	18						

新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
26 (28)	2	24 (26)	1	
14		12		
22	1	23		
16	2	14		
11		10		
14		15		
11		11		
3		3		

5 熊本

熊本地方裁判所には、陪審公判始末簿は昭和三年～昭和一八年の簿冊が現存する。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、事件処理は、見事に全部が辞退で行われているのである。

熊本地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		5		2		
4	3	27	23	4		
5	3	26 (30)	24 (28)	2		
6	3	29	29	1		
7	2	39 (55)	38 (51)			
8	3 (6)	37	39 (45)			
9	1	39 (40)	40 (41)			
10		37 (46)	37 (46)			

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		46 (50)	46 (50)			
12		42 (44)	42 (44)			
13		36	36			
14		13 (17)	13 (17)			
15		26 (29)	26 (29)			
16		12	12			
17		14 (15)	14 (15)			
18		7	7			

6 鹿児島

鹿児島地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されていない。そこで、「刑事統計年報」に基づいて「鹿児島地方裁判所における陪審事件処理一覧表」を作成した。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、その事件処理は、自白で処理される方が多い傾向がある。

鹿児島地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退
3			5	2
4	1	34 (37)	19	8 (11)
5	6	16	8	10
6	3	50	14	30
7	8	50 (55)	27	20 (24)
8	11 (12)	47 (54)	42	10 (18)
9	6	55 (65)	35	22 (27)
10	4 (9)	32	27	7 (12)

公訴棄却	陪審公判
	2
1	
1	

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	2	40(46)	32	4(10)		
12	6	32	27	4		
13	7	26	20	8	2	
14	3	23	19	5		
15	2	20	10	11		
16	1					
17						
18						

7 宮崎

宮崎地方裁判所には、昭和三年～昭和一八年の陪審公判始末簿が現存する。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、その事件処理は、自白で処理される方が多いが、昭和一三年～昭和一五年は辞退で処理される方が多い。

宮崎地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理
3		9(13)
4	2(6)	18(21)
5		25(29)
6	2(3)	30(33)
7	1	31(35)
8	6	30(31)
9	2	25(29)
10	2	17

自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3	3	1	
8(10)	7(10)	5(7)	
14	9(12)		
21(22)	10(13)		
19(21)	6(8)	1	
21(21)	13(14)		
18(22)	7		
13	2		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	4	23(25)	16(17)	7(8)		
12	4	22(23)	20(21)	3		
13	3	22(23)	6(7)	18(18)		
14	1	14(19)	4	8(13)		
15	3	12	1	12		
16	2	13	8	7		
17		12	7	3		
18	2	3	3	2		

8 那覇

鹿児島地方裁判所には、陪審公判始末簿が保存されていない。そこで、「刑事統計年報」に基づいて「鹿児島地方裁判所における陪審事件処理一覧表」を作成した。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。一年間の法定陪審件数は極めて少ないが、昭和七年以降は、辞退で事件処理がなされている。

那覇地方裁判所陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		1		1		
4		9	5	3	1	
5		12	7	3	1	
6	1	3	2	1		
7	1	7		7		
8	1	12		12		
9	1	20(21)		20(22)		
10		11(13)		9(10)	1	

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	1(2)	13(15)		14(17)		
12		13		13		
13		10(12)		9(11)		
14	1	11(13)		11(13)		
15	1					
16						
17						
18						

四 予審終結決定・説示・問書・答申

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・一九二九年七月)の「陪審問書集(一)」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件・大阪二件、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「問書集」

に四九件が収録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯(司法省刑事局・一九二九年三月)として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「説示例」に浦和一件・大阪一件・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』(司法省刑事局編・一九二九年一〇月)に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本として刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。

本資料集には、陪審説示集からは、長崎①事件、佐賀②事件、福岡①⑤事件、大分④⑦⑧事件、那覇①、事件、問書集からは、佐賀①②④事件、福岡①②事件、大分①②④⑤事件、熊本①②事件、鹿児島①事件、宮崎①②を収録した。

その外、三浦順太郎『陪審裁判松島五人斬事件之弁論』(三浦順太郎・一九三二年九月)には、長崎①事件の予審終結決定書、弁護人弁論、裁判長説示、問書及答申、判決書、上告審判決書、ならびに附録として長崎①事件の説示、問書及答申書、判決書が掲載されているので、上告審判決書と弁護人弁論を(分量が極めて大量のため)除き収録した。

(注1)『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付の陪審係による説明が記載されている。

(注2)『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事

1 長崎

①樽本義水（長崎地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年7月2日判決）

(一) 説示・問書

一、公訴事実の概要

被告人は住宅及商品家財道具に付したる火災保険金詐取の目的を以て、昭和四年一月十三日午後六時頃其の居宅物置内にて二十八個の油缶と藁屑叭屑等を入れたる空樽二個等に接近する二個の石炭箱様の木箱内に藁屑等を詰め置き、之に傍の油缶より魚油を注ぎて燃焼し易からしめたる上燐寸にて点火し其の燃え上るを見乍ら放置し、妻子の現住建物を焼燬せむとしたるも直に他人の消火するところと為り其の目的を遂げざりしものなり。

二、説示案

陪審員諸君 本件に付ては検事より詳細に論告せられ、又弁護士兩名より長時間に亘り十分に弁論がありましたから、諸君は既に克く事件の争点を諒解せられたることと思ひますか、陪審法の規定により本職よりも事実及証拠の概要に付説示を致します。

本件に付ては法律上の論点はありませんか、弁護士より本件か若し有罪となれば、死刑か、無期懲役か非常に重き刑に処せらるゝ如く聞ゆる弁論がありましたから、念の為一言して置きます。放火罪は死刑、無期懲役又は五年以上の懲役に処することが出来ますか、本件は未遂罪であるから、短期は二年半まで減輕することか出来ます、尚其の上酌量すべき情状あれば二年半の二分の一まで減することか出来るのでありますから、一寸したボヤ

位で非常に重い刑に処せねはならぬと云ふ心配は無用であります。

本件の事実には、被告人の利益と不利益と両様の見方があります。そこで本職は仮りに双方反対の立場に立ちて、事実と証拠の見方を説明して見やうと思ひます。勿論本職の意見を述ふるのではありませんから、其の積りて御聴き下さい。

先づ不利益の証拠より挙げれば、

一、被告人の予審における自白

被告人は予審第一回より第六回に至る迄、日数よりすれば昭和四年二月四日より四月十二日迄に亘り、詳細に放火の動機、方法等を自白して居るのである。弁護士は警察や検事に対する自白に付頻りに非難を試みらるゝも、夫等の自白は仮りに多少の欠点ありしものとすも、本件の事実判断には必要ありません。本件では予審に於ける自白のみを見れば宜いのである、若し警察や検事に対し不実の自白を為したものとせば、何故予審に於て其の自白を取消し真実の申立をせなかつたのであろうか、予審中は終始一貫自白を継続し、公判準備手続に至り初めて自白を取消したのである。而して其の取消の理由は警察にて放火の自白をせねは電気窃盗の罪で永く懲役に打込むと威とされ打つ、蹴る等、その取調か過酷乱暴であつたと云ふのであるか、本件の記録に依るも、本日の証人調へに依るも、左様な事跡は毫も認むべき証拠がない、又被告人の如く前科もあり且つ広く世間を渡り居る人が多少の圧制を受けたからとて放火の如き大罪を心ならずも自白するとは思はない、故に被告人の申立のみに依り斯る自白の取消か採用し得らるゝてあろうか、どうか克く御考へを願ひたい。

又弁護士は刑事訴訟手続に於ては、自白ありたる場合にも尚他の取調を為すべきもの

であるから自白のみにて有罪の判断が出来さる如く弁論せられた。自白があつても他の取調を要することは如何にもその通りではあるか、自白のみにて有罪の判断が出来ぬと云ふ訳ではありませぬ、若し信用すへき自白ならば、勿論自白のみにより、有罪の判断が出来るのでありますから、此点誤解なきを望みます。

二、放火の場所へ外部より侵入したる形跡なきこと

最初に火事を発見したる証人中T和は、当時物置の裏出入口は戸を閉めてあつたと証言し又被告人も予審にて当時裏口は閉めてあつたと述べて居る。而して表出入口は未だ宵の口で家族が起きて居る時だから、他人が竊かに侵入することか出来ない、左すれば外部より犯人が入り来りて火を放ちたるものとは思はれないのである。

三、発火当時に於ける被告人の態度

証人NG七郎は同人が火事との声に驚き、バケツを提げ被告人方表出入口前の電柱の所へ行きしに、被告は雨戸を開き居り、其所より物置の方を見しに既に六尺位も火が燃え上り居つたと云ひ、又雨戸は既に一間位明いて居つたか被告は残る壺式枚の雨戸を開けんとして居つた云ふて居る。被告は何故火元に馳せ行き消止めなかつたのてしようか、又被告の妻ヒサキは入浴中主人が慌たしく「オイく」と云ふから、湯殿から飛出したるに誰か火事たと叫ぶを聞きしも其の声は誰の声なりしや分らぬと証言して居るか、主人は何故いきなり火事たと叫はずに「オイく」と云つたのてしようか、又被告も予審第二回到於て、初め巻煙草の吸殻を藁屑の中に入れてしに燃へ付なかつたから、次に風呂場に駈け行き、燐寸にて火を付けしに「バツト」燃え上つたから「ビツクリ」して風呂場に駈け行き、子供を揚げてやらうと云ひしに、隣家のおかみさんに揚げて貰ふから宜ろしいと家内か云つ

たから云々と述べて居ります。若し他人の放火で自家に火事か起つたものとせば、斯かる被告人の挙動は頗る可笑しいではありませんか、この辺特に留意せられんことを望む。

四、被告人の負債状態

被告人は自ら認め居る所に依るも昨年末約六千円の負債あり、各債権者より随分厳しき催促を受け、既に有体動産の差押を受けし分もあり、又訴訟中の分もあり、又自ら代理店として受取りたる火災保険料を長崎の代理店へ送らねはならぬのを延滞して居る分もあり、又長崎の肥料商IK屋商店の分は本件火災一週間前に保証人方へ嚴重なる催促があつたと被告人も予審にて自供して居る位だから随分困窮の状態であつたことは想像せらるゝのであります。

以上四点より考ふれば本件放火は被告人の所為なりと認むることか出来るかと思はる。尚状況として不利なることは□□町では昭和二年三月以来四年一月まで十数回の怪火ありしに、本年一月被告人逮捕以来火事か一件も起らなくなつたとのことす。或は真犯人が暫く息を潜めて居るとも考へらるゝか、兎に角これは如何にも妙な現象と云はねはならぬのであります。

次に利益なる証拠を挙げれば、

一、被告人逮捕の事由

本年一月十六日被告人が逮捕せられたのは、電気窃盗の現行犯として引致せられたもので、其の窃盗の事実は被告も認めて居る、被告人弁解の如く其の犯罪を責め道具として警察官が放火を自白せしむるため多少脅迫かましき行動があつたかも知れぬ。故に被告人の弁解は満更種なしの供述ではなく、随分斯る犯罪を材料として苛酷な取調を為したるうと

の想像も出来ぬことはないのです。

二、外部より侵入の可能なること

検証調書に依れば物置裏出入口は幅四尺の板戸にて内部には錠前も掛金も施さず唯突張棒に適する長五六尺の棒か附近にあつたとのことであるから外部より這入れぬこともない。又当時は約五十間位の距離の所に劇場ありて活動写真等を興行中であつたから、人通りはなかなか多い時刻であつたと思はる故に、如何なる機会にか外部より侵入せぬとも限られぬのである。

三、負債状態も左程急迫ならさること

長崎のI K屋商店に対する肥料代千二百円位の分も、左程嚴重には督促せず、元来肥料の売掛金に付てはさうさう嚴重に催促せぬか当業者間の通例なりと該商店の社員W Y某が証言して居る。又佐世保のI S商店に対する肥料代の延滞に付ても、夫々示談中なりしことも記録に依り略ほ分明である。本日出廷の証

人S M喜代次同I M薨の証言に依るも、被告人の負債状態か左程に急迫ならさる模様を推測し得られません。併し本日弁護人より提出せられた玖馬出稼の兄より被告人へ多額の送金を為す如き書状は、中身の書状のみにて状袋なく従て発送日附の正確を期し難きを以て、余り利益の証とも云はれませぬ。

四、保険金五千八百円は実価と大差なきこと

被告方に在りし家財道具の見積価額は、鑑定人三人の平均価額時価三千八百六十五円、此新調費五千四百四十円、家屋の価額鑑定人二人の平均価額時価七百二十円、此新築価額千

九百八十円となるから、先づ保険金高と財産価額とは大差ないから、被告人は火災に依り格別不当の利益を得る訳てはありませぬ。

五、□□町に於ける頻発の火災は被告の所為と認め難きこと

証拠品中「町長を罷めさせねは、学校も役場も焼き払ふと」の無名の貼紙は、初め被告の所為と疑はれしも、筆跡鑑定の結果は、被告の利益に帰し随つて未だ何人の所為とも判明せず。又被告は町長排斥の仲間には加り居るも左程熱心なる方でないことは各証人の供述にも略ほ明かであるから、被告人は彼の無名貼り紙に関係なきものと思はる。

六、放火の時間

各証人の申立に依れば本件放火の時間は十三日午後六時より七時までの間であることは明白である。検事の弁論に依れば当時□□町にては火災の夜廻りか午後十時頃から初まり居たる故、其の隙間を考へたものであるとのことたか、それにしても未だ宵の口で而かも通行人の多い折柄、放火したとて消止めらるゝことは必定であるから、住家を焼失せしめて保険金を詐取することはなく、困難のことと思はる。

以上六点より考ふれば、本件放火は被告の所為でないかとも見らるゝ。各位は以上説明の不利と利益双方の事実及証拠を克く考慮して公正なる判断を下されんことを望む。

尚弁護人の最後の弁論中「疑はしきは被告の利益に解せよ」とは裁判上の格言なりと言がありました、成程左様な格言はありますか、それは事案か疑はしきものと認めらるゝ場合のことで、疑はしからざるものに右の格言を適用すへからざるは勿論であります、これも為念一言し置きます。

次て左の問書を交付し、陪審評議の順序方法を詳細説明したり。

問書

被告人は、昭和四年一月十三日午後六時頃、自宅内物置に於て油缶の積み置きある傍に藁屑等を詰めたる木箱を置き之に魚油を注ぎ燐寸にて火を付け、因て住宅を焼燬せんとしたるも他人の為め消止められ僅かに該木箱を焼きたるのみにて其の目的を遂げさりしものなりや。

(二) 問書・答申

問書及答申書

<p>問</p> <p>被告人ハ昭和四年一月十三日午後六時頃自宅内物置ニ於テ油缶ノ積ミ置キアル傍ニ藁屑等ヲ詰メタル木箱ヲ置キ之ニ魚油ヲ注キ燐寸ニテ火ヲ付ケ因テ住宅ヲ焼燬セントシタルモ他人ノ為メ消止メラレ僅カニ該木箱ヲ焼キタルノミニテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ</p> <p>昭和四年六月廿九日</p> <p>長崎地方裁判所刑事部 裁判長判事 三浦順太郎</p>	<p>書 (第一回陪審事件)</p> <p>答 申</p> <p>然リ</p> <p>昭和四年六月廿九日</p> <p>陪審長 山野邊寅雄</p>
--	---

(注) 出典 三浦順太郎『松島五人斬事件之弁論』(三浦順太郎・一九三二年九月)

② HD清二・OM正喜・SG伸一・TN實(以上、強盜殺人、SM袈袈一・SMカネ・WN宗雄・TI傳(以上、殺人教唆(長崎地方裁判所強盜殺人及殺人教唆被告事件昭和6年3月16日判決)

(一) 予審終結決定

昭和五年(七)第二七号

予審終結決定

本籍 佐賀県杵島郡□□村大字□□千□百□□番地ノ□
住居 同県同郡□□村字□□KS炭坑第□坑HE市助方小納屋
炭坑々夫

SM袈袈一

本籍並住居、前同所

炭坑々夫

明治二十四年一月□□日生

SMカネ

本籍 福島県相馬郡□□町□□字□□前□□番地
住居 不定

無職

篠崎清藏事 WN宗雄

明治二十七年九月□□日生

本籍 長崎県南高来郡□□町字□□尻□□番地

住居 同県西彼杵郡□□村□□YS辰雄方

炭坑々夫

HD 清二

明治二十九年十一月□□□□日生

本籍 熊本県飽託郡□□□□村大字□島□千□百□番地

住居 佐賀県東松浦郡AT炭坑第□区□号□舍NM朝秀方

炭坑々夫

OM 政喜

明治二十四年四□□□日生

本籍 佐賀県神崎郡□□村大字□卷□百□□番地

住居 長崎県西彼杵郡□□村□□YS辰雄方

炭坑々夫

SG 伸一

明治二十三年二月□□日生

本籍 福岡県八女郡□□村大字□分□百□□番地

住居 長崎県西彼杵郡□□村□□YS辰雄方

炭坑々夫

TN 實

明治二十八年八月□□日生

本籍 高知県吾川郡□□□□村甲□千□□番地

住居 朝鮮龍山□□刑務所 無職

MF清太郎事 TI 傳

明治三十六年一月□□日生

右袈裟一、カネニ対スル殺人教唆右宗雄、清二、政喜、伸一、實、傳ニ対スル強盜殺人各被告事件ニ付予審ヲ遂ゲ決定スルコト左ノ如シ

主 文

被告袈裟一、カネ、宗雄、傳ニ対スル殺人教唆被告清二、政喜、伸一、實ニ対スル強盜殺人各被告事件ヲ長崎地方裁判所ノ公判ニ付ス。

理 由

被告袈裟一及カネ夫婦ハ大正十一年頃ヨリ長崎県西彼杵郡□□村(MS炭坑第□坑)字□□ニ於テ主トシテ炭坑々夫ヲ顧客トセル飲食店ヲ營業中其附近ニ同ク飲食店ヲ營メルYS豊市方ト初ノ程ハ同佐賀県人トシテ昵懇ナリシモ商売敵ノ感情ヨリYS豊市方ガ繁昌セルヲ羨望シテ相反目シ次第第二兩者ノ感情疎隔シタル処大正十四年二月頃被告袈裟一方ノ酌婦TMトラガYS豊市ノ妻YSスエノ誘導ニ依リテYS豊市方ニ転座シ被告袈裟一方ノ營業益々振ハザルニ依リYS豊市方ニ対スル憤恨ノ情ニ堪エ難クYS豊市方ヲ全滅セシメント企テ予テYS豊市方ニ好意ヲ有セザル被告清二及政喜ニ対シテ金錢供与ヲ条件トシテYS豊市方ヲ塵殺センコトヲ委嘱シタル折カラ大正十四年七月十三日被告袈裟一方ガ客足ヲ繋ギタル酌婦八重子ヲ復タYSスエノ使喚ニ依リテKD伊助ガ□□村□□ノ遊郭貸座敷業DF楼ニ娼妓トシテ転座セシメタルヲ以テ被告袈裟一及カネハYS豊市方ニ対スル悲憤ノ極遂ニ予テ被告袈裟一方ノ恩顧ヲ蒙レル博徒被告傳及其同輩被告宗雄ト共謀ノ上同日ノ夜及

同月十五日ノ夜被告袈裟一方ニ於テ其ノ当時MS炭坑第□坑々夫ナリシ被告清二、政喜、伸一及實ニ對シテYS豐市方ヲ塵殺セバ多額ノ金員ヲ贈与スベク其ノ犯行ニ付キテハ被告傳及宗雄ニ於テ全責任ヲ負フベキ旨ヲ告ゲテ使嚇シタルニ依リ被告清二、政喜、伸一及實ヲシテ共謀ノ上YS豐市方ニ侵入シテ同人方ノ者ヲ塵殺シ且金員ヲ強奪セント決意セシメ因テ

被告清二、政喜、伸一、及實ハ同月十六日午前二時頃YS豐市方裏口ニ集合シ被告實ハ該裏口ヨリYS豐市方ニ侵入シ被告清二ハ所携ノ斧ヲ以テYS豐市方奥六畳間ニ熟睡中ノYSスエ（其当時三十三年）及同人ノ次女YSTアカ子（当時三年）ノ頭部等ヲ被告政喜ハ所携ノ斧ヲ以テ同六畳ノ間ニ熟睡中ノYS豐市（其ノ当時四十一年）及同人ノ長女YSサワノ（其ノ当時六年）ノ頭部等ヲ執レモ乱打強撃シ其ノ際YS豐市方ノ下女OTヤチヨ（其ノ当時十八年）カ物音ニ目覺メテYS豐市等ノ寢室ノ襖ヲ開キ窺キタルニヨリ被告政喜ハ所携ノ斧ヲ以テOTヤチヨノ頭部ヲ毆打シ同人ガYS豐市方ノ素板張土間ニ逃ゲ下ルヤ被告伸一ハ所携ノ鉄棒ヲ以テOTヤチヨノ頭部等ヲ撃打シ且泣キ叫ブYSサワノヲ蹴倒シテ右鉄棒ニテ同人ノ頭部等ヲ強撃シ以テYS豐市等寢室箆筒ノ抽斗内ヨリ金百八拾円許リヲ奪取逃走シ之レガ為メYSサワノ及YSスエハ同月十七日執レモ脳損傷ニ因リ死亡シテ其ノ殺害ノ目的ヲ遂ゲYS豐市、YSTアカ子及OTヤチヨニハ頭部前額部等ニ治癒日数二ヶ月乃至三ヶ月許リヲ要シタル創傷ヲ加ヘタルニ止マリ其ノ殺害ノ目的ヲ遂ゲザリシモノナリ。

前掲事實中被告袈裟一、カネ、傳及宗雄ノ所為ハ刑法第九十九条第二百三条第六十一条第一項ニ、被告清二、政喜、伸一及實ノ所為ハ刑法第三百十条第二百四十条第二百四十

三条第五十五条第五十四条第一項ニ該當シ執レモ之レヲ公判ニ付スルニ足ルベキ犯罪ノ嫌疑アルヲ以テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス。

昭和五年十月二十九日

長崎地方裁判所

予審判事 小島 庸雄

（注）出典 三浦順太郎『松島五人斬事件之弁論』（三浦順太郎・一九三二年九月）

（二） 説示

陪審員諸君

先刻御聴キノ通り検事、弁護人ノ弁論ガ終ハリマシタカラ私ハ裁判長トシテ是レカラ本件事案ノ全体ニ亘リ法律上ノ論点、問題トナルベキ事實關係及証拠ノ要領ヲ説明致シマス而シテ最後ニ諸君ニ對シ問題ヲ提供致シマスカラ是ニ付キ御評議ノ上答申願ヒマス。

本件公訴事實即チ検事ノ訴フルトコロハ先刻検事ガ述ベラレタ通りナルガ要スルニ被告人SM袈裟一、SMカネ、WN宗雄、TI傳ノ四名ハ長崎県西彼杵郡□□村字□□、飲食店YS豐市ノ一家ノ者ヲ殺害センコトヲ相謀リ大正十四年七月中被告人HD清二、OM政喜、SG伸一、TN實ノ四名ニ對シ右YS豐市一家ノ者ヲ皆殺シニシテ呉レト頼ミ被告人HD清二、OM政喜、SG伸一、TN實ノ四名ハ之ニ応ジ執レモ殺意ヲ決スルト共ニYS豐市方ヨリ金錢ヲ奪ヒ取ルコトヲ相談シテ同年七月十六日午前二時頃被告人TN實ハYS豐市方裏口附近ニ於テ見張ヲ為シ被告人HD清二、OM政喜、SG伸一ノ三名ハ同家裏口ヨリ屋内ニ侵入シ所携ノ斧又ハ鉄棒等ノ兇器ヲ以テYS豐市、同人ノ妻スエ同人ノ長女

サワノ、同人ノ次女タカコ及同家女中太田ヤスヨノ頭部其他ヲ乱打強撃シタル上YS豊市方ヨリ同人所有ノ現金百八十円許リヲ奪ヒ取り以テ翌十七日YSスエYSサワノヲシテ執レモ脳損傷ニ因リ死亡セシメYS豊市YSタカコ及OYヤチヨヲシテ頭部其他ニ治療ニケ月位乃至三ヶ月位ヲ要スル重傷ヲ与ヘタモノデアルト云フノデアリマス。

是ニ対シ各被告人ノ弁解ハ孰レモ左様ナコトハ毛頭覚エナシト云フテ極力公訴事実ヲ否認シテ居ルカラ本件ノ争点ハ殆ド全部ニ亘ルト云ツテモヨイノデアル從テ本件ノ事実關係並ニ証拠關係ハ非常ニ複雑デアリ殊ニ其犯行ハ相当古イモノデ且ツ重大ナル犯罪デアルカラ充分注意シテ御聴取ヲ願ヒマス。

本件ノ事実關係及証拠關係ヲ説明スルニ先チ便宜上本件公訴事実ニ頭ハレタル強盜殺人、殺人教唆及共犯關係トハ法律上怎ンナモノデアアルカト云フコトヲ説明シテ諸君ノ御参考ニ供シタイト思ヒマス。

先ヅ強盜殺人罪トハ刑法第二百四十条ニ規定セラレタルモノナルガ是ハ本来強盜罪ト殺人罪トノ二個ノ犯罪ガ結合シテ強盜殺人罪ト云フ一ツノモノニナツタノデアリマス而シテ強盜トハ他人ニ暴行ヲ加ヘタリ又ハ威下シ付ケタリシテ他人ノ反抗ヲ抑ヘ付ケタル上他人ノ財物ヲ奪フ行為ヲ云ヒ殺人罪トハ故意ニ他人ノ生命ヲ絶ツ行為デアリマス此二ツノ行為ガ結び付イタ場合ニハ強盜殺人罪トナルノデアリマス例ヘバ強盜ガ他人ノ財物ヲ奪ツタ後他人ヲ殺シタ場合又ハ強盜ガ他人ヲ殺シタ後財物ヲ奪ツタ場合ハ孰レモ是ハ刑法第二百四十条ニ云フ所ノ強盜殺人罪ニ当ルノデアリマス次ニ殺人教唆犯トハ故意ニ他人ヲシテ殺意ヲ起サシメテ之ヲ実行セシムルヲ云フノデアリマス例ヘバ私ガ諸君ニ某甲ヲ殺害シテ呉レト頼ミ諸君ハ私ノ依頼ニ応ジ某甲ヲ殺ス決心ヲ起シテ某甲ヲ殺シタト云フ場合ニハ私ハ殺

人教唆犯ノ責任ヲ負フノデアリマス從テ教唆犯ハ単ニ他人ヲシテ犯意ヲ起サシメタト云フ丈デハ未ダ成立シナイノデアリマシテ更ニ進ンデ其他人ガ之ニ基キ犯罪ヲ実行スルコトニ因リマシテ始メテ成立スルノデアリマス、ツマリ教唆犯ハ普通ノ犯罪ノ如ク独立性ノモノデハナク実行正犯ノ成立スルコトニ因リ始メテ成立スルト云フ從属性ノモノデアリマス而シテ教唆者ノ責任ハ実行正犯ト同一デ且ツ実行者ノ現ニ実行シタル行為ヲ限度トスルモノデアルガ実行正犯者ガ教唆者ヨリ頼マレタ犯罪ト全然別個ノ犯罪ヲ為シタルトキ又ハ教唆者ノ全然予見セザル犯罪ヲ実行シタト云フトキニハ教唆者ハ其等ノ犯罪ノ責任ヲ負ハナイノデアリマス例ヘバ私ハ諸君ニ対シ某甲ヲ殺シテ呉レト頼ンダトコロ諸君ハ之ニ応ジ某甲ヲ殺ス決心ヲ起スト同時ニ某甲ノ財物ヲ奪ヒ取ル決心ヲモ起シ某甲ヲ殺シテ財物ヲ奪ツタト云フ場合ニハ諸君ハ強盜殺人罪ノ責任ガアリマスガ私ハ単ニ殺人教唆罪ノ責任ヲ負フノミデ強盜殺人罪ノ責任ヲ負ハナイノデアリマス次ニ共犯關係トハ二人以上ノ共同加功ニヨリ同一ノ犯罪事実ヲ成立セシムルヲ云フノデアリマス而シテ其共犯者間ニ於テ通謀ノ事実アリテ実行々為ノ一部ヲ分担スレバ其各人ノ為シタル行為ノ範圍、程度ガ怎ノ様ニナツテ居テモ其各人ハ孰レモ其行為全部ニ付キ同様ノ責任ヲ負ハネバナラヌノデアリマス例ヘバ甲、乙、丙ノ三人ガ或ル家ヨリ財物ヲ奪ツテカラ其家ノ主人ヲ殺害シヨウト云フ相談ヲシテ甲ハ其家ノ外デ見張ヲ為シ乙丙ノ二人ガ其家ニ這入り金ヲ奪ヒ取ツテ後其家ノ主人ヲ殺シタト云フ場合ニハ甲乙丙ノ三人ハ孰レモ強盜殺人、住居侵入ノ罪責ガアルノデアリマス其処デ便宜上之ヲ本件公訴事実ニ當テ嵌メテ説明スルト被告人SM袈裟一、SMカネ、TI傳、WN宗雄ノ四名ニ殺人教唆罪ノ責任ガアリトスルニハ同被告人等ガ被告人HD清二等ニ対シYS豊市一家ノ者ヲ殺害スルコトヲ依頼シタ事実並ニ被告人HD清二等ガ之ニ基

キ殺意ヲ決シYS豊市一家ノ者ヲ殺害シタル事実ノアルコトガ必要デアリマス而シテ本件公訴事実ニヨルト被告人HD清二等ハ殺人罪以外ニ強盜罪ヲモ為シタルモノデアルカラ先刻説明シタル通り若シ仮リニ斯カル事実ガ認めラレルモノナリトセバ被告人SM袈裟一、SMカネ、TI傳、WN宗雄ノ四名ハ殺人教唆罪ノ責任ヲ負ヒ被告人HD清二、OM政喜、SG伸一、TN實ノ四名ハ強盜殺人罪ノ責任ヲ負フコトニナルノデアリマス。

扱テ是レヨリ本件公訴ニ係ル事実關係及証拠ノ説明ニ移ルノデアルガ 爰ニ予メ諸君ニ御注意ヲ願フコトハ私ハ裁判長トシテ此ノ証拠ハ信用スルニ足ル、彼ノ証拠ハ信用出来ヌトカ又被告人ハ此事実ニ付テハ責 任ヲ負フベキモノデアルトカ彼ノ事実ニ付テハ責任ハナイトカ云フ様 二証拠ノ信否並罪責ノ有無ニ付キ私ノ意見ヲ申上グルコトハ出来マセヌ。之ハ法律ガ堅ク禁ジテ居ルトコロデアリマシテ之等ノ点ニ付テハ陪審自ラ判断スベキモノデアルカラ能ク此点ヲ誤解ナキ様ニ御注意ヲ願ヒマス。

其処デ本件ニ於テ第一ニ判断スベキコトハ一体YS豊市ノ一家ニハ公訴事実ニ顕ハレタルガ如キYS豊市外四名ノ殺傷行為ガ實際アツタカナカツタカ又YS豊市方ニ於テハ實際金錢ガ奪取セラレテ居ルカドウカ、之ハ何人ガ斯カル犯罪ヲシタカト云フコトニハ關係ナイノデアリマツマリ犯人ハ何人デアルカト云フ問題ハ一時諸君ノ頭カラ取去ツテ實際ニ斯様ナ出来事ガアツタカドウカト云フコトヲ考ヘテ貰ヒタイノデアリマス。

其処デYS豊市方ニ殺傷ノアリシヤ否ヤニ関スル証拠トシテハ、

(イ)証人YS九助ニ対スル受命判事ノ第一、二回ノ訊問調書ノ供述記載(当庁へ召喚不能ノモノ)

(ロ)証人YS辰雄ノ当公廷ニ於ケル証言

(ハ)参考記録中検事ノ検証調書及同附属図面

(ニ)参考記録中YSスエ及YSサワノニ対スル鑑定人菅原正雄ノ鑑定書ノ記載

(ホ)参考記録中OTヤチヨニ対スル予審判事ノ訊問調書ノ供述記載(当庁へ召喚不能ノモノ)

(ヘ)証人YS豊市ノ当公廷ニ於ケル証言

(ト)証人HM嘉作ノ当公廷ニ於ケル証言

以上各証拠ガ信用出来ルモノトスレバYS豊市方ニ於テハ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豊市、同人妻YSスエ、同人ノ長女YSサワノ、同人ノ次女YSタカコ及同家女中OTヤチヨガ何人カノ手ニヨリ頭部其他ヲ打タレテ負傷セシメラレYSスエ及YSサワノハ翌十七日脳損傷ニ因リ死亡シYS豊市、YSタカコ及OTヤチヨハ治療数日ヲ要スル重傷ヲ蒙リタル事実ガ認めラレマスガ先刻モ申上グル通り証拠ノ信否ハ諸君ノ判断ニヨルノデアリマスカラ適正ニ御判断ヲ願ヒマス。

次ニYS豊市方ニ於テ金錢ヲ奪ハレタカドウカニ付テノ証拠トシテ、

(イ)証人YS豊市ノ当公廷ニ於ケル証言

(ロ)証人YS辰雄ノ当公廷ニ於ケル証言

(ハ)証人YS九助ニ対スル受命判事ノ第一回訊問調書ノ供述記載

以上ノ各証拠ガ信用出来ルモノトスレバYS豊市方ニテハ大正十四年七月十五日夜ヨリ同月十六日払曉ニ至ルマデノ間YS豊市所有ノ現金百数十円位奪取セラレテ居ツタコトガ認めラレマスガ之モ前ニ申上ゲタ通り諸君ニ於テ其信否ヲ適當ニ判断セラレタイノデアリマス。

以上ノ如ク殺傷ノアツタコト及金錢ノ奪ハレテ居タコトガ仮リニ認めラレルモノトスレ

バ次ニ起ル問題ハ何人ガ是等ノ殺傷行為及金銭奪取ノ行為ヲ為シタルモノカト云フコトデアリマス。

其処デ先ヅ被告人HD清二ハ右強盜殺人ヲシタモノカドウカト云フ点ニ付キ怎ンナ証拠ガアルカト云フト、

被告人HD清二ハ司法警察官第二回乃至第七回聴取書、検事第一回乃至第六回聴取書、予審判事ノ強制訊問調書及予審判事ノ第一回乃至第十一回訊問調書ニ於テ本件犯行ヲ自白シタルコトノ記載ガアリマス而シテ被告人ノ警察官及検事ノ聴取書ト云フモノハ本来証拠ニハナラナイノデアアルガ本件ニ於テハ訴訟關係人ガ異議ガナイカラ証拠トシテヨイノデアリマス又予審調書ハ被告人、証人等ガ公判ニ於テ重要ナル部分ノ供述ヲ変更シタル場合ニハ証拠トシテ宜イノデアリマスソコデ被告人HDノ従来ノ自白ノ内容ヲ調ヘテ見ルト此等ノ自白ハ凡テノ点ニ於テ悉ク一致シテ居ル訳デアリマセヌ即チ(イ)共犯者ノ点ニ付キ(ロ)使用シタル兇器ノ点ニ付キ(ハ)兇器ノ処分ニ付キ(ニ)殺傷シタル模様ニ付キ(ホ)金銭ヲ奪取シタル点ニ付キ(ヘ)金銭分配ノ点ニ付キ(ト)金銭ノ処分ニ付キ(チ)犯行ノ動機ニ付キ(リ)着用シタル厚司ノ処分ニ付キ其他個々ノ点ニ付キ種々ナル供述ヲシテ居リマスガ被告人HDガ本件殺傷行為ヲ為シタルコトニ付テハ終始自白シテ居リマス仍テ今被告人HDノ自白ノ部分ノ要旨ヲ逐一読ンデ御参考ニ供シタイト思ヒマス。

此時裁判長ハ

被告人HDニ対スル司法警察官第二回聴取書(第一冊六〇丁以下八五丁) 同第三回聴取書(第一冊八六丁以下一一一丁) 同第四回聴取書(第一冊一一二丁以下一三三丁) 同第五回聴取書(第一冊一三五丁以下一四八丁) 同第六回聴取書(一冊一五〇丁以下二一一丁)

同第七回聴取書(第一冊二一三丁以下二三三丁) 被告人HD清二ニ対スル検事第一回聴取書(第二冊六六二丁以下八六丁) 同第二回聴取書(第二冊七五五丁以下七五七丁) 同第三回聴取書(第二冊七八五丁以下七九〇丁) 同第四回聴取書(第二冊九六一丁以下九六八丁) 同第五回聴取書(第二冊一〇九三丁以下一〇九四丁) 被告人HD清二ニ対スル予審判事ノ第一回乃至第十一回訊問調書ノ各供述記載ノ各關係部分ノ要領ヲ読聞ケタリ

斯様ニ被告人HD清二ハ種々ナル供述ヲシテ居リマス。

而シテ被告人HD清二ハ当公廷ニ於テ弁解スルトコロニ依リマスト右ノ自白ハ最初警察官ノ取調ヲ受ケタル際警察官ヨリ非常ナル暴行ヲ受ケタカラ其苦シサニ堪ヘズ虚偽ノ自白ヲシタノデアアル又検事ニ対シテモ之ヲ翻スヲ得ズ更ニ予審ニ於テハ取消ノ機会ヲ失シ自白シタノデアルト述ベテ居リマス。

被告人弁護人ハ本件ハ被告人等ノ自白以外ニ何等適格ノ証拠ナク自白ノミニヨリ事ヲ断ズルハ甚ダ危険ナリ殊ニ被告人HD清二ノ自白ハ暴行ニ基クモノニシテ支離滅裂信用スルニ足ラザル旨主張セラレ、検事ハ被告人HD清二ノ自白ハ信用スルニ足ルト主張セラレテ居ルコトハ諸君ノ御聴キノ通りデアリマス。

一体自白トハ怎ンナモノカト云フト犯人ガ自分ニ不利益ナル陳述ヲスルト云フコトデアリマスソレデスカラ自白モ他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ツノ証拠トナルモノデアリマスガ被告人ハ何カノ都合デ往々虚偽ノコトヲ云フコトガアリマスカラ此自白ノミニヨリ事ヲ断ズルコトハ往々間違ヒヲ生ジ無実ノ者ヲ罰スルト云フ危険ヲ伴ヒマスカラ此自白ガ信用出来ルカ出来ヌカト云フコトニ付テハ充分ノ御注意ヲ願ヒマスソレト同時ニ被告人ガ警察官ヨ

リ取調ヲ受クルニ当リ暴行ヲ受ケタル事実ガ仮リニアツタトシテモ直ニ其ノ自白ガ常ニ虚偽ノモノダトハ申サレマセヌ或ル場合ニハ暴行ノ苦痛ニ堪ヘ兼テ虚偽ノ自状ヲスルコトモアリマシヨウ又或ル場合ニハ到底隠シ切レズニ事実ヲ告白スル場合モアリマシヨウ、ソレデスカラ自白ト暴行トヲ常ニ結び付ケ一体不離ノモノトシテ觀察スルコトハ早計デアリマス要スルニ其自白ガ真実ナリヤ否ヤヲ判断セネバナリマセヌソレニ付テハ自白ノ外ニ自白ニ伴フ証拠ガアルカ怎ウカト云フコトヲ看テ其自白ノ真実ナリヤ否ヤヲ觀察スルヨリ他ニナイト思フノデアリマス陪審員諸君ハ以上ノ注意ヲ以テ被告人H D清ニガ司法警察官、検事、予審判事ニ云フタコトガ真実カ怎ウカ又ドレ丈ケノ部分ガ真実カ怎ウカ又全部偽リカ怎ウカト云フコトノ判断ヲ願ヒタイノデアリマス。

ソレニ付テ御参考ニ申上ゲタイコトハ被告人H D清ニガ是迄警察官ニ対シテモ検事及予審判事ニ対シテモ同様ノ陳述ヲ為シ居ルコトガアリマスソレハ先刻モ読上ゲタトコロデ大体御判リノコトト思ヒマスガツマリ

(イ)被告人H D清ニガ大正十四年七月十六日午前二時カ二時過ぎニY S豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタルコト

(ロ)被告人H D清ニガ右侵入当時紺サージノ厚司ヲ着用シテ居タルコト

(ハ)被告人H D清ニガY Sスエノ頭部ヲ兇器ヲ以テ殴打シタルコト

此等ノ点ニ付テハ大体陳述ハ変ツテ居リマセヌ。

夫レカラ被告人H D清ニハ司法警察官第二回聴取書乃至第四回聴取書ニ依ルト先刻読ミ上ゲマシタ様ニ「ハズシ」ヲ持チ行キシト云フテ居ルガ同第五回取調べ以後ハ検事予審ヲ通ジ斧ヲ持チ行キ斧デ殴ツタト云フテ居リマスソレカラ其斧ヲ如何シタカト云フト先刻モ

読上ゲタ通り種々ノ供述ヲシテ居リマスガ其内司法警察官ノ第七回聴取書(二二七

丁以下)ニヨリマスト被告人H D清ニハ兇行後斧ノ柄ヲ折り鉄道線路ノ向フノ塵捨場ニ約一尺位ノ深サニ穴ヲ掘リ其処ニ埋メタト云フテ居リマス。

ソレカラ被告人H D清ニニ対スル検事第一回聴取書(六八一丁以下)ニ依ルト被告人H D清ニハ「レール」ニ斧ヲ当テガヒ柄ヲ折り柄ハ海岸ノ方ニ捨テ斧ノ刃ヲ海岸ノ塵捨場ノ地下ニ叩キ込ダト云フテ居リマスソレカラ予審第六回ノ訊問調書ニヨルト被告人H Dハ斧ヲ使用シテ後柄ヲ折り海岸ノ塵捨場ニ埋メタガ其使用シタ斧ハ証第三号ナルモ之ニ柄ガ付イテ居ツタト云フコトヲ供述シテ居リマス。

此点ニ対シテハ当公廷ニ於ケル証人M Y恒七ノ証言及証人M D松一郎ノ証言、予審判事ノ検証調書同附図及受命判事ノ検証調書同附図等ノ証拠ガアリマスカラ御参考ニセラレタイ而シテ之等ノ証拠ニヨルト被告人H Dガ証人M Y恒七ニ対シ此処ニ埋メタト云フテ現場ヲ指示シタ箇所カラ証第三号ノ斧ガ出テ来タト云フコトニナツテ居リマス又司法警察官作成ノ実況見分書(訴訟關係人ニ異議ナキモノ第一冊六四九丁以下)及同附図ニヨルト証第三号ノ斧ガ塵捨場カラ出タト云フコ

トニナツテ居リマス從テ以上ノ各証拠ガ信用出来ルモノトスレバ証第三号ノ斧ガ被告人H Dノ指示シタ場所カラ出タト云フコトニナリマスガ若シ信用出来ヌト云フコトニナレバ右ノ事実ハ認めルコトガ出来ナイノデアリマスソレカラ鑑定人淺田一ノ鑑定書(第二冊一六五八丁以下)ニ依ルト証第三号ノ斧ニハ人血附着ノ証明ガ出来ヌト云フコトニナツテ居リマス此鑑定ガ信用出来ルモノトスレバ何故ニ此鑑定當時此斧ニ人血ガ附着シ居ラザルカ被告人H Dガ兇行ニ使用セザリシモノナルガ故ナルカ又犯行當時ハ附着シテ居ツテモ時期ガ経過シテ錆ビ付イテ居ルカラ血痕ノ発見ガ出来ナイモノカ其辺ハ諸君ノ豊富ナル常識ニヨ

り適當ニ判断ヲ願ヒマス。

次ニ被告人HD清ニハ先刻モ申上ゲマシタ通り司法警察官ヤ検事ヤ予審判事ニ対シテ紺サージノ厚司ヲ着テYS豊市方へ這入ツタト云フテ居リマスソレカラ司法警察官第七回聴取書(二二七丁以下)ニヨルト被告人HDハ兇行後厚司ヲ丸メテ其俣携ヘテSM方ニ行キ之ヲ戸口ノ右際ノ大石ノ下ニ置キタルガ其厚司ノ襟ノ内側ニ銀大黒ト右カラ左ニ書イタ商標ガアルカラ只今モ其厚司ヲ見レバ直グニ判リマス証第五号ノ厚司ハ形ハ変ツテ居ルガ私ノ着用セシモノニ相違ナキ旨述べテ居リマスソレカラ検事第一回取調ノ際モ大体同様ノコトヲ云フテ居リマス又予審判事ノ被告人HD第九回取調書ニモ大体同様デ被告人HDハYS方ニ這入リシ際ハ証第五号ノ厚司ヲ着用シテ居ツタト云フテ居リマス又証人MD松一郎ノ当公廷ニ於ケル証言ガ信用セラルコトニナレバ被告人HDハ犯行当時証第五号ノ厚司ヲ着用テ居ツタト云フコトニナリマスガ被告人HDハ予審判事ノ第七回取調ノ際ハ証第五号ノ厚司ヲ着用セナカツタト云フテ居リマスカラ何レヲ信用スルカ之ハ諸君ノ自由デアリマス即チ被告人HDガ証第五号ノ厚司ヲ着用シナイト云フコトハ勿論ノコトYS豊市方へ厚司ヲ着用テ侵入シタト云フコトモナク其点ノ自白ハ偽リデアルト云フ様ニ諸君ガ認ラルルコトモ自由デアリマス只先刻来申上ゲタ証抛ガ信用出来ルモノトスレバ被告人HDガ証第五号ノ厚司ヲ着用テYS豊市方へ行ツタコトニナリマストコロデ鑑定人淺田一ノ鑑定書(第二冊一六〇丁以下)ニ依ルト証第五号ノ厚司ニハ血痕附着ノ証明ガ困難デアルト云フコトニナツテ居リマス從テ若シ此鑑定ヲ信用スレバドウ云フ訳デ厚司ニ血痕ガ附着セヌト云フノカ或ハ始メハ血痕ガ付イテ居ツタノダガ鑑定スルマデニ相当時期モ経過シテ居ルシ又其間ニ洗濯ナドシタノデ鑑定ノ際ニハ血痕ガ附イテ居ラヌト云フノカ或ハ全然本件ニ關係

ナキモノ故血痕ガ附着セヌト云フノカ之モ適正ニ判断セラレタイ。

尚此厚司ノ点ニ付キテノ証抛トシテハ

- (イ) 証人MGウメノノ当公廷ニ於ケル証言
- (ロ) 証人KTイロニ対スル予審判事ノ訊問調書ノ供述記載(訴訟關係人ニ異議ナシ)
- (ハ) 証人IUキミエニ対スル予審判事ノ訊問調書ノ供述記載(訴訟關係人ニ異議ナシ)
- (ニ) K實平ニ対スル司法警察官聴取書(第一冊四七六丁以下四九六丁)ノ供述記載(行方不明召喚不能ノモノ)
- (ホ) 被告人SMカネニ対スル予審判事第二回訊問調書ノ供述記載(当公廷ニ於ケル供述ト重要部分ニ変更アリタルモノ)
- (ヘ) 鑑定人淺田一ノ鑑定(但シ受命判事ノ厚司ニ血痕等附着セル場合ノ色ノ変化ニ関スル鑑定)

(ト) 証人KM榮ニノ当公廷ニ於ケル証言

ナドモ参酌セラレテ証第五号ノ厚司ハ元来被告人HDガ嘗テ着用セシモノカ怎ウカ然リトシテ本件発生当時着用シ居リシヤ否ヤ然リトシテ此厚司ガ本件犯行ニ關係アリヤ否ヤ即チ被告人HD清ニガ証第五号ノ厚司ヲ着用シテYS豊市方へ行キシカ又別ノ厚司ヲ着用テ行キシカソレトモ被告人HDハ全然YS豊市方へ行ツテ居ラヌト云フノカ自由ニ適正ニ判断ヲ願ヒマスソレカラ被告人HD清ニハ司法警察官第四回聴取書ニヨルト犯行後鉄ボートヲYS豊市方裏ノ池ノ様ニナツテ居ル水溜リノ中ニ投ゲタト云フテ居リマス同第七回聴取書ニ依ルト自分ハSGニ鉄ボートヲ渡シタソレカラ兇行後自分ガYS方裏手ノ池ニ投込シダ証第一号ノ鉄ボートカ否ヤ不明ナルモ私ガSGニ渡シタ鉄ボートハ此品ニ間違ナイ様デア

ト述べテ居リマス又予審第四回調書ニヨルト其鉄ボートハ証第一号ノモノダト云ヒ又予審第九回デハ私ハS Gニ証第一号ノ鉄ボートヲ渡シ居ラズ又Y S方裏ノ池ニモ投込マヌト云フテ居リマス此点ニ付キ証人Y S九助ノ受命判事ノ第一回訊問ノ際ハ九助ハ池ノ中カラ鉄ボートヲ掘リ出シタカドウカ記憶シナイト云フテ居リマスガ証人Y S九助ノ受命判事第二回訊問ノ際ハ池ノ中カラ鉄ボートガ出テ来タト云フテ居リマス尚証人Y S辰雄ノ当公廷ノ証言ニヨルト父九助ハ斯様ナ鉄ボートガ池ノ中カラ出テ来タト云フテ証第一号ノ鉄棒ヲ父九助カラ受取ツタト云フテ居リマス。

之等ノ利益不利益ノ証拠ヲ対照シテ被告人H Dガ果シテ証第一号ノ鉄棒ヲ被告人S Gニ渡シタカ又池ノ中ニ投ゲタカドウカ又証第一号鉄棒ハ何等本件ニ関係ナイモノカドウカ即チ被告人H Dハ鉄棒ヲS Gニ渡シタコトハ間違ナイガ証第一号ノ鉄棒デハナカツタカ或ハ被告人H Dノ鉄棒ニ関係スル供述ハ出鱈目デ左様ナ鉄棒ヲS Gニ渡シタコトハナイノカ此点ニ付テモ諸君ノ自由ナル判断ヲ願ヒマス。

尚其他ノ諸点即チY S豊市方ニ於ケル兇行ノ状態ニ付テY S豊市方裏口ノ戸締ノ模様ニ付テ、Y S豊市方屋内ノ電灯ノ模様ニ付テ、Y S豊市等ノ寢室ノ状態ニ付テ、Y S豊市方兇行後ニ於ケル状態等ノ点ニ付テ被告人H D清ニガ司法警察官、検事及予審判事ニ対シ如何様ナ陳述

ヲシテ居ルカト云フコトニ付テハ先刻申上ゲタ通りナルガ更ニ此等ノ諸点ニ対スル証拠トシテハ

- (イ) 証人Y S九助ニ対スル受命判事ノ第一、二回ノ訊問調書
- (ロ) 証人Y S辰雄ノ当公廷ニ於ケル証言

- (ハ) 証人Y S豊市ノ当公廷ニ於ケル証言
- (ニ) 証人H N寛太夫ノ当公廷ニ於ケル証言
- (ホ) 参考記録中証人O Tヤチヨニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(召喚不能)
- (ヘ) K實平ニ対スル司法警察官聴取書(第六冊二七六九丁以下二八〇四丁)ノ供述記載(行方不明ニテ召喚不能)

(ト) 証人H M嘉作ノ当公廷ニ於ケル証言

(チ) 参考記録中検事ノ検証調書及同附属図面

(リ) 被告人S G伸一、T N實ニ対スル司法警察官、検事聴取書(以上訴訟関係人ノ異議ナキモノ)予審判事ノ強制訊問調書及予審判事ノ訊問調書ノ各供述記載

(ヌ) 被告人S M袈裟一、S Mカネノ当公廷ニ於ケル各供述ガアリマス

(此時裁判長ハ右各証拠ニ付キ大体ノ要領ヲ告ゲ且ツ証第一号鉄棒証第三号斧第五号厚司ヲ示シ且ツ鑑定ノ結果ヲ説明シタリ)

以上ノ各証拠ニ付キ諸君ハ何レヲ信用シ何レヲ排斥スルカ其信スルトコロニ依リ被告人H D清ニノ当公廷ニ於ケル弁解ガ真ナルカ又従来ノ供述ノ何レノ部分ガ真実ナリヤ即チ被告人H D清ニハ本件犯行ニ全然関係ナキモノナルヤ又被告人H D清ニハ本件犯行ヲ為シタルモノナリヤ若シ為シタルモノトセバ何人ト共ニ為シタルモノナリヤ又如何ナル動機ニテ為シタルモノナリヤ等ノ点ニ付キ適正ニ判断セラレタイノデアリマス。

次ニ被告人S G伸一二対スル事實関係及証拠ノ要領ヲ説明致シマス。

被告人S G伸一ハ本件準備公判当公廷ニ於テ本件犯行ヲ否認シテ居リマスガ司法警察官第三回以後検事ノ取調ノ際モ亦予審判事ノ強制訊問ニ於テモ尚予審判事ノ最終訊問ニ至ル

マデ大体本件犯行ヲ自白シテ居ルノデアリマス尤モ此等ノ自白ガ総テノ点ニ於テ悉ク一致シテ居ル訳デアリマセヌガ大体本件犯行ヲ自白シテ居リマス而シテ被告人HD清二ト同様ニ被告人SG伸一モ最初警察官ノ取調ヲ受ケタル際暴行ヲ受ケタル故虚偽ノ自白ヲシタト云フテ居リマスガ其自白ノ真否価値ニ付テハ既ニ説明シタ通りデ茲ニ反覆シテ申上ゲマセヌカラ能ク御判断ヲ願ヒマス。

其処デ此自白ノ模様ヲ調査シテ見ルト、

- (イ) 服装ノ点ニ付キ
- (ロ) 犯行ノ用ニ供シタリト云フ鉄棒ニ付キ
- (ハ) Y S 豊市方侵入ノ点ニ付キ
- (ニ) Y S 豊市方屋内ニ於テ殺傷ヲ為シタル点ニ付キ
- (ホ) 殺意ノ点ニ付キ
- (ヘ) 何人ト相談ヲ為シタルヤノ点ニ付キ
- (ト) 本件犯行ノ実行々為ノ分担ノ点ニ付キ
- (チ) 兇器鉄棒ノ処分ニ付キ
- (リ) 金銭奪取ノ点ニ付キ
- (ヌ) 金銭分配ノ点ニ付キ
- (ル) 着衣ノ処分ニ付キ
- (オ) 本件犯行ノ動機ニ付キ

被告人SG伸一ハ司法警察官、検事及予審判事ニ対シ斯様ニ云フテ居リマス。

此時裁判長ハ被告人SG伸一二対スル司法警察官第三回聴取書（第一冊二五三丁以下二

八一丁）同第四回聴取書（第一冊二八二丁以下三〇〇丁）検事第一回聴取書（第二冊七九一丁以下八〇二丁）同第二回聴取書（第二冊九八九丁以下九九八丁）予審判事ノ強制訊問調書及予審判事ノ第一回乃至第九回訊問調書中前頭諸点ノ該当部分ノ各供述記載ノ要旨ヲ告ゲ其一致セル点並ニ相違セル点ヲ指摘シテ説明シタル後特ニ右供述記載ノ中ニ被告人SG伸一ハYS豊市方ニ於テ兇行ヲ為シタル後着テ居ツタ縮ノシヤツト腰巻ニ血ガ付キ居ルカモ知レヌト思ヒシ故YS豊市方ヲ出テYS納屋ニ帰ル途中右シヤツト腰巻ヲゴミノ中ニ隠シマシタト云フ記載（予審第六回訊問調書）ガアリマス而シテ之ニ対スル証拠トシテ

- (イ) 証人MY恒七ノ当公廷ニ於ケル証言
- (ロ) 証人MD松一郎ノ当公廷ニ於ケル証言
- (ハ) 予審判事ノ検証調書及同附属図面（第六冊）
- (ニ) 受命判事ノ検証調書及同附属図面
等ノモノガアリマス。

又前頭各供述記載ノ中ニ被告人SG伸一ハ兇行後自分ノ使用シタ「鉄ボート」ハ被告人HDニ渡シタト思フト云フ記録（予審第七回訊問）ガアリマス而シテ之ニ対スル証拠トシテハ、

(イ) 被告人HD清二ニ対スル前ニ申上ゲタ様ナ司法警察官検事ノ各聴取書及予審訊問調書ノ供述記載ガアリ又其他ニ

(ロ) 被告HD清二ノ説明ノ際申上ゲタ様ナ証拠ガアリマス

此等証拠ト被告人SG伸一ノ従来ノ自白ト対照シ何レヲ信用スルカ即チ被告人SG伸一ノ弁解スルガ如ク同人ハ全然本件ニ関係ナイモノト見ルカ又関係アルモノト見ルカ又関係

アルモノトスレバ何人ト共ニ本件犯行ヲシタモノカ或ハ本件犯行ノ動機ハ何デアルカ等ノ点ニ付テ公正ノ判断ヲ願ヒマス。

尚此際申上ゲテ置キマスガ被告人H D及被告人S Gハ孰レモ警察官ヨリ暴行ヲ受ケタ様ニ述ベテ居リ又証人M Gウメノモ当公廷ニ於テ被告人H Dガ取調ヲ受ケタ際殴ラレテ居ル様ナ音ヲ聞イタト申シテ居リマスガ証人M D松一郎及証人M Y恒七ハ決シテ左様ナ暴行ノ事実ハナイト当公廷デ証言シテ居リマス諸君ハ何レヲ信用スルカ此点モ併セテ御判断ヲ願ヒマス。

次ニ被告人O M政喜ノ事実関係及証拠ノ要領ヲ説明致シマス被告人O M政喜ハ予審判事ノ強制訊問調書ニ依ルト本件犯行ヲ自白シテオリマスガ予審以後当公廷ニ至ルマデ全然犯行ヲ否認シテ居リマス而シテ被告人O Mハ本件犯行当夜ハ友人T 正雄(O G勘次郎ノコト)ト共ニ釜ノ浦ヘ行キ玉突屋ノO G管太郎方デ寝テ仕舞ツタト云フ弁解ヲシテ居リマスソコデ此点ニ対スル証拠トシテハ次ノ様ナモノガアリマス

(イ) 椿正雄小川勘次郎ニ対スル司法警察官第一回聴取書(第一冊五二〇丁以下) 同第二回聴取書(第二冊一〇四九丁以下)ノ供述記載(行衛不明召喚不能)

(ロ) 証人N Oセツニ対スル予審判事ノ供述記載(訴訟關係人異議ナキモノ)

(ハ) 証人I Bヨシノ当公廷ニ於ケル証言

(ニ) 証人M Gウメノノ当公廷ニ於ケル証言

(ホ) 証人O G管太郎ノ当公廷ニ於ケル証言

(ヘ) 証人M D松一郎ノ当公廷ニ於ケル証言

(ト) 被告人H D清二、S G伸一ニ対スル各司法警察官、検事聴取書並予審判事ノ供述記

載

ノ各要旨ヲ告ゲタル上

之等ノ証拠ニヨリ被告人O Mノ弁解ガ真実カ否カ即チ被告人O Mハ全然本件ニ關係ナイモノカ又關係アルモノカ若シ關係ガアルモノトスレバ何人ト為シタモノカト云フ点ニ付キマシテ適正ノ御判断ヲ願ヒマス。

次ニ被告人T N實ノ事実関係及証拠ノ要領ヲ説明シマス。

被告人T N實ハ司法警察官第二回聴取書、検事第一回、第二回聴取書、予審判事ノ強制訊問調書及予審判事第一回訊問調書ニ依ルト被告人T NハY S豊市方ヨリ金銭ヲ取ルツモリデ同家ノ裏口附近デ見張ヲシテ居ツタト云フコトヲ陳述シテ居リマスガ予審判事ノ第二回訊問後ニ於テハ本件犯行ハ勿論Y S豊市方裏口附近デ見張ヲシタコトモナイト云フテ全然犯行ヲ否認シテ居リマス。

ソコデ此点ニ対スル証拠トシテハ先刻モ説上ゲテ説明シタ通り、

(イ) K實平ニ対スル司法警察官聴取書(第六冊二七六九丁以下二八〇四丁行方不明召喚不能)

(ロ) 被告人H D清二、S G伸一ニ対スル司法警察官検事ノ各聴取書及予審判事ノ供述記載

(ハ) 証人M Gウメノノ当公廷ノ供述

(ニ) 被告人S Mカネ同袈裟一ノ当公廷ニ於ケル供述

等ノモノガアリマス。

此等の証拠ニヨリ何レヲ信用スルカ即チ被告人T N實ハ本件ニ何等關係ナキモノト見ルカ又アルモノカ若シアレバ何人ト共ニ本件犯行ヲ為スニ至リシヤト云フ点ニ付キ公正ナル

判断ヲ願ヒマス。

以上ニヨリマシテ本件公訴事実ノ中デ実行者ノ方面即チ被告人HD清二、OM政喜、SG伸一、TN實ノ四名ガ強盜殺人行為ヲシタモノデアルト云フ検事ノ訴ヘニ対シ如何ナル弁解ヲ被告人等ガシテオルカノ事實關係ヤ之ニ対スル証拠ノ要領ニ付テノ説明ヲ終リマスルガ唯ダ爰ニ御注意ヲ願フコトハ本件公訴事実ニヨリマスト被告人HD清二、OM政喜、SG伸一、TN實ノ四名ハ被告人SM袈裟一等ノ教唆ニヨリ殺意ヲ決シタト云フコトニナツテ居リマスガ法律上カラ之ヲ見ルト被告人HD清二等ノ責任トシテハ被告人SG袈裟一等ノ教唆ニヨリ殺意ヲ決シ之ヲ実行スルト又其教唆ニヨラズシテ之ヲ実行スルトハ同一ノモノデアリマスカラ教唆罪ガ成立セヌ場合デモ被告人HD清二等トシテハ犯罪ヲ実行スルコトガ出来ルノデアリマス勿論之ニ対シテハ証拠ガナケレバナラヌコトハ云フマデモナイガ教唆罪ガ成立セナイコトニナレバ直ニ被告人HD等ノ犯罪モ成立セヌト云フ様ニ考ヘテハナリマセヌ然シ冒頭ニモ申上ゲシ如ク実行者タル被告人HD等ガ犯罪ヲセナイト云フコトニナレバ教唆罪ハ成立セヌノデアリマス此点ヲ誤解ナキ様ニ願ヒマス。

是レカラ私ハ教唆者ノ方面ノ事實關係及証拠ノ要領ヲ説明致シマス。

先ヅ被告人WN宗雄ガ被告人HD等ヲ教唆シタト云フ公訴事実ニ付テ申上ゲマス

被告人WNハ予審判事ノ強制訊問調書ニ依ルト本件犯行ヲ自白シテ居リマスガ予審以後当公廷ニ於テハ全然犯行ヲ否認シ大正十四年七月十三日夜及同月十五日夜ニハ被告人SM袈裟一方ニ行ツタコトハナイ七月十五日夜ハMS炭坑第□合宿ヤNG納屋デ賭博ヲシテ居ツタト弁解シテ居リマスソコデ此点ニ付テノ証拠トシテハ、

(イ)証人MGウメノ当公廷ニ於ケル証言

(ロ)証人ST犀一ノ当公廷ニ於ケル証言

(ハ)証人NO富士松ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(訴訟關係人異議ナシ)

(ニ)参考記録ニ於ケル証人MM貞次ニ対スル予審訊問調書(訴訟關係人ニ於テ異議ナキモノ)

(ホ)同証人SZ與三松ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(同様)

(ヘ)同証人KN與八ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(同様)

(ト)同証人TY和太八ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(同様)

(チ)同証人HT信行ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(同様)

(リ)同証人NM清三郎ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(同様)

(ヌ)同証人OD勇治ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(同様)

(ル)同証人M彌平太ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載(召喚不能)

等ガアリマシテ之等ノ証拠ニヨルト被告人WNガ七月十五日夜ニハ第□合宿デ賭博シテ居ツタト云フモノモアレバ又途中カラ出テ行ツタト云フテ居ル証人モアリマス何レヲ信用スルカソレハ諸君ノ公正ナル判断ニヨルノデアリマス

ソレカラ被告人HD清二、SG伸一等ノ司法警察官、検事及予審判事ニ対スル供述記載ガアリマスガ之ハ先刻来度々申上ゲタ通りデアリマス之等ノ供述記載ヲモ参酌シテ貰ヒタイノデアリマス。

諸君ハ右各証拠ニヨリ何レヲ信用シ何レヲ排斥スルカ自由ナル意見ニヨリ被告人WN宗雄ノ弁解ガ真実カ否カ即チ被告人WNハ本件犯行教唆ニ關係アリヤ否ヤニ付キ公正ニ判断シテ貰ヒタイノデアリマス。

次ニ被告人TI傳ノ事實關係及証拠ノ要領ヲ説明シマス。

被告人T I傳ハ取調ノ当初ヨリ当公廷ニ至ルマデ終始本件犯行ヲ否認シ且ツ七月十五日夜ニハ第〇合宿ヤN G納屋デ賭博ヲシテ居ツタト弁解シテ居リマス。

此点ニ付テノ証拠トシテハ先程被告人W Nノ説明ノ際申上ゲタ通り証人M Gウメノ以下ノ利益不利益ノ証拠ガアリマス。

尚被告人T I傳ニ対スル証拠トシテハ被告人S M袈裟一、同カネ等ノ当公廷ノ供述ノ外被告人H D清二、S G伸一等ノ司法警察官、検事、予審判事ノ聴取書又ハ訊問調書ガアリマス。

之等ノ各証拠ヲ対照シ何レヲ信用シ何レヲ排斥スルカ諸君ノ自由ノ意見ニヨリ被告人T I傳ガ本件教唆行為ヲナシタルヤ否ヤヲ公正ニ判断セラレタイノデアリマス。

次ニ被告人S M袈裟一、S Mカネノ教唆関係及証拠ノ要領ヲ説明致シマス。

被告S M袈裟一、同カネノ兩名ハ当初カラ本件教唆ノ事実ヲ否認シテ居リマス而シテ此点ニ対スル証拠トシテハ、

(イ)証人M Gウメノノ当公廷ニ於ケル証言

(ロ)被告人W N宗雄、T I傳、T N實、O M政喜、H D清二、S G伸一ノ当公廷ニ於ケル各供述

(ハ)被告人H D清二ニ対スル司法警察官第五回聴取書（第一冊一三五丁以下）同第六回聴取書（第一冊一五〇丁以下）同第七回聴取書（第一冊二二三丁以下）同第八回聴取書（第二冊八二九丁以下）検事第一回聴取書（第二冊六六二丁以下）同第二回聴取書（第二冊七五五丁以下）同第四回聴取書（第二冊九六一丁以下）同第五回聴取書（第二冊一〇二六丁以下）同第六回聴取書（第二冊一〇九三丁以下）及予審第一回乃至第十一回ノ各訊

問調書ノ供述記載

(ニ)被告人S G伸一ニ対スル司法警察官第四回聴取書（第一冊二八二丁以下）検事第二回聴取書（第二冊九八九丁以下）ノ供述記載

(ホ)K實平ニ対スル司法警察官聴取書（第六冊二七六九丁以下二八〇四丁）ノ供述記載等
ガアリマス而シテ此等ノ利益不利益ノ供述及供述記載ノ内容ニ付テハ先刻来私カラ説明申上ゲシ通りデアリマス。

諸君ハ之等ノ利益不利益ノ各証拠ヲ対照シテ何レヲ信用シ何レヲ排斥スルカ全ク自由ナル判断ニヨリ被告人S M袈裟一、同カネガ本件犯行ノ教唆ヲシタモノカドウカラ公正ニ判断セラレタイノデアリマス。

次ニ被告人S M袈裟一、同カネノ兩名ガ本件犯行ヲ教唆スルニ至リシ動機ニ付テ考ヘテ見マスト、

検事ハ冒頭ニ於テ被告人S M袈裟一方トY S豊市方トハ商売敵デ常ニ不仲デアリ且ツ被告人S M袈裟一ノ背後ニハO T繁太郎親分ガ控エテ居ル、ツマリ大O T元吉ノ実兄タルO T繁太郎ト云フ者ガ当時M S炭坑ノ納屋頭ヲシテオリ此人トY S辰雄ノ大納屋頭タルN G一郎ト云フ人ト互ニ勢力争ヒヲシテオツタト云フ状態デアツタカラ此際被告人S M袈裟一トシテハY S豊市ノ店ヲツブシテ仕舞ツテモ自分ニハO T親分ガ何トカシテ呉レルト云フ氣強イ点ガアツタノデ旁々Y S豊市一家ノ者ヲ遣ツケルト云フ決心ヲ堅メルニ至ツタノデアルト主張セラレテ居リマス。

ソコデ之ニ対スル本件ノ証拠ヲ見ルト、

(イ)証人O T元吉ニ対スル予審訊問調書ノ供述記載（病氣召喚不能）

(ロ) 証人 E G 要次郎ノ当公廷ニ於ケル供述
(ハ) 証人 H N 寛太夫ノ当公廷ニ於ケル供述
(ハ) 証人 M G ウメノ当公廷ニ於ケル供述
之等ノ証拠ヲ信用スレバ被告人 S M 袈裟一方ト Y S 豊市方トハ別ニ仲ガ悪ルクナカツタト云フコトニナリマス、又

(イ) 証人 Y S 豊市ノ当公廷ニ於ケル証言
(ロ) 証人 Y S 辰雄ノ当公廷ニ於ケル証言
(ハ) 証人 M T 實義ノ当公廷ニ於ケル証言
(ニ) 証人 K D 伊助ノ当公廷ニ於ケル証言
之等ノ証拠ヲ信用スレバ Y S 豊市方ト被告人 S M 袈裟一方トハ不仲デアツタト云フコトニナリマス、ソレカラ尚 Y S 豊市方ト被告人 S M 袈裟一方トノ關係ニ付キ、
(イ) 証人 T M トラニ対スル予審第二回訊問調書ノ供述記載 (当公廷ノ供述ト重要部分ニ於テ変更ノモノ)

(ロ) K 實平ニ対スル司法警察官聴取書 (第六冊二七六九丁以下二八〇四丁) ノ供述記載
(ハ) 証人 M D 松一郎ノ当公廷ニ於ケル証言
等ノ証拠ガアリマス。

之等ノ各証拠ノ何レヲ信用シ何レヲ排斥スルカ諸君ノ自由ナル意見ニヨリ之ヲ取捨シテ貰ヒタイ。而シテ之等ノ動機ニヨリ被告人 S M 袈裟一、同カネ等ガ被告人 H D 清二等ニ対シ Y S 豊市一家ノ者ヲ殺シテクレト云フ決心ヲ起スニ至リシカ怎ウカト云フコトヲ公正ニ判断セラレタイノデアリマス。

以上ニ依リマシテ大体私ハ本件ノ事實關係及証拠ノ要領ヲ説明致シマシタガ、呉々モ注意ヲ願フコトハ被告人 S M 袈裟一外三名ノ殺人教唆罪ガ成立スルニ付テハ先ヅ被告人 S M 袈裟一等ニ於テ被告人 H D 清二等ニ対シ Y S 豊市一家ノ者ヲ殺シテクレト頼ンダ事實ガアルコト次ニ被告人 H D 清二等ガ之ニ基キ殺意ヲ起シ之ヲ実行シタル事實ガアルコト此ニツノ条件ガ備ハラナケレバ教唆犯ハ成立シナイノデアリマス。従テ仮令被告人 H D 清二等ガ犯罪ヲ実行シテモ、ソレハ被告人 H D 清二等ガ勝手ニ為シタルモノデ、別ニ被告人 S M 袈裟一等トシテハ被告人 H D 清二等ニ頼ンダ事實ガナイト云フ場合ニハ、被告人 S M 袈裟一等ニハ責任ハアリマセヌ、又被告人 S M 袈裟一等ガ被告人 H D 清二二人殺シヲ頼ンデモ、被告人 H D 清二等ガ実行セナカツタ場合ニハ、被告人 S M 袈裟一等トシテハ責任ハアリマセヌカラ誤解ナキ様ニ願ヒマス。

ソコデ私ハ法律ニ従ヒ本件ニ付テノ問題ヲ出シマス。

主問 (イ) 被告人 H D 清二ハ被告人 O M 政喜等ト共ニ長崎県西彼杵郡□□村字□□、飲食店 Y S 豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金品ヲ強奪セントシ大正十四年七月十六日午前二時頃 Y S 豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シ兇器ヲ以テ Y S 豊市、同人ノ妻スエ、同人ノ長女サワノ、同人ノ次女タカコ及女中 O T ヤチヨノ頭部其他ヲ乱打シ以テ Y S 豊市方ヨリ同人所有ノ現金百数十円ヲ奪ヒ其結果 Y S スエ、Y S サワノヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ゲ Y S 豊市、同タカコ、O T ヤチヨヲシテ頭部其他ニ重傷ヲ与ヘテ殺害ノ目的ヲ遂ゲザリシモノナリヤ

(ロ) 被告人 O M 政喜ハ被告人 H D 清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナルヤ
(ハ) 被告人 S G 伸一ハ被告人 H D 清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ

(ニ)被告人TN實ハ被告人HD清二等ト共ニ右YS豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金品ヲ強奪センコトヲ欲シ前示日時頃YS豊市方裏口ニ於テ見張ヲ為シタルモノナリヤ

(二)(イ)被告人SM袈裟一ハ被告人SMカネ等ト共ニ大正十四年七月中被告人HD清二等ニ対シ前示YS豊市一家ノ者ヲ殺害センコトヲ依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ其ノ実行ヲ為シYS豊市、同スエ、同サワノ、同タカコ及女中OTヤチヨヲ乱打シ前示(一)ノ(イ)ノ如ク殺傷シタルモノナリヤ

(ロ)被告人SMカネハ被告人SM袈裟一等ト共ニ前示(二)ノ(イ)ノ如ク依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ右ノ如クYS豊市等ヲ殺傷シタルモノナルヤ

(ハ)被告人TI傳ハ被告人SM袈裟一等ト共ニ前示(二)ノ(イ)ノ如ク被告人HD清二等ニ依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ右ノ如クYS豊市等ヲ殺傷シタルモノナリヤ
(ニ)被告人WN宗雄ハ被告人SM袈裟一等ト共ニ前示(二)ノ(イ)ノ如ク被告人HD清二等ニ対シ依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ右ノ如クYS豊市等ヲ殺傷シタルモノナリヤ

ト云フノデアルガ先ヅ諸君ハ主問(一)ノ(イ)カラ評議シ、若シ被告人HD清二ガYS豊市一家ノ者ヲ殺ス決心ヲ為シソレト同時ニYS豊市方ヨリ金銭ヲ奪フ決心ヲモ起シ其通り実行シタト云フ事実ガアルト評決スレバ其答申ノ処ニ「然リ」ト書クノデアリマス、ソレカラ被告人HD清二ニ斯様ナ事実ガナイト云フコトニ評決スレバ答申ノ処ニ「然ラズ」ト書クノデアリマス。

次ニ主問(一)ノ(ロ)ニ付テ評議シ、若シ被告人OM政喜ニ斯様ナ事実ガアツタト評決スレバ前同様「然リ」ト書キ、斯様ナ事実ガナイト評決スレバ「然ラズ」ト書クノデアリマス。斯様ナ具合ニ、順次(一)ノ(ハ)及(ニ)ニ付テモ評決ヲシテ「然リ」又ハ「然ラズ」ト書クノデアリマス。

ソレカラ次ニ主問(二)ニ移ルノデアルガ、先ヅ(二)ノ(イ)ニ付テ評議シ被告人SM袈裟一ガ被告人HD清二等ニ対シYS豊市一家ノ者ヲ殺シテクレト頼ミ被告人HD清二等ガ之ヲ実行シタト云フ事実ガアリト評決スレバ、前同様答申ノ処ニ「然リ」ト書キ、斯様ナ事実ガナイト評決スレバ「然ラズ」ト書クノデアリマス。

次ニ主問(二)ノ(ロ)ニ付キ、被告人SMカネニ斯様ナ事実ガアリト評決スレバ、前同様「然リ」ト書キ、無ケレバ「然ラズ」ト書クノデアリマス。以下(二)ノ(ハ)及(ニ)ニ付テモ同様ニ評決ノ上「然リ」又ハ「然ラズ」ト書クノデアリマス。

ソコデ御注意ヲ願フコトハ、若シ主問(一)ノ(イ)ガ全部「然ラズ」ト云フ評決ニナリマスレバ主問(二)ハ全部「然ラズ」ト云フ事ニナリマス。之ハ屢々諸君ニ説明シタ様ニ主問(二)ハ殺人教唆ノ事実ガアルカドウカト云フ問デアリマシテ、ツマリ教唆犯ハ独立性ノモノデナイカラ、実行正犯タル殺人罪ヲ実行シタ者ガナイト云フコトニナレバ、殺人教唆犯ハ成立シナイノデアリマス。即チ被告人HD清二等ガ殺人罪ヲ犯サナイト云フコトニナレバ、自然之ヲ教唆シタト云フ被告人SM袈裟一等ノ犯罪ハ成立シナイコトニナリマスカラ、此点特ニ御注意ノ上答申ヲ願ヒマス。

又答申欄ニハ単ニ「然リ」又ハ「然ラズ」トノミ書クノデ余計ナコトハ書イテハ可ケマセヌ。

諸君ハ是レカラ評議室ニ退イテ慎重ニ評議答申ヲ願ヒ度イノデアアルガ、其評議ヲ為スニ付キ先ヅ陪審長ヲ互選セネバナリマセヌ、其選舉ノ方法ハ抽籤デモヨシ又投票デモヨシ指名デモヨイ何デモヨロシ、而シテ選バレタ陪審長ハ議事ヲ整理スル任務ガアリマス、又評議ノ際ハ陪審員ハ各自必ズ意見ヲ述べネバナリマセヌ、評議ノ顛末ハ一切他ニ洩ルルコトナク若シ洩セバ重イ制裁ガアリマスカラ、諸君ハ御心配ナク自由ニ意見ヲ述べテ評議セラレタイ、而シテ評議ノ結果ハ過半数ニヨリ決スルノデアアルカラ若シ全部一致スレバ問題ハナイガ、意見ガ分レテ六名ハ「然リ」ト云フコトニナリ六名ハ「然ラズ」ト云フコトニナレバソレハ「然ラズ」トシテ答申スルコトニナリマス、七名以上ガ「然リ」ト云フコトニナツテ初メテ「然リ」ト答申スルコトニナルノデアリマス、ソレカラ答申ガ出来レバ陪審長ハ問書ノ答申欄ニ「然リ」又ハ「然ラズ」ト書イテ陪審長トアル下ニ其氏名ヲ書キ印ヲ押シテ裁判長ニ提出セラレタイノデアリマス。尚評議ニ付テ本件ノ証拠品又ハ証拠書類ガ見タイト云フナラバ御申出ヲ願ヒマス、ソレカラ補充陪審員ハ正陪審員ノ方ガ揃ツテ居ラレルカラ評議室ニ入ルコトハ出来マセヌ、陪審員諸君ノ任務ノ重大ナルコトハ冒頭論告ノ際申上ゲタ通りデアリマスカラ、慎重ニ誠実公平ニ其任務ヲ尽サレンコトヲ切ニ御願ヒシマス。

(注) 出典 三浦順太郎『松島五人斬事件之弁論』(三浦順太郎・一九三二年九月)

(三) 問書・答申

陪審員ニ対スル問書及答申書

問	書
---	---

問	答
<p>主問(イ)被告人HD清ニハ被告人OM政喜等ト共ニ長崎県西彼杵郡□□村□□YS豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金品ヲ強奪セント欲シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタル上兇器ヲ以テYS豊市、同人ノ妻スエ、同人ノ長女サワノ同人ノ次女タカ子及女中OT八千代ノ頭部其ノ他ヲ乱打シ以テYS豊市方ヨリ同人所有ノ現金百数十円ヲ奪ヒ其ノ結果YSスエ、YSサワノヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ゲ、YS豊市、同タカ子、OY八千代ヲシテ頭部其ノ他ニ重傷ヲ与ヘテ殺害ノ目的ヲ遂ゲザリシモノナリヤ</p> <p>(ロ)被告人OM政喜ハ被告人HD清ニ等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ</p>	<p>然リ</p> <p>然リ</p> <p>然リ</p>

<p>(ハ)被告人SG伸一ハ被告人HD清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ</p>	然リ
<p>(ニ)被告人TN實ハ被告人HD清二等ト共ニ右YS豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金品ヲ強奪セント欲シ前示日時頃YS豊市方裏口ニ於テ見張ヲ為シタルモノナリヤ</p>	然リ
<p>(イ)被告人SM袈裟一ハ被告人SMカネ等ト共ニ大正十四年七月中被告人HD清二等ニ対シ前示YS豊市ノ一家ヲ殺害センコトヲ依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ其ノ実行ヲ為シYS豊市、同スエ、同サワノ、同タカ子及女中OT八千代ヲ乱打シ前示(一)ノ(イ)ノ如ク殺傷シタルモノナリヤ</p>	然ラズ
<p>(ロ)被告人SMカネハ被告人SM袈裟一等ト共ニ前示(二)ノ(イ)ノ如ク依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基</p>	

<p>キ右ノ如クYS豊市等ヲ殺傷シタルモノナリヤ</p>	然ラズ
<p>(ハ)被告人TI傳ハ被告人SM袈裟一等ト前示(二)ノ(イ)ノ如ク被告人HD清二等ニ依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ右ノ如クYS豊市等ヲ殺傷シタルモノナリヤ</p>	然ラズ
<p>(ニ)被告人WN宗雄ハ被告人SM袈裟一等ト共ニ前示(二)ノ(イ)ノ如ク被告人HD清二等ニ依頼シ被告人HD清二等ハ之ニ基キ右ノ如クYS豊市等ヲ殺傷シタルモノナリヤ</p>	然ラズ
<p>昭和六年三月十三日</p>	昭和六年三月十四日
<p>長崎地方裁判所刑事部 裁判長判事 長谷川松太郎</p>	<p>陪審長 松尾馬之助</p>

(注) 出典 三浦順太郎『松島五人斬事件之弁論』(三浦順太郎・一九三二年九月)

②内田清（佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和3年12月21日更新決定）

（一）説示

一、公訴事実の梗概

被告は昭和三年九月一日午後四時頃より佐賀郡□□村大字□□干拓耕地整理組合事務所付近に於て同僚と共に飲酒酩酊帰宅の途上、同日午後六時頃朝鮮人と衝突格闘し其西方F I久三方に逃込みたるに、右鮮人の仲間たるR龍植等十数名同家前に押掛け右R龍植は最も激昂して被告に迫り屋内に入らんとする氣勢を示したるより、被告は憤激の余之を殺害せんと其場に在りたる自己の仕込刀を以て同人に突刺し殺害したるものなり。

二、説示案

陪審員諸君、諸君の評議を求むるに先ち、本件に於て問題となれる事実上の関係之に対する証拠の要領並に法律上の論点に付大体の説明を為し、然る後諸君の評議すべき問題を提供することに致します。

諸君は先程から検事の詳細なる論告と弁護人の巧妙なる弁論を聴かれたのであるか、如何に詳細でも如何に巧妙でも要するに訴訟当事者の一の意見に過きぬ、諸君は漫然之に盲従してはならぬ、裁判官と同じく中間に立て公平に判断し採るべきは採り捨つべきは遠慮なく捨てなければならぬ。扱本件の公訴事実即ち訴へられたる事實は、被告人か昭和三年九月一日夕刻殺す意思を以て所持の仕込刀にて鮮人R龍植の上腹部を突刺し之を殺害したと云ふのである。

之に対する被告の弁解は、仕込刀にて突刺したことは相違なきも、殺す考えてはなかつた、且つ急場を凌ぎ自己の身を防衛する為止むことを得ず突刺したと云ふのである。

先づ本件に於て被害者R龍植か刀を以て上腹部を刺され殆んど背中に突通る程の重傷を受け内出血外出血の為死亡した事實は、医者の鑑定により明かなる事實である。又被告人か仕込刀を以て被害者を突刺したこと、其動機は被告が大授搦の堤防上に於て二三の鮮人と喧嘩し其一人R龍植か頭部に負傷したことより、多数の鮮人かF I久三方に押掛け来りて騒ぎ正に屋内に闖入して喧嘩せんとするの勢であり、併し未だ一人も飛込みしに非ず先頭の者か土間入口の外側に立ち居る時、被告か立て入口迄進み被害者を突刺したことは被告の認むる所であり、各証人の証言に依つても認めらるゝ処にして、右の諸点は争なき事實である。

本件の争点は被告に殺す意思かあつたかどうか、殺意ありしと見るか無かりしと見るか、何れに認定するのか真相であるか、是は諸君か証拠に依て判断すべき問題であります。若し殺意に出でたるものとすれば、本件は刑法上殺人罪となり死刑無期又は三年以上十五年以下の懲役に該る罪となり、又若し殺す意思でなく単に傷害する意思で突刺した処案外被害者か死んだと云ふことに見るならば、是は殺人罪でなく傷害致死罪となり二年以上十五年以下の懲役に該る罪となる。

次に証拠の関係を申さんに被告に殺意あつたと云ふ証拠としては先刻読聞けた如く被告に対する検事の

訊問調書に「鋭利な仕込刀故当り所次第では死ぬかも知れぬとの予想で突刺した」と陳述し、山下警部補の証言では「殺意の点は別に訊問せざりしも斯る鋭利なる仕込刀で相手の胸か腹かを目懸けて突刺したと申すので勿論殺す意思でやつたものと思ひ別に訊ねざりし」と云ふのである。又証拠品の仕込刀は御覧の如く鋭利であり立派に人を殺すに足る兇

器であり、傷の場所は人間の身体中極めて重要な上腹部であり、傷の程度は鑑定書にもあるか如く腹腔内に入り肝臓及横隔膜を穿通し右胸腔内に入り右肺を貫き第十肋骨に達し胸腔後壁に達す、即ち殆んど背中に突貫ける程の重傷を負はして居る。被害者は三十間位逃げて倒れて其俛死したのである。若し只相手に傷付けて鮮人等を追払ふ積りであつたとすれば、手とか足とか命に触らぬ処へ軽く斬付けても済むてはあるまいか。此等の諸点に善く留意すへきてある。而して刑法上殺意とは、兇行の時に改めてさあ今殺してやるそとか今突刺してやるから相手か死んで呉れゝはいゝとか考へなくとも宜しいのである、この刀で突いたら相手か死ぬ或は死ぬかも知れないのか判つて居れば夫れて殺意ありと云ふのであります。右述へた証拠を採用するならば、被告は正しく殺人罪を犯したと云ふことになる、之に反し被告に殺意かなかつたとの点に付ては被告は当公判に於て之を否認して居る、此陳述を信用すへきものとせば、前に検事に対する陳述「相手か死ぬかも知れぬと予想した」との事か信せられぬことになる、何れを信すへきかは諸君か公平に慎重に考へねはならぬ。又被害者及他の鮮人か逃げた時に被告は之を追跡せさりし点は、相手を殺して仕舞ふ考の遣り方としては少しく物足らぬ感しかするのである、若し被告に殺意かなかつたと見れば被告の行為は傷害致死の罪となる。

次に問題となるのは、弁護士弁論の如く本件の兇行是か殺人罪となるか傷害致死罪となるかは諸君か後に判断すへき所であるか、何れにせよ其行為か刑法上正当防衛となるかどうかの点であります。

正当防衛と云ふのは、或る傷害例へは相手から斬りかかつて来た様な場合に自己又は親族或は他人の生命とか身体とかを防ぐ為に止むなく相手に加へた行為例へは殺害とか傷害とかは法律上罪とならない。即ち通常の場合ならば殺人罪とか傷害罪とかになるものか、右の場合には法律上正当の行為となる特別の場合を云ふのであります。斯様に正当防衛と云ふは特別の場合を云ふのでありますから、法律には八釜しい種々の条件を定めてあるのであります。

第一に相手の侵害か不正なること 自分の方から暴行を加へて相手か正当防衛として打ちかゝつて来た行為に対しては自分の方で更に正当防衛を行ふことか出来ぬ、自分か犯罪を侵して巡査か逮捕する場合には是に対して正当防衛か出来ぬ、何故なれば巡査の行為は不正の侵害でないからである。

第二に侵害行為か急迫なること 是は大事な点であります、侵害か身に迫て俗に云ふ切迫詰た場合でなければならぬ、例へは強盗か抜刀を提けて這入り込み胸に刀を突付けて騒ぐと殺すそ金を出せと云ふ時には其侵害は急迫であります、斯様な時に其人か自己の身を護る為に蒲団の下からピストルを取出して一発喰はして強盗を殺しても、夫れは正当防衛として罪とならぬのであります。此急迫と云ふことか仲々六ヶ敷いのであるか、相手か四五間も離れて刀を振上げ自分の方を睨んで居たからとて侵害急迫とは云われない、振下ろしか刀かすく其俛て自分か斬られるとか、相手か直く傍て拳固を振上げたと云ふ様な切迫した時でなければ急迫とはならぬ、最早一刻も猶予することか出来ないと云ふ時でなければならぬ。

第三に止を得ざるに出てたること 前に申述へた急迫不正の侵害を防ぐ為に致方なくやつたと云ふ条件であります、自分の方からやらなければ自分か相手の為にやられると云ふ場合を云ふのであります、通常外に方法かないと云ふ時であります。相手か平手で殴りか

ゝつて来た時に、此方から出刃なり刀なり兎に角刃物を以て斬り付けると云ふことは止を得ざる手段ではない、其時には拳固て立向つても妨げないのである、未だ外に幾らも防ぐ方法があると云ふ時には「止を得ざる」と云ふ此条件に当はまらぬのであります。

以上述べた如く正当防衛として無罪となるには、右の三条件にびつたり当はまつた場合でなければならぬ。

其処で之を本件被告の行為に考へて見るの必要がある。

被告は大授搦の堤防上で二三人の鮮人と喧嘩して殴合をしたか、夫れは孰れか悪いのか其処は判明せぬ、兎に角喧嘩別れをして被告はF I久三方へ逃げて来たのである、其処へ多数の鮮人は其数か明瞭にはなつて居らぬ、或る証人は二十人位と云ひ他の証人は三十人位と云ひ又は十四五人と云ひ或は五六人と云ひまちまちではつきりせぬか、二十人位と云ふ証人か多いから是に従ひ、先つ二十人位の鮮人が被告の居るF I方へ押寄せ来り宅前の道路上でワー／＼騒ぎ同宅に居りし日本人三四名か之を制止したか仲々聞入れず喧嘩でも始めそうな様子、然し被告の居りし土間の中へはまた一人も入りしものはなかつた、先頭のR龍植は入口の外に立ち居り激昂して上着を抜き帽子を取り喧嘩の準備をして居た、鮮人は今にも土間の中へ侵入しそうな様子であつたことは各証人の陳述に依て諸君すでに御承知の通りである、又検証調書に依れば被告の腰掛け居りし処とR龍植の立ち居りし処とは約十尺位即ち一間四尺程あり、而して押寄せたる鮮人等は誰も兇器其他棒の如きものを持ち居らさりし事は是亦証人の言によりて認め得られる。鮮人等か喧嘩すへく即ち被告を攻撃すへく將に屋内に入らんとする状態であるかまた飛込みはせぬのである、此際に被告か立て仕込刀を抜放ち入口まで駈出して先頭のR龍植の上腹部に刀を突刺したのであり

ます。其処で右の三条件に付て考へて見るならば、鮮人が喧嘩すへく押寄せ来たことは不正の侵害と見て宜しいてせう、聊か疑問もあるか第一条は先つよいとして、さて第二の侵害か急迫であるか否やと云ふ点である、被告の腰掛け居る処と先頭に立た鮮人との距離は未だ一間四尺もあり、而かも一人も土間へは飛込んで居ないのであるのみならず、馬鹿来て見ると被告か悪口して居る、此状態から更に進んで鮮人等か飛込み来り被告に肉迫した状態を考ふへき必要がある。

第三の止を得ざるに出たりや否やの点、是は諸君か充分に慎重に考量を要すへき点であります。

陪審員諸君押寄せ来れる鮮人は手に獲物は持て居りませぬ、然るに被告は仕込刀と云ふ有力なる武器を持て居るのであります、多数の鮮人が土間に飛込んで来て、被告は氣丈夫な筈である、之を抜て鮮人等の目の前に突き出したら、恐らく鮮人等はワーと逃げ去るであらうと思はれる、現に一突突いたら鮮人等は皆逃げ去つたてはないか、又土間に飛込ませまいと思ふならば土間の入口で抜刀を振廻はした丈てよくはあるまいか、鮮人を突刺さねは防かれないかとか、他に方法かないと云ふ場合であつたらうか、即ち此際突刺すことか必要欠くへからざる手段であつたであらうか、第二第三の条件に当はまる場合であつたか否や此点を諸君に判断を求めらるるのである。

以上説明した処により、諸君は本件を如何に見るへきか、宜しく正義公平に常識に訴へて取捨判断せねはならぬ、此際特に注意を促かし度いことは、相手か鮮人であるから内地人の肩を持つと云ふ様な差別観念を起してはならぬ鮮人も矢張り陛下の赤子である日本人同志の場合と同等に見て公平に考へねはならぬ、又被告人か親孝行である働き者である情

状か可愛想であるとか気の毒であると云ふことゝ事実の有る無しを混同してはならぬ、此等の事情の為に、殺意のある無しと云ふこと、正当防衛になるかならぬかの事実を枉けてはならぬ、諸君の判断するのは事実の有無である、情状の如何は諸君の関する所に非ず、情状の点に付て斟酌すべきものあれば、裁判所は諸君の評議の後に充分に考慮する、又仮に正当防衛にならぬとし殺人罪に当るとしても、本件は普通の殺人とは大いに赴を異にするのであるから、事情は充分酌むべき点がある様に見ゆる、諸君は此点に付ては少しも心配せぬて宜しいのである、諸君は感情に駆られず情実に支配せらるゝことなく、諸君の心の中にある浄玻璃の鏡の曇らぬ様に、厳正公平に評議判断すへきてある、本職は茲に諸君に向て問題を提供します、即ち此問書に記載せる通りであります。

(二) 問書・答申

① S 數馬 (佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和3年11月24日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ予テ実母「カネ」ノ内縁ノ夫ナルKG定太郎カ日常飲酒ニ耽リ事毎ニ「カネ」ヲ虐待スルヲ恨ミ居タル折柄昭和三年九月二十五日午後八時頃被告ノ友人TK文市カ被告方ニ立寄りタル際定太郎カ被告及「カネ」ノ面前ニテ文市ニ対シ同人ト「カネ」ト密通關係アルモノノ如ク事実無根ノ言懸リヲ為シ口論ヲ惹起シテ文市ト前後シテ自宅ヲ立出ツルヤ被告人ハ定太郎ノ右邪推ヲ怒ルト共ニ日頃ノ積憤一時ニ発シ茲ニ定太郎ヲ殺害セント決意シ自宅ヨリ出刃庖丁ヲ携ヘテ定太郎ノ後ヲ追ヒ同夜八時過文市ト格闘中ノ定太郎ニ近ツキ突如右出刃庖丁ニテ同人ヲ殺害シタルモノナリ

二、問

主 問

被告人數馬ハ昭和三年九月二十五日夜殺害ノ意思ヲ以テKG定太郎ニ出刃庖丁ヲ突刺シ死ニ致シタルモノナリヤ

補 問

若シ然ラストセハ被告人數馬ハKG定太郎ニ傷害ヲ加フル意思ヲ以テ出刃庖丁ニテ突刺シタル処被害者死亡シタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然リ

② UD 清 (佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和3年12月21日更新決定)

一、公訴事実ノ梗概

被告ハ昭和三年九月一日午後四時頃ヨリ佐賀郡□□村大字□□干拓耕地整理組合事務所ノ附近ニ於テ同僚ト共ニ飲酒酩酊帰宅ノ途上同日午後六時頃朝鮮人ト衝突シ其西方FI久三方ニ逃込ミタルニ右鮮人ノ仲間タルR龍植等十数名同家前ニ押掛ケ右R龍植ハ最も激昂シテ被告ニ迫リ屋内ニ入ラントスル氣勢ヲ示シタルヨリ被告ハ憤激ノ余之ヲ殺害セント其場ニ在リタル仕込刀ヲ以テ同人ニ突刺シ殺害シタルモノナリ

二、問

主 問

被告人UD清ハ昭和三年九月一日午後六時頃R龍植ヲ殺害スル意思ニテ仕込刀ヲ以テR龍

植ノ上腹部ヲ突刺し死ニ致シタルモノナリヤ

補 問

若シ然ラストセハR龍植ニ傷害ヲ加フル意思ニテ仕込刀ニテ突刺シタルトコロ被害者死亡シタルモノナリヤ

別 問

被告人カR龍植ヲ殺害シタル際ハR龍植其ノ他ノ鮮人ヨリ將ニ自己ノ身体生命ヲ害セラレントスル危急ノ状態ナリシタメ自己ノ生命身体ヲ防衛スル手段トシテ已ムコトヲ得スシテ為シタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然ラス

補 問、然リ

別 問、然リ

④ IU勝次 (佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和4年1月30日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ昭和三年十月六日夕刻ヨリYG留三外同僚数名ト居村字□料亭TW屋ニ同年会ト称スル懇親会ヲ催シ宴終了後予テ情交關係アリタル同家女中ト情交スヘキ目的ノ下ニ一人居残り同家表八畳茶ノ間ニ横臥寝入り居タル処同夜十一時頃右YG留三カ被告人ノ母ハ重病ナル故是非被告ヲ連レ帰ラント之ヲ引起シ強ヒテ帰宅ヲ促シタルニ痛ク酩酊シ居タル被告ハYGニ於テ故意ニ自己ノ情事ヲ妨害スルモノト邪推シ憤激ノ余リ殺意ヲ生シ同家炊

事場ニアリタル鋭利ナル出刃庖丁ヲ取出シ同家表土間ニ佇ミ居タルYGノ左肩部外一ヶ所ニ斬付ケ殺害シタルモノナリ

二、問

主 問

被告人ハ昭和三年十月六日夜TW亭ニ於テ殺意ヲ以テ出刃庖丁ニテYG留三ニ斬付ケ殺害シタルモノナリヤ

補 問

若シ然ラストセハ被告人ハ傷害ノ意思ヲ以テ出刃庖丁ニテ斬付ケタル処被害者死亡シタルモノナリヤ

別 問

右加害行為ノ当時被告ハ酩酊ノ為ニ全ク前後不覚ノ状態ニアリシヤ

三、答申

主 問、然リ

補 問、然ラス

別 問、然ラス

3 福岡

(一) 説示

① HD源四郎 (福岡地方裁判所殺人及殺人未遂被告事件昭和3年11月5日判決)

一、公訴事実の梗概

被告は幼にして失明し所謂座頭琵琶を弾きて門附に廻る内十八年前HDギン(当四十五年)と結婚し夫婦にて糸島郡□□村字□□田に一家を構へて今日に及しに五六年前より被告方に寄食し居たる按摩TM藤吉(当四十五年の盲人)かギンと被告の目を忍ふ仲と為り而も近頃其非行漸く著しからんとするに至り被告は為めに悶々の情禁する能はざるものありし所、昭和三年七月十二日突如としてギンはTM藤吉と相謀りてSM正太郎外二名を頼み肯せざる被告に対して強て手切金三十円を以てギンとの離別並に其離縁状を強要するや被告に於ては遂に之を拒む能はずギンと藤吉とか将来別居する事を条件として其要求を承諾し離縁状を交付するの止む無きに至れり然るにギンと藤吉の素振りには被告の申出し条件を無視して将来兩名同居せんとする計画を立てんとするの風あるや被告は同月十四日に到り失望の極極度の憤懣と妬嫉とにかられて此処に姦夫婦を殺害して其怨を霽さんと決意し同日午後六時頃藤吉とギンとか被告方表の間に於て神棚の前に相並て座し経文を誦誦しつゝあるに乘し其後方に忍ひ寄り用意し居たる砧用木槌を以て後方より先つ藤吉の頭部を力を込めて一撃し同人か其場に昏倒し何等抵抗を為さざるや既に死亡せしものと思惟し以て其側に座せるギンの頭部に一撃を加はへ更に格闘乱打し以て藤吉をして同日午後五時糸島郡□□町字□□AT病院に於て頭蓋骨挫傷内部出血の為に死亡するに到たらしめたるもギンに対しては同女か極力反抗し且つMN辰次より引分けられし為め頭部其他に治療三週間を要する傷害を加へたるに止り殺害の目的は之を遂げさりしものなり

二、説示案

裁判長は陪審に対し、本件公訴事実の要領は、

被告人は本年七月十四日朝六時過頃居宅神棚前に於て読経中の藤吉及ギンの兩名を殺害

の意思を以て床下より横槌を取出し之を以て藤吉の頭部を一撃して之を倒し更にギンの頭部を一撃し組付き来りたる同人と組合中右横槌又は下駄にて同人を乱打せしもギンか極力抵抗し且MN辰次に制止せられギンに対しては其の頭部其他に治療約十日間を要する創傷を加へたるに止まり藤吉は其の一撃に依り同日午後五時頃□□町AT病院に於て脳震盪、脳挫傷並骨折に因り生じたる硬脳外血腫に因る脳圧迫の為め死亡するに至らしめたりと謂ふに在り、

先つ藤吉の死亡の事実を其の結果より見るに本日の証人有田強介の供述に依れば七月十四日午前十時頃入院同日午後五時過頃死亡したることになり居り深町穂積、元野泰の鑑定書に依れば其の死亡原因は公訴事実の通りにして之等の証拠を信し得るものとせば公訴事実の通藤吉の死亡の事実を認定し得るものゝ如し、ギンに対する傷に付証人有田強介は其の頭部毛髪内左顱頂部Y字形三箇所にして其の為十四日間の治療を為したる旨証言しギンは被告人より頭部を何物かを以て一つ打撃せられ一時失神したる後MN辰次に引分けられし時始めて負傷せる事を知りたる旨供述し之等の証言を信すればギンの傷は被告人の打撃により生じたるものなることを認め得るものと思惟せらる。

如斯結果を生じたる原因如何の問題に付ては、検事及弁護人に於て各意見の相違あり。

検事の意見は、

被告人と数年前より同居せる藤吉と被告の妻ギンとか密通せるを感知し私に煩悶し居りたるか、ギンは七月十日頃よりYS市太郎、MM某、SM正太郎を介し再三被告とギンとの離婚交渉に來り被告は止を得ず翌十一日夜半に至り「ギンより被告人に対し金三十円及現住家屋を贈与する等、ギンは離婚後唐津に帰り藤吉と同棲せざる事」の条件にて之を承

諾し其の際ギンに対し被告は離縁状を交付し、翌日村役場に届出るに切りたるも役場よりギンの戸籍謄本を要求され其の届出出来ず帰来したるに、仲人等はギンとひそゝ話を為しギンは藤吉と同棲の模様あり其の真意に付疑念を抱き之を確めたるに、ギンは曾て自己の病気に付藤吉より受けたる恩義の爲め離婚後は藤吉と一緒にならぬとは云はれぬと言ひたるに憤慨し殺意を決したりと謂ふにあり、

右事實は被告人に対する予審第一、二回訊問調書中曩に読聞けたる被告人の自白、当公庭に於けるギンの証言の一部証人Y S市太郎の予審に於ける供述等を信するときは之を認定し得るものなり。

弁護人の意見は、

被告人は藤吉及ギンに対し殺意を以て殴打し以て藤吉を死に至らしめギンを傷害したるものにあらず、之に関し被告人は警察予審等に於て自白し居れるも昂奮時の自白にして何れも信を措くに足らず、被告人か殺意を決すへき動機及行動経路なし、即ち犯行直前迄其の方法手段を考慮したることなく、其の原因に付ては証人H D秀夫の証言に依るも認むることを得ず何等の証拠なしと謂ふに在り、

被告人の弁解は、

本件の原因たる事實並に藤吉を一撃し其の際組付来りたるギンと格闘中M N辰次に引分けられたることは、認むるも藤吉及ギンを殺害するの意思なかりしと謂ふにあり、

被告人か殺害の目的を以て藤吉及ギンを殴打したるや否の問題に関する法律上の論点に付ては、

我国刑法は第九十九条以下に規定し殺害する意思を以て人を殺したる者は殺人罪とし

て、人を殺害せんとして其の殺害行為か發現せられ斬りかゝり或は打かゝりたるも本人自らの意思に因り若くは他の何等かの障害、即ち被害者の抵抗其の他人に妨げらるゝ等の為其の目的の遂行を為し得ざりし場合は殺人未遂罪として処刑せらるゝも、此の未遂罪に対しては多少刑を減輕して処断し得るものなり。

其の殺人罪の反面に只単に暴行を加ふる目的にて人を傷害したる場合あり、此の場合には傷害罪、殺害する意思なきも人に暴行即ち殴打する等の行為を為し其の結果被害者か死亡するに至りし場合は傷害致死罪として各刑法第二百四条以下の規定により処断せらるるものなり。

本件に於て被告人の殺害意思の有無に付ての証拠は、

曩に読聞けたる被告人に対する予審第一回訊問調書二、一一、一二問答同上第二回訊問調書八問答部分の被告人の自白の点にして此の第二回訊問は犯行より二ヶ月以上を経過したる冷靜なるへき時に於て為されたる自白にして被告人か逆上して為したる自白なりや否は、常識により判断し得る余地無きに非ざるかと思料せらる、又被告人か進に対し兇行の前夜他所ながら別離を告げたるか如き事實ありとせば被告人か七月十三日に殺意を決し居る事の認定の材料たり得るものなりと信す、

更に進んで陪審員は本件の証拠物件たる横槌の重量と其の打撃か過たす遂に藤吉を死亡せしめたりと云ふ点に付、諸君の常識に訴へて判断するの要ありと思料す、

而して被告人に藤吉を殺害するの意思ありたりとせば藤吉に対しては同人か死亡せる故殺人既遂たることを認め得るも、ギンに対しては、検事は被告人かギンに対する打撃を中止したるは自己の意思に因るものに非ず他の障害に因るものなりと云ひ、弁護人は当初よ

り殺意なく単に打つ積りにて打ちたるに過ぎず従つて他の障碍の為殺意を中止するか如き事はあり得ざるものなりと謂ふにあり、

此の点に付曩に読聞けたる被告人の予審に於ける妻ギンか生存せることは子供も居ることと故喜ひ居れる旨の陳述は、被告人の為に利益なるべき証拠たり得へし、

本日H D秀夫及M N辰次は「辰次か被告人の手より横槌を取上げたる旨」証言し之を信し得るものとせば、被告人か殺意を以てギンを殴打したるもギンの反抗と他人の制抑とにより其の目的を遂げ得ざりし事を認定し得るものなりと説明し、

如上の事実並に証拠及法律上の論点の何れを如何に信すへきかに付、冷静慎重なる判断を為すへき旨を説示し、

別紙問書に基き犯罪構成事実の有無を問ひ評議の結果を答申すへき旨を命し、問書並に公判廷に於て示したる証拠物及証拠書類を陪審に交付し各陪審員を評議室に退かしめたり。

⑤OK福策（福岡地方裁判所放火被告事件昭和4年6月21日判決）

一、公訴事実の梗概

被告人はS T良輔所有に係る若松市□□町□丁目□□番地所在の家屋を借受け其家族と共に之に居住中右宅内に在る被告人所有の動産に付M B海上火災保険会社との間に昭和四年二月八日金額千円の火災保険契約を締結し更に同年三月四日金額千五百円の火災保険の追加申込を為したるものなる処K T商店其他に合計約二百円の債務あり其の債権者等より毎月支払の催促を受け困惑し居りたるより遂に其の隣に放火して自宅に延焼せしめ以て保険金を詐取せんと企て同年三月十一日午前三時四十分頃其の北に隣接せるS T良輔所有の木炭等を貯蔵せる倉庫屋根下を破壊し穴を造り該穴より火の点き居れる巻煙草一本と隣寸軸木二十本を新聞紙に包みたるものを倉庫内に投下して発火せしめたる為め右倉庫及之と棟を一にせるS T鶴吉方住宅を焼燬し更に其の裏隣なるU D喜市方住宅の一部を焼燬したるものなり。

二、説示案

本件公訴事実是要するに被告人OK福策は其の家族と共に居住せる若松市□□町□丁目□□番地所在の家屋内に在りたる被告人所有の動産に付M B海上火災保険株式会社との間に火災保険契約を締結し居れる処より保険金詐取の目的を以て右住家を焼かんことを企て、其の焼燬の方法としては被告人の住家に隣接せる倉庫（S T良輔に於て木炭等を貯蔵せる倉庫）に火を放ち因て自宅に延焼せしめんと欲し昭和四年三月十一日午前三時四十分頃自宅二階より屋根伝に右倉庫に接近し同倉庫の壁に穴を作り其の穴より火の付き居れる巻煙草一本とマツチの軸木二十本位とを新聞紙に包みたるものを投げ込みて発火せしめ該倉庫及夫れと一棟を為せるS T鶴吉方の住家を焼き尽し且其の裏隣なるU D喜市の住家の一部

を焼燬したりと謂ふにあり。

之に対する被告人の陳述の要旨は、被告人の住家に隣接せるS T良輔か木炭等を貯蔵せる倉庫及其の倉庫と一棟を為せるS T戸鶴吉の住家か焼けたことは相違なきも、右は被告人にて放火したるものにあらずと謂ふにあり。

我刑法に於て火を放て自己以外の人の住家に使用せる家屋を焼燬したるものは住家放火罪として処刑せらるることに為り居れり。

本件公訴事実の如く被告人か其の家族と共に住居せる家屋を焼く目的で、先づ其の隣接せる倉庫に火を付け自宅に延焼せしめんと企て、其の倉庫に放火し之か為其の倉庫と及之れと棟を一にせるS T鶴吉方を焼き且其の裏隣なるUD喜市方の一部を焼くに至りたるときは、仮令自宅に延焼するに至らざりしとするも住家放火罪は成立するものにして此の事は法律上疑なし。

本件に於て被告人の住家に隣接せる倉庫及之と一棟を為せるS T鶴吉の住家か焼けたことは被告人の認むる処にして、被告人はUD喜市方の住家の一部か焼けたことは之を知らず又右火災は被告人の放火に基くものにあらずと謂ふ。

故に本件の事実上の問題は、

第一、UD喜市方の住家の一部か焼けたりや否

第二、本件火災は被告人の放火に基くものなりや否

なり、特に第二の問題は最も主要の問題なり。

先づ第一の問題に付説明す、本件に於てS T鶴吉の住家か焼けたことを認むる以上は、UD喜市方の住家の一部か焼けたか否は本件犯罪の成否に何等の影響を来すものにあらず。

何となれば火を放つて人の住家か焼けた以上は、只一戸丈け焼けても放火罪は成立するものなり。夫れ故UD喜市方の住家の一部か焼たか否は重大なる問題にあらざるか、其の点に関する証拠の関係を申し置くのは勿論必要のことと考ふ。

其の証拠としては、

一、本日の証人S T良輔はUD喜市方の便所及炊事場の一部か焼けたと証言す。

二、予審判事の検証調書中

UD喜市方裏側即ちS T鶴吉方に面せる炊事場及湯殿は目下(検証は三月十八日)改築中なり、而して本検証に立会したるHN俊太郎は右改築中の炊事場及湯殿の屋根の一部は何れも本件火災により延焼したるものなるか、其の後直に右焼燬に係る部分の修繕を為し居るものなりと指示説明したる旨の記載あり。

右証言及検証調書の記載か信用し得へしとせば、UD喜市方の住家の一部か焼けた事實は之を認めて差支なしと考ふ。

次に本件に於て主要の事実上の問題なる本件火災は被告人の放火に基くものなりや否の問題は極て重大なる問題なり、若し被告人の放火に基くものと認むるときは検事主張の如く住家放火罪成立すべく、被告人の放火に基くものにあらずとせば被告人は無罪たるべきものなれば、此の点に付極めて慎重に冷静に必ず証拠に基きて評議を為さるへからず。

今其の点に関する証拠の關係を見るに、先づ被告人か放火したりと云ふ証拠としては、

第一、予審判事の被告人に対する第一回予審訊問調書なり、其調書の記載によれば被告人は明に自己の放火たることを自白し居れり、即ち同調書第十六問答に斯様の記載あり(此の時裁判長は該調書を朗読したり)。

第二、は本日の証人水谷博行(巡查部長)の証言なり、同証人は御聞の通り三月十五日に至り被告は自己の放火たることを自白し且倉庫の土壁を破壊し放火材料を投げ込みたる個所に付自ら図面を作成したりとて其の図面を出し居れり。

以上か被告人か放火したりと云ふ証拠に為り居れり。

以上の証拠に付被告人は左の通り弁解す。

本件火災後警察署に呼出され数日間刑事巡查等より或は頭髪を引張られ或は叩かれ或は焼け火箸を当てらるる等の暴行を受け、私か放火したことを自白した様にされて仕舞ひたるものにして、予審調書も亦私の虚偽の自白を記載したるものなりと云へり。

右弁解信用せらるべきや、即ち被告は警察署に於て刑事巡查等より暴行を受け自白を強ひられたる事実ありや否、之か為虚偽の自白を為したるものなりや否、仮に多少苛酷の取扱を受けたることありとするも自白したる事実は真実の事実にあらざるや、之等の点を篤と考慮して虚偽の自白なりや否を評議せざるへからず。夫れに付ては左の証拠に付考慮を廻らすことも必要ならんと考ふ。

第一、証人水谷博行の証言、同証人の証言によれば被告人に対して暴行等を加へたることなく、被告は任意に自白し放火材料を投げ込みたる個所に付自ら図面まで調整したりと云ふ。

被告は此の点に付、図面は倉庫及被告人住家の關係に付作成せよと云はれたる為之を作らざるまでに止まり、放火材料を投げ込みたる個所を表はす為作成したるものにあらずと述ぶ。右証人の証言信用せらるべきや否一考を要す。

第二、本件発火の場所に付、証人S T鶴吉の予審調書第四問答中には私か倉庫裏の古板壁の隙間から倉庫内を見しとき、倉庫西側のO K福策方に接近する部分か最も盛に燃へ居りたりとの旨の供述記載あり。

本日の証人S Tみつは、三月十二日午前三時過頃自宅炊事場の処の開戸を開き倉庫裏にある便所に行く、其の際倉庫内には別段異状のある様子なし、便所より帰りうつら、うつらして居るときパリ、パリ音かして自宅と倉庫との境の土壁の上の隙間より煙か私方に這入る、私は飛起き子供を抱へて自宅表口に出る、其の時倉庫の表の戸の隙間より倉庫内のO K福策方に接近する部分か最も盛に燃へ倉庫内は真赤に為つて居るのを見たりと証言す。本日の証人S T良輔は、火災を知り倉庫内の荷車を取らさんか為倉庫の鍵を持ち駆けつけたるに、倉庫の表戸の隙間より倉庫内か一面火に為つて居るのか見ゆ、而して其の際倉庫内の奥の方でO K福策方に接近する部分か盛に燃へ居れりと証言す。

右各証言信用し得るとせば、発火の場所は倉庫内の而も被告人O K福策の住家に近き処なるか如し。

尚倉庫内に蔵置の物品に付、証人S T良輔は倉庫内には木炭骸炭各二十俵タドン七箱位古雨戸、古板類及古畳三四枚、叭を解いた縄屑等を入れありて、S T鶴吉方に接する部分には骸炭を並へ荷車の両輪を置き、O K福策方に接する部分には木炭俵、タドン箱入、縄屑等を置きありたりと証言す。

右証言信用し得るとせば、倉庫内O K福策方に接する部分には最も火の付き易き品物を置きありたることを認め得らる。

又倉庫内にて火気を取扱ひたる形跡なきや、或は当時何人か忍入りて放火したる形跡なきかの点に付、証人S T良輔は右倉庫には毎日午後七時頃店員Y D喜八郎か引戸を閉ち之

に錠を施すことに為り居り、火災の際も平素と同様表戸に錠を施しありたり。火災のありたる夜は誰も倉庫内に行きしものなし、昼間の内は店員Y D喜八郎が行きたるものと思ふ。同人は煙草を喫せず倉庫内で火気を取扱ふ様なことなし。尚私か駆付けたるとき倉庫の戸には錠を施しありたる旨証言す

右証言信用し得るとせば、発火当時倉庫には戸締ありて人の侵入せる形跡なく、又当時倉庫内にて火気を取扱ひたる形跡も認められざるか如し。

以上の証拠により、倉庫内の発火地点かO K福策の住家に接近したる個所なること、其の場所には燃焼し易き木炭俵、縄屑等か在りたること、尚倉庫内にて火気を取扱ひたる形跡なく、且火災当時戸締ありて他人か忍入りて放火したるか如き形跡も亦認め難しとせば、被告人か予審判事に第一回取調の際申立てたる如く、被告人に於て倉庫の壁即ち被告人の住家に接近する側の壁に穴を作り其の穴より火の付きたる巻煙草及マツチ軸木を新聞に包みたるものを投げ込み放火したりとの自白か真実である様にも思はれざるにあらず。

尤も以上の証拠により、発火地点か被告方に接近せる倉庫内なること、其の場所に燃へ易き物品のありたること、及倉庫内にて火気を取扱ひたる形跡なきこと、発火当時戸締ありて他人か侵入したる形跡なきこと等の事実か認めらるゝとするも、之のみにより直に本件火災は被告の放火に基くものなりと認定することを得ざるは勿論なり、唯以上の如き關係は被告人か予審判事に自白したることか或は真実ではあるまいかと推測し得る資料と為るやも計られず、其の資料と為すに足るや否は諸君の熟慮を要するところならん。

尚発火地点に付、本日の証人H G芳太郎は自分の見たときは倉庫内の右側即ちS T方に接する個所の奥の方か燃へて居つたと証言し、被告人は当法廷に於て二階に寝て居りたる

に下より火事と叫はれ直に起上り階下に下り表に出てたるところ、S T良輔方の倉庫とS T鶴吉方の住宅との間の裏辺か燃へ居りたりと供述す。

又被告人の第一回予審調書第二十五問答には、火災を知り表口に出てたる時はS T鶴吉方か一面火に為り、倉庫には火は廻らす私はS T方に行き布団二、三枚投げ出し自宅に帰りたり云々との記載あり。

右証人H G芳太郎の証言、被告人の当法廷に於ける供述、予審に於ける被告人の供述か信用せらるゝや否、此の点は前述S T鶴吉の予審調書の記載S Tみつ及S T良輔の証言等と対照して熟考ありたし。

若し証人H Gの証言又は被告人の供述信用し得へしとせば、被告人の予審の自白は疑を容るゝ余地あらん。

第三、本日の証人KHフデ子(KRB食堂女給)の証言、同証人は本件火災前或夜OK福策かKRB食堂に來りたる際、同人は私の差出した燐寸を取り煙草に火を付け其の燐寸は其の俣持ちて立去りたり、尚其の燐寸は新しきものにて軸木は沢山這入り居りたる旨証言す。

而して被告の第一回予審調書には、燐寸は三、四日前KRB食堂の某女給より貰つたものを床の間に置きありて夫れを放火用に使したる旨の記載ありて、右証人KHフデ子の証言と一致す。

然るに被告人は当法廷に於ては、KRB食堂女給より燐寸を貰ひたることなしと申立て居れり、若しKHフデ子の証言信用し得るとせば被告人の其の点に關する当法廷の申立は偽りにして矢張り予審に於て供述したる通りKHフデ子より燐寸を貰ひたること真実にし

て其の燐寸を使用して放火したりとの予審の自白か真実の様にも思はれざるにあらず、此の点も一考を要す、尤も燐寸をKR B食堂女給より貰ひたることか真実なりとするも之により直に被告か放火したる証拠と為らぬ事は勿論なり、唯予審の供述か真実ならんと推測する資料と為るやも判らず、其の資料と為すに足るや否は諸君の熟考を要するところなり。

第四、被告人の第一回予審調書によれば、被告人か本件放火を為すに至りたる動機として被告人は保険金を詐取する目的にて自己の住家を焼かんか為放火するに至りたりと供述す。

夫れて被告人か果して其の住家内の所有動産に付火災保険を付けあるか否、火災保険の契約を為し居るとせば其の金額は何程なるか、又其の住家内に在る動産物の価格は何程なるかを考慮する必要あらん。

若し保険に加入し居らずとせば保険金を取る為に放火したることか虚偽の自白であることを認め得べく、又保険に加入し居るとするも保険金額か其の所有動産の価格より尠しとせば保険金を取る為め放火したりとの供述は容易に信を措かれぬ結果と為る、反之保険金額か其所有動産の価格より多額なるときは保険金を取る為放火したと云ふ自白か真実なることを認むべき一の資料と為る訳なり、勿論自白か真実ならんと推測する一資料と為ると云ふに止まり之のみにより直に放火したと云ふ証拠と為らざることは云ふまでもなし。

先づ被告人は其の所有動産を火災保険に付したりや其の金額は何程なりやの点に付、被告は当法廷に於て本件火災当時MB海上火災保険会社と其の住居内に在る自己所有の動産に付金額千円の火災保険契約を締結し其の保険料を支払ひ居り、且同会社と同一物件に付金額千五百円の火災保険の追加申込を為し居りたる旨供述し、証人AB薫(右保険会社WM

代理店保険係)も、亦右被告人の申立と同様の証言を為したり。

仍て右申立を信用するとせば、千円の保険の契約を為し更に千五百円の追加申込を為し居りたることは間違ひ無ひ様なり。

其の当時被告人は其の所有動産物を焼失せは何程の保険金を取り得ると考へしか、其の点に付被告人の第一回予審調書の記載によれば、被告人は私の住家を焼けば保険金か取れると思ふた、千五百円増加の申込を為した分は到底保険金を貰ふことは出来ぬと思ふたか、千円の方は保険証券も受取り居る故夫れ丈けの金は取れるものと思ひ居たりと供述す。

然るに被告人は当法廷に於ては、動産物を焼失せは初め契約せし千円の保険金も後に追加申込を為したる保険金千五百円も取れることと思ひ居りたる旨供述す。

右何れの供述信用し得べきや否、前者を信用すとせば金千円後者を信用すとせば金二千五百円の保険金を取り得るものと考へ居たりしことと為る。

次に火災当時に於ける被告の所有動産の価格に付証拠の關係を見るに、被告人の第一回予審調書第十問答に最初保険の申込を為したる時私の所有動産は現在と同様五百円位のものなりと供述せり、其の供述によれば被告人の所有動産は五百円の価格なりと認め得へし。

更にOKトヨ子(被告人の妹)に対する受命判事訊問調書の記載によれば、同人の供述として受命判事検証調書附属の物件目録第一号乃至九五号は本件火災当時被告人の住家にある被告及自分並母所有の動産にして火災後紛失したるはフェルト草履一足、男持襦子張洋傘一本、世帯道具の一部丈けにして、尚火災後入質又は処分したる物品は無之旨の記載あり。此の証言信用し得るとせば、火災当時被告人住家内に在りたる被告人及其の家族の所有動産は受命判事検証調書附属の物件目録記載の一号乃至九五号の物件と火災後紛

失したりと云ふフェルト草履一足、洋傘一本、世帯道具の一部なることを認めらる。

其の価格(本年三月十一日頃の)に付、鑑定人中村龜吉の鑑定書に依れば右一号乃至九五号の物品の価格は合計二百四十六円八十五銭なりと云ふ、尤も全部新に質入るゝとせば七百五円九拾銭なりと云ふ、此の鑑定信用し得へしとせば、火災当時被告人及其の家族の所有動産は其の当時の価格二百四拾六円八拾五銭のものと紛失したりと云ふ草履其の他に過ぎざることゝ為る。

被告人所有の動産の価格に付、被告人の予審に於ける申立の如く五百円なりとするも右鑑定人中村龜吉の鑑定価格金貳百四拾六円八拾五銭に証人OKトヨ子の証言する火災後紛失したりと云ふ草履、洋傘、世帯道具の一部の価格を加へたるものとするも、夫れ丈の価格の物品を焼き千円又は貳千五百円の保険金を受取り得るものと考へ居りたりとせば、差引相当の利益あること明なるか故に保険金を詐取する為放火したりとの自白か虚偽にあらざる様にも考へらるゝなり。

併し被告人の当法廷に於ける供述によれば、其の当時の被告人及家族の所有動産の総計価格は約貳千円以上にして其の内には絹地絵画六枚価格五百円位写真機一台価格貳百円位、日本刀二振(受命判事検証調書附属の物件目録の古刀と異なるもの)もありたりと云ふ。

右供述信用し得へきや一考ありたし、夫れに付ては左の諸点に注意を要す。

一、被告人に於て其の動産の価格は約貳千円以上なりと供述すれとも其の証拠と認むべきもの本件に於て見当らず。

二、被告人は予審に於て訊問を受くる際は其の所有の動産物は価格五百円なりと云ふ、貳千円以上の物を所有せは何故予審に於て其の申立を為さざりしか。

三、受命判事検証調書附属の物件目録を見るに、其の内には被告人の当法廷に於ける申立の絹地絵画六枚写真機一台は存在せず。

而して証人OKトヨ子は受命判事検証調書物件目録記載の一号乃至九五号の物件と其の後紛失したる草履、洋傘、世帯道具の一部か火災当時其の家に在りたる動産なりと云ふ。

此の証言か信用するに足るとせば、絹地絵画六枚、写真機一台は火災当時其の住家には現存せざりし様にも見得らるゝか如し。

以上の諸点より考へ、価格約貳千円以上の動産を所有せりとの被告人の供述信用し得へきや一考ありたし。

若し価格貳千円以上の動産を所有したりと且被告人に於て保険金は千円丈け受取り得るものと考へ居りたるものと認むるなれば、千円の保険金を受取る為に貳千円の動産を焼き払はんとするは道理に合はぬことゝ為り、保険金詐取の目的を以て放火したりと云ふ被告人の自白は真実でない様にも見得らるへし、尤も保険金は貳千五百円取れるものと考へ居りたるものと認むるなれば、仮令其の動産の価格か貳千円なりとするも差引五百円の差額を生ずへきか故に保険金詐取の目的を以て放火したりとの供述か虚偽にあらざる様にも見ゆ。要之保険金を詐取する目的を以て放火したりとの予審に於ける被告人の自白か信用するに足るや否に付ては、以上述べたる証拠に照し被告人の所有動産の価格と其の受取り得へしと被告人に於て考へたる保険金額とを比較して判断の一資料と為し得るものゝ様にも考へらる、熟考ありたし。

第五、予審に於ける被告人の自白即ち保険金を詐取する為放火したりとの供述か真実と認めらるへきや否を考慮する為には、更に被告人の資産状態特に其の当時金銭の必要に迫

られて居る事情なきかに付一応調査の要あらん、蓋当時毫も資産なく而も金銭の必要に迫られ居りたりとせば保険金詐取の目的を以て放火したりとの事は容易に首肯せらるべきも、財産に余裕あり特に金銭の必要ある事情なしとせば保険金詐取の目的を以て放火したりとの事は多少疑を容るべき余地なきにあらず、尤も金銭に窮するも不正を為さざるものあり余裕ありて尚不正の利益を得んことを企つるものあるべきに付、財産状態の如何を見て直に被告か放火したるものなりとか放火せざるものなりとか速断することを得ざるは勿論なり、只財産状態の如何は放火したりとの申立か真実なりや否を考慮するに当り一の参考資料と為る程度のものならん。

夫れて其の当時に於ける被告の営業上の収入、財産状態に関する証拠を見るに、

一、営業上の収入に付ては証拠の見るべきものなし。

唯被告人は予審第一回調査第三問答に於て石炭商として毎月百三四十円の収入ありと述ぶ。公判に於ては一ヶ月平均二百円位の収入ありと供述す。

二、資産として被告人の当法廷に於ける供述に依れば、動産以外に不動産を所有せず、又昨年五月頃はY D銀行に当座預金千百何拾円ありたるも、其の預金は昨年中に引出し当時銀行預金なし。不動銀行の貯蓄に加入せしも、昨年末頃より掛金を為さず妹トヨ子名義を以て三年据置の郵便貯金に毎月壹円五拾銭宛預け入る。右以外預金なしと供述す。

而して受命判事の検証調査附属物件目録の記載によれば右、不動銀行に対する貯金は昭和三年三月より九月まで毎月十三円二十五銭宛合計七十九円五十銭預金し、其の後本年四月預金したるのみ、四月は本件火災後なり。又トヨ子名義の郵便貯金は、十九円五十銭と為れり、預金としては以上二口合計九十九円に過ぎず。

三、借財としては証人K T又八郎は、昨年十月より本年一月三十一日まで被告人に売渡したる酒代金の残金式拾式円拾五銭の債権を有すと証言し、証人N S健一は被告人に対し昨年九月売渡したる洋服代金残拾四円五拾銭の債権を有すと証言し、証人N M伊藏は被告人は昨年一月より四月までの間数回A Z庵にて遊興しA Z庵は其の遊興費残金参拾壹円式拾九銭の債権を有すと証言し、証人K S猛は被告人に対し昨年八月より十二月までの間に売渡したる畳表等の代金拾五円拾銭の債権を有すと証言し、証人K K興吉はK M呉服店は昨年八月被告人に売渡したる反物代金残拾参円九拾六銭の債権を有すと証言し、証人N M満一は昭和二年九月より昭和三年四月まで被告人に売渡したる酒代金残拾九円参拾銭の債権を有すと証言し、

以上各証言を信用し得へしとせば、被告人は合計金百拾六円参拾銭の借財あることを認め得らる可く、併し右各証人の証言によれば被告人に対し請求はなし居りたるも厳しき請求を為したるものはなき様なり。

四、火災当時被告人が所持せし現金に関する証拠としては、本日の証人T H利秋はW M帆船株式会社は本年三月十日被告人に対し金参百五拾式円八拾五銭を払戻したる旨証言し、被告人はW M帆船株式会社より受取りたる金員中より三月十一日T W清次郎に七拾七円、H N芳作に五拾九円送金し其の余の金員を所持せりと供述す。

而して証第四号証第五号電信為替受領証には、被告人申立の如くT W清次郎、H N芳作に送金したる旨の記載あり。

又福岡刑務所小倉支所の回答書、夫れは本件の証拠と為すに付訴訟関係人に異議なき文書なり、其の回答書には被告人は福岡刑務所小倉支所に入所当時金百九十八円六十二銭を

所持し居りたる旨の記載あり。

右各証拠信用せらるゝとせば、被告人は火災当時式百円以上の現金を所持せることを認めらるへし、尤も被告の供述によれば其の内百八拾円はHM方松に送金せらるへからざる様なり、尚被告人は別に其の金庫内に金七拾円位を入れ所持せりと云ひ、証人MT博行は火災後被告人の金庫に金七拾円ありたるを見たる旨証言す。

以上は被告人の営業上の収入、資産、債務及債権者請求の状態並火災当時における被告人所持の現金に関する証拠なり、之により被告人の財政状態を考察せられたし。

第六、弁護人はST良輔の倉庫の壁には壁竹ありて其の壁に容易に穴を作り得る訳なし、従て右土壁に瓦の尖端にて穴を作り放火したりとの予審に於ける被告人の自白か虚偽なることは明瞭なりと弁論したり、而してST良輔は倉庫の壁には壁竹ありたる旨証言す、其の証言の如く壁竹ありとして其の壁に容易に穴を作り得へきや否一考ありたし。

第七、又弁護人は火の点きたる巻煙草と燐寸軸木約二十本とを新聞紙に包み之を携へて倉庫の壁に近づき夫れより穴を作るとせば、其の間に右放火材料は必ず発火すへしと思料せらる、従て如此放火材料を造り夫れより倉庫の壁に穴を作り其の穴より右放火材料を投下したりとの被告人の予審に於ける自白は虚偽なりと弁論したり、此点も一考を要す。

更に本件放火の日時に関する証拠の關係に付説明す。検事は公訴事実の陳述に於て本件放火の日時を昭和四年三月十一日午前三時四十分頃と申し居れり、諸君御聴の通り本日訊問の各証人は火災の時は昭和四年三月十二日午前三時過と申し居れり、被告人も亦当法廷に於ては証第四、五号の電信為替金受領証の郵便局の日附印を基礎として火災の時は昭和四年三月十二日と申し居れり、火災の日は本件犯罪の構成に關係を及ぼすものにあらざる

も、右日時に関する証拠の關係のみを申し置く。

証拠の關係は大体以上の通りなり、夫れて被告人か放火したりとの証拠と為り居れる被告人の第一回予審訊問調書の供述記載及証人MT博行の証言か信用するに足るものとせば、本件は住家放火罪と認定して差支なしと思ふ、若し夫れ等の証拠か信用するに足らずとせば本件は無罪と為る訳なり。

以上説明したるところにより本件に付決すへき論点と証拠の關係は判りたることと思ふ、即ち陪審に於て評議すへき主要の点は、

被告人は火を放つて人の住居に使用する家屋を焼きたりや否なり、法律に従ひ左の主問を提出し諸君の評議を求む、夫れは

被告人OK福策は其の家族と共に住居する若松市□□町□丁目□□番地所在の家屋を焼かんと欲し昭和四年三月十一日若くは十二日午前三時四十分頃其の住家に隣接せるST良輔所有の木炭等を貯蓄せる倉庫屋根下の壁を破壊して穴を造り其の穴より火の点き居れる巻煙草一本燐寸軸木約二十本を新聞紙に包みたるものを右倉庫内に投下して発火せしめ因て該倉庫及之と棟を一にせるST鶴吉の住家を焼き更に其の裏隣なるUD喜市の住家の一部を焼きたりやと云ふにあり。

(二) 問書・答申

① HD源四郎 (福岡地方裁判所殺人及殺人未遂被告事件昭和3年11月5日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告ハ幼ニシテ失明シ所謂座頭琵琶ヲ弾キテ門附ニ廻ル内十八年前HDギン(当四十五年)ト結婚シ夫婦ニテ糸島郡□□□村字□□□□□□ニ一家ヲ構ヘテ今日ニ及シニ五六年前ヨリ被告方ニ寄食シ居タル按摩TM藤吉(当四十五年ノ盲人)カギント被告ノ目ヲ忍フ仲ト為リ而モ近頃其非行漸ク著シカラントスルニ至リ被告ハ為メニ悶々ノ情禁スル能ハサルモノアリシ所昭和三年七月十二日突如トシテギンハTM藤吉ト相謀リテSM正太郎外二名ヲ頼ミ肯セサル被告ニ対シテ強テ手切金三十円ヲ以テギントノ離別並ニ其離縁状ヲ強要スルヤ被告ニ於テハ遂ニ之ヲ拒ム能ハスギント藤吉トカ将来別居スル事ヲ条件トシテ其要求ヲ承諾シ離縁状ヲ交付スルノ止ム無キニ至レリ然ルニギント藤吉ノ素振りハ被告ノ申出シ条件ヲ無視シテ将来兩名同居セントスル計畫ヲ立テントスルノ風アルヤ被告ハ同月十四日ニ到リ失望ノ極極度ノ憤懣ト嫉妬トニカラレテ此処ニ姦夫婦ヲ殺害シテ其怨ヲ霽サント決意シ同日午前六時頃藤吉トギントカ被告方表ノ間ニ於テ神棚ノ前ニ相並テ座シ経文ヲ誦誦シツツアルニ乘シ其後方ニ忍ヒ寄り用意シ居タル砧用木槌ヲ以テ後方ヨリ先ツ藤吉ノ頭部ヲ力ヲ込メテ一撃シ同人カ其場ニ昏倒シ何等抵抗ヲ為ササルヤ既ニ死亡セシモノト思惟シ以テ其側ニ座セルギンノ頭部ニ一撃ヲ加ハヘ更ニ格闘乱打シ以テ藤吉ヲシテ同日午後五時糸島郡□□町字□□AT病院ニ於テ頭蓋骨挫傷内部出血ノ為メニ死亡スルニ到タラシメタルモギンニ対シテハ同女カ極力反抗シ且ツMN辰次ヨリ引分ケラレシ為メ頭部其他ニ治療三週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルニ止リ殺害ノ目的ハ之ヲ遂ケサリシモノナリ

二、問

主 問

一、被告人ハTM藤吉ヲ殺害スルタメ昭和三年七月十四日朝糸島郡□□□村大字□□□田

□□番地ナル被告人ノ居宅ニ於テ横槌ヲ以テ同人ノ頭部ヲ殴打シ依テ藤吉ヲシテ右ノ打撃ニ因リ死亡スルニ至ラシメタリヤ

二、被告人ハHDギンヲ殺害スル為メ右ト同日同場所ニ於テ同様ノ方法ヲ以テギンヲ殴打殺害セントシタルモギンニ抵抗セラレタルトMN辰次等ニ抑止セラレタルトノタメ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補 問

一、被告人ハ昭和三年七月十四日朝右場所ニ於テTM藤吉ニ暴行ヲ加フル目的ヲ以テ横槌ニテ其頭部ヲ殴打シ藤吉ハ其打撃ノタメ死亡スルニ至リシモノナルヤ

二、被告人ハHDギンニ暴行ヲ加フル目的ヲ以テ右ト同日右場所ニ於テ横槌ニテギンヲ殴打シ因テ其頭部其他ヲ傷害シタリヤ

三、答申

主 問、一、然リ 二、然ラス

補 問、二、然リ

②TK庫一（福岡地方裁判所傷害致死被告事件昭和4年1月21日判決）

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ父ノ家ヲ出奔シテ八幡市□町□丁目飲食店FⅠハル方ニ寄泊中昭和三年十月六日夜半予テ被告人ト義兄弟ノ盟ヲ交シタルON忠藏カ酒氣ヲ帯ヒテ右ハル方ニ被告人ヲ訪レ同伴シタルTG權三郎ト共ニ同人方ニ赴カンコトヲ被告人ニ勸メタル上之ニ応セザリシ被告人ヲ戸外ニ呼出シ手背ヲ以テ其ノ頬部ヲ叩ク等之ニ暴行ヲ加ヘタルヨリ被告人ハ憤激シテ前記ハル方ニ立戻リ同家料理場ニ在リタル出刃庖丁ヲ取出シ之ヲ携ケテ忠藏ニ立向ヒハル方前路上ニ於テ傷害スル意思ヲ以テ右庖丁ニテ忠藏ニ斬付ケ同人ヲシテ其ノ下腹部其他ニ負傷セシメタル上該負傷ニ因リ同月十日死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

二、問

被告人TK庫一ハ昭和三年十月六日夜半過頃八幡市□□町□丁目FⅠハル方前路上ニ於テ傷害ノ意思ヲ以テ出刃庖丁ニテON忠藏ノ頭部、下腹部等ヲ突刺シ負傷セシメ因テ忠藏ハ同月十日死亡シタルモノナリヤ

三、答申

然リ

4 大分

(一) 説示

④衛藤武士（大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年12月19日判決）

一、公訴事実の梗概

被告は昭和三年七月二日自宅に於て実父伸太郎が被告の弟勝の為罵言せられたるを憤り自宅を立去りたる由を聞き大に驚き其の行先を尋ねて実父に遇ひ帰宅方を懇請したるも之に応せざりしより弟勝をして実父に謝罪せしめんと思惟し翌三日勝の働き居れる大野郡□□村大字□□□ET茂所有の桑畑に到り勝に対し帰宅を促したるも同人か肯せざりし為之を憤り同人を殺せんと決意し、同日午前十時頃自宅に在りたる自己所有の村田銃を携へ右桑畑より約三十間を離れたる個所に至りたるもSD陸生の為に妨げられて其の目的を達せず一応自宅に帰りたるも余憤尚ほ散せず再び村田銃を携へ右桑畑より約六十間を離れたる薬師堂に到り其腰壁に銃を乗せ掛け散駢入りの「ケース」を装填し勝に対し引金を引きたるも該銃は其撃針短かりし為発火するに至らず其目的を達せざりしものなり。

二、説示案

第一、本件に於て検事は被告人か昭和三年七月三日朝殺意を以て其実弟勝に対し村田銃を発射せんとしたるも初回はSD陸生の為に遮られ其後更に勝に対し該銃の引金を引きたるも銃器の撃針短き為め発火するに至らず其目的を達せざりし殺人未遂の事実を主張し被告人は殺意を否認し被告人か銃器を持出したるは勝を脅す為めにして殊に銃器の引金を引きたる際其の筒先は勝の身体を外し居りし旨主張するを以て本件第一の争点は被告人か果して殺意を以て勝に対し銃を発射せんとしたりや否やに在り、而して殺人未遂罪は人の生命に対する罪にして殺意を必要とし又未遂とは犯罪の実行に着手したる後意外の障碍に因りて其目的を遂げざるものなる旨を説き、次に本件には別に不能犯なりや否の問題あり不能犯とは被告人は犯罪の実行に着手したる積りなるも実際其目的としたる実害を発生する危険全然無き為め犯罪の成立せざる場合なりと説明し未遂犯と不能犯との区別及不能犯たる場合を例を挙げて

詳説し不能犯なりや否を決定するには犯罪実行に着手したる際の当該兇器其他を標準とすへき旨を述べ、

第二、本件か脅迫罪に該るや否に付ては検事弁護人間に異論あれども、当裁判所の見解は殺人未遂罪は人の生命に対する罪にして脅迫罪は人の行為の自由に対す罪なれば両者は其罪質を異にし同一法益に非ざるものと認むるを以て、殺人未遂罪の起訴中には脅迫罪の起訴を含まずと解するか故に脅迫の点は審議の要なき旨を説明し、

第三、本件犯罪構成に關し問題と為るへき箇々の事実として、

- (一) 本件証第一、二号銃器は人を殺傷するに足る能力ありや
- (二) 当時被害者勝の居りたる場所は弾丸到達の位置にありしや
- (三) 被告人は如何なる目的を以て右銃器を持出し引金を引ききたるや
- (四) 被告人か初め銃器を持出したるとき弾丸を装填し居りしや
- (五) 次に引金を引ききたるとき筒先を勝の身体に向け居りしや
- (六) 被告人と其実弟勝との間に被告人か殺意を決する迄の動機、原因ありしや
- (七) 犯罪當時に於ける被告人の心神状態か耗弱の程度に在りしや

第四、前叙の問題は当公廷に頭はれたる証拠即ち押収の証拠物件、警察官及予審検証調査並に同付属函

面、予審に於ける鑑定人山中一夫訊問調査書、同黒川健士提出の鑑定書、当公廷に於ける被告人及各証人供述公判準備調査書、公判準備手続に於て取調べたる各証人鑑定人被告人訊問調査書、同手続に於ける検証調査書及附属函面、鑑定人山中一夫同西村長作提出の鑑定書、被告人

及証人に対する警察官検事予審訊問調査書中各当公廷に於ける供述と重要な点に於て異なる部分を証拠として陪審自ら判断すへきものなる旨を告げ以上各証拠の要領殊に問題と為るへき事実に關する当該証拠を挙げて説明し特に殺意に關し予審訊問迄の被告人の自白か真意なりや又は当公廷に於ける被告人の供述か信実なりやは陪審自ら其常識に訴へて判断すへきものなる旨を告げ別紙問書記載の主問及別問に付其趣旨を説明したる上陪審か評議上主問を否定するの答申を為す場合は別問の評議を要せず主問を肯定すへき場合に於て初めて別問の評議に移るへく又別問二個は各別に評議答申を為すへく且別問を一個にても肯定する場合には主問は之を否定せざる可らざる旨注意を与へ主問、別問を肯定又は否定する場合は員数、陪審長互選に關する注意事項及陪審長の心得を附言し問書記載の各問に付慎重評議の上其結果を答申すへき旨を命し問書と共に証拠物件を交付したり。

⑦ F H 十七・同ハモ・同春治・同子一 (大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4年3月20日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人ハモ、十七、春次及子一の四名は相共に被告人ハモの長男 F H 壽か予て放蕩に身を持崩し金銭を浪費するにより大正十四年二月二十四日準禁治産者の宣告を受けたるも尚遊蕩を続け素行修まらざりしにより其の母(ハモ)弟(十七)又は其他親族の關係にある前記被告人等の嫌厭する処なるか昭和三年八月十五日午後七時頃日田郡□□村大字□□□被告人春次方に於て被告人ハモに対し壽か金五十円を貰受け度き旨申込みたるに金四十円を与へたるに壽か尚十円呉れる様強要したるを以て右ハモ及其側に居合せたる被告人春次の妻カメノと口論を為し壽はカメノを椽より突落しハモを押付けたるより来合せたる被告人十七、春次、

子一等は孰れも其の不法を憤り即刻各自同所附近に在合せたる棍棒を以て壽の頭部を「かたつけてしまへ」と云ひつゝ毆打し同人か人事不省に陥り打倒れたるを見て被告人等は既に壽か死亡したるものと誤信し其俛放置し居たるに壽は其後其場を逃走したるより同所青年団と共に其の行衛を搜索したるところ漸其翌十六日午前八時頃発見し壽を同所壽方に運び臥床せしめ置きたるに同人は同日午前十時頃同家の下男N J 隆治をして被告人春次方より食事を運び呉るゝ様申込みたるより被告人春次方に居合たる前記被告人四名は前日被告人等か壽を毆打したるを恨み如何なる復讐を為すやも計難きにより寧ろ壽を殺害して後難を除くに如かずと相談し尚被告人ハモか壽に食事の給仕を為す際壽の後方より被告人十七、春次、子一三名か撲殺せんことを画策したる上被告人ハモは壽方に食事を運び同人に給仕を為したるに壽は昨夜自分を毆打したるは誰々なるかを熟知し居るにより足か満足に立つ様に治癒すれば此俛にして置かぬ覺えて居れと不満を洩らしたるよりハモは同家に忍び来るりたる被告人十七、子一に前記壽か申したることを告げ且「やつけて仕舞へ」と申付け置き再び壽の側に来り給仕を為したるに其後より十七か約三尺の木棒を以て壽の後頭部を毆打したるところ同人は驚き表十畳の間より逃去らんとしたるを被告人十七、子一及其当時来合せたる被告人春次か捕へて引摺り寄せ尚被告人ハモは壽の逃走を妨げんか為め雨戸を締め右被告人十七、子一、春次の三名か各所携の木棒を以て壽の頭部其他を毆打したるところ出血夥く同人か打倒れたるにより被告人等は壽か既に死亡したるものと思込み其場を引揚げたるも壽は其当時死亡を装ひ居りたるものにして其場を逃走したるため被告人四名は壽に対し頭部其他に治癒日数約一ヶ月を要する傷害を与へたるも畢に殺害の目的を達せざりしものなり。

二、説示案

本件公訴事実の要旨は審理の当初に於て解示したる通にして、検事は右の内八月十五日の犯行に付ては殺意を認むるに不十分にして八月十六日の犯行のみに付殺意ありしものと主張し、被告人十七、春次、子一は右両日に亘り被告人等かF H 壽を毆打傷害したる事實は相違なきも犯行当時殺意なかりし旨弁解し、被告人ハモは八月十五日壽を毆打したることなく又八月十六日の犯行に付共謀関係なかりし旨弁解するを以て、八月十五日の犯行か傷害罪と認めらるべきことは両者間争なく、本件の主たる争点は八月十六日の犯行当時被告人等に殺意ありしや及被告人ハモか八月十六日の犯行に付共謀関係ありしや否に帰す。

刑法第九十九条には人を殺したる者は斯々の刑に処すと規定し同法第二百三十二条二百九十九条の未遂罪も之を罰する旨規定せるを以て殺意を以て人を殺さんとしたるも意外の障碍に因り其の目的を遂げざりし場合は右法条に該当するものなり、而して殺意とは被害者か死することあるへしとの加害者の自覚を謂ひ、加害者か被害者の死を希望する場合は勿論之を希望せざるも或は死ぬるかも知れぬとの認識ある場合も殺意たるに妨げなきものなり。

次に刑法第二百四条には人の身体を傷害したる者は斯々の刑に処すと規定し被害者に傷を負はせたるも殺意なかりし場合は本条に該当す、尚刑法第六十条に「二人以上共同して犯罪を實行したる者は皆正犯とす」の規定あり、共犯者は各自別々の行動を為すも其の間意思の一致ある場合は共同正犯として結果に対しては全部の責任を負ふべきものなり、之を本件に付て考ふれば八月十六日に於ける被告人ハモの行為は雨戸を締めたるたけなるも其の際ハモか殺意を以て壽の逃走を妨げんか為雨戸を締めたるものとせば共同正犯として他の被告人と同様の責任を負ふべきものなり。

以上要するに本件被告人等に犯意ありしもならば殺人未遂罪と為り、然らざる場合は傷害

罪と為すへきも、此問題を決するには犯罪の動機、原因、兇器、被害創傷の部位、程度、犯罪当時の状況及結果等を考察し当公廷に顛れたる証拠により其何れなりやを適正に判断すへきものにして、夫れに付ては当公廷に於ける被告人及証人の供述並先刻来解示したる証拠書類及証拠物件は斯々なりと夫等証拠の要領を一々説明し、問書記載の間に付慎重評議の上答申すへき旨を命し問書を交付したり。

⑧ EK美並 (大分地方裁判所放火被告事件昭和4年5月4日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人は心神毛弱者なる処明治四十五年頃分家に際し父源作は被告人に対し財産を分与すへきことを約しなから之を弟壽夫名義に為したる俣右約旨を履行せず却つて被告人の素行を詰責するのみなるを以て被告人は之を快とせず又昭和二年四月頃被告人の妻シンか嫂コフジと口論の末其の実家に帰り離別の状態に立至りたるを以て右コフジに対し予て不快の念を懷き居りたるより被告人は右福夫方及びコフジ方を焼燬し此の鬱憤を霽らさんと欲し意思継続の下に

(一)昭和三年十月六日午前二時頃宇佐郡北□□村大字□□なる父源作か同居せる前示福夫方厩舎の藁葺屋根の西南端に携帯せる燐寸を以て放火し因て右厩舎一棟を焼燬し

(二)同年同月二十三日午後八時頃前同所示コフジ方裏外側に立掛けありたる松葉薪に携帯せる燐寸を以て放火し因て住宅一棟を焼燬したるものなり

二、説示案

一、先づ本件公訴事実にして且検事の主張するところは被告人は第一建物焼燬の目的を以て昭和三年十月六日午前二時過頃大分県宇佐郡北□□村大字□□所在のEK福夫所有に係る厩舎(土屋の部分)の藁葺屋根に燐寸を以て放火し右厩舎を焼燬し第二住宅焼燬の目的を以て同月二十三日午後八時過頃前同所EKコフジ方裏壁外側に立掛けありし松葉薪に燐寸を以て放火し右コフジ等の住宅一棟を焼燬したりと云ふに在り之に対し被告人及弁護人は右二個の建物の焼燬したる事實は相違なきも右は被告人の放火したるものに非ざる旨主張するを以て本件主要の争点は被告人か放火したるものなりや否に在りとする

而して放火罪は個人に対する財産を侵害すること勿論なるも法律は此個人的財産関係の方面を主眼とせずして一般社会に甚大なる危険を及ぼすものなりとの方面に着眼し之を公共危険罪の一種と為し比較的嚴罰に処する旨を規定せる旨説き次に放火罪の成立要件として被告人か一定の目的物を焼燬する意思を以て火を放つことを必要とする旨例を挙げて詳細なる説明を与へ更に進んで本件に於て問題と為るべき事実関係として

(イ)昭和三年十月六日及同月二十三日右EK福夫方厩舎並にコフジ方住宅焼燬に対する事実関係

(ロ)被告人か昭和三年十月六日午前二時過頃自宅を出て発願時坂道に到り福夫方厩舎の西両端の部分に携帯せる燐寸を以て火を放ちたる事実の有無

(ハ)被告人の父源作か前同日午前一時過頃便所に赴き其歸りに提灯を厩舎の柱に懸けたる俣置き忘れたる事実の有無並に右厩舎焼燬の火根に関する事実関係

(ニ)源作の提灯を置き忘れたりと云ふ個所及其附近か焼燬せる事実の有無

(ホ)右厩舎の如何なる部分より発火したるものなりやの事実

(ヘ)本件第一公訴事実に顛はれたる如き動機の有無

(ト)被告人か昭和三年十月二十三日午後八時過頃自宅を出てEKコフジ方西側にありし松葉薪に携帯せる燐寸を以て火を放ちたる事実の有無
(チ)右コフジ方屋内仏壇より発火したる事実の有無並に右コフジ方焼燬の火根に対する事実関係

(リ)本件公訴第二事実に顕はれたる如き動機の有無並に放火罪構成に関する法律上の論点を説明し前叙の事実関係に付ては

(一)当公廷に於ける被告人及各証人の供述

(二)被告人及証人に対する公判準備としての訊問調書

(三)被告人に対する司法警察官及検事の訊問調書中当公廷に於ける陳述と重要な点に於て異りたる部分

(四)各証人の予審訊問調書中当公廷に於ける陳述と重要な点に於て異りたる部分

(五)司法警察官、検事予審判事及当裁判所の各検証調書並に附属図面写真

(六)押収の第一乃至第三の物件

等の各証拠により公平適正に陪審自ら判断すべきものなる旨を告げ以上各証拠の要領を説明し別紙問書記載の問に付其趣旨を説明したる上評議並答申に付ての注意を与へ問を肯定又は否定する場合の員数陪審長互選に関する注意事項及陪審長の心得を附言し問書記載の問に付慎重評議の上其結果を答申すへき旨命し問書と共に証拠物件を交付したり

(二) 問書・答申

①藤岡龜次(大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年10月25日判決)

一、公訴事案ノ梗概

被告人龜治ハ其ノ情婦大分県北海郡□□村大字□□SZウタ(当四十一年)ト一旦合意関係ヲ絶チタルモ尚思慕ノ情禁スル能ハス再三復活ヲ迫リタルニ応セサルヨリ一思ヒニ殺害シテ其ノ意ヲ晴サント決意シ昭和三年九月十六日夜自宅ノ出刃庖丁ヲ携帯シウタ方ニ到リ最後ノ談判ヲ為シタル上ウタノ胸部目菟ケテ二三回突キ刺シタルモ居合セタルODヒデニ阻止セラレ僅カニ右胸部右上膊部前膊部ニ全治ニ週間余ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルノミニテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

二、問

主 問

被告人FO龜治ハ昭和三年九月十六日夜大分県北海郡□□村大字□□SZウタ方ニ於テ殺意ヲ以テ同人ニ出刃庖丁ヲ突刺シタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補 問

若シ然ラストセハ被告人FO龜治ハ同夜同所ニ於テ殺意無ク出刃庖丁ヲ以テSZウタノ右前胸部其ノ他ニ傷ヲ負ハシメタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然ラス

補 問、然リ

②OT梅二(大分地方裁判所放火未遂被告事件昭和3年11月21日決定)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハT利蔵ノ妻カメノ(当三十二年)ト以前情交關係アリ其後此ノ關係ヲ斷チ居リタルニ近來右カメノハ他ニ情夫ヲ持チ居ルヤノ風聞アリ被告人ハ之ヲ快ト為ササリシ処偶々昭和三年六月十四日夜カメノノ不在ナル由ヲ聞知シ其所在ヲ搜索シタルモ發見セス翌十五日午前三時牛過頃自宅ヲ出テカメノノ居宅ナル大分県玖珠郡□町大字□字□町ニ赴キタルモ未タ帰宅ヲ為シ居ラサル為爰ニ放火セハカメノノ知ル処ト為リ將來不在スルコトナカルヘシト思量シ利蔵養子金重(十二、三)歳ガ就寝シ居ル夜具ニ喫煙中ノ「バツト」ノ火ヲ以テ点火シ同家其他近接家屋ヲ焼燬スルコトアルヘキヲ認識シナカラ敢テ放火シ其場ヲ立去リタルモ同朝五時頃カメノカ帰宅シ發見消火シタル為夜具ニ枚及畳ノ各一部ヲ焼燬シタルニ止リ其犯行ヲ遂ケサリシモノナリ

二、問

主 問

被告人ハ昭和三年六月十五日午前三時過頃大分県玖珠郡□町大字□字□町T利蔵方ニ於テ同住家其他近接家屋ヲ焼燬スルコトアルヘキヲ認識シナカラT金重(十二、三歳)ノ就寝セル蒲団ニ喫煙中ノ「バツト」ノ火ヲ点火シテ放火シタルモ利蔵妻カメノニ發見セラレ消止メラレタル為僅ニ蒲団ニ枚畳一畳ノ各一部ヲ焼キタルニ止マリ其犯行ヲ遂ケサリシモノナリキ

補 問

被告人ハ右同時同所ニ於テ住家其他ノ建物ヲ焼燬スルコトアルヘキヲ認識セスシテ単ニT金重ノ就寝セル前記蒲団ニ喫煙中ノ「バツト」ノ火ヲ点火シ該蒲団ニ枚及畳一枚ノ各一部ヲ焼キ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナルヤ

三、答申

主 問、然ラス

補 問、然ラス

④衛藤武士(大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年12月19日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告ハ昭和三年七月二日自宅ニ於テ実父伸太郎カ被告ノ弟勝ノ為罵言セラレタルヲ憤リ自宅ヲ立去リタル由ヲ聞知シ大ニ驚キ其ノ行先ヲ尋ネテ実父ニ遇ヒ帰宅方ヲ懇請シタルモ之ニ応セサリシヨリ弟勝ヲシテ実父ニ謝罪セシメント思惟シ翌三日勝ノ働キ居レル大野郡□□村大字□□E T茂所有ノ桑畑ニ到リ勝ニ対シ帰宅ヲ促シタルモ同人カ肯セサリシ為之ヲ憤リ同人ヲ殺害セント決意シ同日午前十時頃自宅ニ在リタル自己所有ノ村田銃ヲ携ヘ右桑畑ヨリ約三十間ヲ離レタル個所ニ到リタルモS D陸生ノ為ニ妨ケラレテ其ノ目的ヲ達セス一応自宅ニ帰リタルモ余憤尚ホ散セス再ヒ村田銃ヲ携ヘテ右桑畑ヨリ約六十間ヲ離レタル薬師堂ニ到リ其腰壁ニ銃ヲ乗セ掛ケ散弾入りノ「ケース」ヲ装填シ勝ニ対シ引金ヲ引キタルモ該銃ハ其撃針短カリシ為發火スルニ至ラス其目的ヲ達セサリシモノナリ

二、問

主 問

被告人武士ハ昭和三年七月三日大分県大野郡□□村大字□□E T茂所有ノ桑畑ニ於テ仕事
中ノ弟E T勝ヲ殺害スル意思ヲ以テ同日午前十時頃村田銃ヲ携ヘ右桑畑ヨリ約三十間ヲ離レ
タル個所ニ到リ殺害行為ニ着手シタルモS D陸生ノ為ニ妨ケラレ其目的ヲ遂ケス其後更ニ前
記桑畑ヨリ約六十間ヲ離レタル薬師堂内ノ腰壁ニ右銃ヲ乗セ掛ケ散弾入ケースヲ装填シ勝ニ

対シ引金ヲ引キタルモ該銃ハ撃針短カリシ為殺害ノ目的ヲ達セサリシモノナリヤ

別 問

(イ) 被告人ノ使用シタル前記散弾入ケースヲ装填シタル村田銃ハ其ノ当時発射スルコト不能ノモノナリシヤ

(ロ) 村田銃ハ発射不能ノモノニアラストスルモ被害者勝トノ距離遠キ為同人ヲ殺害スルコト不能ノモノナリシヤ

三、答申

主 問、然ラス

⑤ 仁小寛 (天分地方裁判所殺人被告事件昭和4年1月22日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ附和二年七月二十七日午前一時三十分頃大分県宇佐郡□□村大字□□料理店HFM亭前ニ於テ同年七月中宇佐郡方面ニ起リタル強窃盜被告事件ノ為メ四日市警察署警部補近藤眞龍巡查宝寶山由井司ト共ニ張込ミ警戒中ナリシ巡查萩野品五郎ヨリ誰何セラレ且逮捕セラルルヤ被告人ハ自己カ曩ニ他所ニテ為シタル強盜ノ犯行ニ付逮捕セラルモノナリト察知シ突差ノ間萩野品五郎ヲ殺害セント決意シ所持ノ七首ヲ以テ右品五郎ノ胸部ヲ突刺シ同人ヲ死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

二、問

主 問

被告人ハ昭和二年七月二十七日午前一時三十分頃大分県宇佐郡□□村大字□□料理店HFM亭前ニ於テ同年七月中宇佐郡方面ニ起リタル強窃盜被告事件ノ為メ四日市警察署警部補近藤眞龍巡查寶珠山由井司ト共ニ張込ミ警戒中ナリシ巡查萩野品五郎ヨリ誰何セラレ且逮捕セラル、ヤ被告人ハ自己カ曩ニ他所ニテ為シタル強盜ノ犯行ニ付逮捕セラル、モノナリト察知シ突差ノ間萩野品五郎ヲ殺害セント決意シ所持ノ七首ヲ以テ右品五郎ノ胸部ヲ突刺シ同人ヲ死亡スルニ至ラシメタルモノナリヤ

補 問

若シ然ラストセハ被告人ハ殺意ナクシテ単ニ逃走スル目的ノ為メ同日同時刻ニ同所ニ於テヒ首ヲ以テ右品五郎ヲ突刺シ同人ヲ死亡スルニ至ラシメタルモノナリヤ

三、答申

主 問、然リ

5 熊本

(一) 問書・答申

① UN喜法 (熊本地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人ハ青年ノ頃父母ノ許ヲ出奔シ長崎県福岡県ニ於テ土方稼土木請負業等ヲ為シ後ニ発心シテ高野山ニ上リ得度ヲ受ケ爾來長崎方面ニ於テ布教ヲ為シ昭和三年八月帰省して妹婿ナル熊本市□□町WN末吉方ニ同居セルモノナルカ従来時々□□ナル実弟甚平ニ対シ金

銭ノ無心ヲ為スヨリ甚平及其妻コトハ之ヲ喜ハス自然被告人ト円満ヲ欠キ居リシ抛昭和二年二月父仁平危篤ノ為メ長崎ヨリ帰郷シ末吉方ニ同居中甚平等ニ大師堂ヲ建テ呉ルル様相談セシモ甚平カ之ニ応セス又昭和三年九月十二日同人ニ対シ一千円ノ財産分与ヲ求メシニ応スル模様ナカリシヨリ深く同人等ヲ恨ミ同月十四日次第第二ヨリテハ寧口兩名ヲ殺害セムト決意シ同月十七日更ニ督促シタルモ何等ノ回答ニ接セザリシカハ十九日ニ至リ愈々殺意ヲ確定シ同日末吉所有ノ出刃包丁(証第十一号)ヲ懷中シテ午後九時頃甚平方ニ赴キ三百円ノ借用ヲ為スニ付保証ヲ為シ呉レト申入レ之ヲ拒マレ続イテコトト口論シ同人ヲ殴打シ甚平ト格闘ヲ始メ組伏セラルルヤ所携ノ包丁ヲ以テ矢鱈ニ同人ヲ突刺シ助ケヲ求メテ戸外ニ走り出テタルコトヲ追跡シ隣家UD伊八方前ニ於テ後ヨリ同人ヲ突刺シ甚平ニ対シテハ左侧胸部ニ心臓左心室ニ達スル刺創及横隔膜ヲ貫キ胃壁ヲ穿通スル刺創等ヲ蒙ラシメ心臓刺傷ニヨル出血ノ為午後十一時過頃死亡セシメ、コトニ対シテハ左上膊ニ筋肉刺創左肩甲骨部ニ肋膜ヲ貫キ左肺下葉ヲ浅ク傷クル刺創左腰部ニ背骨ニ達スル刺創等ヲ蒙ラシメタルモ致命傷ナカリシ為殺害ノ目的ヲ遂ケザリシモノナリ

二、問

一、主問

被告人ハUN甚平ヲ殺害セムコトヲ決意シ昭和三年十月十九日夜熊本県飽託郡□□村字□□UN甚平方ニ於テ出刃包丁ヲ以テ同人ノ左侧胸部左背部等ヲ刺シ心臓ヲ刺傷シテ同人ヲ殺害シタルモノナリヤ

補問

若シ然ラストセハ被告人ハUN甚平ヲ傷害スル意思ニテ前記日時場所ニ於テ出刃包丁ヲ以

テ同人ノ左侧胸部左背部等ヲ刺シ心臓ヲ刺傷シ因テ同人ヲ死ニ致シタルモノナリヤ

別問

被告人ノ前記行為ハUN甚平ヨリ不法ニ組伏セラレ且畢丸ヲ握リ締メラレタルニヨリ自己ノ生命自体ヲ防衛スル為已ムコトヲ得サルニ出タルモノナリヤ

二、主問

被告人ハUNコトヲ殺害セムコトヲ決意シ昭和三年十九日夜熊本県飽託郡□□村字□□UD伊八方前ニ於テ出刃包丁ヲ以テ同人ノ左背部左上膊部左腰部等ヲ刺シ最早殺害ノ目的ヲ達シ得ルモノト思惟シ其ノ場ヲ立去リタルモ左背部ヨリ深サ肋膜ヲ貫キ左肺下葉ニ達スル刺傷ト外三箇ノ刺傷ヲ負ハシメタルニ止マリ殺害ヲ遂ケザリシモノナリヤ

補問

若シ然ラストセハ被告人ハUNコトヲ傷害スル意思ニテ前記日時場所ニ於テ出刃包丁ヲ以テ同人ノ左背部左上膊部左腰部等ヲ刺シ上記ノ如キ刺傷ヲ負ハシメタルモノナリヤ

三、答申

主問、一、然リ 二、然リ

別問、然ラス

② INサツキ (熊本地方裁判所殺人被告事件昭和4年2月21日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人ハ旧昭和三年正月頃ヨリ居村WN勝ト私通シ妊娠ノ身トナリタル処同年十一月三日午前三時頃熊本県阿蘇郡□□村大字□□千□百□番地ニ於テ女兒ヲ分娩スルヤ之ヲ襁褓布

ニ包ミ其ノ上ヨリ右手掌ヲ以テ其ノ鼻口ヲ圧シ窒息セシメテ殺害シタルモノナリ

二、問

主問

被告人ハ昭和三年十一月三日午前三時頃自宅ニ於テ女兒ヲ分娩シタル際殺意ヲ以テ襪褌布ニテ其ノ鼻口ヲ掩ヒ更ニ其ノ上ヨリ手掌ヲ以テ之ヲ圧シ依テ窒息死ニ致シタルモノナリヤ

三、答申

然リ

6 鹿兒島

(一) 問書・答申

① **A M 勇一郎** (鹿兒島地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4年1月17日判決)

一、公訴事実の概要

被告人ハ昭和三年十月五日夜鹿兒島県鹿兒島郡□□村□□上□千□百□□□番地NM正吉方物置小屋新築祝ニ招カレタルカ酒宴後同夜十時頃同家ニ於テNM正吉KS岩熊等ト雑談中正吉ヨリ金銭貸借ノ件ニ付侮辱セラレタルヲ憤リ炉中ノ金火箸ヲ取りテ同人ノ顔面ヲ殴打シ負傷セシメタルモ尚憤怒ノ情癒ヘス酒勢ニ乗シテ愈激怒シ寧正吉ヲ殺害スルニ如カスト決意シ自宅ニ帰り厩ヨリ藁切包丁ヲ携ヘ再ヒ同人方ニ向フ途中同所県道ニ於テ正吉ニ出会ヒ即時同人ノ頭部ヲ目菟ケテ右包丁ヲ以テ数回斬リ付ケ因テ頭部ニ三創ヲ加ヘ左耳ヲ聾スルニ至ラシメ且左手拇指ヲ切断シ治療ニケ月ヲ要スル傷害ヲ与ヘタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

二、問

主問

被告人勇一郎ハ昭和三年十月五日夜殺害ノ意思ヲ以テ藁切包丁ニテNM正吉ニ斬リ付ケ負傷セシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシヤ

補問

若シ然ラストセハ被告人勇一郎ハ傷害ヲ加フル意思ヲ以テ藁切包丁ニテNM正吉ニ斬リ付ケ之ヲ傷害シタルヤ

別問

被告人勇一郎ハ犯行当時酩酊ニ因リ心神喪失状態ニ在リタルモノト認ムルヤ

三、答申

主問、然ラス

補問、然リ

別問、然ラス

7 宮崎

(一) 問書・答申

① **KN利三郎** (宮崎地方裁判所住居侵入殺人被告事件昭和3年11月21日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告ハ大正十四年二月頃宮崎県児湯郡□町大字□□料理屋業SG樓コトSZチヨ方抱酌婦金蝶コトMTマキ(其頃二十三年)ヲ落籍シ爾来内縁ノ妻トシテ同棲シ居タルニ昭和三年五

月二十五日遂ニ離別シマキハ再ヒSG樓ニ女中トシテ住ミ込ミタルカ被告ニハ未練アリ再三マキニ復縁ヲ迫リタルトコロマキノ容ルル処トナラス茲ニ於テ被告ハ同人ヲ殺害シ其ノ恨ヲ霽サント決意シ本年六月十七日午後十時頃前記SG樓ニ至リ同家ニ階四畳室ニ侵入シ携ヘタル出刃包丁ヲ以テマキノ背部ヲ突刺シ肺臓及心臓貫通刺傷ヲ負ハシメ依テ大出血死ニ至ラシメ殺害ノ目的ヲ達シタルモノトス

二、問

主問

被告人KN利三郎ハ

(一)昭和三年六月十七日午後十時過宮崎県児湯郡都□町大字□□料理店SG樓コトSZチヨ方ノ二階四畳室ニ出刃包丁ヲ携ヘ不法ノ目的ヲ以テ侵入シ

(二)同時頃同所ニ於テ殺意ヲ以テ出刃包丁ヲ用ヒMTマキノ背部三ヶ所ヲ突刺シ因テ同人ヲ死ニ致シタルヤ

補問

被告人KN利三郎ハ主問記載ノ時刻場所ニ於テ殺意ナキモ暴行ノ意思ヲ以テ出刃包丁ヲ用ヒMTマキノ背部三ヶ所ヲ突刺シ因テ同人ヲ死ニ致シタルヤ

三、答申

主問、(一)然リ (二)然ラス

補問、然リ

②SM十市 (宮崎地方裁判所殺人被告事件昭和4年1月28日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ宮崎県南那珂郡□□村大字□□村字□□乙□□百□□番地所在ノ住家一棟ヲ二棟ニ仕切りオロク事SIマツト各一軒ニ住居シ居リタル処被告人ハ右マツト些細ノ事ヨリ不和ニシテ昭和二年三四月頃ヨリ挫骨神經痛ニ罹リ厭世シ居リタル折柄同三年七月二十七日八日頃其ノ隣家MD庄平妻フイカ金員ノ盜難ニ罹リタル事件ニ付マツニ於テ被告人カ右犯人ナル如ク同人ニ諷刺シ或ハ世間ニ口外セルヲ聞クヤ之ニ憤怒シ同年八月初旬頃鬱憤ヲ霽ス目的ヲ以テ被告人方ニ在リタル短刀(証第四号)ヲ懷中ニ便ナル如ク切斷シ常ニ之ヲ所持シ時機ヲ視ヒ居リ遂ニ同年八月二十一日午後十一時三十分頃マツ殺害ノ決意ヲ以テ同人方ニ立入り前記短刀ヲ以テ同人ノ胸部ヲ刺シ之ニ続キ其ノ左右背部ニ何レモ肺實質ニ達スル刺傷其ノ他数ヶ所刺傷ヲ加ヘ多量出血セシメ因テ間モナク同人ヲ死ニ致シ其ノ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

二、問

主問

被告人ハ昭和三年八月二十一日午後十一時半頃宮崎県南那珂郡□□村大字□□字□□□乙千七百□□番地オロク事SIマツ方ニ於テ同人ヲ殺害スル意思ノ下ニ短刀ヲ以テ同人ノ胸部其ノ数ヶ所ヲ刺傷シ因テ間モ無ク之ヲ死ニ致シタルヤ

補問

若シ然ラストセハ被告人ハ昭和三年八月二十一日午後十一時半頃前記SIマツ方ニ於テ暴行ノ意思ヲ以テ短刀ヲ用ヒ同人ノ胸部其ノ他数ヶ所ヲ刺傷シ因テ之ヲ死ニ致シタルヤ

三、答申

主問、然リ

8 那覇

(一) 説示

①SM正行（那覇地方裁判所殺人被告事件昭和4年9月6日判決）

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和四年四月十七日行商の序予て面識ある島尻郡□□村字□里□百□□番地YSカメ当三十五年方に泊り込み同人と情交を結ひたるか同月十九日夜半三年許前より「カメ」と情交関係を続け来れる同郡□□村字□□居住KJ勇平の為め同衾せる現場を押へられ「カメ」は同人より顔面を殴打され負傷したるより被告人は「カメ」に同情し再ひ勇平か来り暴行することあるへきを予想し之に対抗する為め手頃の薪（証第一号）を用意し置きたる所同月二十一日午前一時頃果して勇平か「カメ」方に来り就寝せる被告人を殴打し格闘を挑みたるより酒気を帯ひ居たる被告人は之に憤激し寧ろ勇平を殺害せんと決意し用意の薪を以て同人の頭部を強打し勇平は之か為脳震盪及軟脳膜下溢血に因り即死するに至りたるものなり

二、説示案

陪審員諸君

只今お聴きの通検事、弁護士双方の弁論を済みました愈裁判所は諸君に対し此の事件に付評議を煩す為に説示を致します

本件に付き問題となつて居ります事実上の関係之に対する証拠の要領並に法律上の論点

等につきまして大体を説明して諸君の評議の御参考に供し最後に諸君に問題を提供致します諸君も既に大体お判りになつたことと思ひますか本件の公訴事実は先程検事の述へられた様に被告か本年四月二十一日午前一時頃島尻郡□□村字□里□百□□番地YSカメ方に於て同郡□□村字□□居住KJ勇平を殺害の意思にて（証第一号）の薪を以て同人の頭部を強く撲り之れか為同人は即時同所に於て死亡するに至り殺害の目的を達したと云ふのであります

之に対する被告人の弁解は同人か（証第一号）の薪を以て勇平の頭部を撲り同人か間もなく死亡したることは相違ないか決して同人を殺す考へてやつたものには無い只殴つてやると云ふ考に過ぎなかつたと云ふのであります而して被告人は本件発覚以来予審判事の取調に対し始終一貫其の殺意なかりしことを弁解して居るのであります

夫故に本件の事実上の争点は検事の述へらるゝ様に被告人に於て勇平を殺す考へかあつたか或は被告人の弁解する様に殺す考はなく単に殴つたに過ぎないか即ち本件では被告人に勇平を殺害するの意思ありしや否や殺意の有無か問題であります

尚本件公訴事実に拠れば（証第一号）の薪は本件犯行の前夜被告人か寝る前に勇平の来る可きを予想し其の抗撃に備ふ可を予め用意し置きたるものなりや否やも亦問題となつて居ります

被告人は薪を予め用意したと云ふ点を全然否認して居ります若し被告人か前夜寝る前より如斯（証第一号の薪）得物を用意して勇平の来るに備へて置いたものとすれば殺意を認定する幾分有利なる資料となる様であります何となれば如斯大なる又相当の重量なる薪を以て被告人か被害者の頭部を目懸けて強く打下したとすれば之れか為に相手方か万一死の結

果を持来たしはせぬかと云ふ事を予め認識し得たであらうと云ふ事を考へらるゝからてあります此の外頭を目懸けて打下したか否や及び(証第一号の薪)で撲つたのは一回か数回かの争ひもありますか是等は要するに殺意の有無を決する資料となるに過ぎませんから諸君は当廷に現はれたる諸般の証拠に基き当時の事情を考慮して可然御判断をお願い致します

是から証拠に就て大体の説明を致しますか

本日取調べた各証人の供述は

一、証人Y G ウトの証言 此の証人の供述は先程直接お聴の通り本件犯行の当時と思はるゝ頃同証人は何か叩く様な音を二度聞いたと云ふのであります同証人の予審の供述も略同様であります只予審では二三回の音を聞いたと云ふて居る叩く様な音が二回したか二三回したか其の点は確めてありませぬか兎に角一回て無かつたことは確実に証言して居るのであります証人は只一回棒で撲つたと弁解して居るか果して被告人の弁解する様で一回であるか此証人の供述する様に二回か二三回音かして撲つたものであるか他の証拠と相待つて陪審員諸君の慎重なる御判断を希望致します

二、証人I Z M 正道の証言 此証人の供述は予審に於ける供述とも多少相違する点あり庭で被告人と被害者勇平とか掴合つて居る様に供述し被告人か棒で勇平の頭を一度撲るのを証人に於て現に認めたと云つて居る様であるか被告人の弁解するところと相違するのみならず他の証人等の供述とも一致せぬ此証言の如くなりとせば被告人は屋外の庭で勇平と掴合ひ何回も棒で撲つた様に事実を認めなければならぬか果して此証言か信用し得るか否や是れも陪審員諸君に於て十分御考慮の上極めて頂き度いのであります

三、O N カマドの証言 此証言は芭蕉の幹を叩く様な音が二三度聞へたと云ふて居る之を信用すれば被告人か棒で勇平を撲つたのは一回て無く二三回撲つて居る様に認めらるゝ様であるか果して何れか真実に適合するものであるか是も陪審員諸君に於て極めて頂き度いのであります

四、証人N G 嘉助、T S ツル、T N 松の各証言は直接本件の争点に関係ない様であります五、証人Y S カメの予審訊問訓書の記載 即本件犯行の前夜寝る時に被告人かカメと勇平か今夜来るかも知れぬと話し被告人は勇平か来るなれば脅かしてやると云ふたと供述し居る点より考れば被告人に於て勇平の来るに備ふ可く(証第一号の薪)を用意して置いたのでは無いかと想像し得ぬ事は無い様であるから多少被告人に不利益の様に思はるゝか又同証人は併し被告人か薪を枕元に持つて来た事は知らぬと供述して居り然らば一緒に寝たY S カメか其の薪を見て居らぬとすれば被告人か枕元に用意して置いたものとは認められぬ或は被告人の弁解する如く被害者勇平か持参したるものかも分りませぬ此点も陪審員諸君に於て十分に御考慮被下まして御判断を願ひます

六、証第一号薪 此薪にて被告人か勇平の頭を撲つて鑑定書記載の如く致命傷を負はしめたる事は被告人に於ても之を認め争ひは無いのであります此棒は如斯大きな相当重量のあるものでありますから之を以て人の頭を強く撲れば其の人を死に至らしむると云ふ事を普通の人が考へ得るかどうか能く現物を御覧になつて極めて頂き度いと思ひます

七、鑑定書 被害者には第一項乃至十項に亘る十四ヶの創傷があります第一の左前額髮際部の打撲傷か致命傷と云ふ事になつて居ります其の他にも二三の打撲傷と思はしむるものあり其他は挫傷及搔爬傷となつて居ります此鑑定書に拠れば被告人は数回棒で被害者を撲

つた様に見へます乍併被告人は屋内で被害者と掴合ふた際足で蹴飛ばしたと云ふて居るから被害者か倒れた際何かの物体に当たつて附いた傷かも知れぬ又被告人か入口の処で一度被害者を撲つたれば同人ば直ぐ外に倒れたと云ふて居る故被害者か倒れた際に地上の石等て負傷したものかも知れぬ又此点も陪審員諸君に於て判断せられねはなりません

予審判事並に受命判事の各検証調書及附属図面

之れは御覽の通現場は六畳位の狭い場所であり寢て居た処は単に畳二枚敷いてある計りて其の周囲は板敷になつて居る其の晩は点灯を消して在つたと云ふ事であり被告人か勇平の襲撃を受けて慌たしく棒を持つて勇平を撲つたとすれば其の棒か果して枕元に在つたのか又薪棚と云ふても被告人の枕より三四尺しか距離の無い処に設けられてあるのてありますから其の棚の処に在つたのを持つて撲つたものかも知れず屋内でも掴合をすれば狭い処であるから物に打ち附かりて負傷せぬとも限らぬ又入口の外庭には石等か多数に存在し倒れても傷の付き得る状況であることか明かて在りますから勇平か倒れた際数個の創傷か附かぬとも限らぬ模様である事はお判りになりませうと存します是等の点も十分御考の上御判断の資料に供せられん事を希望致します

以上の説明によりまして諸君は本件に於て決しなければならぬ争点と証拠の関係か御判りになつたことと思ひます

次に法律上の論点に就て少しく説明を致しますか本件に於て問題となるのは先程検事の申された様に被告人に予知し得へき犯意換言すれば不確定の故意ありや否やの点であります即ち犯人に於ては明らかに人を殺すと云ふ明確なる意思確定の故意なしとするも或行為を為せば相手方か死に至るへきことを知り得るに拘らず敢て其行為を為した場合へは(1)

刀を以て人の頸を斬れば其の人は死するとか(2)数十間の高い断崖絶壁の上より人を突き落せば其の人は死ぬとか(3)鉄砲を人体の機要部、頭、胸其の他に向け発射し命中すれば其の人は死ぬとか云ふか如き場合には其の犯人の行為の結果相手方か死ぬるであろうと云ふ事実上の認識がある筈であるから此認識あるに拘はらず其の行為を止めずして敢て之を為すときは普通の觀念として如斯場合には犯意を推定し得るか故に不確定の故意即予知し得へき犯意ありと認め犯人に殺人罪の責任を負はしめ得るのであります

本件の場合には果して被告人に不確定の故意ありしや否や是亦陪審員諸君か慎重に考慮せられまして決定すへき問題であります

仍て法律に従ひまして主問と補問とに分ち諸君の評議を煩すことに致します

主問は 被告人眞津は昭和四年四月二十一日午前一時頃島尻郡□□村字□里□百□□番地YSカメ方に於てKJ勇平を殺害する意思にて(証第一号の薪)を以て勇平の頭部を強打し同人は之か為脳震盪及軟脳膜下溢血に因り即死するに至り殺害の目的を遂けたるものなりや

補問 若し然らずとせば被告人眞津は殺害の意思なく単に勇平を殴打障害し死に至らしめたるものなりや

と云ふ事てあります

若し陪審員諸君か被告人に殺す考か有つたと評決せられたならば主問に対し其の答申の処に「然り」と書くのであります而して主問に対して「然り」と云ふ答えてあるならば夫れは評議は済むのであります補問に就ては評議する必要なく従て補問に対しては何にも答へないてよろしいのであります

肥料商

T M 義水

明治二十七年十一月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事服部正明関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審費用並鑑定人北條春光ニ支給シタル

鑑定料ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ妻ヒサキ長女露子ト共ニ前示肩書居宅ニ於テ肥料商ヲ営ミ傍ラT K火災海上保険株式会社ノ代理店ヲ為シ居タル処其ノ業績振ハスシテ多額ノ負債ヲ生シ昭和三年末ニ於テハ肥料ノ仕入先其ノ他ニ対スル負債合計金六千円許リニ達シ營業ノ業績ニモ困難ヲ感スル状態ニ立至リタルヨリ其ノ頃右保険会社ニ対シ同人所有ノ前示居宅及商品家財道具等ニ合計金五千八百円ノ保険ノ附シアリシヲ奇貨トシ該居宅等ヲ焼燬シ保険金ヲ騙取セムコトヲ企テ昭和四年一月十三日午後七時頃右居宅内物置ニ油缶廿八個ノ積置キアリシ傍ヘ藁屑等ヲ詰メタル木箱ヲ置キ之ニ魚油ヲ注キ燐寸ニテ火ヲ放チ該住宅等ヲ焼燬セムトシタルモ他人ノ為消止メラレ僅ニ該木箱ヲ焼キタルニ止マリ居宅焼燬ノ目的ハ之ヲ遂ケサリシモノナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第八百八条第一百二十二条ニ該当スルヲ以テ所定ノ有期懲役ヲ選択スヘキモ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条第六十八条第三号ニ則リ法定ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ニ主文ノ刑ヲ量定シ未決勾留日数中五十日ハ同法第二十一条ニヨリ之ヲ本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニヨリ主文ノ如ク負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月二日

長崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 三浦順太郎 印

判事 宮崎 隆藏 印

判事 大城 朝神 印

②HD清二・OM正喜・SG伸一・TN實(以上、強盜殺人)、SM袈袈一・SMカネ・WN宗

雄・TI傳(以上、殺人教唆)(長崎地方裁判所強盜殺人及殺人教唆被告事件昭和6年3月16日判決、清二・正喜は死刑、伸一

は無期懲役、實は懲役10年、袈袈一・カネ・宗雄・傳は無罪)

判 決

本籍 長崎県南高来郡□□町字□□尻□□番地

住居 同県西彼杵郡□□村□□ Y S 辰雄方

炭坑々夫

HD 清二

本籍 熊本県飽託郡□□□村大字□島□千□百□番地
明治二十九年十一月□□□日生
住居 佐賀県東松浦郡○T炭坑第□区□号□舍 N M朝秀方
炭坑々夫

○ M政喜事
○ M 正喜

本籍 佐賀県神崎郡□□村大字□卷□百□□番地
明治二十四年四月□□□日生
住居 長崎県西彼杵郡□□村□□ Y S辰雄方
炭坑々夫

本籍 福岡県八女郡□□村大字□分□百□□番地
明治二十二年二月□□日生
住居 長崎県西彼杵郡□□村□□ Y S辰雄方
炭坑々夫

T N 實

本籍 佐賀県杵島郡□□村大字□久千□百□□番地ノ
明治二十八年八月□□□日生
住居 同県同郡□□村字□□K S炭坑第□坑 H E生助方
炭坑々夫

本籍 佐賀県杵島郡朝日村大字□久千□百□□番地ノ□
明治二十四年一月□□□日生
住居 同県同郡大町村字□□K S炭坑第□坑 H E生助方

S M袈裟一

炭坑々夫

S M カネ

本籍 福岡県相馬郡□□町□□字□前□□番地
明治二十九年九月□□日生
住居 不定

無職

S Z清藏事

W N 宗雄

本籍 高知県吾川郡□□村甲□千□□番地
明治二十七年九月□□□日生
住居 不定

無職

M P清太郎事

T I 傳

右H D清二、○ M正喜、S G伸一、T N實ニ対スル強盜殺人、S M袈裟一、S Mカネ、W
明治三十六年一月□□日生

N宗雄、T I傳ニ対スル殺人教唆被告事件ニ付当裁判所ハ検事松藤正憲関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付キ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人H D清二、O M正喜ノ兩名ヲ死刑ニ、被告人S G伸一ヲ無期懲役ニ、被告人T N實ヲ懲役十年ニ処ス
訴訟費用中証人Y S辰雄、Y S豊市、O G管太郎、I Bヨシ、M Gウメノ、N Oセツ、M Y恒七、H M嘉作、M D松一郎、K M榮二ニ支給シタル分ハ被告人H D清二、O M正喜、S G伸一、T N實ノ連帯負担トス
被告人S M袈裟一、S Mカネ、W N宗雄、T I傳ハ孰レモ無罪

理 由

被告人H D清二、O M正喜、S G伸一、T N實ノ四名ハ曩ニ長崎県西彼杵郡□□村M S炭坑ニ来リ同炭坑第□坑ノ坑夫トシテ同炭坑Y S辰雄納屋（現在ハ第□合宿トナル）ニ起臥シ居タル者ナルカ孰レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ労銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金錢ニ窮シ居タル折柄大正十四年七月十五日夕刻被告人H D清二ハ平素出入セル同村字□□飲食店Y S豊市（Y S辰雄ノ実兄）方ニ到リシ際Y S豊市カ公休日ノ前日ノコトトテ同家奥六畳座敷ニ於テ金錢ノ勘定ヲ為シ居レルヲ目撃シテ悪心ヲ惹起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リ右被告人四名ハ相共ニY S豊市方ヨリ金錢ヲ奪取セントシタルカ右被告人等ハY S一家ノ者トハ面識アリテ其ノ犯罪ノ発覚容易ナルヘキコトヲ憂慮シ爰ニ右被告人四名ハY S豊市一家ノ者ヲ慶殺シテ金錢ヲ強奪センコトヲ共謀シ大正十四年七月十六日午前二時頃Y

S豊市方裏口ニ集合シ被告人T N實ハY S豊市方裏口ニ見張ヲ為シ被告人H D清二ハ同家裏口板戸ヲ抉ジ開ケ同所ヨリ被告人O M正喜、S G伸一ト共ニY S豊市方ノ屋内ニ侵入シ被告人H D清二ハ所携ノ斧（証第三号ニ柄ノアリシモノ）被告人O M正喜ハ所携ノ斧、被告人S G伸一ハ所携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テY S豊市、同人妻スエ、長女サワノ次女タカ子、同家女中O Tヤチヨノ頭部其ノ他ヲ夫々乱打強撃シタル上Y S豊市等ノ寢室ニアリシ箆筒ノ抽斗内ヨリY S豊市所有ノ現金百数十円ヲ奪取逃走シ其ノ結果Y Sスエ、Y Sサワノヲシテ翌十七日孰レモ脳損傷ニヨリ死亡セシメY S豊市、同タカ子及O Tヤチヨノ頭部其ノ他ニ治療ニヶ月乃至三ヶ月ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルモノナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告人H D清二、O M正喜、S G伸一、T N實ノ所為中強盜殺人既遂ノ点ハ各刑法第二百四十条後段ニ強盜殺人未遂ノ点ハ各同法第二百四十三條第二百四十条後段ニ該リ以上ハ連続犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条第十條ヲ適用シ重キ強盜殺人既遂ノ一罪トシ住居侵入ノ点ハ各同法第三百十條ニ該リ右住居侵入ト強盜殺人ノ所為トハ手段結果ノ關係アルヲ以テ同法第五十四條第一項後段第十條ニヨリ重キ強盜殺人ノ一罪ト為シタル上被告人H D清二、O M正喜ニ対シテハ右第二百四十条後段所定ノ死刑ヲ、被告人S G伸一、T N實ニ対シテハ同条後段所定ノ無期懲役ヲ夫々選択シタル上被告人H D清二、O M正喜ヲ死刑ニ被告人S G伸一ヲ無期懲役ニ処シ被告人T N實ニ対シテハ犯情憫諒スベキモノアルヲ以テ同法第六十六條第六十八條第二号ニヨリ酌量減輕シタル刑期範圍内ニ於テ被告人T N實ヲ懲役十年ニ処スヘク訴訟費用中主文特記ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項第二百三十八條ニヨリ被告人H D清二、O M正喜、S G伸一、T N實ヲシテ連帯シテ負担セシムヘキモノトス

被告人SM袈裟一、SMカネ、TI傳、WN宗雄ニ対スル公訴事実ハ右四名ハ相共ニ大正十四年七月中被告人HD清二、OM正喜、SG伸一、TN實ニ対シ前示YS豊市ノ一家ヲ殺害セムコトヲ依頼シ被告人HD清二、OM正喜、SG伸一、TN實ヲシテYS豊市一家塵殺ノ決意ヲ為サシメタル上前示ノ兇行ヲ敢行セシメYS豊市、同スエ、同サワノ、同タカ子、OTヤチヨノ頭部其ノ他ニ重傷ヲ与ヘ因テYSスエ、同サワノヲ死亡スルニ至ラシメタルモノナリト謂フニアレトモ其ノ犯罪構成事実ヲ認メ得サルヲ以テ陪審法第九十七条第三項ニ依リ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月十六日

長崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印
判事 宮崎 隆藏 印
判事 永井 壽吉 印

②HD清二・OM正喜・SG伸一・TN實（大審院強盜殺人同未遂住居侵入上告事件昭和6年7月22日判決、上告棄却）

昭和六年(レ)第六八五号

判決書

本籍 長崎県南高来郡□□町字□□尻□□番地
住居 同県西彼杵郡□□村□□ YS辰雄方

炭坑々夫

HD 清二

明治二十九年十一月□□□□日生

本籍 熊本県飽託郡□□□□村大字□□島□□千□□番地
住居 佐賀県東松浦郡OT炭坑第□□区□□号□□舍 NM朝秀方

炭坑々夫

M政喜事 OM 正喜

明治二十四年四月□□□□日生

本籍 佐賀県神崎郡□□村大字□□卷□□百□□番地
住居 長崎県西彼杵郡□□村□□ YS辰雄方

炭坑々夫

SG 伸一

明治二十二年二月□□日生

本籍 福岡県八女郡□□村大字□□分□□百□□番地
住居 長崎県西彼杵郡□□村□□ YS辰雄方

炭坑々夫

TN 實

明治二十八年八月□□□□日生

右強盜殺人同未遂住居侵入被告事件ニ付昭和六年三月十六日長崎地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採扱シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ各被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判

決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ孰レモ之レヲ棄却ス

理由

各被告人弁護人廣光章造上告趣意書第一点被告人HD清二及被告人政喜事OM正喜ニ対シ原審判決ハ孰レモ死刑ノ宣告ヲ為シ被告人SG伸一二対シテハ無期懲役ヲ宣告シタリ然レトモ抑本件犯罪ノ動機ハ金錢ヲ窃取スル事力其ノ目的ニシテ偶々被害者等力之カ取戻ヲ為サントシテ極力反抗的行動ニ出テタル為被告人等ハ遂ニ目的遂行ノ範圍ヲ脱シタルモノニシテ頭初ヨリ現行犯意ヲ有シ居ルモノト断スルコト能ハサルハ原審ニ於ケル各被告人等ノ供述ニヨルモ明ナリ仍テ各被告人ニ対シスル極刑ヲ科シタルハ刑ノ量定重キニ過ルノ不当アリ況ンヤ現今ノ刑事政策ニ於テ死刑廃止論サヘ出スルニ於テ一層其ノ感ヲ深カラシムルモノナリト云フニ在レトモ記録ニ就キ犯情其ノ他諸般ノ情状ヲ按スルニ被告人HD清二、OM正喜、SG伸一二対スル原判決ノ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ヲ認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

同第二点被告人TN實ニ対シ他ノ被告人等ト同一法条ニ依リ処断シタルモ被告人實ハ原審ニ於ケル供述ニハ強盜ノ犯意ヲ明ニシタ点更ニナシ其ノ陳述犯意ハ単ニ窃盜ノ幫助ヲ為シタルニ止リ強盜ノ共犯ヲ以テ断スルハ科刑上違法アルモノト信ス從テ各被告人ニ対スル科刑ハ法条ニ照シ重キニ失シ違法不当アルカ故原審判決ハ之ヲ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル本事件ノ判決ニ事實誤認アルコトヲ主張スル所論前段ハ上告適法ノ理由トナラス且記録ニ依リ被告人TN實ノ犯行ニ関スル諸般ノ情状ヲ審査スルニ原判決ノ同被告人ニ対スル量刑過重ナリト思料スヘキ顯著ナル事

由ヲ發見セス論旨ハ総テ理由ナシ

各被告人弁護人笠原正史上告趣意書第一点陪審裁判ノ公判ニ於ケル被告人等ノ訊問及弁論ハ陪審ノ答申ノ終ル迄原則トシテ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ局限セラルルモノニシテ被告人ノ前科、素行、経歴、環境等苟モ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右スルカ如キ換言スレハ犯罪事實以外ニ犯罪事實ノ判断ニ偏見又ハ予断ヲ招致スヘキ虞レアル一切ノ事実及事情ニ関スル訊問及弁論ハ断シテ之ヲ許スヘキモノニアラス然ルニ原審公判調書ニ依レハ(-)裁判長ハ被告人等ノ素行ヲ追及シテ(i)HD清二ニ対シテハ「問、被告人ハ常ニ他人ト喧嘩ヲシテ居タカ、答、左様テシタカ私ヨリ先キニ手出シタコトハアリマセヌテシタ、問、釜ノ浦ヘハ度々遊ヒニ行ツタカ、答、私ハ毎月勘定金ヲ取レハ直ク釜ノ浦ヘ行ツテ遊興シテ居リマシタ、問、TMトラト關係シタコトカアルカ、答、アリマシタ、問、TMトラハ被告ハ酒癖力悪ク飲ムト云フテ居ルカ如何、答、私ハ決シテ酒ハ飲ミマセヌ」(三六六〇丁)(ii)OM正喜ニ対シテハ「問、被告ハ酒好キカ、答、以前ハ五合以上一升位ノ酒ヲ飲ンテ居リマシタカ肋膜ヲ患ツテカラハ余リ飲ンテ居リマセヌ…：…問、当時金ニ困ツテ居タカ、答、其ノ当時許リテナク常ニ困ツテ居リマシタ」(三六八〇丁以下)、(iii)SG伸一二対シテハ「問、其ノ賃金ハ何ニ使ツテ居タカ、答、酒許リ飲ンテ居リマシタ」(三六九一丁)ト訊問シ(ii)検事ハ被告人等ノ前科、性行等ニ付「況ヤ本件ハ強盜殺人ニシテ刑法中最モ重罪ナルコトハHD、SG等ハ十分承知シ居リ殊ニHDハ詐欺又ハ窃盜、SGハ賭博罪ノ前科アル者ナルカ故ニ斯様ナ事件ノ取調ヲ受クルニ当リ被告力一旦警察官ニ自供セシコトハ予審廷マテ同様ノ申立ヲ継続セサルヘカラサルモノト思ヒ取消ササリシ旨ノ弁明ハ全然虚偽ナリト謂ハサルヘカラス…：…本月九日当廷ニ於テ裁判長ヨリ訊問ノ際ニ於ケル

H Dカ否認セル態度ニ依リテモH Dカ真実ニ冤罪ヲ訴フルモノトハ認め難シ（四〇九〇丁裏ヨリ四〇九一丁）「殊ニ被告（H D清ニヲ指ス）ハ元來兇暴性ニシテ他人ヨリ依頼セラレハ之ヲ引受け機会アラハ実行シ兼ねサル質ニシテ」（四一〇一丁）ト論告シ所謂第一次ノ訊問及弁論ニ於テ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外陪審員ノ心情ヲ左右スヘキ虞レアル方面ニ逸脱シタル不法アルモノニシテ斯カル公判ニ於テ評決答申セラレタル事実ニ基ク原判決ハ陪審裁判ノ原則ニ違背スルモノト信スト云フニ在レトモ被告人ノ性行ハ常ニ被告事件ト密接且重要ナル關係ヲ有シ事件ノ真相ヲ究ムルニ付有力ナル参考資料トナルヘキモノナレハ陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ被告人ヲ訊問スルニ際リ其ノ性行ヲモ取調ヘ之ヲ明白ナラシムルハ陪審員ヲシテ事件ニ付適正ナル判断ヲ為サシムル所以ニシテ寧ろ適切ナル処置ト云フヘク之カ為陪審員ニ偏見又ハ予断ヲ懷カシムル虞アリト為スヲ得ス然ラハ則チ原審公判ニ於テ裁判長カ被告人ニ対シ所論ノ如ク其ノ性行ニ関スル訊問ヲ為シタルハ毫モ不法ニ非ス論旨前段ハ理由ナシ然リ而シテ陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ証拠調終リタル後検事力意見ヲ開陳スルニ方リ偶々犯罪構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外ノ事項ヲモ陳述シタリトスルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト為スコトヲ得ヘキ法律上ノ根拠存スルコトナシ論旨後段ハ畢竟検事ノ意見ノ陳述カ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外ニ出テタルモノトシテ論難スルニ外ナラサレハ上告適法ノ理由トナラス

同第二点原審第一回公判調書ニ依レハ裁判長カ陪審員ニ対シテ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問ヒタルコトヲ認め得ルモ（三六二四丁裏）陪審員カ被害者ト親族其ノ他ノ關係アルトキモ亦其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキモノナルコトハ陪審第十五条ノ明定スル所ナルヲ以テ陪審員ニ対シテハ唯ニ被告人等ノ住居氏名ノミナラス被告事件ノ大要若ハ被害者ノ住居氏名ヲモ告ケ以テ適確ニ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問ハサルヘカラサルモノナリ（林氏日本陪審法義解二一九丁、溝淵氏陪審法積義一六五丁）然ルニ原審ハ被告事件ノ大要若ハ被害者ノ住居、氏名等ヲ告ケタルコトナクシテ陪審員ニ除斥ノ理由ナキモノト即断シ審理ヲ遂ケタルハ陪審裁判ノ手續ニ重大ナル違法アルモノニシテ陪審法第四百四条第三号、第四号ノ規定ト別個ニ上告ノ理由ヲ為スモノト信スト云フニ在レトモ陪審法第六十二条第二項ニ裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問フヘシト規定スルヲ以テ公判調書ニハ唯其ノ手續ヲ履踐シタル旨ヲ明記スルヲ以テ足り同法第十五条所定ノ事項ヲ告知シタリヤ否ヲ記載スルノ要アルコトナシ然リ而シテ原審公判調書ニ裁判長ハ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上原審裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケタルハ勿論叙上第十五条所定ノ除斥ノ理由タル事項ヲモ告知シ其ノ調査ヲ遂ケタルモノト解スルヲ相当トスヘク原審ニ於ケル陪審構成ノ手續上所論ノ如キ違法アリト為スヘキニ非ス論旨理由ナシ

同第三点原審第五回公判調書ニ依レハ裁判長ハ「而シテ之等ノ証拠ニヨルト被告人H Dカ証人元山恒七ニ対シ此処ニ埋メタト云フテ現場ヲ指示シタ個所ヨリ証第三号ノ斧力出テ来タト云フコトニナツテ居ル又司法警察官作成ノ実況見分書及同附属図ニ依ルト証第三号ノ斧力塵捨場カラ出タト云フコトニナツテ居ル」（四一五三丁）ト説示シ右実況見分書添付ノ図面ヲモ証拠ニ供シタルコト明ナリ而シテ図面ハ固ヨリ之ヲ讀ミ聞ケ得ヘキモノニアラサルカ故ニ之ヲ陪審員ニ展示セサルヘカラサルモノナルニ記録上之ヲ陪審員ニ展示シタル事

迹ナキハ勿論陪審法第八十二条第二項ニ依リ之ヲ陪審員ニ交付シタル事迹モ亦認ムヘキモノアルコトナシ然ラハ原審ニ於テハ陪審員ニ展示セサル証拠ニ依リテ評決ヲ為サシメタル違法アルモノト信スト云フニ在レトモ原審第五回公判調書ヲ査スルニ裁判長カ陪審ニ對スル説示ニ於テ司法警察官作成ニ係ル実況見分書ノ附属図面ヲ証拠トシテ挙示シタルコト所論ノ如シト雖原審第五回公判調書中証拠調ノ手續ニ関スル部分ノ記載ニ依レハ該図面ニ付裁判長ハ之ヲ被告人ニ展示シテ意見反証ノ有無ヲ問ヒ以テ適法ノ証拠調ヲ為シタルコトヲ認メ得ルヲ以テ特ニ之ヲ陪審ニ展示シ若ハ交付セサルモ所論ノ如ク違法アリト云フヲ得ス論旨理由ナシ

同第四点原審第四、五回ノ公判調書ニ依レハ其ノ証拠調（四〇六二丁以下）及裁判長ノ説示（四一四五丁、四一五九丁等）ニ於テ本件犯罪事実ノ証拠トシテ参考記録中ノ検事ノ檢証調書（一四丁以下）ヲ採用シタルコト明白ナリ然ルニ同檢証調書ニハ「而シテYS豊市方ノ家ノ構造ハ別紙図面ノ如クニシテ本件犯行ハ被害者豊市等ノ寢室六畳ノ間及土間ニ於テ行ハレタルモノノ如ク現場付近ノ模様ハ別紙写真第一乃至第三ノ如シ（以上二六丁）八、本檢証ニハ別紙図面及写真並ニ醫師吉永銳明診斷書ヲ以テ現場附近ノ模様、被害者ノ負傷程度等ヲ補足ス」（以上二三丁）ノ記載アルヲ以テ該檢証調書ハ其ノ附属図面並写真ト醫師吉永銳明作成ノ診斷書ト一体ヲ為シ相俟チテ始テ檢証事項ヲ明確ナラシムルモノナルカ故ニ之カ証拠調ヲ為スニハ右檢証調書ヲ被告人ニ読ミ聞ケルト同時ニ其ノ附属図面並写真ヲ展示シ更ニ醫師吉永銳明作成ノ診斷書ヲモ読聞ケ以テ被告人ノ意見、反証ヲ求メサルヘカラサルモノナリトス然ルニ原審第四回公判調書（四〇六四丁裏）ニハ右檢証調書ハ之ヲ被告人ニ読聞ケ其ノ附属図面ヲ展示シタル旨ノ記載アルニ止マリ附属写真及前記診斷書ハ之ヲ

法廷ニ顯出シテ被告人ニ展示シ若ハ之ヲ読聞ケテ其ノ意見反証ヲ求メタル事蹟ノ窺知スヘキモノアルコトナシ然ラハ原審ニ於テハ適法ニ証拠調ヲ為ササル証拠ヲ陪審評決ノ証拠ニ供シタル違法アルモノト信スト云フニ在レトモ参考記録中檢事ノ檢証調書ヲ閱スルニ同調書ハ其ノ附属図面写真及診斷書ト共ニ一体ヲ為スコト洵ニ所論ノ如シ而シテ原審第四回公判調書中証拠調トシテ裁判長ハ被告人ニ對シ右檢証調書ヲ読聞ケ其ノ附属図面ヲ展示シ意見及反証ノ有無ヲ問ヒタル旨ノ記載アルニ徴スレハ同調書ト共ニ之カ一体ヲ為ス前示診斷書モ亦当然読聞カセラレタルモノト云フヘク又陪審法第七十二条ハ「左ニ掲クル書類図面ハ之ヲ証拠トナスコトヲ得」ト規定シ其ノ第二号ニ「檢証押収又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類及図面」トアリテ其ノ所謂図面中ニハ写真ヲモ包含スルモノト解スルヲ相当トスル而已ナラス写真ハ之ヲ広義ニ解スレハ図面ノ一種ニ属スルコト明ナルカ故ニ如上原審公判調書ニ檢証調書ノ附属図面ヲ展示シタル旨ノ記載アル以上写真モ亦狭義ニ於ケル所論図面ト共ニ展示セラレ何レモ適法ノ証拠調アリタルモノト解スルヲ相当トス果シテ然ラハ右一体ヲ為セル檢証調書及其ノ附属図面写真、診斷書ニ付テハ其ノ証拠調手續間然スルトコトナキモノト云フヘク從テ裁判長カ其ノ各一部タル檢証調書及図面ヲ証拠トシテ説示シタルニ付所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ理由ナシ

同第五点原審裁判長ハ被告HD清二ニ對スル予審判事ノ強制処分ニヨル訊問調書ヲ証拠ニ供シテ説示ヲ為シタルモノナリ（四一四八丁）然ルニ同訊問調書ニ依レハ「二問、才前ハ斯様ナ事実ニ付何カ弁解カアルカ、此ノ時予審判事ハ強制処分請求書記載ノ被疑事実ヲ解示シタリ、答、其ノ通り間違ヒアリマセヌ」（二冊七一丁裏）ノ記載アリテ右問答ハ強制処分請求書ト一体ヲ為シ相俟チテ初メテ問答ノ意義ヲ為シ之ヲ離レテハ被告人ハ如何ナル犯罪

事實ヲ自白シタルモノナリヤヲ知ルニ由ナキモノナルカ故ニ右訊問調書ニ就キテ証拠調ヲ為スニハ之ヲ被告人等ニ読ミ聞ケルト同時ニ強制処分請求書ヲモ読ミ聞ケ其ノ意見反証ヲ求メサルヘカラサルモノナルニ拘ラス原審公判調書ニハ右訊問調書ハ之ヲ被告人等ニ読ミ聞ケ其ノ意見反証ヲ求メタル旨ノ記載アルニ止マリ（四〇六四丁裏）前記強制処分請求書ハ之ヲ被告人等ニ読聞ケ其ノ意見反証ヲ求メタル事迹アルコトナク又被告人OM正喜、SG伸一二対スル予審判事ノ強制処分ニヨル訊問調書（二冊七七三丁、七七五丁）ニ就キテノ証拠調ニ於テモ同様ノ瑕疵アルモノナリ然ラハ原審ニ於テハ適法ナル証拠調ヲ為ササル証拠ヲ陪審評決ノ証拠ニ供シタル違法アルモノト信ス（昭和二年^レ第九七四号同年十月二十一日第一部決定、昭和五年^レ第一八六二号同六年一月二十六日第二部決定参照）ト云フニ在レトモ原審第五回公判調書ニ依レハ裁判長カ陪審ニ対シ被告人HD清二、OM正喜及SG伸一二対スル各強制処分訊問調書ヲ証拠トシテ説示スルニ当リ右各訊問調書ニ各被告人自白ノ記載アル旨説示シタルハ単ニ右各訊問調書記載ノ如ク被告人等カ強制訊問ノ際予審判事ヨリ強制処分請求書記載ノ被疑事實ヲ解示シテ弁解ヲ求メタルニ対シテ其ノ通り相違ナシト述ヘタル旨ノ供述記載ヲ捉ヘテ自白ノ記載アリト称シタルニ止リ右強制処分請求書記載ノ被疑事實ノ内容ヲモ包含セシメタル趣旨ニ非スト解スルヲ相当ト為スヘキニ依リ叙上各強制処分請求書記載ノ事項ハ所論説示中ニ包含セサルモノト云フヘシ然ラハ原審裁判長ノ証拠説示ニ関シ所論ノ如キ違法アリト云フヲ得ス故ニ論旨ハ理由ナシ

同第六点所謂公判期日トハ公判ニ於ケル訴訟行為ヲ為ス目的ノ為年月日並時間ヲ以テ指定セラレタル時限ヲ謂フモノニシテ其ノ期日ニ於ケル訴訟手續ノ終了ニヨリテ終ルモノトス然リ而シテ原審ニ於ケル昭和六年三月十二日ノ第四回公判調書ニ依レハ裁判長ハ来ル三月十三日午前九時ニ続行スト告ケ各訴訟關係人ニ出頭ヲ命シタルモノニシテ（四〇六五丁）次ノ第五回公判ハ昭和六年三月十三日適法ニ開廷セラレタルコトハ其ノ公判調書ニヨリテ明ナルモ又同公判調書ニハ公判ノ進行中「此ノ時裁判長ハ……正陪審員ヲ評議室ニ退カシメタリ」（四一七五丁）「昭和六年三月十四日正陪審員各入廷着席ノ上陪審長松尾馬之助ハ問書ニ答申ヲ記載シテ之ヲ裁判長ニ提出シタリ」（四一七五丁裏）ノ記載アルカ故ニ前日裁判長ニヨリテ指定セラレタル三月十三日ノ公判期日ハ裁判長カ正陪審員ヲ評議室ニ退カシメタル後正陪審員ノ入廷前同期日ニ於ケル訴訟手續ノ終了ニヨリテ所謂公判期日ヲ終リタルモノト謂フヘク從テ翌三月十四日公判ヲ続行スルニ付テハ更ニ期日ヲ指定シ且如何ナル構成ニヨリテ公判ヲ続行シタルカヲ明確ニセサルヘカラス然ルニ原審公判始末書ニ依ルモ之ヲ窺知スルコト能ハサルカ故ニ原審ニ於ケル昭和六年三月十四日以後ノ公判手續ハ全部違法ニシテ又斯ル手續ニヨリテ評決セラレタル原判決モ当然破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ期日ハ裁判所又ハ裁判所ノ機関ト訴訟關係人会合シテ訴訟行為ヲ為スヘキ時間ニシテ日及時ヲ以テ之ヲ指定ス故ニ期日ハ其ノ指定シタル時ヲ以テ開始スルモノナリト雖其ノ終期ハ一定セス一旦訴訟手續力開始セラレタル以上其ノ手續ノ終了スルニ依テ初メテ其ノ期日ノ終了ヲ告クルモノナレハ該訴訟手續ノ進行中ニ於テ暦日ヲ代ヘ翌日ニ亘ルコトアルモ之カ為期日ノ同一性ヲ失フモノニ非ス原審公判調書ノ記載ニ依レハ原審第五回公判ハ昭和六年三月十三日開廷セラレ同日中ニ所謂第一次弁論トシテノ検事、弁護人ノ意見陳述及裁判長ノ説示等アリタル後裁判長ハ陪審ニ問書ヲ交付シ評議ノ為陪審員ヲ評議室ニ退カシメ其ノ翌日タル同年同月十四日陪審員入廷着席シテ答申ヲ記載シタル問書ヲ裁判長ニ提出シ爾後各般ノ手續ヲ經テ裁判長ハ弁論ヲ終結シ判決宣告期日ヲ告ケ各訴訟關係人

ニ出頭ヲ命シ同十四日中ニ閉廷シタルモノニシテ、第五回公判ハ右十三日より翌十四日ニ互リ間断ナク継続シ十四日ニ至テ終了シタルモノトス即右公判ハ終始同一期日ニ於テ行ハレタルモノニシテ所論ノ如ク昭和六年三月十三日ノ期日ハ同日ノ経過ト共ニ当然終了シ翌十四日ニ至リ新ナル期日開始セラレタルモノト云フヘキニ非サルナリ論旨ハ之ト異ナリタル見解ニ基キ原審公判手續ニ違法アリト論難スルモノニシテ其ノ理由ナシ

同第七点訴訟關係人ノ異議ナキ書類ハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得ルハ法ノ規定スルトコロニシテ本件ニ於テハ検事及弁護人ニ於テ被告人HD、SG、TNニ対スル各司法警察官ノ聴取書及検事ノ聴取書ヲ証拠ト為スニ付異議ナキ旨ヲ述ヘタルモ(四〇六二丁)各被告人ハ何等陳述スルトコロナク或ハ弁護人ノ右申述ニ異議ナキモノト認ムヘキカ如キモ元來被告人ノ意思ニ反スル弁護人ノ行為ハ当然其ノ効力ナキカ故ニ右三名ノ被告人等力各自ノ自白ニ依リテ犯罪事實ノ認定ヲ受クルハ暫ク之ニ忍從シ得ヘシトスルモ極力犯行ヲ否認スル被告人OM正喜カ本來証拠能力ナキ共同被告人等ノ自白ヲ証拠トシテ自己ノ犯罪事實ヲ認定セラルルニ付之ニ異議ナシトスルカ如キハ同被告人ノ明示ノ意思ヲ俟ツマテモナク其ノ意思ニ反スルコト寔ニ明白ナリ然ルニ原審裁判長ハ同被告人ニ対スル公訴事實及証拠ノ説示ヲ為スニ際リ被告人HD清二、SG伸一ニ対スル各司法警察官検事ノ聴取書ヲ援用解示シタルハ(四一六五丁)固ヨリ失当ニシテ斯ル証拠ヲ提示シテ陪審ノ評決ヲ為サシメタルハ違法ナリト信スト云フニ在レトモ弁護人ハ被告人ノ為シ得ヘキ總テノ訴訟行為ヲ被告人ニ代テ為スコトヲ得ヘク此ノ弁護人ノ為シタル訴訟行為ハ被告人ノ意思ニ反セサル限被告人ノ為ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス本件記録ヲ査スルニ被告人HD清二及SG伸一ノ各選任ニ係ル弁護人三浦順太郎ハ同被告人等ノ出頭セル原審第四回公判廷ニ於テ同被告人等ニ対

スル司法警察官及検事ノ各聴取書ヲ証拠トナスコトニ付異議ナシト陳述シタルコト明ニシテ而モ同被告人等ニ於テ此ノ点ニ関シ反対ノ意思ヲ表示シタル事迹ノ見ルヘキモノナキヲ以テ同弁護人ノ叙上意見ノ陳述ハ同被告人等ニ対シテ其ノ効力アルモノトス果シテ然ラハ前示各聴取書ヲ証拠トスルニ付同被告人等ハ異議ナカリシモノニシテ從テ原審公判ニ於テ裁判長力之ヲ証拠トシテ説示シタルニ付所論ノ如キ違法ナキモノト云フヘク論旨ハ其ノ理由ナシ

同第八点陪審裁判ノ所謂第一次ノ弁論ニ於テハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ局限セラレ又事實ノ有無ニ関スル立論ハ適法ナル証拠ニ基カサルヘカラサルコトハ陪審法ノ特ニ明定スル原則ニシテ此ノ原則ハ公訴ヲ維持セントスル検事ニ対シテモ変ルコトナシ而シテ今原審第五回公判調書ニ抄録セラレタル立会検事ノ論告ヲ検討スルニ(一)被告人HD清二ニ付テハ「MN吉太郎ハ事件後其ノ居室ヲ掃除シタルニHDノ厚司ナカリシタメHDニ対シ厚司ハ如何ニセシカヲ尋ネタルニHDハ眼ニ角立テテアルモノカト云ヒシ事實アリ」(四〇九三丁裏)(二)被告人OM正喜ニ付テハ「次ノ証第四号斧ハOMカ後日判明スルコトヲ予知シナカラ偽物ヲ真正ノ兇器ナリト自供シタル後ニ偽物ナルコトカ判明セルモノニシテ之ニ依レハ同被告ハ後日偽物タルコトヲ証明シテ処罰ヲ免レントスル手段ニ供シタルモノト認メラル」(四〇九七丁裏)(三)「OM及WNハ強制処分請求ニヨル予審判事ノ訊問ニ対シテ自白シ其ノ内容タルヤHD、SGノ自供ニ一致シ居レリ」(四〇九一丁裏)ト論述スル所アレトモ(一)及(三)ハ不適法ナル証拠ヲ根拠トスルモノ(二)ハ單純ナル検事ノ臆測ニ過キスシテ共ニ許スヘカラサル違法ナリ(被告人OM正喜ニ対スル右予審調書カ適法ナル証拠ニアラサルコトハ第五点ノ末尾ニ述ヘタル処ナリ)更ニ(四)被告人TN實ニ付テハ「被

告人HD、SG、OM、TN等ハ大体ニ於テ犯行ヲ自供シ」(四〇八九丁)「次ニTN實ハ警察以來検事予審判事第一回訊問マテ犯行ヲ自白シ」(四一〇七丁裏)ト論シ恰カモ同被告人力警察以來本件強盜殺人ノ見張ヲ為シタル事実ヲ自白シタルカ如ク前提シテ陪審員ノ心情ヲ動かストコロアラントシタルモ同人ハ司法警察官ノ第一回ノ聴取(二冊三〇一丁以下)ニハ全然犯行ヲ否認シ其ノ第二回(三二一丁以下)及検事ノ第一二回聴取(二冊八〇六丁以下一〇〇九丁以下)予審判事ノ強制処分ニヨル訊問(七七七丁)予審ノ第一回訊問ニハ(三冊一二七九丁以下)僅カニ窃盜ノ見張ヲ為シタリト自供スルモノニシテ之ヲ極言スレハ同被告人ハ全然本件犯行ヲ否認シ来レルモノト云ハサルヘカラス然ルニ立会検事力被告人TN實モ本件強盜殺人ノ共犯者タルコトヲ自白シ居ルモノノ如ク論シ濫リニ自白ノ内容ヲ拡張シ以テ陪審員ノ心情ヲ動かスカ如キ態度ニ出テタルハ陪審裁判ノ原則ヲ無視スルモノニシテ到底認容スヘキモノニアラスト信スト云フニ在レトモ論旨ハ畢竟原審公判ニ於ケル検事ノ意見ノ陳述ニ関シ云為スルニ外ナラスシテ上告適法ノ理由トナラサルコト上告論旨第一点後段ニ付為シタル説明ノ趣旨ニ依リ之ヲ了解スヘシ

同第九点原判決ハ其ノ理由ニ於テ「被告人HD清二OM正喜SG伸一TN實ノ四名ハ曩ニ長崎県西彼杵郡□□村MS炭坑ニ来リ同炭坑第□坑ノ坑夫トシテ同炭坑YS辰雄納屋ニ起臥シ居タル者ナルカ孰レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ勞銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金銭ニ窮シ居タル折柄大正十四年七月十五日夕刻被告人HD清二ハ平素出入セル同村字□□飲食店YS豐市方ニ到リシ際YS豐市カ公休日ノ前日ノコトトテ同家奥六畳座敷ニ於テ金銭ノ勘定ヲ為シ居レルヲ目撃シテ惡心ヲ惹起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リ右被告人四名ハ相共ニYS豐市方ヨリ金銭ヲ奪取セントシタルカ右被告人等ハYS一家ノ者トハ面識ア

リテ其ノ犯罪ノ發覚容易ナルヘキコトヲ憂慮シ爰ニ右被告人四名ハYS豐市一家ノ者ヲ塵殺シテ金銭ヲ強奪センコトヲ共謀シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豐市方裏口ニ集合シ被告人TN實ハYS豐市方裏口ニ見張ヲ為シ被告人HD清二ハ同家裏口板戸ヲ抉シ開ケ同所ヨリ被告人OM正喜SG伸一ト共ニYS豐市方ノ屋内ニ侵入シ被告人HD清二ハ所携ノ斧(証三号ニ柄ノアリシモノ)被告人OM正喜ハ所携ノ斧被告人SG伸一ハ所携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テYS豐市同人妻スエ長女サワノ次女タカ子同家女中OTヤチヨノ頭部其ノ他ヲ夫々乱打強撃シタル上YS豐市等ノ寢室ニアリシ箆筒ノ抽斗内ヨリYS豐市所有ノ現金百數十円ヲ奪取逃走シ其ノ結果YSスエYSサワノヲシテ翌十七日孰レモ脳損傷ニヨリ死亡セシメYS豐市同同タカ子及OTヤチヨノ頭部其ノ他ニ治療ニケ月乃至三ケ月ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルモノナリ」ト認定シ右ハ陪審ノ評決ニ依ルモノナリト判決シタリ然ルニ本件裁判長ノ問書ニハ「(イ)被告人HD清二ハ被告人OM正喜等ト共ニ長崎県西彼杵郡□□村□□YS豐市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金員ヲ強奪セント欲シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豐市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタル上兇器ヲ以テYS豐市同人ノ妻スエ同人ノ長女サワノ同人ノ次女タカ子及女中OTヤチヨノ頭部其ノ他ヲ乱打シ以テYS豐市方ヨリ同人所有ノ現金百數十円ヲ奪ヒ其ノ結果YSスエYSサワノヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケYS豐市同タカ子OTヤチヨヲシテ頭部其ノ他ニ重傷ヲ与ヘテ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ(ロ)被告人OM正喜ハ被告人HD清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ(ハ)被告人SG伸一ハ被告人HD清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤニ(ニ)被告人TN實ハ被告人HD清二等ト共ニ右YS豐市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金員ヲ強奪セント欲シ前示日時頃YS豐市方裏口ニ於テ見張ヲ為シタルモノナリヤ」ト記載シアリ

其ノ答申ニハ右(イ)乃至(ニ)ニ対シ「然リ」トノ記載アリテ陪審ノ評決シタル事実ハ右問書ニ記載セラレタル範圍ヲ出テタルモノニシテ原判決認定ノ如ク(イ)被告人四名ハ共ニMS炭坑ノ坑夫ニシテYS辰雄納屋ニ起臥シ居リタルモノナルカ孰レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ勞銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金錢ニ窮シ居タルモノナリトノ事実及(ロ)被告人HD清ニハYS豊市方ニテ豊市カ同家奥六畳座敷ニテ金錢ノ勘定ヲ為シ居ルヲ目撃シテ悪心ヲ起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リテ共ニ豊市方ヨリ右金錢ヲ奪取セントシタリトノ事実(ハ)HD清ニ及OM正喜ノ用ヒタル兇器ハ斧ニシテSG伸一ノ用ヒタル兇器ハ長サ二尺位ノ鉄棒ナリトノ事実並ニ(ニ)豊市タカ子ヤチヨノ傷ハ治療ニケ月又ハ三ケ月ヲ要スルモノナリトノ事実ハ陪審ノ評議ヲ経タルモノニアラス然ラハ原審カ右(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事実ヲ認定スルニ付テハ之ヲ認ムルニ足ルヘキ証拠ヲ挙示セサルヘカラサル筋合ナリトス然ルニ原審ハ是等ノ証拠ヲ挙示スルコトナク漫然右(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事実ヲ認定シタルハ陪審裁判ニ於テ犯罪構成事実ノ一部ニ付陪審ノ評議ニ付セスシテ之ヲ認定シタル不法アルト共ニ其ノ他ノ事実ニ付テハ証拠ヲ挙示セスシテ之ヲ認定シタル違法アルモノト信スト云フニ在レトモ犯罪構成事実ニ属セサル犯罪ノ動機状況等情状ニ関スル事項ハ陪審ノ評議ニ付スル事件ニ於テ陪審二問フヘキ事項ノ範圍ニ包含セサルコト陪審法第七十七条ノ規定ニヨリ明ナリ而シテ原判決事案中所論指摘ノ(イ)乃至(ニ)ノ諸点ハ何レモ同判決犯罪ノ構成事実ニ属セス単ニ犯行ノ縁由動機犯罪ノ用ニ供シタル兇器ノ種類又ハ被害ノ程度ニ関スルモノニシテ犯罪ノ情状トシテ量刑ニ影響アルヘキ事項ニ過キササルヲ以テ是等ノ点ニ付テハ陪審ノ評議ニ付スルヲ要セス且其ノ事実ハ必シモ証拠ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ判示スルコトヲ要スルモノニ非ス從テ原審カ前示(イ)乃至(ニ)ノ諸点ニ付陪審ノ評議ニ付スルコトナク且其ノ認定シタル証拠ヲ判文ニ挙

示セサルモ違法ナリト為スヘキニ非ス論旨ハ其ノ理由ナシ

同第十点裁判所カ陪審ノ評議ニ付シテ事実ヲ認定スル場合ニ於テモ吾人ノ実験則ノ範疇ヲ出ツヘカラサルハ論ヲ俟タサル所也然リ而シテ原判決ハ其ノ理由ニ於テ「被告人HD清ニハ所携ノ斧被告人OM正喜ハ所携ノ斧被告人SG伸一ハ所携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テYS豊市同人妻スエ長女サワノ次女タカ子同家女中OTヤチヨノ頭部其ノ他ヲ夫々打強撃シタル上YS豊市等ノ寢室ニアリシ箆筒ノ抽斗中ヨリYS豊市所有ノ現金百數十円ヲ奪取逃亡シ」ト認定シタルモノニシテ此ノ認定ニ依レハ被告人三名ハ被害者豊市外四名ニ各自一撃若クハ数撃ヲ加ヘタルモノノ如ク認ムルノ外ナシ然レトモ是レヲ記録ニ徴スルニ豊市夫妻及二児ハ同室ニ寢臥セシモ女中OTヤチヨハ別室ニ臥シ居タルモノナレハ急遽ノ際被告人三名カ被害者五名ニ対シ各自手ヲ下スカ如キハ事実上行ハレ難キノミナラス同室ニ寢臥セシ四名ニ対シテモ各自漏レナク一撃或ハ数撃ヲ加ヘタリト云フカ如キハ是亦不実ニシテ且不能ナリ次ニ金錢奪取ノ点ニ付テモ箆筒ノ一個ノ抽斗中ヨリ被告人三名カ各自金員ヲ奪取シタリトノ事実ハ是亦容易ニ首肯シ難キ方法ナリ然ラハ原判決ハ吾人ノ常識若クハ実験則ニ反シテ事実ヲ認定シタル違法アルモノト信スト云ヒ

同第十一点本件被害者ニ対スル乱打強撃及金錢奪取ノ事実ニ付原判決認定ノ失当又ハ違法ナルコト第十点ニ論シタルカ如シ然リ而シテ原判決ノ意共犯者ハ自ら手ヲ下ササル行為ト雖共同責任ヲ負フヘキモノナルカ故ニ斯カル実行々為ノ区分的認定ヲ為スノ要ナシトスルニアランカ是レ明カニ法律ノ解釈ヲ誤レルモノナリ如何トナレハ法律上ノ共同責任ト事実上ノ実行々為トハ固ヨリ混同スヘキキ非ラサルコトハ言ヲ俟タサルトコロニシテ今若シ共同責任アルノ故ヲ以テ各自カ実行セサル行為ヲモ一括シテ共犯者全員カ実行シタリト認定

スルヲ得ルモノトセンカ刑事訴訟法第三百六十条ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪トナルヘキ事實及証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明シ法令ノ適用ヲ示スヘシトノ規定ノ趣旨ヲ没却スルニ至ルヘキヲ如何センヤ蓋シ該法条ノ趣旨ハ証拠ニ依リテ各被告人ノ実行シタル行為ヲ認定シ之ニ適用スヘキ法令ヲ挙示シ以テ事實ノ認定ト法令ノ適用トノ当否ヲ明カニセント企図スルモノナレハナリ然ラハ原判決ハ此ノ点ニ於テモ違法アルモノト信スト云フニ在レトモ原判決事實摘示ヲ通読スレハ其ノ判旨ハ被告人四名ハY S 豊市方一家ヲ塵殺シテ金員ヲ強奪センコトヲ共謀シ被告人T N 實ハ同家裏口ニテ見張ヲ為シ被告人H D 清二O M 正喜及S G 伸一ノ三名ハ同家内ニ侵入シ其ノ三名各々カ兇器ヲ以テ右豊市方外四名ノ家人ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名ニ對シ一撃若ハ數撃ヲ加ヘ且同被告人三名ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名カ箆筒ノ抽斗ヨリ現金ヲ奪取シタリト云フニ在ルコト明ナリ然リ而シテ被告人三名各自カ所論ノ如ク一室ニ寢臥セル被害者四名ト別室ニ臥セル被害者一名トニ對シ夫々一撃若ハ數撃ヲ加フルコトハ必シモ不可能ニ非ルコト吾人ノ実験則ニ照シテ疑ヲ容レズ從テ原判決ハ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ理由ナシ

同第十二点陪審裁判ニ於ケル裁判長ノ説示ハ最も重要ナル使命ヲ有スルモノニシテ陪審法ハ其ノ法律上ノ解釈説明ニ付テハ特ニ適正ヲ期シタルモノト信ス然リ而シテ原審裁判長ハ被告人等ノ自白ニ付縷々之ヲ解明シタル後「然ラハ一體自白トハトシテアルカト云フト犯人カ自分ニ不利益ナル陳述ヲスルト云フコトテアル夫故自白モ亦他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ツノ証拠トナルモノテアル」ト説示シタリ然レトモ所謂自白カ他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ツノ証拠トナル所以ノモノハ裁判長説示ノ如ク犯人自身ニ不利益ナル陳述ナルカ故ニアラスシテ所謂客觀的事實ニ適合スルニ因ルモノナリ然ラハ説示ノ前半「自白トハ犯人

カ自分ニ不利益ナル陳述ヲスルコトテアル」ハ正当ナルモ直下ニ「夫故自白モ亦他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ツノ証拠トナルモノテアル」トノ後半ハ用語ノ不注意ニ因リ「客觀的事實ニ適合スル場合ニハ」ノ數語ヲ欠キタルモノト認ムヘキモ所謂証拠能力又ハ証明力等ニ付法律的智識ニ乏シキ陪審員ニ對スル説示トシテハ甚タ失當ニシテ陪審員ノ推考判断ニ説示者ノ予期セサル影響ヲ及ホスコト明白ナリト謂フヘク斯ノ如キハ法ノ精神ヲ相隔ルコト遠ク斯卡ル説示ニ因ル答申ニ基ク原判決ハ又違法ナリト信スト云フニ在レトモ被告人ハ一面ニ於テ防御ノ主体トシテ訴訟当事者タル地位ヲ有スルモ他面ニ於テ証拠方法タルノ性質ヲ有シ其ノ供述ハ証拠トナルヘク殊ニ被告人ノ自白カ其ノ有罪ヲ認ムルニ付有力ナル証拠タルヤ言フ俟タスサレハ原審公判ニ於テ裁判長カ陪審ニ對シ所論ノ如ク自白モ亦証人ノ証言ト同様一ノ証拠トナルモノナル旨説示シタルハ毫モ違法ニ非ルノミナラス原審公判調書中説示ニ関スル部分ノ記載ヲ查スルニ裁判長ハ自白ハ法律上之ヲ証拠トシテ採用シ得ヘキモ本件被告人等ノ自白カ果シテ客觀的事實ニ適合スルヤ否ノ点ニ至リテハ傍証等ニヨリ慎重ニ之ヲ考察スルヲ要スル旨説明シタルコト明ナレハ右説示ニハ所論ノ如キ違法ノ廉ナク論旨理由ナシ

同第十三点陪審裁判ニ於ケル裁判長ノ説示ニ於テ苟モ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関スル意見ニ亘ルヘカラサルコトハ法律ノ明定スルトコロニシテ又我國陪審裁判ノ原則也即チ裁判長ハ証拠ノ趣旨内容ヲ解明スルニ止マリ婉曲暗示等苟クモ其ノ信否ニ言及スヘカラサルモノトス然ルニ原審裁判長ハ「夫レニ付御参考ニ申上ケタイコトハ被告人H D 清二ハ是迄司法警察官檢事予審判事ニ對シテ略同様ノ供述ヲ為シ居ルコトカアル夫レハ先刻讀上ケタ所テ大体御判カリノコトト思フカツマリ(イ)被告人H D 清二カ大正十四年七月十六日午前二時カ

二時過キニY S豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタルコト(ロ)被告人H D清二カ右侵入当時紺サ
ージノ厚司ヲ着用シテ居タルコト(ハ)被告人H D清二カY Sスエノ頭部ヲ兇器ヲ以テ殴打シ
タルコト之等ノ点ニ付テハ大体供述力変ツテ居ラナイノテアル」(四一五一丁裏)ト抽出指
示シタルハ一見自白ノ内容ヲ解明シタルニ過キサカ如キ觀アレトモ裁判上ノ經驗ニ乏シ
キ陪審員ニ取リテハ直感的ニ「被告人H D清二ノ数多キ自白中少クトモ右ノ三点ハ終始一
貫シテ変ハルトコロナキカ故ニ措信スルニ足ルコト」ヲ暗示スルモノト云フヘクスノ如キ
ハ不用意ノ間婉曲ニ誘導指示ヲ為スニ至レルモノニシテ陪審法第七十七条ノ精神ニ違背ス
ルモノト信スト云フニ在レトモ原審裁判長ノ説示中所論指摘ノ部分ハ単ニ被告人H D清二
ニ対スル司法警察官及検事ノ各聴取書並予審調査記載ノ供述中互ニ一致セル部分ヲ抽出シ
以テ是等ノ証拠ノ要領ヲ闡明シタルニ過キサカルモノニシテ同被告人ノ自白中措信スルニ足
ルヘキ部分アルコトヲ暗示シテ証拠ノ信否又ハ罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ表示シタルモノ
トナスヘキニ非ス論旨ハ理由ナシ

同第十四点陪審ノ評議ニ付スヘキ事実ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実タルヘキコトハ
陪審法第七十九条第二項ノ規定スルトコロナリ然リ而シテ本件予審終結決定ニ依リテ公判
ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ大要ハ(一)原審共同被告人S M夫妻ハY S豊市方ヲ全滅セシ
メント企テ被告人清二及正喜ニ対シテ金銭供与ヲ条件トシテY S豊市方ヲ塵殺センコトヲ
依嘱シ又S M夫妻ハ原審共同被告人傳及宗雄ト共謀ノ上被告人清二正喜伸一及實二対シテ
Y S豊市方ヲ塵殺セハ多額ノ金員ヲ贈与スヘク其ノ犯行ニ付テハ傳及宗雄ニ於テ全責任ヲ
負フヘキ旨ヲ告ケテ使喚シタルニ依リ被告人清二正喜伸一及實ヲシテ共謀ノ上Y S豊市方
ノ者ヲ塵殺シ且金員ヲ強奪セント決意セシメタリト云フニ在ルヲ以テ原審カ陪審ノ評議ニ

付スヘキ事実ハ(イ)原審共同被告人S M夫妻及傳宗雄等カ如上ノ教唆ヲ為シ被告人等ヲシテ
本件犯罪ヲ敢行セシメタル事実アリヤノ外(ロ)被告人等ハ共謀ノ上S M夫妻等ノ教唆ニ基キ
テ犯行ヲ決意シ且金員ノ強奪ヲ決意シタルモノナリヤノ二点ナラサルヘカラス然ルニ原審
ノ問書カ被告人等ノ犯罪事実ニ付全然教唆関係ヲ除外シ単ニ殺害行為及金銭奪取ノ事実ニ
付テノミ答申ヲ求メタルハ裁判長ノ説示ニヨリテ窺知スルヲ得ヘキ教唆関係ハ犯罪構成ノ
事実ニ異同ヲ来タスモノニアラストノ見解ニ基クモノナルヘキモ犯罪行為ノ共力ノ態様モ
亦犯罪ノ成否効果ニ付法律上重要ナル事実ニ属スルヲ以テ之ヲ除外スルト否トハ陪審法上
別個ノ犯罪構成事実ヲ為スモノト解スヘク是レ陪審法第七十九条第二項第三項ノ法意ニ副
フモノト信ス次ニ実行々々為ノ点ニ付テハ(ニ)被告實ハY S豊市方裏口ニ見張シ被告清二正喜
及伸一ハ該裏口ヨリ同人方ニ侵入シ被告清二ハ所携ノ斧ヲ以テY Sスエ及Y Sタカ子ヲ被
告正喜ハ所携ノ斧ヲ以テY S豊市Y Sサワノ及O Tヤチヨヲ被告伸一ハ所携ノ鉄棒ヲ以テ
O Tヤチヨ及Y Sサワノヲ乱打強撃シ以テY S豊市等寢室箆筒ノ抽斗内ヨリ金百八十円許
リヲ奪取逃走シタリト云フニ在ルヲ以テ原審カ陪審ノ評議ニ付スヘキ事実ハ如上各被告人
ノ区分的実行行為ト金銭奪取ノ点ナラサルヘカラサルモノトス然ルニ原審ノ問書カ「被告
人H D清二ハ被告人O M正喜等ト共ニY S豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタル上兇器ヲ以テ
Y S豊市スエサワノタカ子及O Tヤチヨノ頭部其ノ他ヲ乱打シ以テY S豊市方ヨリ同人所
有ノ現金百数十円ヲ奪ヒ云々」ト簡略シ被告人等ノ分担実行々々為ノ内容ヲ除外シタルハ共
同責任ノ帰属ノ事実上ノ実行々々為トヲ混同誤解シタルモノニシテ第十一点ニ論シタルハ非難
ト公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ヲ陪審ノ評議ニ付セサル不法トヲ招致シタルモノナリ
今若シ原審ノ見解ニ從ヒ主問(一)(イ)(ロ)ノ如ク各被告人ノ乱打強撃ノ実行々々為ヲ区分スル

必要ナキモノトセンカ被告人TN實ノ分担行為モ亦之ヲ区分スルノ要ナキニ帰シ問書(一)ノ(二)ニ於テ特ニ「被告人TN實ハ…見張ヲナシタルモノナルヤ」ト区分的答申ヲ求めタルハ法律上何等ノ意義ヲ為ササルモノト謂ハサルヘカラス然ラハ原審ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ一部ヲ陪審ノ評議ニ付セスシテ審理ヲ遂ケタルモノニシテ原判決ハ此ノ点ニ於テモ違法ナリト信ス以上論スルカ如ク原判決ハ結局破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ陪審ノ評議ニ付スヘキ事項ハ犯罪構成事実ノ有無ニ限ルモノナルコト陪審法第七十七条ノ規定ニヨリ明ナルヲ以テ犯罪ノ縁由ノ如キハ之ヲ陪審ノ評議ニ付スルヲ要セサルモノトス然リ而シテ犯行ノ決意カ他人ノ教唆ニ基因スルヤ否ハ単ニ犯罪ノ縁由タルニ止リ其ノ構成ノ事実ニ非ルコト勿論ナレハ原審ニ於テ被告人等カ本件殺人及金銭強奪ノ犯行ヲ決意シタルハ他人ノ教唆ニ基キタルモノナリヤ否ノ点ヲ陪審ノ評議ニ付セザリシヲ以テ違法ト為スヘカラス又本件問書中被告人HD清二OM正喜及SG伸一二関スル部分ヲ通読スルニ其ノ趣旨ハ何レモ同被告人等ハYS豊市一家ノ者ヲ殺害シテ金員ヲ強奪センコトヲ欲シ同家内ニ侵入シタル上各々兇器ヲ以テ右豊市外家人四名ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名ニ対シ乱打ヲ加ヘ且同被告人三名ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名ニ於テ豊市所有ノ金員ヲ奪ヒ家人二名ヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケ外三名ニハ重傷ヲ与ヘタルノミニテ殺害ノ目的ヲ遂ケザリシモノナリヤ否ヲ問ヒタルモノト解スヘキヲ以テ右ハ所論掲記ノ予審終結決定ニ於ケル同被告人等ノ各犯罪構成事実ニ付問ヲ發シタルモノト云フヘク所論ノ如ク公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ一部ヲ陪審ノ評議ニ付セザリシ違法アリトハ云フヘカラス論旨ハ孰レモ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和六年七月二十二日

大審院第一刑事部

裁判長判事 西川 一男

判事 清水 孝藏

判事 日高要次郎

判事 三宅正太郎

判事 杉浦 忠雄

右臚本也

昭和六年七月廿四日

大審院第一刑事部

裁判所書記 菊池 一二一印

②HD清二外三名(大審院強盜殺人同未遂住居侵入上告事件昭和6年7月22日判決、上告棄却)「大審院刑事判例集 第10巻第9号三九七頁

9号三九七頁

○強盜殺人同未遂住居侵入(昭和六年^れ第六八五号同年七月二十二日第一刑事部判決棄却)

【上告人】被告人 HD清二外三名 弁護士 廣光章造・笠原正史

【第一審】長崎地方裁判所

○判示事項

陪審事件ト被告人ノ性行訊問——陪審員ノ除籍原由ト公判調書ノ記載——翌日ニ亘レル公

判期日ノ同一性——弁護人ヨリ異議ナキ旨陳述シタル証拠ト其ノ説示——犯罪構成事実以外ノ事実ト陪審ノ評議

○判決要旨

- 一 陪審員列席ノ事件ノ公判廷ニ於テ被告人ノ性行ニ付訊問ヲ為スモ不法ニ非ス【要旨第一】
- 二 公判調書ニハ裁判長カ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原因アリヤ否ヲ問ヒタル旨ヲ記載スルヲ以テ足り陪審法第十五条所定事項ヲ告知シタルヤ否ヲ記載スルノ要ナシ【要旨第二】
- 三 公判手続ノ進行中公判期日カ翌日ニ亘ルモ期日ノ同一性ヲ失フモノニ非ス【要旨第三】
- 四 弁護人ヨリ検事及司法警察官ノ聴取書ヲ証拠ト為スコトニ異議ナキ旨ヲ陳述シ被告人等ヨリ反対ノ意思ヲ表示セサル限り之ヲ証拠トシテ説示スルニ妨ナシ【要旨第四】
- 五 犯行ノ縁由動機兇器ノ種類被害ノ程度等ニシテ犯罪構成事実ニ属セサル事項ハ陪審ノ評議ニ付スルヲ要セス【要旨第五】

【参照】陪審法第六十二条、同法第十五条、同法第七十五条、同法第七十七条、同法第七十九条、刑事訴訟法第三百二十条、同法第三百四十三条、同法第四十六条（注、条文省略）

○事実

原審裁判所ハ左記ノ如ク事実ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人HD清二OM正喜ヲ死刑ニ被告人SG伸一ヲ無期懲役ニ被告人TN實ヲ懲役十年ニ処シ訴訟費用ハ被告人等四名ノ連帯負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人HD清二OM正喜SG伸一TN實ノ四名ハ曩ニ長崎県西彼杵郡□□村MS炭坑ニ来リ同炭坑第□坑ノ坑夫トシテ同炭坑YS辰雄納屋（現在ハ第□合宿トナル）ニ起臥シ居タル者ナルカ執レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ労銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金銭ニ窮シ居タル折柄大正十四年七月十五日夕刻被告人HD清二ハ平素出入セル同村字□□飲食店YS豊市（YS辰雄ノ実兄）方ニ到リシ際YS豊市カ公休日ノ前日ノコトトテ同家奥六畳座敷ニ於テ金銭ノ勘定ヲ為シ居レルヲ目撃シテ悪心ヲ惹起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リ右被告人四名ハ相共ニYS豊市方ヨリ金銭ヲ奪取セントシタルカ右被

告人等ハYS一家ノ者トハ面識アリテ其ノ犯罪ノ発覚容易ナルヘキコトヲ憂慮シ爰ニ右被告人四名ハYS豊市一家ノ者ヲ塵殺シテ金銭ヲ強奪セントコトヲ共謀シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豊市方裏口ニ集合シ被告人TN實ハYS豊市方裏口ニ見張ヲ為シ被告人HD清二ハ同家裏口板戸ヲ抉シ開ケ同所ヨリ被告人OM正喜SG伸一ト共ニYS豊市方ノ屋内ニ侵入シ被告人HD清二ハ所携ノ斧（証第三号ニ柄ノアリシモノ）被告人OM正喜ハ所携ノ斧被告人SG伸一ハ所携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テYS豊市同人妻スエ長女サワノ次女タカ子同家女中OTヤチヨノ頭部其ノ他ヲ夫々乱打強撃シタル上YS豊市等ノ寢室ニアリシ箆筒ノ抽斗内ヨリYS豊市所有ノ現金百數十円ヲ奪取逃走シ其ノ結果YSスエYSサワノヲシテ翌十七日執レモ脳損傷ニヨリ死亡セシメYS豊市同タカ子及OTヤチヨノ頭部其ノ他ニ治療二箇月乃至三箇月ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人HD清二OM正喜SG伸一TN實ノ所為中強盜殺人既遂ノ点ハ各刑法第二百四十条後段ニ強盜殺人未遂ノ点ハ各同法第二百四十三条第二百四十条後段ニ該リ以上ハ連続犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条第十條ヲ適用シ重キ強盜殺人既遂ノ一罪トシ住居侵入ノ点ハ各同法第三百三十条ニ該リ右住居侵入ト強盜殺人ノ所為トハ手段結果ノ關係アル

ヲ以テ同法第五十四條第一項後段第十條ニヨリ重キ強盜殺人ノ一罪ト為シタル上被告人H D清二OM正喜ニ對シテハ右第二百四十條後段所定ノ死刑ヲ被告人SG伸一TN實ニ對シテハ同條後段所定ノ無期懲役刑ヲ夫々選択シタル上被告人HD清二OM正喜ヲ死刑ニ被告人SG伸一ヲ無期懲役ニ処シ被告人TN實ニ對シテハ犯情憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條第六十八條第二号ニヨリ酌量減輕シタル刑期内ニ於テ被告人TN實ヲ懲役十年ニ処スヘキモノトス

○理由

各被告人弁護人笠原正史上告趣意書第一点陪審裁判ノ公判ニ於ケル被告人等ノ訊問及弁論ハ陪審ノ答申ノ終ル迄原則トシテ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ局限セラルルモノニシテ被告人ノ前科素行経歴環境等苟モ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右スルカ如キ換言スレハ犯罪事実以外ニ犯罪事実ノ判断ニ偏見又ハ予断ヲ招致スヘキ虞レアル一切ノ事実及事情ニ関スル訊問及弁論ハ断シテ之ヲ許スヘキモノニアラス然ルニ原審公判調書ニ依レハ(-)裁判長ハ被告人等ノ素行ヲ追及シテ(i)HD清二ニ對シテハ「問被告人ハ常ニ他人ト喧嘩ヲシテ居タカ答左様テシタカ私ヨリ先ニ手出シタコトハアリマセヌテシタ問釜ノ浦ヘハ度々遊ヒニ行ツタカ答私ハ毎月勘定金ヲ取レハ直ク釜ノ浦ヘ行ツテ遊興シテ居リマシタ問TMトラト關係シタコトハアルカ答アリマシタ問TMトラハ被告ハ酒癖力悪ク飲ムト云フテ居ルカ如何答私ハ決シテ酒ハ飲ミマセヌ」(三六六〇丁)(ii)OM正喜ニ對シテハ「問被告ハ酒好キカ答以前ハ五合以上一升位ノ酒ヲ飲ンテ居リマシタカ肋膜ヲ患ツテカラハ余リ飲ンテ居リマセヌ…：問当時金ニ困ツテ居タカ答其ノ当時許リテナク常ニ困ツテ居リマシタ」(三六八〇丁以下)(iii)坂口伸一ニ對シテハ「問其ノ賃金ハ何ニ使ツテ居タカ答

酒許リ飲ンテ居リマシタ」(三六九一丁)ト訊問シ(ii)檢事ハ被告人等ノ前科性行等ニ付「況ヤ本件ハ強盜殺人ニシテ刑法中最モ重罪ナルコトハHD、SG等ハ十分承知シ居リ殊ニHDハ詐欺又ハ窃盜SGハ賭博罪ノ前科アル者ナルカ故ニ斯様ナ事件ノ取調ヲ受クルニ当リ被告カ一旦警察官ニ自供セシコトハ予審廷マテ同様ノ申立ヲ継続セサルヘカラサルモノト思ヒ取消ササリシ旨ノ弁明ハ全然虚偽ナリト謂ハサルヘカラス…：本月九日当廷ニ於テ裁判長ヨリ訊問ノ際ニ於ケルHDカ否認セル態度ニ依リテモHDカ眞実ニ冤罪ヲ訴フルモノトハ認め難シ(四〇九〇丁裏ヨリ四〇九一丁)「殊ニ被告(HD清二ヲ指ス)ハ元來兇暴性ニシテ他人ヨリ依頼セラルレハ之ヲ引受け機會アラハ実行シ兼ネサル質ニシテ」(四一〇一丁)ト論告シ所謂第一次ノ訊問及弁論ニ於テ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外陪審員ノ心情ヲ左右スヘキ虞レアル方面ニ逸脱シタル不法アルモノニシテ斯ル公判ニ於テ評決答申セラレタル事実ニ基ク原判決ハ陪審裁判ノ原則ニ違背スルモノト信スト云フニ在レトモ【要旨第一】○被告人ノ性行ハ常ニ被告事件ト密接且重要ナル關係ヲ有シ事件ノ真相ヲ究ムルニ付有力ナル参考資料トナルヘキモノナレハ陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ被告人ヲ訊問スルニ際リ其ノ性行ヲモ取調ヘ之ヲ明白ナラシムルハ陪審員ヲシテ事件ニ付適正ナル判断ヲ為サシムル所以ニシテ寧ろ適切ナル処置ト云フヘク之カ為陪審員ニ偏見又ハ予断ヲ懷カシムル虞アリト為スヲ得ス然ラハ則チ原審公判ニ於テ裁判長カ被告人ニ對シ所論ノ如ク其ノ性行ニ関スル訊問ヲ為シタルハ毫モ不法ニ非ス論旨前段ハ理由ナシ然リ而シテ陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ証拠調終リタル後檢事力意見ヲ開陳スルニ方リ偶々犯罪構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外ノ事項ヲモ陳述シタリトスルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト為スコトヲ得ヘキ法律上ノ根拠存スルコトナシ論旨後段ハ畢

竟檢事ノ意見ノ陳述カ犯罪ノ構成要素ニ關スル事実上及法律上ノ問題以外ニ出テタルモノトシテ論難スルニ外ナラサレハ上告適法ノ理由トナラス

同第二点原審第一回公判調書ニ依レハ裁判長カ陪審員ニ對シテ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタルコトヲ認メ得ルモ（三六二四丁裏）陪審員カ被害者ト親族其ノ他ノ關係アルトキモ亦其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキモノナルコトハ陪審法第十五条ノ明定スル所ナルヲ以テ陪審員ニ對シテハ唯ニ被告人等ノ住居氏名ノミナラス被告事件ノ大要若ハ被害者ノ住居氏名ヲモ告ケ以テ適確ニ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ハサルヘカラサルモノナリ（林氏日本陪審法義解二一九丁溝淵氏陪審法積義一六五丁）然ルニ原審ハ被告事件ノ大要若ハ被害者ノ住居氏名等ヲ告ケルコトナクシテ陪審員ニ除斥ノ原由ナキモノト即斷シ審理ヲ遂ケタルハ陪審裁判ノ手續ニ重大ナル違法アルモノニシテ陪審法第一百四条第三号第四号ノ規定ト別個ニ上告ノ理由ヲ為スモノト信スト云フニ在レトモ【要旨第二】○陪審法第六十二条第二項ニ裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問フヘシト規定スルヲ以テ公判調書ニハ唯其ノ手續ヲ履踐シタル旨ヲ明記スルヲ以テ足り同法第十五条所定ノ事項ヲ告知シタリヤ否ヲ記載スルノ要アルコトナシ然リ而シテ原審公判調書ニ裁判長ハ陪審員ニ對シ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上原審裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケタルハ勿論叙上第十五条所定ノ除斥ノ原由タル事項ヲモ告知シ其ノ調査ヲ遂ケタルモノト解スルヲ相当トスヘク原審ニ於ケル陪審構成ノ手續上所論ノ如キ違法アリト為スヘキニ非ス論旨理由ナシ

同第六点所謂公判期日トハ公判ニ於ケル訴訟行為ヲ為ス目的ノ為年月日並時間ヲ以テ指定セラレタル時限ヲ謂フモノニシテ其ノ期日ニ於ケル訴訟手續ノ終了ニヨリテ終ルモノトス然リ而シテ原審ニ於ケル昭和六年三月十二日ノ第四回公判調書ニ依レハ裁判長ハ来ル三月十三日午前九時ニ続行スト告ケ各訴訟關係人ニ出頭ヲ命シタルモノニシテ（四〇六五丁）次ノ第五回公判ハ昭和六年三月十三日適法ニ開廷セラレタルコトハ其ノ公判調書ニヨリ明ナルモ又同公判調書ニハ公判ノ進行中「此ノ時裁判長ハ…：正陪審員ヲ評議室ニ退カシメタリ」（四一七五丁）「昭和六年三月十四日正陪審員各入廷着席ノ上陪審長松尾馬之助ハ問書ニ答申ヲ記載シテ之ヲ裁判長ニ提出シタリ（四一七五丁裏）ノ記載アルカ故ニ前日裁判長ニヨリテ指定セラレタル三月十三日ノ公判期日ハ裁判長カ正陪審員ヲ評議室ニ退カシメタル後正陪審員ノ入廷前同期日ニ於ケル訴訟手續ノ終了ニヨリテ所謂公判期日ヲ終リタルモノト謂フヘク從ツテ翌三月十四日公判ヲ続行スルニ付テハ更ニ期日ヲ指定シ且如何ナル構成ニヨリテ公判ヲ続行シタルカヲ明確ニセサルヘカラス然ルニ原審公判始末書ニ依ルモノヲ窺知スルコト能ハサルカ故ニ原審ニ於ケル昭和六年三月十四日以後ノ公判手續ハ全部違法ニシテ又斯ル手續ニヨリテ評決セラレタル原判決モ当然破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ【要旨第三】○期日ハ裁判所又ハ裁判所ノ機關ト訴訟關係人会合シテ訴訟行為ヲ為スヘキ時間ニシテ日及時ヲ以テ之ヲ指定ス故ニ期日ハ其ノ指定シタル時ヲ以テ開始スルモノナリト雖其ノ終期ハ一定セス一旦訴訟手續力開始セラレタル以上其ノ手續ノ終了スルニ依テ初メテ其ノ期日ノ終了ヲ告クルモノナレハ該訴訟手續ノ進行中ニ於テ曆日ヲ代ヘ翌日ニ互ルコトアルモ之カ為期日ノ同一性ヲ失フモノニ非ス原審公判調書ノ記載ニ依レハ原審第五回公判ハ昭和六年三月十三日開廷セラレ同日中ニ所謂第一次弁論トシテノ檢事弁護人ノ意見陳述及裁判長ノ説示等アリタル後裁判長ハ陪審ニ問書ヲ交付シ評議ノ為陪

審員ヲ評議室ニ退カシメ其ノ翌日タル同年同月十四日陪審員入廷着席シテ答申ヲ記載シタル問書ヲ裁判長ニ提出シ爾後各般ノ手續ヲ経テ裁判長ハ弁論ヲ終結シ判決宣告期日ヲ告ケ各訴訟関係人ニ出頭ヲ命シ同十四日中ニ閉廷シタルモノニシテ第五回公判ハ右十三日より翌十四日ニ互リ間断ナク継続シ十四日ニ至テ終了シタルモノトス即右公判ハ終始同一期日ニ於テ行ハレタルモノニシテ所論ノ如ク昭和六年三月十三日ノ期日ハ同日ノ経過ト共ニ当然終了シ翌十四日ニ至リ新ナル期日開始セラレタルモノト云フヘキニ非サルナリ論旨ハ之ト異ナリタル見解ニ基キ原審公判手續ニ違法アリト論難スルモノニシテ其ノ理由ナシ

同第七点訴訟関係人ノ異議ナキ書類ハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得ルハ法ノ規定スルトコロニシテ本件ニ於テハ検事及弁護人ニ於テ被告人HD、SG、TNニ対スル各司法警察官ノ聴取書及検事ノ聴取書ヲ証拠ト為スニ付異議ナキ旨ヲ述ヘタルモ(四〇六二丁)各被告人ハ何等陳述スルトコロナク或ハ弁護人ノ右申述ニ異議ナキモノト認ムヘキカ如キモ元來被告人ノ意思ニ反スル弁護人ノ行為ハ当然其ノ効力ナキカ故ニ右三名ノ被告人等カ各自ノ自白ニ依リテ犯罪事実ノ認定ヲ受クルハ暫ク之ニ忍從シ得ヘシトスルモ極力犯行ヲ否認スル被告人OM正喜カ本來証拠能力ナキ共同被告人等ノ自白ヲ証拠トシテ自己ノ犯罪事実ヲ認定セラルルニ付之ニ異議ナシトスルカ如キハ同被告人ノ明示の意思ヲ俟ツマテモナク其ノ意思ニ反スルコト寔ニ明白ナリ然ルニ原審裁判長ハ同被告人ニ対スル公訴事実及証拠ノ説示ヲ為スニ際リ被告人HD清ニSG伸一ニ対スル各司法警察官検事ノ聴取書ヲ援用解示シタルハ(四一六五丁)固ヨリ失当ニシテ斯ル証拠ヲ提示シテ陪審ノ評決ヲ為サシメタルハ違法ナリト信スト云フニ在レトモ【要旨第四】○弁護人ハ被告人ノ為シ得ヘキ総テノ訴訟行為ヲ被告人ニ代テ為スコトヲ得ヘク此ノ弁護人ノ為シタル訴訟行為ハ被告人ノ意思ニ反セ

サル限り被告人ノ為ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス本件記録ヲ査スルニ被告人HD清ニ及SG伸一ノ各選任ニ係ル弁護人三浦順太郎ハ同被告人等ノ出頭セル原審第四回公判廷ニ於テ同被告人等ニ対スル司法警察官及検事ノ各聴取書ヲ証拠トナスコトニ付異議ナシト陳述シタルコト明ニシテ而モ同被告人等ニ於テ此ノ点ニ関シ反対ノ意思ヲ表示シタル事跡ノ見ルヘキモノナキヲ以テ同弁護人ノ叙上意見ノ陳述ハ同被告人等ニ対シテ其ノ効力アルモノトス果シテ然ラハ前示各聴取書ヲ証拠トスルニ付同被告人等ハ異議ナカリシモノニシテ從テ原審公判ニ於テ裁判長カ之ヲ証拠トシテ説示シタルニ付所論ノ如キ違法ナキモノト云フヘク論旨ハ其ノ理由ナシ

同第九点原判決ハ其ノ理由ニ於テ「被告人HD清ニOM村正喜SG伸一TN實ノ四名ハ曩ニ長崎県西彼杵郡□□村MS炭坑ニ来リ同炭坑第□坑ノ坑夫トシテ同炭坑YS辰雄納屋ニ起臥シ居タル者ナルカ執レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ労銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金錢ニ窮シ居タル折柄大正十四年七月十五日夕刻被告人HD清ニハ平素出入セル同村字□□飲食店YS豐市方ニ到リシ際YS豐市カ公休日ノ前日ノコトトテ同家奥六畳座敷ニ於テ金錢ノ勘定ヲ為シ居レルヲ目撃シテ悪心ヲ惹起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リ右被告人四名ハ相共ニYS豐市方ヨリ金錢ヲ奪取セントシタルカ右被告人等ハYS一家ノ者トハ面識アリテ其ノ犯罪ノ發覚容易ナルヘキコトヲ憂慮シ爰ニ右被告人四名ハYS豐市一家ノ者ヲ襲殺シテ金錢ヲ強奪センコトヲ共謀シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豐市方裏口ニ集合シ被告人TN實ハYS豐市方裏口ニ見張ヲ為シ被告人HD清ニハ同家裏口板戸ヲ抉シ開ケ同所ヨリ被告人OM正喜SG伸一ト共ニYS豐市方ノ屋内ニ侵入シ被告人HD清ニハ所携ノ斧(証第三号ニ柄ノアリシモノ)被告人OM正喜ハ所携ノ斧被告人SG伸一ハ所

携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テY S 豊市同人妻スエ長女サワノ次女タカ子同家女中O T ヤチヨノ頭部其ノ他ヲ夫々乱打強撃シタル上Y S 豊市等ノ寢室ニアリシ箆筒ノ抽斗内ヨリY S 豊市所有ノ現金百数十円ヲ奪取逃走シ其ノ結果Y S スエY S サワノヲシテ翌十七日孰レモ脳損傷ニヨリ死亡セシメY S 豊市同タカ子及O T ヤチヨノ頭部其ノ他ニ治療二箇月乃至三箇月ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルモノナリ」ト認定シ右ハ陪審ノ評決ニ依ルモノナリト判決シタリ然ルニ本件裁判長ノ問書ニハ「(イ)被告人H D 清二ハ被告人O M 正喜等ト共ニ長崎県彼杵郡□□村□□Y S 豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金員ヲ強奪セント欲シ大正十四年七月十六日午前二時頃Y S 豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタル上兇器ヲ以テY S 豊市同人ノ妻スエ同人ノ長女サワノ同人ノ次女タカ子及女中O T ヤチヨノ頭部其ノ他ヲ乱打シ以テY S 豊市方ヨリ同人所有ノ現金百数十円ヲ奪ヒ其ノ結果Y S スエY S サワノヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケY S 豊市同タカ子O T ヤチヨヲシテ頭部其ノ他ニ重傷ヲ与ヘテ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ(ロ)被告人O M 正喜ハ被

告人H D 清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ(ハ)被告人S G 伸一ハ被告人H D 清二等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ(ニ)被告人T N 實ハ被告人H D 清二等ト共ニ右Y S 豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金員ヲ強奪セント欲シ前示日時頃Y S 豊市方裏口ニ於テ見張ヲ為シタルモノナリヤ」ト記載シアリ其ノ答申ニハ右(イ)乃至(ニ)ニ対シ「然リ」トノ記載アリテ陪審ノ評決シタル事実ハ右問書ニ記載セラレタル範圍ヲ出テタルモノニシテ原判決認定ノ如ク(イ)被告人四名ハ共ニM S 炭坑ノ坑夫ニシテY S 辰雄納屋ニ起臥シ居リタルモノナルカ孰レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ労銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金銭ニ窮シ居タルモノナリトノ事実及(ロ)被告人H D 清二ハY S 豊市方ニテ豊市カ同家奥六畳

座敷ニテ金銭ノ勘定ヲ為シ居ルヲ目撃シテ悪心ヲ起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リテ共ニ豊市方ヨリ右金銭ヲ奪取セントシタリトノ事実(ハ)H D 清二及O M 正喜ノ用ヒタル兇器ハ斧ニシテS G 伸一ノ用ヒタル兇器ハ長サ二尺位ノ鉄棒ナリトノ事実並(ニ)豊市タカ子ヤチヨノ傷ハ治療二箇月又ハ三箇月ヲ要スルモノナリトノ事実ハ陪審ノ評決ヲ經タルモノニアラス然ラ

ハ原審カ右(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事実ヲ認定スルニ付テハ之ヲ認ムルニ足ルヘキ証拠ヲ挙示セサルヘカラサル筋合ナリトス然ルニ原審ハ是等ノ証拠ヲ挙示スルコトナク漫然右(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事実ヲ認定シタルハ陪審裁判ニ於テ犯罪構成事実ノ一部ニ付陪審ノ評決ニ付セスシテ之ヲ認定シタル不法アルト共ニ其ノ他ノ事実ニ付テハ証拠ヲ挙示セスシテ之ヲ認定シタル違法アルモノト信スト云フニ在レトモ【要旨第五】○犯罪構成事実ニ関セサル犯罪ノ動機状況等情状ニ関スル事項ハ陪審ノ評決ニ付スル事件ニ於テ陪審ニ問フヘキ事項ノ範圍ニ包含セサルコト陪審法第七十七条ノ規定ニヨリ明ナリ而シテ原判決事案中所論指摘ノ(イ)乃至(ニ)ノ諸点ハ何レモ同判示犯罪ノ構成事実ニ属セス単ニ犯行ノ縁由動機犯罪ノ用ニ供シタル兇器ノ種類又ハ被害ノ程度ニ関スルモノニシテ犯罪ノ情状トシテ量刑ニ影響アルヘキ事項ニ過キサ

ルヲ以テ是等ノ点ニ付テハ陪審ノ評決ニ付スルヲ要セス且其ノ事実ハ必スシモ証拠ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ判示スルコトヲ要スルモノニ非ス從テ原審カ前示(イ)乃至(ニ)ノ諸点ニ付陪審ノ評決ニ付スルコトナク且其ノ認定シタル証拠ヲ判文ニ挙示セサルモ違法ナリト為スヘキニ非ス論旨ハ其ノ理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

②HD清二外三名（大審院強盜殺人同未遂住居侵入上告事件昭和6年7月22日判決、上告棄却）『法律新聞』第三三三三號七頁

●陪審事件ト被告人ノ性行

陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ被告人ヲ訊問スルニ際リ其ノ性行ヲモ取調ヘ之ヲ明白ナラシムルハ陪審員ヲシテ事件ニ付適正ナル判断ヲ為サシムル所以ナリ

●陪審員ニ対スル除斥事由ノ告知

陪審法第六十二条第二項ニ裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヤヲ問フヘシト規定スルヲ以テ公判調書ニハ唯其ノ手續ヲ履踐シタル旨ヲ明記スルヲ以テ足り同法第十五条所定ノ事由ヲ告知シタリヤ否ヲ記載スルノ要ナシ

●昭和六年(初)第六八五号

判決

本籍 長野県南高来郡□□町字□□番地

住居 同県西彼杵郡□□村□□YS辰雄方

炭坑坑夫

HD 清二

明治二十九年十一月□□□□日生

外三名

右強盜殺人同未遂住居侵入被告事件ニ付昭和六年三月十六日長崎地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ各被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件上告ヲ執レモ之ヲ棄却ス

【理由】各被告人弁護人廣光章造上告趣意書第一点被告人HD清二及被告人政喜事OM正喜ニ対シ原審判決ハ何レモ死刑ノ宣告ヲ為シ被告人SG伸一ニ対シテハ無期懲役ヲ宣告シタリ然レトモ抑本件犯罪ノ動機ハ金錢ヲ窃取スル事力其ノ目的ニシテ遇々被害者等力之カ取戻ヲ為サントシテ極力反抗の行動ニ出テタル為被告人等ハ遂ニ目的遂行ノ範圍ヲ脱シタルモノニシテ頭初ヨリ現行犯意ヲ有シ居ルモノト断スルコト能ハサルハ原審ニ於ケル各被告人等ノ供述ニヨルモ明ナリ仍テ各被告人ニ対シスル極刑ヲ科シタルハ刑ノ量定重キニ過ルノ不当アリ況ンヤ現今ノ刑事政策ニ於テ死刑廃止論サヘ出スルニ於テ一層其ノ感ヲ深カラシムルモノナリト云フニ在レトモ記録ニ就キ犯情其ノ他諸般ノ情状ヲ按スルニ被告人HD清二、OM正喜、SG伸一ニ対スル原審判決ノ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ヲ認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

同第二点被告人TN實ニ対シ他ノ被告人等ト同一法条ニ依リ処断シタルモ被告人實ハ原審ニ於ケル供述ニハ強盜ノ犯意ヲ明ニシタ点更ニナシ其ノ陳述犯意ハ単ニ窃盜ノ幫助ヲ為シタルニ止リ強盜ノ共犯ヲ以テ断スルハ科刑上違法アルモノト信ス從テ各被告人ニ対スル科刑ハ法条ニ照シ重キニ失シ違法不当アルカ故原審判決ハ之ヲ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル本事件ノ判決ニ事実誤認アルコトヲ主張スル所論前段ハ上告適法ノ理由トナラス且記録ニ依リ被告人TN實ノ犯行ニ關スル諸般ノ情状ヲ審査スルニ原審判決ノ同被告人ニ対スル量刑過重ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ヲ發見セス論旨ハ總テ理由ナシ

各被告人弁護人笠原正史上告趣意書第一点陪審裁判ノ公判ニ於ケル被告人等ノ訊問及弁論ハ陪審ノ答申ノ終ル迄原則トシテ犯罪ノ構成要素ニ關スル事実上及法律上ノ問題ノミニ局

限セラルルモノニシテ被告人ノ前科、素行、経歴、環境等苟モ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右スルカ如キ換言スレハ犯罪事実以外ニ犯罪事実ノ判断ニ偏見又ハ予断ヲ招致スヘキ虞レアル一切ノ事実及事情ニ関スル訊問及弁論ハ断シテ之ヲ許スヘキモノニアラス然ルニ原審公判調書ニ依レハ(一)裁判長ハ被告人等ノ素行ヲ追及シテ(イ)HD清ニ対シテハ「問、被告人ハ常ニ他人ト喧嘩ヲシテ居タカ、答、左様デシタカ私ヨリ先キニ手出シタコトハアリマセヌテシタ、問、釜ノ浦ヘハ度々遊ヒニ行ツタカ答、私ハ毎月勘定金ヲ取レハ直ク釜ノ浦ヘ行ツテ遊興シテ居リマシタ、問、TMトラト関係シタコトカアルカ、答、アリマシタ、問、TMトラハ被告ハ酒癖カ悪ク飲ムト云フテ居ルカ如何、答、私ハ決シテ酒ハ飲ミマセヌ」(三六六〇丁)(ロ)OM正喜ニ対シテハ「問、被告ハ酒好キカ、答、以前ハ五合以上一升位ノ酒ヲ飲ンテ居リマシタカ肋膜ヲ患ツテカラハ余リ飲ンテ居リマセヌ…：問、当時金ニ困ツテ居タカ、答、其ノ当時許リテナク常ニ困ツテ居リマシタ」(三六八〇丁以下)(ハ)SG伸一二対シテハ「問、其ノ賃金ハ何ニ使ツテ居タカ、答、酒許リ飲ンテ居リマシタ」(三六九一丁)ト訊問シ、(ニ)検事ハ被告人等ノ前科性行等ニ付「況ヤ本件ハ強盜殺人ニシテ刑法中最モ重罪ナルコトハHD、SG等ハ十分承知シ居リ殊ニHDハ詐欺又ハ窃盜、SGハ賭博罪ノ前科アル者ナルカ故ニ斯様ナ事件ノ取調ヲ受クルニ当リ被告カ一旦警察官ニ自供セシコトハ予審廷マテ同様ノ申立ヲ継続セサルヘカラサルモノト思ヒ取消ササリシ旨ノ弁明ハ全然虚偽ナリト謂ハサルヘカラス…：本月九日当廷ニ於テ裁判長ヨリ訊問ノ際ニ於ケルHDカ否認セル態度ニ依リテモHDカ真実ニ冤罪ヲ訴フルモノトハ認め難シ(四〇九〇丁裏ヨリ四〇九一丁)「殊ニ被告(HD清ニヲ指ス)ハ元来兇暴性ニシテ他人ヨリ依頼セラルレハ之ヲ引受ケ機会アラハ実行シ兼ねサル質ニシテ」(四一〇一丁)ト論告シ所謂第一次ノ

訊問及弁論ニ於テ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外陪審員ノ心情ヲ左右スヘキ虞レアル方面ニ逸脱シタル不法アルモノニシテ斯カル公判ニ於テ評決答申セラレタル事実ニ基ク原判決ハ陪審裁判ノ原則ニ違背スルモノト信スト云フニ在レトモ

【判決理由】被告人ノ性行ハ常ニ被告事件ト密接且重要ナル関係ヲ有シ事件ノ真相ヲ究ムルニ付有力ナル参考資料トナルヘキモノナレハ陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ被告人ヲ訊問スルニ際リ其ノ性行ヲモ取調ヘ之ヲ明白ナラシムルハ陪審員ヲシテ事件ニ付適正ナル判断ヲ為サシムル所以ニシテ寧ろ口適切ナル処置ト云フヘク之カ為陪審員ニ偏見又ハ予断ヲ懷カシムル虞アリト為スヲ得ス然ラハ則チ原審公判ニ於テ裁判長カ被告人ニ対シ所論ノ如ク其ノ性行ニ関スル訊問ヲ為シタルハ毫モ不法ニ非ス論旨前段ハ理由ナシ然リ而シテ陪審ノ評議ニ付スル事件ノ公判ニ於テ証拠調終リタル後検事カ意見ヲ開陳スルニ方リ偶々犯罪構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外ノ事項ヲモ陳述シタリトスルモノヲ以テ上告ノ理由ト為スコトヲ得ヘキ法律上ノ根拠存スルコトナシ論旨後段ハ畢竟検事ノ意見ノ陳述カ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題以外ニ出テタルモノトシテ論難スルニ外ナラサレハ上告適法ノ理由トナラス

同第二点原審第一回公判調書ニ依レハ裁判長カ陪審員ニ対シテ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタルコトヲ認め得ルモ(三六二四丁裏)陪審員カ被害者ト親族其ノ他ノ関係アルトキモ亦其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキモノナルコトハ陪審法第十五条ノ明定スル所ナルヲ以テ陪審員ニ対シテハ唯ニ被告人等ノ住居氏名ノミナラス被告事件ノ大要若ハ被害者ノ住居氏名ヲモ告ケ以テ適確ニ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ハサルヘカラサルモノナリ(林氏日本陪審法義解二一九丁、溝淵氏陪審法積義一六五丁)然ル

二原審ハ被告事件ノ大要若ハ被害者ノ住居氏名等ヲ告クルコトナクシテ陪審員ノ除斥ノ原由ナキモノト即断シ審理ヲ遂ケタルハ陪審裁判ノ手續ニ重大ナル違法アルモノニシテ陪審法第四百条第三号第四号ノ規定ト別個ニ上告ノ理由ヲ為スモノト信スト云フニ在レトモ

【判決理由】陪審法第六十二条第二項ニ裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問フヘシト規定スルヲ以テ公判調書ニハ唯其ノ手續ヲ履シタル旨ヲ明記スルヲ以テ足り同法第十五条所定ノ事項ヲ告知シタリヤ否ヲ記載スルノ要アルコトナシ然リ而シテ原審公判調書ニ裁判長ハ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上原審裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケタルハ勿論叙上第十五条所定ノ除斥ノ原由タル事項ヲモ告知シ其ノ調査ヲ遂ケタルモノト解スルヲ相当トスヘク原審ニ於ケル陪審構成ノ手續上所論ノ如キ違法アリト為スヘキニ非ス論旨理由ナシ

同第三点原審第五回公判調書ニ依レハ裁判長ハ而シテ之等ノ証拠ニヨルト被告人H Dカ証人元山恒七ニ対シ此処ニ埋メタト云フテ現場ヲ指示シタ個所ヨリ証第三号ノ斧力出テ来タト云フコトニナツテ居ル又司法警察官作成ノ実況見分書及同附属図ニ依ルト証第三号ノ斧力塵捨場カラ出タト云フコトニナテテ居ル(四一五三丁)ト説示シ右実況見分書添付ノ図面ヲモ証拠ニ供シタルコト明ナリ而シテ図面ハ固ヨリ之ヲ讀ミ聞ケ得ヘキモノニアラサルカ故ニ之ヲ陪審員ニ展示セサルヘカラサルモノナルニ記録上之ヲ陪審員ニ展示シタル事迹ナキハ勿論陪審法第八十二条第二項ニ依リ之ヲ陪審員ニ交付シタル事迹モ亦認めヘキモノアルコトナシ然ラハ原審ニ於テハ陪審員ニ展示セサル証拠ニ依リテ評決ヲ為サシメタル違法アルモノト信スト云フニ在レトモ原審第五回公判調書ヲ査スルニ裁判長カ陪審ニ対スル

説示ニ於テ司法警察官作成ニ係ル実況見分書ノ附属図面ヲ証拠トシテ挙示シタルコト所論ノ如シト雖モ原審第五回公判調書中証拠調ノ手續ニ関スル部分ノ記載ニ依レハ該図面ニ付裁判長ハ之ヲ被告人ニ展示シテ意見反証ノ有無ヲ問ヒ以テ適法ノ証拠調ヲ為シタルコトヲ認め得ルヲ以テ特ニ之ヲ陪審ニ展示シ若ハ交付セサルモ所論ノ如ク違法アリト云フヲ得ス論旨理由ナシ

同第四点原審第四、五回ノ公判調書ニ依レハ其ノ証拠調(四〇六二丁以下)及裁判長ノ説示(四一四五丁、四一五九丁等)ニ於テ本件犯罪事実ノ証拠トシテ参考記録中ノ検事ノ検証調書(一四丁以下)ヲ採用シタルコト明白ナリ然ルニ同検証調書ニハ「而シテYS豊市方ノ家ノ構造ハ別紙図面ノ如クニシテ本件犯行ハ被害者豊市等ノ寢室六畳ノ間及土間ニ於テ行ハレタルモノノ如ク現場付近ノ模様ハ別紙写真第一乃至第三ノ如シ(以上二六丁)ハ、本検証ニハ別紙図面及写真並醫師吉永銳明診断書ヲ以テ現場附近ノ模様、被害者ノ負傷程度等ヲ補足ス」(以上二三丁)ノ記載アルヲ以テ該検証調書ハ其ノ附属図面並写真ト醫師吉永銳明作成ノ診断書ト一体ヲ為シ相俟チテ始テ検証事項ヲ明確ナラシムルモノナルカ故ニ之カ証拠調ヲ為スニハ右検証調書ヲ被告人ニ讀ミ聞ケルト同時ニ其ノ附属図面並写真ヲ展示シ更ニ醫師吉永銳明作成ノ診断書ヲモ讀聞ケ以テ被告人ノ意見、反証ヲ求メサルヘカラサルモノナリトス然ルニ原審第四回公判調書(四〇六四丁裏)ニハ右検証調書ハ之ヲ被告人ニ讀聞ケ其ノ附属図面ヲ展示シタル旨ノ記載アルニ止マリ附属写真及前記診断書ハ之ヲ法廷ニ讀出シテ被告人ニ展示シ若ハ之ヲ讀聞ケテ其ノ意見反証ヲ求メタル事蹟ノ窺知スヘキモノアルコトナシ然ラハ原審ニ於テハ適法ニ証拠調ヲ為ササル証拠ヲ陪審評決ノ証拠ニ供シタル違法アルモノト信スト云フニ在レトモ参考記録中検事ノ検証調書ヲ閱スルニ同調

書ハ其ノ附属ノ図面写真及診断書ト共ニ一体ヲ為スコト洵ニ所論ノ如シ而シテ原審第四回公判調書中証拠調トシテ裁判長ハ被告人ニ対シ右検証調書ヲ読聞ケ其ノ附属図面ヲ展示シ意見反証証ノ有無ヲ問ヒタル旨ノ記載アルニ徴スレハ同調書ト共ニ之カ一体ヲ為ス前示診断書モ亦当然読聞カセラレタルモノト云フヘク又陪審法第七十二条ハ「左ニ掲クル書類図書ハ之ヲ証拠トナスコトヲ得」ト規定シ其ノ第二号ニ「検証押収又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類及図画」トアリテ其ノ所謂図画中ニハ写真ヲモ包含スルモノト解スルヲ相当トスル而已ナラス写真ハ之ヲ広義ニ解スレハ図面ノ一種ニ属スルコト明ナルカ故ニ如上原審公判調書ニ検証調書ノ附属図面ヲ展示シタル旨ノ記載アル以上写真モ亦狭義ニ於ケル所論図面ト共ニ展示セラレ何レモ適法ノ証拠調アリタルモノト解スルヲ相当トス果シテ然ラハ右一体ヲ為セル検証調書及其ノ附属図面写真、診断書ニ付テハ其ノ証拠調手続間然スルトコロナキモノト云フヘク從テ裁判長カ其ノ各一部タル検証調書及図面ヲ証拠トシテ説示シタルニ付所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ理由ナシ

同第五点原審裁判長ハ被告HD清ニ対スル予審判事ノ強制処分ニヨル訊問調書ヲ証拠ニ供シテ説示ヲ為シタルモノナリ(四一四八丁)然ルニ同訊問調書ニ依レハ「二、問才前ハ斯様ナ事実ニ付何カ弁解カアルカ、此ノ時予審判事ハ強制処分請求書記載ノ被疑事実ヲ解シタリ、答其ノ通り間違ヒアリマセヌ」(二冊七七一丁裏)ノ記載アリテ右問答ハ強制処分請求書ト一体ヲ為シ相俟チテ初メテ問答ノ意義ヲ為シ之ヲ離レテハ被告人ハ如何ナル犯罪事実ヲ自白シタルモノナリヤヲ知ルニ由ナキモノナルカ故ニ右訊問調書ニ就キテ証拠調ヲ為スニハ之ヲ被告人等ニ読ミ聞ケルト同時ニ強制処分請求書ヲモ読ミ聞ケ其ノ意見反証ヲ求メサルヘカラサルモノナルニ拘ラス原審公判調書ニハ右訊問調書ハ之ヲ被告人等ニ読ミ

聞ケ其ノ意見反証ヲ求メタル旨ノ記載アルニ止マリ(四〇六四丁裏)前記強制処分請求書ハ之ヲ被告人等ニ読聞ケ其ノ意見反証ヲ求メタル事アルコトナク又被告人OM正喜、SG伸一二対スル予審判事ノ強制処分ニヨル訊問調書(二冊七七三丁七七五丁)ニ就キテノ証拠調ニ於テモ同様ノ瑕疵アルモノナリ然ラハ原審ニ於テハ適法ナル証拠調ヲ為ササル証拠ヲ陪審評決ノ証拠ニ供シタル違法アルモノト信ス(昭和二年^レ第九七四号同年十月二十一日第一部決定、昭和五年^レ第一八六二号同年一月二十六日第二部決定参照)ト云フニ在レトモ原審第五回公判調書ニ依レハ裁判長カ陪審ニ対シ被告人HD清二、OM正喜及SG伸一二対スル各強制処分訊問調書ヲ証拠トシテ説示スルニ当リ右各訊問調書ニ各被告人自白ノ記載アル旨説示シタルハ単ニ右各訊問調書記載ノ如ク被告人等カ強制訊問ノ際予審判事ヨリ強制処分請求書記載ノ被疑事実ヲ解シテ弁解ヲ求メタルニ対シテ其ノ通り相違ナシト述ヘタル旨ノ供述記載ヲ捉ヘテ自白ノ記載アリト称シタルニ止リ右強制処分請求書記載ノ被疑事実ノ内容ヲモ包含セシメタル趣旨ニ非スト解スルヲ相当ト為スヘキニ依リ叙上各強制処分請求書記載ノ事項ハ所論説示中ニ包含セサルモノト云フヘシ然ラハ原審裁判長ノ証拠説示ニ関シ所論ノ如キ違法アリト云フヲ得ス故ニ論旨ハ理由ナシ

同第六点所謂公判期日トハ公判ニ於ケル訴訟行為ヲ為ス目的ノ為年月日並時間ヲ以テ指定セラレタル時限ヲ謂フモノニシテ其ノ期日ニ於ケル訴訟手続ノ終了ニヨリテ終ルモノトス然リ而シテ原審ニ於ケル昭和六年三月十二日ノ第四回公判調書ニ依レハ裁判長ハ来ル三月十三日午前九時ニ続行スト告ケ各訴訟関係人ニ出頭ヲ命シタルモノニシテ(四〇六五丁)次ノ第五回公判ハ昭和六年三月十三日適法ニ開廷セラレタルコトハ其ノ公判調書ニヨリテ明ナルモ又同公判調書ニハ公判ノ進行中「此ノ時裁判長ハ…正陪審員ヲ評議室ニ退カシ

メタリ」(四一七五丁)「昭和六年三月十四日正陪審員各入廷着席ノ上陪審長松尾馬之助ハ問書ニ答申ヲ記載シテ之ヲ裁判長ニ提出シタリ(四一七五丁裏)ノ記載アルカ故ニ前日裁判長ニヨリテ指定セラレタル三月十三日ノ公判期日ハ裁判長カ正陪審員ヲ評議室ニ退カシメタル後正陪審員ノ入廷前同期日ニ於ケル訴訟手續ノ終了ニヨリテ所謂公判期日ヲ終リタルモノト謂フヘク從テ翌三月十四日公判ヲ続行スルニ付テハ更ニ期日ヲ指定シ且如何ナル構成ニヨリテ公判ヲ続行シタルカヲ明確ニセサルヘカラス然ルニ原審公判始末書ニ依ルモ之ヲ窺知スルコト能ハサルカ故ニ原審ニ於ケル昭和六年三月十四日以後ノ公判手續ハ全部違法ニシテ又斯ル手續ニヨリテ評決セラレタル原判決モ当然破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ

【判決理由】期日ハ裁判所又ハ裁判所ノ機關ト訴訟關係人会合シテ訴訟行為ヲ為スヘキ時間ニシテ日及時ヲ以テ之ヲ指定ス故ニ期日ハ其ノ指定シタル時ヲ以テ開始スルモノナリト雖其ノ終期ハ一定セス一旦訴訟手續カ開始セラレタル以上其ノ手續ノ終了スルニ依テ初メテ其ノ期日ノ終了ヲ告クルモノナレハ該訴訟手續ノ進行中ニ於テ曆日ヲ代ヘ翌日ニ亘ルコトアルモ之カ為期日ノ同一性ヲ失フモノニ非ス原審公判調書ノ記載ニ依レハ原審第五回公判ハ昭和六年三月十三日開廷セラレ同日中ニ所謂第一次弁論トシテノ檢事弁護人ノ意見陳述及裁判長ノ説示等アリタル後裁判長ハ陪審ニ問書ヲ交付シ評議ノ為陪審員ヲ評議室ニ退カシメ其ノ翌日タル同年同月十四日陪審員入廷着席シテ答申ヲ記載シタル問書ヲ裁判長ニ提出シ爾後各般ノ手續ヲ經テ裁判長ハ弁論ヲ終結シ判決宣告期日ヲ告ケ各訴訟關係人ニ出頭ヲ命シ同十四日中ニ閉廷シタルモノニシテ第五回公判ハ右十三日ヨリ翌十四日ニ亘リ間斷ナク繼續シ十四日ニ至テ終了シタルモノトス即右公判ハ終始同一期日ニ於テ行ハレタル

モノニシテ所論ノ如ク昭和六年三月十三日ノ期日ハ同日ノ經過ト共ニ當然終了シ翌十四日ニ至リ新ナル期日開始セラレタルモノト云フヘキニ非サルナリ論旨ハ之ト異ナリタル見解ニ基キ原審公判手續ニ違法アリト論難スルモノニシテ其ノ理由ナシ

同第七点訴訟關係人ノ異議ナキ書類ハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得ルハ法ノ規定スルトコロニシテ本件ニ於テハ檢事及弁護人ニ於テ被告人HD、SG、TNニ対スル各司法警察官ノ聴取書及檢事ノ聴取書ヲ証拠ト為スニ付異議ナキ旨ヲ述ヘタルモ(四〇六二丁)各被告人ハ何等陳述スルトコロナク或ハ弁護人ノ右申述ニ異議ナキモノト認ムヘキカ如キモ元來被告人ノ意思ニ反スル弁護人ノ行為ハ当然其ノ効力ナキカ故ニ右三名ノ被告人等カ各自ノ自白ニ依リテ犯罪事實ノ認定ヲ受クルハ暫ク之ニ忍從シ得ヘシトスルモ極力犯行ヲ否認スル被告人OM正喜カ本來証拠能力ナキ共同被告人等ノ自白ヲ証拠トシテ自己ノ犯罪事實ヲ認定セラルルニ付之ニ異議ナシトスルカ如キハ同被告人ノ明示的の意思ヲ俟ツマテモナク其ノ意思ニ反スルコト寔ニ明白ナリ然ルニ原審裁判長ハ同被告人ニ対スル公訴事實及証拠ヲ説示ヲ為スニ際リ被告人HD清二、SG伸一ニ対スル各司法警察官檢事ノ聴取書ヲ援用解示シタルハ(四一六五丁)固ヨリ失當ニシテ斯ル証拠ヲ提示シテ陪審ノ評決ヲ為サシメタルハ違法ナリト信スト云フニ在レトモ

【判決理由】弁護人ハ被告人ノ為シ得ヘキ總テノ訴訟行為ヲ被告人ニ代テ為スコトヲ得ヘク此ノ弁護人ノ為シタル訴訟行為ハ被告人ノ意思ニ反セサル限被告人ノ為ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス本件記録ヲ查スルニ被告人HD清二及SG伸一ノ各選任ニ係ル弁護人三浦順太郎ハ同被告人等ノ出頭セル原審第四回公判廷ニ於テ同被告人等ニ対スル司法警察官及檢事ノ各聴取書ヲ証拠トナスコトニ付異議ナシト陳述シタルコト明ニシテ而モ同被告人等ニ

於テ此ノ点ニ関シ反対ノ意思ヲ表示シタル事迹ノ見ルヘキモノナキヲ以テ同弁護人ノ叙上意見ノ陳述ハ同被告人等ニ対シテ其ノ効力アルモノトス果シテ然ラハ前示各聴取書ヲ証拠トスルニ付同被告人等ハ異議ナカリシモノニシテ從テ原審公判ニ於テ裁判長カ之ヲ証拠トシテ説示シタルニ付所論ノ如キ違法ナキモノト云フヘク論旨ハ其ノ理由ナシ

同第八点陪審裁判ノ所謂第一次ノ弁論ニ於テハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ局限セラレ又事実ノ有無ニ関スル立論ハ適法ナル証拠ニ基カサルヘカラサルコトハ陪審法ノ特ニ明定スル原則ニシテ此ノ原則ハ公訴ヲ維持セントスル検事ニ対シテモ變ルコトナシ而シテ今原審第五回公判調書ニ抄録セラレタル立会検事ノ論告ヲ検討スルニ(一)被告人HD清ニ付テハ「MN吉太郎ハ事件後其ノ居室ヲ掃除シタルニHDノ厚司ナカリシタメHDニ対シ厚司ハ如何ニセシカヲ尋ネタルニHDハ眼ニ角立テテアルモノカト云ヒシ事実アリ」(四〇九三丁裏)(二)被告人OM正喜ニ付テハ「次ノ証第四号斧ハOMカ後日判明スルコトヲ予知シナカラ偽物ヲ真正ノ兇器ナリト自供シタル後ニ偽物ナルコトカ判明セルモノニシテ之ニ依レハ同被告ハ後日偽物タルコトヲ証明シテ処罰ヲ免レントスル手段ニ供シタルモノト認メラル」(四〇九七丁裏)(三)「OM及WNハ強制処分請求ニヨル予審判事ノ訊問ニ対シテ自白シ其ノ内容タルヤHD、SGノ自供ニ一致シ居レリ」(四〇九一丁裏)ト論述スル所アレトモ(一)及(三)ハ不適法ナル証拠ヲ根拠トスルモノ(二)ハ單純ナル検事ノ臆測ニ過キスシテ共ニ許スヘカラサル違法ナリ(被告人OM正喜ニ対スル右予審調書カ適法ナル証拠ニアラサルコトハ第五点ノ末尾ニ述ヘタル処ナリ)更ニ(四)被告人TN實ニ付テハ「被告人HD、SG、OM、TN等ハ大体ニ於テ犯行ヲ自供シ(四〇八九丁)」「次ニTN實ハ警察以來検事予審判事第一回訊問マテ犯行ヲ自白シ」(四一〇七丁裏)ト論シ恰カモ同被告人

カ警察以來本件強盜殺人ノ見張ヲ為シタル事実ヲ自白シタルカ如ク前提シテ陪審員ノ心情ヲ動カストコロアラントシタルモ同人ハ司法警察官ノ第一回ノ聴取(一冊三〇丁以下)ニハ全然犯行ヲ否認シ其ノ第二回(三二一丁以下)及検事ノ第一、二回聴取(二冊八〇六丁以下一〇〇九丁以下)予審判事ノ強制処分ニヨル訊問(七七七丁)予審ノ第一回訊問ニハ(三冊一二七九丁以下)僅カニ竊盜ノ見張ヲ為シタリト自供スルモノニシテ之ヲ極言スレハ同被告人ハ全然本件犯行ヲ否認シ来レルモノト云ハサルヘカラス然ルニ立会検事カ被告人TN實モ本件強盜殺人ノ共犯者タルコトヲ自白シ居ルモノノ如ク論シ濫リニ自白ノ内容ヲ拡張シ以テ陪審員ノ心情ヲ動カスカ如キ態度ニ出テタルハ陪審裁判ノ原則ヲ無視スルモノニシテ到底認容スヘキモノニアラスト信スト云フニ在レトモ論旨ハ畢竟原審公判ニ於ケル検事ノ意見ノ陳述ニ関シ云為スルニ外ナラスシテ上告適法ノ理由トナラサルコト上告論旨第一点後段ニ付為シタル説明ノ趣旨ニ依リ之ヲ了解スヘシ

同第九点原判決ハ其ノ理由ニ於テ「被告人HD清ニ、OM正喜、SG伸一、TN實ノ四名ハ曩ニ長崎県西彼杵郡□□村MS炭坑ニ来リ同炭坑第□坑ノ坑夫トシテ同炭坑YS辰雄納屋ニ起臥シ居タル者ナルカ孰レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ勞銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金錢ニ窮シ居タル折柄大正十四年七月十五日夕刻被告人HD清ニハ平素出入セル同村字□□飲食店YS豐市方ニ到リシ際YS豐市カ公休日ノ前日ノコトトテ同家奥六畳座敷ニ於テ金錢ノ勘定ヲ為シ居レルヲ目撃シテ悪心ヲ惹起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リ右被告人四名ハ相共ニYS豐市方ヨリ金錢ヲ奪取セントシタルカ右被告人等ハYS一家ノ者トハ面識アリテ其ノ犯罪ノ発覚容易ナルヘキコトヲ憂慮シ爰ニ右被告人四名ハYS豐市一家ノ者ヲ慶殺シテ金錢ヲ強奪センコトヲ共謀シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豐市方裏

口ニ集合シ被告人TN實ハYS豊市方裏口ニ見張ヲ為シ被告人HD清ニハ同家裏口板戸ヲ
挟シ開ケ同所ヨリ被告人OM正喜SG伸一ト共ニYS豊市方ノ屋内ニ侵入シ被告人HD清
ニハ所携ノ斧(証三号ニ柄ノアリシモノ)被告人ON正喜ハ所携ノ斧被告人SG伸一ハ所
携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テYS豊市同人妻スエ長女サワノ次女タカ子同家女中OTヤチ
ヨノ頭部其ノ他ヲ夫々乱打強撃シタル上YS豊市等ノ所有ノ現金百數十円ヲ奪取逃走シ其
ノ結果YSスエYSサワノヲシテ翌十七日孰レモ脳損傷ニヨリ死亡セシメYS豊市同タカ
子及OTヤチヨノ頭部其ノ他ニ治療二ヶ月乃至三ヶ月ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルモノナリ」
ト認定シ右ハ陪審ノ評決ニ依ルモノナリト判決シタリ然ルニ本件裁判長ノ問書ニハ「(イ)被
告人HD清ニハ被告人OM正喜等ト共ニ長崎県西彼杵郡□□村□□YS豊市ノ一家ヲ殺害
スルト共ニ金員ヲ強奪セント欲シ大正十四年七月十六日午前二時頃YS豊市方裏口ヨリ屋
内ニ侵入シタル上兇器ヲ以テYS豊市同人ノ妻スエ同人ノ長女サワノ同人ノ次女タカ子及
女中OTヤチヨノ頭部其ノ他ヲ乱打シ以テYS豊市方ヨリ同人所有ノ現金百數十円ヲ奪ヒ
其ノ結果YSスエYSサワノヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケYS豊市同タカ子OTヤチ
ヨヲシテ頭部其ノ他ニ重傷ヲ与ヘテ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ(ロ)被告人OM正喜
ハ被告人HD清ニ等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ(ハ)被告人SG伸一ハ被告人
HD清ニ等ト共ニ前示(イ)ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ(ニ)被告人TN實ハ被告人HD清ニ等
ト共ニ右YS豊市ノ一家ヲ殺害スルト共ニ金員ヲ強奪セント欲シ前示日時頃YS豊市方裏
口ニ於テ見張ヲ為シタルモノナリヤ」ト記載シアリ其ノ答申ニハ右(イ)乃至(ニ)ニ対シ然リト
ノ記載アリテ陪審ノ評決シタル事実ハ右問書ニ記載セラレタル範圍ヲ出テタルモノニシテ
原判決認定ノ如ク(イ)被告人四名ハ共ニMS炭坑ノ坑夫ニシテYS辰雄納屋ニ起臥シ居リタ

ルモノナルカ孰レモ妻子ナク遊興又ハ飲酒ヲ好ミ日々ノ勞銀ヲ貯蓄スルコトナク浪費シ金
錢ニ窮シ居タルモノナリトノ事実及(ロ)被告人HD清ニハYS豊市方ニテ豊市方同家奥六疊
座敷ニテ金錢ノ勘定ヲ為シ居ルヲ目撃シテ悪心ヲ起シ之ヲ他ノ被告人ニ謀リテ共ニ豊市方
ヨリ右金錢ヲ奪取セントシタリトノ事実(ハ)HD清ニ及OM正喜ノ用ヒタル兇器ハ斧ニシテ
SG伸一ノ用ヒタル兇器ハ長サ二尺位ノ鉄棒ナリトノ事実並ニ(ニ)豊市方タカ子ヤチヨノ傷ハ
治療二ヶ月又ハ三ヶ月ヲ要スルモノナリトノ事実ハ陪審ノ評議ヲ経タルモノニアラス然ラ
ハ原審カ右(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事実ヲ認定スルニ付テハ之ヲ認ムルニ足ルヘキ証拠ヲ示セサルヘ
カラサル筋合ナリトス然ルニ原審ハ是等ノ証拠ヲ示スルコトナク漫然右(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ事
實ヲ認定シタルハ陪審裁判ニ於テ犯罪構成事実ノ一部ニ付陪審ノ評議ニ付セスシテ之ヲ認定
シタル不法アルト共ニ其ノ他ノ事実ニ付テハ証拠ヲ示セスシテ之ヲ認定シタル違法アル
モノト信スト云フニ在レトモ

【判決理由】犯罪構成事実ニ関セサル犯罪ノ動機状況等情状ニ関スル事項ハ陪審ノ評議ニ
付スル事件ニ於テ陪審ニ問フヘキ事項ノ範圍ニ包含セサルコト陪審法第七十七条ノ規定ニ
ヨリ明ナリ而シテ原判示事実中所論指摘ノ(イ)乃至(ニ)ノ諸点ハ何レモ同判示犯罪ノ構成事実
ニ属セス単ニ犯行ノ縁由動機犯罪ノ用ニ供シタル兇器ノ種類又ハ被害ノ程度ニ関スルモノ
ニシテ犯罪ノ情状トシテ量刑ニ影響アルヘキ事項ニ過キサルヲ以テ是等ノ点ニ付テハ陪審
ノ評議ニ付スルヲ要セス且其ノ事実ハ必シモ証拠ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ判示スルコ
トヲ要スルモノニ非ス從テ原審カ前示(イ)乃至(ニ)ノ諸点ニ付陪審ノ評議ニ付スルコトナク且
其ノ認定シタル証拠ヲ判文ニ挙示セサルモ違法ナリト為スヘキニ非ス論旨ハ其ノ理由ナシ
同第十点裁判所カ陪審ノ評議ニ付シテ事実ヲ認定スル場合ニ於テモ吾人ノ実験則ノ範疇ヲ

出ツヘカラサルハ論ヲ俟タサル所也然リ而シテ原判決ハ其ノ理由ニ於テ被告人HD清二ハ所携ノ斧被告人OM正喜ハ所携ノ斧被告人SG伸一ハ所携ノ長サ二尺位ノ鉄棒ヲ以テYS豊市同人妻スエ長女サワノ次女タカ子同家女中OTヤチヨノ頭部其ノ他ヲ夫々乱打強撃シタル上YS豊市等ノ寢室ニアリシ箆筒ノ抽斗中ヨリYS豊市所有ノ現金百數十円ヲ奪取逃亡シト認定シタルモノニシテ此ノ認定ニ依レハ被告人三名ハ被害者豊市外四名ニ各自一撃若クハ数撃ヲ加ヘタルモノノ如ク認ムルノ外ナシ然レトモ是レヲ記録ニ徴スルニ豊市夫妻及二児ハ同室ニ寢臥セシモ女中OTヤチヨハ別室ニ臥シ居タルモノナレハ急遽ノ際被告人三名カ被害者五名ニ対シ各自手ヲ下スカ如キハ事実上行ハレ難キノミナラス同室ニ寢臥セシ四名ニ対シテモ各自漏レナク一撃或ハ数撃ヲ加ヘタリト云フカ如キハ是亦不実ニシテ且不能ナリ次ニ金錢奪取ノ点ニ付テモ箆筒ノ一個ノ抽斗中ヨリ被告人三名カ各自金員ヲ奪取シタリトノ事実ハ是亦容易ニ首肯シ難キ方法ナリ然ラハ原判決ハ吾人ノ常識若クハ実験則ニ反シテ事実ヲ認定シタル違法アルモノト信スト云ヒ同第十一点本件被害者ニ対スル乱打強撃及金錢奪取ノ事実ニ付原判決認定ノ失当又ハ違法ナルコト第十点ニ論シタルカ如シ然リ而シテ原判決ノ意共犯者ハ自ら手ヲ下ササル行為ト雖共同責任ヲ負フヘキモノナルカ故ニ斯カル実行々為ノ区分的認定ヲ為スノ要ナシトスルニアランカ是レ明カニ法律ノ解釈ヲ誤レルモノナリ如何トナレハ法律上ノ共同責任ト事実上ノ実行々為トハ固ヨリ混同スヘキキ非ラサルコトハ言フ俟タサルトコロニシテ今若シ共同責任アルノ故ヲ以テ各自カ実行セサル行為ヲモ一括シテ共犯者全員カ実行シタリト認定スルヲ得ルモノトセンカ刑事訴訟法第三百六十条ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪トナルヘキ事実及証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明シ法令ノ適用ヲ示スヘシトノ規定ノ趣旨ヲ没却スルニ至ルヘキヲ如何センヤ蓋

シ該法条ノ趣旨ハ証拠ニ依リテ各被告人ノ実行シタル行為ヲ認定シ之ニ適用スヘキ法令ヲ挙示シ以テ事実ノ認定ト法令ノ適用トノ当否ヲ明カニセント企図スルモノナレハナリ然ラハ原判決ハ此ノ点ニ於テモ違法アルモノト信スト云フニ在レトモ原判決事実摘示ヲ通読スレハ其ノ判旨ハ被告人四名ハYS豊市方一家ヲ塵殺シテ金員ヲ強奪センコトヲ共謀シ被告人TN實ハ同家裏口ニテ見張ヲ為シ被告人HD清二OM正喜及SG伸一ノ三名ハ同家内ニ侵入シ其ノ三名各々カ兇器ヲ以テ右豊市外四名ノ家人ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名ニ対シ一撃若ハ数撃ヲ加ヘ且同被告人三名ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名カ箆筒ノ抽斗ヨリ現金ヲ奪取シタリト云フニ在ルコト明ナリ然リ而シテ被告人三名各自カ所論ノ如ク一室ニ寢臥セル被害者四名ト別室ニ臥セル被害者一名トニ対シ夫々一撃若ハ数撃ヲ加フルコトハ必シモ不可能ニ非ルコト吾人ノ実験則ニ照シテ疑ヲ容レス從テ原判決ハ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ理由ナシ

同第十二点陪審裁判ニ於ケル裁判長ノ説示ハ最も重要ナル使命ヲ有スルモノニシテ陪審法ハ其ノ法律上ノ解釈説明ニ付テハ特ニ適正ヲ期シタルモノト信ス然リ而シテ原審裁判長ハ被告人等ノ自白ニ付縷々之ヲ解明シタル後「然ラハ一体自白トハトシテモテアルカト云フト犯人カ自分ニ不利益ナル陳述ヲスルト云フコトテアル夫故自白モ亦他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ツノ証拠トナルモノテアル」ト説示シタリ然レトモ所謂自白カ他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ノ証拠トナル所以ノモノハ裁判長説示ノ如ク犯人自身ニ不利益ナル陳述ナルカ故ニアラスシテ所謂客觀的事実ニ適合スルニ因ルモノナリ然ラハ説示ノ前半「自白トハ犯人カ自分ニ不利益ナル陳述ヲスルコトテアル」ハ正當ナルモ直下ニ「夫故自白モ亦他ノ証人ノ証言ト同様ニ一ツノ証拠トナルモノテアル」トノ後半ハ用語ノ不注意ニ因リ「客觀的事実

ニ適合スル場合ニハ」ノ數語ヲ欠キタルモノト認ムヘキモ所謂証拠能力又ハ証明力等ニ付法律の常識ニ乏シキ陪審員ニ対スル説示トシテハ甚タ失當ニシテ陪審員ノ推考判断ニ説示者ノ予期セサル影響ヲ及ホスコト明白ナリト謂フヘク斯ノ如キハ法ノ精神ヲ相隔ルコト遠ク斯カル説示ニ因ル答申ニ基ク原判決ハ又違法ナリト信スト云フニ在レトモ被告人ハ一面ニ於テ防御ノ主体トシテ訴訟当事者タル地位ヲ有スルモ他面ニ於テ証拠方法タルノ性質ヲ有シ其ノ供述ハ証拠トナルヘク殊ニ被告人ノ自白カ其ノ有罪ヲ認ムルニ付有力ナル証拠タルヤ言フ俟タスサレハ原審公判ニ於テ裁判長カ陪審ニ対シ所論ノ如ク自白モ亦証人ノ証言ト同様一ノ証拠トナルモノナル旨説示シタルハ毫モ違法ニ非ルノミナラス原審公判調書中説示ニ関スル部分ノ記載ヲ查スルニ裁判長ハ自白ハ法律上之ヲ証拠トシテ採用シ得ヘキモ本件被告人等ノ自白カ果シテ客觀的事実ニ適合スルヤ否ノ点ニ至リテハ傍証等ニヨリ慎重ニ之ヲ考察スルヲ要スル旨説明シタルコト明ナレハ右説示ニハ所論ノ如キ違法ノ廉ナク論旨理由ナシ

同第十三点陪審裁判ニ於ケル裁判長ノ説示ニ於テ苟モ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関スル意見ニ亘ルヘカラサルコトハ法律ノ明定スルトコロニシテ又我國陪審裁判ノ原則也即チ裁判長ハ証拠ノ趣旨内容ヲ解明スルニ止マリ婉曲暗示等苟クモ其ノ信否ニ言及スヘカラサルモノトス然ルニ原審裁判長ハ「夫レニ付御参考ニ申上ケタイコトハ被告人H D清ニハ是迄司法警察官検事予審判事ニ対シテ略同様ノ供述ヲ為シ居ルコトカアル夫レハ先刻説上ケタ所テ大体御判カリノコトト思フカツマリ(イ)被告人H D清ニカ大正十四年七月十六日午前二時カ二時過キニY S豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタルコト(ロ)被告人H D清ニカ右侵入當時紺サ―ジノ厚司ヲ着用シテ居タルコト(ハ)被告人H D清ニカY Sスエノ頭部ヲ兇器ヲ以テ殴打シ

タルコト之等ノ点ニ付テハ大体供述カ變ツテ居ラナイノテアル」(四一五一丁裏)ト抽出指シタルハ一見自白ノ内容ヲ解明シタルニ過キサカ如キ觀アレトモ裁判上ノ經驗ニ乏シキ陪審員ニ取リテハ直感的ニ「被告人H D清ニノ數多キ自白中少クトモ右ノ三点ハ終始一貫シテ變ハルトコロナキカ故ニ措信スルニ足ルコト」ヲ暗示スルモノト云フヘクスノ如キハ不用意ノ間婉曲ニ誘導指示ヲ為スニ至レルモノニシテ陪審法第七十七条ノ精神ニ違背スルモノト信スト云フニ在レトモ原審裁判長ノ説示中所論指摘ノ部分ハ単ニ被告人H D清ニニ対スル司法警察官及検事ノ各聴取書並予審調書記載ノ供述中互ニ一致セル部分ヲ抽出シ以テ是等ノ証拠ノ要領ヲ闡明シタルニ過キサカモノニシテ同被告人ノ自白中措信スルニ足ルヘキ部分アルコトヲ暗示シテ証拠ノ信否又ハ罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ表示シタルモノトナスヘキニ非ス論旨ハ理由ナシ

同第十四点陪審ノ評議ニ付スヘキ事実ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実タルヘキコトハ陪審法第七十九条第二項ノ規定スルトコロナリ然リ而シテ本件予審終結決定ニ依リテ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ大要ハ(一)原審共同被告人S M夫妻ハY S豊市方ヲ全滅セシメント企テ被告人清ニ及正喜ニ対シテ金錢供与ヲ条件トシテY S豊市方ヲ塵殺センコトヲ依嘱シ又S M夫妻ハ原審共同被告人傳及宗雄ト共謀ノ上被告人清ニ正喜伸一及實ニ對シテY S豊市方ヲ塵殺セハ多額ノ金員ヲ贈与スヘク其ノ犯行ニ付テハ傳及宗雄ニ於テ全責任ヲ負フヘキ旨ヲ告ケテ使喚シタルニ依リ被告人清ニ正喜伸一及實ヲシテ共謀ノ上Y S豊市方ノ者ヲ塵殺シ且金員ヲ強奪セント決意セシメタリト云フニ在ルヲ以テ原審カ陪審ノ評議ニ付スヘキ事実ハ(イ)原審共同被告人S M夫妻及傳及宗雄等カ如上ノ教唆ヲ為シ被告人等ヲシテ本件犯罪ヲ敢行セシメタル事実アリヤノ外(ロ)被告人ハ共謀ノ上S M夫妻等ノ教唆ニ基キ

テ犯行ヲ決意シ且金員ノ強奪ヲ決意シタルモノナリヤノ二点ナラサルヘカラス然ルニ原審ノ問書カ被告人等ノ犯罪事実ニ付全然教唆關係ヲ除外シ単ニ殺害行為及金錢奪取ノ事ニ付テノミ答申ヲ求メタル裁判長ノ説示ニヨリテ窺知スルヲ得ヘキ教唆關係ハ犯罪構成ノ事実ニ異同ヲ来タスモノニアラストノ見解ニ基クモノナルヘキモ犯罪行為ノ共力ノ態様モ亦犯罪ノ成否効果ニ付法律上重要ナル事実ニ属スルヲ以テ之ヲ除外スルト否トハ陪審法上別個ノ犯罪構成事実ヲ為スモノト解スヘク是レ陪審法第七十九条第二項第三項ノ法意ニ副フモノト信ス次ニ実行々為ノ点ニ付テハ(ニ)被告實ハY S 豊市方裏口ニ見張シ被告清二正喜及伸一ハ該裏口ヨリ同人方ニ侵入シ被告清二ハ所携ノ斧ヲ以テY S スエ及Y S タカ子ヲ被告正喜ハ所携ノ斧ヲ以テY S 豊市Y S サワノ及O T ヤチヨヲ被告伸一ハ所携ノ鉄棒ヲ以テO T ヤチヨ及Y S サワノヲ乱打強撃シ以テY S 豊市等寢室箆ノ抽斗内ヨリ金百八十円許リヲ奪取逃走シタリト云フニ在ルヲ以テ原審カ陪審ノ評議ニ付スヘキ事実ハ如上各被告人ノ区分的実行行為ト金錢奪取ノ点ナラサルヘカラサルモノトス然ルニ原審ノ問書カ「被告人H D 清二ハ被告人O M 正喜等ト共ニY S 豊市方裏口ヨリ屋内ニ侵入シタル上兇器ヲ以テY S 豊市スエサワノタカ子及O T ヤチヨノ頭部其ノ他ヲ乱打シ以テY S 豊市方ヨリ同人所有ノ現金百数十円ヲ奪ヒ云々」ト簡略シ被告人等ノ分担実行々為ノ内容ヲ除外シタルハ共同責任ノ帰属ノ事実上ノ実行々為トヲ混同誤解シタルモノニシテ第十一点ニ論シタル非難ト公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ヲ陪審ノ評議ニ付セサル不法トヲ招致シタルモノナリ今若シ原審ノ見解ニ從ヒ主問(一)ノ(イ)(ロ)(ハ)ノ如ク各被告人ノ乱打強奪ノ実行々為ヲ区分スル必要ナキモノトセンカ被告人T N 實ノ分担行為モ亦之ヲ区分スルノ要ナキニ帰シ問書(一)ノ(二)ニ於テ特ニ「被告人T N ハ…見張ヲナシタルモノナルヤ」ト区分的答申ヲ求メタルハ法律

上何等ノ意義ヲ為ササルモノト謂ハサルヘカラス然ラハ原審ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ一部ヲ陪審ノ評議ニ付セスシテ審理ヲ遂ケタルモノニシテ原判決ハ此ノ点ニ於テモ違法ナリト信ス以上論スルカ如ク原判決ハ結局破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ陪審ノ評議ニ付スヘキ事項ハ犯罪構成事実ノ有無ニ限ルモノナルコト陪審法第七十七条ノ規定ニヨリ明ナルヲ以テ犯罪ノ縁由ノ如キハ之ヲ陪審ノ評議ニ付スルヲ要セサルモノトス然リ而シテ犯行ノ決意カ他人ノ教唆ニ基因スルヤ否ハ単ニ犯罪ノ縁由タルニ止リ其ノ構成ノ事実ニ非ルコト勿論ナレハ原審ニ於テ被告人等カ本件殺人及金錢強奪ノ犯行ヲ決意シタルハ他人ノ教唆ニ基キタルモノナリヤ否ノ点ヲ陪審ノ評議ニ付セサリシヲ以テ違法ト為スヘカラス又本件問書中被告人H D 清二O M 正喜及S G 伸一ニ関スル部分ヲ通読スルニ其ノ趣旨ハ何レモ同被告人等ハY S 豊市一家ノ者ヲ殺害シテ金員ヲ強奪センコトヲ欲シ同家内ニ侵入シタル上各々兇器ヲ以テ右豊市外家人四名ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名ニ対シ乱打ヲ加ヘ且同被告人三名ノ全部又ハ其ノ中一名若ハ数名ニ於テ豊市所有ノ金員ヲ奪ヒ家人二名ヲ死亡セシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケ外三名ニハ重傷ヲ与ヘタルノミニテ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ否ヲ問ヒタルモノト解スヘキヲ以テ右ハ所論掲記ノ予審終結決定ニ於ケル同被告人等ノ各犯罪構成事実ニ付問ヲ発シタルモノト云フヘク所論ノ如ク公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ一部ヲ陪審ノ評議ニ付セサリシ違法アリトハ云フヘカラス論旨ハ孰レモ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和六年七月二十二日

大審院第一刑事部、裁判長判事西川一男、判事清水孝藏、判事日高要次郎、判事三宅正太郎、判事杉浦忠雄

③ I Z 孝一・I T 和夫・K N 稔・I M 正勝（長崎地方裁判所殺人未遂被告事件判決、昭和6年10月7日判決、傷害

孝一・和夫懲役1年、稔・正勝懲役8月、全員執行猶予2年）

判決

本籍 茨城県北相馬郡□□村大字□□乙□百□□番地
住居 東京市本郷区□□□□町百□□□番地

無職

I Z 孝一

大正元年十二月□□□□日生

本籍 島根県八束郡□□村大字□□□千□百□番地
住居 同県松江府□□町百□□□番地

無職

I T 和夫

明治四十一年十月□□□□日生

本籍 兵庫県氷上郡□□村□□千□百番地
住居 広島県呉市□□通□丁目□□番地

無職

K N 稔

大正二年六月□□□□日生

本籍 東京市下谷区□□町□□番地
住居 東京府南足立郡□□町字□□町□丁目□□番地

無職

I M 正勝

大正三年九月□□□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事松藤正憲関与審理ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人 I Z 孝一、I T 和夫ヲ各懲役一年ニ

被告人 K N 稔、I M 正勝ヲ各懲役八月ニ処ス

但シ右被告人四名ニ対シ各二年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収品中証第九号ノスパンナー一挺ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ陪審費用並鑑定人淺田一二支給シタル分ヲ

除キ其ノ他ヲ被告人四名ノ連帯負担トス

理由

被告人 I M 正勝ハ十八歳未滿ノ少年ニシテ其ノ他ノ被告人モ亦年少孰レモ世故ニ疎ク漫然上海ノ天地ニ憧レ好奇

心ニ駆ラレテ渡滬（注「滬」は上海の別称）ノ志ヲ抱キ各其ノ父兄ノ承諾ヲ得ルコトナク昭和六年一月下旬被告人 I Z 孝一、I T 和夫ハ松江市ヨリ被告人 K N 稔ハ呉市ヨリ被告人 I M 正勝

ハHD政彦WN孝ニナルモノト共ニ東京市ヨリ夫々同年一月二十八日神戸出航ノ日支連絡船上海丸ニ乗合セ互ニ知り合ノ間柄ト為リ爾後行動ヲ共ニシ同月三十日上海ニ上陸シタルカ同船中ニ於テ之モ上海ニ渡航中ニテ面識ヲ得タルYM友吉(当二十歳)カ上陸後兎角被告人等ニ随從シテ去ラサル為結局前記七名ハ共ニ上海呉淞路旅館日ノ丸館ニ投宿スルコトトナリ其ノ後同年二月四五日頃ヨリ上海法界霞飛路□□独逸人ヒンゲルト方ニ借間シ同宿スルニ至リタル処右YM友吉ハ利己主義ニシテ互譲ノ精神ナク行動放恣ニシテ人ヲ侮蔑スルノ風アリ加之被告人等ニ対シ事毎ニ反対ノ態度ヲ構ヘ懇切ナル忠告ヲ受クルモ毫モ省ミルトコロナク此ノ俛放擲スルニ於テハ共同生活ノ平和ハ得テ之ヲ保持シ難キ所ヨリ遂ニ被告人等ハ腕力ニ訴ヘ同人ノ反省ヲ促カシ其ノ自決ヲ求メント欲シ共同シテ同年二月八日午後十一時頃YM友吉ヲ上海海格路ペロドローム前空地ニ誘致シタル上交々証第九号ノ「スパンナー」ト称スル鉄製長サ一尺位ノ器具ヲ以テ同人ノ頭部等ヲ毆打シ依テ其ノ頭部及顔面等十數ヶ所ニ全治約一ヶ月ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人IZ孝一、IT和夫、KN稔ノ三名ノ所為ハ各刑法第二百四条第六十条ニ該ルヲ以テ其ノ懲役刑ヲ選択シ被告人IZ孝一、IT和夫ヲ各懲役一年ニ被告人KN稔ヲ懲役八月ニ処スヘキ処何レモ犯情刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ナリト認ムルヲ以テ同法第二十五条ニヨリ二年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク被告人IM正勝ノ所為ハ同法第二百四条第六十条ニ該ルヲ以テ懲役刑ヲ選択シテ処断スヘキトコロ犯情刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ少年法第八条第三項刑法第二十五条ニ則リ被告人正勝ヲ懲役八月ニ処シタル上二年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収ノ証第九号ノスパンナー一挺ハ本件犯行ノ供用物ニシテ被告人ノ所有ニ係ルヲ以テ刑法第十九条第一項第一号第二項ニヨリ之ヲ没収シ訴訟費用ハ陪

審費用並鑑定人淺田一ニ支給シタル分ヲ除キ刑事訴訟法第二百三十七条第一項第二百三十八条ニヨリ被告人四名ヲシテ連帶シテ負担セシムヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七条ニ依リ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十月六日

長崎地方裁判所刑事部

裁判長判事	長谷川松太郎	印	
判事	宮崎	隆藏	印
判事	竹田	博吉	印

④KS政男(長崎地方裁判所殺人被告事件昭和7年1月20日判決、懲役3年未決勾留150日算入)
判決

本籍 長崎市□□町□番地
住居 同市□□町□□番地

無職

KS 政男

明治三十九年六月□□日生

右ニ関スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事松藤正憲関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ鑑定人吉富實藏ニ支給シ

タル金拾円（昭和六年八月二十八日出頭ノ分）証人

K D力藏、K D爲之、N T與藏、K M平吉、K S正

行、F W源之丞ニ支給シタル分ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ予テ長崎県□□郡□□村役場ノ書記ニシテ昭和二年春頃両親ト分レテ同郡□□村□□ニ於テ一家ヲ構ヘ単独ニ居住セシ者ナルカ同村居住ノ博徒ニシテ性粗暴ナルK D松則ヨリ屢々金品ノ融通ヲ求メラレ時ニ或ハ暴行脅迫又ハ恐喝セラレシ為メ止ムナク数十回ニ金百余円ノ金員ヲ交付シ来リシ処昭和三年六月十三日頃松則力宮相撲取金剛事K M平吉ナル者ヲ同道シテ同村字□□ナル被告人ノ居宅ヲ訪レ被告人ニ対シ金五拾円ヲ強要シ之ヲ拒ムニ於テハ危害ヲ加フルカ如キ態度ヲ示シタルヨリ被告人ハ同月十五日頃迄ニ金参拾円ノ調金ヲ為スヘク約シタルモ到底右約束ノ履行ヲ為スコトノ見込ナク憂慮ノ結果同月十四日頃実父K B末治ヲ其ノ居宅ニ訪レ松則トノ前示経緯ヲ語り明日自分方ニ来宅セラレ度キ旨懇請シ置キ翌十五日頃ノ午後四時過K D松則ハ被告人ノ帰宅スルヤ間モナク右被告人ノ別家ニ赴キ前示約束ノ履行ヲ迫リ被告人ヨリ調金不能ノ由ヲ聞知スルヤ矢庭ニ手ヲ以テ被告人ノ顔面ヲ殴打シ更ニ戸外ニ引出サントシタル折柄戸外ヨリ入り来レル実父末治ハ愛児タル被告人ノ暴行セラル、状態ヲ目撃シ松則ヲ殺害セント決シ在合セノ秣切庖丁（証第三八号）ヲ以テ松則ノ頭部ニ斬付ケタルカ被告人モ右実父ノ意中ヲ知り松則ヲ殺害セント欲シ即時被告人ハ松則ノ足部ニ組付キ同人ヲ引倒シテ地上ニ押付ケ末治ノ斬ルニ任セ仍

テ相共ニ松則ヲ殺害シタルモノナリ

法律ニ照スニ

被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条第六十条ニ該当スルヲ以テ其ノ有期懲役刑ヲ選択シ所定期限範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ尚同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニヨリ主文記載ノ如ク被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第一、二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和七年一月二十日

長崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印

判事 長峰 正次 印

判事 竹田 博吉 印

⑤ T N惣次郎・G T惠治郎（長崎地方裁判所殺人未遂殺人幫助被告事件昭和7年3月7日判決、惣次郎懲役4年・惠治郎懲役3年）

判決

本籍 長崎市□□町□百□□番地

住居 同市□□町□□番地 G T惠治郎方

無職

T N惣次郎

明治四十四年十二月□日生

本籍 長崎市□□町□□番地

住居 同市□□町□□番地

魚市場箱買

G T 惠治郎

明治三十年十二月□□日生

右惣次郎ニ対スル殺人未遂、惠治郎ニ対スル殺人未遂幫助各被告事件ニ付当裁判所ハ検事松藤正憲関与審理ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人T N惣次郎ヲ懲役四年ニ、被告人G T惠治郎ヲ

懲役三年ニ処ス

但シ未決勾留日数中被告人T N惣次郎ニ対シ八十日ヲ、

被告人G T惠治郎ニ対シ五十日ヲ夫々右本刑ニ算入ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人U J秀雄、M S章二、H N

タネ、福夫事Y D福雄ニ支給シタル分ハ被告人T N惣

次郎ノ負担トシ公判ニ於テ証人Y D茂之、G T惠之助

NG嘉市、KGナツメ、FY光夫、Y D福雄、H Nタ

ネ、K K弦雄、U J秀雄、N Sヒサヨ、K M正男ニ支

給シタル分ハ被告人兩名ノ連帯負担トス

理 由

被告人T N惣次郎ハ昭和六年九月頃ヨリ被告人G T惠治郎ノ食客トナリ徒食シ居タルモノナルカ被告人G T惠治郎ノ実兄G T惠之助ハ同年十月八日頃長崎市□□町活動写真常設館K R座女給力被告人惠治郎方出入ノ者ノ無料入場ヲ拒絶シタルコトヲ聞知シ右K R座ニ赴キ改札係H Nタネヲ殴打シタル為予テ同座ニ出入シ居タルY D茂之及其ノ輩下ノY D福雄カ被告人惠治郎方ニ到リ其ノ不法ヲ詰リタルコトアリテ爾來被告人惠治郎等兄弟ハ深ク茂之ヲ憎ミ被告人惣次郎モ亦被告人惠治郎等ノ意中ヲ察知シ居タル折柄被告人惣次郎ハ同月十七日長崎市□□ニ於テY D茂之ヨリ「生意氣ヲシテ歩クト打殺スゾ」ト罵詈せられ其ノ後同月二十一日頃前示K R座前ニ於テ茂之ヨリ殴打セラレタルヨリ同人ノ措置ヲ憤リ機会アラハ茂之ヲ殺害セムモノト決意シ日本刀（証第三号）ヲ被告人惠治郎方ニ藏置シ同月二十二日頃被告人惠治郎方ニ於テ被告人惠治郎ニ対シ日本刀ヲ以テY D茂之ト鬪争セムトノ意中ヲ告ケタルニ被告人惠治郎ハ茂之ト不和ナリシコトトテ即時其意ヲ諒トシ被告人惣次郎ニ対シ「男ト云フモノハ遣ルトキニハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分カ差入ハシテ遣ル」ト激励シ以テ其ノ犯行ヲ幫助シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシ翌二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人惠治郎方附近ノ路上ニ於テ前記日本刀ヲ以テY D茂之ニ斬付ケタルニ茂之カ其ノ場ヨリ逃走シタル為同人ノ頭部ニ於テ右顱頂部中央ヲ中心トシテ横経八糎縦経六糎ノ皮膚ト共ニ骨質硬脳膜及脳実質ヲ切除シタル重傷ヲ負ハシメタルモ其ノ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

尚被告人惠治郎ハ大正十三年五月九日福岡地方裁判所小倉支部ニ於テ殺人罪ニ依リ懲役十三年（但シ昭和二年勅令第十二号及昭和三年勅令第二百七十号ニ依リ懲役六年九月ニ減刑）ニ処セラレ其ノ当時右刑ノ執行ヲ終リタルモノトス

法律ニ照スニ被告人惣次郎ノ所為ハ刑法第九十九条第二百三条ニ該リ被告人惠治郎ノ所為ハ同法第六十二条第一項第九十九条第二百三条第二項ニ該当スルヲ以テ孰レモ有期懲役刑ヲ選択シ所定期限内ニ於テ被告人惣次郎ヲ懲役四年ニ処シ被告人惠治郎ハ前示前科アルニ依リ同法第五十六条第一項第五十七条ヲ適用シ同法第十四条ノ制限内ニ於テ累犯加重ヲ施シ且從犯ナルカ故ニ同法第六十三条第六十八条ニ則リ其ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人惠治郎ヲ懲役三年ニ処シ尚同法第二十一条ニ從ヒ未決勾留日數中被告人惣次郎ニ対シテハ八十日ヲ、被告人惠治郎ニ対シテハ五十日ヲ各本刑ニ算入スヘク訴訟費用中予審ニ於テ証人U J秀雄、M S章二、H Nタネ、福夫事Y D福雄ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告人惣次郎ヲシテ之ヲ負担セシメ当公判ニ於テ証人Y D茂之、G T惠之助、N G嘉市、K Gナツメ、Y T光夫、Y D福雄、H Nタネ、K K弦雄、U J秀雄、N Sヒサヨ、K M正男ニ支給シタル分ハ同法条及同法第二百三十八条ニ則リ被告人兩名ノ連帯負担タルヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第一、二項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和七年三月七日

長崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印

判事 大城 朝申 印

判事 爲成 養之助 印

⑤後藤惠次郎（大審院殺人未遂幫助上告事件昭和7年6月14日判決、上告棄却）

昭和七年(初)第五二八号

判決書

本籍 長崎市□□町□□番地

住居 同市□□町□□番地

魚市場箱買

後藤 惠治郎

明治三十年十二月□□日生

右殺人未遂幫助被告事件ニ付昭和七年三月七日長崎地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書第一点原判決ハ其ノ理由ニ於テ（前略）其ノ後同月二十一日頃K R座前ニ於テ茂之ヨリ殴打セラレタルヨリ同人ノ措置ヲ憤リ機会アラハ茂之ヲ殺害セムモノト決意シ日本刀（証第三号）ヲ被告人惠治郎方ニ藏置シ同月二十二日頃被告人惠治郎方ニ於テ被告人惠治郎ニ対シ日本刀ヲ以テY D茂之ト鬪争セムトノ意中ヲ告ケタルニ被告人惠治郎ハ茂之ト不和ナリ事トテ即時其ノ意ヲ諒トシ被告人惣次郎ニ対シ「男ト云フモノハ遣ル時ニハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分力差入ハシテヤル」ト激励シ以テ其ノ犯行ヲ幫助シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシ云々ト認定シ以テ刑法第六十三条第一項第九十九条第二百三条ニ依リ殺人未遂幫助罪トシテ懲役三年ノ言渡シヲナ

シタリ然ルニ予審決定書ノ理由ニ記載シアルY D 茂之カ「被告人惠治郎ノ兄惠之助カ女給ヲ毆打シタル事ニテ被告人惠治郎方ニ談シ込ミ云々」トアルモ茂之カ談シ込ミタル事ナク談シ込ミタルハY D 茂之ト何等縁類關係ナキY D 福雄ニシテ兄ト人違ヒテ門迄来タノミニテ故ニY D 茂之ニ何等ノ反感ヲ持チ居タル者ニ非ス又同月二十二日頃惣次郎ハ惠治郎方ニ於テ惠治郎ニ対シ「日本刀ヲ以テ茂之ト鬪争セムトノ所存ヲ告ケタルニ(中略)「男ハ遣ル時ニハ遣ラネハナラヌ若茂之ヲ殺害セハ自分力差入ハシテヤル」ト激励シ以テ惣次郎ヲ幫助シ云々トアルモ被告人惣次郎ヨリ斯ノ如キ交渉相談ヲ受ケタルコトナキハ公判廷ニ於ケル証人Y T 政雄参考人N S ヒサヨノ証言ニヨリテ明ナリ而シテ公判廷ニ於ケル被告人惣次郎ノ供述ニ依レハ最初本件ニ就テ長崎警察署ノ取調ニ際シ毆打サレ惠治郎ト相談セルモノナリト云ヘト強要サレタル為事實無根ノ供述ヲ為シタリト又予審廷ニ於テハ警察ニ於ケル供述ヲ認メ総テ簡單ニ完結スルコトヲ望ミ大体ヲ警察同様ニ認メタルモノナリト然ルニ前述ノ如ク惣次郎ヨリ相談ヲ受ケタル事ナク又之ヲ幫助シタル事断シテナキ事ヲ誓フモノナリト云フニ在レトモ原判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタルモノナレハ陪審法第百三条ニ依リ事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコトヲ得サルモノトス然ルニ論旨ハ要スルニ事實ノ誤認ヲ主張スルモノニ外ナラサルヲ以テ其ノ理由ナシ

第二点已ニ殺意アルモノニ対シ激励的言葉ヲ以テ其ノ犯罪ヲ幫助シ得ルモノナリトスレハ右ハ如何ナル程度ニ幫助シタリヤ換言スレハ幫助ノ効果ハ如何ナルモノナリシヤヲ明示セサルヘカラス原判決ハ「益々殺意ヲ強固ニシ」ト言ヘルモ右ハ甚タ曖昧且誤認ニシテ右程度ノ激励アリシカ否カヲ深重ニ調査シ之ヲ幫助ト云フヘキカ否カ理由不備ナリ加フルニ調査疎漏ニシテ徒ニ犯罪者ヲ作ルヲ目的トシタルノ嫌ナシトセス公判廷ニ於ケル検事ノ求刑

ニ曰ク「二十二日午後十二時頃惠治郎カ惣次郎ニ対シ男ハ遣ル時ハ遣ラネハナラヌ若茂之ヲ殺害セハ自分力差入シテヤルト云フ様ナ相談ハ断シテナイト云フ事ハ明白トナレトモ被告兩名ハ同居ヲシテキルカラ其ノ前日カ又ハ何時カ云フタ筈ト曖昧ナ論告ヲシテ犯罪ヲ構成シテ何等關係ナキ被告人ヲ罰セントスルカ如キ不法アリ若茂之ヲ殺害セハ自分力差入シテヤルト云フ事ハ作リ事テアルトハ常識判断テモ明ナリ其ノ理由ハ若刑ニ落チル様ナ場合ハ自分力差入シテヤルト云フノタツタラ嘘テモ事實ラシクアルカ殺害シタラ差入シテヤルト云フ様ナ事ハ若殺害セヌ場合ハ差入ハシテヤラヌト云フ様ナ意味ニナツテキル又長崎警察署司法警察官カ惣次郎ヲ毆打シテ事實無根ノ供述ヲ強要シタルカ如キ即チ原判決ハ疎漏誤認且理由不備不法アリト云フニ在レトモ論旨中事實ノ誤認ヲ主張スル部分ノ理由ナキコトハ前点ニ付与ヘタル説明ニ依リ之ヲ了解スヘシ而シテ被告人カ原判示ノ如ク原審相被告人惣次郎ヨリ殺人行為ヲ為サントスルノ決意ヲ聴キ所論原判示ノ如キ言辞ヲ以テ同人ヲ激励シテ其ノ決意ヲ強固ナラシメ同相被告人ニ於テ右ノ決意ヲ実行シ殺人未遂罪ヲ犯シタル以上即被告人ハ精神的ニ同相被告人ノ犯行ヲ幫助シタルモノナルヲ以テ原判決力叙上事實ヲ判示シ被告人ノ行為ヲ同罪ノ從犯ヲ以テ論シタルハ相当ニシテ所論ノ如ク理由不備ノ違法アルモノニ非ス尔余ノ論旨部分モ亦其ノ理由ナシ

弁護人藤林益三上告趣意書原判決ハ陪審法ニ違反シタルモノナリ原審ニ於テ裁判長カ陪審ニ対シテ発シタル問ハ其ノ方法不完全ニシテ陪審ノ判断ヲ誤マラシムルノ虞アルヲ以テ之ニ基キテナサレタル原判決ハ法令ニ違反シタル不当ノモノナリ今問書ヲ閱スルニ主問(-)被告人T N 惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午后十時過頃長崎市□□町□□番地被告人G T 惠治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ヲ以テ日本刀ニテY D 茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ其ノ場ヨ

リ逃走シタル為茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナルヤ(答申然リ)主問(二)被告人G T 恵治郎ハ昭和六年十月二十二日頃同恵治郎方ニ於テ被告人T N 惣次郎ヨリ日本刀ヲ以テY D 茂之と鬭争セムトノ意中ヲ聞キ之ヲ諒トシ被告人惣次郎ニ対シ「男ト云フモノハ遣ルトキニハ遣ラネハナラヌ若茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分カ差入レハシテ遣ル」ト激励シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシテ前示ノ如ク翌二十三日午後十時頃殺意ヲ以テ茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ逃走シタル為同人ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナイリヤ(答申然リ)補問(主問(一)ニ対シ)被告人T N 惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人後G T 治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ナクシテ日本刀ニテY D 茂之ヲ斬付ケ茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモノナリヤトアリテ主問(一)ハ被告人T N 惣次郎カ殺意ヲ以テ本件犯行ヲナシタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒ主問(二)ハ被告人G T 恵治郎カ殺人ノ故意アル者ト知リツツ被告人T N 惣次郎ヲ激励シタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒ主問(一)ニ対スル補問ニ於テハ被告人T N 惣次郎カ殺意ナクシテ本件犯行為ヲナシタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒタリ即該補問ニ於テハ被告人T N 惣次郎カ傷害罪ノ行為ニ出テタルモノナリヤ否ヤヲ問ヒタルモノナリ然ルニ被告人G T 恵治郎ニ関シテハ被告人T N 惣次郎ニ対スル補問ノ如キ補問ヲ為シ居ラス陪審法上補問ヲ為スハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト裁判所ノ認ムル場合ニ於テ之ヲナスモノトセラレ一見裁判所ノ自由裁量ニ属スル如ク見ユルモ本件ノ如ク正犯從犯ノ關係ニ在ル共犯ニアリテハ其ノ正犯ニツキ補問ヲナシ其ノ從犯ニツキ之ヲ為ササルハ法律ノ精神ニ反ス況ンヤ幫助犯ノ意思必スシモ正犯ノ故意ト其ノ程度ヲ同クセス正犯ノナシタル傷害ノ結果ノミヲ予見シテ之ヲ

幫助スルニ止リ刑法第三十八条第二項ニ依リテ単ニ傷害罪ノ既遂幫助トシテ処断セラルヘキ場合ノアリ得ヘキニ於テオヤ故ニ本件ハ裁判長カ其ノ問ヲ発スル手續ニ於テ違法アルヲ以テ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ陪審手續ニ於テ補問ハ其ノ必要ヲ認メタル場合ニノミ之ヲ為スヘキモノナルコト陪審法第七十九条第三項ノ規定ニ依リ明ナリ而シテ其ノ要否ノ認定ハ発問者タル裁判長ノ為スヘキモノニシテ唯同第八十条第一項ニ依リ陪審員檢察被告人及弁護人ニ於テ其ノ変更ノ申立ヲ為スコトヲ得ルニ過キス故ニ其ノ要否ニ付裁判長ノ執リタル措置ニ対シ叙上ノ者ニ於テ変更ノ申立ヲ為ササルトキ又ハ叙上ノ者ヨリ右変更ノ申立ヲ為シ同第二項ニ依ル裁判所ノ決定アリテ裁判長カ決定ノ趣旨ニ從ヒ相當措置シタルトキハ茲ニ補問ノ要否ハ確定的トナルモノナレハ補問ヲナササリシコトヲ云為シテ上告ノ理由トスルコトハ之ヲ許スヘカラサルモノトス而シテ本件ニ付裁判長ハ正犯タル惣次郎ニ付所論ノ補問ヲ為シタルニ拘ラス從犯タル被告人ニ付補問ヲ為ササリシコト洵ニ所論ノ如クニシテ其ノ措置聊妥當ヲ欠クノ嫌ナキニ非スト雖叙上ノ理由ニ依リ其ノ不当ナルコトヲ云為シテ上告理由トスルコトハ許スヘカラサルノミナラス本件ニ於テ陪審ハ正犯及從犯ニ付孰レモ主問ヲ肯定シタルコト記録上明白ニシテ即補問ハ結局必要ナカリシ場合ナルヲ以テ右從犯ニ付補問ヲ為ササリシコトハ結局正当ナリシニ歸着シ旁論旨ハ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

檢事柴碩文閱与

昭和七年六月十四日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 江崎定次郎
判事 遠藤 誠
判事 齋藤 三郎
判事 沼 義雄

右臚本也

昭和七年六月十四日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 印

⑤ G T 惠次郎 (大審院殺人未遂幫助上告事件昭和7年6月14日判決、上告棄却) 「大審院刑事判例集」第11卷第10号七七頁

○殺人未遂幫助被告事件(昭和七年(礼)第五二八号同年六月十四日第四刑事部判決 棄却)

【上告人】被告人 G T 惠治郎 弁護士 藤林益三

【第一審】長崎地方裁判所

○判示事項

言語ニ依ル殺人罪ノ幫助——陪審手續ニ於ケル補問ノ要否ノ確定——補問ヲ為ササリシコトヲ理由トスル上告ノ適否

○判決要旨

一 正犯ヨリ殺人行為ヲ為サントスルノ決意ヲ聴キ之ニ対シ言語ヲ以テ正犯ヲ激励シ其ノ決意ヲ強固ナラシメタル者ハ正犯力其ノ決意ヲ実行シタルトキハ殺人罪ノ從

犯ヲ以テ論スヘキモノトス【要旨第一】

二 陪審手續ニ於テ裁判長カ補問ノ要否ニ関シ執リタル措置ニ対シ変更ノ申立アラサルトキ又ハ申立ニ対スル決定ノ趣旨ニ從ヒ裁判長カ相当ノ措置ヲ為シタルトキハ補問ノ要否ハ確定スルモノトス【要旨第二】

三 陪審手續ニ於テ補問ヲ為ササリシコトヲ理由トスル上告ハ之ヲ許スヘカラス【要旨第三】

【参照】刑法第六十二条第一項 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

陪審法第七十九条 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ララスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スモノトス
補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト為ルヘキ事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘシ

同法第八十条 陪審員、検事、被告人及弁護士ハ問ノ変更ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ為スヘシ

同法第三三条 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得但シ事實ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

同法第四四条 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

- 一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ
- 二 第十二条第一項第一号又ハ第十三条ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サル者評議ニ関与シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ排斥セラルヘキ陪審員評議ニ関与シタルトキ但シ第六十二条第三項ノ申立ヲ為ササリシトキハ此ノ限ニ在ラス
- 四 忌避セラレタル陪審員評議ニ関与シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス
- 五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ
- 六 裁判長証拠トシテ説示シタルモノ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノナルトキ
- 七 裁判長法律上ノ論點ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルトキ

○事實

第一審裁判所ハ本件ヲ陪審ノ評議ニ付シ左記ノ如ク事實ノ判断及法律適用ヲ為シ被告人G T 惠治郎ヲ懲役三年ニ処シ未決勾留日數中五十日ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ノ一部ヲ相被告人T N 惣次郎ト連帶ニテ負担セシメタリ

被告人T N 惣次郎ハ昭和六年九月頃ヨリ被告人G T 惠治郎ノ食客トナリ徒食シ居リタルモノナルカ被告人G T 惠治郎ノ実兄G T 惠之助ハ同年十月八日頃長崎市□□町活動写真常設館K R 座女給カ被告人惠治郎方出入ノ者ノ無料入場ヲ拒絕シタルコトヲ聞知シ右K R 座ニ赴キ改札係H N タネヲ殴打シタル為テ同座ニ出入シ居タルY D 茂之及其ノ輩下ノY D 福雄カ被告人惠治郎方ニ到リ其ノ不法ヲ詰リタルコトアリテ爾來被告人惠治郎等兄弟ハ深く茂之ヲ憎ミ被告人惣次郎モ亦被告人惠治郎等ノ意中ヲ察知シ居タル折柄被告人惣次郎ハ同

月十七日長崎市□□島ニ於テY D 茂之ヨリ「生意氣ヲシテ歩クト打殺スゾ」ト罵詈セラレ其ノ後同月二十一日頃前示K R 座前ニ於テ茂之ヨリ殴打セラレタルヨリ同人ノ措置ヲ憤リ機會アラハ茂之ヲ殺害セムモノト決意シ日本刀(証第三号)ヲ被告人惠治郎方ニ藏置シ同月二十二日頃被告人惠治郎方ニ於テ被告人惠治郎ニ対シ日本刀ヲ以テY D 茂之ト鬪争セムトノ意中ヲ告ケタルニ被告人惠治郎ハ茂之ト不和ナリシコトトテ即時其ノ意ヲ諒トシ被告人惣次郎ニ対シ「男ト云フモノハ遣ルトキニハ遣ラネハナラヌ若茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分カ差入ハシテ遣ル」ト激励シ以テ其ノ犯行ヲ幫助シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシ翌二十三日午後十時頃長崎市□□町□□番地被告人惠治郎方附近ノ路上ニ於テ前記日本刀ヲ以テY D 茂之ニ斬付ケタルニ茂之カ其ノ場ヨリ逃走シタル為同人ノ頭部ニ於テ右顱頂部中央ヲ中心トシテ横經八糎縱經六糎ノ皮膚ト共ニ骨質硬腦膜及腦實質ヲ切除シタル重傷ヲ負ハシメタルモ其ノ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

尚被告人惠治郎ハ大正十三年五月九日福岡地方裁判所小倉支部ニ於テ殺人罪ニ依リ懲役十三年(但シ昭和二年勅令第十一号及昭和三年勅令第二百七十号ニ依リ懲役六年九月ニ減刑)ニ処セラレ其ノ当時右刑ノ執行ヲ終リタルモノトス

法律ニ照スニ被告人惠治郎ノ所為ハ刑法第六十二条第一項第九十九条第二百三条ニ該當スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ被告人惠治郎ハ前示前科アルニ依リ同法第五十六条第一項第五十七条ヲ適用シ同法第十四条ノ制限内ニ於テ累犯加重ヲ施シ且從犯ナルカ故ニ同法第六十三条第六十八条ニ則リ其ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人惠治郎ヲ懲役三年ニ処シ尚同法第二十一条ニ從ヒ未決勾留日數中被告人惠治郎ニ対シテハ五十日ヲ本刑ニ算入スヘク訴訟費用中當公判ニ於テ証人Y D 茂之G T 惠之助N G 嘉市K G ナツメY T 光夫Y

D 福雄 H N タネ K K 強雄 U J 秀雄 N M ヒサヨ K M 正雄ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第二百三十八條ニ則リ被告人兩名ノ連帶負担タルヘキモノトス

原審裁判長ハ陪審ニ対シ主問トシテ(一)被告人 T N 惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□番地被告人 G T 恵治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ヲ以テ日本刀ニテ Y D 茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ其ノ場ヨリ逃走シタル為茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ゲサリシモノナリヤ(二)被告人 G T 恵治郎ハ昭和六年十月二十二日頃同恵治郎方ニ於テ被告人 T N 惣次郎ヨリ日本刀ヲ以テ Y D 茂之ト鬪争セントノ意中ヲ聞キ之ヲ諒トシ「男ト云フモノハ遣ルトキニハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分カ差入ハシテ遣ル」ト激励シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシテ前示ノ如ク翌二十三日午後十時過頃殺意ヲ以テ茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ逃走シタル為同人ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤトノ問ヲ發シ主問(一)ニ対シ補問被告人 T N 惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人 G T 恵治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ナクシテ日本刀ニテ Y D 茂之ヲ斬付ケ茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモノナリヤノ問ヲ發シタルニ拘ラス主問(二)ニ対シテハ何等ノ補問ヲ為サス而シテ陪審法第八十條第一項ニ規定セル者ヨリ問ノ變更ノ申立ヲ為ササリシモノトス

○主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理 由

被告人上告趣意書第二点己ニ殺意アルモノニ対シ激励的言葉ヲ以テ其ノ犯罪ヲ幫助シ得ルモノナリトスレハ右ハ如何ナル程度ニ幫助シタリヤ換言スレハ幫助ノ効果ハ如何ナルモノナリシヤヲ明示セサルヘカラス原判決ハ「益々殺意ヲ強固ニシ」ト言ヘルモ右ハ甚々曖昧且誤認ニシテ右程度ノ激励アリシカ否カヲ深重ニ調査シ之ヲ幫助ト云フヘキカ否カ理由不備ナリ加フルニ調査疎漏ニシテ徒ニ犯罪者ヲ作ルヲ目的トシタルノ嫌ナシトセス公判廷ニ於ケル検事ノ求刑ニ曰ク「二十二日午後十二時過頃恵治郎カ惣次郎ニ対シ男ハ遣ル時ハ遣ラネハナラヌ若茂之ヲ殺害セハ自分カ差入シテヤルト云フ様ナ相談ハ断シテナイト云フ事ハ明白トナレトモ被告兩名ハ同居ヲシテヤルカラ其ノ前日カ又ハ何時カ云フタ筈ト曖昧ナ論告ヲシテ犯罪ヲ構成シテ何等關係ナキ被告人ヲ罰セントスルカ如キ不法アリ若茂之ヲ殺害セハ自分カ差入シテヤルト云フ事ハ作リ事テアルトハ常識判断テモ明ナリ其ノ理由ハ若刑ニ落チル様ナ場合ハ自分カ差入シテヤルト云フノタツタラ嘘テモ事実ラシクアルカ殺害シタラ差入シテヤルト云フ様ナ事ハ若殺害セヌ場合ハ差入ハシテヤラヌト云フ様ナ意味ニナツテキル又長崎警察署司法警察官カ惣次郎ヲ殴打シテ事実無根ノ供述ヲ強要シタルカ如キ即チ原判決ハ疎漏誤認且理由不備不法アリト云フニ在レトモ

【要旨第一】論旨中事実ノ誤認ヲ主張スル部分ノ理由ナキトハ前点ニ付与ヘタル説明ニ依リ之ヲ了解スヘシ而シテ被告人カ原判示ノ如ク原審相被告人惣次郎ヨリ殺人行為ヲ為サントスルノ決意ヲ聴キ所論原判示ノ如キ言辞ヲ以テ同人ヲ激励シテ其ノ決意ヲ強固ナラシメ同相被告人ニ於テ右ノ決意ヲ実行シ殺人未遂罪ヲ犯シタル以上即被告人ハ精神的ニ同相被告人ノ犯行ヲ幫助シタルモノナルヲ以テ原判決カ叙上事実ヲ判示シ被告人ノ行為ヲ同罪ノ從犯ヲ以テ論シタルハ相当ニシテ所論ノ如ク理由不備ノ違法アルモノニ非ス爾余ノ論旨部分モ亦其ノ理由ナシ弁護人藤林益三上告趣意書原判決ハ陪審法ニ違反シタルモノナリ原審ニ於テ裁判長カ陪審ニ対シテ發シタル問ハ其ノ方法不完全ニシテ陪審ノ判断ヲ誤マラシ

ムルノ虞アルヲ以テ之ニ基キテナサレタル原判決ハ法令ニ違反シタル不当ノモノナリ今問書ヲ閱スルニ主問(一)被告人T N惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人G T惠治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ヲ以テ日本刀ニテY D茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ其ノ場ヨリ逃走シタル為茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ(答申然リ)主問(二)被告人G T惠治郎ハ昭和六年十月二十二日頃同惠治郎方ニ於テ被告人T N惣次郎ヨリ日本刀ヲ以テY D茂之下鬪争セムトノ意中ヲ聞キ之ヲ諒トシ被告人惣次郎ニ対シ「男ト云フモノハ遣ルトキニハ遣ラネハナラヌ若茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分カ差入ハシテ遣ル」ト激励シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシテ前示ノ如ク翌二十三日午後十時頃殺意ヲ以テ茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ逃走シタル為同人ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ(答申然リ)補問(主問(一)ニ対シ)被告人T N惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人G T惠治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ナクシテ日本刀ニテY D茂之ヲ斬付ケ茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモノナリヤトアリテ主問(一)ハ被告人T N惣次郎カ殺意ヲ以テ本件犯行ヲナシタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒ主問(二)ハ被告人G T惠治郎カ殺人ノ故意アル者ト知リツツ被告人T N惣次郎ヲ激励シタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒ主問(二)ニ対スル補問ニ於テハ被告人T N惣次郎カ殺意ナクシテ本件犯行為ヲナシタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒタリ即該補問ニ於テハ被告人T N惣次郎カ傷害罪ノ行為ニ出テタルモノナリヤ否ヤヲ問ヒタルモノナリ然ルニ被告人G T惠治郎ニ関シテハ被告人T N惣次郎ニ対スル補問ノ如キ補問ヲ為シ居ラス陪審法上補問ヲ為スハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト裁判所ノ認ムル場合ニ於テ之ヲナ

スモノトセラレ一見裁判所ノ自由裁量ニ属スル如ク見ユルモ本件ノ如ク正犯從犯ノ關係ニ在ル共犯ニアリテハ其ノ正犯ニツキ補問ヲナシ其ノ從犯ニツキ之ヲ為ササルハ法律ノ精神ニ反ス況ンヤ幫助犯ノ意思必スシモ正犯ノ故意ト其ノ程度ヲ同クセス正犯ノナシタル傷害ノ結果ノミヲ予見シテ之ヲ幫助スルニ止リ刑法第三十八条第二項ニ依リテ単ニ傷害罪ノ既遂幫助トシテ処断セラルヘキ場合ノアリウヘキニ於テオヤ故ニ本件ハ裁判長カ其ノ問ヲ發スル手續ニ於テ違法アルヲ以テ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ

【要旨第二】陪審手續ニ於テ補問ハ其ノ必要ヲ認メタル場合ニノミ之ヲ為スヘキモノナルコト陪審法第七十九条第三項ノ規定ニ依リ明ナリ而シテ其ノ要否ノ認定ハ発問者タル裁判長ノ為スヘキモノニシテ唯同法第八十条第一項ニ依リ陪審員檢事被告人及弁護人ニ於テ其ノ變更ノ申立ヲ為スコトヲ得ルニ過キス

【要旨第三】故ニ其ノ要否ニ付裁判長ノ執リタル措置ニ対シ叙上ノ者ニ於テ變更ノ申立ヲ為ササルトキ又ハ叙上ノ者ヨリ右變更ノ申立ヲ為シ同第二項ニ依ル裁判所ノ決定アリテ裁判長カ決定ノ趣旨ニ從ヒ相当措置シタルトキハ茲ニ補問ノ要否ハ確定的トナルモノナレハ補問ヲナササリシコトヲ云為シテ上告ノ理由トスルコトハ之ヲ許スヘカラサルモノトス而シテ本件ニ付裁判長ハ正犯タル惣次郎ニ付所論ノ補問ヲ為シタルニ拘ラス從犯タル被告人ニ付補問ヲ為ササリシコト洵ニ所論ノ如クニシテ其ノ措置聊妥當ヲ欠クノ嫌ナキニ非スト雖叙上ノ理由ニ依リ其ノ不当ナルコトヲ云為シテ上告理由トスルコトハ許スヘカラサルノミナラス本件ニ於テ陪審ハ正犯及從犯ニ付執レモ主問ヲ肯定シタルコト記録上明白ニシテ即補問ハ結局必要ナカリシ場合ナルヲ以テ右從犯ニ付補問ヲ為ササリシコトハ結局正当ナリシニ帰着シ旁論旨ハ理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事柴碩文関与

⑤後藤惠次郎（大審院殺人未遂幫助上告事件昭和7年6月14日判決、上告棄却）「法律新聞」第三四三二号・昭和7年7月18日

● 犯行ノ決意ヲ強固ナラシムル行為ト幫助ノ成立

● 陪審ニ於ケル補問ノ要否

○昭和七年(れ)第五二八号

判 決

本籍長崎市□□町□□番地

住居同市□□町□□番地

魚市場箱買

後藤惠次郎

明治三十年十二月□□□□日生

右殺人未遂幫助被告事件ニ付昭和七年三月七日長崎地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ
事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ
如シ

【主文】本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】被告人上告趣意書第一点原判決ハ其ノ理由ニ於テ（前略）其ノ後同月二十一日頃
KR座前ニ於テ茂之ヨリ殴打セラレタルヨリ同人ノ措置ヲ憤リ機会アラハ茂之ヲ殺害セム
モノト決意シ日本刀（証第三号）ヲ被告人惠次郎方ニ藏置シ同月二十二日頃被告人惠次郎方
ニ於テ被告人惠次郎ニ対シ日本刀ヲ以テYD茂之ト鬪争セムトノ意中ヲ告ケタルニ被告人

惠次郎ハ茂之ト不和ナリシ事トテ即時其ノ意ヲ諒トシ被告人惠次郎ニ対シ「男ト云フモノ
ハ遣ル時ニハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分力差入ハシテヤル」ト激
励シ以テ其ノ犯行ヲ幫助シタル為被告人惠次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシ云々」ト認定シ以テ
刑法第六十三条第一項第九十九条第二十三条ニ依リ殺人未遂幫助罪トシテ懲役三年ノ言
渡シヲナシタリ然ルニ予審決定書ノ理由ニ記載シアルYD茂之カ「被告人惠次郎ノ兄惠之
助カ女給ヲ殴打シタル事ニテ被告人惠次郎方ニ談シ込ミ云々」トアルモ茂之カ談シ込ミタ
ル事ナク談シ込ミタルハYD茂之ト何等縁類関係ナキYD福雄ニシテ兄ト人違ヒテ門迄来
タノミニテ故ニYD茂之ニ何等ノ反感ヲ持チ居タル者ニ非ス又同月二十二日頃惠次郎ハ惠
治郎方ニ於テ惠次郎ニ対シ「日本刀ヲ以テ茂之ト鬪争セムトノ所存ヲ告ケタルニ（中略）
「男ハ遣ル時ニハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害セハ自分力差入シテヤル」ト激励シ以テ
惠次郎ヲ幫助シ云々トアルモ被告人惠次郎ヨリ斯ノ如キ交渉相談ヲ受ケタルコトナキハ公
判廷ニ於ケル証人YT政雄参考人NSヒサヨノ証言ニヨリテ明ナリ而シテ公判廷ニ於ケル
被告人惠次郎ノ供述ニ依レハ最初本件ニ就テ長崎警察署ノ取調ニ際シ殴打サレ惠次郎ト相
談セルモノナリト云ヘト強要サレタル為事實無根ノ供述ヲ為シタリト又予審廷ニ於テハ警
察ニ於ケル供述ヲ認メ総テ簡單ニ完結スルコトヲ望ミ大体ヲ警察同様ニ認メタルモノナリ
ト然ルニ前述ノ如ク惠次郎ヨリ相談ヲ受ケタル事ナク又之ヲ幫助シタル事断シテナキ事ヲ
誓フモノナリト云フニ在レトモ原判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタルモノ
ナレハ陪審法第一百三三条ニ依リ事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコトヲ得サルモノトス然
ルニ論旨ハ要スルニ事實ノ誤認ヲ主張スルモノニ外ナラサルヲ以テ其ノ理由ナシ

第二点已ニ殺意アルモノニ対シ激励の言葉ヲ以テ其ノ犯罪ヲ幫助シ得ルモノナリトスレハ

右ハ如何ナル程度ニ幫助シタリヤ換言スレハ幫助ノ効果ハ如何ナルモノナリシヤヲ明示セサルヘカラス原判決ハ「益々殺意ヲ強固ニシ」ト言ヘルモ右ハ甚々曖昧且誤認ニシテ右程度ノ激励アリシカ否カヲ深重ニ調査シ之ヲ幫助ト云フヘキカ否カ理由不備ナリ加フルニ調査疎漏ニシテ徒ニ犯罪者ヲ作ルヲ目的トシタルノ嫌ナシトセス公判廷ニ於ケル檢事ノ求刑ニ曰ク「二十二日午後十二時頃惠治郎カ惣次郎ニ対シ男ハ遣ル時ハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害セハ自分カ差入シテヤルト云フ様ナ相談ハ断シテナイト云フ事ハ明白トナレトモ被告兩名ハ同居ヲシテキルカラ其ノ前日カ又ハ何時カ云フタ筈ト曖昧ナ論告ヲシテ犯罪ヲ構成シテ何等關係ナキ被告人ヲ罰セントスルカ如キ不法アリ若茂之ヲ殺害セハ自分カ差入シテヤルト云フ事ハ作リ事テアルトハ常識判断テモ明ナリ其ノ理由ハ若刑ニ落チル様ナ場合ハ自分カ差入シテヤルト云フコトタツタラ嘘モ事実ラシクアルカ殺害シタラ差入シテヤルト云フ様ナ事ハ若殺害セヌ場合ハ差入ハシテヤラヌト云フ様ナ意味ニナツテキル又長崎警察署司法警察官カ惣次郎ヲ殴打シテ事実無根ノ供述ヲ強要シタルカ如キ即チ原判決ハ疎漏誤認且理由不備ノ不法アリト云フニ在レトモ

【判決理由】論旨中事実ノ誤認ヲ主張スル部分ノ理由ナキコトハ前点ニ付与ヘタル説明ニ依リ之ヲ了解スヘシ而シテ被告人カ原判示ノ如ク原審相被告人惣次郎ヨリ殺人行為ヲ為サントスルノ決意ヲ聴キ所論原判示ノ如キ言辞ヲ以テ同人ヲ激励シテ其ノ決意ヲ強固ナラシメ同相被告人ニ於テ右ノ決意ヲ実行シ殺人未遂罪ヲ犯シタル以上即被告人ハ精神的ニ同相被告人ノ犯行ヲ幫助シタルモノナルヲ以テ原判決カ叙上事実ヲ判示シ被告人ノ行為ヲ同罪ノ從犯ヲ以テ論シタルハ相当ニシテ所論ノ如ク理由不備ノ違法アルモノニ非ス爾余ノ論旨部分モ亦其ノ理由ナシ

弁護人藤林益三上告趣意書原判決ハ陪審法ニ違反シタルモノナリ原審ニ於テ裁判長カ陪審ニ対シテ發シタル問ハ其ノ方法不完全ニシテ陪審ノ判断ヲ誤マラシムルノ虞アルヲ以テ之ニ基キテナサレタル原判決ハ法令ニ違反シタル不当ノモノナリ今問書ヲ閱スルニ主問(一)被告人T N惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人G T惠治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ヲ以テ日本刀ニテY D茂之ヲ斬付ケタルニ茂付カ其ノ場ヨリ逃走シタル為茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナルヤ(答申然リ)主問(二)被告人G T惠治郎ハ昭和六年十月二十二日頃同惠治郎方ニ於テ被告人T N惣次郎ヨリ日本刀ヲ以テY D茂之ト鬪争セムトノ意中ヲ聞キ之ヲ諒トシ被告人惣次郎ニ対シ「男ト云フモノハ遣ルトキニハ遣ラネハナラヌ若シ茂之ヲ殺害スルコトアレハ自分カ差入レハシテ遣ル」ト激励シタル為被告人惣次郎ハ益々殺意ヲ強固ニシテ前示ノ如ク翌二十三日午後十時頃殺意ヲ以テ茂之ヲ斬付ケタルニ茂之カ逃走シタル為同人ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ(答申然リ)補問(一)ニ対シ)被告人T N惣次郎ハ昭和六年十月二十三日午後十時過頃長崎市□□町□□番地被告人後G T治郎方附近ノ路上ニ於テ殺意ナクシテ日本刀ニテY D茂之ヲ斬付ケ茂之ノ頭部ニ重傷ヲ負ハシメタルモノナリヤトアリテ主問(一)ハ被告人T N惣次郎カ殺意ヲ以テ本件犯行ヲナシタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒ主問(二)ハ被告人G T惠治郎カ殺人ノ故意アル者ト知リツツ被告人T N惣次郎ヲ激励シタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒ主問(一)ニ対スル補問ニ於テハ被告人T N惣次郎カ殺意ナクシテ本件犯罪行為ヲナシタルモノナリヤ否ヤノ事実ヲ問ヒタリ即該補問ニ於テハ被告人T N惣次郎カ傷害罪ノ行為ニ出テタルモノナリヤ否ヤヲ問ヒタルモノナリ然ルニ被告人G T惠治郎ニ関シテハ被告人T N惣

次郎ニ対スル補問ノ如キ補問ヲ為シ居ラス陪審法上補問ヲ為スハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト裁判所ノ認ムル場合ニ於テ之ヲナスモノトセラレ一見裁判所ノ自由裁量ニ属スル如ク見ユルモ本件ノ如ク正犯從犯ノ關係ニ在ル共犯ニアリテハ其ノ正犯ニツキ補問ヲナシ其ノ從犯ニツキ之ヲ為ササルハ法律ノ精神ニ反ス況ンヤ幫助犯ノ意思必スシモ正犯ノ故意ト其ノ程度ヲ同クセス正犯ノナシタル傷害ノ結果ノミヲ予見シテ之ヲ幫助スルニ止リ刑法第三十八條第二項ニ依リテ単ニ傷害罪ノ既遂幫助トシテ処断セラルヘキ場合ノアリウヘキニ於テオヤ故ニ本件ハ裁判長力其ノ問ヲ發スル手續ニ於テ違法アルヲ以テ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ

【判決理由】陪審手續ニ於テ補問ハ其ノ必要ヲ認メタル場合ニノミ之ヲ為スヘキモノナルコト陪審法第七十九條第三項ノ規定ニ依リ明ナリ而シテ其ノ要否ノ認定ハ發問者タル裁判長ノ為スヘキモノニシテ唯同第八十條第一項ニ依リ陪審員檢事被告人及弁護人ニ於テ其ノ變更ノ申立ヲ為スコトヲ得ルニ過キス故ニ其ノ要否ニ付裁判長ノ執リタル措置ニ對シ叙上ノ者ニ於テ變更ノ申立ヲ為ササルトキ又ハ叙上ノ者ヨリ右變更ノ申立ヲ為シ同第二項ニ依ル裁判所ノ決定アリテ裁判長力決定ノ趣旨ニ從ヒ相當措置シタルトキハ茲ニ補問ノ要否ハ確定トナルモノナレハ補問ヲナササリシコトヲ云為シテ上告ノ理由トスルコトハ之ヲ許スヘカラサルモノトス而シテ本件ニ付裁判長ハ正犯タル惣次郎ニ付所論ノ補問ヲ為シタルニ拘ラス從犯タル被告人ニ付補問ヲ為ササリシコト洵ニ所論ノ如クニシテ其ノ措置聊妥當ヲ缺クノ嫌ナキニ非スト雖叙上ノ理由ニ依リ其ノ不当ナルコトヲ云為シテ上告理由トスルコトハ許スヘカラサルノミナラス本件ニ於テ陪審ハ正犯及從犯ニ付孰レモ主問ヲ肯定シタルコト記録上明白ニシテ即補問ハ結局必要ナカリシ場合ナルヲ以テ右從犯ニ付補問ヲ為サ

サリシコトハ結局正当ナリシニ歸着シ旁論旨ハ理由ナシ、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス
檢事柴碩文閱与

昭和七年六月十四日

大審院第四刑事部、裁判長判事島田鐵吉、判事江崎定次郎、判事遠藤誠、判事齋藤三郎、判事沼義雄

2 佐賀

① S 數馬 (佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和3年11月24日判決、懲役5年)

判決

本籍 長崎県北松浦郡□□村大字□良□百□□番地
住居 佐賀県東松浦郡□□村大字□□新□□炭坑□□町
第□棟□舎□舎

採炭夫

S 數馬

当二十九年

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事田中惠関与審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ幼少ノ頃実父ニ生別シテヨリ忽チ一家ハ離散シ実母カネハ被告人ヲ其弟袈裟一妹ナオト共ニ親族ノ手ニ托シテ单身佐賀県東松浦郡□□村Y T炭坑ニ出稼スルニ至リタルカ十五歳ノ時被告人ハ母ヲ尋ネテ石炭坑ニ到リ其後兩三年ヲ経テ弟袈裟一モ同坑ニ来タリ茲ニ母子三人ハ母カネノ内縁ノ夫ナルKG定太郎方ニ同居シ各自炭坑稼キニ従事シ大正十五年一家カ前記肩書ノ炭坑ニ転任後モ尚実直ニ各自ノ仕事ニ従事シツ、今日ニ及ヒタルモノナルカ被告人ハ定太郎カ性来怠惰ニシテ日常飲酒ニ耽リ予テ被告人等兄弟ヲ酷遇スルノミナラス事毎ニカネヲ虐待スルヲ恨ミ居リタル折柄昭和三年九月二十五日夜午後八時頃被告人ノ友人TK文市カ被告人方ニ立寄りタル際被告人及カネノ面前ニ於テ定太郎カ右文市ニ対シ同人トカネトノ間ニ不義ノ密通關係アルモノノ如ク事實無根ノ言懸リヲ為シタルヨリ右兩人ノ間ニ口論ヲ惹起シ同人等カ前後シテ被告人宅ヲ立出ツルヤ被告人ハ定太郎ノカネニ対スル故ナキ邪推ヲ怒ルト共ニ日頃ノ積憤一時ニ激発シ寧口定太郎ヲ殺害シテ以テ一家ノ円満ヲ招来スルニ若カスト決意シ自宅ヨリ出刃庖丁ヲ携ヘテ定太郎ノ後ヲ追ヒ同日午後八時過頃自宅ヲ距ル東南四十間余ノMD寅作方前道路ニ於テ文市ト格闘中ノ定太郎ニ近ツキ突如右出刃庖丁ヲ以テ同人ノ右大腿内側ニ突刺シ股静動脈ヲ切断シ腹腔内ニ穿通スル刺創加ヘ該創傷ニ基ク外出血ノ為メ同人ヲシテ間モナク死亡スルニ至ラシメ殺害目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ情状ニ鑑ミ有期懲役刑ヲ選択シ其所定期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項に則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月二十四日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事 二階堂富作 印

判事 奥野彦六郎 印

判事 筒井 義彦 印

③UD清（佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和4年1月23日判決、傷害致死・懲役3年未決勾留90日算入）

判決

本籍 佐賀県佐賀郡□□村大字□盛□百□番地

住居 同上

船乗業

UD 清

明治三十五年十二月□□□□日生

右殺人被告事件ニ付検事田中惠関与、事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告ヲ懲役五年ニ処ス

但シ未決勾留日数中九十日ヲ本刑ニ算入ス

押収ノ仕込刀ハ之ヲ没収ス

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年九月一日午後四時頃ヨリ佐賀県佐賀郡□□村大字□□字□□干拓耕地整理組合事務所ノ西隣ナル酒店IM牛太郎方ニ於テTG丸ノ船頭O忠一ト共ニ約三升余ノ飲酒ヲ為シ酩酊シテ帰宅ノ途上同日午後六時頃右事務所ヲ距ル約四百間ノ西方大□□ノ堤防上ニ於テ行手ヨリ来懸リタル鮮人R相龍外二名ト衝突シテ格闘シR相龍ノ頭部ヲ傷ケテ其ノ西方約百間ノ同堤防上ナルFI久三方ニ逃込ミ上リ口ニ腰掛ケ居リタル際右鮮人ノ仲間タルR龍植等約二十名FI方前道路ニ押掛ケ来リ戸外ヨリ被告人ニ罵詈ヲ加ヘタルカ就中R龍植ハ其ノ激昂最モ甚タシク被告ニ迫ルヘク屋内ニ入ラムトスル氣勢ヲ示シタルヨリ被告人ハ其ノ態度ニ憤激シ傷害ノ意思ヲ以テ其場ニ在リタル自己所有ノ仕込刀ヲ引抜キテ入口ニ近ツキ右刀劍ヲ以テ戸外ニ立チ居リタルR龍植ノ上腹部ヲ突刺シ因テ被害者ヲシテ肺臓横隔膜肝臓等ヲ損傷スル重傷ヲ負ハシメ之ニ基ク出血ノ為間モナク死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

右ノ所為ハ刑法第二百五条ニ該当スルヲ以テ被告ヲ懲役參年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数ノ一部ヲ本刑ニ算入シ押収ノ仕込刀ハ同法第十九条ニ依リ没収シ訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニヨリ被告ヲシテ負担セシムヘキモノトス依テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十三日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事 二階堂富作 印

判事 坂本 原一 印

判事 檜原 義男 印

④IU勝次(佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和4年1月30日判決、懲役8年)

判決

本籍 佐賀県藤津郡□□村大字□□甲千□百□□番地

住居 同上

農兼荷馬車挽

IU 勝次

明治三十五年四月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付検事大里與謝郎関与事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年十月六日夕刻ヨリYG留三外同僚数名ト共ニ佐賀県藤津郡□□村大字□□字□□料亭TWI事NH又一方ニ於テ同年会ト称スル懇親会ヲ催シタルカ同夜宴会終了後予テヨリ情交關係アリタル同家女中KDキミト情交ヲ為スヘキ目的ノ下ニ一人居残ラム

ト企テ同家表八畳茶ノ間ノ火鉢ノ傍ニ横臥シ其ノ俛寝入り居リタル処同夜十一時頃前示Y
G留三カ被告人ノ母ハ重病ナル故是非被告人ヲ連レ帰ラサレハ悪シカルヘシトノ親切ヨリ
之ヲ引起シ強イテ帰宅ヲ促シタルニ痛ク酩酊シ居リタル被告人ハYGニ於テ故意ニ自己ノ
情事ヲ妨害スルモノト邪推シ之ヲ憤激スルノ余リ酒氣ニ乗シテ殺意ヲ決シ直ニ同家炊事場
土間ニ赴キ庖丁差ヨリ鋭利ナル出刃庖丁ヲ拔出シテ同家表土間ニ到リ同所ニ佇ミ居リタル
YG留三ノ左肩部外一個所ニ斬リ付ケ因テ同人ノ左肩部外側ニ深ク胸腔内ニ穿入シ肺臓ニ
達スル刺傷及大腿部ニ股動脈ヲ切断セル貫通刺傷ヲ加ヘ出血ノ為メ同人ヲシテ間モナク死
亡スルニ至ラシメ殺害シタルモノナリ

右所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択処断シ訴訟費用（陪審費用
ヲ除ク）ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月三十日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事 二階堂富作 印

判事 山本 康三 印

判事 坂本 原一 印

⑤ST虎吉（佐賀地方裁判所殺人及殺人未遂被告事件昭和4年3月30日判決、無期懲役）

判決

本籍 佐賀市□□町□□番地

住居 同市□□町□丁目

興業手伝

ST 虎吉

当四十一年

右者ニ対スル殺人及殺人未遂被告事件ニ付検事田中恵関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ
事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ無期懲役ニ処ス

押収ノ匕首（第一号）ハ之レヲ没収ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ予テ他人ノ紛争ニ立入り生計ヲ維持シ居リシ者ナルトコロ昭和三年十一月頃佐賀
縣佐賀郡□□村大字□□料理店Y屋ノ女将MZマサト其ノ亡内縁ノ夫ノ相続人トノ間ノ財
産争ニモ関与シタルコトアリ爾来右マサト二、三回情交ヲ遂ケタルモマサハトカク被告人
ヲ疎隔セントスルニ反シ一方同村FK淺吉トハ深交ヲ結ヒ色情関係アリトノ噂専ラニシテ
居常右兩名ニ対シ嫉妬心ヲ抱懷シ居リシカ偶昭和四年一月十七日午後八時頃被告人力飲酒
ノ上マサ方ヲ訪レ同家帳場長火鉢ノ傍ニマサ等ト対座シ居リタル際間モ無ク右淺吉モ同家
ヲ訪レ馴々シクマサニ話掛ケナカラ其ノ場ニ着座セントシタルヨリ茲ニ被告人ノ嫉妬心俄
ニ勃発シ右兩名ヲ殺害センコトヲ決意シ突如立上リナカラ懷中シ居リタル匕首（第一号）
ヲ逆手ニ拔持チテ先ツ淺吉ノ頭背部等五ヶ所ヲ突刺シ其ノ左顱頂部ニ頭蓋骨ヲ穿通シ腦

実質ヲ損傷スル刺傷右背部ニ肺臟ヲ、左腰部ニ腎臟ヲ各損傷スル刺創外ニ創ヲ負ハシメ次テ逃クルマサヲ引捕ヘテ其ノ胸部背部等ニケ所ヲ突刺シ全治日数約四十五日ヲ要スル創傷ヲ加ヘタルモ同家ノ酌婦等数名之レヲ制止セントシタル中マサカ戸外ニ逃避シタル為同女ヲ殺害スルノ目的ハ之レヲ達セサリシモマサハ前示頭部ノ創傷ニ基ク頭蓋脳内出血ノ為同夜午前一時過頃死亡シ同人殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノニシテ

右殺人及殺人未遂ノ所為ハ犯意繼續ニ出テタルモノトス
法律ニ照スニ被告人ノ判示殺人ノ所為ハ刑法第九十九条ニ同殺人未遂ノ所為ハ同条及同法第二百三条ニ各該当スルトコロ犯意繼續ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ニ則リ重キ既遂ノ一罪トシテ処断スヘク所定刑中無期懲役刑ヲ選択処断シ押収ノ七首(第一号)ハ判示犯罪供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之レヲ没収シ訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告人ニ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月三十日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事 二階堂富作 印

判事 奥野彦六郎 印

判事 筒井 義彦 印

⑤ST虎吉(大審院殺人殺人未遂上告事件昭和4年6月19日判決、上告棄却)

昭和四年(刑)第五〇三号

判決書

本籍 佐賀市□□町□□番地

住居 同市□□町□丁目

興業手伝

ST 虎吉

当四十一年

右殺人殺人未遂被告事件ニ付昭和四年三月三十日佐賀地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人小松崎信上告趣意書(-)原審判決理由ニヨレハ「被告人ハ…右マサト二、三回情交ヲ遂ケタルモマサハ兎角被告人ヲ疎隔セントスルニ反シ一方同村FK淺吉トハ深交ヲ結ヒ色情關係アリト噂専ラニシテ居常右兩名ニ対シ嫉妬ヲ抱懷シ居リシカ偶々昭和四年一月十七日午後八時頃被告人カ飲酒ノ上マサ方ヲ訪レ同家帳場長火鉢ノ傍ニマサ等ト対座シ居リタル際間モナク右淺吉モ同家ヲ訪レ馴々シクマサニ話掛ケナカラ其ノ場ニ着座セントシタルニヨリ茲ニ被告人ノ嫉妬心カ俄ニ勃発シ右兩名ヲ殺害センコトヲ決意シ突然立チ上リナカラ懷中シ居リタル匕首ヲ逆手ニ抜持チ云々」トアルモ被告人カ各公廷ニ於テ極力主張セシ如ク被告人ハ当時多量ノ飲酒ヲ為シ殆ント前後不覺ノ状態ニ陥リ更ニ当時ノ状況ヲ記憶セサルノミカ各公廷ニ於テ訊問セラレタル証人等ニ於テモ被告人カ当時飲酒シ居リタル事

実ヲ認メ居ルニ拘ラス恰モ被告人カ飲酒ニヨリ殺意ヲ誘發セル如ク判示シ右ノ点ニ付何等考覈スル処ナク又被告人カ各公廷ニ於テ供述シタル如ク同人ハ被害者等ニ対シ何等嫉妬心ヲ起セシコトナク又他ニ殺害スル程ノ事情モ存セサリシトノコトヨリ見レハ本件犯行ハ全ク飲酒ノ結果無意識状態ニ陥リFK、MZノ兩名ニ危害ヲ加ヘタルモノニシテ全然殺意ナカリシコト明ナリト云ヒ(三)次ニ本件被告人ハ明治四十五年三月長崎控訴院ニ於テ殺人未遂罪ニ問ハレ懲役二十年ノ判決ヲ受ケ爾來十余年間に監シ居タルモノニシテ刑罰制裁ニヨル充分ナル威嚇ヲ受ケ居ルモノナリ此ノ点ヨリ看ルモ被告人カ通常ノ精神状態ヲ以テハ再ヒ斯ル大罪ヲ犯シ得サルモノナルコト明ナリ然ルニ被告人カ本件犯行ヲ敢テシタルハ前縷述ノ如ク精神欠陥ニ起因スルモノニシテ全然殺害ノ意思ナカリシコト明ナリ依テ本件ハ心神喪失者ノ行為トシテ刑法第三十九条ヲ適用シ決スヘキニ拘ラス原審ハ殺人及殺人未遂罪トシテ刑法第九十九条同第二百三条ヲ適用シ刑法第五十五条ニヨリ重キニヨリ処断シタルハ明ニ法則ノ適用ヲ誤リタルモノニシテ当然破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在リテ論旨ハ畢竟原判決ノ認定事實ニ誤認アルコトヲ理由トシテ之ヲ非難シ延テ法律ノ適用ヲ攻撃スルニ帰スルモ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スヲ得サルコトハ陪審法第三百三条但書ニ明記スル所ナルヲ以テ本件ノ如ク陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ論旨(一)及(三)ノ前段ノ如キ事實誤認ヲ理由トシテハ上告ヲ為スコトヲ得サルモノトス從テ該事實誤認アルコトヲ前提トシテ原判決ノ法律適用ヲ攻撃スル(三)ノ後段論旨モ亦結局其ノ理由ナシ

(二)尚被告人ニ対スル司法警察官ノ素行調査書ヲ見ルモ被告人カ平素ハ犯罪ヲ犯ス如キ人物ニ非サルコト飲酒後暴行ヲ為スノ偏癖アリテ被告人ハヨリ飲酒ノ結果失敗ヲ為スコトアリト依テ案スルニ加害當時モ多量ノ酒ヲ飲ミタル結果精神障害ヲ来シ全ク心神喪失ノ状態ニ陥リタルニ起因スルモノト認メ得ヘシ然ルニ拘ラス原審ハ弁護人ヨリ精神鑑定ノ申出アリシニ拘ラス之ヲ採用セス被告人ニ対スル断罪ヲ決シタルハ明ニ審理不尽ノ責アルモノト認メ得ヘシト云フニ在レトモ事實裁判所ハ刑事訴訟法第三百四十二条ノ如キ特別規定アル場合ヲ除ク外自由ニ証拠調ノ限度ヲ定ムルコトヲ得ルモノナレハ縦令原審ニ於テ弁護人ヨリ申請シタル精神鑑定ノ証拠調ノ請求ヲ却下シタリトテ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨ハ畢竟原審ノ職權ニ属スル証拠調ノ限度ヲ非難スルニ帰シ其ノ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事 榎田麟二 関与

昭和四年六月十九日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 宮本力之助

判事 日高要次郎

判事 鈴木 秀人

判事 岸 達也

右臆本也

昭和四年六月廿七日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬 有藏

⑥MK彌吉（佐賀地方裁判所殺人未遂被告事件昭和5年1月22日判決、殺人未遂・殺人予備、懲役1年6月執行猶予3年）

判決

本籍並住居 佐賀県小城郡□□村大字□府□千□百□□番地

料理屋営業

MK 彌吉

当三十六年

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事鈴木常吉関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役老年六月ニ処ス

但シ参年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ノ証第二号米国製二連銃一挺ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ノ部分ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ前示肩書住居ニ於テ料理屋業ヲ営ミ居ル者ナル処予テ居村字□□KJ寛一及STG芳重カ被告人方ニ来タリ無銭飲食スルヲ嫌厭シ居リタルニ偶々昭和四年十一月十四日午後十時頃右兩名カ被告人方ニ来タリ同家ニ階裏十畳ノ間ニ於テ被告人ノ内縁ノ妻SIFサノニ対シ酒ヲ飲マセヨト要求シタルモ同人ニ於テ□□区長ヨリノ依頼ナレハ酒ハ出シ難キ旨申向クルヤ右兩名ハ酒ヲ飲マセサレハ廃業スヘシト暴言シ剩ヘ被告人力其不都合ヲ

詰リタルニ却テ之ニ暴行ヲ挑ミタルヨリ被告人ハ立腹シ右兩名ヲ威嚇シテ帰宅セシメムト思惟シ階下茶ノ間ニ置キ在リタル二連発猟銃（証第二号）ニ散弾ヲ充填セル菓莢二発ヲ装填シ之ヲ携ヘテ右ニ階裏十畳ノ間ニ行キタル際芳重カ撃ツナラ撃テト怒喝シタルヲ以テ被告人ハ憤激ノ余茲ニ右兩名ヲ撃殺セムト決意シ寛一カ同間ノ入口ヨリ逃出スヲ其後方ヨリ発射シタルモ命中セサリシ為メ同人殺害ノ目的ヲ遂ケス芳重ニ対シテハ着手ニ至ラス殺人ノ予備タルニ止マリシモノナリ

以上芳重ニ対スル殺人予備寛一ニ対スル殺人未遂ノ各所為ハ犯意繼續ニ係ルモノトス法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中殺人予備ノ点ハ刑法第二百一条第百九十九条ニ殺人未遂ノ点ハ同法第百九十九条第百三二条ニ各該当スルトコロ連続犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ヲ適用シテ殺人未遂ノ一罪ト為シ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択スヘク尙未遂犯ナルヲ以テ同法第四十三条第六十八条第三号ニ則リ法定ノ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年六月ニ処スヘキトコロ諸般ノ情状ヲ斟酌シ被告人ニ対シ実刑ヲ科スルノ必要ナキモノト認ムルヲ以テ同法第二十五条ニ依リ本裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収ノ証第二号米国製二連銃一挺ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ被告人ノ所有ニ属スルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ノ部分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年一月二十二日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事 二階堂富作 印

判事 奥野彦六郎 印
判事 筒井 義彦 印

⑦ M J 種二 (佐賀地方裁判所殺人未遂被告事件昭和6年1月22日判決、傷害・懲役1年未決勾留60日算入)

判決

本籍 佐賀県佐賀郡□□村大字□□千□□番地
住居 同県同郡同村同大字百□□番地K乙大三方
無職

N J 種二

文久三年十二月□日生

右殺人未遂被告事件ニ付検事山本貞義関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ左ノ如ク判決ス

主文

被告人ヲ懲役老年ニ処ス

未決勾留日数六拾日ヲ本刑ニ算入ス

押収ノ証第九号金槌及同第十号匕首ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其ノ余ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハM J 孫七ノ長男ナルカ夙ニ郷里ヲ離レテ上京シ事業費及生活費トシテ父孫七ヨリ前後数千円ノ送金ヲ受ケタルヲ以テ孫七八田三町步等ノ財産全部ヲ事実上次男K乙大三ニ承継セシメタルトコロ廳テ被告人ニ於テモ生活ニ窮シテ帰郷シ弟大三ニ對シテ之カ財産ノ分与ヲ求メタルモ容レラレス昭和五年四月頃ヨリ遂ニ肩書居宅ニ同人等ト同居スルノ已ムナキニ至リシカ爾來大三ノ妻トキカ自己ヲ待遇スルモノト思惟シ之ヲ憤慨シ居リタル中、昭和五年十月五日午後十時頃同家階下七畳ノ間ニ於テ右手ニ所持ノ金槌(証第九号)ヲ以テトキノ背後ヨリ其ノ頭部ヲ打チ右顱頂部及右側前頭部ニ各頭蓋骨及硬腦膜ヲ破壊シ脳実質ニ達シ治療約一ヶ月ヲ要スル創傷ヲ負ハシメ尚其ノ際左手ニ所持ノ匕首(所第十号)ヲ以テトキノ左腕ヲ突キ左肘関節伸展側ニ二個ノ切創ヲ負ハシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示傷害ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ主文ノ刑ヲ量定処断スヘク被告人ニ對スル未決勾留日数中六拾日ハ同法第二十一条ニ則リ之ヲ其ノ本刑ニ算入スヘク押収ノ証第九号金槌及同第十号匕首ハ前示犯罪供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其ノ余ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年一月二十二日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事

衛藤 顯 印

判事

奥野彦六郎 印

判事

筒井 義彦 印

⑧ 岩本清藏 (佐賀地方裁判所殺人被告事件昭和11年12月3日判決、傷害致死・懲役2年未決勾留150日算入)

判決

本籍 佐賀県東松浦郡□村大字□□町□千□百□□番地
住居 不定

漁業

岩本 清藏

明治四拾参年式月□□□□日生

右之者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事利光晟関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト
左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百五拾日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和十年五月二日夕刻ヨリ佐賀県東松浦郡□村大字□□海岸所在ノIM平右エ門
所有ノ大敷網納屋ニ於テ外六、七名ト共ニ平右エ門方大漁祝ノ酒宴ニ列シ飲酒中同席シ居
リタルIM孫三郎(当時五十七年)ト些細ノ事ヨリ口論ヲ始メ孫三郎ヨリ罵倒セラレタル
為激怒ノ末其ノ場ニ在リタル四合入徳利ヲ振上ケ同人ノ頭部ヲ強打セムトシタルモ居合セ
タルYM好太郎ニ制止セラレタルヨリ更ニ手拳ヲ以テ同人ノ胸部ヲ突キ同納屋土間ニ顛落
セシメ以テ平素心臓弁膜症ニ罹リ虚弱ナル孫三郎ヲ原発性若ハ神経性「シヨツク」ニ因リ

即死セシメタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定セリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ所定期刑範圍内
ニ於テ被告人ヲ懲役貳年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中百五拾日ヲ右本刑ニ
算入シ陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被
告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年十二月三日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判長判事

堀 耕作 印

判事

尾崎 勇藏 印

判事

森田 直記 印

3 福岡

①HD源四郎(福岡地方裁判所殺人並殺人未遂被告事件昭和3年11月5日判決、殺人及傷害・懲役3年)

昭和三年検第一一八号(陪第二一号)

判決

本籍 福岡県糸島郡□□□村大字□□里□百□□番地

住居 同所大字千□□田□□番地

遊芸稼

右ノ者ニ対スル殺人並殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事寺島久松関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ヲ經テ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

押収ニ係ル横槌ハ之ヲ没収ス

理 由

被告人ハ琵琶ヲ弾キ門附ヲ為シテ渡世セル盲人ニシテ盲目ノ妻ギントノ間ニ二男ヲ拳ケタルモ数年前知辺ノ盲人T M 藤吉ヲ其ノ肩書自宅ニ同居セシムルコトトナルニ及ヒギンカ藤吉ト密通シ被告人ニ対スル処遇宜シカラス為ニ同人等ニ対シ予テ不快ノ念ヲ抱キシモ之ヲ隱忍セシ折柄昭和三年七月十日頃ギンカ他人ヲ介シテ被告人ニ離婚ヲ求メ離別後ハギンカ藤吉ト同棲セサルヘキコトヲ条件トシテ肯セサル被告人ヲ強ヒテ離婚ニ同意セシメタルトコロヨリ被告人ハ尚ギンカ約ニ背キ藤吉ト同棲スルニ至ルヘキコトヲ慮リ同月十三日ギンカノ意中ヲ訊スヤ同人カ「藤吉ト一緒ニナラヌトハ言ハレヌ」ト答フルヲ聞クニ及ヒ怨恨ノ余之ニ藤吉ヲ殺害センコトヲ決意シタルモ体力ノ藤吉ニ及ハサルトコロヨリ機ヲ窺ヘル中翌十四日早朝自宅ニ於テギン、藤吉ノ兩人カ神棚ニ向ヒ相坐シテ誦経礼拝セル隙ニ乗シ居宅床下ニ在合セタル押収ノ横槌ヲ提ケテ藤吉ノ背後ニ迫リ突如之ヲ揮ツテ同人ノ頭部ヲ強打シ次イテ余憤ニ駆ラレテギンノ頭部ヲ右横槌ヲ以テ一撃シタル上同人ノ抵抗ヲ受ケテ之ト格闘シ因テギンノ頭部其他ニ治療約十日ヲ要スル傷害ヲ加ヘ藤吉ハ前記頭部ニ受ケタル

打撃ニ因リ同日午後五時頃加療中死亡スルニ至リタルモノナリ

法ニ照スニ判示被告人ノ所為中T M 藤吉ヲ殺シタル点ハ刑法第九十九条ニ該当シH D ギンノ身体ヲ傷害シタル点ハ同法第二百四条ニ該当スルトコロ各法条所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ右ハ併合罪ニ係ルヲ以テ同法第四十五条第四十七条第十條ニ則リ且同法第十四條ノ制限ニ從ヒ重キ殺人ノ罪ノ刑ヲ加重シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ押収ノ横槌ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ且犯人以外ノ者ニ属セサルカ故ニ同法第十九條ヲ適用シテ之ヲ没収スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和参年拾壹月五日

福岡地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 長谷川菊太郎 印

判事 西村 義太郎 印

判事 鹿島 重夫 印

②TK庫一 (福岡地方裁判所傷害致死被告事件昭和4年1月17日判決、懲役3年)

昭和三年検第二〇三号 (陪第八号)

判 決

本籍 今治市大字□□村□□千□百□□番地

住居 八幡市大字□□町□□丁目

魚商 倉一事

明治三十九年十月□□□生

右ノ者ニ対スル傷害致死被告事件ニ付当裁判所ハ検事磯悌三郎関与審理ノ上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ父ノ家ヲ出奔シテ八幡市□町□丁目飲食店F Iハル方ニ寄泊中昭和三年十月六日夜半予テ被告人ト義兄弟ノ盟ヲ交シタルON忠藏カ酒氣ヲ帯ヒテ右ハル方ニ被告人ヲ訪レ同伴シタルTG權三郎ト共ニ同人方ニ赴カンコトヲ被告人ニ勸メタル上之ニ応セサリシ被告人ヲ戸外ニ呼出シ手背ヲ以テ其ノ頬部ヲ叩ク等之ニ暴行ヲ加ヘタルヨリ被告人ハ憤激シテ前記ハル方ニ立戻リ同家料理場ニ在リタル出刃庖丁ヲ取出シ之ヲ提ケテ忠藏ニ立向ヒハル方前路上一ニ於テ傷害スル意思ヲ以テ右庖丁ニテ忠藏ニ斬リツケ同人ヲシテ其ノ下腹部其他ニ負傷セシメタル上該負傷ニ因リ同月十日死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

右ノ犯罪事実ハ当裁判所カ陪審ノ評議ニ付シテ判断シタルトコロニシテ之ヲ法ニ照セハ判示被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当シ被告人ハ大正十四年七月二十七日吳区裁判所ニ於テ銃砲火薬類取締法違反並竊盜ノ罪ニ依リ懲役六月ニ処セラレタル前科アリテ本件犯行ハ再犯ニ係ルニヨリ同法第五十六条第五十七条第十四条ニ則リ所定懲役刑ニ法定ノ加重ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二

百三十七条第一項陪審法第三条第七条ヲ適用シテ陪審費用ヲ含ム其ノ全部ニツキ之ヲ被告人ニ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十一日

福岡地方裁判所第一刑事部

裁判長判事

阿部 茂雄

印

判事

西村義太郎

印

判事

相馬 一之

印

③MM時則 (福岡地方裁判所殺人被告事件昭和4年4月5日判決、懲役10年)

昭和四年検第四七号 (陪第九号)

判 決

本籍並住居 福岡県嘉穂郡□□村大字□野□番地

無 職

MM 時則

明治卅二年五月□□日生

右之者ニ対スル殺人被告事件ニ付検事磯悌三郎関与審理ノ上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役拾年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ予テSM淺太郎方性粗暴ニシテ屢些細ノ事ニ託シテ被告人ニ器物ヲ投ケツケ或ハ刃物ヲ以テ傷ヲ与フル等非道ノ振舞アリシモ其ノ都度仲裁ヲ容レテ隱忍之ト交遊ヲ繼續シタルトコロ昭和四年一月十三日午前二時頃ヨリ福岡県嘉穂郡□□村大字□□ナル料理店SR亭ニ於テ右淺太郎外一名ト酒食ヲ共ニシタル際酒杯獻酬ノ事ヨリ淺太郎ト口論ノ末同人ヨリ罵詈ヲ受ケ退去ヲ迫ラルルニ及ヒ一度同所ヲ辞シタル上淺太郎ニ報復センコトヲ企テ即時同郡□□炭坑納屋IB彦太郎方ニ赴キ同所ヨリ淺太郎ノ寄託シタル日本刀ヲ取出シ之ヲ携ヘテ同日午前五時頃前記SR亭ニ立戻リ同屋内ニ飛込ムト共ニ殺害ノ意思ヲ以テ居合セタル淺太郎ニ該日本刀ニテ斬リツケ因テ之ヲ即死セシメタルモノナリ

右ノ犯罪事實ハ当裁判所之ヲ陪審ノ評議ニ付シテ判定シタリ

法ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルトコロ有期懲役刑ヲ選択処断スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除ク其ノ全部ニ付之ヲ被告人ニ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年四月五日

福岡地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 阿部 茂雄 印

判事 西村義太郎 印

判事 濱田 龍信 印

④SD義雄 (福岡地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4年5月17日判決 傷害・懲役4年)

昭和四年檢第七二号

判決

本籍 福岡県遠賀郡□□村大字□□千□百□□番地ノ□

住居 同県八幡市□□町□丁目ST逸次方

人夫稼 YN光コト

SD 義雄

明治四十四年二月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事磯悌三郎関与審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハYH製鉄所人夫供給請負HT組ニ所属シ人夫稼ヲ為シ居タル処昭和三年十一月二十八日予テ好感ヲ有セサル同組人夫世話役TG重夫ヨリ解雇セラレ忽チ糊口ニ窮スルニ立到リタルヲ以テ痛ク其処置ヲ恨ミ同人ヲ傷害センコトヲ企テ其機会ヲ窺ヒ居リタルカ同年十二月二十三日午後五時頃ヒ首ヲ携ヘ製鉄所南門附近ニ重夫ヲ待チ臥セタルモ同人ハ一名ノ巡查ヲ伴ヒ出テ来リタル為メ其目的ヲ遂ケ得サルヲ虞レテ中止シ右ヒ首ヲ友人AY志米吉ニ託シテ自宅ニ引キ返ス途中友人US伊勢定ノ下宿屋ノ主人ST繁幸ニ出会シ伊勢定カMO松太郎ヨリ傷害セラレ病院へ行キタル俛行衛不明ナリト聞キ繁幸ト其所在ヲ捜査中H

I 飲酒店ニテ伊勢定ニ出会シ少量ノ飲酒ヲ為シタル後相携ヘテ松太郎方ニ赴キ屋内ニ入りタル処松太郎ハ日本刀ヲ取出シ居リタルカ屋内ニ在リタル繁幸ヨリ呼ヒ出サレタル為メ同人ハ右日本刀ヲ置去リニシテ屋外ヘ立ち出テタルヲ以テ被告人ハ直ニ右日本刀ヲ取り上ケ懷ニ隠シタルニ松太郎カ裏口ヨリ逃ケ去リタルヨリ日本刀ヲ懷ニセル俣同家ヲ立ち出テ繁幸方ニ赴ク途中同夜九時頃同市□□町□□丁目街路ニ於テ偶然TG重夫ニ出会シタレハ好機到レリト為シ忽チ所携ノ日本刀ヲ揮ツテ同人ニ斬リ付ケ左肩胛部ニ長サ十八仙深サ肋骨ニ達スル創傷及左前膊ヲ大半切断スル重傷ヲ負ハシメ為メニ左上肢ノ機能障礙ヲ貽スニ至ラシメタルモノナリ

右犯罪事実ハ当裁判所陪審ノ評議ニ付シテ之ヲ判定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四條ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ所定期期間内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘキモノトシ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ陪審費用ヲ除キ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年五月十七日

福岡地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 阿部 茂雄 印

判事 森 靜雄 印

判事 濱田 龍信 印

⑤OK福策（福岡地方裁判所放火被告事件昭和4年6月21日判決、懲役12年）

昭和四年檢第九六号（陪第二三号）

判決

本籍 大分県宇佐郡□□村大字□越□百□□番地

住居 福岡県若松市□□町□□丁目□□番地

石炭商並廻漕業

OK 福策

明治卅七年三月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事磯悌三郎関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十二年ニ処ス

陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正十五年十月二十一日若松市□□町□□丁目□□番地所在木造瓦葺ニ階建家屋一戸ヲST良輔ヨリ賃借シ家族ト共ニ之ニ住居シテ石炭商並廻漕業ヲ営ミ居タルトコロ昭和四年二月初旬右居宅内ノ被告人所有ノ動産ニ対シMB海上火災保險株式会社ト保險金額一千円契約期間自昭和四年二月八日至同五年二月八日ナル火災保險契約ヲ締結シ後更ニ同年三月四日同一物件ニ対シ同会社ト保險金額一千五百円契約期間自昭和四年三月四日至同五年三月四日ナル火災保險契約ノ追加申込ヲ為シ置キタルヨリ右住宅ニ放火シテ家財ヲ焼燬セシメ以テ保險金ヲ詐取センコトヲ企テタルカ之カ犯跡ヲ隠蔽センニハ寧ろ隣家ニ放火

シテ自宅ニ延焼セシムルニ如カスト決意シ同年三月十二日午前三時四十分頃自宅二階ヨリ屋根伝ニテ其ノ東方ニ隣接セルS T良輔ノ倉庫屋根下ニ到リ同倉庫ノ上壁ニ穴ヲ穿チ火ヲ点ケタル巻煙草一本ト燐寸軸約二十本ヲ新聞紙ニテ包ミ容易ニ発火シ得ヘキ装置ヲ為シタル物ヲ該穴ヨリ右倉庫内ニ投下シテ発火セシメ因テ右倉庫及之ト一棟ヲナセルS T鶴吉方住宅ヲ全焼セシメ更ニ其ノ裏隣ナルU D喜市方住宅ノ一部ヲ焼燬セシメタルモノナリ

右犯罪事実ハ当裁判所陪審ノ評議ニ付シテ之ヲ判定シタリ
法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ所定期刑範囲内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ從ヒ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月二十一日

福岡地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 阿部 茂雄 印

判事 森 靜雄 印

判事 濱田 龍信 印

⑥S T順太郎 (福岡地方裁判所殺人被告事件昭和5年4月8日判決、傷害致死・懲役5年)
五年検第二九号 (陪第二五号)

判決

本籍 福岡県朝倉郡□□村大字□田□千百□番地

住居 前同所

農業兼日雇稼

S T順太郎

明治廿一年十月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事植村京一関与審理ノ上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年一月二十八日午後七時頃ヨリ福岡県朝倉郡□□村大字□□荒物商T S清太郎方ニ於テA B靜雄外三四名ト会飲シタルカ同夜八時頃A B靜雄カ力自慢ヲ為シ被告人ニ対シオ前ヲ俺ノ乾児ニスル等侮蔑の言辞ヲ加ヘ且平手ニテ被告人ノ頭部ヲ殴打シタルヨリ茲ニ格闘ヲ為スニ至リシモ他ノ者ニ制止セラレ其ノ場ハ鎮マリタルカ同夜間モナク附近ノ荒物商T S福次方ニテ相遭フヤA B靜雄ハ再ヒ被告人ニ対シオ前ハ仕掛ケニ来タノカ大力無双ノA Bサンニ相手ニナルナラヤツテ来イト云ヒ手拳ヲ以テ被告人ノ眉間ヲ殴打シテ立出テシヨリ被告人ハ重ネ重ネノ侮辱ニ会ヒ憤激ノ余福次方ノ土間ニ在リシ魚切庖丁ヲ手ニシ表通りニ飛出シ右福次方附近ニ於テ靜雄ニ追及スルト同時ニ其ノ庖丁ニテ同人ノ前頸部ヲ突刺シ大動靜脈ヲ切断シ大出血ノ為メ即死スルニ至ラシメタルモノナリ
右ノ犯罪事実ハ当裁判所カ陪審ノ評議ニ付シテ判断シタルトコロナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘキモノトシ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除キ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年四月八日

福岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 井上健一郎 印

判事 谷本 寛 印

判事 藤田彌太郎 印

⑧KS實（福岡地方裁判所殺人被告事件昭和5年12月13日判決、傷害致死・懲役2年6月未決勾留50日算入）

五年検第二一九号

判決

本籍 大分県宇佐郡□□村大字□□家□□番地ノ□

住居 福岡家粕屋郡□□町大字□□SW鉦業所T納屋

堀進夫

KS 實

明治卅九年三月□□日生

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事磯梯三郎関与判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス

但シ未決勾留日数中五十日ヲ本刑ニ算入ス

理由

被告人ハ福岡県粕屋郡□□町大字□□SW鉦業所T納屋所属ノ堀進夫ナルトコロ昭和五年八月二十五日午後十時頃同鉦業所MN納屋ノ納屋頭MN長藏カ其ノ輩下ノ坑夫OM春夫ヲ拉致シ行クヲ認メ之ヲ制止シタルニ却テ長藏ヨリ殴打セラレ茲ニ長藏トノ間ニ喧嘩ヲ惹起セムトシタルモ他人ニ宥メラレ一旦自己ノ納屋ニ帰リタルカ再ヒ表ニ出テ見タル処附近ノ共同洗場辺ニ長藏カ木刀ヲ携ヘ他人ト話シ居レルヲ認メ同人カ被告人ヲ襲撃シ来ルモノト思ヒ同十時三十分頃刺身庖丁ヲ取出シ之ヲ携ヘテ附近ノ共同便所前ニ到リ身ヲ潜メ長藏等ノ動静ヲ窺ヒ居ル中他人ノ発見スル処トナリ連帰ラレムトスル際長藏ノ実弟MN仁藏カ突如横合ヨリ下駄ヲ以テ被告人ヲ殴打シタルヨリ被告人ハ憤激シテ携ヘ居レル刺身庖丁ヲ以テ仁藏ノ左胸部ヲ刺シタル処右庖丁ノ刃先カ仁藏ノ心臓ヲ穿通シタル為多量ノ出血ヲ来シ間モ無ク同人ハ死亡スルニ到リタルモノナリ
右判示事実ハ陪審ノ評議ニ付シ之ヲ判断シタリ
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年六月ニ処スヘク同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中五十日ヲ本刑ニ算入スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年十二月十三日

福岡地方裁判所刑事部

裁判長判事 井上健一郎 印
判事 谷本 寛 印
判事 安武東一郎 印

⑨ NN 新人 (福岡地方裁判所殺人被告事件昭和6年9月19日判決、傷害致死・懲役3年未決勾留50日算入)
昭和六年検第一四八号

判決

本籍 福岡県嘉穂郡□□村大字□道□百□□番地
同居 同県粕屋郡□□町大字□□S W炭坑納屋第□□棟
炭坑人操

NN 中野 新人

大正元年九月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事廣重慶三郎関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スル
コト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

但シ未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入ス

押收物件中日本刀壹口 (押收証第一号) ハ之ヲ没收ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ福岡県粕屋郡□□町大字□□S W炭坑ノ人操ニシテ昭和六年六月二十四日二番方
(午後五時) ニ入坑スヘキ予定人員ノ取調ヲ為シタル際同坑納屋居住OB伊勢次郎ノ妻採
炭夫OBチカガ入坑ヲ約束シ居タルニ拘ラス時間経過後尚參集セサルヨリ同日午後五時三
十分頃右OB方ニ到リチカニ対シ其ノ違約ヲ詰リ即刻入坑スヘキ旨嚴談シタルトコロ偶々
同家ニ来合セ居タル仕操夫MW捨三カ傍ヨリチカノ入坑ヲ遮ルカ如キ態度ニ出テタルヲ以
テ畢竟捨三ガチカヲ引止メ居レルモノト思惟シ捨三ト二三口論シタルトコロ同人ヨリ左頬
部ヲ殴打サレタルノミナラス剩エ顔面ニ痰唾ヲ吐キ掛ケラレタルヲ以テ憤激ノ情抑ヘ難ク
直ニ約一町ヲ距ル自宅ニ馳セ帰り洋服ヲ和服ニ着換ヘ日本刀 (押收証第一号) ヲ懷中スル
ヤ右OB方ヘ急キ引返シ抜刀シテ前方ヨリ捨三ニ斬リ蒐リタル処刀ヲ持テル右手首ヲ捨三
ノ為メニ握ラレタルニ依リ之ヲ振放タントシテ強ク引キ其勢ヲ以テ捨三ノ上腹部ヲ突刺シ
背部ニ貫通スル刺傷ヲ加ヘ因テ同人ヲシテ該刺創ニ基ク左側総腸骨動靜脈ノ截断ニ因ル出
血ノ為間モナク死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ之ヲ判断シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ所定期限範圍内
ニ於テ被告人ヲ懲役參年ニ処スヘク但シ同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中五十日ヲ
右本刑ニ算入シ押收物件中日本刀壹口 (押收証第一号) ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ被告
人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没收スヘク陪審
費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ノ負担
タルヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年九月十九日

福岡地方裁判所刑事部

裁判長

判事 井上健一郎 印

判事 谷本 寛 印

判事 桑原 國朝 印

4 大分

① F O 龜治 (大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年10月25日判決、傷害・懲役6年)

昭和三年検刑第一六三号

判決

本籍 島根県美濃郡□□村大字□□イ□百□□□番地

住居 大分県北海部郡□□村大字□□

木工職

F O 龜治

当三十四年

右者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事遠藤恭三郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役六月ニ処ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人 O B ミワ、K D フジ、

H K 秀吉、O D ヒデニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告ノ龜治ハ昭和二年十二月頃ヨリ大分県北海部郡□□村大字□□寡婦 S Z ウタ (当四十年)ト懇勸ヲ通シ同月三十一日ヨリ同人方ニ下宿シ依然關係ヲ繼續シ来リタルトコロウタニ於テハ被告人トノ右關係ノ暴露センコトヲ慮リ昭和三年七月中実姉 K D フジヲ介シ被告人ニ対シ爾後右關係ヲ絶ツヘキコトヲ申入レ被告人モ亦止ムナク之ヲ承諾シ右ウタ方ヲ出ツルコト、ナリ同年八月十日頃フジノ媒酌ニ依リ O B ミワ (当二十四年)ナル者ヲ娶リ一戸ヲ構ヘタルカ尚ウタニ対スル愛慕ノ念去リ難ク時ニウタト密会セルコトモアリ殊ニミワトノ折合悪シク同棲僅カニ週間位ニシテ同人ト別ル、ニ至リウタヲ慕フノ情愈々募リ知人 O N 悦五郎、K J 竹藏ヲ介シ再三ウタ方ニ下宿シ從來ノ情交關係ヲ復活セラレンコトヲ熱望シタルモ同人力之ニ応セサルヨリ同年九月十六日夜被告人自ラ前記ウタ方ニ赴キ同人ニ対シ前同様ウタ方ニ下宿シタル上情交關係ノ繼續ヲ求メタルモウタヨリ断然拒絕セラレタル為メ當時幾分酒氣ヲ帯ヒ興奮セル被告人ハ憤怒ノ余リ所持ノ出刃庖丁ヲウタニ突キ刺シ仍テ同人ノ右前胸部ニ横径長サ三仙迷深サ真皮ニ達スル創傷其他右上臍部右前臍部ニ全治ニ週間余ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示傷害ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルトコロ其所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六月ニ処スヘク予審ニ於テ主文特記ノ証人ニ支給シタル費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十月二十五日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗本 武三 印

判事 長谷川松太郎 印

判事 池田 昌深 印

③OT梅二（大分地方裁判所放火未遂被告事件昭和3年12月10日判決 刑法110条・懲役1年未決勾留60日算入）

昭和三年検刑第一七一号

判決

本籍並住居 大分県玖珠郡□町大字森□百□□番地

人力車夫兼雨傘張業

OT 梅二

当三十九年

右者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井信次郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役老年ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用中証人SH喜市、ST友永、HMキミニ支給シタル分

ヲ除キ其他ノ証人ニ支給シタルモノハ総テ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正十一年秋頃ヨリ大分県玖珠郡□町大字□字□町T利藏ノ妻カメノ（当三十二年）ト慰勸ヲ通シ居タルカ被告人ノ妻カヨノ知ルトコロトナリタル為メ已ムナク昭和二年三月頃其關係ヲ絶チタルモ猶カメノニ未練アリテ同人ノ行動ヲ注視シ居レルカ昭和三年六月十四日夜カメノガ夫利藏出稼中ナルニ拘ラス在宅セサル旨聞知シ予テカメノガ同村NK重治ト私通シ居レルコトヲ想起シ心中甚タ穩カナラズ、カメノノ動靜ヲ探知スヘク翌十五日午前一時頃密カニ自宅ヲ出テ利藏宅ニ赴キシモ利藏夫婦ノ事実上養子ナル金重（当時十二才）ノミ就寝シカメノヲ見出し得シテ帰宅シ同日午前三時過再ヒ利藏方ニ到リタルモ前同様カメノガ不在ナリシヨリ同家上リ口ニ腰ヲ掛ケ所持ノ煙草バツトニ点火シ喫煙シ居タル中嫉妬ノ念禁シ難ク蒲団ニ点火シテカメノヲシテ外出スルコトノ危険ナルコトヲ警戒セシムルト共ニ爾後其外出ヲ為サシメサラシムルノ目的ニテ右利藏夫婦ノ養子ナル金重ノ就寝セル蒲団ノ一部ニ煙草バツトノ火ヲ点火シタル結果利藏等所有ニ係ル夜具ニ枚及ヒ畳ノ各一部ヲ燃焼シ將ニ右住宅ニ延焼セントシ且ツ人ノ生命、身体ニ対シ危害ヲ感セシメ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第一百零条第一項ニ該当スルヲ以テ同条所定期罪範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年ニ処スヘク同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用中主文掲記ノ三名ノ証人ヲ除キタル其他ノ証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ從ヒ總テ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月十日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印
判事 大野 初熊 印
判事 池田 昌深 印

⑤ N小寛 (大分地方裁判所殺人被告事件昭和4・1・22判決、無期懲役)

昭和三年検刑第一九一号

判決

本籍 朝鮮全羅南道溪谷面□□里□百□□番地
住居 不定

無職

UD三郎又ハYM三吉事

N 小寛

当二十七年

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事松尾定次関与ノ上審理ヲ遂ゲ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ無期懲役ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ数年前出稼ノ目的ヲ以テ朝鮮ヨリ日本内地ニ渡リ大正十四年五月頃ヨリ昭和二年

三月頃迄大分県西国東郡□□町屠牛及牛肉販売業TGM熊太郎方ニ被雇中不都合ナル所為アリテ同家ヨリ解雇セラレ爾來失職シテ諸所ヲ徘徊衣食ニ窮シ同県宇佐郡方面ニ於テ強窃盗ノ所為ヲ敢行、更ニ他ヨリ食物ヲ窃取スベク同年七月二十七日午前一時三十分頃同郡東□□村大字□□市ニ至リ同所料理店HFM亭前ニ差シ蒐リタル折柄同郡方面ニ於テ行ハレタル強盗事件ニ付犯人逮捕ノ為メ同県四日市警察署警部補近藤眞龍巡查寶珠山由井司ト共ニ右HFM亭附近ニ張込ミ警戒中ナリシ巡查荻野品五郎ヨリ誰何セラレタル上逮捕セララル、ヤ被告人ハ右強盗ノ所為ニツキ逮捕セラル、モノナルコトヲ感知シ突嗟ノ間ニ右品五郎ヲ殺害シテ其場ヨリ逃走セント決意シ密カニ着衣ノ右ポケットヨリ銳利ナル匕首ヲ取り出し矢庭ニ該匕首ヲ以テ同人ノ胸部ヲ強ク突き刺シ仍テ同人ヲシテ肺動脈起始部穿刺等ニ基ク内出血ニ因リ直ニ死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中無期懲役刑ヲ選択処断スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ全部負担セシムヘク仍テ陪審法第九十七条ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十二日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印

判事 大野 初熊 印

判事 矢頭 喜一 印

⑤ N小寛 (大分地方裁判所窃盗・強盗未遂・傷害被告事件昭和4・1・26判決、懲役三年)

昭和三年検刑第一九一号

判決

本籍 朝鮮全羅南道溪谷面□□里□百□□番地

住居 不定

UD三郎又ハYM三吉事

N 小寛

当二十七年

右ノ者ニ対スル窃盜、強盜未遂、傷害被告事件ニ付当裁判所ハ檢事松尾定次関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

押収物件中証第一号ヒ首一本(広島地方裁判所ヨリ移送事件ノ分)

ハ之ヲ没収ス証第六号紺サージ上衣一枚証第七号紺サージズボン

一枚証第十四号金側腕巻時計一個(右同)ハ被害者OM幹雄ニ

証第一号浴衣二枚(強窃盜事件ノ分)ハ被害者NM喜作ニ各還付ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ數年前出稼ノ目的ヲ以テ朝鮮ヨリ日本内地ニ来リ大正十四年八月頃ヨリ昭和二年三月頃迄大分県西国東郡□□町YGM熊太郎方ニ被雇中不都合ナル所為アリテ解雇セラレ諸所ヲ徘徊中左ノ犯行ニ及ヒタルモノトス

第一、昭和二年七月十六日午前一時頃同県宇佐郡□□町字□□NM喜作方裏口ヨリ同家ニ侵入シ現金七、八拾錢及筆筒中ニ格納シアリタル男物黒絹羽織一枚、羽二重羽織一枚、浴衣二枚及風呂敷一枚ヲ窃取シ

第二、同月二十五日午前一時頃同郡西□□村大字上□□IG甚之助方裏口ヨリ同家ニ侵入シ同人ニ対シ所持ノ長サ五六寸位ノヒ首ヲ突キ付ケ「金ヲ貸セ貸サヌト之デヤルゾ」ト脅迫シ之ニ畏怖シタル同人ヲシテ金錢ノ所在ヲ搜索セシメ居タル折柄同家前ヲ通行中IT万作外一名ノ為メニ屋外ヨリ大声ヲ發セラレ即時甚之助モ屋外ニ脱出シタル結果其目的ヲ遂ガスシテ裏口ヨリ逃走シ

第三、昭和三年四月二十六日広島県安芸郡□□村NM寄八郎方裏口ヨリ同家ニ侵入シ店ノ間ニ在リタル同人所有ノ巻煙草「ゴールデンバツト」約十五個菓子鉄砲玉約四十個ヲ窃取シ

第四、同年五月十一日夜同村WTR次郎方裏口ヨリ同家ニ侵入シ店ノ間ニ在リタル同人所有ノ地下足袋約八足、干鱈約四枚及日本酒一升瓶詰一本ヲ窃取シ

第五、同月二十九日夜同郡□□村字□□OM幹雄方裏口ヨリ同家ニ侵入シ奥ノ間ニ在リタル同人所有ノ詰襟洋服上下一着、金側腕巻時計一個ワイシャツ一枚及現金參円參拾錢在中ノ小豆色褌口一個ヲ窃取シ

第六、同年六月二日午後九時頃広島市広島駅待合室ニ居タル折柄海田市警察署勤務巡查向井靜佳同郡府中村駐在巡查池田茂兩名ヨリ右第三第四表示ノ窃盜行為嫌疑者トシテ同行ヲ求めラレ右兩名ト共ニ同駅前巡查派出所ニ到ルヤ其場ヨリ逃走セント企テ密ニ「ズボン」ノポケットヨリ所持ノヒ首(広島地方裁判所ヨリ移送ニ係ル証第一号)ヲ取出シ矢

庭ニ向井靜佳ノ右前膊部ヲ突き刺シテ同派出所ヲ逃ゲ出シタルモ忽チ右靜佳ガ追ヒ来リテ同駐在所前道路上ニ於テ 組ミ伏セラレタルヨリ更ニ右ヒ首ヲ以テ同人ノ左前膊及左上膊部並ニ右上腹部等ニ斬リ付ケ治療日数約四週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘ更ニ意思継続シテ其際靜佳ニ応援シテ被告人ヲ取り押ヘントシタル右茂ノ左前膊部ヲ足ニテ蹴リ且其右手掌面ヲ右ヒ首ヲ以テ突き治療日数約一週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルモノナリ

前示犯行中第一ト第二ノ所為及第三乃至第五ノ所為ハ各犯意継続ニ出テタルモノトス証抛ヲ按スルニ判示犯罪事実中第一乃至第五ノ各所為ハ被告人ノ当公廷ニ於ケル自白ニヨリ明カナルノミナラズ証人MK喜作ニ対スル予審訊問調書中判示第一記載ノ事実ニ照応スル被害顛末ノ供述記載アルト証人IG甚之助ニ対スル予審訊問調書中昭和二年七月二十五日夜自分ハ四疊半ノ間ニ就寝シ居タル処誰カオヂサンオヂサント云ヒ金ヲ一、二百円貸シテ呉レト申スニヨリ目ヲ開キタルニ一人ノ男ガ自分ノ枕許ニ安坐ヲカキ拔身ノ短刀ヲ疊ニ立テタル様ニ握リ居ルヲ以テ「金ハナイ」ト申シタル処「無イトハ何事カ」ト荒々シク申シ刀ヲ振り上ゲル様ニシテ「懐中ヲ出セ出サヌトヤルゾ」ト申シ承知セザルニヨリ自分ハ「バスケツト」ノ中ヲ捜シ尚スル大キナ男ノコトナレバ迎モ叶ハヌ愈殺サレルコトカト観念シ表店ノ間ノ戸棚坐敷ノ仏壇ノ抽斗ヲ開キ見タルニ其男ハ始終拔身ヲ手ニ持チ自分ノ後ロヨリ差シカ、ル様ニツキ来リ最早捜ス処ナケレバ殺サレルコトカト心ノ中ニ念仏ヲ唱ヘ緩々捜シ居タルニ丁度此時屋外ヨリ「IG君何事カ」トIO万作ノ声ラシイモノ聞ヘタレバ自分ハ全ク夢中ニテ椽側ニ飛び出シ同時ニ「助ケテ呉レ」ト大声ニ叫ビ雨戸ヲ引開ケ外ニ飛び出シ後ヲ見タルニ賊ガ自分ノ寢室ノ障子ノ所ヨリ逃ゲル姿ヲ見タリ何モ盜ラレタルモノナク犯人ハ朝鮮人ラシク拔身ハ刀身五六寸位ト思フ旨ノ供述記載、証人NM寄八郎ニ

対スル予審訊問調書中判示第三記載事実ニ照応スル被害顛末ノ供述記載、証人WTR次郎ニ対スル予審訊問調書中判示第四記載ノ事実ニ照応スル被害顛末ノ供述記載、OM幹雄ノ被害始末書中判示第五記載ノ事実ニ照応スル被害顛末ノ記載ニ徴シ之ヲ認め得ヘク又判示第六ノ所為ニ付テハ被告人ノ当公廷ニ於ケル昭和三年六月二日午後九時頃広島駅待合室ニ居タル処洋服ヲ着タル人ト和服ヲ着タル人トガ自分ニ駅前ノ巡查派出所迄来テ呉レト申シ連レ行カレ派出所ノ一室ニ這入りシガ自分ハ前ニ窃盜ヲ為シタルタメニ愈捕ヘラル、モノト思ヒ洋服ヲ着タル人ガ其室ヲ出ルヤ直ニ屋外ニ逃ケ出シタル処和服ヲ着タル人ガ派出所前ノ道路ニテ追ヒツキ自分ヲ捕ヘントシタルヲ以テ逃グル為メポケツトニ入レ居タル自分所有ノヒ首ヲ引拔キ其人ノ腕ノ辺ヲ一回刺シタルモ其場ニ投ゲ倒サレ捕ヘラレタル旨ノ供述、向井靜佳ニ対スル検事ノ訊問調書中自分ハ海田市警察署勤務巡查ナリ自分ト池田巡查トガ府中村ノ煙草、地下足袋干鱈等ノ窃盜犯人ト思ハル、YMト称スル朝鮮人ヲ捜査ノ為メ昭和三年六月二日午後九時過ギ広島駅待合室ニ赴キYMラシキ鮮人ヲ駅前派出所ニ同行シ応接室ニ這入り自分ト其鮮人ト相對シタル様ニシテ腰ヲカケ池田巡查ハ一寸事務室出入口迄出タルトキハ其鮮人ハズボンノポケツトニ右手ヲ入レタカト思フヤイキナリ立チ上リ掛ケ自分ノ右手肘下内側ヨリヒ首ヲ以テ突き刺シ事務所ノ出入口ノ方ニ逃ケタルニヨリ自分ハ追カケソノ洋服ノ上着ノ後ロヲ右手ニテ捕ヘ外ニ二三間出タル所ニテ足払ヒヨカケ鮮人ガ打臥シニ倒レタルヲ乗リカ、リ押ヘツケタルニ鮮人ハヒ首ヲ無茶苦茶ニ振り廻シ且自分ノ腹ノ方ニヒ首ヲ持チ来リタル様ナリシガ池田巡查ト共ニ捕縛シタリ自分ハ其時ハセルノ上下ヲ着シ居タル旨ノ供述池田茂ニ対スル検事ノ訊問調書中自分ハ府中村駐在所ニ巡查ナリ向井巡查ト共ニ広島駅待合室ヨリYMト称スル鮮人ト思ハル、鮮人ヲ駅前派出所ニ同行

シタリ向井ガ派出所ノ外ニテ其鮮人ヲ押シ付ケ居タルトキ自分モ同人ニサバリ付捕縄ヲカケントシ居タルニ同人ハ右手ニ匕首ノ拔身ヲ振り、カケントスル捕縄ヲ切り居タルガ自分ハ右手掌ノ部分ヲ匕首ニテ少シ突カレタル様ナ傷ト左手肘ノ部分ヲ同人ノ靴ニテ蹴ラレタル様ナ傷ヲ受ケタリ、其時自分ハ背広ノ洋服ヲ着シ居タル旨ノ供述記載、向井靜佳ニ対スル医師藤井正和ノ鑑定書中左上膊中央部前面ニ横走スル長サ十糎深サ三糎ノ創縁鋭利ナル切創左前膊中央部前面ニ横走スル長サ六糎深サ三糎ノ創縁鋭利ナル切創右前膊中央部ニ於テ前面ヨリ後面ニ向ヒ骨間ヲ貫通スル刺入口刺出口共ニ創口二糎ノ刺創右上腹部ニ於テ左上方ヨリ右下方ニ斜走スル長サ三糎ノ皮膚切創両膝部ニ数個ノ擦過創ヲ有ス鋭利ナル細長キ刃物ニヨリ負傷シ膝部ノ擦過傷ハ転倒シタルモノト認ム全治迄四週間ノ見込ナル旨ノ記載池田茂ニ対スル医師澄谷浦輔ノ診断書中左前膊尺骨側ノ打撲ニヨル腫脹右手掌面ニ銳器ニ由来スル長サ略一、五センチメートル深サ筋肉ニ達スル切創アリ治療日数約一週間ヲ要スル旨ノ記載ヲ綜合スルコトニヨリ之ヲ認メ得ヘク又判示第一、二ノ住居侵入強盗ノ所為並ニ第三乃至第五ノ強盗ノ所為第六ノ傷害ノ所為カ各犯意継続ニ係ルモノナルコトハ被告力判示ノ如ク各短期間ニ各同種類ノ犯行ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ之ヲ認ム仍テ判事犯罪事実ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示第一、第二ノ所為中住居侵入ノ点ハ刑法第三百三十条第五十五条ニ強盗ノ点ハ同法第二百三十五条ニ強盗未遂ノ点ハ同法第二百四十三条第二百三十六条第一項ニ該当スル処右強盗ト強盗未遂トハ連続犯ナルヲ以テ同法第五十五条ヲ適用シ右住居侵入ト強盗トハ互ニ手段結果ノ關係アルヲ以テ同法第五十四条第一項後段第十条ニ則リ其重キ強盗未遂罪ノ刑ニ從ヒ第三乃至第五ノ所為中住居侵入ノ点ハ同法第三百三十条第五十五

条ニ強盗ノ点ハ同法第二百三十五条第五十五条ニ該当シ右住居侵入ト強盗トハ互ニ手段結果ノ關係アルヲ以テ同法第五十四条第一項後段第十条ニ依リ其重キ強盗罪ノ刑ニ從フベク判示第六ノ傷害ノ点ハ同様第二百四十五条第五十五条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中懲役刑ヲ選択処断スベキ処右強盗罪ハ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条前段第六十八条ニ依リ法定ノ減輕ヲ為シ尚右強盗未遂ト強盗ト傷害トハ同法第四十五条前段ノ併合罪ノ關係ニ在ルヲ以テ同法第四十七条第十條ニ則リ其最モ重キ強盗ニ付キ定メタル刑ニ併合罪ノ加重ヲ為シ其刑期範圍内ニ於テ、被告人ヲ懲役三年ニ処スベク押収物件中証第一号匕首一本（広島地方裁判所ヨリ移送事件ノ分）ハ判示第三ノ傷害罪ノ用ニ供シタルモノニシテ被告人以外ノ所有ニ屬セザルモノナルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニヨリ之ヲ没収スベク尚証第六号紺サージ上衣一枚証第七号紺サージズボン一枚証第十四号金側腕巻時計一個（右同）証第一号浴衣一枚（強盗事件ノ分）ハ本件強盗ノ赃物ニシテ被害者ニ還付スベキ理由明白ナリト認ムルヲ以テ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シテ之ヲ被害者〇M幹雄、NM喜作ニ還付スベク訴訟費用ハ同法第二百三十七条ニ則リ全部被告人ニ負担セシムベキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十六日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印

判事 大野 初熊 印

判事 矢頭 喜一 印

⑥岡松金一郎（大分地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年2月23日判決、懲役2年6月）

昭和三年検刑第一六四号

判決

本籍及住居 大分県大分郡□□村大字□□亀□□番地ノ□

農業

岡松金一郎

当五十六年

右放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井信次郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其他ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大分県大分郡□□村大字□□所在其二男次生ノ所有ニ係ル被告人並其家族ノ住宅及之ニ近接セル納屋（厩舎）其他ノ附属建物並右居室及納屋ニ收藏スル蚕具家具一式ニ付昭和二年十月十五日TS海上火災保険株式会社ト保険金三千二百円契約期間自同日至昭和三年十月十五日ナル保険契約ヲ締結シ居リタルトコロ同村NM龜鶴外二三名ノ者ヨリ金借シ居リ之カ弁済ニ窮シタル為メ茲ニ前記居室等ヲ焼燬シテ保険金ヲ領得センコトヲ企テ昭和三年九月十九日未明所携ノ燐寸ヲ摺リテ蠟燭ニ点火シ之ヲ右納屋ニ階ニ堆積セル麦藁ニ差込ミ同納屋ヲ焼燬シ延テ前記居室等ヲ焼燬セントシタルモ間モナク妻花香ノ発見スルト

コロトナリ隣人ニ右蠟燭ノ火ヲ消サレタル為メ其目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第一百二十二条第八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択処断スヘキトコロ未遂罪ナルヲ以テ同法第四十三条第六十八条第三号ニ依リ法定ノ減刑ヲ為シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役二年六月ニ処シ陪審費用ヲ除キ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ノ負担スヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七条条第一、二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月二十三日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗本 武三 印

判事 池田 昌深 印

判事 矢頭 喜一 印

⑥岡松金一郎（大審院放火未遂上告事件昭和4年5月31日判決、上告棄却）

昭和四年(九)第三六四号

判決書

本籍並住居 大分県大分郡□□村大字□□亀□□番地ノ□

農業

岡松金一郎

明治七年三月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和四年二月二十三日大分地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ

事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ハ要スルニ原判決ハ被告人カNM龜鶴等ヨリ借受ケタル金銭ノ返済ニ付窮シタル旨判示スト雖被告人ハNM等ヨリ金若干ヲ借受ケタル事実アルモ嚴重ニ督促ヲ受ケタルコトナキニ依リ返済方ニ付窮シタルカ如キコトナシ原審ハ検事及巡查ノ為シタル申立ノミヲ信賴シ被告人ノ申立ヲ排斥シタル為全然虚妄ノ事実ヲ認定スルニ至リタルモノニシテ原判決ハ重大ナル事実ノ誤認アルモノトス尚同判決ニハ公訴ヲ不法ニ受理シタル違法アリト謂ヒ弁護人赤井瑞巖上告趣意書第一点事実ノ誤認目的物ノ範圍ニ付原審ノ判決ニ於テ納屋ノ二階ニ堆積セル麦藁二点火セル蠟燭ヲ差込ミ同納屋ヲ焼燬スル所為ナリトセルニ拘ラス「延テハ居室ヲ焼燬セントシ」ト恰モ居室ヲ焼燬スル装置ヲ為シタルモノト断スルハ放火ノ目的物ニ対シ誤断ナリ或ハ「保険金領得ヲ企テ」タルモノナリト推断スルニヨルトスルモ現焼燬セントセルハ納屋ニシテ居室ニアラス「延テハ」ナル想像的ノ意見ヲ以テ重大ナル本罪ノ目的物ノ範圍ヲ拡張スルハ極メテ危険ナリ或ハ保険金取得ノ為トシ目的物ヲ全建物ニセルナランモ被告ノ公判調書ニ依レハ其ノ意ナカリシハ明ナリ果シテ然ラハ納屋ノミニ限ルモノナリトスト云フニ在レトモ陪審事件ニ於テ原判決ノ事実誤認ヲ以テ上告理由ト為スヲ得サルコトハ陪審法第百三条但書ノ定ムル所ナレハ叙上ノ理由ヲ以テ原判決ヲ云為スル論旨ハ上告ノ理由ト為ラス又記録ヲ查スルニ本件公訴ハ適法ニ受理セラレタルコト明カナルヲ以テ之ニ反スル論旨ハ理由ナシ

弁護人赤井瑞巖上告趣意書第二点法律適用ニ関シ原審判決ハ刑法第百八条ヲ適用セルモ前述ノ如ク被告カ焼燬セント点火装置ヲ為シタルハ納屋ニシテ刑法第百九条第一項ニ該当スルモノナリ即チ現二人ノ住居ニ使用セス又人ノ現在セサル建造物ナリ依テ原審判決ニ於テ第百八条ヲ本罪ニ適用セルハ法律違反ナリ原審ニ於テ第百八条ノ最低刑期五年ノ懲役ヲ未遂ノ減刑ニヨリ二分ノ一トセラレタルモ若シ本罪ヲ第百九条ニ依リ処断セハ最低刑期ハ懲役二年ニシテ之ヲ未遂減刑ニヨリ二分ノ一トセハ原審ノ刑期トハ差大ナリ以上ノ理由ニヨリ原審判決ハ擬律ノ錯誤アリト云フニ在レトモ原判示ニ依レハ被告人ハ同人及其ノ家族ノ住居セル家屋其ノ他ヲ焼燬スルノ目的ヲ以テ同家屋ニ附属スル納屋ニ火ヲ放チ之ヲ焼燬シ延テ前示住宅ヲ焼燬セントシテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナレハ其ノ行為ハ刑法第百八条第百十二条ヲ適用シテ処断スヘキモノトス之ト同趣旨ニ出テタル原判決ハ正当ニシテ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事柴碩文関与

昭和四年五月三十一日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 西郷 陽

判事 中尾 芳助

判事 齊藤 三郎

判事 久保 久

右臆本也

昭和四年六月十三日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 印

⑦ F H 十七・同ハモ・同春次・同子一（大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4・3・20判決、十七は傷害懲役〇月

執行猶予3年・春次は傷害懲役6月執行猶予3年・子一は傷害懲役6月執行猶予3年、ハモは無罪）

昭和三年検刑第二一六号

判決

本籍並住居 大分県日田郡□□村大字□□山□千□百□番地

農業

F H 十七

当二十三年

本籍並住居 右同

農業

F H ハモ

当四十四年

本籍並住居 大分県日田郡□□村大字□□山□千□百□番地

農業

F H 春次

当六十四年

本籍並住居 右同

農業

F H 子一

当二十八年

右四名ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事黒正太助関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人十七ヲ懲役十月ニ、被告人春次、子一ヲ各懲役六月ニ処ス

但右三名ニ対シテハ各三年間其刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用中証人 Y O 亮之助ニ支給シタル分ハ右被告人

三名ノ連帶負担トス

被告人ハモハ無罪

理 由

被告人十七ハ F H 壽ノ実弟、被告人春次ハ壽ノ伯母カメヨノ夫、被告人子一ハ春次ノ婿養子ニシテ壽ト從兄弟ノ間柄ナルトコロ予テ壽カ放蕩ニ身ヲ持チ崩シ金錢ヲ浪費シタル結果大正十四年十二月二十四日準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルニ拘ラス依然遊蕩ヲ続ケ素行修ラサルニ依リ他親族ト共ニ痛ク困却シ居リシカ

第一、昭和三年八月十五日午後七時頃被告人春次肩書居宅台所ニ於テ壽カ其実母ナル被告人ハモニ対シ金五十円ヲ貰ヒ受ケ度旨申入レハモヨリ金四十円受取りタルニ尚金十円強要

シタルヲ以テハモ及ヒ伯母カメヨト口論トナリタル末カメヨヲ台所ヨリ裏庭ニ突キ落シハモヲ押ヘ付ケタル為メハモカ救ヲ求メタルトコロ被告人十七、春次、子一ノ三名ハ之ヲ知リテ大ニ憤リ共謀ノ上即時右台所及裏庭ニ於テ十七ハ水荷ヒ棒、春次ハ六尺棒、子一ハ初メ割竹後ニ前記ノ六尺棒ヲ以テ各壽ヲ毆打シ因テ壽ノ頭部其他ニ數個ノ負傷ヲ負ハシメ第二、被告人十七、春次、子一ノ三名ハF H壽カ復讐ノ意ヲ漏シ其態度猶ホ改ラサルヲ看取シ犯意繼續シテ翌十六日午前十時頃日田郡□□村大字西□□F H壽方座敷内ニ於テ被告人十七ハ麵棒、春次ハ棍棒、子一ハ杉丸棒ヲ以テ夫レ夫レ壽ヲ毆打シ因テ壽ノ頭部其他ニ數ヶ所ノ創傷ヲ負ハシメ

壽ハ右第一、第二ノ創傷ニ因リ全治約一ヶ月ヲ要スルニ至リタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人十七、春次、子一ノ判示第一ノ傷害第二ノ傷害ハ孰レモ刑法第二百四條第六十條ニ該当スルトコロ各被告人ノ第一、第二ノ所為ハ犯意繼續ニ係ルヲ以テ同法第五十五條ヲ適用シ其所定刑中懲役刑ヲ選択シテ被告人十七ヲ懲役十月ニ被告人春次、子一ヲ各懲役六月ニ処スヘク孰レモ犯情刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ刑法第二十五條第一號刑事訴訟法第三百五十八條第二項ニ則リ各三年間其刑ノ執行ヲ猶予スヘク証人Y O亮之助ニ支給シタル費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項第二百三十八條ニ則リ被告人十七、春次子一ノ三名ニテ連帶シテ負擔スヘキモノトス

被告人ハモニ対スル本件公訴事実ハハモハ前示被告人三名ト共謀ノ上殺意ヲ以テ昭和三年八月十五日被告人春次方ニ於テ相共ニ棒又ハ手ヲ以テF H壽ノ頭部其他ヲ毆打シ次テ其翌十六日前示F H壽方ニ於テ壽ノ逃走ヲ妨ケンカ為メ雨戸ヲ締メ他ノ被告人三名ハ壽ノ頭部其他ヲ毆打シタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト謂フニ在レトモ被告人ハモニ対シ

テハ犯罪加工ノ事実ヲ認メサルカ故ニ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七條ニ從ヒ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月二十日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗林 武三 印
判事 池田 昌深 印
判事 矢頭 喜一 印

⑧EK美並 (大分地方裁判所放火被告事件昭和4年5月4日判決、福雄方は非現住建造物放火・懲役1年未決勾留100日算入、コフジ方は無罪)

昭和四年検刑第三八号

判決

本籍並住居 大分県宇佐郡北□□村大字□光□百□□番地

農業

EK事 EK 美並

明治二十六年三月□□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事川井信次郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス
訴訟費用ハ証人S I 幸太郎ニ支給シタルモノヲ除キ
全部被告人ノ負担トス

理由

被告人E K 美並ハE K 源作ノ二男ニシテ幼少ノ頃ヨリ腦ヲ患ヒ爾來心神耗弱ノ状態ニ在リタル者ナル処明治四十五年頃分家スルニ際リ父源作トノ間ニ財産分与ノ約束アリタルニ拘ラス其後源作ニ於テ履行セスシテ之ヲ弟福夫名義ト為シタルヲ以テ再三源作ニ対シ右約束ノ履行ヲ求メタルモ父源作ニ於テハ被告人ノ素行ヲ詰責スルノミニテ之ニ応セザリシ為メ源作ノ措置ニ不満ヲ抱キ父源作力同居セル大分県宇佐郡北□□村大字□□所在ノ右福夫所有ノ厩舎一棟ヲ焼燬セント欲シ昭和三年十月六日午前二時過頃前示厩舎(土屋ノ部分)ノ藁葺屋根ノ西南端ニ所持ノ燐寸ヲ以テ放火シ因テ右厩舎ヲ焼燬シタルモノナリ
法律ニ照ラスニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条第一項ニ該当スル処被告人ハ右犯行当時心神耗弱者ナリシモノナルヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ニヨリ法定減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処スヘク且ツ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入スヘキモノトス
尚被告人カ昭和三年十月二十三日午後八時過頃宇佐郡北□□村大字□□ノE K コフジ等ノ住居セル家屋ノ裏壁外側ニ立掛ケアリタル松葉薪ニ携帯セル燐寸ヲ以テ放火シ因テ同住宅一棟ヲ焼燬シタリトノ公訴事実ニ付テハ其ノ事実ヲ認めサルモ右ハ冒頭記載ノ判示事実ト連続犯ノ關係アリトシテ当公判ニ付セラレタルモノナルヲ以テ特ニ主文ニ於テ無罪ノ言渡ヲ為サ、ルモノトス

仍テ訴訟費用ハ証人S I 幸太郎ニ支給シタルモノヲ除キ其余ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ全部負担セシムヘク陪審法第九十七条第二項ニ從ヒ主文ノ如ク判決ス

昭和四年五月四日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印
判事 島村 廣治 印
判事 長尾 和夫 印

⑨ O M 義雄 (大分地方裁判所放火被告事件昭和4年6月25日判決、刑法110条・懲役6年)

昭和四年検刑第五〇号

判決

本籍 大分県東國東郡□□村大字□□千□百□□番地
住居 不定

無職

O M 義雄

当二十六年

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事黒正太助関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

訴訟費用中証人KM楠馬、MM春吉、ST克己ニ
支給シタル旅費、日当及止宿料ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大分県東国東郡□□町大字□□ニ居住中昭和三年五月中其隣家ナルKM楠馬所有ノ
鶏一羽ヲ窃取シタルニ間モナク事發覺シテ所轄警察署及検事局ニ召還セラレ取調ヲ受ケ且
此事世評ニモ上ルニ至リタルヨリ之ヲ以テ右楠馬ノ告訴流言ニ因ルモノト誤信シ同人ニ対
シ不快ノ念ヲ抱キ居リタルトコロ偶同年七月二十六日ハ同町ノ蛭子祭ニ当リ其夜飲酒スル
ヤ楠馬ニ対スル鬱憤禁シ難ク當時町民ノ多クハ觀劇ノ為メ同町劇場EBS屋ニ赴キ楠馬方
モ亦其為メ不在ナルヲ俸トシ爰ニ放火シテ其恨ヲ霽サント決意シ同夜十一時頃右楠馬方住
家ヲ燒燬スル意思ナクシテ単ニ同家裏側庇懸ノ薪置場ニ格納シアリタル松枝ノ薪束ニ所携
ノ燐寸ヲ摺リテ点火シ右薪束及該薪置場ノ一部ヲ燒燬シタル結果火ハ延燒シテ右住家ノ一
部ヲモ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第一百零一條ニ該當スルヲ以テ被告人ヲ懲役三年
ニ処スヘク訴訟費用中主文掲記ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシ
テ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七條第一、二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月二十五日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗林 武三 印

判事 大野 初熊 印
判事 矢頭 喜一 印

⑩竹本金次郎 (大分地方裁判所放火事件昭和4年8月31日判決、無罪)

昭和四年検刑第八九号

判決

本籍 大分県下毛郡□□村千□百□□番地

住居 同県同郡□□村字□□

農

竹本金次郎

当三十四年

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事川井信次郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ
為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ハ無罪

理由

本件公訴事実ハ被告人ハ大正十四年四五月頃大分県下毛郡□□村大字□□KS小太郎義妹B
Bヒサエト内縁ノ夫婦トナリ同年末頃右小太郎外一名保証ノ下ニ同郡□□村OB所有ノ住
家及ヒ田地ヲ借受ケ農業ヲ営ミ居リタルトコロ其後生計不如意トナリ右OB萬吉ニ対シテ
家賃其他ノ負債嵩ミタル結果昭和三年九月小太郎等ノ勸告ニ從ヒ稻作立毛ノ俣小作地ヲ返

還スルノ止ムナキニ至レル折柄予テ被告人カ杖柱トモ頼メル妻ヒサエハ突如離別ノ意思ヲ以テ小太郎方ニ赴キテ帰来セス被告人ハ其復帰ヲ懇請シ尚自ラヒサエニ面接セント欲スルモ殊更回避スル風アリ小太郎モ亦其面談ヲ遂ケシメント為サ、ルニヨリ右ノ如ク小作ヲ取上ケラレタルコトモヒサエ別離ノコトモ何レモ右小太郎等ノ画策使喚ニ出ツルモノト為シヒサエノ無情ヲ怨ムト共ニ小太郎ニ対シテ深ク含ムトコロアリ偶々昭和四年一月九日夜隣人方ニテ酒ノ馳走ヲ受ケ同夜九時頃帰宅就寝スルヤヒサエ並小太郎ニ対スル怨恨ノ情更ニ切ナルヲ覺エ茲ニ前記小太郎方住家ヲ焼燬センコトヲ決意シ同月十日午前二時頃小太郎方ニ到リ所携ノ燐寸ヲ以テ該住家ニ近接セル燃焼物ニ放火シ因テ同人所有ノ右住家及厩並納屋ヲ焼燬シタルモノナリト謂フニ在レトモ其犯罪事實ヲ認メサルニヨリ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第三項ニ則リ主文の如ク判決ス

昭和四年八月三十一日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗本 武三 印

判事 池田 昌深 印

判事 矢頭 喜一 印

⑩ I I 末喜 (大分地方裁判所強盜傷人被告事件昭和4年10月19日判決、強盜・懲役5年)

昭和四年検刑第一三一号

判決

本籍 大分県直入郡□□村大字□原□百□□番地
住居 不定

無職

I I 末喜

当二十年五月□□日生

右強盜傷人被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井信次郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

押収ノ証第五号ヒ首ハ之ヲ没収ス

押収ノ証第十号現金十八円五十三銭及証第十一号墓口ハ之ヲ

被害者ニ還付ス

訴訟費用中予審ニ於ケル証人T N之夫、E M茂、S D茂三郎

ニ支給シタル旅費、日当ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年六月二十日午後十二時頃金員強奪ノ目的ヲ以テ黒布ニテ覆面シヒ首ヲ携ヘタル上大分県直入郡□□村大字上□□F Tヒデ方ニ雨戸ヲ引外シテ押入り右ヒ首ヲヒデノ面前ニ突出シテ金ヲ出セト脅迫シ同人ヨリ金四十五円余在中ノ墓口ヲ奪取シタルモノナ

リ
法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百三十六條第一項ニ該当スルヲ以テ主文ノ刑ヲ量定

シ押収ノ七首ハ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収シ押収ノ現金並墓口ハ刑事訴訟法第三百七十三条第一項ニ依リ被害者ニ還付シ訴訟費用ハ同法第二百三十七条第一項ニ依リ其一部ヲ被告人ニ負担セシムヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七条第一、二項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十月十九日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗本 武三 印
判事 池田 昌深 印
判事 矢頭 喜一 印

⑫ SY 數馬 (大分地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年12月23日判決 放火予備・懲役1年未決勾留60日算入)

昭和四年検刑第一九八号

判決

本籍 大分県宇佐郡北口□村大字□崎□百□□番地

住居 右同所 SIサク方

下駄職

SY 數馬

当二十七年

右者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井信次郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人清祐數馬ヲ懲役老年ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用中予審ニ於ケル証人OD三平外四名ニ

支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人數馬ハ其実母タル大分県宇佐郡北口□村大字□□SIサク方(KN九一所有家屋)ニ被告人ノ弟妹ト共ニ同棲シ居リタルトコロ平素サク並ニ弟妹ト折合悪シク事毎ニサクト衝突シ相反目シ居リシカ被告人ハ擧丸炎ニ苦シミ昭和四年八月十二日其治療費ヲ右サクニ懇請シタルモ同人カ応セサルノミナラス却テ悪罵シタルニヨリ被告人ハ日頃ノ憤懣一時ニ発シ茲ニ右サク方住家ヲ焼燬シテサク等ニ難渋ヲ嘗メシメ自己ハ縊死セムト決意シ翌十三日午前一時頃家人ノ寢静マルヲ待チ該住家内ニ設ケアリテ住家ノ一部ヲ為ス下駄製造場ノ床下所在ノ鉋屑等ニ延焼セシムル為メ右鉋屑ノ所在ヨリ約一間四尺余ヲ距ル同家台所ノ間ニ於テ燐寸ヲ摺リ西洋手拭二筋二点火シ以テ該住家ニ対スル放火ノ準備ヲ為シタル際突然其意思ヲ變シタルトコロ「サク」ニ於テ右被告人ノ行為ヲ直ニ人ヲ派シテ巡查派出所ニ告ケシメタルヨリ大ニ憤慨シテ更ニ同一決意ヲ為シ前記鉋屑等ノ所在ヨリ約五尺ヲ隔ツル台所上リ口ニ於テ燐寸ヲ摺リ以テ住家ニ放火スル準備ヲ為シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百十三條ニ該当スルヲ以テ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年ニ処スヘク未決勾留日数通算ニ付テハ同法第二十一條ニ從ヒ予審ニ於テ証人ニ支給シタル費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘ

キモノトス仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス
昭和四年十二月二十三日
大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 長谷川松太郎 印

判事

判事 長尾 和夫 印

判事大野初熊ハ病氣ニ付キ署名捺印スルコト能ハス

裁判長判事 長谷川松太郎 印

⑬ AM定吉 (大分地方裁判所強盜傷人被告事件昭和5年1月20日判決、窃盜・懲役1年執行猶予3年)

昭和四年検刑第二〇四号

判決

本籍並住居 大分県東国東郡□□村大字□□百□番地

農業兼疊職

AM 定吉

当四十四年

右者ニ対スル強盜傷人被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井信次郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人定吉ヲ懲役一年ニ処ス

但三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ニ係ル紫色袋(証第三号)、墓口(証第四号)、

紫色紙紐(証第五号)各一点ハ之ヲ被害者UI理平ニ還付ス

訴訟費用中予審ニ於ケル証人KI三藏ニ支給シタル分ハ

被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年七月二十日午後七時三十分頃東国東郡□□村大字中飲食店KGシゲ方ニテ飲酒中同郡上□□村UI理平カ多少ノ金銭ヲ所持セルコトヲ目撃シテ頓欲ヲ起シ同日午後九時頃右シゲ方ヨリ上□□村ニ通スル県道両側竹林ノ掘割ニ於テ右理平ノ帰途ヲ待受ケ突然理平ノ懷中ヨリ同人所有ノ現金五十一円入レアリタル墓口在中ノ袋ヲ窃取シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百三十五条ニ該当スルヲ以テ其所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処スヘキモノトス而シテ犯罪ノ原因、動機、家庭ノ事情其他諸般ノ情況ヲ斟酌シテ刑ノ執行猶予ヲ与フルヲ相当ト認ムルカ故ニ刑法第二十五条刑法施行法第五十四条ニ依リ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収品中主文特記ノ赃物ハ刑事訴訟法第三百七十三条第一項ニ依リ被害者ニ還付スヘク訴訟費用中主文掲記ノ証人ニ支給シタルモノハ同法第二百三十七条第一項ニ従ヒ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和五年一月二十日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗本 武三 印
判事 池田 昌深 印
判事 矢頭 喜一 印

⑭ MO 義親 (大分地方裁判所放火未遂被告事件昭和5年2月26日判決、刑法110条・懲役1年)

昭和四年検刑第一九九号

判決

本籍及住居 大分県南海部郡□□町大字□□浦□□百□□□番地

漁業兼農業

MO 義親

当二十七年

右放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事成川善隆関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人義親を懲役壹年ニ処ス

訴訟費用中予審ニ於ケル証人ニ対シ支給シタル旅費、

日当並宿泊料ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年五月頃ヨリ居村大字猪串浦HD久藏娘久江(其当時十六年)ト情交関係ヲ結ヒ爾来逢瀬ヲ楽ミ互ニ将来ハ夫婦タランコトヲ誓ヒ居タルトコロ昭和四年末頃其事ニ

関シ右久藏トノ間ニ葛藤ヲ惹起シ之レカ為ニ爾後久江ト相遭フコトスラモ自由ナラサルニ至リ恋慕ノ情耐エ難キトコロヨリ爰ニ右久藏ヲシテ被告人ニ対シ畏怖ノ念ヲ懷カシムルニ於テハ或ハ同人カ被告人ノ切ナル心情ヲ酌ミテ久江トノ結婚ヲ許容スルナラムト思惟シ同年十一月二十二日午後九時頃右久藏ヲ畏怖セシムル目的ニテ予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居タル石油約一合ヲ有合セタルペンキ缶ニ入レ之ト燐寸トヲ携ヘテ右久藏方ニ赴キ同人方炊事場東側壁板及同所窓引戸ニ石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ焼燬スル意思ナク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ之ヲ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ摺リ之ニ点火シタルニ石油力燃上リタル結果同住家ニ延焼スヘキ状態ニ至リ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第一百条第一項ニ該当スルヲ以テ被告人ヲ懲役壹年ニ処スヘク訴訟費用中主文掲記ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第一、二項ヲ適用シ主文の如ク判決ス

昭和五年二月二十六日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 栗本 武三 印
判事 矢頭 喜一 印
判事 島村 廣治 印

⑭ MO 義親 (大審院放火危険罪上告事件昭和5年5月31日判決)

昭和五年(初)第四九三号

判決書

本籍並住居 大分県南海部郡□□町大字□□浦□百□□番地

漁業兼農業

MO 義親

明治三十七年五月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和五年二月二十六日大分地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ
事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ
如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人作間耕逸上告趣意書第一点原審ニ於ケル裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ「次ニ証拠ノ要
領ニ付説明スヘシ(一)被告人ノ供述被告人ハ本件ニ付如何ナル申立ヲシテ居ルカト云フニ当
公判廷ニ於テモ公判準備ノ際ニ於テモ共ニ家屋ニ注掛ケタ石油二点火シタルモ家ヲ焼燬ス
ル前ニ消止ムル確信カアツタノテ家ヲ焼燬スル意思ハ絶対ニナイト供述シテ居ル然ルニ被
告人ニ対スル予審調書ノ記載ニヨレハ母家ヲ全部焼イテ仕舞フ考ハナク久藏ヲ脅スツモリ
テ放火シタカ大事ニテモナリサウナラ自分カ消止ムル考テアル若シ消止ムル事カ出来
ネハ大事ニナルコトハ知テ居タト供述シテ居ル右予審ニ於ケル供述ヲ如何ニ解釈スルカ全
部焼イテ仕舞ハヌテモ一部ヲ焼ク意思アレハ其意思ハ不確實ノ場合ト雖住家ノ放火罪トナ
ルコトハ前ニ説明セシ如シ然ラハ右予審ノ供述ヲ以テ被告人ハ住家ノ一部ヲ焼クト云フ確

定若クハ不確實ノ意思アリシコトヲ自白シタルモノト認ムヘキヤ否ヤ若自白ト認メラルル
ナラハ其真否如何ヲ以下説明スル他ノ諸般ノ事實証拠ニ照シテ判断セネバナラヌ事テアル
……(六)検証調書其他」予審並ニ受命判事ノ検証調書及当庁ニ於テ燃燒程度実験ノ検証
調書ノ各記載ニヨリHD久藏方住家ノ構造附近家屋ノ接近ノ状況放火現場ノ模様等ヲ知り
又各証拠物件殊ニ板片ニ存スル燻焦等ノ状況ヲ稽ヘ住家ヲ焼キタルモノナリヤ否ヤヲ判断
セネハナラヌ云々」(記録第六五五丁以下)ト記載シアリテ被告人ニ対スル予審調書予審判
事ノ検証調書原審ニ於ケル受命判事ノ検証調書原審裁判所ノ検証調書及ヒ公判準備調書ヲ
本件ノ証拠トナシタルモノナルコト洵ニ明ナリトス然ルニ公判調書中原審ニ於ケル証拠調
ノ部(記録五九六丁裏面)ヲ閱スルニ裁判長ハ単ニ右各調書ヲ被告人ニ読聞ケ其意見ヲ求
メタル記載アルニ止マリ被告人ニ対シ利益ノ証拠提出ノ告知ヲ為シタリト認ムヘキ記載存
スルコトナシ(記録第五九六丁裏面以下)而シテ刑事訴訟法第三百四十七條第二項ニ於テ
ハ「裁判長ハ被告人ニ対シ其利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為ス
ヘシ」ト明定シアリテ被告人ニ対スル裁判長ノ此告知ハ公判廷ニ於ケル審理手續中重要ナ
ル事項ニ属シ之ニ違背スルトキハ其審理手續ニ重大ナル違法アルヲ免レサルモノニシテ該
手續ハ陪審裁判ニ於テ特ニ之ヲ遵守スルヲ要セスト為スヘキ法律上ノ根拠存セサルヲ以テ
陪審法第三百三條ニ依リ右手續上ノ違法ハ陪審裁判ニ於テモ等ク上告ノ理由ト為スコトヲ得
ルモノト謂ハサルヘカラストハ夙ニ御院判例ノ示ス所ナリトス(昭和四年(初)第八五六号四
年十月八日第一刑事部判決)然ラハ原審ニ於テハ適法ニ証拠調ヲ為ササル前記証拠ヲ陪審
評決ノ証拠ニ供シタル違法アルモノニシテ採証ノ法則ニ違背シ破毀ヲ免レサルモノト信ス
ト云フニ在レトモ被告人ニ対シ利益ト為ルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ハ証

拋調中一回之ヲ為スヲ以テ足り必ラスシモ各個ノ証拠ニ付各別ニ告知スルコトヲ要スルモノニ非サルコト本院判例ノ示ス所ナリ（大正十三年十月十四日判決参照）原審第一回公判調書ヲ閱スルニ証拠調ノ直後ニ被告人ニ対シ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為シタル事跡ナキモ第二回公判調書ニハ弁護士ヨリ在廷証人M O伊平ノ訊問ヲ求メタルノミナラス続テ裁判長ハ利益ノ証拠提出ヲ告知シタル記載アルヲ以テ原審証拠調手續ニ所論ノ如キ違法アルコトナシ論旨引用ノ本院判例ハ爾後ノ公判ニ於テ利益ノ証拠提出ノ告知モナク又被告人及弁護士ノ執ヨリモ新ナル証拠ノ申出ナキ場合ニ係ルカ故ニ依テ之テ本件ヲ律スルニ足ラス論旨理由ナシ

第二点原審公判調書ヲ閱スルニ「弁護士ハ……以上ニ依リ本件ハ檢事主張ノ如キ放火既遂ノ程度ニ達シテ居ラナイノミナラス住家焼燬ノ意思モナカツタモノト断定セラルヘキモノテ其結果ニ於テモ財産上ノ被害ハ少シモナカツタモノト思ハレ尙火事自体トシテモ僅少テ公共危険ノ程度テナカツタモノト思ハレル次ニ本件ノ如キ窓カ家屋ノ一部テアルト云フ事ハ我々常識ニテハ考ヘラレナイ事テ之ヲ焼イタトシテモ損壞罪テアル然ルニ之カ告訴カナイ故無罪トナルヘキテアル」（記録第六四四丁裏面以下）ト意見ヲ陳述シタリ然ルニ裁判長説示ノ部ニハ「(四)公共危険被告人弁解ノ如ク住家ヲ焼ク意思ナク単ニ注掛ケタ石油ノミヲ焼ク心算リテ放火シタトスレハ法律關係ハ如何ニナルカト云フニ其石油カ燃揚カツテ之カ為メニ公共ノ危険ヲ生セシメタル時ハ刑法第百十條第一項ニ該リ一年以上十年以下ノ懲役ニ処セラルル……前ニ述ヘタ住家ニ対スル放火罪ヨリモ著ク輕キ罪テアル茲ニ所謂公共ノ危険トハ或物ヲ焼キ（本件ナラハ石油）其火力住家其他ノ建物ニ延焼シ若ハ延焼セントシ又ハ不定多数ノ人々ノ生命身体財産等ニ危険ヲ感セシムル状態ニ至リタルコトヲ

云フノテアル而シテ本件ニ於テハ被告人ノ放火ニ因リ石油カ燃ヘ揚リ其火力少クトモ住家ニ燃移ラントスル危険状態ニ至リタルコトハ被告人ノ自認スル所ナルカ故ニ其事実カ真実ナラハ之ニ対シテハ当然右ノ法律カ適用セラレネハナラヌ此ノ点ノ法律問題ニ関シテハ檢事及ヒ弁護士ヨリ其所論ヲ聞ク能ハサリシハ遺憾トスルトコロナルモ裁判所ノ見解ハ石油ハ家ニ注掛ケラレタル後ト雖仍ホ燃料トシテ其存在ヲ認ムルコトヲ得ヘク吾人ノ実験法則ノ上カラ見テ家ヲ焼カス其石油ノミヲ焼クコトハ絶対ニ不可能ナリトハ認メナイノテアル然レトモ一旦家屋ニ注掛ケラレタル以上其石油ハ民法附加ノ法則ニヨリ被告人ノ所有ヲ離レテ家ノ所有主ニ帰属スルモノト認メ前示ノ各項ヲ適用スヘキモノト説明シタ所以テアル弁護士ハ本件ニ付動産ノ損壞罪ニ該ルカ如ク論シタルモ被告人カ石油ヲ注キ点火シタル処ハ住家ノ一部ナルコトハ被告人カ認ムルノミナラス檢証調書ノ記載ヲ真実ト見ルナラハ其処ハ家屋ノ一部ニ相違ナイ故弁護士ノ弁解ハ該ラナイモノト思フ云々」ト記載アリ（記録第六五二丁以下）右裁判長ノ説示タルヤ弁護士ノ右意見ヲ反駁シ本件ハ器物損壞罪トナルモノニアラスシテ刑法第百十條第一項ノ公共危険ヲ生セシメタルモノト断定シタルニ外ナラスシテ即チ裁判長ハ罪責ニ関シ自己ノ意見ヲ述ヘタルモノニシテ陪審法第七十七條ニ違背シスル説示ニ基キ評決セラレタル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論裁判長ノ説示ニ付原審公判調書ヲ閱スルニ「被告人ノ自認及檢証調書ノ記載ヲ真実ト見ルナラハ其処ハ家屋ノ一部ニ相違ナイ故弁護士ノ弁論ハ該ラナイモノト思フ」トアリテ未必ノ二事実ト法律トノ關係ヲ解シタルモノニシテ所論ノ如ク罪責ニ関シ自己ノ意見ヲ述ヘタルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ

第三点原審公判調書ヲ閱スルニ「弁護士ハ被告人供述ノ通り久江カ被告人ニ対シ恋慕シ何

等変心ナカリシコトヲ証スル利益ノ証拠トシテ提出スル旨述ヘ野紙ニ鉛筆書トセル文書ニ通（各義親兄さんヘト宛テタルモノ）ヲ差出シ全文書ハ被告人宅ニアリタルモノヲ被告人ノ兄ヨリ弁護士ノ方ニ送り来リタルモノナル旨附演シタリ裁判長ハ合議ノ上右弁護士提出ノ二通ノ文書ヲ押収（領置）スル旨ヲ告ケ別紙目録記載ノ通り押収シタリ且之ヲ検事及ヒ被告人ニ示シタル上被告人ニ対シ問被告人カ只今申ス久江カラ来タ手紙ト云フノハ之レカ答左様之レデアリマス云々（記録第五〇七丁裏面）ト記載シアリテ裁判長ハ右書面二通ヲ押収シ之ニ依リテ被告人ヲ訊問シタルコト明ナリトス然レトモ陪審裁判ニ於テハ其審理中或ル文書ヲ証拠トシテ押収シ之ニ基キ訊問ヲ為スニハ該押収物件ヲ検事及被告人ニ示シタルニ止マラス陪審員ニモ該押収物件ヲ展示シ然ル後該文書ニ付キ訊問ヲ為ササルヘカラサルモノナリトス何トナレハ之ヲ陪審員ニ示ササルニ於テハ陪審員ニ於テ其内容ヲ知ルニ由ナク從テ該押収物件ニ付キ被告人其他ヲ訊問スルニ由ナキノミナラス其間ノ關係ヲ判断スルニ由ナケレハナリ然ルニ右文書ヲ陪審員ニ展示セスシテ直ニ該文書ニ付キ被告人ヲ訊問シタルハ陪審裁判トシテノ審理手続上重大ノ違法アルモノト謂ハサルヘカラス然ラハ原判決ハ斯ル違法ノ審理ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ所論押収ノ手続ハ陪審員ノ列席シタル公判廷ニ於テ弁護士ヨリ提出ノ際被告人供述ノ通り久江カ被告人ニ対シ恋慕シ何等変心ナカリシコトヲ証スル利益ノ証拠タル旨陳述セルヲ以テ其ノ公判廷ニ顯出セラレタルコト明ニシテ陪審員モ其ノ趣旨ヲ了知セルモノト謂フヘキノミナラス若シ夫レ裁判長ニ於テ特ニ之ヲ陪審員ニ示ス必要アリトスルトキハ之ヲ示スヘク其ノ必要ナシト思料スルトキハ之ヲ示スノ要ナシ陪審員モ亦之ヲ閲覧スル要アリトセハ之ヲ求メ得ヘキヲ以テ公判調書ニ所論手紙ヲ陪審員ニ示シタル

記載ナキ一事ヲ捉ヘテ云為スルハ当ラス論旨理由ナシ

第四点陪審員ハ被告人ノミナラス被害者ノ親族家族法定代理人後見監督人保佐人同居人雇人ナルニ於テハ其職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキモノナルコトハ陪審法第十五条ノ明規スル所ナリ仍テ陪審員ニ対シ其資格ヲ審査スルニハ被告人ノミナラス被害者ノ住所氏名職務ヲ陪審員ニ告ケ除斥ノ原由アルヤ否ヤヲ調査セサルヘカラサルモノトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヤヲ問ヒタル旨ノ記載アルニ止マリ被害者トノ身分關係ヲ調査シタリト認ムヘキ事迹ノ存スル所ナシ或ハ曰ハン陪審員ト被害者トノ身分關係ハ陪審法上所謂調査事項ニアラサルヲ以テ特ニ被害者トノ身分關係ヲ調査セサリシトノ確証ナキ限りハ該身分關係ヲ調査セサリシモノト謂フヲ得スト然レトモ公判期日ニ於ケル訴訟手続ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ証明スヘキモノナルコトハ刑事訴訟法第六十四条ノ明定スル所ナルヲ以テ公判調書ニ該身分關係ヲ調査シタリトノ記載ナキ以上ハ仮令該身分關係ヲ調査シタルヘシトノ推測ヲ下スヘキモノアリトスルモ結局該身分關係ヲ調査シタリト断スヘキ証明ナク該身分關係ハ調査セサリシモノト為スノ外ナキモノト謂ハサルヘカラス若シ前記説者ノ説ノ如キ断定ヲ下サンカ刑事訴訟法第六十四条ハ何等則ルニ足ラサル空文ニ帰スヘケレハナリ從テ前述ノ説ノ如キハ法律上抛ル所ナキ憶測ヲ以テ此明ナル法律ノ規定ヲ無視セントスル暴論ニシテ採ルニ足ラサルモノトス既ニ然リトセハ原審ニ於テハ陪審員ニ対シ果シテ除斥ノ原由アルヤ否ヤニ付キ適法ナル調査ヲ為サス漫然宣誓セシメテ陪審員ノ職務ヲ執行セシメタルモノト謂フヘク斯カル陪審員ノ評決ニ依ル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ按スルニ陪審法第六十条以下ノ規定ヲ通覽スルトキハ陪審員ト被告人トノ身分關係ノミナラス同法第十

五条例記ノ各關係ノ調査モ亦陪審構成ノ手續ニ属シ從テ同法第六十二条ニ於テ除斥ノ理由ノ有無ヲ問フニハ当然右第十五条ノ各關係ヲ調査スルヲ要スルモノト解スヘキコト些ノ疑ヲ容レス而シテ原審公判調書ニ裁判長ハ陪審員ニ對シ被告人ノ氏名職業及住居ヲ告ケ除外ノ理由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上ハ裁判長ハ被告人ノ氏名等ヲ告知シタルノミナラス前示第十五条ノ各關係ヲモ調査シタルモノト解スルヲ相当トスルヲ以テ論旨ハ理由ナシ

第五点陪審裁判ニ於テハ証拠調終リタル後検事弁護人ニ於テ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ意見ヲ述ヘタル後陪審員ニ問書ヲ交付スルニ先チ被告人又ハ弁護人ヲシテ最終ノ陳述ヲ為スヘキ機会ヲ与ヘサルヘカラサルコトハ陪審法第七十六条第四項ノ明定スル所ナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ検事弁護人ニ於テ前記ノ意見ヲ述ヘタル後陪審員ニ問書ヲ交付スルニ先チ被告人又ハ弁護人ニ最終ノ陳述ヲ為スヘキ機会ヲ与ヘタル事跡ナク原審公判ハ前記法条ニ違背シ其手續上重大ノ違法アルモノトス然ラハ原判決ハ斯ル違法ノ公判ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ公判手續ニ於テ弁護人カ最終ニ弁論ヲ為シタル以上ハ更ニ被告人ヲシテ弁論ヲ為サシムルヲ要セサルコト本院判例ノ示ス所ナリ（大正十三年七月七日判決参照）原審公判調書ヲ閱スルニ第一次弁論ニ於テ検事カ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ニ付意見ヲ述ヘタルニ引続キ弁護人ヨリ意見ノ陳述ヲ為シタルハ最終ノ弁論ニ該当スルカ故ニ原審公判手續ニハ所論ノ如キ違法アルコトナシ論旨理ナシ

第六点原判決ハ其事實理由ニ於テ「被告人ハ昭和三年五月頃ヨリ居村大字□□H D久藏娘久江（其当時十六年）ト情交關係ヲ結ヒ爾來逢瀬ヲ樂ミ互ニ将来ハ夫婦タランコトヲ誓ヒ

居タルトコロ昭和四年末頃其事ニ関シ右久藏トノ間ニ葛藤ヲ惹起シ之カ為メニ爾後久江ト相逢フコトスラモ自由ナラサルニ至リ恋慕ノ情耐ヘ難キトコロヨリ更ニ右久藏ヲシテ被告人ニ對シ畏怖ノ念ヲ懷カシムルニ於テハ或ハ同人カ被告人ノ切ナル心情ヲ酌ンテ久江トノ結婚ヲ許容スルナラムト思惟シ同年十一月二十二日午後九時頃右久藏ヲ畏怖セシムル目的ニテ予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居リタル石油約一合ヲ有合セタルペンキ缶ニ入レ之レト燐寸トヲ携ヘテ右久藏方ニ赴キ同人方炊事場東側壁板及ヒ同所窓引戸ニ右石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ焼燬スル意思ナク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ之レヲ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ摺リ之ニ点火シタルニ右石油力燃上リタル結果同住家ニ延焼スヘキ状態ニ至リ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ」ト認定シタリ依是觀之被告人ハ久江トノ關係ニ付久藏トノ間ニ葛藤ヲ生シ之カ為メ爾後久江ト相逢フコトスラ自由ナラサルニ至リシヨリ久藏ヲ脅シ久江トノ結婚ヲ許容セシメントシテ本件行為ニ出テタリト云フニ在リ然レトモ右認定ニ依レハ被告人ト久藏トノ間ニ葛藤ヲ生シタルハ昭和四年ノ末ナリト云フニ在ルヲ以テ被告人カ判示ノ原因ニ依リ放火シタリトセハ該放火ハ昭和四年末以後即チ昭和四年十二月末以後ナラサルヘカラサル筋合ナリトス然ルニ原判決カ其後段ニ於テ被告人ハ右ノ事情ニ依リ昭和四年十一月二十二日判示ノ場所ニ放火シタリト認定シアリテ前後相矛盾撞着ス然ラハ原判決ハ此ノ点ニ於テ事實理由齟齬ノ違法アリ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ原判文中昭和四年末頃トハ同年十二月末頃ノ意義ニ限ラス十一月、二月頃ヲ包含スルコト普通ノ用例上当然ナルカ故ニ原判決ニハ所論ノ如ク理由齟齬ノ違法アルコトナシ論旨理由ナシ

第七点原判決ノ事實理由ニ依レハ「被告人ハ……予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居

タル石油約一合ヲ……携へテ右久藏方ニ赴キ同人方炊事場東側壁板及同所窓引戸ニ右石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ焼燬スル意思ナク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ之ヲ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ摺リ之ニ点火シタルニ右石油力燃上リタル結果……」ト判示シアリ且又裁判長ノ陪審ニ対スル説示ノ要旨中ニモ「裁判所ノ見解ハ石油ハ家ニ注掛ケラレタル後ト雖仍ホ燃料トシテ其存在ヲ認ムルコトヲ得ヘク吾人ノ実験法則ノ上カラ見テ家ヲ焼カス其ノ石油ノミヲ焼クコトハ絶対ニ不可能ナリトハ認メナイノテアル然レトモ一旦家屋ニ注掛ケラレタル以上其石油ハ民法附加ノ法則ニヨリ被告人ノ所有ヲ離レテ家ノ所有主ニ帰属スルモノト認メ前示ノ条項（刑法第百十條第一項）ヲ適用スヘキモノト説明シタ所以テアル」（記録第六五三丁裏面第十行以下）トアリ已ニ石油力被告人ノ所有ニ係リ而シテ他人ノ建造物ニ之ヲ注キ掛ケタル後ト雖未タ消散セスシテ燃料トシテノ存在ヲ認メ得ル以上他人ノ建造物ヲ焼燬スルノ意思ナク且燒燬セスシテ専ラ其石油ノミヲ燃エ揚ラシムル意思ヲ以テ之ヲ燃エ揚ラシメタル場合ニ於テハ仮令之ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ト雖刑法第百十條第一項ヲ適用スヘキニアラスシテ同條第二項ニ依リ処断セラルヘキモノト確信ス若シ夫レ如上ノ場合ニ於テ久藏ノ不動産（家屋）ト之ニ注キ掛ケタル被告人ノ石油トノ間ニハ民法附加ノ關係ヲ生ストノ説ノ如キハ断シテ与スル得サルナリ蓋シ民法力附加ノ法律關係ヲ認メタル第二百四十二條ノ規定ハ不動産（即チ本件ノ場合ニ於テハ家屋）ノ性質目的の用方ニ從ヒ之ニ從トシテ附合シタル物ナラサルヘカラス即チ附合サレタル不動産ト附合シタル物トノ間ニ性質目的の用法上主從ノ關係ニアル普通ノ場合ヲ律スルモノニシテ本件ノ如キ場合ニ適用サルヘキ法旨ニアラサレハナリ原判決ハ前示ノ如ク実ニ刑法條項ノ適用ヲ衍リタル失当アリト云フニ在リ因テ案スルニ民法第

二百四十二條ニ所謂不動産ノ附合ニハ不動産ト之ニ附合シタル物トノ間ニ主從ノ關係アルヲ要スルヲ以テ原判示ノ如ク被告人ハHD久藏ニ対スル畏怖ノ念ヲ懷カシムル目的ヲ以テ同人方住宅東側壁板及同所窓引戸ニ石油ヲ注キ掛ケ放火シタル事實ノミニテハ附合ノ要件ニ當ラサルコトハ所論ノ如シト雖原判文ノ全趣旨ヨリ見レハ被告人カ右石油ヲ注キ掛ケタル當時ニ於テ其所有權ヲ抛棄シタルモノト解スルヲ社会通念上適當トスヘキヲ以テ之ヲ燃焼セシメタル所為ハ即チ被告人以外ノモノノ燒燃ニ当ルカ故ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル以上原審ノ如ク刑法第百十條第一項ヲ適用シタルハ結局正当ナリ論旨理由ナシ第八點原判決認定ノ外形事實ハ被告人ノ認ムル所ニシテ其罪責ハ免ルル能ハサル所ナルモ被告人ハ居町ニ於テ相当ノ家庭ニ成長シ性質温厚素行善良ニシテ郷党青年間ニモ信用ヲ有シ推サレテ同窓会副会長青年団支部長婦人会支部長在郷軍人会組長等ニ就任シ之等公共団体ノ為メ尽シタル功勞ノ大ナルモノアリテ前途有望ノ青年ナリ然ルニ被告人ハ判示久江トノ間ニ情交關係アリ事實上夫婦ノ如キ状態ヲ繼續シ来リ将来久江ノ父久藏ノ許ヲ得テ正式ニ夫婦タランコトヲ誓ヒ居リタルモノナル処久江ノ父久藏ハ被告人ト久江ノ間ヲ割キ爾來相逢フモ自由ナラサルニ至リシヨリ被告人ハ久江トノ結婚ヲ希望スルノ余リ久藏ヲ脅スニ於テハ被告人ノ切ナル心情ヲ酌ミ之ヲ許容スルナラムト思惟シ遂ニ本件ノ行為ニ出ツルニ至レルモノニシテ真ニ所謂「若氣ノ至リ」ニ外ナラス事情洵ニ憫諒スヘキモノアルノミナラス被告人ハ其後深く這度ノ行為を悔悟シ一切ノ罪状ヲ告白シテ謹慎ヲ為シ居リ改悛ノ情顯著ナルモノアリ而カモ被告人ノ本件行為ニ依リ毫モ財産上ノ実害ヲ生シタルモノニアラサルヲ以テ今日之ニ実刑ヲ科スルハ徒ラニ被告人ノ前途ヲ暗黒ナラシメ反テ自暴自棄ニ陥ラシムルノ虞レナシトセス斯ル被告人ニ對シテハ須ラク刑ノ執行ヲ猶予シ其将来ヲ戒メ修

養ヲ積ミテ永キ前途ノ間社会公共ニ対シ罪過ヲ償フノ途ヲ講セシムルヲ以テ刑事政策上ノ当ヲ得タルモノトスヘキナリ然ルニ事茲ニ出テスシテ実刑一年ヲ科シタル原判決ハ刑ノ量定著ク重キニ過クルモノト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノニシテ破毀スヘキモノト信スト云フニ在リ因テ記録ヲ精査シ諸般ノ情状ヲ考量スルニ原判決ノ被告人ニ対スル科刑甚シク不当ナリト思料スヘキモノアルヲ見ス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事平井彦三郎関与
昭和五年五月三十一日
大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳
判事 宮本力之助
判事 中尾 芳助
判事 高瀬幸七郎
判事 岸 達也

右臆本也

昭和五年六月十八日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬 有藏 印

⑭ M O 義親 (大審院建放火危険罪上告事件昭和5年5月31日判決) 「大審院刑事判例集」第9巻第6号

○昭和五年(レ)第四九三号

【上告人】 被告人 M O 義親 弁護士 作間耕逸

【第一審】 大分地方裁判所

○判示事項

陪審員ノ資格調査

○判決要旨

陪審法第六十二條ニ依リ陪審員ニ対シ除斥原由ノ有無ヲ問フニハ同法第十五條列記ノ各關係ヲ調査スルヲ要スルモノトス

【参照】 陪審法第十五條 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ

- 一 陪審員被害者ナルトキ
- 二 陪審員私訴当事者ナルトキ
- 三 陪審員被告人、被害者若クハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ
- 四 陪審員被告人被害者又ハ私訴当事者ノ属スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ
- 五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
- 六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ
- 七 陪審員事件ニ付告発ヲナシタルトキ
- 八 陪審員事件ニ付証人又ハ鑑定人ト為リタルトキ
- 九 陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、弁護士、輔佐人又ハ私訴当事者ノ代理人ト為リタルトキ
- 十 陪審員事件ニ付判事、検事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

同法第六十二条 陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ検事及被告人ニ対シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ
裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問フヘシ
検事、被告人及陪審員除斥ノ原由アルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ為スヘシ
除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判長ハ決定ヲ為スヘシ

○事 実

第一審裁判所ハ陪審員ノ答申ヲ採択シ左記事実ヲ認定シ刑法第一百条第一項ヲ適用シ被告人ヲ懲役一年ニ処スル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ昭和三年五月頃ヨリ居村大字□□H D久藏娘久江(其ノ当時十六年)ト情交ヲ結ビ爾来逢瀬ヲ楽ミ互ニ将来ハ夫婦タランコトヲ誓ヒ居タルコロ昭和四年末頃其ノ事ニ関シ右久藏トノ間ニ葛藤ヲ惹起シ之カ為ニ爾来久江ト相逢フコトスラモ自由ナラサルニ至リ恋慕ノ情耐ヘ難キトコロヨリ爰ニ右久藏ヲシテ被告人ニ対シ畏怖ノ念ヲ懐カシムルニ於テハ或ハ同人カ被告人ノ切ナル心情ヲ酌ミテ久江トノ結婚ヲ許容スルナラムト思惟シ同年十一月二十二日午後九時頃右久藏ヲ畏怖セシムル目的ニテ予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居タル石油約一合ヲ有合セタルペンキ罐ニ入レ之ト燐寸トヲ携ヘテ右久藏方ニ赴キ同人方炊事場東側壁板及同所窓引戸ニ右石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ焼燬スル意思ナク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ摺リ之ニ点火シタルニ右石油カ燃上リタル結果同住家ニ延焼スヘキ状態ニ至リ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ

原審公判調書ニハ裁判長ハ検事及被告人ニ対シ右陪審員ノ氏名職業及住居地ヲ記載シタル陪審員選定通知書ヲ示シ除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問ヒ又陪審員ニ対シテ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アリ

○理 由

弁護人作間耕逸上告趣意書第二点原審公判調書ヲ閱スルニ「弁護人ハ……以上ニ依リ本件ハ検事主張ノ如ク放火既遂ノ程度ニ達シテ居ラナイノミナラス住家焼燬ノ意思モナカツタモノト断定セラルヘキモノテ其ノ結果ニ於テモ財産上ノ被害ハ少シモナカツタモノト思ハレ尙火事自体トシテモ僅少テ公共危険ノ程度テナカツタモノト思ハレル次ニ本件ノ如キ窓カ家屋ノ一部テアルト云フ事ハ我々常識ニテハ考ヘラレナイコトテ之ヲ焼タトシテモ損壞罪テアル然ルニ之カ告訴カナイ故無罪トナルヘキテアル」(記録第六四四丁裏面以下)ト意見ヲ陳述シタリ然ルニ裁判長説示ノ部ニハ「(四)公共危険、被告人弁護人ノ如ク住家ヲ焼ク意思ナク単ニ注掛ケタル石油ノミヲ焼ク心算リテ放火シタトスレハ法律關係ハ如何ニナルカト云フニ其ノ石油ハ燃揚ツテ之カ為ニ公共ノ危険ヲ生セシメタル時ハ刑法第一百条第一項ニ該リ一年以上十年以下ノ懲役ニ処セラルル……前ニ述ヘタ住家ニ対スル放火罪ヨリモ著シク輕キ罪テアル茲ニ所謂公共ノ危険トハ或物ヲ焼キ(本件ナラハ石油)其ノ火力住家其ノ他ノ建物ニ延焼シ若ハ延焼セントシ又ハ不定多数ノ人人ノ生命身体財産等ニ危険ヲ感セシムル状態ニ至リタルコトヲ云フノテアル而シテ本件ニ於テハ被告人ノ放火ニ因リ石油カ燃ヘ揚リ其ノ火力カ少クトモ住家ニ燃移ラントスル危険状態ニ至リタルコトハ被告人ノ自認スル所ナルカ故其ノ事實力真実ナラハ之ニ対シテハ当然右ノ法律力適用セラレネハナラヌ此ノ点ノ法律問題ニ関シテハ検事及弁護人ヨリ其ノ所論ヲ聞ク能ハサリシハ遺憾トスルトコロナルモ裁判所ノ見解ハ石油ハ家ニ注掛ケラレタル後ト雖仍ホ燃料トシテ其ノ存在ヲ認ムルコトヲ得ヘク吾人ノ実験法

則ノ上カラ見テ家ヲ焼カス其ノ石油ノミヲ焼クコトハ絶対ニ不可能ナリトハ認メナイノデア
ル然レトモ一旦家屋ニ注掛ケラレタル以上其ノ石油ハ民法附加ノ法則ニヨリ被告人ノ所有ヲ
離レテ家ノ所有主ニ帰属スルモノト認メ前示ノ各項ヲ適用スヘキモノト説明シタ所以テアル
弁護人ハ本件ニ付動産ノ損壊罪ニ該ルカ如ク論シタルモ被告人カ石油ヲ注キ点火シタル所ハ
住家ノ一部ナルコトハ被告人カ認ムルノミナラス検証調書ノ記載ヲ真実ト見ルナラハ其処ハ
家屋ノ一部ニ相違ナイ故弁護人ノ弁論ハ該ラナイモノト思フ「云々ト記載アリ（記録第六五
二丁以下）右裁判長ノ説示タルヤ弁護人ノ右意見ヲ反駁シ本件ハ器物損壊罪トナルモノニア
ラスシテ刑法第一百条第一項ノ公共危険ヲ生セシメタルモノト断定シタルニ外ナラスシテ即
チ裁判長ハ罪責ニ関シ自己ノ意見ヲ述ヘタルモノニシテ陪審法第七十七条ニ違背シ斯ル説示
ニ基キ評決セラレタル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ○所論裁判
長ノ説示ニ付原審公判調書ヲ閱スルニ「被告人ノ自認及検証調書ノ記載ヲ真実ト見ルナラハ
其処ハ家屋ノ一部ニ相違ナイ故弁護人ノ弁論ハ該ラナイモノト思フ」トアリテ未必の二事実
ト法律トノ關係ヲ解シタルモノニシテ所論ノ如ク罪責ニ関シ自己ノ意見ヲ述ヘタルモノト
謂フヘカラス論旨理由ナシ

第四点陪審員ハ被告人ノミナラス被害者ノ親族家族法定代理人後見監督人保佐人同居人雇人
ナルニ於テハ其ノ職務ノ執行ヨリ除外セラルヘキモノナルコトハ陪審法第十五条ノ明規スル
所ナリ仍テ陪審員ニ対シ其ノ資格ヲ審査スルニハ被告人ノミナラス被害者ノ住所氏名職務ヲ
陪審員ニ告ケ除外ノ原由アルヤ否ヲ調査セサルヘカラサルモノトス然ルニ原審公判調書ヲ閱
スルニ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業住居地ヲ告ケ除外ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載
アルニ止マリ被害者トノ身分關係ヲ調査シタリト認ムヘキ事迹ノ存スル所ナシ或ハ曰ハン陪

審員ト被害者トノ身分關係ハ陪審法上所謂問查事項ニアラサルヲ以テ特ニ被害者トノ身分關
係ヲ調査セサリシトノ確証ナキ限りハ該身分關係ヲ調査セサリシモノト云フヲ得スト然レト
モ公判期日ニ於ケル訴訟手続ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ証明スヘキモノナルコトハ刑事訴訟
法第六十四条ノ明定スル所ナルヲ以テ公判調書ニ該身分關係ヲ調査シタリトノ記載ナキ以上
ハ仮令該身分關係ヲ調査シタルヘシトノ推測ヲ下スヘキモノアリトスルモ結局該身分關係ヲ
調査シタリト断スヘキ証明ナク該身分關係ハ調査セサリシモノト為スノ外ナキモノト謂ハサ
ルヘカラス若シ前記説者ノ説ノ如キ断定ヲ下サンカ刑事訴訟法第六十四条ハ何等則ルニ足ラ
サル空文ニ帰スヘケレハナリ從テ前述ノ如キ法律上拠ル所ナキ憶測ヲ以テ此ノ明ナル法律ノ
規定ヲ無視セントスル暴論ニシテ採ルニ足ラサルモノトス既ニ然リトセハ原審ニ於テハ陪審
員ニ対シ果シテ除外ノ原由アルヤ否ニ付適法ナル調査ヲ為サス漫然宣誓セシメテ陪審員ノ職
務ヲ執行セシメタルモノト謂フヘク斯ル陪審員ノ評決ニ依ル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモ
ノト信スト云フニ在レトモ【要旨】○按スルニ陪審法第六十条以下ノ規定ヲ通覽スルトキハ
陪審員ト被告人トノ身分關係ノミナラス同法第十五条列記ノ各關係ノ調査モ亦陪審構成ノ手
続ニ属シ從テ同法第六十二条ニ於テ除外ノ原由ノ有無ヲ問フニハ当然右第十五条ノ各關係ヲ
調査スルヲ要スルモノト解スヘキコト些ノ疑ヲ容レス而シテ原審公判調書ニ裁判長ハ陪審員
ニ対シ被告人ノ氏名職業及住居ヲ告ケ除外ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上ハ裁
判長ハ被告人ノ氏名等ヲ告知シタルノミナラス前示第十五条ノ各關係ヲモ調査シタルモノト
解スルヲ相当トスルヲ以テ論旨ハ理由ナシ第七点原判決ノ事實理由ニ依レハ「被告人ハ……
：予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居タル石油約一合ヲ……携ヘテ右久藏方ニ赴キ同人方
炊事場東側壁板及同所窓引戸ニ右石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ焼燬スル意思ナ

ク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ之ヲ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ摺リ
之ニ点火シタルニ右石油力燃上リタル結果……」ト判示シアリ且又裁判長ノ陪審ニ対スル
説示ノ要旨中ニモ「裁判所ノ見解ハ石油ハ家ニ注キ掛ケラレタル後ト雖仍ホ燃料トシテ其ノ
存在ヲ認ムルコトヲ得ヘク吾人ノ実験法則ノ上カラ見テ家ヲ焼カス其ノ石油ノミヲ焼クコト
絶対ニ不可能ナリトハ認メナイノテアル然レトモ且家屋ニ注キ掛ケラレタル以上其ノ石油
ハ民法附加ノ法則ニヨリ被告人ノ所有ヲ離レテ家ノ所有主ニ帰属スルモノト認メ前示ノ条項
（刑法第一百条第一項）ヲ適用スヘキモノト説明シタ所以テアル」（記録第六五三丁裏面第
十行以下）トアリ既ニ石油力被告人ノ所有ニ係リ而シテ他人ノ建造物ニ之ヲ注キ掛ケタル後
ト雖未タ消散セスシテ燃料トシテノ存在ヲ認メ得ル以上他人ノ建造物ヲ焼燬スルノ意思ナク
且焼燬セスシテ専ラ其ノ石油ノミヲ燃エ揚ラシタル場合ニ於テハ仮令之ニ因テ公共ノ危険
ヲ生セシメタル者ト雖刑法第一百条第一項ヲ適用スヘキニアラスシテ同条第二項ニ拠リ処断
セラルヘキモノト確信ス若シ夫レ如上ノ場合ニ於テ久藏ノ不動産（家屋）ト之ニ注キ掛ケタ
ル被若人ノ石油トノ間ニハ民法附加ノ關係ヲ生ストノ説ノ如キハ断シテ与スルヲ得サルナリ
蓋シ民法力附加ノ法律關係ヲ認メタル第二百四十二条ノ規定ハ不動産（即チ本件ノ場合ニ於
テハ家屋）ノ性質目的用法ニ從ヒ之ニ從トシテ附加シタル物ナラサルヘカラス即チ附加サ
レタル不動産ト附加シタル物トノ間ニ性質目的用法上主從ノ關係ニアル普通ノ場合ヲ律スル
モノニシテ本件ノ如キ場合ニ適用サルヘキ法旨ニアラサレハナリ原判決ハ前示ノ如ク実ニ刑
法条項ノ適用ヲ衍リタル失当アリト云フニ在リ○因テ案スルニ民法第二百四十二条ニ所謂不
動産ノ附加ニハ不動産ト之ニ附加シタル物トノ間ニ主從ノ關係アルヲ要スルヲ以テ原判示ノ
如ク被告人ハHD久藏ニ対スル畏怖ノ念ヲ懷カシムル目的ヲ以テ同人方住宅東側壁板及同所

窓引戸ニ石油ヲ注キ掛ケ放火シタル事実ノミニテハ附加ノ要件ニ当ラサルコトハ所論ノ如シ
ト雖原判文ノ全趣旨ヨリ見レハ被告人カ右石油ヲ注キ掛ケタル当時ニ於テ其ノ所有權ヲ抛棄
シタルモノト解スルヲ社会通念上適當トスヘキヲ以テ之ヲ燃燒セシメタル所為ハ即チ被告人
以外ノモノノ燒燃ニ当ルカ故ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル以上原審ノ如ク刑法第一百条
第一項ヲ適用シタルハ結局正当ナリ論旨理由ナシ（其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略
ス）

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判ス
検事平井彦三郎開与

⑭ MO 義親（大審院放火危険罪上告事件昭和5年5月21日判決「法律新聞」第三二六九号・昭和5年9月23日

●陪審構成ノ手續ト陪審法第十五条

陪審法第六十条以下ノ規定ヲ通覽スルトキハ陪審員ト被告人ノ身分關係ノミナラス同法第
十五条列記ノ各關係ノ調査モ亦陪審構成ノ手續ニ属シ從テ同法第六十二条ニ於テ除斥ノ原
由ノ有無ヲ問フニハ当然右第十五条ノ各關係ヲ調査スルヲ要スルモノト解スヘキコト些ノ
疑ヲ容レス而シテ原審公判調査ニ裁判長ハ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業及住居ヲ告ケ除
外ノ原由アリヤ否ヤヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上ハ裁判長ハ被告ノ氏名等ヲ告知シタルノ
ミナラス前示第十五条ノ各關係ヲモ調査シタルモノト解スルヲ相当トス

●石油ニヨル放火ト法律ノ適用

原判文ノ全趣旨ヨリ見レハ被告人カ右石油ヲ注キ掛ケタル当時ニ於テ其ノ所有權ヲ抛棄シタ
ルモノト解スルヲ社会通念上適當トスヘキヲ以テ之ヲ燃燒セシメタル所為ハ即チ被告人以外

ノモノノ焼燃ニ当ルカ故ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル以上原審ノ如ク刑法第一百条第一項ヲ適用シタルハ正当ナリ

○昭和五年(レ)第四九三号

判決

本籍並住居 大分県南海部郡□□町大字□□浦□□番地

漁業兼農業

MO 義親

明治三十七年五月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和五年二月二十六日大分地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採扱シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件上告ハ之ヲ棄却ス

【理由】弁護人作間耕逸上告趣意書第一点原審ニ於ケル裁判長説示ノ部ヲ閲スルニ「次ニ証拠ノ要領ニ付説明スヘシ(一)被告人ノ供述被告人ハ本件ニ付如何ナル申立ヲシテ居ルカト云フニ当公判廷ニ於テモ公判準備ノ際ニ於テモ共ニ家屋ニ注掛ケタ石油ニ点火シタルモ家ヲ焼燬スル前ニ消止ムル確信カアツタノテ家ヲ焼燬スル意思ハ絶対ニナイト供述シテ居ル然ルニ被告人ニ対スル予審調書ノ記載ニヨレハ母家ヲ全部焼イテ仕舞フ考ハナク久蔵ヲ脅スツモリテ放火シタカ大事ニテモナリサウナラ自分力消止ムル考テアル若シ消止ムル事力出来ネハ大事ニナルコトハ知テ居タト供述シテ居ル右予審ニ於ケル供述ヲ如何ニ解釈スルカ全部焼イテ仕舞ハヌテモ一部ヲ焼ク意思アレハ其意思ハ不確實ノ場合ト雖住家ノ放火罪トナルコトハ前ニ説明セシ如シ然ラハ右予審ノ供述ヲ以テ被告人ハ住家ノ一部ヲ焼クト云フ確定若クハ

不確實ノ意思アリシコトヲ明白シタルモノト認ムヘキヤ否ヤ若自白ト認メラルルナラハ其真否如何ヲ以下説明スル他ノ諸般ノ事實証拠ニ照シテ判断セネハナラヌ事テアル……(六)検証調書其他「予審並ニ受命判事ノ検証調書及当庁ニ於テ燃焼程度実験ノ検証調書ノ各記載ニヨリHD久蔵方住家ノ構造附近家屋ノ接近ノ状況放火現場ノ模様等ヲ知り又各証拠物件殊ニ板片ニ存スル燻焦等ノ状況ヲ稽ヘ住家ヲ焼キタルモノナリヤ否ヤヲ判断セネハナラヌ云々」(記録第六五五丁以下)ト記載シアリテ被告人ニ対スル予審調書予審判事ノ検証調書原審ニ於ケル受命判事ノ検証調書原審裁判所ノ検証調書及ヒ公判準備調書ヲ本件ノ証拠トナシタルモノナルコト洵ニ明ナリトス然ルニ公判調書中原審ニ於ケル証拠調ノ部(記録五九六丁裏面)ヲ閲スルニ裁判長ハ単ニ右各調書ヲ被告人ニ読聞ケ其意見ヲ求メタル記載アルニ止マリ被告人ニ対シ利益ノ証拠提出ノ告知ヲ為シタリト認ムヘキ記載存スルコトナシ(記録第五九六丁裏面以下)而シテ刑事訴訟法第三百四十七条第二項ニ於テハ「裁判長ハ被告人ニ対シ其利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為スヘシ」ト明定シアリテ被告人ニ対スル裁判長ノ此告知ハ公判廷ニ於ケル審理手続中重要ナル事項ニ属シ之ニ違背スルトキハ其審理手続ニ重大ナル違法アルヲ免レサルモノニシテ該手続ハ陪審裁判ニ於テ特ニ之ヲ遵守スルヲ要セスト為スヘキ法律上ノ根拠存セサルヲ以テ陪審法第百三条ニ依リ右手続上ノ違法ハ陪審裁判ニ於テモ等ク上告ノ理由ト為スコトヲ得ルモノト謂ハサルヘカラストハ夙ニ御院判例ノ示ス所ナリトス(昭和四年(レ)第八五六号四年十月八日第一刑事部判決)然ラハ原審ニ於テハ適法ニ証拠調ヲ為ササル前記証拠ヲ陪審評決ノ証拠ニ供シタル違法アルモノニシテ採証ノ法則ニ違背シ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ被告人ニ対シ利益ト為ルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ハ証拠調中一回之ヲ為スヲ以テ足り必ラスシモ各個

ノ証拠ニ付各別ニ告知スルコトヲ要スルモノニ非サルコト本院判例ノ示ス所ナリ(大正十三年十月十四日判決参照)原審第一回公判調書ヲ閱スルニ証拠調ノ直後ニ被告人ニ對シ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為シタル事跡ナキモ第二回公判調書ニハ弁護士ヨリ在廷証人M O伊平ノ訊問ヲ求メタルノミナラス続テ裁判長ハ利益ノ証拠提出ヲ告知シタル記載アルヲ以テ原審証拠調手續ニ所論ノ如キ違法アルコトナシ論旨引用ノ本院判例ハ爾後ノ公判ニ於テ利益ノ証拠提出ノ告知モナク又被告人及弁護士ノ執ヨリモ新ナル証拠ノ申出ナキ場合ニ係ルカ故ニ依テ以テ本件ヲ律スルニ足ラス論旨理由ナシ、第二点原審公判調書ヲ閱スルニ「弁護士ハ……以上ニ依リ本件ハ檢事主張ノ如ク放火既遂ノ程度ニ達シテ居ラナイノミナラス住家焼燬ノ意思モナカツタモノト断定セラルヘキモノテ其結果ニ於テモ財産上ノ被害ハ少シモナカツタモノト思ハレ尙火事自体トシテモ僅少テ公共危険ノ程度テナカツタモノト思ハレル次ニ本件ノ如キ窓カ家屋ノ一部テアルト云フ事ハ我々常識ニテハ考ヘラレナイ事テ之ヲ燒イタトシテモ損壞罪テアル然ルニ之カ告訴カナイ故無罪トナルヘキテアル」(記録第六四四丁裏面以下)ト意見ヲ陳述シタリ然ルニ裁判長説示ノ部ニハ「(四)公共危険被告人弁解ノ如ク住家ヲ燒ク意思ナク単ニ注掛ケタ石油ノミヲ燒ク心算リテ放火シタトスレハ法律關係ハ如何ニナルカト云フニ其石油カ燃揚カツテ之カ為ニ公共ノ危険ヲ生セシメタル時ハ刑法第百十條第一項ニ該リ一年以上十年以下ノ懲役ニ処セラルル……前ニ述ヘタ住家ニ對スル放火罪ヨリモ著ク輕キ罪テアル茲ニ所謂公共ノ危険トハ或物ヲ燒キ(本件ナラハ石油)其火力住家其他ノ建物ニ延燒シ若ハ延燒セントシ又ハ不定多数ノ人々ノ生命身体財産等ニ危険ヲ感セシムル状態ニ至リタルコトヲ云フノテアル而シテ本件ニ於テハ被告人ノ放火ニ因リ石油カ燃ヘ揚リ其火力少クトモ住家ニ燃移ラントスル危険状態ニ至リタルコトハ被告

人ノ自認スル所ナルカ故ニ其事實カ真実ナラハ之ニ對シテハ当然右ノ法律カ適用セラレネハナラヌ此ノ点ノ法律問題ニ關シテハ檢事及ヒ弁護士ヨリ其所論ヲ聞ク能ハサリシハ遺憾トスルトコロナルモ裁判所ノ見解ハ石油ハ家ニ注掛ケラレタル後ト雖仍ホ燃料トシテ其存在ヲ認ムルコトヲ得ヘク吾人ノ実験法則ノ上カラ見テ家ヲ燒カス其石油ノミヲ燒クコトハ絶対ニ不可能ナリトハ認メナイノテアル然レトモ一旦家屋ニ注掛ケラレタル以上其石油ハ民法附加ノ法則ニヨリ被告人ノ所有ヲ離レテ家ノ所有主ニ帰属スルモノト認メ前示ノ各項ヲ適用スヘキモノト説明シタ所以テアル弁護士ハ本件ニ付動産ノ損壞罪ニ該ルカ如ク論シタルモ被告人カ石油ヲ注キ点火シタル処ハ住家ノ一部ナルコトハ被告人カ認ムルノミナラス檢証調書ノ記載ヲ真実ト見ルナラハ其処ハ家屋ノ一部ニ相違ナイ故弁護士ノ弁論ハ該ラナイモノト思フ云々」ト記載アリ(記録第六五二丁以下)右裁判長ノ説示タルヤ弁護士ノ右意見ヲ反駁シ本件ハ器物損壞罪トナルモノニアラスシテ刑法第百十條第一項ノ公共危険ヲ生セシメタルモノト断定シタルニ外ナラスシテ即チ裁判長ハ罪責ニ關シ自己ノ意見ヲ述ヘタルモノニシテ陪審法第七十七條ニ違背シスル説示ニ基キ評決セラレタル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論裁判長ノ説示ニ付原審公判調書ヲ閱スルニ「被告人ノ自認及檢証調書ノ記載ヲ真実ト見ルナラハ其処ハ家屋ノ一部ニ相違ナイ故弁護士ノ弁論ハ該ラナイモノト思フ」トアリテ未必的ニ事實ト法律トノ關係ヲ解シタルモノニシテ所論ノ如ク罪責ニ關シ自己ノ意見ヲ述ヘタルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ、第三点原審公判調書ヲ閱スルニ「弁護士ハ被告人供述ノ通り久江カ被告人ニ對シ恋慕シ何等変心ナカリシコトヲ証スル利益ノ証拠トシテ提出スル旨述ヘ罫紙ニ鉛筆書トセル文書ニ通(各義親兄さんヘト宛テタルモノ)ヲ差出シ同文書ハ被告人宅ニアリタルモノヲ被告人ノ兄ヨリ弁護士ノ方ニ送り来リタルモノノナ

ル旨附演シタリ裁判長ハ合議ノ上右弁護人提出ノ二通ノ文書ヲ押収（領置）スル旨ヲ告ケ別紙目録記載ノ通り押牧シタリ且之ヲ検事及ヒ被告人ニ示シタル上被告人ニ對シ問被告人カ今申ス久江カラ來タ手紙ト云フノハ之レカ答左様之レテアリマス云々）（記録第五〇七丁裏面）ト記載シアリテ裁判長ハ右書面ニ通テ押収シ之ニ依リテ被告人ヲ訊問シタルコト明ナリトス然レトモ陪審裁判ニ於テハ其審理中或ル文書ヲ証拠トシテ押収シ之ニ基キ訊問ヲ為スニハ該押牧物件ヲ検事及被告人ニ示シタルニ止マラス陪審員ニモ該押牧物件ヲ展示シ然ル後該文書ニ付キ訊問ヲ為ササルヘカラサルモノナリトス何トナレハ之ヲ陪審員ニ示ササルニ於テハ陪審員ニ於テ其内容ヲ知ルニ由ナク從テ該押牧物件ニ付キ被告人其他ヲ訊問スルニ由ナキノミナラス其問ノ關係ヲ判断スルニ由ナケレハナリ然ルニ右文書ヲ陪審員ニ展示セスシテ直ニ該文書ニ付キ被告人ヲ訊問シタルハ陪審裁判トシテノ審理手續上重大ノ違法アルモノト謂ハサルヘカラス然ラハ原判決ハ斯ル違法ノ審理ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ所論押牧ノ手紙ハ陪審員ノ列席シタル公判廷ニ於テ弁護人ヨリ提出ノ際被告人供述ノ通り久江カ被告人ニ對シ恋慕シ何等變心ナカリシコトヲ証スル利益ノ証拠タル旨陳述セルヲ以テ其ノ公判廷ニ顯出セラレタルコト明ニシテ陪審員モ其ノ趣旨ヲ了知セルモノト謂フヘキノミナラス若シ夫レ裁判長ニ於テ特ニ之ヲ陪審員ニ示ス必要アリトスルトキハ之ヲ示スヘク其ノ必要ナシト思料スルトキハ之ヲ示スノ要ナシ陪審員モ亦之ヲ閱覽スル要アリトセハ之ヲ求メ得ヘキヲ以テ公判調書ニ所論手紙ヲ陪審員ニ示シタル記載ナキ一事ヲ捉ヘテ云為スルハ当ラス論旨理由ナシ、第四点陪審員ハ被告人ノミナラス被害者ノ親族家族法定代理人後見監督人保佐人同居人雇人ナルニ於テハ其職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキモノナルコトハ陪審法第十五条ノ明規スル所ナリ仍テ陪審員ニ對シ其

ノ資格ヲ審査スルニハ被告人ノミナラス被害者ノ住所氏名職務ヲ陪審員ニ告ケ除斥ノ理由アルヤ否ヤヲ調査セサルヘカラサルモノトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ陪審員ニ對シ被告人ノ氏名職業住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヤヲ問ヒタル旨ノ記載アルニ止マリ被害者トノ身分關係ヲ調査シタリト認ムヘキ事迹ノ存スル所ナシ或ハ曰ハン陪審員ト被害者トノ身分關係ハ陪審法上所謂調査事項ニアラサルヲ以テ特ニ被害者トノ身分關係ヲ調査セサリシトノ確証ナキ限りハ該身分關係ヲ調査セサリシモノト云フヲ得スト然レトモ公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ証明スヘキモノナルコトハ刑事訴訟法第六十四条ノ明定スル所ナルヲ以テ公判調書ニ該身分關係ヲ調査シタリトノ記載ナキ以上ハ仮令該身分關係ヲ調査シタルヘシトノ推測ヲ下スヘキモノアリトスルモ結局該身分關係ヲ調査シタリト断スヘキ証明ナク該身分關係ハ調査セサリシモノト為スノ外ナキモノト謂ハサルヘカラス若シ前記說者ノ說ノ如キ断定ヲ下サンカ刑事訴訟法第六十四条ハ何等則ルニ足ラサル空文ニ歸スヘケレハナリ從テ前述ノ說ノ如キ法律上拠ル所ナキ憶測ヲ以テ此ノ明ナル法律ノ規定ヲ無視セントスル暴論ニシテ採ルニ足ラサルモノトス既ニ然リトセハ原審ニ於テハ陪審員ニ對シ果シテ除斥ノ理由アルヤ否ヤニ付キ適法ナル調査ヲ為サス漫然宣誓セシメテ陪審員ノ職務ヲ執行セシメタルモノト謂フヘク斯カル陪審員ノ評決ニ依ル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ「按スルニ陪審法第六十条以下ノ規定ヲ通覽スルトキハ陪審員ト被告人トノ身分關係ノミナラス同法第十五条列記ノ各關係ノ調査モ亦陪審構成ノ手續ニ屬シ從テ同法第六十二条ニ於テ除斥ノ理由ノ有無ヲ問フニハ当然右第十五条ノ各關係ヲ調査スルヲ要スルモノト解スヘキコト些ノ疑ヲ容レス而シテ原審公判調書ニ裁判長ハ陪審員ニ對シ被告人ノ氏名職業及住居ヲ告ケ除外ノ理由アリヤ否ヲ問ヒタル旨ノ記載アル以上ハ裁判長ハ被告人ノ氏名

等ヲ告知シタルノミナラス前第十五条ノ各關係ヲモ調査シタルモノト解スルヲ相当トスルヲ以テ論旨ハ理由ナシ、第五点陪審裁判ニ於テハ証拠調終リタル後検事弁護士ニ於テ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ意見ヲ述ヘタル後陪審員ニ問書ヲ交付スルニ先チ被告人又ハ弁護士ヲシテ最終ノ陳述ヲ為スヘキ機会ヲ与ヘサル可ラサルコトハ陪審法第七十六条第四項ノ明定スル所ナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ検事弁護士ニ於テ前記ノ意見ヲ述ヘタル後陪審ニ問書ヲ交付スルニ先チ被告人又ハ弁護士ニ最終ノ陳述ヲ為スヘキ機会ヲ与ヘタル事跡ナク原告公判ハ前記法条ニ違背シ其手續上重大ノ違法アル者トス然ラハ原判決ハスル違法ノ公判ニ基キ下サレタルモノナルヲ以テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ公判手續ニ於テ弁護士力最終ニ弁論ヲ為シタル以上ハ更ニ被告人ヲシテ弁論ヲ為サシムルヲ要セサルコト本院判例ノ示ス所ナリ（大正十三年七月七日判決参照）原審公判調書ヲ閱スルニ第一次弁論ニ於テ検事力犯罪ノ構成要素ニ関ル事実上及法律上ノ問題ニ付意見ヲ述ヘタルニ引續キ弁護士ヨリ意見ノ陳述ヲ為シタルハ最終ノ弁論ニ該当スルカ故ニ原審公判手續ニハ所論ノ如キ違法アルコトナシ論旨理ナシ、第六点原判決ハ其事實理由ニ於テ「被告人ハ昭和三年五月頃ヨリ居村大字□□HD久藏娘久江（其当時十六年）ト情交關係ヲ結ヒ爾來逢瀬ヲ樂ミ互ニ將來ハ夫婦タランコトヲ誓ヒ居タルトコロ昭和四年末頃其事ニ関シ右久藏トノ間ニ葛藤ヲ惹起シ之カ為メニ爾後久江ト相逢フコトスラモ自由ナラサルニ至リ恋慕ノ情耐ヘ難キトコロヨリ更ニ右久藏ヲシテ被告人ニ對シ畏怖ノ念ヲ懷カシムルニ於テハ或ハ同人カ被告人ノ切ナル心情ヲ酌シテ久江トノ結婚ヲ許容スルナラムト思惟シ同年十一月二十二日午後九時頃右久藏ヲ畏怖セシムル目的ニテ予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居リタル石油約一合ヲ有合セタルペンキ缶ニ入レ之レト燐寸トヲ携ヘテ右久藏方ニ赴キ同人方炊事場東側壁板及ヒ同窓

引戸ニ右石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ燒毀スル意思ナク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ之レヲ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ擱リ之ニ点火シタルニ右石油力燃上リタル結果同住家ニ延焼スヘキ状態ニ至リ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ」ト認定シタリ依是觀之被告人ハ久江トノ關係ニ付久藏トノ間ニ葛藤ヲ生シ之カ為メ爾後久江ト相逢フコトスラ自由ナラサルニ至リシヨリ久藏ヲ脅シ久江トノ結婚ヲ許容セシメントシテ本件行為ニ出テタリト云フニ在リ然レトモ右認定ニ依レハ被告人ト久藏トノ間ニ葛藤ヲ生シタルハ昭和四年ノ末ナリト云フニ在ルヲ以テ被告人カ判示ノ原因ニ依リ放火シタリトセハ該放火ハ昭和四年末以後即チ昭和四年十二月末以後ナラサルヘカラサル筋合ナリトス然ルニ原判決カ其後段ニ於テ被告人ハ右ノ事情ニ依リ昭和四年十一月二十二日判示ノ場所ニ放火シタリト認定シアリテ前後相矛盾撞着ス然ラハ原判決ハ此ノ点ニ於テ事實理由齟齬ノ違法アリ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ原判文中昭和四年末頃トハ同年十二月末頃ノ意義ニ限ラス十一月頃ヲ包含スルコト普通ノ用例上当然ナルカ故ニ原判決ニハ所論ノ如ク理由齟齬ノ違法アルコトナシ論旨理由ナシ、第七点原判決ノ事實理由ニ依レハ「被告人ハ……予テ自家ノランプ用トシテ使用シ居タル石油約一合ヲ……携ヘテ右久藏方ニ赴キ同人方炊事場東側壁板及同窓引戸ニ右石油全部ヲ注キ掛ケタル上右久藏方住家ヲ燒毀スル意思ナク単ニ右ノ如ク注キ掛ケタル石油ノミヲ燃シ直ニ之ヲ消止ムル意思ヲ以テ所携ノ燐寸ヲ擱リ之ニ点火シタルニ右石油力燃上リタル結果……」ト判示シアリ且又裁判長ノ陪審ニ對スル説示ノ要旨中ニモ「裁判所ノ見解ハ石油ハ家ニ注掛ケラレタル後ト雖仍ホ燃料トシテ其存在ヲ認ムルコトヲ得ヘク吾人ノ実験法則ノ上カラ見テ家ヲ燒カス其ノ石油ノミヲ燒クコトハ絶対ニ不可能ナリトハ認メナイノテアル然レトモ一旦家屋ニ注掛ケラレタル以上其石油ハ民法附加ノ

法則ニヨリ被告人ノ所有ヲ離レテ家ノ所有主ニ帰属スルモノト認め前示ノ条項(刑法第一百条第一項)ヲ適用スヘキモノト説明シタ所以テアル(記録第六五三丁裏面第十行以下)トアリ已ニ石油カ被告人ノ所有ニ係リ而シテ他人ノ建造物ニ之ヲ注キ掛ケタル後ト雖未タ消散セスシテ燃料トシテノ存在ヲ認め得ル以上他人ノ建造物ヲ焼燬スルノ意思ナク且燒燬セスシテ専ラ其石油ノミヲ燃エ揚ラシムル意思ヲ以テ之ヲ燃エ揚ラシメタル場合ニ於テハ仮令之ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ト雖刑法第一百条第一項ヲ適用スヘキニアラスシテ同条第二項ニ依リ処断セラルヘキモノト確信ス若シ夫レ如上ノ場合ニ於テ久藏ノ不動産(家屋)ト之ニ注キ掛ケタル被告人ノ石油トノ間ニ民法附合ノ關係ヲ生ストノ説ノ如キハ断シテ与スル得サルナリ蓋シ民法カ附合ノ法律關係ヲ認めタル第二百四十二条ノ規定ハ不動産(即チ本件ノ場合ニ於テハ家屋)ノ性質目的用法ニ從ヒ之ニ從トシテ附合シタル物ナラサルヘカラス即チ附合サレタル不動産ト附合シタル物トノ間ニ性質目的用法上主從ノ關係ニアル普通ノ場合ヲ律スルモノニシテ本件ノ如キ場合ニ適用サルヘキ法旨ニアラサレハナリ原判決ハ前示ノ如ク実ニ刑法条項ノ適用ヲ行リタル失当アリト云フニ在リ因テ案スルニ民法第二百四十二条ニ所謂不動産ノ附合ニハ不動産ト之ニ附合シタル物トノ間ニ主從ノ關係アルヲ要スルヲ以テ原判示ノ如ク被告人ハHD久藏ニ対スル畏怖ノ念ヲ懷カシムル目的ヲ以テ同人方住宅東側壁板及同所窓引戸ニ石油ヲ注キ掛ケ放火シタル事実ノミニテハ附合ノ要件ニ当ラサルコトハ所論ノ如シト雖原判文ノ全趣旨ヨリ見レハ被告人カ右石油ヲ注キ掛ケタル當時ニ於テ其所有權ヲ抛棄シタルモノト解スルヲ社会通念上適當トスヘキヲ以テ之ヲ燃焼セシメタル所為ハ即チ被告人以外ノモノノ燒燃ニ当ルカ故ニ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル以上原審ノ如ク刑法第一百条第一項ヲ適用シタルハ結局正当ナリ論旨理由ナシ、第八点原判決認定ノ外形事實ハ被

告人ノ認ムル所ニシテ其罪責ハ免ルル能ハサル所ナルモ被告人ハ居町ニ於テ相当ノ家庭ニ成長シ性質温厚素行善良ニシテ郷党青年間ニモ信用ヲ有シ推サレテ同窓会副会長青年団支部長婦人会支部長在郷軍人会組長等ニ就任シ之等公共団体ノ為メ盡シタル功勞ノ大ナルモノアリテ前途有望ノ青年ナリ然ルニ被告人ハ判示久江トノ間ニ情交關係アリ事実上夫婦ノ如キ状態ヲ繼續シ来リ将来久江ノ父久藏ノ許ヲ得テ正式ニ夫婦タランコトヲ誓ヒ居リタルモノナル処久江ノ父久藏ハ被告人ト久江ノ間ヲ割キ爾来相逢フモ自由ナラサルニ至リシヨリ被告人ハ久江トノ結婚ヲ希望スルノ余リ久藏ヲ脅スニ於テハ被告人ノ切ナル心情ヲ酌ミ之ヲ許容スルナラムト思惟シ遂ニ本件ノ行為ニ出ツルニ至レルモノニシテ真ニ所謂「若氣ノ至リ」ニ外ナラス事情洵ニ憫諒スヘキモノアルノミナラス被告人ハ其後深ク這度ノ行為ヲ悔悟シ一切ノ罪狀ヲ告白シテ謹慎ヲ為シ居リ改悛ノ情顕著ナルモノアリ而カモ被告人ノ本件行為ニ依リ毫モ財産上ノ実害ヲ生シタルモノニアラサルヲ以テ今日之ニ実刑ヲ科スルハ徒ラニ被告人ノ前途ヲ暗黒ナラシメ反テ自暴自棄ニ陥ラシムルノ虞レナシトセス斯ル被告人ニ対シテハ須ラク刑ノ執行ヲ猶予シ其将来ヲ戒メ修養ヲ積ミテ永キ前途ノ間社会公共ニ対シ罪過ヲ償フノ途ヲ講セシムルヲ以テ刑事政策上ノ當ヲ得タルモノトスヘキナリ然ルニ事茲ニ出テスシテ実刑一年ヲ科シタル原判決ハ刑ノ量定著ク重キニ過クルモノト思料スヘキ顕著ナル事由アルモノニシテ破毀スヘキモノト信スト云フニ在リ因テ記録ヲ精査シ諸般ノ情狀ヲ考量スルニ原判決ノ被告人ニ対スル科刑甚シク不当ナリト思料スヘキモノアルヲ見ス論旨理由ナシ、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与、

昭和五年五月三十一日、大審院第三刑事部、裁判長判事中西用徳、判事宮本力之助、判

事中尾芳助、判事高瀬幸七郎、判事岸達也

⑮ T Y 萬吉 (大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和5年4月24日判決、傷害・懲役1年6月未決勾留60日算入)

昭和五年検刑第五三号

判決

本籍 鹿児島県薩摩郡□□町大字□地□千□百□□番地
住居 大分県日田郡□□村大字□□T O 金山内

鉦夫

T Y 萬吉

当四十二歳

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事川井信次郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役老年六月ニ処ス

未決勾留日数中六拾日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ノ証第一号庖丁ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中其三分ノ一ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年一月七日午前ヨリ午後ニ互リ多量ニ飲酒酩酊シ居リタルカ同夜十時頃大分県日田郡□□村大字□□T O 金山鉦夫長屋ノ自宅六畳ノ間ニ於テ内縁ノ妻たまト些細

ノコトヨリ口論ノ末同人ヲ打擲シ同人カ悲鳴ヲ上ケシ為メ偶隣家ニ居合セタル知人S G 武(当三十九年)ニ於テ之ヲ聞付ケ仲裁ニ来リタルニ恰カモ被告人カ獵銃ヲ以テたまヲ射殺セント怒号シ居リシヨリ武ハ大ニ驚キ右銃ヲ奪取セントシ互ニ揉合中平手ニテ被告人ノ左頬ヲ二回許リ殴付ケ漸クニシテ之ヲ取上ケタル為メ被告人ハ激怒シ同所炉傍棚上ニ在リタル魚切庖丁(証第一号)ヲ以テ武ノ胸部ニ突刺シ因テ同人ノ左側第三肋骨下縁ヨリ左胸骨線ヲ隔ツルニ「センチメートル」ノ部位ヨリ左胸骨線ニ対シ稍右方斜ニ下方ハ第五肋軟骨中央ニ至ル長サ七「センチメートル」深サ約一「センチメートル」ノ全治ニ五十日余ヲ要シタル切創ヲ蒙ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ其懲役刑ヲ選択シテ処断スヘク同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数ノ一部ヲ本刑ニ算入スヘク押収ノ証第一号庖丁ハ同法第十九条第一項第二号第二項ニ從ヒ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ其ノ一部ヲ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和五年四月二十四日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事

栗本

武三

印

判事

池田

昌深

印

判事

矢頭

喜一

印

⑯ H K 國造 (大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和5年9月15日判決、懲役2年・執行猶予3年)

昭和五年検刑第一六四号

判決

本籍 愛媛県北宇和郡□□村大字西□千□百□□番地
住居 大分県大野郡上□□村大字□地□百□□番ノ□

瓦職

H K 國造

当三十七年

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事川井信次郎関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

但三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ノ七首ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大分県大野郡上□□村大字□□H T N 幸男カ昭和四年十二月頃被告人ノ妻タマキト姦通シタルヲ以テ幸男ニ対シ其不都合ヲ責メ同人ヲシテ詫状ヲ差入レシメ且慰謝料金九百円ヲ支払ハシメテ内済ト為シタルトコロ其後幸男カ右九百円ヲ取戻サンコトヲ図リ居ルコトヲ聞知シ不快ニ思ヒ居タル折柄昭和五年四月九日午後七時頃ヨリ被告人肩書居村巡查駐在所ニ於テ巡查三浦吉彦ヨリ被告人カ幸男ヲ恐喝シテ右九百円ヲ交付セシメタル嫌疑ヲ

以テ取調ヲ受クルヤ之全ク幸男ノ告訴ニ基クモノト思惟シ深ク同人ヲ恨ミ同夜十時右駐在所ヨリ帰宅ノ途中同人ヲ殺害センコトヲ決意シ帰宅ノ上酒約五合ヲ飲ミ被告人所有ノ七首ヲ懷中シテ同夜十一時頃幸男宅ニ到リタルニ同人ハ台所ニ居リ其傍ニハA D 敷人、H T N 翠、A B 勇等カ居合セタルヲ以テ幸男ヲ戸外ニ連レ出サントシタルモ同人カ之ニ応セザリシヨリ同人ノ傍ニ坐シテ殺害ノ機会ヲ窺フウチ同夜十二時頃翠等カ花合ヲ始メタルヨリ其隙ニ乘シ右七首ヲ以テ坐シ居リタル幸男ニ斬付ケ其頭部其他ニ治療約四十日ヲ要シタル創傷ヲ負ハシメタルモA D 敷人等ニ抱キ止メラレ殺害ノ目的ヲ遂ケザリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百九十九条第百三十二条ニ該当スルヲ以テ其有期懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条第百六十八条ニ依リ未遂減輕ヲ為シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘク尚刑ノ執行ヲ猶予スヘキ情状アルニヨリ同法第二十五条ニ依リ裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収ノ七首ハ同法第十九条第一項第二号第二項ニ従ヒ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

依テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年九月十五日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事

生津和太郎 印

判事

池田 昌深 印

判事

矢頭 喜一 印

⑰ 清田庄之助（大分地方裁判所殺人教唆被告事件昭和6年6月17日判決、傷害致死教唆・懲役5年未決勾留150日算入）

判決

本籍 福岡市□□町□番地
住居 大分市□□町□丁目

獣肉販売営業

清田庄之助

当四十四年

右殺人教唆被告事件ニ付当裁判所ハ検事柴田昇関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告ヲ懲役五年ニ処ス

未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ遊人H正（本名H正）等ヲ乾児トシ遊人仲間ニ於テ親分ト称セラレ勢力ヲ有スルモノナルカ昭和五年五月十三日右H正カ大分市カフェーSY軒ニ於テ同シク遊人KJ幸重ヨリ殴打侮辱セラレ悲憤ノ余リ其復讐方ヲ被告人ニ哀願シタルヨリ之ニ同情スルト共ニ被告人モ亦予ネテ右幸重ニ対シ不快ノ感情ヲ抱キ居リタル為茲ニ正ト共謀ノ上正ノ弟分SG鷹夫及NM忠ヲシテ幸重ニ対シ傷害ヲ加ヘシメシコトヲ企テ同夜同市□□町ナル被告人方ニ階ニ於テ右鷹夫及忠ニ対シ兩名ハ交モ交モ幸重ヲ傷害スヘキ旨懇請教唆シ鷹夫及忠ノ両

名ハ之ニ対シ幸重ヲ傷害スヘク決意シ共謀ノ上相共ニ即日KJ幸重ノ所在ヲ捜シ廻リタルモ見当ラス其翌々十五日午前二時頃同市□□通りKM屋旅館裏ナル幸重方前ニ到リ偶々其玄関ニ出テタル同人ノ継母KJコウニ幸重ノ存在ヲ確メタルトコロ幸重カ其声ヲ聞キツケIN伊三郎外二名ト共ニ同市外堀道路迄立出テ来リタルヨリ該路上ニテ先ツ忠カ次イテ鷹夫カ之ト立話ヲ為シ其隙ヲ窺ヒ鷹夫ニ於テ所携ノ匕首（刃渡五寸）ヲ以テ幸重ノ右側腹部ヲ一回突刺シ因テ同人ノ腹部大動脈並ニ下空静脈ヲ切創シ失血ニ因リ即死スルニ至ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五条第一項第六十一条第一項ニ該当スルヲ以テ其所定期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第一項第二号ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和六年六月十七日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事

池田 昌深 印

判事

矢頭 喜一 印

判事

長尾 和夫 印

⑱ KT庄之助（大審院殺人教唆上告事件昭和7年2月29日判決、上告棄却）

昭和六年(初)第一七八号

判決書

本籍 福岡市□□町□番地
住居 大分市□□町□丁目

獣肉販売営業

K T庄之助

当四十五年

右殺人教唆被告事件ニ付昭和六年六月十七日大分地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人並原審弁護人山下彬麿ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人新野慶次郎上告趣意書第一点ハ陪審法ハ事實判断ヲ法律専門家ニ非サル一般民衆ニ求メルヲ其ノ骨子トス故ニ之カ説示ハ犯罪構成事實ノ全部ニ亘リ之カ有無ノ判断ヲ求ムルニ足ルヘキモノナラサルヘカラス然ルニ原審記録ヲ見ルニ原審判決ハ犯罪構成上ノ論点ニ付裁判長ノ不当ナル説示ニ基キ為シタル陪審ノ答申ヲ根拠トシテ成レル違法アルモノナリ即チ之カ問書ニ於ケルヤ主問ニ於テ「被告人K T庄之助ハS G鷹夫N M忠ノ兩名ニ対シKG 幸重ヲ殺害スヘキ旨教唆シ右S G鷹夫N M忠ノ兩名ハ其ノ教唆ニ因リテ殺意ヲ決シ共謀シテ」云々ト記シ又補問ニ於テ「被告人K T庄之助ハS G鷹夫N M忠ノ兩名ニ対シK J 幸重ヲ傷害スヘキ旨教唆シ右S G鷹夫N M忠兩名ハ其ノ教唆ニ因リテ傷害ノ意ヲ決シ共謀シテ」云々トセリ开ハ明ニ本件事案カ教唆ナリヤ又ハ幫助ナリヤノ論点アルコトヲ忘レタル

モノニシテ被告人ヲ教唆犯者ナリトノ前提ヲ採リソレヨリシテ殺人罪ニ対スル教唆ナリヤ傷害罪ニ対スル教唆ナリヤト論スルモノニシテ既ニ其ノ前提タル教唆犯ナリヤ否ヤニ付テ何等考慮セサルノ違法アル問書ナリ故ニ今仮ニ主問、補問共ニ否定スルモ「無罪」ナリヤ「殺人罪又ハ傷害罪ノ従犯」ナリヤ否ハ之ヲ判定スルニ由ナキモノナリ殊ニ被告人ハ之レカ犯罪事實ヲ否定シ且原審弁護人ハ「N M、S Gノ兩人ハHヨリS Y軒ニ於テ教唆ヲ受ケ該教唆ニ依ツテ犯意ヲ確定セシモノニシテ被告人ノ言動ニ依リ犯意ヲ決シタルモノニ非ス」ナル旨強張スルヲ以テ見レハ当該事件ニ付教唆犯ナリヤ従犯ナリヤ將又無罪ナリヤハ重大ナル争点ト解スヘク然ラハ裁判長ハ陪審ニ対シ其ノ説示ヲ為スニ当リ該事件ニ付S G、N Mノ犯意カ何人ノ言動ニ依リ決セラレタルモノナリヤ即チ主犯S G、N MカH教唆ニ依リテ犯意ヲ確定シタル後ニ被告人ノ言動カ其ノ確定セル犯意ニ対シ働キタルモノトスレハ之ヲ従犯トスヘク之カ犯罪構成上ノ論点ヲ明示スルヲ要スヘキモノナリ然ルニ何等此点ニ触レタル説示ヲ之カ問書ニ発見スルヲ得サルノミナラス又之カ弁論調書記載ノ説示中ニ見出スヲ得サルナリ开ハ明ニ独断ニ教唆犯ナル既成概念ヲ以テ比較的法律知識載弱ナル陪審員ニ対シ之カ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ何等其ノ前提タルヘキ従犯カ否カニ付思考スヘキ機会ヲ与ヘサルモノニシテ裁判長法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルモノト云ヒ得ヘキ法律上ノ違法アルモノナリト云フニ在レトモ記録ニ徴スルニ被告人ハ原審公判ニ於テハ絶対ニ本件教唆ノ事實ヲ否認シ検事ハ公訴事實ヲ維持シ弁護人ハ被告人ニ何等責任ヲ負フヘキ理由ナキ旨弁論ヲ為シタルモノニシテ所論ノ如キ従犯ノ問題ヲ生セサリシモノトス從テ原審裁判長ハ陪審ニ対シ殺人教唆並ニ傷害致死教唆ニ関スル法律上事実上ノ説示ヲ為シ主問トシテ公訴事実タル殺人教唆補問トシテ傷害致死教唆ノ事實ノ有無ニ付評議セシム

ル為問書ヲ交付シタルモノニシテ所論ノ如キ従犯ニ触レサリシハ正当ナリトス論旨理由ナシ
同第二点ハ原審判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為セルニモ不拘何等陪審ノ評議ニ付キ事実ノ判断ヲ為シタル旨ノ表示ナキ違法アルモノナリ即チ之カ判決理由ニ於テ「仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ヲ適用シテ」云々トアレトモ开ハ唯陪審法第九十七条ノ条文ヲ挙示シタルニ過キスシテ同條ノ要求スル「陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘシ」トノ法意ニ合セサルモノナリ唯漠然ト法律ニ違反セスト自ラ説クニ外ナラサルノ違法アルモノナリト云フニ在レトモ原判決ヲ閱スルニ其ノ冒頭ニ於テ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨記載シアルカ故ニ原判決ニハ所論ノ如キ違法アルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事岩松玄十関与

昭和七年二月二十九日

大審院第二刑事部

裁判長判事 林 頼三郎

判事 横村米太郎

判事 江崎定次郎

判事 河邊 久雄

判事 織田 嘉七

右臆本也

昭和七年三月三日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎 印

⑱ Y M 忠造 (大分地方裁判所放火未遂被告事件昭和7年2月24日判決、懲役3年6月未決勾留150日算入)

判決

本籍並住居 大分県日田郡□□村大字□□和□□百□□□番地

石工職

Y M 忠造

明治四十一年十一月□□日生

右被告人ニ対スル放火未遂被告事件ニ付キ当裁判所ハ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ陪審ノ答申ヲ採択シタル上左ノ如ク判決ス

主 文

被告人ヲ懲役參年六月ニ処ス

但シ被告人ニ対シ未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用(但シ陪審費用ヲ除ク)ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和六年旧正月上旬頃ヨリ隣村ナル日田郡西□□村大字□□田 M Y 作次長女トモエ(当時二十二年)ト馴染ミ爾來屢々作次方ニ赴キ密カニ「トモエ」ト慫慂ヲ通シ来リタルトコロ「トモエ」ハ同年四月中旬頃ニ至リ同郡□□村大字□□ S I 廣次ニ男清人トノ間

ニ婚約整ヒ同月二十二日右清人方ニ婚嫁シ同人ト同棲スルニ至リシカハ被告人ハ「トモエ」ニ対スル愛着ノ情禁シ難ク同年五月三日同女カ実家ナル前記MY作次方ニ里帰りセルコトヲ知り翌四日夜右作次方ニ赴キ密カニ「トモエ」ヲ戸外ニ呼出シ自己ノ胸中ヲ打明ケントセシモ「トモエ」ハ無言ノ俣屋内ニ入りタルヨリ被告人ハ不満ノ念ヲ抱キ自宅ニ帰りタルモ同女ニ対スル未練ノ情彌ヤ増リ翌五日「トモエ」カ婚家ニ立帰り居ルモノト思惟シ同女ニ密会スヘク同夜十一時頃前記SI廣次方ニ忍ヒ寄り屋内ノ様子ヲ窺ヒシモ「トモエ」ノ帰り居ル気色ナキヨリ失望シ其ノ俣自宅ニ立帰ラント欲シ約三十間後返リタリ然レトモ尚ホ「トモエ」ニ対スル執着ノ念ニ驅ラレ如何ニモシテ「トモエ」ヲ自己ノ手ニ取戻サント熱望スルノ余リ浅墓ニモ右廣次方カ焼燬スレハ「トモエ」ハ自然清人ト別レ再ヒ自己ト從來ノ關係ヲ継続シ得ヘシト思惟シ同家母家ノ南方僅カニ四尺余ヲ距テ互ニ屋根ヲ接シテ建設シアル同人所有ノ木造藁葺厩舎ノ裏壁ニ立掛ケアリタル一束ノ「バイラ」(柴其ノ他雜木ノ枯枝ヲ束ネタルモノ)ノ附近ニ散乱セル枯葉ヲ右「バイラ」ヨリ約八寸ヲ距タリタル箇所ニ搔キ集メ右枯葉ニ点火セハ火ハ「バイラ」ニ燃エ移リ延イテ右厩舎及母家ヲ焼燬スルニ至ルヘキコトヲ認識シナカラ右枯葉ニ所携ノ燐寸ヲ以テ点火シ直ニ其ノ場ヲ逃走セシカ偶々附近ノ道路ニ出テ居タルSO仙吾之ヲ発見シ同人等ノ消シ止ムルトコロトナリタル為メ単ニ右「バイラ」ノ一部ヲ焼燬スルニ止マリタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第一百二十二条第八条ニ該当スルところ所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条本文第六十八条第三号ニ則リ未遂減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役參年六月ニ処スルヲ相当トシ同法第二十一条ニ則リ被告人ニ対シ未決勾留日數中百五十日ヲ本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク訴訟費用ハ刑事

訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ全部之ヲ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

検事 薦谷 巖 関 与

昭和七年二月二十四日

大分地方裁判所刑事部

裁判長 判事

福澤 作市 印

判事

野田 三夫 印

判事

小城戸 良三 印

②相馬リン (大分地方裁判所殺人被告事件昭和8年7月18日判決、無罪)

昭和七年検刑第二三四号

判決

本籍 大分県直入郡□□村大字□□千□百□番地

住居 同所千□百□□□番地

農業

相馬 リン

明治二十四年十月□日生

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事木田州又干与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ハ無罪

理由

本件公訴事実ノ要旨ハ被告人ハ昭和七年十月十四日午後三時頃大分県直入郡□□村大字□□ナル自宅ニ於テ被告人ノ長女ミスエカ男子ヲ分婉スルヤ直チニ該嬰兒ヲ殺害センコトヲ決意シ其場ニ於テ之ヲ衣類ノ上ニ俯伏ト為シ因テ窒息死ニ致シタルモノナリト云フニ在ルトモ右犯罪事実ハ之ヲ認メサルヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二条ヲ適用シ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七条第一項第三項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和八年七月十八日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 秋山 高彦 印

判事 池田 昌深 印

判事 矢頭 喜一 印

⑳ E T 今朝氣 (大分地方裁判所窃盗準強盗被告事件昭和9年5月31日判決 懲役6年未決勾留100日算入)

昭和七年検刑第一〇四号

判決

本籍 大分県大分郡西□□村大字□□原□□番地ノ□

住居 別府市大字□□字□□町□千□百□□番地

無職

E T 今朝氣

明治十三年二月□日生

右窃盗、準強盗被告事件ニ付当裁判所ハ検事中村盛夫関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ犯意ヲ継続シテ

第一、昭和七年四月二十日午前二時頃大分県速見郡□□町大字□□Y G 監爾方邸内ニ置キ在リタル同人長男清一郎所有ノ古木綿縞袴仕事着一枚ヲ窃取シ

第二、引続キ同家隣M B 鶴治方台所箆筒小抽斗ヨリ同人弟M B 源吾所有ノ現金二十五錢在中ノ臺口一個ヲ窃取シテ同家裏戸口ニ出テントスル際鶴治及源吾ニ発見セラレ逮捕セラレントシタルヨリ之ヲ免レンカ為ニ同人等ニ「騒ケハ斬ル」旨申向ケ同人等力恐レテ怯ム隙ニ組付キ居タル源吾ヲ突放シテ同家ヨリ逃出シ途中更ニ源吾等ノ求援ニ依リ附近居住ノK 朴九カ被告人ヲ追跡シ来リシヨリ其ノ逮捕ヲ免レンカ為ニ附近道路ニ於テK 朴九ニ投石シ尚石ニテ其ノ腰部ヲ打チタルモノナリ

尚被告人ハ昭和二年一月二十一日杵築区裁判所ニ於テ窃盗罪ニ因リ懲役五年ニ処セラレ昭和七年一月二十日其ノ執行ヲ終リタルモノトス

法律ニ照スニ被告人ノ所為中窃盜ノ点ハ刑法第二百三十五条ニ、準強盜ノ点ハ同法第二百三十八条、第二百三十六條ニ該當シ以上ハ連続犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ヲ適用スヘク尚再犯ナルヲ以テ同法第五十七条第十四條ニ依リ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数ノ一部ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ依リ全部被告人ニ於テ負担スヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和九年五月三十一日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事

本郷 雅廣 印

判事

矢頭 喜一 印

判事

中嶋 唯一 印

②E T今朝氣 (大審院窃盜準強盜上告事件昭和9年10月11日判決、上告棄却)

昭和九年(初)第一、〇〇三号

判決書

本籍 大分県大分郡西□□村大字□□原□百□□番地ノ□

住居 別府市大字□脇□□町□千□百□□番地

無職

E T今朝氣

明治十三年二月□日生

右準強盜、窃盜被告事件ニ付昭和九年五月三十一日大分地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採
扱シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト
左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ノ要旨ハ本件上告理由ハ一、虚偽ノ告訴 二、訴訟手續ノ違反 三、証
人ノ偽証 四、事実ノ誤認 五、科刑上並未決勾留日数中其ノ本刑ニ通算ノ不当 六、過
分ノ訴訟費用ヲ全部被告人ニ対シ負担セシムルコトノ不当ノ各項目ニシテ

一、虚偽ノ告訴本件ノ發生原因司法警察官ノ処分檢事ノ起訴予審ノ經過裁判所檢証其ノ他
ノ事項ニ付縷々陳述スルトコロアレトモ要スルニ本件ハ警察官吏ノ違法処分ニ起因シ虚偽
ノ告訴ニ係ル捏造事件ナリト云フニ在レトモ陪審ノ答申ヲ採扱シテ事実ノ判断ヲ為シタル
事件ノ判決ニ対シテハ事件捏造ナリト云フカ如キ事実ノ誤認ヲ主張シテ上告ノ理由ト為ス
コトヲ得ス論旨理由ナシ

二、公判開廷手續ノ違法昭和九年五月二十一日附ヲ以テ証人トシテYG監爾ヲ喚問ストノ
決定アリ同月二十四日刑務官ヨリ其ノ通知書ヲ交付セラレ同月二十五日看守ヨリ同月三十
日大分地方裁判所刑事部ニ出頭セヨトノ呼出ノ通知アリタルコトヲ告知セラレタルカ何ノ
呼出ナリヤ帳簿ニ其ノ名目ノ記載ナシトノコトナリキ病氣ノ為公判手續停止依頼既ニ一年
四ヶ月ニモナル故公判期日ヲ決定スル準備公判力其ノ他一寸参考事項ニテモ訊ネラルルコ
トナラント思ヒ別ニ注意セスニ居リ同月三十日午前八時ニ出頭シタルニ刑事部長ハ本日最
早陪審員全部出頭シ居ル故直ニ公判開廷スル故告知スルト云ハレタルカ私ハ寢耳ニ水ニテ

実ニ驚キタリ公判ト確知シ居リタランニハ証拠調ノ申請其ノ他ニ付種々御願申上ケ度キコトモアリ延期ヲ申請シ身体モ神経モ極度ニ衰弱シ居ル為一日完全ニ公判廷ニ於テ訴訟上ノ利益ヲ得ルコト出来ス不利益ナリト申上ケタルモ昨日刑務所医師ノ診断書ヲ徴シアリ差支ナシ公判開廷スルト云ハレタリ私ノ虚ニ乗シテ公判開廷ヲ為スモノニシテ不公平ナル裁判ナルコトヲ確實ニ知得シタリ陪審法第三十八条ニハ召喚状送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日間ノ猶予期間ヲ存スヘシトアリ然ルニ私カ看守ヨリ召喚ノ通知ノ告知ヲ受ケタルハ同月二十五日ナレハ僅カニ四日間前ニ過キス而カモ公判ナリヤ否ヤ知ラストノコトナリキコレ違法ナリ尤モ公判準備ニアラサルモ以前ニハ一ヶ月前ニ公判期日通知ヲ為シタルニ比シ余リニ酷ナリト云フニ在レトモ記録ヲ査閱スルニ被告人ハ昭和九年五月三十日ノ公判準備期日ニ出頭シテ異議ナク公判準備ノ為ニスル取調ヲ受ケタルヲ以テ右公判準備期日ト被告人カ其ノ召喚ノ通知ヲ受ケタル時トノ間ニ相当ノ猶予期間ヲ存セストスルモ上告ノ理由ト為スニ足ラス又第二回以後ノ公判期日ニ於ケル召喚ニハ猶予期間ヲ存スル要ナキヲ以テ論旨理由ナシ

三、陪審員構成手続ノ違法私カ公判廷ニ行キタルトキハ全陪審員入廷シ弁護士モ在廷シタリ然ルニ私ハ公判開廷ヲ前知セサル為必要事項ヲ調査シ居ラス困リタリ陪審員ノ人名表ハ何時ノ間ニカ弁護士ニ交付シアリ裁判長ハ弁護士ノ方ニハ陪審員中ニ除斥ノ原由ハナイカト問ヒタルカ之陪審法第六十二条ニ違反ス殊ニ昭和八年一月九日私ノ選任シタル弁護士ヲシテ告訴人等ノ利益ノ為ニ之ヲ辞任セシムルコトトナリ然ルニ後姫野弁護士ヲ公判当日官選弁護ニ任命シタリ故ニ被告人ト陪審員トノ關係故障ノ有無ヲ知得スル理由ナシ若シ適當ノ除斥又ハ選任ヲ為シ得トシテモ法律力之ヲ許サス陪審法第六十四条第六十五条ニ則リ被

告人ハ自由ニ忌避シテ適當ノ陪審員ヲ選任セントナスモ肝要ナル陪審員ノ住所氏名職業等ヲ知ルコト能ハサル為ニ全ク不可能ナリ如何ナル理由ヲ附スルトモ弁護士ニ対シ陪審員人名表ヲ交付シテ其ノ除斥權ヲ与ヘタルコトハ違反ナリト云フニ在レトモ原審公判調書ヲ査閱スルニ原審裁判長ハ列席シタル三十二名ノ各陪審員ニ対シ陪審員タル資格ニ異動ナキコトヲ確メタル上検事及被告人ニ対シ陪審員ノ氏名職業及住居地ヲ記載シタル陪審員選定通知書ヲ示シ除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問ヒタルニ検事被告人弁護士ハ除斥セラルヘキモノナシト陳述シタルヲ以テ裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レ検事及被告人ニ於テ各九人ヲ忌避スルコトヲ得ル旨ヲ告知シタル後氏名票ヲ一票宛抽出シ之ヲ讀上ケタルニ検事ハ江藤角市ヲ弁護士ハ被告人ニ代リ兼田吉麿ヲ各忌避シ他ヲ承認シ陪審員構成スヘキ陪審員十二名補充陪審員二名ノ抽籤ヲ終リ以テ陪審構成ノ手続ヲ行ヒタルコトヲ認メ得ヘキヲ以テ所論ノ如ク陪審員ノ人名表ヲ弁護士ニ交付シテ弁護士ノミニ除斥權ヲ与ヘ被告人ニハ除斥權忌避權ノ行使ヲ沮ミタルカ如キ違法ノ措置アリタルモノト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

四、陪審法ニ該當セサル事件ヲ陪審員ノ評議ニ付シタル違法昭和七年十二月十六日準備公判ニ於テ準強盜被告事件丈ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキコトヲ申請シタルニ因リ之ヲ決定シタルナリ故ニ昭和八年一月九日午後一時本件現場検証ヲ為ス召喚状及通知書又私ノ為シタル証拠調申請ニ対スル決定書モ全部準強盜被告事件丈ニシテ尚又昭和九年二月十七日力準強盜被告事件ノ公判期日ニシテ同月十八日力窃盜被告事件ノ公判期日ト確定シ其ノ通知ヲ受ケタルナリ然ルニ昭和九年五月三十日及同月三十一日ノ兩日公判廷ニ於テハ窃盜被告事件ヲ第一番ニ陪審員ノ評議ニ付シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ予審請求書及予審終結決

定書ニ依レハ原判示第一ノ窃盜行為第二ノ準強盜行為ハ一個ノ連続犯ヲ構成スルモノトシテ公訴ヲ提起セラレ且ツ公判ニ付セラレタルモノニシテ連続犯トシテハ其ノ最モ重キ犯罪行為タル準強盜ニ付定メタル刑ニ從ヒ処断スヘキモノナルヲ以テ右第一第二ノ公訴事實ハ其ノ所定刑タル五年以上ノ有期懲役ニ該ル一個ノ事件トシテ公判ニ繫属スルモノト云ハサルヘカラス從ツテ陪審法第三条ニ依リ被告人ヨリ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキ旨ノ請求アリタルトキハ仮令被告人ニ於テ特ニ窃盜ノ点ヲ除キ準強盜ノ公訴事實ノミヲ指示シテ其ノ請求ヲ為シタリトスルモ右窃盜及準強盜ノ公訴事實ヲ含メタル事件全体ヲ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為スヘキモノニシテ窃盜ノ公訴事實ニ付テハ通常ノ手續ニ依リテ審理シ準強盜ノ公訴事實ノミヲ陪審ノ評議ニ付シテ審理スルカ如キハ之ヲ許スヘキモノニ非スサレハ原審ニ於テ当初陪審手續トシテ窃盜ノ点ヲ除ク準強盜事件ノミニ付公判準備手續ヲ行ヒ陪審公判期日ト窃盜事件公判期日トヲ各別ニ定メタルハ手續不当ナレトモ其ノ後事件全体ニ付陪審手續ヲ行ヒタルモノニシテ原審ニハ所論ノ如ク陪審法ニ該当セサル事件ヲ陪審ノ評議ニ付シタル違法アルモノト云フヲ得ス論旨理由ナシ

五、変造ノ図面ヲ公判廷ニ揭示シ以テ裁判長カ陪審員ニ對シテ屢之ヲ説示シタルコト審理ヲ開始シタル時裁判長カ私ニ對シMB源吾家及YG監爾家ノ位置ヲ策ヲ以テ指示シ大略此ノ図面通りナラント問ヒ私ハ一寸注視シタルモ家ノ位置ハ大シタ相違ナキ如ク思ヒタリ然ルニ其ノ図面テ陪審員ニ對シテ屢説明スルヲ聞キ誠ニ驚キ且ツ奇怪ニ思ヒタリ図面（上告趣意書添付ノ第二号公判廷ニ揭示シ説示ヲ為シタル変造ノ図面模写）要所々々ニハ大略ノ説明ヲ加ヘタル通りYG監爾宅前ヨリ西方ノ直線上ヨリ道路ニ通スル路ハ誠ニ狭キ間道ナル上構造モ全ク違ヘリ榮次宅ノ横①ノ所モ相違アリ道路ヲ變造シタル所アリ裁判長カ説示

シタル要領ハ図面ニ明記シタリ熟覽セラレ度シ斯ル變造ノ図面ヲ巧妙ニ説示シ以テ陪審員ニ對シテ事實ヲ誤認セシメタルハ違反ニシテ陪審法第四百条第一項第六号ニ該当スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ原審裁判長ハ公判ニ於テ予審判事ノ檢証調書附屬見取図（第一二図）ヲ示シテ被告人ヲ訊問シ又同調書附屬見取図（第一、二、三図）裁判所ノ檢証調書附屬見取図（二葉）ヲ展示シテ之カ証拠調ヲ為シタルニ止マリ所論ノ如キ變造ノ図面ヲ公判廷ニ掲ケテ之ヲ被告人ニ示シ又之ニ基キ陪審員ニ説示シタル事跡ハ毫モ之ヲ認ムルニ由ナキヲ以テ原審公判手續ニハ所論ノ如キ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタル違法アルモノト云フヲ得ス論旨理由ナシ

六、公判廷ニ於テノ証拠調ノ違反昭和八年十一月九日裁判所ヨリ本件現場ノ檢証ヲ為シタル際写真ヲ五枚撮影シタルナリ然ルニ公判廷ニ於テ陪審員ニ本件犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル証拠図面トシテ写真十枚許交付シタルカ其ノ写真ヲ私ニハ一枚モ見セサルハ違反ナリ私ハ五枚撮影シタルコトハ見テ居ルモ其ノ他ハ知ラサルノミナラス五枚ノ分モ如何ニ撮リアルカヲ知ラス其ノ他ノ分ハ尚知ラス弁論ノ為大ニ不利益ナリキコレ刑事訴訟法第三百四十一条ニ違反ス本件準強盜被告事件ハ其ノ根本ハ無ナルモ今日ノ如ク捏造ノ告訴事件ニ依リ犯罪構成事實ヲ肯定シタルモノナルカ私ノ方ニモ拘束ノ身ニテ不自由ナルモ事實ノ証拠物件及証拠書類可成アルモ公判廷ニ於テ取調及其ノ証拠書類ノ朗読ヲ申請シテモ裁判長ハ之ヲ為サスコレ刑事訴訟法第三百四十二条ニ違反ス如何程訴訟記録中ニ拠ルヘキ証拠書類アルモ之ヲ朗読セサレハ陪審員ハ本件成立ノ真相ヲ知ラス判断ヲ誤リタルモノナリト云フニ在レトモ裁判所ノ檢証調書及附屬図面及写真並ニ原審公判調書ニ依レハ檢証ニハ写真十五葉（第一号乃至第十五号）ヲ撮影シタルモノニシテ公判ニ於テハ被告人ニ對シテ

右写真十五葉ヲ展示シテ意見ノ有無ヲ問ヒ適式ニ証拠調ヲ為シタルコト明白ナルヲ以テ陪審ノ評議ニ際シ所論ノ如ク之ヲ陪審ニ交付シタリトスルモ刑事訴訟法第三百四十一条ニ背反スル違法アルモノト認ムルヲ得ス又記録ニ依レハ被告人カ原審公判ニ於テ特ニ証拠物件及証拠書類ヲ摘示シテ其ノ取調及朗読ヲ請求シタルニ拘ラス裁判長故ナク其ノ証拠調ヲ為スコトヲ沮ミタル事跡存スルコトナシ只原審ハ公判期日前公判準備手續ニ於テ被告人ノ請求ニ因リ証拠調ノ決定ヲ為シタル証人F O新太郎ヲ訊問シナカラ公判ニ於テ証拠トシテ其ノ訊問調書ノ取調ヲ為ササリシモ陪審手續ニ於テハ証拠ハ裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ルヲ原則トシ別段ノ定アル場合ニ於テ例外トシテ一定ノ書類図画ヲ以テ証拠ト為スコトヲ得ルニ過キサルカ故ニ別段ノ定アル場合ニ於テ裁判所職權ヲ以テ又ハ訴訟關係人ノ請求ニ因リ其ノ書類図画ヲ証拠ト為ス必要アルモノト認メタルトキニ限リ該書類図画ニ付証拠調ヲ為スヘキモノナルモ証拠ト為スニ足ラスト認メタルモノハ仮令刑事訴訟法第三百四十二条所掲ノ書類図画ト雖之カ取調ヲ為スノ要ナキモノトス蓋シ陪審手續ニ於テハ刑事訴訟法第三百四十二条ノ規定ハ叙上ノ範圍ニ於テ其ノ適用ヲ排除セラルルモノト解スルヲ相当トスルカ故ナリサレハ公判期日前公判準備手續ニ於テ取調ヘタル証人ノ訊問調書ト雖不必要ト認ムルモノハ之ヲ原審ノ陪審公判ニ於テ取調ヲ為ササレハトテ刑事訴訟法第三百四十二条ニ背反スル違法アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

七、証人ノ偽証及証拠調ノ不当MB源吾ノ子息マサルカ月明リニテ竈屋内ニ落シテアル墓口ヲ見テ拾ヒマシタト供述シMB鶴治カ被告人ノ草履ヲ穿イテ居ルノカ月明ニテ見エタト供述スルハ共ニ偽証ナリ月光ノ有無ハ人力ヲ以テ左右スルコト能ハスコレハ再審ノ理由ニ該当スヘキ原由ナリ此ノ点ニ付現場ノ検証ヲ申請シタルニ却下セラレタルハ不当ナリMB

源吾ハ公判廷ニ於テ偽証ヲ為シタリ予審ヨリノ検証記録ヲ朗読シテ嚴重ニ同人ヲ取調ヘンコトヲ申請シタルモ之ヲ取調ヘサルハ不当ナリ源吾ノ妻ノ公判廷ニ於ケル陳述モ虚言ナリ本件發生當時ノ亀川町巡查ノ偽証モ亦甚シキモノナリ此ノ点ニ付別府警察署ノ留置ニ関スル帳簿ノ調査ヲ願ヒタルカ裁判所ハ此ノ証拠調ノ申請ニ対シテ決定ヲ為ササル違反アリ前亀川町派出所由布警部補ノ証言モ曖昧ニシテ事実ヲ否認スル虚言ナリMB榮次モ偽証シタルモノナリETとめヨリ返書ニ通差出シアルヲ以テ之ヲ朗読シテ榮次ノ証言ノ真否ヲ確カメンコトヲ申請シタルモ裁判長ハ其ノ訊問ヲ為サス不当違法ナリ私ハ累犯者ナルモ首尾一貫正直ニ事実ヲ申上ケタルニ拘ラス之ヲ非トシ少シモ抛ルヘキ証拠ナキ告訴人共ノ詐言ヲ是ト認ムルハ奇怪千万ナリト云フニ在レトモ証拠調ノ限度ハ裁判所ノ自由ナル裁量ニ任セラレタルモノナレハ原裁判所カ原審公判ニ於テ被告人ノ為シタル検証ノ請求ヲ却下シタルハトテ違法ナリト謂ヒ難ク又原審公判調書ニ徴スルニ原審公判ニ於ケル所論各証人訊問ノ際被告人ニ於テ裁判長ニ対シテ所論ノ如キ事項ニ付訊問スヘキコトヲ請求シ又所論警察署ノ留置ニ関スル帳簿ノ調査ヲ請求シタル事跡存セサルヲ以テ証人ノ訊問十分ナラス又証拠調ノ請求ニ付採否ノ決定ヲ為ササル違法アルモノト云フヲ得ス又証人ノ証言虚偽ナリトノ所論ノ如キハ結局スル証拠ニ依ル事実ノ誤認ヲ主張スルモノニ外ナラサルヲ以テ所言虚偽ニシテ再審ノ原由ト為スヘキ場合ニ非サル限り之ヲ以テ上告ノ理由ト為スコトヲ得ス論旨理由ナシ

八、裁判長ノ説示ノ不当裁判長ハK朴九カ陳述シタル調書ヲ朗読シタル後陪審員ニ対シテK朴九ノ申立カ確カナ証拠ニナリマス之カ確ナル証拠ニナリマスト繰返シテ説示シタルハ違反ナリ調書ヲ朗読スルナラハ証拠調ヲ為ス時ニ於テ為スヘキナリ説示ニ対シテハ異議申

立出来サル故ニ斯ル計略手段ヲ執リタルナリ弁論終リタル後ニ於テハ如何程其ノ事項ニ付弁明スヘキ理由アルモ不可能ナリト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ原審裁判長ハ公判ニ於テ所論区朴九ニ対スル司法警察官聴取書ヲ朗読シテ証拠調ヲ為シタルニ止マリ所論ノ如ク陪審ニ対シテ該聴取書記載ノ供述ノ信否ニ関スル意見ヲ加ヘテ証拠ヲ説示シタル事跡存スルコトナシ論旨理由ナシ

九、証人E Tとめヲ取調ヘサルコトE Tとめハ第一回公判準備期日ニ於テ決定シタル証人ナリ私ハとめハ始終病氣ナレハ適當ノ方法ニ依リ取調ヘアリ度シト申請シ裁判所モ一ヶ月位前ニ通知状ヲ發スル故大丈夫ナリモシ出頭出来サルトキハ取調方法モアリ心配ニ及ハスト云ヘルニ折悪クとめハ病氣ノ為出頭出来サル旨ノ届書ヲ前日裁判所ニ於テ受理シタルニ拘ラス之ヲ取調ヘス同人ノ差出シタル手紙ニ通証拠書類トシテ記録中ニ存スルニ拘ラス之ヲ朗読セサルハ私ニ対シ無理無法ニ刑罰ヲ蒙サントスルコト疑ナクコレ違反ナリト云フニ在レトモ証人E Tとめハ昭和九年五月二十三日同月三十日ノ公判期日ニ出頭スヘキ旨ノ召喚状ノ送達ヲ受ケタルモ同月二十九日附ヲ以テ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサル旨ノ不参届ヲ提出シ裁判所ハ同月三十日之ヲ受付ケタルヲ以テ同日公判ニ於テ同証人ニ対スル証拠調ノ決定ヲ取消シ之カ取調ヲ為ササリシモノニシテ裁判所ニ於テ予メ同証人公判期日ニ出頭不能ナリト思料シ得ヘカリシ場合ニ非サルを以テ公判前日便宜之力取調ヲ為ササレハトテ不当ノ措置ナリト謂フヲ得ヌ又記録中ニ存スルE Tとめヨリ被告人宛ニ差出シタル手紙ニ通ハ右証人公判期日ニ出頭不能ナレハトテ其ノ訊問ニ代ルヘキ趣旨ノ証拠書類ニ非サルヲ以テ之ヲ証拠ト為ササルモ所論ノ如キ違法アルモノト謂フヲ得ヌ論旨理由ナシ

十、陪審員カ犯罪構成事實ヲ誤認シタルコト陪審員構成手續ノ法規ニ違反シタル為私ノ考

へ通ノ陪審員ノ選定出来ス折角陪審ノ評議ニ付シテモ其ノ効果ナキノミナラス却テ弊害トナルナリ之カ為ニ三十六名ト云フ員數ヲ陪審員構成ニ參セシムルナリ若シ選定自由ニ出来ヌ様ナレハ多額ノ費用使ヒテ迄モ呼出す必要ナシ十二人ニテ充分ナリ尚何ト云フテモ肝要ナル証拠調カ公平ニ出来サル為否私ノ利益トナル証拠調ノ申請ハ殆ント全部之ヲ却下セラレ漸ク採用セラレタル証人ハ之ヲ適法ノ方法ニ依リテ取調ヘ呉レス証拠書類トナルヘキモノ十數通アルモ取調又ハ朗読ヲ為サス陪審員ハ之ヲ知ラス事實ヲ誤認シテ反対ニ犯罪構成事實アルモノトノ答申ヲ為シタルモ誤認ナリト云フニ在レトモ陪審員構成手續ニ違法ノ点ナキコトハ論旨三ニ対スル説明ニ依リテ之ヲ了解スヘク又証拠ノ限度ハ裁判所ノ自由ナル裁量ニ任セラレタルモノナレハ被告人ノ申請シタル証拠調ヲ排斥シタルハトテ違法ナリト謂ヒ難ク証拠調ノ施行ニ付不当ノ点ナキコトハ論旨六及九ニ対シテ説明シタル処ニ依リ明ナルヲ以テ陪審員事實ヲ誤認シタルハ証拠調相当ナラサルニ基因スルモノノ如ク論難スルハ當ヲ得ヌ論旨理由ナシ

十一、科刑上並ニ未決拘留日數中本刑ニ通算ノ不当私カ若シ本件犯罪ヲ為シタリト仮定セハコレ確ニ心神喪失者ニ非スト雖モ少クトモ心神耗弱者ノ行為ナリ又本件ヲ既遂ト判定スルコトハ疑問ナリ墓口カ何処ニ在リタルヲ窃取セラレタト申立テ居ルカ知ラサルモ源吾家ノ屋内ハ狭キ故ニ若シ手ニ握リタルニシテモ一間カ二間カ関ノ山ナリ又墓口ニ金カアルカ否カ知レス其レ故之ハ未遂ナリ以上ノ事實ニ依リ本件ニ対シテハ減刑スヘキモノナリ又私ハ強盜暴行傷害罪ノ前科ナキ故ニ犯罪ニ付テハ減刑スヘキ情状アリ尚ホ滿二ヶ年一ヶ月勾留ヲ執行セラレタルニ拘ハラス僅カニ百日間丈本刑ニ通算スルハ頗ル酷ナリ懲役八年ニ処セラレタルト同一ニシテ科刑上不当ナリト云フニアレトモ記録ヲ精査シ諸般ノ狀況ヲ参照

スルモ所論ノ如キ刑ヲ減輕スヘキ原由タル事実ハ一モ存スルコトナク原判決力被告人ヲ懲役六年ニ処シ未決勾留日数中百日ヲ本刑ニ算入シタルヲ目シテ量刑甚シク不当ナリト史料スヘキ顯著ナル事由アルモノト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

十二、訴訟費用ヲ濫用シテ之ヲ全部被告人ニ対シテ負担セシムルコトノ不当昭和八年一月九日ノ検証ニハ裁判官全部出張スル必要ナシ一名行ケハ充分ナリ部員全部力検証ヲ為ス目的ハ犯罪事実ノ有無ヲ極ムルニ非スシテ何カ犯罪構成事実ノ助成トナル事項ハアルマイカトノ目的ナリ尚又私ノ病氣頗ル險悪ナルニ拘ラス昭和八年五月二十六日公判手續停止シタルヲ取消シテ陪審員又証人等ニ対シ召喚ヲ發シタルモ仕方ナク又多数ノ陪審員及証人ニ延期ノ通知書ヲ發シタリ以上不当ノ訴訟費用ヲ濫用シ之ヲ被告人ニ対シ全部負担セシムルハ頗ル酷ニシテ不当ナリト云フニ在レトモ判事検証ノ為ニ出張スルモ其ノ旅費日当及止宿料ハ訴訟費用ト為ルモノニ非サルヲ以テ合議裁判所ノ判事全員検証スルモ受命判事一員之ヲ為スモ訴訟費用ニ増減ヲ来ス理ナシ又記録ニ徵スルニ昭和九年三月二十六日ノ公判期日ニハ陪審員ヲ呼出シ証人ヲ召喚シタルヲ以テ陪審員ノ呼出ニ要シタル費用ハ陪審費用トシテ訴訟費用ノ一部トナルモ同月十九日被告人カ偶々急性腸加答兒ニ罹リ右期日ニ出頭スルコト能ハサリシ為期日ヲ変更シタルモノニシテ所論ノ如ク被告人ノ疾病頗ル險悪ナルニ拘ラス強テ公判期日ヲ指定シテ陪審員ヲ呼出シタルモノニ非ス從ツテ被告人ヲシテ其ノ呼出ニ要シタル費用全部ヲ負担セシムルモ不当ナリト謂フヲ得ス加之本案ノ裁判ニ対スル上告理由ナキコトハ前論旨一乃至十一ニ対スル説明並ニ弁護人ノ上告論旨ニ対スル説明ノ如クナルカ故ニ訴訟費用ノ負担ニ関スル不服ノ申立ハ之ヲ許スヘキモノニ非ス
弁護人篠崎仙司山口勘吾上告趣意書第一点原審ハ法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシ不法アリ

原審ニ於ケル陪審員中鳥澤爲市ナル者ハ大分地方裁判所ヨリ選定シタル陪審員中ニ無之コト記録ニ明載スル所ナリ（記録第五六〇丁二行目七七丁裏七八一丁裏二行目等御参照）而シテ陪審員トシテ呼出ヲ受ケタル者ハ鳥澤爲市ニシテ鳥澤爲市ニアラス（記録第七二二丁御参照）即チ鳥澤爲市ハ法律ニヨリ選定シ呼出サレタル陪審員ニアラス此ノ者ヲ陪審員ノ一人トシテ構成セラレタル原審陪審ハ法律ニ從ヒ構成セラレタルモノニアラス違法ノ第一ナリト云フニ在レトモ原審公判調書ニハ鳥澤爲市ナル者陪審員トシテ列席シ陪審ヲ構成スヘキ陪審員ニ當籤シタル旨ノ記載アルモ鳥澤爲市トアル鳥ノ字ハ鳥ノ字ノ誤記ニシテ陪審員ノ職務ヲ行ヒタル者ハ鳥澤爲市ナルコト同調書添附ノ宣誓書ニ徵シ明白ニシテ記録ニ依レハ同人ハ陪審法第二十七条ノ規定ニ依リテ陪審員ニ選定セラレ其ノ呼出ヲ受ケタルモノナルヲ以テ原審ノ陪審構成ニハ所論ノ如キ陪審員ニ選定セラレス且呼出ヲ受ケサル者陪審員ト為リタル違法アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

第二点原審裁判長ハ陪審員ニ対シ不当ノ説示ヲ為シタル違法アリ原審裁判長ノ陪審員ニ対スル問第一ハ「被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□部落Y G 監爾方邸内ニ置キ在リタル同人長男清一郎所有ノ古キ木綿縞袴仕事着一枚ヲ自己ノ物トスル意思ニテ窃取シタリヤ」ト表示セラル右問ノ内容ハ(i)被告人カY G 監爾方ニ於テ木綿袴一枚ヲ窃取シタリヤ(ii)窃取ノ際被告人ハ右袴ヲ自己ニ領得スルノ意思アリタリヤノ二点ノ疑問ヲ包含ス然ラハ之ニ照応スル裁判所ノ説示モ亦此ノ二個ノ疑問ノ主旨ニ背反セサラシコトヲ要ス然ルニ裁判長ノ説示ヲ見ルニ（第一事実ニ付テ）「公訴事実ト被告人ト一致シナイ点ハ古木綿袴一枚ヲ取ルトキノ被告人ノ意思ノ点テアリマシテ其ノ他ハ總テ一致スル所テアリマス」トアリ問ノ主旨ニ背反シタル説示ヲ為シアリ是レ明ニ法律上ノ論点ニ関シ

不当ノ説示ヲ為シタル違法ニ該当スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ被告人ハ原審公判ニ於テ夜遅クテ寒ナツタノテ古木綿縞袴仕事着一枚ヲ取ツテ着タ丈テアリマスト弁解スルモノナルヲ以テ被告人カ右衣類ヲ其ノ所持ニ移シタルハ不正ニ自己ニ領得スル意思ヲ以テシタルモノナリヤ其ノ弁解ノ如ク単ニ一時使用ノ為ニシタルニ止マルモノナリヤ其ノ行為カ窃盜罪ヲ構成スルヤ否ノ眼目タルヘキ唯一ノ事実上ノ論点ナルカ故ニ所論古木綿縞袴仕事着一枚ヲ自己ノ物トスル意思ニテ窃取シタリヤトノ趣旨ノ主問ヲ為スニ付所論ノ如ク事実關係ヲ説示シタレハトテ之ヲ以テ問ノ主旨ニ背反スルモノニシテ法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタル違法アルモノト謂フヲ得ス

第三点原審ノ陪審ニ対スル問ノ主旨ハ事実ヲ紛更シ曲匪ノ答申ニ陥ル虞アル不当ノ問ナリ(一)被告人ハ公訴第一事案ニ付領得意思ヲ否認シ其ノ他ヲ認ムルコト記録ニヨリ明ナリ裁判長ノ問第一ノ趣旨ハ(イ)領得意思ノ有無(ロ)窃盜行為ノ有無ノ兩者ヲ包含シタルモノニシテ(イ)ノミヲ問フノ趣旨ニアラス而シテ之ニ対スル答者ノ見ハ(イ)ノミヲ然リト答フヘキヤ(イ)ヲ前提トシテ(ロ)ヲ然リト答フヘキヤ又ハ只単ニ(ロ)ノミヲ然リト答フヘキヤ種々ニ当惑スルヲ常トス然レトモ如何セン答申ノ法則ハ法律ニ限定セラレ「然リ」又ハ「然ラス」ノ一途アルノミニシテ「一部然リ一部然ラス」ト答フルヲ許サス然ラハ事案ノ場合ハ二個ノノ疑問ヲ包含スル問ノ全部ニ対シ只「然リ」ト答ヘサルヘカラサルニ歸ス何トナレハ被告ノ盜取行為ハ自認スル所ナレハ之ヲシモ「然ラス」トハ答フヘカラス又「一部然ラス」トモ答フヘカラス從テ止ムヲ得ス全部ニ対シ「然リ」ト曲答セサルヘカラサルヲ以テナリ即チ本問第一ハ事実ヲ強制スル不当ノ問ナリ(二)原審裁判長ノ陪審ニ対スル問ノ第二ハ(イ)被告ニ盜行為アリタリヤ(ロ)逮捕ヲ免ルル為ノ脅迫又ハ暴行アリタリヤノ兩疑問ヲ包含ス而シテ被告人ノ

陳述ハ暫ラク措キ各証人ノ証言ヲ採ルトスルモ被告人カ盜行為ヲ為シタリト見ルヘキ確証ナシ只脅迫ニ似タル言ヲ用ヒ暴行ニ似タル行為アリタルヤハ多少疑問ヲ加フヘキ余地アリ而モ右脅迫暴行類似行為ハ必スシモ盜行為ヲ必然的前提トスルモノト見サルヘカラスアルラス却テ深夜酔余途ニ迷ヒタル折盜賊ト誤認サレテ鶴治ヨリ泥棒ト呼ハレ鶴治、源吾、朴九等ニ暴行セラレ之ヲ免レル為ノ苦叫反抗トモ見得ヘカラス若シ夫レ源吾ノ財布ノ如キハ被告人カ窃取シタルモノトスル確的ナル証拠何処ニモ見当ラサルモノナリ然ラハ即チ公訴第二事案ニ付テハ(イ)盜行為アリタルヤ(ロ)脅迫又ハ暴行行為アリタリヤ(ハ)脅迫暴行行為ハ逮捕ヲ免ルル為ナリシヤ(ニ)逮捕ヲ免ルル為トハ盜行為アリタルニ因ルモノナリシヤノ四点ノ疑問アリ之ニ付テノ裁判長ノ問モ亦右四点ヲ區別シ各々明確ニ答ヘ得ヘキモノタラサルヘカラス然ルニ原審裁判長ノ問第二ハ(甲)被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□M B 鶴治方台所箆小抽斗ヨリ同人弟源吾所有ノ現金二十五錢入臺口一ケヲ窃取シテ同家裏戸口ニ出テントスル際鶴治及源吾ニ発見セラレ逮捕セラレントシタルニヨリ之ヲ免レンカ為ニ同人等ニ「騒ケハ斬ル」旨申向ケ同人等カ恐レテ怯ム隙ニ組付キ居タル源吾ヲ突放シタルヤ(乙)被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□M B 鶴治方台所箆小抽斗ヨリ同人弟源吾所有ノ現金二十五錢入臺口一ケヲ窃取シテ同家裏戸口ヨリ逃ケ出ス途中源吾等ノ求援ニヨリK 朴九カ被告人ヲ追跡シ来リシヨリ其ノ逮捕ヲ免レンカ為ニK 朴九ニ投石シ尚石ニテ其ノ腰部ヲ打等為シタルヤトアリテ何レモ前記四個ノ疑問ヲ混更紛雜シタルモノニシテ答者ハ正確ニ答ヘントスルモ法律ヲ以テ答法ヲ制限セラレアル以上止ムヲ得ス包括的ニ然リ又ハ然ラスト答ヘサルヘカラス從テ陪審員ハ各証言中脅迫暴行類似行為アリタルヤヲ疑フニ足ルモノアリシヲ採リ盜行為

ニ的確的証言ナキニ拘ラス裁判長ノ問ニ対シ包括的ニ「然リ」ト答フル外無カリシモノナラン故ニ原審陪審ニ対スル裁判長ノ問ハ事実ヲ曲答セシムル不当ノモノナリト云フニ在ルトモ裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘキモノニシテ一個ノ犯罪事実カ數個ノ事実ニ依リテ構成セラレ且其ノ事実ノ存否カ夫々問題ト為ルヘキ場合ニ於テモ之ヲ一括シテ不可分のナル一個ノ問ヲ發スヘク各個ノ事実ヲ分別シテ該事実ノ有無ヲ一々評議答申セシムヘキモノニ非ス此ノ事タル陪審法第七十九条第十八十九条ニ於テ主問ト補問トヲ區別シ主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為シ補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトシテ主問ト補問トノ評議ノ順序ヲ定メ又犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘキモノトシテ本問ト別問トヲ區別シタル律意ニ徴シ洵ニ明白ナリトスサレハ原審裁判長カ主問トシテ第一第二イ及ロノ三問ヲ以テ夫々所論ノ如ク數個ノ問題ト為ルヘキ事実ヲ包括シタル一個ノ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒタルハ相当ニシテ一個ノ問ニ於ケル犯罪構成事実全体ノ存在ヲ肯定スルトキニハ然リノ語ヲ以テ答申スヘキモノ其ノ一部ニテモ否定スルトキハ然ラスノ語ヲ以テ答申スヘキモノナルコト洵ニ容易キ道理ナルヲ以テ所論ノ如ク其ノ問ノ主旨カ事実ヲ紛更シ曲匪ノ答申ニ陥ル虞アル不当ノモノナリト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

第四点原判決ハ示スヘキ判断ヲ遺脱シタル違法アリ原審ニ於テ檢事ハ予審終結決定書ニ基キ被告事件ノ要旨ヲ陳述シタリ而シテ予審終結決定ニハ「被告人ハ云々古木綿綿給仕事着一枚（価格十數錢）ヲ窃取シ」ト表示アリ又公判ニ於ケル被告人ノ陳述ニハ右給ハ無価値ノモノニテボロ屋ニ売レハ二錢カ三錢ナリト思フトアリ抑モ窃盜ノ目的ノ価格ハ刑ノ量定ニ甚大ナル關係アリテ実ニ裁判所ノ判定スヘキ所ニ係ル然ルニ原判決ニハ只給仕事着一枚ヲ窃取シト表示セルノミニシテ争トナリタル価格ニ付テノ判断ヲ示サス是レ示スヘキ判断ヲ遺脱シタル違法アルモノナリト云フニ在レトモ原判示ニ依レハ被告人ハYG清一郎所有ノ古木綿綿給仕事着一枚ヲ窃取シタリト云フニ在リテ古木綿綿給仕事着ハ其ノ財産の價格ノ如何ニ拘ラス財物ニシテ窃盜罪ノ目的タリ得ルコト明カナルヲ以テ特ニ之カ價格ヲ示サストモ窃盜事實ノ説明トシテ毫モ欠クル所アルコトナシサレハ原判決カ所論ノ如ク價格ニ付判示セサレハトテ其ノ判断ヲ遺脱シタル違法アルモノト云フヲ得ス論旨理由ナシ

第五点原判決ハ刑ノ量定著シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリ(イ)本件ハ極々輕微ナル事ニ屬ス此ノ点多ク論スルヲ須ヒス(ロ)仮令源吾ノ財布ヲ取リタリトスルモ已ニ鶴治及源吾ノ兩人協力シ被告人ニ掴ミカカリ強力ヲ以テ被告人ヲ圧伏シ剩ヘ被告人ノ身体ヲ検査シ何物ヲモ所持セサルコトヲ確メタル程ノ事実アリ(源吾ノ証言記録八三四乃至八三五丁御参照)即チ財布ハ已ニ取落シタルモノナリ之ニ対シ尚慘虐ヲ加フル場合ハ被告人ト雖相當ノ抵抗ヲ用フルハ止ムヲ得サル処ナリ而モ「斬ルゾ」ト云ヒタルハ源吾鶴治ニ押ヘ付ケラレ甚シク虐ケラレタルヲ以テ苦シサニ堪ヘス發シタル声ナリ(鶴治証言調書八二一丁御参照)(源吾証言調書八三〇丁以下御参照)即チ被告ノ暴行脅迫行為ト謂ハルルハ鶴治源吾等ノ暴力行為ヲ免レル為ノ止ムヲ得サル絶叫防衛ニシテ暴力脅迫ト云フ程ノモノニアラス極メテ輕微ノモノナリ(ハ)K朴九ニ対スル暴行ノ件ハ警察官ノ聴取書以外ニ確然タル証拠無ク加之被告人ハ件ノ朝鮮人等ヨリ非常ノ暴行ヲ受ケ身体ヲ損傷シタルコト記録ニ見ユル所ナルヲ以テ被告ノ抵抗行為モ亦之ニ応スル所アリシナルヘシ証人MB榮次ノ証言ニ依レハ

右鮮人ハ腰カ痛イトハ云ヒ居リシモ被告人ノ暴行ニヨルモノナリトハ云ハサリキ又右鮮人ハヨジムチンキヲ右腰部ニヌリ居リタル様ノコトナシトノ証言アリ(記録八五五以下御参照)ヨリテ見ルニ被告人ノ行為カシカク大ナル損害ヲ与ヘタルモノニアラス極メテ輕微ナルモノナリシヲ知ルニ足ル(ニ)本件發生地ニハ朝鮮人多ク其ノ当時鮮人ニツキ竊盜行為ノ嫌疑アル事態アリ依テK朴九等朝鮮人ハ自己ノ立場ヲ明ニスル必要上強イテ被告人ヲ追駈ケタルモノト思料スヘク一方被告人ハ刑余者ニテ常ニ司法当局ヨリ注目サレ些ノ嫌疑アリトモ直ニ檢束留置サルルノ憂目ヲ見ルヲ常トスル弱キ立場ニ在リタルコト証人A T 德一ノ証言ニヨリ明カナリ被告人ハ如斯不利ナル状態ニアル者ニシテ会々泥棒呼ハリヲ受ケンカ万難ヲ排シテ逃避安全ヲ計ラサルヘカラスサテハ勢ノ趨ク所事案ノ如キニ到達シタルモノナルヘシ誠ニ以テ愍然ノ至ト云フヘシ(ホ)右ノ如クナル外被告人ハ今ヤ年老域ニ近ク身抛少ク世人亦白眼ヲ以テ之ヲ遇ス薄幸ノ最タル者ナリタトヒ累犯者ナリトスルモ之ニ科スルニ懲役六年ヲ以テシ而モ未決勾留日数中僅ニ「百日」ヲ本刑ニ算入スルノミナルハ其ノ罪ヲ惡ンテ其ノ人ヲ憎マサル所以ニアラス況ンヤ其ノ行為極メテ輕微ニシテ殆ント意トスルニ足ラサルコト前叙ノ如クナルヲヤ(ハ)抑モ強盜ヲ重罰スルハ其ノ犯状憎ムヘキモノアルヲ以テナリ本件ノ如キハ実ニ何等恐怖ノ感ヲ与フト見ルヘキ程度ニ達セス又些暴行上ノ瑕痕ヲ残サス加之窃取シタリト謂フ物ハ古木綿袷及金二十五錢在中ノ墓口ニシテ而モ其ノ墓口ハ已ニ被害者ノ戸口ニ落シ終リタルモノナリ何ヲ以テ之ヲ重罰セサルヘカラサルカ解スルニ苦シム所ナリ本来ナラハ叱責釈放ニテ十分ナルモ只刑余者ナルヲ以テ聊カ重ク取扱フヘキハ其ノ処ナルモ懲役六年トハ如何ニモ過重ナルコト何人モ疑ナカラント云フニ在レトモ記録ヲ精査シ諸般ノ狀況ヲ参照スルモ原判決ノ量刑ニハ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル

事由アルモノト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

第六点原審記録ニハ文字ヲ改竄シタルコト夥多ニ及フ其ノ記録ノ正確ニアラサルコトヲ疑フニ足ル記録ノ文字改竄セラレタルモノ次ノ如シ第七九七丁六行目下ヨリ四行目「同」第八一四丁終ヨリ三行目下ヨリ二行目「夕」第八一五丁終ヨリ四行目下ヨリ一行目「メ」第八二九丁裏終ヨリ五行目上ヨリ二行目「卅」第八三九丁終ヨリ四行目下ヨリ一行目「醒」第八四一丁裏終ヨリ四行目下ヨリ四行目「慶」第四二丁終ヨリ四行目三行目「子」第八四八丁裏六行目下ヨリ一行目「特」第八五一丁裏終ヨリ一行目「混」第八五二丁三行目四行目「倅」第七九八丁終ヨリ二行目四行目「体」第八〇四丁終ヨリ四行目下ヨリ四行目「思」第八〇五丁終ヨリ三行目「サイ」右ノ外枚挙ニ違アララスト云フニ在レトモ原審公判調書中ノ所論指摘ノ文字ノ多クハ運筆カスレ又ハ墨汁ニジミタルニ過キスシテ故ニ文字ヲ改竄シタルモノト認メ難ク只一、二文字ヲ改竄シタルカ如キ觀アルモノ存セサルニ非サルモ前後ノ措辞文脈ニ依リテ容易ニ之ヲ判読シ得ヘク右指摘以外ニハ所論ノ如ク文字ヲ改竄シタルモノヲ認メ難キノミナラス右ノ如キ一、二字体ニ瑕疵アル一事ニ依リテハ調書ノ無効ヲ来スモノニ非サルハ勿論其ノ記録ノ不正確ナルコトノ疑ヲ挿ムニ足ラス論旨理由ナシ

第七点原判決ノ判決書ニハ判事ノ契印ヲ欠ク原判決ニ於ケル判事ハ本郷雅廣矢頭喜一中島唯一ノ三氏ナリ然ル処判決書ハ二葉ニ亘リ其ノ契印ハ矢頭喜一氏一人ノミ之ヲ為シ他ノ二氏ハ契印ヲ為サス刑事訴訟法第四百十條第二十一号ニハ「判決書ニ判事ノ署名若ハ捺印又ハ契印ヲ欠キタルトキ」トアリ原判決ノ判決書ハ正ニ此ノ場合ニ相当ス或ハ関与判事中心一人ノ契印ヲ以テ足ルト為ス論ナキヲ保セス若シ然ラントキハ「判事一人ノ捺印アラハ可ナリ」更ニ「判事一人ノ署名アラハ可ナリ」等ノ論出テナハ之ヲ如何セントスルヤト反問セ

ン「判事一人ノ契印ニテ可ナリ」トスルノ妄論ナルコト云フヲ俟タサルヘシ原判決書ハ遺憾乍ラ遂ニ違法タルヲ免レサルモノナリ右ノ如ク原判決ニハ数々ノ違法アリ破毀ヲ免レサルモノト思料仕候ト云フニ在レトモ合議裁判所ニ於ケル裁判書ニハ合議ニ関与シタル判事全員ニ於テ之ニ署名捺印スヘキモノ該判事全員ノ契印ヲ要スルモノニ非ス其ノ一員ノ契印アルヲ以テ足ルコトハ夙ニ当院ノ判例トスルトコロ（大正十三年^レ第一一六七号同年九月六日判決参照）ニシテ原判決書ニハ其ノ裁判ヲ為シタル判事ノ一員判事矢頭喜一ノ契印アルヲ以テ判事ノ契印ヲ欠ク違法アルモノニ非ス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松阪廣政関与

昭和九年十月十一日

大審院第二刑事部

裁判長判事

清水 孝藏

判事

江崎定次郎

判事

尾佐竹 猛

判事

織田 嘉七

判事

山内 揆一

右臆本也

昭和九年十月十一日

大審院第二刑事部

裁判所書記

鈴木喜一郎 印

⑳ E T今朝氣（大審院窃盜準強盜上告事件昭和9年10月11日判決 上告棄却）・大審院刑事判例集 第13卷第17号一三二七頁

○昭和九年^レ第一〇〇三號

【上告人】被告人 E T今朝氣 弁護人 篠崎仙司・山崎勘吾

【原 審】大分地方裁判所

○判事事項

第二回以後ノ公判期日ト猶予期間——連続犯ノ一部ニ対スル陪審ノ請求ト陪審手續——陪審手續ニ於ケル証拠調ト刑事訴訟法第三百四十二條——一罪ヲ組成スル事実ニ付テノ問ノ形式

○判決要旨

- 一 第二回以後ノ公判期日ニ於ケル召喚ニハ猶予期間ヲ存スル要ナキモノトス【要旨第一】
- 二 窃盜及準強盜ノ公訴事実カ一個ノ連続犯ヲ構成スルモノトシテ公判ニ繫属スル場合ニ於テ被告人ヨリ準強盜ノ公訴事実ノミヲ指示シテ陪審ノ請求アリタルトキト雖窃盜及準強盜ノ公訴事実ヲ含ム事件全体ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトス【要旨第二】
- 三 陪審手續ニ於テハ裁判所証拠ト為スニ足ラス認メタルモノハ仮令刑事訴訟法第三百十二條所掲ノ書類圖画ト雖之カ取調ヲ為スノ要ナキモノトス【第三要旨】
- 四 一罪ヲ組成スベキ事実カ數個ノ事実ヨリ成リ且其ノ事実ノ存否カ夫々問題ト為ルヘキ場合ニ於テモ陪審員ニ対シテハ之ヲ一括シタル問ヲ發スヘク各個ノ事実ニ分別シテ問ヲ為スヘキモノニ非ス【要旨第四】

【参照】刑事訴訟法第三百二十一條第一項 第一回ノ公判期日ト被告人ニ対スル召喚状ノ

送達トノ問ニハ少クトモ三日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

陪審法第三条 長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノニ付被告人ノ請求アリタルトキハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

同法第七十一条 証拠ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

同法第七十二条 左ニ掲クル書類図画ハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得

- 一 公判準備手續ニ於テ取調ヘタル証人ノ訊問調書
- 二 検証、押収又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類図画
- 三 公務員ノ職務ヲ以テ証明スルコトヲ得ヘキ事実ニ付公務員ノ作リタル書類
- 四 前号ノ事実ニ付外国ノ公務員ノ作リタル書類ニシテ其ノ真正ナルコトノ証明アルモノ
- 五 鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類図画

同法第七十三条 裁判所予審判事、受命判事受託判事其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判権ヲ有スル官署、検事司法警察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ為ス外国ノ官署ノ作リタル訊問調書及之ヲ補充スル書類図画ハ左ノ場合ニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ得

一 共同被告人若ハ証人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ

二 被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ対シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ

三 被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為ササルトキ

同法第七十四条 前二条ノ場合ノ外裁判所外ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ録取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類図画ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ得

刑事訴訟法第三百四十二条 公判期日前訴訟關係人ヨリ提出シアル証拠物及証拠書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百二十六条乃至第三百二十八条ノ規定ニ依リ作成シ又ハ集取シタルモノニ付亦同シ但シ訴訟關係人ニ異議ナキモノニ付テハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

陪審法第七十七条 前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

同法第七十九条 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ララスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為スモノトス
補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘシ

同法第八十九条 評議ハ先ツ主問ニ付之ヲ為スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評議ヲ為スヘシ

○事実

原審ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ左記ノ如ク事實ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ懲役六年ニ処ス未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ犯意ヲ継続シテ

第一 昭和七年四月二十日午前二時頃大分県速見郡□□町大字□□YG監爾方邸内ニ置キ在リタル同人長男清一郎所有ノ古木綿縞袴仕事着一枚窃取シ

第二 引続キ同家隣MB鶴治方台所箆筒小抽斗ヨリ同人弟MB源吾所有ノ現金二十五銭在中の臺口一個ヲ窃取シテ同家ノ裏戸ロニ出テントスル際鶴治及源吾ニ発見セラレ逮捕セラレントシタルヨリ之ヲ免レンカ為ニ同人等ニ「騒ケハ斬ル」旨申向ケ同人等カ恐レテ怯ム隙ニ組付キ居タル源吾ヲ突放シテ同家ヨリ逃去シ途中更ニ源吾等ノ支援ニ依リ附近居住のK朴九カ被告人ヲ追跡シ来リシヨリ其ノ逮捕ヲ免レンカ為ニ附近道路ニ於テK朴九ニ投石シ尚石ニテ其ノ腰部ヲウチタルモノナリ

尚被告人ハ昭和二年一月二十一日白杵区裁判所ニ於テ窃盜罪ニ因リ懲役五年ニ処セラレ昭和七年一月二十日其ノ執行ヲ終リタルモノトス

法律ニ照スニ被告人ノ所為中窃盜ノ点ハ刑法第二百三十五条ニ準強盜ノ点ハ同法第二百三十八条第二百三十六條ニ該當シ以上ハ連続犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ヲ適用スヘク尚再犯ナルヲ以テ同法第五十七条第十四條ニ依リ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数ノ一部ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ依リ全部被告人ニ於テ負担スヘキモノトス

原審裁判長カ陪審ニ對シテ為シタル問ハ左ノ如シ

第一 被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□部落YG監爾方邸内ニ置キ在リタル同人長男清一郎所有ノ古キ木綿縞袴仕事着一枚ヲ自己ノ物トスル意思ヲ以テ窃取シタリヤ

第二 イ、被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□MB鶴治方台所箆筒小 抽斗ヨリ同人弟源吾所有ノ現金二十五銭入臺口一個ヲ搾窃取シテ同家裏戸ロニ出テントスル際鶴治及源吾ニ発見セラレ逮捕セラレントシタルヨリ之ヲ免レンカ為ニ同人等ニ騒ケハ斬ル旨申向ケ同人等カ恐レテ怯ム隙ニ組付キ居タル源吾ヲ突放シタルヤ

第二 ロ、被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□MB鶴治方台所箆筒抽斗ヨリ同人弟源吾所有ノ現金二十五銭入臺口一個ヲ窃取シテ同家裏戸ロヨリ逃ケ出ス途中源吾等ノ救援ニヨリK朴九カ被告人ヲ追跡シ来リシヨリ其ノ逮捕ヲ免レンカ為ニK朴九ニ投石シ尚石ニテ其腰部ヲ打等為シタルヤ

○主文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理由

被告人上告趣意書ノ要旨ハ本件上告理由ニ、公判開廷手續ノ違法昭和九年五月二十一日附ヲ以テ証人トシテYG監爾ヲ喚問ストノ決定アリ同月二十四日刑務官ヨリ其ノ通知書ヲ交付セラレ同月二十五日看守ヨリ同三十日大分地方裁判所刑事部ニ出頭セヨトノ呼出ノ通知アリタルコトヲ告知セラレタルカ何ノ呼出ナリヤ帳簿ニ其ノ名目ノ記載ナシトノコトナリ

キ病氣ノ為公判手續停止以來既二一年四箇月ニモナル故公判期日ヲ決定スル準備公判力其ノ他一寸参考事項ニテモ訊ネラルルコトナラント思ヒ別ニ注意セスニ居リ同月三十日午前八時ニ出頭シタルニ刑事部長ハ本日最早陪審員全部出頭シ居ル故直ニ公判開廷スル故告知スルト云ハレタルカ私ハ寢耳ニ水ニテ実ニ驚キタリ公判ト確知シ居リタラシニハ証拠調ノ申請其ノ他ニ付種々御願申上ケ度キコトモアリ延期ヲ申請シ身体モ神経モ極度ニ衰弱シ居ル為一日完全ニ公判廷ニ於テ訴訟上ノ利益ヲ得ルコト出来ス不利益ナリト申上ケタルモ昨日刑務所医師ノ診断書ヲ徴シアリ差支ナシ公判開廷スルト云ハレタリ私ノ虚ニ乗シテ公判開廷ヲ為スモノニシテ不公平ナル裁判ナルコトヲ確実ニ知得シタリ陪審法第三十八條ニハ召喚状送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日間ノ猶予期間ヲ存スヘシトアリ然ルニ私力看守ヨリ召喚ノ通知ノ告知ヲ受ケタルハ同月二十五日ナレハ僅カニ四日間前ニ過キス而カモ公判ナリヤ否ヤ知ラストノコトナリキコレ違法ナリ尤モ公判準備ニアラサルモ以前ニハ一箇月ニ公判期日通知ヲ為シタルニ比シ余リニ酷ナリト云フニ在レトモ

記録ヲ査閲スルニ被告人ハ昭和九年五月三十日ノ公判準備期日ニ出頭シテ異議ナク公判準備ノ為ニス

ル取調ヲ受ケタルヲ以テ右公判準備期日ト被告人力其ノ召喚ノ通知ヲ受ケタル時トノ間ニ相当ノ猶予【要旨第一】期間ヲ存セストスルモ上告ノ理由ト為スニ足ラス又第二回以後ノ公判期日ニ於ケル召喚ニハ猶予期間ヲ存スル要ナキヲ以テ論旨理由ナシ

四、陪審法ニ該當セサル事件ヲ陪審員ノ評議ニ付シタル違法昭和七年十二月十六日準備公判ニ於テ準強盜被告事件丈ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキコトヲ申請シタルニ因リ之ヲ決定シタルナリ故ニ昭和八年一月九日午後一時本件現場検証ヲ為ス召喚状及通知書又私ノ為シタルヲ第一番陪審員ノ評議ニ付シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ

予審請求書及予審終結決定書ニ依レハ原判示第一ノ竊盜行為第二ノ準強盜行為ハ一個ノ連続犯ヲ構成スルモノトシテ公訴ヲ提起セラレ且ツ公判ニ付セラレタルモノニシテ連続犯トシテハ其ノ最モ重キ犯罪行為タル準強盜ニ付定メタル刑ニ從ヒ処断スヘキモノナルヲ以テ右第一第二ノ公訴事実ハ其ノ所定刑タル五年以上ノ有期懲役ニ該ル一個ノ事件トシテ公判ニ繫属スルモノト云ハサルヘカラス從ツテ陪審法第三條ニ依リ被告人ヨリ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキ旨ノ請求アリタルトキハ仮令被告人ニ於テ特ニ竊盜ノ点ヲ除キ準強盜ノ公訴事実ノミヲ指示シテ其ノ請求ヲ為シタリトスルモ右竊盜及準強盜ノ【要旨第二】公訴事実ヲ含メタル事件全般ヲ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為スヘキモノニシテ竊盜ノ公訴事実ニ付テハ通常ノ手續ニ依リテ審理シ準強盜ノ公訴事実ノミヲ陪審ノ評議ニ付シテ審議スルカ如キハ之ヲ許スヘキモノニ非サレハ原審ニ於テ当初陪審手續トシテ竊盜ノ点ヲ除ク

準強盜事件ノミニ付公判準備手續ヲ行ヒ陪審公判期日ト竊盜事件公判期日トヲ各別ニ定メタルハ手續不当ナレトモ其ノ後事件全体ニ付陪審手續ヲ行ヒタルモノニシテ原審ニハ所論ノ如ク陪審法ニ該當セサル事件ヲ陪審ノ評議ニ付シタル違法アルモノト云フヲ得ス論旨理由ナシ

五、変造ノ函面ヲ公判廷ニ揭示シ以テ裁判長カ陪審員ニ對シテ屢之ヲ説示シタルコト審理ヲ開始シタル時裁判長カ私ニ對シMB源吾家及YG監爾家ノ位置ヲ策ヲ以テ指示シ大略此

ノ図面通ナラント問ヒ私ハ一寸注視シタルモ家ノ位置ハ大シタ相違ナキ如ク思ヒタリ然ルニ其ノ図面テ陪審員ニ対シテ屢説明スルヲ聞キ誠ニ驚キ且ツ奇怪ニ思ヒタリ図面(上告趣意書添付ノ第二号公判廷ニ揭示シ説示ヲ為シタル変造ノ図面摸写)要所々々ニハ大略ノ説明ヲ加ヘタル通りY G 監爾宅前ヨリ西方ノ直線上ヨリ道路ニ通スル路ハ誠ニ狭キ間道ナル上構造モ全ク違ヘリ榮次宅ノ横①ノ所モ相違アリ道路ヲ変造シタル所アリ裁判長カ説示シタル要領ハ図面ニ明記シタリ熟覽セラレ度シ斯ル変造ノ図面ヲ巧妙ニ説示シ以テ陪審員ニ対シテ事実ヲ誤認セシメタルハ違反ニシテ陪審法第百四条第一項第六号ニ該当スルト云フニ在レトモ

原審公判調書ニ依レハ原審裁判長ハ公判ニ於テ予審判事ノ檢証調書附属見取図(第一、二、三圖)ヲ示シテ被告人ヲ訊問シ又同調書附属見取図(第一、二、三圖)裁判所ノ檢証調書附属見取図(二葉)ヲ展示シテ之カ証拠調ヲ為シタルニ止マリ所論ノ如キ變造ノ図面ヲ公判廷ニ掲ケテ之ヲ被告人ニ示シ又之ニ基キ陪審員ニ説示シタル事跡ハ毫モ之ヲ認ムルニ由ナキヲ以テ原審公判手續ニハ所論ノ如キ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタル違法アルモノト云フヲ得ス論旨理由ナシ

六、公判廷ニ於テノ証拠調ノ違反昭和八年十一月九日裁判長ヨリ本件現場ノ檢証ヲ為シタル際写真ヲ五枚撮影シタルナリ然ルニ公判廷ニ於テ陪審員ニ本件犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル証拠図画トシテ写真十枚許交付シタルカ其ノ写真ヲ私ニハ一枚モ見セサルハ違反ナリ私ハ五枚撮影シタルコトハ見テ居ルモ其ノ他ハ知ラサルノミナラス五枚ノ分モ如何ニ撮リタルカヲ知ラス其ノ他ノ分ハ尚知ラス弁論ノ為大ニ不利益ナリキコレ刑事訴訟法第百四十一条ニ違反ス本件準強盜被告事件ハ其ノ根本ハ無ナルモ今日ノ如ク捏造ノ告訴事

件ニ依リ犯罪構成事実ヲ肯定シタルモノナルカ私ノ方ニモ拘束ノ身ニテ不自由ナルモ事実ノ証拠物件及証拠書類可成アルモ公判廷ニ於テ取調及其ノ証拠書類ノ朗読ヲ申請シテモ裁判長ハ之ヲ為サスコレ刑事訴訟法第百四十二条ニ違反ス如何程訴訟記録中ニ拠ルヘキ証拠書類アルモ之ヲ朗読セサレハ陪審員ハ本件成立ノ真相ヲ知ラス判断ヲ誤リタルモノト云フニ在レトモ

裁判所ノ檢証調書及附属図面及写真並ニ原審公判調書ニ依レハ檢証ニハ写真十五葉(第一号乃至第十五号)ヲ撮影シタルモノニシテ公判ニ於テハ被告人ニ対シテ右写真十五葉ヲ展示シテ意見ノ有無ヲ問ヒ適式ニ証拠調ヲ為シタルコト明白ナルヲ以テ陪審ノ評議ニ際シ所論ノ如ク之ヲ陪審ニ交付シタリトスルモ刑事訴訟法第百四十一条ニ違反スル違法アルモノト認ムルヲ得ス又記録ニ依レハ被告人カ原審公判ニ於テ特ニ証拠物件及証拠書類ヲ摘示シテ其ノ取調及朗読ヲ請求シタルニ拘ラス裁判長故ナク其ノ証拠調ヲ為スコトヲ沮ミタル事跡存スルコトナシ只原審ハ公判期日前公判準備手續ニ於テ被告人ノ請求ニ因リ証拠調ノ決定ヲ為シタル証人F O 新太郎ヲ訊問シナカラ公判ニ於テ証拠トシテ其ノ訊問調書ノ取調ヲ為ササリシモ陪審手續ニ於テハ証拠ハ裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ルヲ原則トシ別段ノ定アル場合ニ於テ例外トシテ一定ノ書類図画ヲ以テ証拠ト為スコトヲ得ルニ過キサルカ故ニ別段ノ定アル場合ニ於テ裁判所職權ヲ以テ又ハ訴訟關係人ノ請求ニ因リ其ノ書類図画ヲ証拠ト為ス必要アルモノト認メタルトキニ限り該書類図画ニ付証拠調ヲ為スヘキモノナルモ証拠ト為スニ足ラスト認【要旨第三】メタルモノハ仮令刑事訴訟法第百四十二条所掲ノ書類図画ト雖之カ取調ヲ為スノ要ナキモノトス蓋シ陪審手續ニ於テハ刑事訴訟法第百四十二条ノ規定ハ紋上ノ範圍ニ於テ其ノ適用ヲ排除セラルルモノト解スルヲ相当トスル

カ故ナリサレハ公判期日前公判準備手續ニ於テ取調ヘタル証人ノ訊問調書ト雖不必要ト認ムルモノハ之ヲ原審ノ陪審公延ニ於テ取調ヲナササレハトテ刑事訴訟法第三百四十二条ニ背反スル違法アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

弁護人篠崎仙司山口勘吾上告趣意書第三点原審ノ陪審ニ對スル問ノ趣旨ハ事實ヲ紛更シ曲匪ノ答申ニ陥ル虞アル不当ノ問ナリ(一)被告人ハ公訴第一事實ニ付領得意思ヲ否認シ其ノ他ヲ認ムルコト記録ニヨリ明ナリ裁判長ノ問第一ノ趣旨ハ(イ)領得意思の有無(ロ)盜取行為ノ有無ノ兩者ヲ包含シタルモノニシテ(イ)ノミヲ問フノ趣旨ニアラスニ而シテ之ニ對スル答者ノ見ハ(イ)ノミ然リト答フヘキヤ(イ)ヲ前提トシテ(ロ)ヲ然リト答フヘキヤ又ハ只単ニ(ロ)ノミヲ然リト答フヘキヤ種々ニ当惑スルヲ常トス然レトモ如何セン答申ノ法則ハ法律ニ限定セラレ「然リ」又ハ「然ラス」ノ一途アルノミニシテ「一部然リ一部然ラス」ト答フルヲ許サス然ラハ事案ノ場合ノ二個ノ疑問ヲ包含スル問ノ全部ニ對シ只「然リ」ト答ヘサルヘカラサルニ歸ス何トナレハ被告ノ盜取行為ハ自認スル所ナレハ之ヲシモ「然ラス」トハ答フヘカラス又「一部然ラス」トモ答フヘカラス從テ止ムヲ得ス全部ニ對シ「然リ」ト曲答セサルヘカラサルヲ以テナリ即チ本問第一ハ事實ヲ強制スル不当ノ問ナリ(二)原審裁判長ノ陪審ニ對スル問ノ第二ハ(イ)被告ニ盜行為アリタリヤ(乙)逮捕ヲ免ルル為ノ脅迫又ハ暴行アリタリヤノ兩疑問ヲ包含ス而シテ被告人ノ陳述ハ暫ラク措キ各証人ノ証言ヲ採ルトスルモ被告人カ盜行為ヲ為シタリト見ルヘキ確証ナシ只脅迫ニ似タル言ヲ用ヒ暴行ニ似タル行為アリタルヤハ多少疑問ヲ加フヘキ余地アリ而モ右脅迫暴行類似行為ハ必スシモ盜行為ヲ必然的前提トスルモノト見サルヘカラサルニアラス却テ深夜酔余途ニ迷ヒタル折盜賊ト誤認サレテ鶴治ヨリ泥棒ト呼ハレ鶴治源吾朴九等ニ暴行セラレ之ヲ免ルル為ノ

苦叫反抗トモ見得ヘカラスルニアラス若シ夫レ源吾ノ財布ノ如キハ被告人カ窃取シシタルモノトスル確ナル証拠何処ニモ見當ラサルモノナリ然ラハ即チ公訴第二事實ニ付テハ(イ)盜行為アリタリヤ(ロ)脅迫又ハ暴行為アリタリヤ(ハ)脅迫暴行為ハ逮捕ヲ免ルル為ナリシヤ(ニ)逮捕ヲ免ルル為トハ盜行為アリタルニ因ルモノナリシヤノ四点ノ疑問アリ之ニ付テノ裁判長ノ問モ亦右四点ヲ區別シ各々明確ニ答ヘ得ヘキモノタラサルヘカラス然ルニ原

審裁判長ノ問第二ハ(甲)被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□MB鶴治方台所算笥小抽ヨリ同人弟源吾所有ノ現金二十五錢入臺口一箇ヲ窃取シテ同家裏戸口ニ出テントスル際鶴治及源吾ニ発見セラレ逮捕セラレントシタルニヨリ之ヲ免レンカ為ニ同人等ニ「騒ケハ斬ル」旨申向ケ同人等カ恐レテ怯ム隙ニ組付キ居タル源吾ヲ突放シタルヤ(乙)被告人ハ昭和七年四月二十日午前二時頃県下速見郡□□町大字□□MB鶴治方台所算笥小抽斗ヨリ同人弟源吾所有ノ現金二十五錢入臺口一個ヲ窃取シテ同家裏戸口ヨリ逃ケ出ス途中源吾等ノ求援ニヨリK朴九カ被告人ヲ追跡シ来リシヨリ其ノ逮捕ヲ免レンカ為ニK朴九ニ投石シ尚石ニテ其ノ腰部ヲ打等為シタルヤトアリテ何レモ前記四個ノ疑問ヲ混更紛雜シタルモノニシテ答者ハ正確ニ答ヘントスルモ法律ヲ以テ答法ヲ制限セラレアル以上止ムヲ得ス包括的ニ然リ又ハ然ラスト答ヘサルヘカラス從テ陪審員ハ各証言中脅迫暴行類似行為アリタルヤヲ疑フニ足ルモノアリシヲ採リ盜行為ニ付確的証言ナキニ拘ラス裁判長ノ問ニ對シ包括的ニ「然リ」ト答フル外無カリシモノナラン故ニ原審陪審ニ對スル裁判長ノ問ハ事實ヲ曲答セシムル不当ノモノナリト云フニ在レトモ

裁判長ハ陪審ニ對シ犯罪構成事實有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘキモノニ

シテ一個【要旨第四】ノ犯罪事实力数個ノ事実ニ依リテ構成セラレ且其ノ事実ノ存否カ夫々問題ト為ルヘキ場合ニ於テモ之ヲ一括シテ不可分のナル一個ノ問ヲ發スヘク各個ノ事実ヲ分別シテ該事実ノ有無ヲ一々評議答申セシムヘキモノニ非ス此ノ事タル陪審法第七十九条第八十九条ニ於テ主問ト補問トヲ區別シ主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為シ補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトシテ主問ト補問トノ順序ヲ定メ又犯罪ノ成立をヲ阻却スル原由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘキモノトシテ本問ト別問トヲ區別シタル律意ニ徹シ洵ニ明白ナリトスサレハ原審裁判長カ主問トシテ第一、第二イ及ロノ三問ヲ以テ夫々所論ノ如ク数個ノ問題ト為ルヘキ事実ヲ包括シタル一個ノ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒタルハ相当ニシテ一個ノ問ニ於ケル犯罪構成事実全体ノ存在ヲ肯定スルトキニハ然リノ語ヲ以テ答申スヘキモ其ノ一部ニテモ否定スルトキハ然ラストノ語ヲ以テ答申スヘキモノナルコト洵ニ踏易キ道理ナルヲ以テ所論ノ如ク其ノ問ノ主旨カ事実ヲ紛更シ曲匪ノ答申ニ陥ル虞アル不当ノモノナリト謂フヲ得ス論旨理由ナシ(其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス)

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松坂廣政関与

②GS輝士(大分地方裁判所殺人未遂被告事件昭和10年8月26日判決、傷害・懲役3年未決勾留150日算入)
昭和十年検刑第二〇号

判決

本籍 大分県直入郡□□村大字□□千□百□□番地
住居 同県同郡□□村大字□□SD國夫方

農業

GS 輝士

明治四十二年十二月□□日生(当二十七才)

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事松永志逸関与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

未決勾留日数中百五十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用中証人SD國夫、同SDミタマ、同SDタツコ、

同F秀喜ニ支給シタル分ノ三分ノ一ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和九年三月五日大分県直入郡□□村大字□□SD國夫同ミタマ夫妻ノ長女タツコノ婿トシテ同人等ト内縁ノ婿養子縁組ヲ為シ同棲シ居タルモ養父母トノ折合良カラス同人等ニ於テ右タツコトノ夫婦仲ヲ裂カントスル意思アルモノト思惟シ同居ヲ厭ヒ右タツコニ家出ヲ勧誘シタルニタツコカ之ニ応セサリシ為メ其ノ機ヲ待チツツアリタル折柄同年十月二十二日養母ミタマヨリ農事上ノ注意ヲ受ケタルヲ立腹シ単身出奔スルニ至リタルモ依然タツコニ対シ愛着ノ念切ナルモノアルヨリ此ノ機ニ再ヒタツコヲ威嚇シテ家出ヲ促サン

ト決意シ日本刀ヲ携ヘ同月二十四日午後七時頃養家ニ到リタルトコロ養親等ニ於テ既ニ被告人ヲ警戒シ居タル為メ到底タツコヲ連出シ難キニ失望シツ同邸内厩舎前ニ佇ミ居タルヲ同夜九時頃右國夫ニ発見誰何セラレタルヨリ逃ケ出サントシ前記日本刀ヲ隠シ置キタル同厩舎北側ノ角附近ニ駆込ミタル際被告人ヲ追跡シ来レル國夫ニ突如其ノ臀部ヲ竹棒ニテ毆打セラレタルヨリ憤激ノ余リ該日本刀ヲ取上ケ鞘ヲ扨ヒテ右國夫ニ斬付ケ因テ同人ノ頭部右側顳顬部ニ骨質ノ一部ヲ切斷シ治療日數約四個月ヲ要スル切創一個右側耳殼上縁ニ長サ約二糧治療日數約一週間ヲ要スル切創一個所外三個所ニ創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

右事実ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四條ニ該當スルヲ以テ同法所定ノ懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役參年ニ処シ未決勾留日數中百五十日ハ刑法第二十一條ニ則リ之ヲ本刑ニ算入スヘク訴訟費用中主文掲記ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ陪審法第九十七條第一項第二項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和十年八月二十六日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 石田伊太郎 印

判事 渡邊嘉兵衛 印

判事 矢頭 喜一 印

②WKY馬太郎 (大分地方裁判所殺人被告事件昭和11年10月31日判決、懲役5年未決勾留120日算入)

昭和十一年檢刑第三一号

判決

本籍並住居 大分県大野郡□□村大字□□園□□千□□番地

農業兼酒小売商

WKY馬太郎

明治十二年八月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事松永志逸関与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

未決勾留日數中百二十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル杖銃一挺(証第一号)ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ其ノ実弟WKY朝雄(当時三四年)カ多年出稼ヨリ無一文ニテ被告人方ニ帰來シ多少精神ニ異状ヲ呈シテ屢々家人ニ煩累ヲ及ホストコロヨリ之ヲ殺害センコトヲ決意シ昭和三年旧四月頃ノ夜大分県大野郡□□村大字□□□所在ノ被告人所有ノ山林中ニ朝雄ヲ誘ヒ出シタル上同所ニ於テ所携ノ杖銃(証第一号)ヲ以テ同人ヲ射殺シタルモノナリ

右事実ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九條ニ該當スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク同法第二十一條ヲ適用シ未決勾留日數中百二十日ヲ右本刑ニ算入シ押収ニ係ル杖銃一挺(証第一号)ハ本件犯罪行

為ニ供シタル物件ニシテ被告人以外ノ者ノ所有ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ從ヒ之ヲ没収シ訴訟費用ニ付キテハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除ク其ノ余ハ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ陪審法第九十七条第一項第二項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和十一年十月三十一日

大分地方裁判所刑事部

裁判長判事 渡邊 嘉兵衛 印

判事 竹下利之右衛門 印

判事 浦野 憲雄 印

㉔ W K Y 馬太郎 (大審院殺人上告事件昭和12年4月28日判決、上告棄却)

昭和十二年(礼)第二一号

判決書

本籍並住居 大分県大野郡□□村大字□□園□□番地

農業兼酒小売商

公私訴上告人(民事被告) W K Y 馬太郎

明治十二年八月□日生

小倉市□□丁□百□□番地

私訴被上告人(民事原告) W K Y 茂

同所

私訴被上告人(民事原告) W K Y 花子

右法定代理人親権者兼原告

W K Y アヤメ

右殺人被告事件並之ニ附帶スル私訴事件ニ付昭和十一年十月三十一日大分地方裁判所ニ於テ公訴ニ付テハ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ公私訴ニ付上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件公私訴上告ハ孰レモ之ヲ棄却ス

私訴上告費用ハ上告人ノ負担トス

理由

弁護人池田吾十長野國助後藤義隆中野道上告趣意書

第一点本件被告事件ハ陪審ニ附セラレ其ノ評議ニ依リ犯罪事實ヲ認定セラレタルモノナレハ犯罪事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ノ申立ヲ為スコトヲ得サルハ法ノ明文上言ヲ俟タサルトコロナリ然レトモ原審裁判長ノ説示ニハ違法ト認ムヘキモノアルヲ以テ該説示ニ付述ヘントスルモ之ニ先チ本件公訴事實ニハ多大ノ疑問ナキ能ハサルカ故ニ一応之カ陳述ヲ為サントス本件記録ニ表ハレタル事実ト云フハ被告人ノ弟 W K Y 朝雄カ多年ノ出稼ヨリ無一文ニテ被告人方ニ帰来シ多少精神ニ異状ヲ呈シテ屢家人ニ煩類ヲ及ホストコロヨリ被告人ハ之ヲ殺害センコトヲ決意シ昭和三年旧四月頃ノ或夜被告人宅ヨリ四五町離レタル大分県大野郡□□村大字□□□所在ノ被告人所有ノ野中山林中ニ忘レ物ヲ為シ来リシモ一人ニテハ淋シキヲ以テ一緒ニ行キ呉レトテ朝雄ヲ騙シテ誘ヒ出シタル上 W K Y 満所有ノ畑ヨリ五六間奥ナル同山林中ニ於テ所携ノ杖銃ヲ朝雄ノ咽喉下部ニ二三寸ノ距離ヨリ発砲シ之ヲ射

殺シタルモノナリト云フニ在リ而シテ被告人ニ不利益ナル証拠トシテハ被告人カ司法警察官検事ノ取調及予審判事ノ強制処分ニヨル訊問ニ対シ自白セルコト杖銃カ被告人所有ノモノナルコト被告人ハ朝雄ト折合ヒ悪シク且個人主義ノ性質ニシテ右日時頃被告人カ朝雄ヲ毆打セル様子ニテ其ノ際朝雄ノ悲鳴ヲ聞キシモ其ノ後行方不明トナリタリトノ証人供述アルコト朝雄カ行方不明トナリシ後モ被告人ハ余リ之レカ搜索ヲ為ササリシコト等ナリ然レトモ(イ)其ノ自白ニ付テハ原審準備手続及公判廷ニ於テモ司法警察官ノ誘導訊問ト口止めニ依ルモノナルコトヲ供述シ居リ其ノ供述モ理路整然タルモノアリ斯ノ如キハ僻村無智ノ者ニ於テハ往々ニ存スルトコロノモノニシテ強チ自己ノ刑責ヲ免レン為供述ヲ翻シタルモノトハ斷シ得サルト共ニ(ロ)朝雄ヲ虐待シタリトノ点ニ付テモ証人ノ供述ハ其ノ事實ヲ実見シタリト云フ者ナク世間ノ噂又ハ想像ニ過キサルモノナリ而シテ其ノ噂ナルモノハ被告人カ幼少ヨリ貧苦ノ中ニ生育シ来リシ為蓄財ニ心ヲ掛ケ近隣トノ交際モ余リ為ササリシ結果近隣ノ悪意ノ憶測ニ出テタルモノモ多分ニ存シタルコトハ推測ニ難カラス被告人カ全ク利己一途ノ者ニ非サルコトハ朝雄ノ為重岡駅前ニ家屋ヲ新築シ家財道具ヲ与ヘテ飲食店ヲ開業セシメタル事實及ヒ朝雄カ脳ヲ病ムヤ自ラ費用ヲ出捐シテ病氣恢復祈願ノ為十数日佐伯ノ四国詣ヲ約サシメタル事實朝雄等ノ父母カ被告人カ朝雄ノ為ニ建築開業ヲ為サシメタル上記家屋ニテ營業ヲ為シツツアリシニ拘ラス其ノ父母ノ許ヨリ朝雄ヲ引取りテ自宅ニ寄食セシメ居タル事實等ニ徴シ明カナウトコロナリ而シテ朝雄カ被告人方ニテ何等ノ仕事ヲモ為ササルノミナラス数日間土藏物置厩舎等ニ隠レ居ルコト再三止マラサリシハ被告人ノ供述其ノ他証人ノ等シク述フル所ニシテ從ツテ斯ノ如キ場合兄トシテ叱責又ハ多少ノ毆打ヲナス位ノコトハ被告人ナラストモ世間ニ往々見ルトコロナリ(ハ)朝雄カ行方不明トナリタル

後被告人カ其ノ所在ヲ探索セサリシハ朝雄カ從來屢無断家出シテ諸所ヲ歩キ廻リ且其ノ行先ヨリ音信ヲモ寄セルコト稀ニシテイヨク困レハ漂然帰宅スル等ノ事アリシヲ以テ父友太郎ヨリモ放置シオケトノ話アリタルニ基クモノ朝雄ノ從來ノ行動ニ徴シ被告人トシテハ相当ノ理由アリタルモノト云フヘク(ニ)被告人ハ昭和三年旧四月頃ノ或ル夜朝雄ヲ野中ノ山林ニ誘ヒ出シ射殺シタルモノナリト云フニ在ルモ其ノ誘ヒ出スニ当リ該山林中ニ忘レ物ヲ為シタルカ一人ニテハ淋シケレハ一緒ニ行キ呉レトノ口実ヲ用ヒタルモノナリト云フモ山村ニ生レテ五十年同所ニ居住シ来リタル被告人カ自宅ヨリ僅カ四五丁ノ山林ヘ一人ニテ行クハ淋シ等トハ常識ニテハ解セラレサルト共ニ朝雄カ容易ニ被告人ノ言ヲ信シテ同道シタリトモ信シ得サルトコロニシテ從ツテ仮令口実ナリトスルモ斯ノ如キハ極メテ不自然ナリト云ハサルヲ得ス其ノ不自然ナル供述ハ供述自体ノ真实性ヲ疑ハシムルニ十分ナリト謂フヘク又被告人カ真ニ朝雄ヲ山林ニ誘ヒ出シタリトセハ朝雄カ仮令多少精神ニ異状アリシトスルモ夜中ワサク山林迄取リニ行カサルヲ得サル物ハ其ノ時必要ニ迫ラレタル物カ又ハ極メテ大切ナル物ナルコトヲ告ケルニ非サレハ朝雄ヲ信用セシメ同道スルノ困難ナルヘキヲ慮リ予メ其ノ品名ヲモ考慮シ居リタルモノト謂フヘキニ拘ラス其ノ間ノ事實全ク明カナラサレハ被告人ノ該供述カ真実ニ一致セサルカ為ト謂ハサルヲ得ス(ホ)而シテ被告人ハ野中山林ヘハ薄明リテ行カレヌコトハナカツタ道路ノ悪キトコロハ朝雄ノ手ヲ執リテ行ケリト自白セルコトト為リ居レリ暗キ山道ヲ歩キ馴レタル朝雄ノ手ヲ執ラサレハ歩行困難ナリシトセハ同夜ハ殆ント闇夜ナリシモノニ非サリシカト想像セララルモ本件記録上ニ於テハ右ノ外如何ナル程度ノモノナリシカ明カナラス若シ右ノ如ク闇夜ナリシトセハ道路ヨリ更ニ暗キ密林中ニ於テ被告人カ長サ二尺八寸ノ杖銃ヲ以テ朝雄ノ咽喉部ヲ果シテ狙ヒ得タルカ

更ニ又其ノ銃口ヲ咽喉ヨリ二三寸ノ距離ニ容易ク近ケ得タルカ殊ニ其ノ距離力二三寸ニシテ然モ咽喉ノ下部ナリトノ認識ヲ為シ得タルカ若シ又月光ニテモアリタラハ朝雄力自己ノ真正面ヨリ其ノ咽喉二三寸ノトコロニ銃口ヲ向ケラルルコトヲ知ラサリシトハ容易ニ信シ得サルトコロナリ(ハ)元來銃砲ハ遠距離ヨリ撃ツヘキモノニシテ人知レス之ヲ待チ伏セテ狙撃スルカ密ニ目的物ニ近ツキテ撃ツヲ通常トシ殊ニ其ノ標的ヲ咽喉トスルカ如キハ極メテ異例ニシテ或ハ不可能ナリト謂フヘシ然モ朝雄ヲ先ニ進マシメタリト云フニ在ルカ以テ咽喉ヲ標的トスルニハ朝雄ヲ呼ヒ戻シタル上ナラテハ之ヲ目標トスルヲ得ス若シ朝雄ヲ呼ヒ戻シ真正面ヨリ銃口ヲ擬セハ朝雄ニ氣付カレ目的ヲ達スルコト能ハサルニ到ルコトアリ得ヘキハ容易ニ想像シ得ルモノナレハ被告人カ朝雄ヲ射殺セントセハ必スヤ背部ヨリ頭部ヲ目標ニ置クヲ当然トス仮リニ被告人ニ朝雄ノ自殺ヲ装ハントスルノ深謀アリタリトスルモ少クモ側面ヨリ頭部又ハ頸部ヲ射撃シタルヘシト思料セラルト(ト)白骨ノアリタル場所カWKY満所有ニシテ且同人耕作中ノ畑ヨリ僅カ五六間入りタル個所ニシテ其処ニ於テ被告人ハ朝雄ヲ射殺シタリト云フニ在ルモ若シ被告人カ朝雄ヲ射殺セントスル意思アラハ他人ニ発見セラルルノ危険多キ斯ノ如キ場所ニ於テハ之ヲ為ササリシモノト推測サル被告人所有ノ上記山林ハ周圍八九町余アリテ白骨ノ發見セラレタル箇所ヨリ奥ハ雜木ノ密林ナルコト本件記録上モ明カナルトコロナリ從ツテ山林ノ地理ヲ充分知悉セル被告人カ朝雄ヲ同山林ニ於テ殺害セントセハ必スヤ容易ニ他人ニ發見セラレ難キ箇所ヲ撰ヒタルハ條理上当然ナリト思料セラルル(チ)被告人カ朝雄ヲ射殺シタルハ昭和三年旧四月頃トナリ居レリ然シ乍ラ右ノ日時ハ被告人ノ記憶ヨリ然カ認メラレタルモノニ非スシテWKYアヤメWKYタヨ等ノ証言ヨリ推測シタルモノナリ若シ被告人カ真ニ朝雄ヲ殺害シタルモノナラハ斯クノ如キ重大

事ヲ敢テシタル日時ハ当然被告人自身ノ記憶ニ存スヘキ筈ナリ如何ニ仲悪キ兄弟ト雖モ実弟ヲ射殺シタリトノ心ノ呵責ハ容易ニ去ルヘクモアラサルヘシ從ツテ相当ノ年月ヲ經過セシ今日ト雖殺害ノ日時位ハ記憶ヨリ逸ストハ想像セラレス朝雄ノ當時ノ年令ニ付テモ同様ナリ然ルニ被告人ニハ其ノ記憶全然存セス若シ真ニ朝雄ヲ殺害シ真ニ其ノ行為ノ自白ヲナシタルモノナラハ行為ノ年月日ノミヲ隱蔽スヘシトハ到底想像セラレス自白ニ多大ノ疑問アリト謂ハサルヲ得ス(リ)被告人所有ノ杖銃カ白骨ノ側ニアリタルコトハ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルモノトスル一理由ニ觀ラルルカ如シ然レトモ他人ヲ殺害シ其ノ死体ノ側ニ凶器ヲ遺棄スルカ如キハ稀有ノコトニ屬ス只被害者ノ自殺ヲ装ハンカ為故ラ凶器ヲ遺棄シタルモノトセハ其ノ後相当ノ日時ヲ經過スルモ尚該事實カ發覺セサルカ如キ場合ニハ凶器ヲ隱匿シ死体ヲ埋藏スル等其ノ犯跡ヲ隱滅スルノ処置ニ出スルヲ常トス本件ニ於テモ亦同様ニ解スヘキモノニシテ被告人カ朝雄ヲ射殺シ自殺ヲ装ヒタルモノトセハ白骨カ發見セラルル迄ニハ二三年ノ日時ヲ經過シ其ノ間充分杖銃白骨ノ処分ヲ為シ得ヘカリシニ拘ラス被告人カ之ヲ為ササリシハ被告人カ自白セシ如キ事實ナカリシコトヲ推測スルニ足ラン(ヌ)被告人ハ朝雄ハ自殺セシモノナラント抗争スルモ其ノ自殺ノ方法ニ付テハ之ヲ知ラスト供述ス若シ被告人カ朝雄ヲ殺害シ杖銃ヲ其ノ側ニ遺棄シテ自殺ヲ装フ如キ深謀ニ出スルモノナラハ其ノ自殺ノ方法ニ付テモ一応ハ弁解ノ辞ヲ考ヘ置クヘシ然ルニ被告人カ右ノ如ク之ヲ知ラスト供述スルハ自殺ト称スルモ之レ單ナル被告人ノ推測ニ過キスシテ被告人カ何等ノ策謀ヲ為シタルモノニ非ラサル事實ヲ率直ニ陳述セルモノト謂フヘシ(ル)被告人ハ朝雄ノ行方不明後二三年ニシテ白骨所在地ノ竹材ヲHN若藏ニ売却シ若藏カ伐採ニ入りテ初メテ右ノ白骨ヲ發見シタルコトハ本件記録上極メテ明瞭ナリ若シ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルモノナラハ

現場ニ凶器死体ヲ放置シタル俛其ノ附近ノ竹材ヲ他人ニ売却シ買受人ヲシテ伐採セシムルカ如キコトハ到底常人ノ為シ得ヘキコトニ非ス然モ其ノ現場カ紛レ易キ所ナラハ兎モ角上
述ノ如クW K Y 滿耕作ノ畑ヨリ僅カニ五六間入りタル箇所ニシテ如何ニ犯行カ闇夜行ハレ
タリトスルモ被告人カ其ノ現場ヲ誤リ又ハ之ヲ遺忘スルカ如キハ想像シ得サルトコロナリ
又其レヨリ以前朝雄カ右現場と反対方向ノ風穴ニ這入り居ルトノ噂アリタルコトハ証人等
ノ供述ニヨリテ明カナルモ右現場附近ニ於テ死亡シ居ル等ノ風評ハ無カリシモノナレハ右
噂ヲ機會ニ犯跡ノ隠滅ヲ図リ若クハ成ル可ク現場ニ人ヲ近寄ラシメサルノ方法ヲ採リタリ
シナルヘク從ツテ竹材ヲ他人ニ売り伐採セシムルカ如キハ死体及凶器ノ場所ヲ教フルト同
様ノ結果トナルハ如何ニ文盲無智ノ者ト雖モ直チニ想到シ得ヘキコトナリ然ルニ被告人カ
該場所ノ竹材ヲH N 若藏ニ売り渡シタルハ如何コノ事實ハ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルヤ否
ヤヲ決スルニ重大ナル關係ヲ有スルモノト信ス(カ)而シテ右ノ如クH N 若藏ニ依リテ發見セ
ラレタル白骨ヲ被告人カW K Y 茂市ト共ニ見ニ行キタルコトニ関シ右茂市ハ予審判事ノ訊
問ニ對シ十四五分ヲ要シテ漸ク見付ケ出シタル旨ノ供述ヲナセリコノ十四五分間ヲ要シタ
ルコトニ付テ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルニ非スヤトノ先入主觀ヲ以テセハ別個ノ解釈ヲ為
シ得ヘケンモ虚心坦懷ニ之レヲ觀ルトキハ被告人カ白骨等ノ所在場所ヲ知ラサリシ一証タ
リ得ヘシ(ク)H N 若藏ニヨリテ白骨カ發見セラレタルモ被告人等カ其ノ届出ヲ為ササリシハ
W K Y 茂市ノ發意ニ係リ同人カ被告人及ヒK N 茂四郎カ届出ヲ主張シタルニ之レヲ排シテ
内密ニスヘキコトヲ勸メタル結果被告人モ本家ノ主人ニシテ被告人結婚ノ媒酌人タル茂市
ノ言ニ從ヒタルニ依ルモノナリ被告人カ自己ノ犯罪行為ヲ覆ハンカ為メ故ラ届出ヲ主張シ
タルニ非スヤト為スハ物事ヲ正視スル者カ先ツ考フヘキコトニ非サルナリ(カ)W K Y 茂市及

K N 茂四郎ノ右白骨処分ニ関スル証言カ被告人ニ不利ナル点アルハ同人等カ當時届出ヲ為
スヘカリシモノヲ内密ニ処置シタル其ノ責任ヲ免レントスルニ出テタルモノト思料セラル
(イ)朝雄カ行方不明トナリテ後馬太郎カ世上噂ノ種トナリタルコトアル旨ノ証人ノ供述アリ
テコノ噂カ本件犯行ヲ決スル心証上相当ノ影響アルモノト信セラルトコロナルモ右噂ナ
ルモノハ既ニ述ヘタルカ如ク被告人カ近隣トノ交際ヲ好マサリシ結果悪意ニ出テタルモノ
ト認メラルルモノアリ即チ朝雄ハ風穴ニ這入り居レリト云フカ如キ之ヲ説明スルニ十分ニ
シテ被告人ハO D 伸太郎Y N 喜三郎ヨリ右ノ話ヲ聞キ同人ト風穴ヲ檢分シタルモ全ク虚構
ノコトナリシハ本件記録上明カナリ(ク)昭和十一年一月M T 正三ニ依リテ白骨カ發見セラレ
同年三月六日警察官ノ取調アリタル翌日被告人カ自ラ駐在所ヘ行キタルハ以前白骨ノアリ
タルコトヲ届出スW K Y 茂市カ之ヲ処置シタルコトアルヲ以テ事實ヲ確メ若シ以前ノ白骨
ナラハ事情ヲ具陳シテ弁明ヲ為シ置クニ非ラサレハ後日誤解ヲ招ク虞アルコトヲ慮リテ出
頭シタルモノナルハ被告人カ原審公判ニ於テ供述スルトコロナリ右ハ曾テH N 若藏ニ依リ
テ白骨カ發見セラレタル時被告人カ其ノ届出ヲ主張シタル事実ト對比シテ其ノ真实性ヲ認
メ得ン然ルニ司法警察官カ被告人ノ右ニ関スル陳述ヲ聴カサリシハ浮説ヲ信シ被告人カ何
等カノ方法ヲ以テ朝雄ヲ殺害シタルモノニアラスヤトノ先入主觀ヨリ被告人ニ該陳述ヲ為サ
シメス只管殺害ト云フ目標ニ向ケ誘導訊問シタルコトヲ疑フニ足ルヘキ資料アリト信ス(レ)
司法警察官ノ取調ヘ方ニ付テ被告人ハ早朝ヨリ午後六時迄引續キ取調ヲ受ケタル旨供述セ
ルニ對シコノ取調ニ当リタル巡查原八郎ハ午前十時頃ヨリ取調ヲ開始シ一時間位ニシテ自
白シ調書ヲ作り終リタルハ午後二時頃ト云ヒ巡查部長清水寶丸ハ午前八九時頃ヨリ取調ニ
着手シ調書ヲ作り終リタルハ午後三時カ四時頃ト供述シ居レリ右兩人ノ供述ノ差異ハ長時

間ニ亘リ誘導訊問ヲ為シタル事実ヲ覆ハントスル結果ニ非スヤト思料セラル(7)予審ニ於テ証人原八郎清水宝丸ハ其ノ取調ヘニ對シ被告人ハ最初ハ犯罪事実ヲ否認シ自殺ナラント云ヒタル旨及同証人井上定モ初メ犯行ヲ否認シ居タルモ巡查部長ニ自白シ居ルニ非スヤト詰リタルトコロ事実ヲ認メタル旨ノ供述アリ而シテ被告人ハ原八郎清水宝丸ノ取調ニ當リ証人清水ノ証言ニ依リ明カナリト欺罔シタリト供述シ証人原八郎ノ供述中ニモ右事実ヲ裏書スヘキ供述アリコレ等ニ依ツテ看レハ証人原、清水等ノ供述スルカ如ク被告人力簡單ニ自白シタルモノニ非サルコト及ヒ被告人力真実自白シタルモノナラハ短時間後ニ於ケル井上定ノ取調ニ對シテ犯行ヲ否認スルカ如キハアルヘカラス從ツテ右ノ事實ハ被告人ノ自白ニ對スル心証上相当ノ關係アル資料タリ(7)被告人ハ朝雄ハ自殺シタルモノナラント供述シ居レリ司法警察官及檢察当局ハ右被告人ノ供述ヲ以テ被告人力朝雄ノ自殺ヲ装ヒタル結果ニ出テタルモノト思料セルモノノ如シ然レトモ被告人ニ於テ自殺ナリト稱スルハ単ニ朝雄力失職シテ借金ニ苦ミ妻子ニハ捨テラレテ腦ヲ病ミ人ニ面会スルコトヲ極度ニ嫌ヒ居タル事實等ト被告人所有ノ杖銃カ白骨ノ側ニアリタル事実ヨリ推測シタルニ止マル而シテ朝雄ノ精神異状力狂人ト稱スル程度ノモノニ非ラス又乱暴ナトノアトナク又仕事ヲ嫌ヒ人トノ面会ヲ避タル事實等ハ被告人其ノ他ノ証人ノ供述ニ依リ明ニシテ斯ノ如キ者コソ自殺ノ虞レ多キハ吾人ノ常識上ヨリ見ルモ言ヲ俟タサルトコロトス然モ朝雄ノ妻WKYアヤメノ予審ニ於ケル供述中ニハ自殺ヲ暗示セル手紙ヲ送り来リタル旨ノ供述アルニ見レハ朝雄力他人ニ對シテハ自殺スル旨ヲ語リタルコトナシトスルモ之ヲ以テ同人ニ自殺ノ意思ナカリシモノナリトハ斷シ得ス(8)朝雄力杖銃ノ取扱ヒ方ヲ知り居リタルコトハ被告人並ニ証人WKY

ツネノ供述ニ依リテ之ヲ認メ得ラル而シテ杖銃ノ鑑定人ニシテ原審ノ証人YY吾一ハ該杖銃ヲ以テ自殺シ得ル旨ノ供述ヲ為シ居レリ又該杖銃ノ構造上之ヲ自殺ノ用ニ供シ得ヘキハ吾人ノ常識上肯認シ得ヘキトコロトス(8)本件犯行ハ被告人力朝雄ノ咽喉部ヲ散彈ヲ装シタル杖銃ヲ以テ射擊殺害シタルモノナリト云フニ在リ而シテ証拠品トシテ頸椎骨三個ヲ領置セラレアリ該頸椎骨力何レノ部分ノモノナルヤハ不明ナルモ若シ果シテ被告人力朝雄ノ咽喉部ヲ正面ヨリ射擊シタルモノナラハ頸椎骨ノ何レカニ損傷ヲ与フヘキハ想像ニ難カラス一個ノ実彈ヲ以テセハ或ハ他ニ外レルコトアルハ想像シ得ンサレハ二三十個ヲ装填スル散彈ヲ以テセハ損傷ヲ頸椎骨ニ与ヘサルハ稀ナルヘシ然ルニ証拠品タル頸椎骨ニ斯ノ如キ損傷ノアリタルヤ否ヤハ全く不明ナリ(9)尚被告人ハ昭和三年旧四月頃朝雄力厩舎ノ二階ニ隠レ居リタルヲ降シタル後朝雄ニ重岡駅前ノ父友太郎ノ許ヘ行クヘキニ依リ其ノ用意ヲセヨト云ヒ殘シテ近所ノ風呂ヘ浴ニ行キタリ然ルニ風呂ヨリ歸リタルトキニハ既ニ朝雄ノ姿ハナカリシ旨ヲ供述シ且二階ヨリ朝雄ヲ降シタルハ夕食ニハ未タ早カリシト供述セリ又WKYタヨノ予審ニ於ケル訊問ニハ朝雄ヲ二階ヨリ降シタルハ昼頃ナリシ旨ノ供述アリ証人WKYツネノ供述ハ此ノ点ニ関シテハ全く不明ナリ而シテ本件犯罪行為ハ同日ノ夜中ニ行ハレタルコトトナリ居レリ此等時間ノ相違ト朝雄ヲ二階ヨリ降シタル後ノ被告人及朝雄ノ動靜ハ夜中行ハレタリト云フ本件犯行ニ重要ナル關係アルモノナルニ拘ラスコノ点力明ニセラレ居ラサルノミナラス原審ニ於テ之力取調ヲナシタル跡モナシ以上ノ如ク被告人力弟朝雄ヲ射殺シタリト斷スルニハ幾多ノ疑問アリ被告人ニ有利ニ解セラルヘキ証拠事實ハ更ニ之ヲ指摘シ得ヘシ從ツテ原審裁判長ハ其ノ説示ニ當リテハ此等ノ点ニモ細心ノ注意ヲ払ヒ陪審員ヲシテ其ノ判断ヲ誤ラシメサルヘキモノナルニ拘ラス却ツテ裁判長ノ説示ニハ公訴

事實ヲ肯認シ其ノ予断ニ基キテ説示シ且証拠ノ信否ヲ暗示シタルモノト認ムヘキ違法アリ仍テ今其ノ証拠ニ関スル説示ニ付述ヘンニ原審裁判長ハ被告人カ朝雄ヲ殺害セリト自白シタリトノ点ニ付証拠トシテ被告人カ警察官及検事及予審判事ニ対シ朝雄ヲ殺シタルモノナリト申立テタリトノ供述並証人原八郎同清水寶丸カ被告人ハ朝雄ヲ殺シタルコトニ付キ申立ヲナシタリト証言シ且警部補井上定ノ予審ニ於ケル証人調書ノ記載アル旨ヲ説明シ被告人カ右自白ハ警察官ニ欺罔サレテ為シタル虚偽ノモノナリトノ供述ニ対シテハ単ニ「直接才聞キノ通りテアリマスカラ云々」ト説示シタルノミナリ然レトモ被告人ノ自白ハ虚偽ナリトノ供述カ真ナリヤ否ヤヲ判断スヘキ資料ハ既ニ述ヘタルカ如ク被告人ノ供述ノミナラス同人ノ予審並公訴準備手續ニ於ケル供述及前記(イ)乃至(チ)ニ記載中殊ニ犯行カ暗夜密林中ニ於テ行ハレ被告人ヨリ先ニ歩カシメタル朝雄ノ正面ヨリ咽喉二三寸ノ距離ヨリ其ノ下部ヲ射撃シタリトノ証拠犯行ノ場所カWKY滿耕作ノ畑ヨリ僅カ五六間ノ距離ナル証拠該山林ノ情況ニ関スル証拠被告人カ犯行ノ日時ヲ記憶セサル証拠犯行ノ日付より二三年後該現場ノ竹材ヲHN若藏ニ売却シ同人ヲシテ伐採セシメタル証拠HN若藏ノ発見シタル白骨ヲ被告人カWKY茂市ト見ニ行キ之ヲ見出ス迄二一四、五分ヲ要シタリトノ証拠白骨ノ発見ヲ警察署ニ届出テサリシ理由ニ関スル証拠警察官ノ取調方即チ取調時間ニ付被告人ノ供述ト原八郎清水寶丸ノ各証言ノ相違スル点証拠カ沢山挙リ居ルトテ欺罔シタルコト右原、清水並井上定等警察官ノ取調ニ対シテハ初メ否認シ居タ事實右清水寶丸カ聴取書記載以外ノコトハ云フナト口止メシタリトノコト等ニ関スル証拠、証拠品タル頸椎骨ニ損傷ノ有無等ニ付テハ当然説示スヘカリシモノト謂ハサルヘカラス法カ証拠ノ要領ニ付キ説明スヘキヲ命シタルハ陪審員ノ前ニ展示セラレタル諸証拠ニ付陪審員ノ錯綜セル觀念ヲ整理統一シ以

テ其ノ判断ヲ誤ラサラシメントスルニ外ナラサレハ或事實ニ関スル証拠ハ各其ノ要領ヲ説明スルコトヲ要シ其ノ一二ニ付説明シテ他ヲ説明セサルカ如キハ陪審員ニ証拠ノ輕重ヲ予断セシムルニ至ルモノニシテ殊ニ上記ノ如ク被告人ニ利益ナル証拠ニ付多ク説明シ被告人ニ利益ナル証拠ニ付テハ之ヲ少クスルカ如キハ陪審員ノ公正ナル判断ヲ誤ラシムルモノニシテ陪審ノ精神ヲ没却スル甚シキモノト謂ハサルヘカラス而シテ原審裁判長ハ更ニ附加シテ曰ク「實際被告人カ述べル様理由カラ云々(公判調書説示中(-)ノ後段)……ト云ヘリ法カ証拠ノ要領ヲ説明スヘシト云フハ此ノ証拠ハ斯々ノ趣旨彼ノ証拠ノ趣旨ハ何々ト単ニ各証拠ノ趣旨ヲ説明スヘシトナスニ止リ且其レ以外ニ及フヘキハ法ノ許ササルモノト信ス之レ陪審員ノ証拠ニ対スル判断ヲ誤ラシムルノ結果ヲ招来スルコトアルヘキヲ以テナリ然ラハ右ノ説示ハ陪審員ニ被告人カ述べタルカ如キ理由ニヨリ虚偽ノ自白ヲ為シタルニ非スヤトノ感ヲ与フルヨリモ刑責ヲ免レンカ為否認スルカ如キ感ヲ懷カシムル説示ニシテ範圍逸脱ノ違法アリト云フニ在リ

仍テ按スルニ陪審法第七十七条所定ノ説示ノ目的タルヤ陪審員ニ対シ其ノ腦裡ニ錯綜シテ印象セラレタル事實及証拠ノ關係ヲ整頓シ必要ナル法律知識ヲ補充シ陪審員ヲシテ適正ナル評決ヲ為サシメントスル趣意ニ外ナラザルヲ以テ裁判長カ犯罪構成ニ関シ問題ト為ルヘキ事實及之カ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当ツテハ右ノ趣意ニ遵ヒ各個ノ具体的事案ニ応シテ適切ナル説明ヲ与フルヲ要スヘク既ニ公判ニ於テ陪審員ノ前ニ展開セラレタル当事者ノ主張事實ヲ悉ク復唱シ又ハ公判廷ニ於テ陪審員ノ親シク見聞セル証拠ノ全部ニ付一一証拠調ノ際ニ為シタルト同一ノ手續ヲ繰返スカ如キハ法ノ要求スルトコロニ非サルモノトス從ツテ苟モ犯罪構成ニ関シ問題トナルヘキ事實及之カ証拠ニ付其ノ要点ヲ逸セス説明ノ衡平

ヲ失セサル限り枝葉末節ニ渉ル事實並之ニ対スル証拠ノ如キハ全然之カ説示ヲ為ササルモ説示ノ違法無効ヲ来スヘキニ非ス翻テ本件記録ニ徴シ事案ノ内容及証拠關係ヲ精査シ之ヲ原審公判調書記載ノ説示ト比照シテ稽フルニ該説示ハ本件犯罪構成上問題トナルヘキ数点ノ事實ニ亘リ本件答申ニ必要ナル事項ヲ網羅シテ間然スルトコロナク且之カ証拠ノ要領ヲ適切周到ニ説示シアリテ説示トシテ不備ノ点ナキノミナラス他ニ証拠ノ信否或ハ罪責ノ有無ニ付意見ヲ表シタル等ノ違法又之レアルヲ見ス論旨中原審裁判長カ説示ヲ逸脱シタル違法アリトシテ掲クル数個ノ事實ノ如キハ何レモ弁護人ノ弁論ニ頭ハレ陪審員ノ記憶ニ新ナルトコロナルノミナラス本件犯罪構成ニ関シ問題トナルヘキ事實ニ属セサルコト明ナルヲ以テ原審裁判長カ所掲ノ事實ヲ説示ニ加ヘサリシノミナラス之カ証拠ヲ説示セサリシトスルモ何等説示ノ違法ヲ来スコトナシ固ヨリ原審裁判長カ本件ニ付当初ヨリ被告人ニ罪責アルコトヲ予断シ証拠ノ信否ニ関シ陪審ニ暗示スルトコロアリタリトノ事實ノ如キハ本件記録上片影タモ之ヲ窺知シ得サルトコロナリ尚原審裁判長ノ説示中所論ノ如ク「實際被告人カ述ヘル様ナ理由カラ無イコトヲ述ヘタノテアラウカ自分カヤツタコトテアル等ト述ヘ度クナイノテアルカ實際自分カヤツテキルノテ包ミ切レス之ヲ述ヘルニ至リ起訴サレテカラハ又何トカシテ逃レルコトカ出来レハト考ヘテ之ヲ否認スルノ手ハナカラウカ此ノ辺ノ御判断ハ偏ニ陪審員ニ御任せスルヨリ外アリマセヌ」旨附言シタルコトハ原審公判調書ノ記載ニ徴シ明カナレトモ夫ハ被告人カ曩ニ強制処分ニ依ル取調ニ際シ予審判事ニ対シ一切ノ犯行ヲ自白シタルニ拘ラス公判廷ニ於テ右自白ヲ翻シ該自白ノ不実ナルコトヲ極力弁疏シタルニヨリ裁判長ハ陪審員ニ対シ果シテ被告人カ其ノ主張セルカ如キ事情ノ下ニ虚偽ノ自白ヲ為セルモノナルヤ否ニ付慎重考究スヘキ旨ヲ注意シ以テ陪審員ヲシテ適正ナル評決ヲ

為サシムル為ノ参考ニ資シタルモノニ外ナラスシテ毫モ適法ナル説示ノ範圍ヲ越脱スルモノニアラスト謂フヘク固ヨリ右ノ説示ヲ目シテ裁判長ハ被告人ノ否認供述カ刑責ヲ免レンカ為ニ出テタル不実ナルコトヲ暗示シタルモノナリト解スヘキニ非ス論旨理由ナシ

第二点原審裁判長ハ其ノ説示ニ於テ「弁護人等ハ云々（公判調書説示中(三)ノ前段）……

……ト説示セリコノ説示ハ陪審員ニ対シ裁判長カ弁護人ノ主張セル事實並証拠ニ対シ其ノ意見ヲ開陳シ且被告人カ予審判事ノ強制処分ニテ取調ヘタル際ノ自白ヲ以テ事實真相ノ自白ナリト暗示ヲ与フルモノニシテ極メテ不当違法ナルモノト信ス即チ原審裁判長ハ弁護人カ被告人ノ警察官ニ対スル自白ハ虚偽ナリト主張セル事實ヲ説明セス且「夫レ等自白ハ仮ニ多少ノ欠点アリトスルモ本件ノ事實判断ニハ直接必要アリマセン本件ニハ予審判事ノ強制処分トシテ取調ヲ為シタル際ノ自白ヲヨク觀察シテ判断スヘキテアリマス」トテ証拠ニ対スル自己ノ意見ヲ開陳スルト共ニ予審判事ニ対スル自白ヲ以テ眞実ナリト暗示ヲ与ヘ更ニ「若シ警察官ヤ検事ニ対シ不実ノ自白ヲ為シタルモノトセハ何故ニ予審判事ニ対シ其ノ自白ヲ取消シ眞実ノ申立ヲセナカツタノテアリマセウカ」トテ被告人ノ犯行否認ハ不都合ナル旨ヲ暗示セリ裁判長カ証拠ノ説示ヲナスニ当リ証拠又ハ其ノ信憑力ニ関シ自己ノ意見ヲ述フルトキハ陪審員ハ其ノ意見ニ左右セラレ公正ナル判断ヲ誤ルニ至ルヘキハ火ヲ見ルヨリ明カナルトコロニシテ之レカ為陪審ノ目的ハ破壊セラレ其ノ精神ハ全ク蹂躪セララルニ至ル其ノ不法ヤ言ヲ俟タサルヘシ裁判長ハ右説示ニ次イテ「諸君ノ發達シタル円満ナル常識ニ訴ヘ云々」ト述フルモ之ニ依リテ一旦陪審員ノ脳裡ニ押サレタル烙印ハ到底拭フヘクモアラサルナリ原審裁判長ノ説示ニハ右ノ如キ違法アリ從ツテ原判決ハ破壊ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ

仍テ原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長カ説示トシテ「弁護人等ハ警察官ニ対スル自白ニ付頻リニ非難ヲ試ミラルルモ夫等ノ自白ハ仮ニ多少ノ欠点アリトスルモ本件ノ事案判断ニハ直接必要アリマセン本件ニハ予審判事カ強制処分シテ取調ヘタル際ノ自白ヲヨク觀察シテ判断スヘキテアリマス若シ警察官ヤ検事ニ対シ不実ノ自白ヲ為シタルモノトセハ何故ニ予審判事ニ対シ其ノ自白ヲ取消シ真実ノ申立テヲシナカッタノテアリマセウカ云々」ト述ヘタルコト所論ノ如シ然レトモ前掲説示ノ趣旨トスルトコロハ被告人ニ対スル警察官ノ聴取書ノ如キハ本件ニ付法律上証拠ト為シ得サルトコロニシテ本件ニ付被告人ノ自白ノ記載アル調書ニシテ証拠トナシ得ヘキモノハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者訊問調書存スルノミナルヲ以テ右訊問調書ニ付被告人ノ自白ノ真否ヲ検討スヘキ要アルコトヲ教示シ併セテ陪審員カ右自白ノ信否ヲ判断スルニ付注意スヘキ事項ヲ附述シ以テ其ノ判断ニ誤ナカラシメンコトヲ期シタルモノニ外ナラスシテ必要ナル処置ニ属スト謂フヘシ右説示ヲ目シテ裁判長ハ被告人ノ自白カ事実ノ真相ニ合致スルモノナルコトヲ暗示シタルモノト解シ或ハ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト為シ原審ヲ非難スルハ中ラス論旨理由ナシ

第三点又原審説示中(五)(ロ)被告人カ朝雄ヲ虐待セシヤ否ヤニ付キテハ被告人ニ不利益ナル点ニ付テハ証人ノ証言ヲ引用シテ説明セルモ其ノ利益ナル点ニ付テハ更ラニ説明スルトコロナシ被告人ハ同人ノ供述証人KN茂四郎ノ供述等ニヨリテ明カナルカ如ク弟朝雄ノ為ニ重岡駅前ニ家屋ヲ新築シ家財道具ヲ与ヘテ飲食店ヲ経営セシメ朝雄カ精神ニ多少異状ヲ呈スルヤ被告人ノ出捐ニヨリテ四国詣ヲ為サシメ朝雄ノ父友太郎カ一戸ヲ構ヘテ飲食店ヲ営業セルニ拘ラス朝雄ヲ引取りテ寄食セシメ居タル事案並被告人カ近隣トノ交際ヲ喜ハサリシ結果世間ノ風評ハ良ロシカラサリシ事案等ハ被告人ノ供述等ニ依リテ明カナルニ

之等証拠ノ説明ヲ欠キ朝雄ノ行方不明トナリタル後被告人カ之ヲ搜索セサリシコト(説示(五)(ニ)ニ付テモ被告人カ搜索セサリシ理由カ朝雄ハ再三家ヲ無断飛ヒ出シテ一時行方不明トナリ行先ヨリモ通信ヲナササリシ事案等ニ原因セシコトハ被告人ノ供述並WKYタヨノ司法警察官ノ聴取書中ノ陳述記載朝雄ノ妻WKYAヤメノ予審ニ於ケル訊問調書中ノ供述記載其ノ他ノ証人ノ供述ニ依リテモ明カナルトコロナルニ拘ラス此等証拠ニ付説明ヲナス以上ハ共ニ原審裁判長カ当然ナササルヘカラサル証拠ノ要領ヲ説明セサリシモノニシテ違法ナリト云ハサルヘカラスト云ヒ

第四点次ニ原審裁判長ハ被告人カ朝雄ハ自殺シタルモノナリト抗争セル其ノ証拠ニ関シ説明ヲナスト雖被告人ノコノ抗争ヲ立証スヘキ重要ナル証拠ノ説明ヲ遺脱セリ即チ(イ)朝雄ノ精神異状ハ其ノ妻アヤメ及WKY家人其ノ他多クノ証人ノ供述セルカ如ク人ト面会スルコトヲ極度ニ嫌ヒ極メテ憂鬱ニシテ活動力全然ナク高度ノ脳神経衰弱ト云フヘキモノナリ而シテ斯クノ如キ者ノ自殺ハ其ノ例甚多キハ言ヲ俟タサルトコロトス然ルニ原審説示ニハ此ニ関スル説明ヲ欠ケリ(ロ)被告人カ白骨ヲ発見セラルル前其ノ現場附近ノ竹材ヲHN若藏ニ売却シ同人ヲシテ之ヲ伐採セシメタル事案アリ此ノ点ニ付テハ既ニ述ヘタルカ如ク若シ被告人カ朝雄ヲ殺害シタルモノナラハ其ノ犯跡ヲ隠蔽セスシテ他人ニ竹材ヲ売却スルカ如キハ到底常識ヲ以テシテハ解シ得サルモノトス斯ノ如キ事案ハ被告人カ本件犯行々為ヲ為シタルモノニ非サルコトヲ窺フニ足ルヘキ重要ナル点ナリト信スHN若藏ヨリ白骨ノ話ヲ聞キテ見ニ行キタルWKY茂市モ予審ノ証人トシテ「馬太郎カアソコテ朝雄ヲ殺シテ居タノナラ其処ノ竹ヲ人ニ伐ラセル様ナコトモナカラウト」考ヘタ旨ヲ供述シ居レリ常識アルモノトシテ当然ノコトト云フヘシ(ハ)白骨ノ発見セラレタル現場カWKY満ノ耕作ノ畑ヨリ

僅力五六間ノトコロナリシコトモ他殺ニアラスシテ自殺ノ証拠トシテ挙クヘキモノナルニ拘ラスコノ点ノ証明ヲ為サス(ニ)証人横山五一ハ本件杖銃ヲ以テ自殺シ得ヘキ旨ヲ供述セリ然ルニ原審裁判長ハ此ノ点ニ付テモ何等説明セス斯クシテ原審裁判長ハ重要ナル証拠ニ関スル説明ヲ遺脱シタルモノニシテ違法ナリト信スト云フニ在リ

然レトモ原審裁判長ノ説示ニ不備違法ノ点ナキコトハ既ニ第一点ニ付説明シタルトコロナルノミナラス論旨所掲ノ事項ノ如キハ本件犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ事実トシテ之力説示ヲ要スヘキモノト認メ難キヲ以テ之等ノ事実ヲ説示ニ遺脱シタリトスルモ所論ノ如キ違法ナク論旨孰レモ理由ナシ

第五点原審ニハ審理ヲ尽ササリシ違法アリ即チ既ニ述ヘタルカ如ク本件犯罪行為ハ昭和三年旧四月頃ノ夜野中山林中ニ於テ杖銃ヲ以テ被告人朝雄ノ咽喉下部ヲ二三寸ノ距離ヨリ射殺シタルモノナリト云フニ在リ然ルニ当夜果シテ山林中ニ於テ朝雄ノ正面ヨリ其ノ咽喉ヲ二三寸ノ距離ヨリ之ヲ狙ヒ撃ツコトヲ得タルカ証人原八郎ハ薄明リニテ山林ニ行ケヌコトハナカツタト被告人ハ供述セル旨供述スルモ若シ月夜ナラハ朝雄ニ知ラレ若シ闇夜ナラハ密林中ニテ右ノ如キ状態認識ノ下ニ射殺シ得ルカ山林ヘノ通路ノ如キハ多年歩キ慣レタルモノナレハ闇夜ナリトモ通行シ得ンサレトスル夜密林中ニ入ラハ殆ント真黒ニシテ到底朝雄ノ正面ヨリ咽喉ノ下部ヲ二三寸離レテ射撃セリト云フカ如キハ多分ノ想像ニ出テタルモノニアラスヤトノ疑問ヲ懐カサルヲ得ス從ツテ当夜ノ明サカ如何ナル程度ノモノニシテ当時現場ノ竹木カ如何ナル状態ニアリシヤハ被告人カ警察官又ハ予審判事等ニ対シ為シタル自白カ果シテ真カ偽カヲ決定スヘキニ付重要ナル関係ヲ有スルモノト信ス又既ニ述ヘタルカ如ク咽喉部ヲ正面ヨリ散弾ヲ以テ射撃セハ頸椎骨ニ損傷ヲ加フヘキハ容易ニ想像シ得

ヘキニ拘ラス証拠品トシテ頸椎骨ヲ領置シナカラ損傷アリヤ否ヤニ付何等ノ取調ヲ為サス之レ亦被告人ノ自白ノ真偽ヲ判断スルニ重要ナルモノト謂ハサルヘカラス然ルニ原審ニ於テハ此等犯罪事実ヲ肯認スルニ重要ナル事実ニ付何等ノ取調ヘモ為サスシテ陪審ニ付シタルハ審理ヲ尽ササリシモノニテ違法ナリト謂ハサルヘカラスト云フニ在リ

然レトモ本件犯行現場タル山林ニ付テハ原審ニ於テ実地検証ヲナシ竹木生立ノ状況其ノ他ニ付詳シク検証調書ニ録取シ来リ之ヲ法廷ニ顕出シテ関係者ニ其ノ要旨ヲ告示シ居リ又領置ニ係ル所論頸椎骨ニ付テモ法廷ニ於テ之ヲ関係人ニ展示シテ適法ナル証拠調ヲ為シタルコト原審公判調書ノ記載ニ徴シ明カナルトコロナルヲ以テ夫レ以上右ノ点ニ付取調ヲ為ササルモ本件ノ事実認定ニ何等支障ナク原審ニハ毫モ審理ヲ尽ササル違法アリト謂フヘカラス論旨理由ナシ

尚被告人ノ上告趣意書ニ対シテハ法定期間経過後ノ提出ニ係ルヲ以テ説明ヲ与ヘス
弁護人池田吾十、後藤義隆、長野國助、中野道私訴上告趣意書

右上告人ニ対スル殺人被告事件ノ公訴ニ附帯スル慰謝料請求ノ私訴事件ニ付 上告人カ受ケタル左記判決ニ付テハ右公訴事実ハ上告趣意書記載ノ如キ違法アルカ故ニ左記判決中原告其ノ余ノ請求ハ之ヲ棄却ストアル部分ヲ除キ他ヲ全部破毀シ被上告人ノ請求ヲ棄却スル旨ノ御判決相成リ度候主文被告ハ原告アヤメニ対シ金百五十円原告茂同花子ニ対シ各金百円宛ヲ支払フヘシ原告其ノ余ノ請求ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ被告ノ負担トスト云フニ在リ
然レトモ本件公訴ニ対スル上告理由ナク之ヲ棄却スヘキモノナルコトハ弁護人池田吾十外三名上告趣意書ニ対シ説明シタルトコロナレハ論旨ハ理由ナキモノト謂ハサルヘカラス
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條第六百五條第五百七十二條第五号民事訴

訟法第八十九条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事有安堅三関与

昭和十二年四月二十八日
大審院第三刑事部

裁判長判事 三宅正太郎
判事 草野豹一郎
判事 岸 達也
判事 灘波 良藏
判事 稻田 馨

右臈本也

昭和十二年四月三十日

大審院第三刑事部

裁判所書記 野村義太郎 印

② W K Y馬太郎 (大審院殺人上告事件昭和12年4月28日判決、上告棄却)、「法律新聞」12年7月30日

● 陪審ト説示ノ程度

陪審法第七十七条所定ノ説示ハ既ニ公判ニ於テ陪審員ノ前ニ展開セラレタル当事者ノ主張
事実ヲ悉ク復唱シ或ハ証拠ノ全部ニ付キ証拠調ノ際ニ為シタルト同一ノ手續ヲ繰返スヲ要
セス

昭和十二年(刑)第二一号

判 決

本籍並住居大分県大野郡□□村大字□□園□千□□番地

農業兼酒小売商

公私訴上告人(民事被告)

W K Y馬太郎

明治十二年八月□日生

小倉市□□中丁□百□□番地

私訴被上告人(民事原告)

W K Y 茂

同 所

私訴被上告人(民事原告)

W K Y 花子

右法廷代理人親権者兼原告

W K Yアヤメ

右殺人被告事件並之ニ附帯スル私訴事件ニ付昭和十一年十月三十一日大分地方裁判所ニ於
テ公訴ニ付テハ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ公
私訴ニ付上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件公私訴上告ハ敦レモ之ヲ棄却ス

私訴上告費用ハ上告人ノ負担トス

【理由】弁護人池田吾十長野國助後藤義隆中野道上告趣意書第一点本件被告事件ハ陪審ニ

附セラレ其ノ評議ニ依リ犯罪事實ヲ認定セラレタルモノナレハ犯罪事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ノ申立ヲ為スコトヲ得サルハ法ノ明文上言フ俟タルコトナリ然レトモ原審裁判長ノ説示ニハ違法ト認ムヘキモノアルヲ以テ該説示ニ付述ヘントスルモ之ニ先チ本件公訴事實ニハ多大ノ疑問ナキ能ハサルカ故ニ一応之カ陳述ヲ為サントス本件記録ニ表ハレタル事實ト云フハ被告人ノ弟WKY朝雄カ多年ノ出稼ヨリ無一文ニテ被告人方ニ帰來シ多少精神ニ異状ヲ示シテ屢家人ニ煩類ヲ及ホストコロヨリ被告人ハ之ヲ殺害センコトヲ決意シ昭和三年旧四月頃ノ或夜被告人宅ヨリ四五町離レタル大分県大野郡□□村大字□□□所在ノ被告人所有ノ野中山林中ニ忘レ物ヲ為シ來リシモ一人ニテハ淋シキヲ以テ一緒ニ行キ呉レトモ朝雄ヲ騙シテ誘ヒ出シタル上和WKY滿所有ノ畑ヨリ五、六間奥ナル同山林中ニ於テ所携ノ杖銃ヲ朝雄ノ咽喉下部ニ二、三寸ノ距離ヨリ発砲シ之ヲ射殺シタルモノナリト云フニ在リ而シテ被告人ニ不利益ナル証拠トシテハ被告人カ司法警察官檢事ノ取調及予審判事ノ強制処分ニヨル訊問ニ対シ自白セルコト杖銃カ被告人所有ノモノナルコト被告人ハ朝雄ト折合ヒ悪シク且個人主義ノ性質ニシテ右日時頃被告人カ朝雄ヲ殴打セル様子ニテ其ノ際朝雄ノ悲鳴ヲ聞キシモ其ノ後行方不明トナリタリトノ証人供述アルコト朝雄カ行方不明トナリシ後モ被告人ハ余リ之レカ搜索ヲ為ササリシコト等ナリ然レトモ(イ)其ノ自白ニ付テハ原審準備手続及公判廷ニ於テモ司法警察官ノ誘導訊問ト口止メニ依ルモノナルコトヲ供述シ居リ其ノ供述モ理路整然タルモノアリ斯ノ如キハ僻村無智ノ者ニ於テハ往々ニ存スルトコロノモノニシテ強チ自己ノ刑責ヲ免レン為供述ヲ翻シタルモノトハ斷シ得サルト共ニ(ロ)朝雄ヲ虐待シタリトノ点ニ付テモ証人ノ供述ハ其ノ事實ヲ実見シタリト言フ者ナク世間ノ噂又ハ想像ニ過キササルモノナリ而シテ其ノ噂ナルモノハ被告人カ幼少ヨリ貧苦ノ

中ニ生育シ來リシ為蓄財ニ心ヲ掛ケ近隣トノ交際モ余リ為ササリシ結果近隣ノ悪意ノ憶惻ニ出テタルモノモ多分ニ存シタルコトハ推測ニ難カラズ被告人カ全ク利己一途ノ者ニ非サルコトハ朝雄ノ為重岡駅前ニ家屋ヲ新築シ家財道具ヲ与ヘテ飲食店ヲ開業セシメタル事實及ヒ朝雄カ脳ヲ病ムヤ自ラ費用ヲ出捐シテ病氣恢復祈願ノ為十数日佐伯ノ四国詣ヲ為サシメタル事實朝雄等ノ父母カ被告人カ朝雄ノ為ニ建築開業ヲ為サシメタル上記家屋ニテ營業ヲ為シツツアリシニ拘ラス其ノ父母ノ許ヨリ朝雄ヲ引張リテ自宅ニ寄食セシメ居タル事實等ニ徴シ明カナルトコロナリ而シテ朝雄カ被告人方ニテ何等ノ仕事ヲモ為ササルノミナラス数日間土蔵物置厩舎等ニ隠レ居ルコト再三ニ止マラサリシハ被告人ノ供述其ノ他証人ノ等シク述フル所ニシテ從ツテ斯ノ如キ場合兄トシテ叱責又ハ多少ノ殴打ヲナス位ノコトハ被告人ナラストモ世間ニ往々見ルトコロナリ(ハ)朝雄カ行方不明トナリタル後被告人カ其ノ所在ヲ探索セサリシハ朝雄カ從來屢無斷家出シテ諸所ヲ歩キ廻リ且其ノ行先ヨリ音信ヲモ寄セルコト稀ニシテイヨク困レハ漂然歸宅スル等ノ事アリシヲ以テ父友太郎ヨリモ放置シオケトノ話アリタルニ基クモノ朝雄ノ從來ノ行動ニ徴シ被告人トシテハ相當ノ理由アリタルモノト云フヘク(ニ)被告人ハ昭和三年旧四月頃ノ或ル夜朝雄ヲ野中ノ山林ニ誘ヒ出シ射殺シタルモノナリト言フニ在ルモ其ノ誘ヒ出スニ當リ該山林中ニ忘レ物ヲ為シタルカ一人ニテハ淋シケレハ一緒ニ行キ呉レトノ口実ヲ用ヒタルモノナリト云フモ山村ニ生レテ五十年同所ニ居住シ來リタル被告人カ自宅ヨリ僅カ四五丁ノ山林ヘ一人ニテ行クハ淋シ等トハ常識ニテハ解セラレサルト共ニ朝雄カ容易ニ被告人ノ言ヲ信シテ同道シタリトモ信シ得サルトコロニシテ從ツテ仮令口実ナリトスルモ斯ノ如キハ極メテ不自然ナリト云ハサルヲ得ス其ノ不自然ナル供述ハ供述自体ノ真实性ヲ疑ハシムルニ十分ナリト謂フヘク又

被告人カ真ニ朝雄ヲ山林ニ誘ヒ出シタリトセハ朝雄カ假令多少精神ニ異状アリシトスルモ夜中ワサく林迄取りニ行カサルヲ得サル物ハ其ノ時必要ニ迫ラレタル物カ又ハ極メテ大切ナル物ナルコトヲ告クルニ非サレハ朝雄ヲ信用セシメ同道スルノ困難ナルヘキヲ慮リ予メ其ノ品名ヲモ考慮シ居リタルモノト謂フヘキニ拘ラス其ノ間ノ事実全ク明カナラサレハ被告人ノ該供述カ真実ニ一致セサルカ為ト謂ハサルヲ得ス(ホ)而シテ被告人ハ野中山林ヘハ薄明リテ行カレルコトハナカツタ道路ノ悪キトコロハ朝雄ノ手ヲ執リテ行ケリト自白セルコトト為リ居レリ暗キ山道ヲ歩キ馴レタル朝雄ノ手ヲ執ラサレハ歩行困難ナリシトセハ同夜ハ殆ント闇夜ナリシモノニ非サリシカト想像セラルルモ本件記録上ニ於テハ右ノ外如何ナル程度ノモノナリシカ明カナラス若シ右ノ如ク闇夜ナリシトセハ道路ヨリ更ニ悪キ密林中ニ於テ被告人カ長サ二尺八寸ノ杖銃ヲ以テ朝雄ノ咽喉部ヲ果シテ狙ヒ得タルカ更ニ又其ノ銃口ヲ咽喉ヨリ二三寸ノ距離ニ容易カ近ケ得タルカ殊ニ其ノ距離カ二三寸ニシテ然モ咽喉ノ下部ナリトノ認識ヲ為シ得タルカ若シ又月光ニテモアリタラハ朝雄カ自己ノ真正面ヨリ其ノ咽喉二三寸ノトコロニ銃口ヲ向ケラルルコトヲ知ラサリシトハ容易ニ信シ得サルトコロナリ(ヘ)元來鉄砲ハ遠距離ヨリ撃ツヘキモノニシテ人知レス之ヲ待チ伏セテ狼撃スルカ密ニ目的物ニ近ツキテ撃ツヲ通常トシ殊ニ其ノ標的ヲ咽喉トスルカ如キハ極メテ異例ニシテ或ハ不可能ナリト謂フヘシ然モ朝雄ヲ先ニ進マシタリト云フニ在ルヲ以テ咽喉ヲ標的トスルニハ朝雄ヲ呼ヒ戻シタル上ナラテハ之ヲ目標トスルヲ得ス若シ朝雄ヲ呼ヒ戻シ真正面ヨリ銃口ヲ擬セハ朝雄ニ氣付カレ目的ヲ達スルコト能ハサルニ到ルコトアリ得ヘキハ容易ニ想像シ得ルモノナレハ被告人カ朝雄ヲ射殺セントセハ必スヤ背部ヨリ頭部ヲ目標ニ置クヲ当然トス仮リニ被告人ニ朝雄ノ自殺ヲ装ハントスルノ深謀アリタリトスルモ少

クモ側面ヨリ頭部又ハ頸部ヲ射撃シタルヘシト思料セラル(ト)白骨ノアリタル場所カWKY満所有ニシテ且同人耕作中ノ畑ヨリ僅カ五、六間入りタル個所ニシテ其処ニ於テ被告人ハ朝雄ヲ射殺シタリト云フニ在ルモ若シ被告人カ朝雄ヲ射殺セントスル意思アラハ他人ニ発見セラルルノ危険多キ斯ノ如キ場所ニ於テハ之ヲ為ササリシモノト推測サル被告人所有ノ上記山林ハ周圍八、九町余アリテ白骨ノ発見セラレタル箇所ヨリ奥ハ雜木ノ密林ナルコト本件記録上モ明カナルトコロナリ從ツテ山林ノ地理ヲ充分知悉セル被告人カ朝雄ヲ同山林ニ於テ殺害セントセハ必スヤ容易ニ他人ニ発見セラレ難キ箇所ヲ択ヒタルハ条理上当然ナリト思料セラル(チ)被告人カ朝雄ヲ射殺シタルハ昭和三年旧四月頃トナリ居レリ然シ乍ラ右ノ日時ハ被告人ノ記憶ヨリ然カ認メラレタルモノニ非スシテWKYアヤメ、WKYタヨ等ノ証言ヨリ推測シタルモノナリ若シ被告人カ真ニ朝雄ヲ殺害シタルモノナラハ斯クノ如キ重大事ヲ敢テシタル日時ハ当然被告人ノ自身ノ記憶ニ存スヘキ筈ナリ如何ニ仲悪キ兄弟ト雖モ実弟ヲ射殺シタリトノ心ノ呵責ハ容易ニ去ルヘクモアラサルヘシ從ツテ相当地ノ年月ヲ經過セシ今日ト雖殺害ノ日時ハ記憶ヨリ逸ストハ想像セラレス朝雄ノ當時ノ年齢ニ付テモ同様ナリ然ルニ被告人ニハ其ノ記憶全然存セス若シ真ニ朝雄ヲ殺害シ真ニ其ノ行為ノ自白ヲナシタルモノナラハ行為ノ年月日ノミヲ隱蔽スヘシトハ到底想像セラレス自白ニ多大ノ疑問アリト謂ハサルヲ得ス(リ)被告人所有ノ杖銃カ白骨ノ側ニアリタルコトハ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルモノトスル一理由ニ觀ラルルカ如シ然レトモ他人ヲ殺害シ其ノ死体ノ側ニ兇器ヲ遺棄スルカ如キハ稀有ノコトニ屬ス只被害者ノ自殺ヲ装ハンカ為故ヲ兇器ヲ遺棄シタルモノトセハ其ノ後相当ノ日時ヲ經過スルモ尚該事実カ発見セサルカ如キ場合ニハ兇器ヲ隱匿シ死体ヲ埋藏スル等其ノ犯跡ヲ隱滅スルノ処置ニ出スルヲ常トス本件ニ

於テモ亦同様ニ解スヘキモノニシテ被告人カ朝雄ヲ射殺シ自殺ヲ装ヒタルモノトセハ白骨カ発見セララル迄ニハ二、三年ノ日時ヲ経過シ其ノ間充分杖銃白骨ノ処分ヲ為シ得ヘカリシニ拘ラス被告人カ之ヲ為ササリシハ被告人カ自白セシ如キ事実ナカリシコトヲ推測スルニ足ラン(ヌ)被告人ハ朝雄ハ自殺セシモノナラント抗争スルモ其ノ自殺ノ方法ニ付テハ之ヲ知ラスト供述ス若シ被告人カ朝雄ヲ殺害シ杖銃ヲ其ノ側ニ遺棄シテ自殺ヲ装フ如キ深謀ニ出スルモノナラハ其ノ自殺ノ方法ニ付テモ一應ハ弁解ノ辞ヲ考ヘ置クヘシ然ルニ被告人カ右ノ如ク之ヲ知ラスト供述スルハ自殺ト称スルモ之レ単ナル被告人ノ推測ニ過キスシテ被告人カ何等ノ策謀ヲ為シタルモノニ非ラサル事実ヲ率直ニ陳述セルモノト謂フヘシ(ル)被告人ハ朝雄ノ行方不明後二、三年ニシテ白骨所在地ノ竹材ヲHN若藏ニ売却シ若藏カ伐採ニ入りテ初メテ右ノ白骨ヲ発見シタルコトハ本件記録上極メテ明瞭ナリ若シ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルモノナラハ現場ニ兇器死体ヲ放置シタル俛其ノ附近ノ竹材ヲ他人ニ売却シ買受人ヲシテ伐採セシムルカ如キコトハ到底常人ノ為シ得ヘキコトニ非ス然モ其ノ現場カ紛レ易キ所ナラハ兎モ角上述ノ如クWKY滿耕作ノ畑ヨリ僅カニ五、六間入りタル箇所ニシテ如何ニ犯行カ闇夜行ハレタリトスルモ被告人カ其ノ現場ヲ誤リ又ハ之ヲ遺忘スルカ如キハ想像シ得サルトコロナリ又其レヨリ以前朝雄カ右現場ト反対方向ノ風穴ニ這入り居ルトノ噂アリタルコトハ証人等ノ供述ニヨリテ明カナルモ右現場附近ニ於テ死亡シ居ル等ノ風評ハ無カリシモノナレハ右噂ヲ機会ニ犯跡ノ隠滅ヲ図リ若クハ成ル可ク現場ニ人ヲ近寄ラシメサルノ方法ヲ採リタリシナルヘク從ツテ竹材ヲ他人ニ売り伐採セシムルカ如キハ死体及兇器ノ場所ヲ教フルト同様ノ結果トナルハ如何ニ文盲無智ノ者ト雖モ直チニ想到シ得ヘキコトナリ然ルニ被告人カ該場所ノ竹材ヲHN若藏ニ売り渡シタルハ如何コト事

実ハ被告人カ朝雄ノ射殺シタルヤ否ヤヲ決スルニ重大ナル關係ヲ有スルモノト信ス(オ)而シテ右ノ如クHN若藏ニ依リテ発見セラレタル白骨ヲ被告人カWKY茂市ト共ニ見ニ行キタルコトニ關シ右茂市ハ予審判事ノ訊問ニ對シ十四五分ヲ要シテ漸ク見付ケ出シタル旨ノ供述ヲナセリコノ十四五分間ヲ要シタルコトニ付テ被告人カ朝雄ヲ射殺シタルニ非スヤトノ先入主觀ヲ以テセハ別個ノ解釋ヲ為シ得ヘケンモ虚心坦懷ニ之レヲ觀ルトキハ被告人カ白骨等ノ所在場所ヲ知ラサリシ一証タリ得ヘシ(ワ)HN若藏ニ依リテ白骨カ発見セラレタルモ被告人等カ其ノ届出ヲ為ササリシハWKY茂市ノ発意ニ係リ同人カ被告人及ヒKN茂四郎カ届出ヲ主張シタルニ之レヲ排シテ内密ニスヘキコトヲ勸メタル結果被告人モ本家ノ主人ニシテ被告人結婚ノ媒酌人タル茂市ノ言ニ從ヒタルニ依ルモノナリ被告人カ自己ノ犯罪行為ヲ覆ハンカ為メ故ラ届出ヲ主張シタルニ非スヤト為スハ物事ヲ正視スル者カ先ツ考フヘキコトニ非サルナリ(カ)WKY茂市及KN茂四郎ノ右白骨処分ニ關スル証言カ被告人ニ不利ナル点アルハ同人等カ當時届出ヲ為スヘカリシモノヲ内密ニ処置シタル其ノ責任ヲ免レントスルニ出テタルモノト思料セラル(ヨ)朝雄カ行方不明トナリテ後馬太郎カ世上噂ノ種トナリタルコトアル旨ノ証人ノ供述アリテコノ噂カ本件犯行ヲ決スル心証上相当ノ影響アルモノト信セラルルトコロナルモ右噂ナルモノハ既ニ述ヘタルカ如ク被告人カ近隣トノ交際ヲ好マサリシ結果悪意ニ出テタルモノト認メラルモノアリ即チ朝雄ハ風穴ニ這入り居レリト云フカ如キ之ヲ説明スルニ十分ニシテ被告人ハOD神太郎、YN喜三郎ヨリ右ノ話ヲ聞キ同人ト風穴ヲ検分シタルモ全ク虚構ノコトナリシハ本件記録上明カナリ(タ)昭和十一年一月MT正三ニ依リテ白骨カ発見セラレ同年三月六日警察官ノ取調アリタル翌日被告人カ自ラ駐在所ヘ行キタルハ以前白骨ノアリタルコトヲ届出スWKY茂市

カ之ヲ処置シタルコトアルヲ以テ事実ヲ確メ若シ以前ノ白骨ナラハ事情ヲ具陳シテ弁明ヲ為シ置クニ非ラサレハ後日誤解ヲ招ク慮アルコトヲ慮リテ出頭シタルモノナルハ被告人カ原審公判ニ於テ供述スルトコロナリ右ハ曾テHN若藏ニ依リテ白骨カ発見セラレタル時被告人カ其ノ届出ヲ主張シタル事実ト對比シテ其ノ真实性ヲ認メ得ン然ルニ司法警察官カ被告人ノ右ニ関スル陳述ヲ聴カサリシハ浮説ヲ信シ被告人カ何等カノ方法ヲ以テ朝雄ヲ殺害シタルモノニアラスヤトノ先入観ヨリ被告人ニ該陳述ヲ為サシメス只管殺害ト云フ目標ニ向ケ誘導訊問シタルコトヲ疑フニ足ルヘキ資料ナリト信ス(レ)司法警察官ノ取調ヘ方ニ付テ被告人ハ早朝ヨリ午後六時迄引続キ取調ヲ受ケタル旨供述セルニ対シコノ取調ニ当リタル巡查原八郎ハ午前十時頃ヨリ取調ヲ開始シ一時間位ニシテ自白シ調書ヲ作り終リタルハ午後二時頃ト云ヒ巡查部長清水寶丸ハ午前八時頃ヨリ取調ニ着手シ調書ヲ作り終リタルハ午後三時カ四時頃ト供述シ居レリ右兩人ノ供述ノ差異ハ長時間ニ亘リ誘導訊問ヲ為シタル事実ヲ覆ハントスル結果ニ非スヤト思料セラル(ソ)予審ニ於テ証人原八郎清水寶丸ハ其ノ取調ヘニ対シ被告人ハ最初ハ犯罪事実ヲ否認シ自殺ナラント云ヒタル旨及同証人井上定モ初メ犯行ヲ否認シ居タルモ巡查部長ニ自白シ居ルニ非スヤト詰リタルトコロ事実ヲ認メタル旨ノ供述アリ而シテ被告人ハ原八郎清水寶丸ノ取調ニ当リ証拠ハ沢山上リ居レリ(其実被告人ノ犯行ナリト断スヘキ何等ノ証拠モナカリシコトハ原清水ノ証言ニ依リ明カナリ)ト欺罔シタリト供述シ証人原八郎ノ供述中ニモ右事実ヲ裏書スヘキ供述アリコレ等ニ依ツテ看レハ証人原清水等ノ供述スルカ如ク被告人カ簡單ニ自白シタルモノニ非サルコト及ヒ被告人カ真実自白シタルモノナラハ短時間後ニ於ケル井上定ノ取調ニ対シテ犯行ヲ否認スルカ如キハアルヘカラス從ツテ右ノ事実ハ被告人ノ自白ニ対スル心証上相當ノ關係

アル資料タリ(ツ)被告人ハ朝於ハ自殺シタルモノナラント供述シ居レリ司法警察官及檢察当局ハ右被告人ノ供述ヲ以テ被告人カ朝雄ノ自殺ヲ装ヒタル結果ニ出テタルモノト思料セルモノノ如シ然レトモ被告人ニ於テ自殺ナリト称スルハ単ニ朝雄カ失職シテ借金ニ苦ミ妻子ニハ捨テラレテ脳ヲ病ミ人ニ面会スルコトヲ極度ニ嫌ヒ居タル事実等ト被告人所有ノ杖銃カ白骨ノ側ニアリタル事実ヨリ推測シタルニ止マル而シテ朝雄ノ精神異状カ狂人ト称スル程度ノモノニ非ラス又乱暴ナトノアトナク只仕事ヲ嫌ヒ人トノ面会ヲ避クル事実等ハ被告人其ノ他ノ証人ノ供述ニ依リ明ニシテ斯ノ如キ者コソ自殺ノ虞レ多キハ吾人ノ常識上ヨリ見ルモ言ヲ俟タサルトコロトス然モ朝雄ノ妻WKYアヤメノ予審に於ケル供述中ニハ自殺ヲ暗示セル手紙ヲ送り来リタル旨ノ供述アルニ見レハ朝雄カ他人ニ対シテハ自殺スル旨ヲ語リタルコトナシトスルモノヲ以テ同人ニ自殺ノ意思ナカリシモノナリトハ断シ得ス(ネ)朝雄カ杖銃ノ取扱ヒ方ヲ知り居リタルコトハ被告人並ニ証人WKYツネノ供述ニ依リテ之ヲ認メ得ラル而シテ杖銃ノ鑑定人ニシテ原審ノ証人YY五一ハ核杖銃ヲ以テ自殺シ得ル旨ノ供述ヲ為シ居レリ又核杖銃ノ構造上之ヲ自殺ノ用ニ供シ得ヘキハ吾人ノ常識上肯認シ得ヘキトコロトス(ナ)本件犯行ハ被告人カ朝雄ノ咽喉部ヲ散弾ヲ装シタル杖銃ヲ以テ射撃殺害シタルモノナリト云フニ在リ而シテ証拠品トシテ頸椎骨三個ヲ領置セラレアリ該頸椎骨カ何レノ部分ノモノナルヤハ不明ナルモ若シ果シテ被告人カ朝雄ノ咽喉部ヲ正面ヨリ射撃シタルモノナラハ頸椎骨ノ何レカニ損傷ヲ与フヘキハ想像に難カラス一個ノ実弾ヲ以テセハ或ハ他ニ外レルコトアルハ想像シ得ンサレト二、三十個ヲ装填スル散弾ヲ以テセハ損傷ヲ頸椎骨ニ与ヘサルハ稀ナルヘシ然ルニ証拠品タル頸椎骨ニ斯ノ如キ損傷ノアリタルヤ否ヤハ全ク不明ナリ(ラ)尚被告人ハ昭和三年旧四月頃朝雄カ厩舎ノ二階ニ隠レ

居リタルヲ降シタル後朝雄ニ重岡駅前ノ父友太郎ノ許ヘ行クヘキニ依リ其ノ用意ヲセヨト云ヒ残シテ近所ノ風呂ヘ浴ニ行キタリ然ルニ風呂ヨリ歸リタルトキニハ既ニ朝雄ノ姿ハナカリシ旨ヲ供述シ且ニ階ヨリ朝雄ヲ降シタルハ夕食ニハ未タ早カリシト供述セリ又WKYタヨノ予審ニ於ケル訊問ニハ朝雄ヲ二階ヨリ降シタルハ昼頃ナリシ旨ノ供述アリ証人WKYツネノ供述ハ此ノ点ニ関シテハ全く不明ナリ而シテ本件犯罪行為ハ同日ノ夜中ニ行ハレタルコトトナリ居レリ此等時間ノ相違ト朝雄ヲ二階ヨリ降シタル後ノ被告人及朝雄ノ動静ハ夜中行ハレタリト云フ本件犯行ニ重要ナル關係アルモノナルニ拘ラスコノ点カ明ニセラレ居ラサルノミナラス原審ニ於テ之カ取調ヲナシタル跡モナシ以上ノ如ク被告人カ弟朝雄ヲ射殺シタリト断スルニハ幾多ノ疑問アリ被告人ニ有利ニ解ヒタルヘキ証拠事実ハ更ニ之ヲ指摘シ得ヘシ從ツテ原審裁判長ハ其ノ説示ニ当リテハ此等ノ点ニモ細心ノ注意ヲ払ヒ陪審員ヲシテ其ノ判断ヲ誤ラシメサルヘキモノナルニ拘ラス却ツテ裁判長ノ説示ニハ公訴事実ヲ肯認シ其ノ予断ニ基キテ説示シ且ニ証拠ノ信否ヲ暗示シタルモノト認ムヘキ違法アリ仍テ今其ノ証拠ニ関スル説示ニ付述ヘンニ原審裁判長ハ被告人カ朝雄ヲ殺害セリト自白シタリトノ点ニ付証拠トシテ被告人カ警察官及検事及予審判事ニ対シ朝雄ヲ殺シタルモノナリト申立テタリトノ供述並証人原八郎、同清水寶丸カ被告人ハ朝雄ヲ殺シタルコトニ付キ申立ヲナシタリト証言シ且警部補井上定ノ予審ニ於ケル証人調書ノ記載アル旨ヲ説明シ被告人カ右自白ハ警察官ニ欺罔サレテ為シタル虚構ノモノナリトノ供述ニ対シテハ単ニ「直接才聞キノ通りテアリマスカラ云々」ト説示シタルノミナリ然レトモ被告人ノ自白ハ虚偽ナリトノ供述カ真ナリヤ否ヤヲ判断スヘキ資料ハ既ニ述ヘタルカ如ク被告人ノ供述ノミナラス同人ノ予審並公判準備手続ニ於ケル供述及前記（イ）乃至（チ）ニ記載中殊ニ犯行カ暗

夜密林中ニ於テ行ハレ被告人ヨリ先ニ歩カシメタル朝雄ノ正面ヨリ咽喉ニ、三寸ノ距離ヨリ其ノ下部ヲ射撃シタリトノ証拠犯行ノ場所カWKY滿耕作ノ畑ヨリ僅カ五、六間ノ距離ナル証拠該山林ノ状況ニ関スル証拠被告人カ犯行ノ日時ヲ記憶セサル証拠犯行ノ日付ヨリ二、三年後該現場ノ竹材ヲHN若藏ニ売却シ同人ヲシテ伐採セシメタル証拠HN若藏ノ発見シタル白骨ヲ被告人カWKY茂市ト見ニ行キ之ヲ見出ス迄二十四、五分ヲ要シタリトノ証拠白骨ノ発見ヲ警察署ニ届出テサリシ理由ニ関スル証拠警察官ノ取調方即チ取調時間ニ付被告人ノ供述ト原八郎、清水寶丸ノ各証言ノ相違スル点証拠沢山拳リ居ルトテ欺罔シタルコト右原、清水並井上定等警察官ノ取調ニ対シテハ初メ否認シ居タ事実右清水寶丸カ聴取書記載以外ノコトハ云フナト口止メシタリトノコト等ニ関スル証拠、証拠品タル頸推骨ニ損傷ノ有無等ニ付テハ当然説示スヘカリシモノト謂ハサルヘカラス法カ証拠ノ要領ニ付キ説明スヘキヲ命シタルハ陪審員ノ前ニ展示セラレタル諸証拠ニ付陪審員ノ錯綜セル觀念ヲ整理統一シ以テ其ノ判断ヲ誤ラサラシメントスルニ外ナラサレハ或事実ニ関スル証拠ハ各其ノ要領ヲ説明スルコトヲ要シ其ノ一、二ニ付説明シテ他ヲ説明セサルカ如キハ陪審員ニ証拠ノ軽重ヲ予断セシムルニ至ルモノニシテ殊ニ上記ノ如ク被告人ニ不利益ナル証拠ニ付多く説明シ被告人ニ利益ナル証拠ニ付テハ之ヲ少クスルカ如キハ陪審員ノ公正ナル判断ヲ誤ラシムルモノニシテ陪審ノ精神ヲ沈却スル甚シキモノト謂ハサルヘカラス而シテ原審裁判長ハ更ニ附加シテ曰ク「實際被告人カ述ヘル様ナ理由カラ云々（公判調書説示中（一）ノ後段）……ト云ヘリ法カ証拠ノ要領ヲ説明スヘシト云フハ此ノ証拠ハ斯々ノ趣旨彼ノ証拠ノ趣旨ハ何々ト単ニ各証拠ノ趣旨ヲ説明スヘシトナスニ止リ且其レ以外ニ及フヘキハ法ノ許ササルモノト信ス之レ陪審員ノ証拠ニ対スル判断ヲ誤ラシムルノ結果ヲ招来スルコト

アルヘキヲ以テナリ然ラハ右ノ説示ハ陪審員ニ被告人カ述ヘタルカ如キ理由ニヨリ虚偽ノ
自白ヲ為シタルニ非スヤトノ感ヲ与フルヨリモ刑責ヲ免レンカ為否認スルカ如キ感ヲ懷カ
シムル説示ニシテ範圍逸脱ノ違法アリト云フニ在リ

【判決理由】仍テ按スルニ陪審法第七十七条所定ノ説示ノ目的タルヤ陪審員ニ対シ其ノ腦
裡ニ錯綜シテ印象セラレタル事實及証拠ノ關係ヲ整頓シ必要ナル法律知識ヲ補充シ陪審員
ヲシテ適正ナル評決ヲ為サシメントスル趣意ニ外ナラサルヲ以テ裁判長カ犯罪構成ニ関シ
問題ト為ルヘキ事實及之カ証拠ノ要領ヲ説示スルニ當ツテハ右ノ趣意ニ遵ヒ各個ノ具体的
事案ニ応シテ適切ナル説明ヲ与フルヲ要スヘク既ニ公判ニ於テ陪審員ノ前ニ展開セラレタ
ル当事者ノ主張事實ヲ悉ク復唱シ又ハ公判廷ニ於テ陪審員ノ親シク見聞セル証拠ノ全部ニ
付一一証拠調ノ際ニ為シタルト同一ノ手續ヲ繰返スカ如キハ法ノ要求スルトコロニ非サル
モノトス從ツテ苟モ犯罪構成ニ関シ問題トナルヘキ事實及之カ証拠ニ付其ノ要点ヲ逸セス
説明ノ衝平ヲ失セサル限り枝葉末節ニ渉ル事實並之ニ対スル証拠ノ如キハ全然之カ説示ヲ
為ササルモ説示ノ違法無効ヲ来スヘキニ非ス翻テ本件記録ニ徴シ事案ノ内容及証拠關係ヲ
精査シ之ヲ原審公判調書記載ノ説示ト比照シテ稽フルニ該説示ハ本件犯罪構成上問題トナ
ルヘキ数点ノ事實ニ亘リ本件答申ニ必要ナル事項ヲ網羅シテ間然スルトコロナク且之カ証
拠ノ要領ヲ適切周到ニ説示シアリテ説示トシテ不備ノ点ナキノミナラス他ニ証拠ノ信否或
ハ罪責ノ有無ニ付意見ヲ表シタル等ノ違法又之レアルヲ見ス論旨中原審裁判長カ説示ヲ遺
脱シタル違法アリトシテ掲クル数個ノ事實ノ如キハ何レモ弁護人ノ弁論ニ頭ハレ陪審員ノ
記憶ニ新ナルトコロナルノミナラス本件犯罪構成ニ関シ問題トナルヘキ事實ニ属セサルコ
ト明ナルヲ以テ原審裁判長カ所掲ノ事實ヲ説示ニ加ヘサリシノミナラス之カ証拠ヲ説示セ

サリシトスルモ何等説示ノ違法ヲ来スコトナシ固ヨリ原審裁判長カ本件ニ付当初ヨリ被告
人ニ罪責アルコトヲ予断シ証拠ノ信否ニ関シ陪審ニ暗示スルトコロアリタリトノ事實ノ如
キハ本件記録上片影タモ之ヲ窺知シ得サルトコロナリ尚原審裁判長ノ説示中所論ノ如ク「実
際被告人カ述ヘル様ナ理由カラ無イコトヲ述ヘタノテアラウカ自分カヤツタコトアル等
ト述ヘ度クナイノテアルカ實際自分カヤツテキルノテ包ミ切レス之ヲ述ヘルニ至リ起訴サ
レテカラハ又何トカシテ逃レルコトカ出来レハト考ヘテ之ヲ否認スルノテハナカラウカ此
ノ辺ノ御判断ハ偏ニ陪審員ニ御任せスルヨリ外アリマセヌ」旨附言シタルコトハ原審公判
調書ノ記載ニ徴シ明カナレトモ夫ハ被告人カ曩ニ強制処分ニ依ル取調ニ際シ予審判事ニ対
シ一切ノ犯行ヲ自白シタルニ拘ラス公判廷ニ於テ右自白ヲ翻シ該自白ノ不実ナルコトヲ極
力弁疏シタルニヨリ裁判長ハ陪審員ニ対シ果シテ被告人カ其ノ主張セルカ如キ事情ノ下ニ
虚偽ノ自白ヲ為セルモノナルヤ否ニ付慎重考究スヘキ旨ヲ注意シ以テ陪審員ヲシテ適正ナ
ル評決ヲ為サシムル為ノ参考ニ資シタルモノニ外ナラスシテ毫モ適法ナル説示ノ範圍ヲ越
脱スルモノニアラスト謂フヘク固ヨリ右ノ説示ヲ目シテ裁判長ハ被告人ノ否認供述カ刑責
ヲ免レンカ為ニ出テタル不実ナルコトヲ暗示シタルモノナリト解スヘキニ非ス論旨理由ナ
シ

第二点原審裁判長ハ其ノ説示ニ於テ「弁護人等ハ云々（公判調書記示中（三）ノ前段）：
：ト説示セリコノ説示ハ陪審員ニ対シ裁判長カ弁護人ノ主張セル事實並証拠ニ対シ其ノ意
見ヲ開陳シ且被告人カ予審判事ノ強制処分ニテ取調ヘタル際ノ自白ヲ以テ事實真相ノ自白
ナリトノ暗示ヲ与フルモノニシテ極メテ不当違法ナルモノト信ス即チ原審裁判長ハ弁護人
カ被告人ノ警察官ニ対スル自白ハ虚偽ナリト主張セル事實ヲ説明セス且夫テ等自白ハ仮ニ

多少ノ欠点アリトスモ本件ノ事実判断ニハ直接必要アリマセン本件ニハ予審判事ノ強制処分トシテ取調ヲ為シタル際ノ自白ヲヨク觀察シテ判断スヘキテアリマス」トテ証拠ニ対スル自己ノ意見ヲ開陳スルト共ニ予審判事ニ対スル自白ヲ以テ真実ナリトノ暗示ヲ与ヘ更ニ「若シ警察官ヤ検事ニ対シ不実ノ自白ヲ為シタルモノトセハ何故ニ予審判事ニ対シ其ノ自白ヲ取消シ真実ノ申立ヲセナカツタノテアリマセウカ」トテ被告人ノ犯行否認ハ不都合ナル旨ヲ暗示セリ裁判長カ証拠ノ説示ヲナスニ当リ証拠又ハ其ノ信憑力ニ関シ自己ノ意見ヲ述フルトキハ陪審員ハ其ノ意見ニ左右セラレ公正ナル判断ヲ誤ルニ至ルヘキハ火ヲ見ルヨリ明カナルトコロニシテ之レカ為陪審ノ目的ハ破壊セラレ其ノ精神ハ全ク蹂躪セラルルニ至ル其ノ不法ヤ言ヲ俟タサルヘシ裁判長ハ右説示ニ次イテ「諸君ノ發達シタル円満ナル常識ニ訴ヘ云々」ト述フルモ之ニ依リテ一旦陪審員ノ脳裡ニ押サレタル烙印ハ到底拭フヘクモアラサルナリ原審裁判長ノ説示ニハ右ノ如キ違法アリ從ツテ原判決ハ破壊ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ仍テ原審公判調書ヲ閱スルニ裁判長カ説示トシテ「弁護士等ハ警察官ニ対スル自白ニ付頻リニ非難ヲ試ミラルルモ夫等ノ自白ハ仮ニ多少ノ欠点アリトスルモ本件ノ事実判断ニハ直接必要アリマセン本件ニハ予審判事カ強制処分トシテ取調ヘタル際ノ自白ヲヨク觀察シテ判断スヘキテアリマス若シ警察官ヤ検事ニ対シ不実ノ自白ヲ為シタルモノトセハ何故ニ予審判事ニ対シ其ノ自白ヲ取消シ真実ノ申立ヲシナカツタノテアリマセウカ云々」ト述ヘタルコト所論ノ如シ然レトモ前掲説示ノ趣旨トスルトコロハ被告人ニ対スル警察官ノ聴取書ノ如キハ本件ニ付法律上証拠ト為シ得サルトコロニシテ本件ニ付被告人ノ自白ノ記載アル調書ニシテ証拠トナシ得ヘキモノハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者訊問調書存スルノミナルヲ以テ右訊問調書ニ付被告人ノ自白ノ真否ヲ検討スヘキ要

アルコトヲ教示シ併せて陪審員カ右自白ノ信否ヲ判断スルニ付注意スヘキ事項ヲ附述シ以テ其ノ判断ニ誤ナカラシメンコトヲ期シタルモノニ外ナラスシテ必要ナル処置ニ属スト謂フヘシ右説示ヲ目シテ裁判長ハ被告人ノ自白カ事実ノ真相ニ合致スルモノナルコトヲ暗示シタルモノト解シ或ハ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト為シ原審ヲ非難スルハ中ラス論旨理由ナシ

第三点又原審説示中(五)ノ(ロ)被告人カ朝雄ヲ虐待セシヤ否ヤニ付キテハ被告人ニ不利益ナル点ニ付テハ証人ノ証言ヲ引用シテ説明セルモ其ノ利益ナル点ニ付テハ更ラニ説明スルトコロナシ被告人ハ同人ノ供述証拠KN茂四郎ノ供述ニ依リテ明カナルカ如ク弟朝雄ノ為ニ重岡駅前ニ家屋ヲ新築シ家財道具ヲ与ヘテ飲食店ヲ経営セシメ朝雄カ精神ニ多少異状ヲ呈スルヤ被告人ノ出捐ニヨリテ四国詣ヲ為サシメ朝雄ノ父友太郎カ一戸ヲ構ヘテ飲食店ヲ営業セルニ拘ラス朝雄ヲ引取リテ寄食セシメ居タル事実並被告人カ近隣トノ交際ヲ喜ハサリシ結果世間ノ風評ハ良ロシカラサリシ事実等ハ被告人ノ供述等ニ依リテ明カナルニ之等証拠ノ説明ヲ欠キ朝雄ノ行方不明トナリタル後被告人カ之ヲ搜索セサリシコト(説示(五)ノ(二))ニ付テモ被告人カ搜索セサリシ理由カ朝雄ハ再三家ヲ無断飛ヒ出シテ一時行方不明トナリ行先ヨリモ通信ヲナササリシ事実等ニ原因セシコトハ被告人ノ供述並WKYタヨノ司法警察官ノ聴取書中ノ陳述記載朝雄ノ妻WKYアヤメノ予審ニ於ケル訊問調書中ノ供述記載其ノ他ノ証人ノ供述ニ依リテモ明カナルトコロナルニ拘ラス此等証拠ニ付説明ヲナサス以上ハ共ニ原審裁判長カ当然ナササルヘカラサル証拠ノ要領ヲ説明セサリシモノニシテ違法ナリト云ハサルヘカラスト云ヒ

第四点次ニ原審裁判長ハ被告人カ朝雄ハ自殺シタルモノナリト抗争セル其ノ証拠ニ関シ説

明ヲナスト雖被告人ノコノ抗争ヲ立証スヘキ重要ナル証拠ヲ説明ヲ遺脱セリ即チ（イ）朝雄ノ精神異状ハ其ノ妻アヤメ及WKY宗人其ノ他多クノ証人ノ供述セルカ如ク人ト面會スルコトヲ極度ニ嫌ヒ極メテ憂鬱ニシテ活動力全然ナク局度ノ脳神経衰弱ト言フヘキモノナリ而シテ斯クノ如キ者ノ自殺ハ其ノ例甚多キハ言ヲ俟タサルトコロトス然ルニ原審説示ニハ此ニ関スル説明ヲ欠ケリ（ロ）被告人カ白骨ヲ発見セララルル前其ノ現場附近ノ竹材ヲHN若藏ニ売却シ同人ヲシテ之ヲ伐採セシメタル事実アリ此ノ点ニ付テハ既ニ述ヘタルカ如ク若シ被告人カ朝雄ヲ殺害シタルモノナラハ其ノ犯跡ヲ隠蔽セスシテ他人ニ竹材ヲ売却スルカ如キハ到底常識ヲ以テシテハ解シ得サルモノトス斯ノ如キ事実ハ被告人カ本件犯行々為ヲ為シタルモノニ非サルコトヲ窺フニ足ルヘキ重要ナル点ナリト信スHN若藏ヨリ白骨ノ話ヲ聞キテ見ニ行キタルWKY茂市モ予審ノ証人トシテ「馬太郎カアソコテ朝雄ヲ殺シテ居タノナラ其処ノ竹ヲ人ニ伐ラセル様ナコトモナカラウト」考ヘタ旨ヲ供述シ居レリ常識アルモノトシテ当然ノコトト云フヘシ（ハ）白骨ノ発見セラレタル現場カWKY滿ノ耕作ノ畑ヨリ僅カ五六間ノトコロナリシコトモ他殺ニアラスシテ自殺ノ証拠トシテ挙クヘキモノナルニ拘ラスコノ点ノ証明ヲ為サス（ニ）証人横山五一ハ本件杖銃ヲ以テ自殺シ得ヘキ旨ヲ供述セリ然ルニ原審裁判所ハ此ノ点ニ付テモ何等説明セス斯クシテ原審裁判長ハ重要ナル証拠ニ関スル説明ヲ遺脱シタルモノニシテ違法ナリト信スト云フニ在リ然レトモ原審裁判長ノ説示ニ不備違法ノ点ナキコトハ既ニ第一点ニ付説明シタルトコロナルノミナラス論旨所掲ノ事項ノ如キハ本件犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ事実トシテ之カ説示ヲ要スヘキモノト認メ難キヲ以テ之等ノ事実ヲ説示ニ遺脱シタリトスルモ所論ノ如キ違法ナク論旨孰レモ理由ナシ

第五点原審ニハ審理ヲ尽ササリシ違法アリ即チ既ニ述ヘタルカ如ク本件犯罪行為ハ昭和三年旧四月頃ノ夜野中山林中ニ於テ杖銃ヲ以テ被告人朝雄ノ咽喉下部ヲ二三寸ノ距離ヨリ射殺シタルモノナリト云フニ在リ然ルニ当夜果シテ山林中ニ於テ朝雄ノ正面ヨリ其ノ咽喉ヲ二、三寸ノ距離ヨリ之ヲ狙ヒ撃ツコトヲ得タルカ証人原八郎ハ薄明リニテ山林ニ行ケヌコトハナカツタト被告人ハ陳述セル旨供述スルモ若シ月夜ナラハ朝雄ニ知ラレ若シ闇夜ナラハ密林中ニテ右ノ如キ状態認識ノ下ニ射殺シ得ルカ山林ヘノ通路ノ如キハ多年歩キ慣レタルモノナレハ闇夜ナリトモ通行シ得ンサレトスル夜密林中ニ入ラハ殆ント真黒ニシテ到底朝雄ノ正面ヨリ咽喉ノ下部ヲ二、三寸離レテ射撃セリト云フカ如キハ多分ノ想像ニ出テタルモノニアラスヤトノ疑問ヲ懐カサルヲ得ス從ツテ当夜ノ明サカ如何ナル程度ノモノニシテ当時現場ノ竹木カ如何ナル状態ニアリシヤハ被告人カ警察官又ハ予審判事等ニ対シ為シタル自白カ果シテ真カ偽カヲ決定スヘキニ付重要ナル關係ヲ有スルモノト信ス又既ニ述ヘタルカ如ク咽喉部ヲ正面ヨリ散弾ヲ以テ射撃セハ頸椎骨ニ損傷ヲ加フヘキハ容易ニ想像シ得ヘキニ拘ラス証拠品トシテ頸椎骨ヲ領置シナカラ損傷アリヤ否ヤニ付何等ノ取調ヲ為サス之レ亦被告人ノ自白ノ真偽ヲ判断スルニ重要ナルモノト謂ハサルヘカラス然ルニ原審ニ於テハ此等犯罪事実ヲ肯認スルニ重要ナル事実ニ付何等ノ取調ヘモ為サスシテ陪審ニ附シタルハ審理ヲ尽ササリシモノニテ違法ナリト謂ハサルヘカラスト云フニ在リ

然レトモ本件犯行現場タル山林ニ付テハ原審ニ於テ実地検証ヲナシ竹木生立ノ状況其ノ他ニ付詳細シク検証調書ニ録取シ来リ之ヲ法廷ニ提出シテ關係者ニ其ノ要旨ヲ告示シ居リ又領置ニ係ル所論頸椎骨ニ付テモ法廷ニ於テ之ヲ關係人ニ展示シテ適法ナル証拠調ヲ為シタルコト原審公判調書ノ記載ニ徴シ明カナルトコロナルヲ以テ夫レ以上右ノ点ニ付取調ヲ為サ

サルモ本件ノ事実認定ニ何等支障ナク原審ニハ毫モ審理ヲ尽ササル違法アリト謂フヘカラス論旨理由ナシ

尚被告人ノ上告趣意書ニ対シテハ法定期間経過後ノ提出ニ係ルヲ以テ説明ヲ興ヘス弁護人池田吾十後藤義隆、長野國助、中野道私訴上告趣意書右上告人ニ対スル殺人被告事件ノ公訴ニ附帯スル慰藉料請求ノ私訴事件ニ付上告人カ受ケタル左記判決ニ付テハ右公訴事実ハ上告趣意書記載ノ如キ違法アルカ故ニ左記判決中原告其ノ余ノ請求ハ之ヲ棄却ストアル部分ヲ除キ他ヲ全部破毀シ被告上告人ノ請求ヲ棄却スル旨ノ御判決相成リ度候主文被告ハ原告アヤメニ対シ金百五十円原告茂同花子ニ対シ各金百円宛ヲ支払フヘシ原告其ノ余ノ請求ハ之ヲ棄却ス私訴費用ハ被告ノ負担トスト云フニ在リ然レトモ本件公訴ニ対スル上告理由ナク之ヲ棄却スヘキモノナルコトハ弁護人池田吾十外三名上告趣意書ニ対シ説明シタルコロナレハ論旨ハ理由ナキモノト謂ハサルヘカラス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條第六百五十五條第五百七十二條第五号民事訴訟法第八十九條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事有安堅三関与

昭和十二年四月二十八日

大審院第三刑事部

裁判長判事 三宅正太郎

判事 草野豹一郎

判事 岸 達也

判事 灘波 良蔵

判事 稲田 馨

5 熊本

① UN喜法 (熊本地方裁判所殺人及殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決、懲役15年)

判決

本籍 熊本県飽託郡□□村大字□□崎□□千□百□□番地

住居 熊本市□□町□□千□□番地 WN末吉方同居

真言宗僧侶

UN 喜法

明治九年十月□日生

右ノ者ニ対スル殺人及殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事遠藤恭三郎関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人喜法ヲ懲役拾五年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ他ハ全部被告人喜法ノ負担トス

理由

被告人ハ熊本県飽託郡□□村大字□□崎□□千□百□□番地農業UN仁平ノ長男ニ生レタル者ナル処長シテ農業ヲ厭ヒ商業ヲ為サムコトヲ欲シ二十六歳ノ時父仁平ニ対シ其ノ志望ヲ語り資本金ヲ供与サレンコトヲ求メタルニ之ヲ峻拒セラレタルヨリ郷里ヲ出奔シ爾來約二十年間長崎県方面ニ於テ生活ヲ営ミ居リタルカ数年前父仁平老齡ノ為隠居ヲ為スニ際シ

自己ハ當時佐世保市ニ於テ青物商ヲ営ミ相当ニ暮シ居リ帰郷ノ意思ナカリシヨリ潔ク相続財産全部（田畑山林家屋敷等価格二千二百円位）ヲ実弟UN甚平ニ譲リ同人ヲシテ家業タル農業ヲ繼承セシメタリ、然ルニ被告人ハ其ノ後商業漸次不振ニ傾キ加フルニ十九歳ニ為レル一子長男ヲ亡ヒタルヨリ大正十三年中発心シテ高野山ニ登リ僧侶ト為リ爾來長崎県及福岡県方面ニ於テ布教、電気治療等ニ従事シ居リタルカ窮乏ト孤独ノ生活ニ耐ユル能ハスシテ昭和三年八月帰郷シ妹婿ナル熊本市□□町□□番地日雇稼WN末吉方ニ身ヲ寄せ熊本市内適當ノ場所ニ居フトシ電気治療所ヲ開業シテ生活ノ途ヲ立テムコトヲ企図シ之ニ要スル資本金三百円位ヲ実弟UN甚平ヨリ供与セシテムト欲シタルモ甚平及其ノ妻「コト」ハ從來被告人カ金錢ノ無心ヲ為スコト一再ナラサルヨリ被告人ノ帰郷後ハ一層敬遠疎外ノ態度ヲ示シ右資本金供与ノ相談ヲ為スモ容易ニ承諾セサルヘク察セラレシカハ被告人ハ甚平夫婦ノ態度ヲ以テ忘恩無情ノ甚シキモノト為シ憤慨シ昭和三年十月十二日甚平ニ対シ汝ニ譲リタル相続財産ノ価格ハ壹万円ヲ下ラス其ノ十分ノ一タル一千円ヲ分与セヨトノ書面ヲ郵送シタルモ何等ノ返答ヲ為シ来ラサルヨリ深ク甚平夫婦ヲ恨ミ全月十四日寧口右兩人ヲ殺害シテ自己モ自殺セムコトヲ決意シ熊本南警察署長宛ノ遺書ヲ認メタルカ全月十七日更ニ甚平ニ対シ督促ノ書面ヲ発シタルモ依然返答ナキトコロヨリ全月十九日愈殺意ヲ固メWN末吉ニ宛詳細ナル遺書ヲ認メタル上研澄シタル出刃庖丁ヲ懷中シ焼酎ヲ煽リテ自宅ヲ立出テ途中二箇所ニ於テ焼酎ヲ煽リ元氣ヲ鼓舞シ午後九時頃熊本県飽託郡□□村大字□□崎□千□百□□番地ナル実弟UN甚平方ニ到リ同人ニ対シ三百円ノ借用ヲ為スニ付保証ヲ為シ呉レト申向ケタルニ甚平及其ノ妻コトニ於テ之ヲ拒絶シタルヨリ先ツ「コト」ニ対シテ口論ヲ吹掛ケ同人ノ頭部ヲ拳ニテ強打シ次テ甚平ト格闘ヲ始メ組伏セラル、ヤ茲

ニ殺害実行ノ機会ヲ捉ヘ所携ノ出刃庖丁ヲ以テ甚平ノ左側胸部左背部等ヲ刺シ心臓ヲ刺傷シテ同人ヲ殺害シ続テ戸外ニ走り出タル「コト」ヲ追跡シ隣家UD伊八方前ニ於テ同出刃庖丁ヲ以テ「コト」ノ左背部左上膊部左腰部等ヲ刺シ最早殺害ノ目的ヲ達シ得ルモノト思惟シ其ノ場ヲ立去リタルモ左背部ヨリ深サ肋膜ヲ貫キ左肺下葉ニ達スル創傷ト外三箇所ノ創傷ヲ負ハシメタルニ止マリ殺害ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示UN甚平ヲ殺害シタル行為ハ刑法第九十九条ニUNコトニ対スル殺害未遂ノ行為ハ同法第二百三条第九十九条ニ各該当スルところ右二所為ハ連続犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ニ従ヒ一罪トシテ処断スヘク因テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役拾五年ニ処シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項陪審法第六百六条第七條ニ依リ陪審費用ヲ除キ他ハ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトシ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月二日此判決書ヲ作成ス

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事 下山英五郎 印

判事 水谷 清 印

判事 森 貞彦 印

② IN サツキ (熊本地方裁判所殺人被告事件昭和4年2月21日判決、懲役2年・執行猶予3年)
判決

本籍並住居 熊本県阿蘇郡□□村大字□□千□百□番地

農業

INサツキ

当四十七年

右者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事遠藤恭三郎関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但參年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年二月頃居村WN勝清ト懇勸ヲ通シタル結果何時シカ妊娠セルコトヲ覺知シ寡婦ノ身ヲ以テ斯ル父無シ児ヲ産マハ家族及世間ニ対シ面目ナキヲ想ヒ独リ心痛ヲ続ケ居リタルトコロ全年十一月三日午前三時頃肩書自宅ニ於テ女兒ヲ分娩スルヤ浅墓ニモ之ヲ殺害シテ右不面目ヲ事前ニ除去スルニ如カスト決意シ即時襤褸布ニテ右嬰兒ノ鼻口ヲ掩ヒ更ニ右手掌ヲ以テ之ヲ圧シ因テ窒息死ニ致シテ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ所定ノ有期懲役刑ヲ選択シテ刑ノ量定ヲ為スヘキ処犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ノ規定ニ從ヒ酌量減輕シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役貳年ニ処スヘク猶ホ被告人ハ性行必スシモ不良ナラス且前科ナク将来犯行反覆ノ虞レナキモノト認メ得ルノミナラス年若キ子女多ク他ニ男手ナキ被告人方ニ於テハ被告人ヲ俟ツニアラ

サレハ家業ヲ営ムコト困難ナル事情等アルヲ以テ寧ロ此際刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ刑法第二十五条ニ則リ參年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項陪審法第六十六条第七十二条ニ依リ陪審費用ヲ除キ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月二十一日

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事 下山英五郎 印

判事 水谷 清 印

判事 森 貞彦 印

③ 臼井萬吉 (熊本地方裁判所放火被告事件昭和4年5月24日判決、懲役7年)

判 決

本籍 長崎県南高来郡□□町字□□甲□百□番地

住居 不定

大工職

臼井 萬吉

明治廿七年一月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事大里與謝郎関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

押収物件中燐寸一個（証第三号）ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年二月頃郷里長崎県南高来郡□□町ヨリ熊本県天草郡□□村ニ来リ同地ニ於テ大工稼ヲ為シ来リシ処最近職ヲ失ヒ一時全村SM重太郎方ニ寄寓シ徒食シ居リシカ同家ヨリ其ノ寄宿ヲ拒絶セラレシ後ハ一定ノ住居ナク遂ニハ糊口ニモ窮スルニ至リシヨリ予テ面識アル全村字□□材木商MM由太郎方ニ雇ハレテ同家ニ寄食セント欲シ昭和四年二月廿三日由太郎方ニ到リ同人ノ息子MM喜友ニ其ノ意ヲ洩セシモ喜友ニ於テ之ヲ顧ミサルモノノ如ク被告人ニ対シブラブラ遊ヒ居ラス土方稼テモ為シ働クカ宜敷カラン尚自分方ハ目下父他行中ナル故寢泊リニ来ラレテハ迷惑スル旨侮蔑的態度ニテ忠告ヲ試シヨリ被告人ハ之ヲ内心甚タ快シトセス一旦同家ヲ辞去シ諸所ヲ徘徊セシモ他ニ宿泊ヲ乞フヘキ家ナカリシヨリ更ニ全夜十一時半頃家人ノ寢静マレルヲ窺ヒ予テ勝手ヲ知レル右由太郎方裏口ヨリ密ニ同家隠居部屋ニ入りテ就眠セシカ翌二十四日午前四時頃目醒ムルニ及ヒ前日喜友ヨリ侮蔑的忠告ヲ受ケシヲ想起シ無念ノ情禁シ難ク寧口由太郎方住家ヲ焼燬シテ其ノ鬱憤ヲ霽サント決意シ予テ着衣ノ袂ニ入レ居リシ蠟燭ト燐寸（証第三号）ヲ取出シテ同蠟燭ニ点火シ之ヲ携ヘテ右由太郎方住家ニ接続セル同人方材木倉庫ニ入り同所ニ置キ在リタル鉋屑束及枯枝束ニ該蠟燭ノ火ヲ移シテ放火シ因テ同材木倉庫及由太郎方住家ヲ全焼シ尚隣家ナルSHツル、MN頼作、YD由松、ND藤七方各住家及MB幸太郎方木炭倉庫ニ延焼セシメタルモノナリ

尚被告人ハ大正十一年十月十六日釜山地方法院普州支部ニ於テ窃盜罪ニヨリ懲役一年六月ニ処セラレシトコロ大正十三年一月二十六日勅令第十号ニ基キ刑期ヲ一年四月廿日ニ變更セラレ大正十三年四月廿四日釜山地方法院ニ於テ窃盜及住居侵入罪ニヨリ懲役參年ニ処セラレ當時孰レモ其ノ刑ノ執行ヲ終リタルモノモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ、而シテ被告人ニハ前示前科アルヲ以テ共通法第十八条刑法第五十六条第五十九条第五十七条ニ則リ法定ノ加重ヲ為シ同法第十四条ノ制限ニ従ヒタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処スヘク押収物件中燐寸一個（証第三号）ハ本件犯罪供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項陪審法第百六条第百七条ニ依リ陪審費用ヲ除キ他ハ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

昭和四年五月二十九日

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事

水谷 清 印

判事

森 貞彦 印

判事

藤井 亮 印

④OG吟藏（熊本地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年12月21日判決、懲役3年）

判決

本籍及住居 熊本県球磨郡□□村字□□甲千□百□□番地
物品販売業

OG 吟藏

当四十二年

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事大里與謝郎関与陪審ノ評議ニ付シテ
事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年六月頃熊本県球磨郡□□村字□□甲千□百□□番地ニ木造瓦葺ニ階建
家屋一棟ヲ建設シテ家族ト共ニ居住シ物品販売業ヲ営ミ居タルトコロ近時營業振ハス負債
ハ嵩ミ剩ヘ日常ノ生活ニモ窮スルニ到リタルヲ以テ曩ニT H Y火災保險株式会社Y H火災
保險株式会社トノ間ニ右住宅及其ノ内ニ存在スル家財商品ニ付金二千円ノ火災保險契約ヲ
締結シ居ルヲ想起シ右被保險不動産、動産ヲ焼失シテ保險金ノ払渡ヲ受ケンコトヲ企テ犯
意ヲ繼續シテ

第一、前記自宅附近ナルA Y梅次郎方住家ヲ焼キテ自宅ノ間近迄延焼シ来リタル頃ヲ見計
ヒ別ニ自宅ニ火ヲ放チ類焼シタル如ク装ハント欲シ昭和四年八月廿一日午前二時頃右A Y
梅次郎方ノ裏格子壁、其ノ外側ニ接近シテ置キアリタル薪入りノ木箱及裏口板壁ニ掛ケア
リタル箆ニ石油ヲ振り掛ケ燐寸ニテ該箆及木箱内ノ薪ニ点火シ以テ放火シタルモ右梅次郎
ヨリ直ニ発見消止メラレタル為該住家ヲ焼燬スルニ至ラスシテ其ノ目的ヲ遂ケス

第二、次テ自宅裏手ナルK I泰吉所有ノ空家ヲ焼キテ其ノ附近ノ住家及自宅ニ延焼セシメ
ント欲シ同年九月一日午後八時頃該空家ノ軒下板壁際ニ積ミ重ネアリタル鋸屑入ノ筵ニ点
火セル一括ノ線香ヲ立掛ケ置キ以テ放火シタルモ附近ノ人ニ発見消止メラレタル為該空家
ヲ焼クニ至ラスシテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百十二条第百八条第五十五条ニ該当スルヲ以テ同
条所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ尙未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条本文第六十八条第三号
ヲ適用シテ未遂減輕ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役參年ニ処スヘク訴訟費用ハ
刑事訴訟法第二百三十七条第一項陪審法第百六条第百七条ニ則リ陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ
全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十二月二十一日

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事

水谷 清 印

判事

森 貞彦 印

判事

早川 靜男 印

④OG吟藏（大審院放火未遂上告事件昭和5年4月14日判決、上告棄却）

昭和五年(レ)第二四二号

本籍並住居 熊本県球磨郡□□村字□ノ□甲千□百□□番地

物品販売業

OG 吟藏

当四十三年

右放火未遂被告事件ニ付昭和四年十二月二十一日熊本地方裁判所ニ於テ陪審ノ評議ニ付シテ為シタル判決ニ対シ被告人ヨリ上告を為シタリ因テ判決スル左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人安藤智彦上告趣意書前審判決ハ被告人ヲ懲役三年ニ処スト言渡サレタレトモ之甚ダシク刑ノ量定ヲ誤リタルモノナリ即チ刑ノ量定ヲナサントスルニ当リテハ被告人ノ性格平素ノ素行ト犯罪行為ノ社会ニ及ホシタル影響ヲ斟酌シテ刑罰ノ目的ヲ誤ラサルコトヲ期セサルヘカラス刑罰ハ目的ニ非スシテ方法ナリ刑罰ニヨリテ社会ノ防衛ヲ完フスルト同時ニ個人法益ノ剥奪ヲ最小限度ニ止メサルヘカラサルハ現代刑法ノ理想ナリト云ハサルヘカラス然ルニ原審判決ハ此ノ点ニ付犯罪ノ主観客観ノ両方面ヨリ遺憾ナク考慮セラレタル判決ナリト云フ事ヲ得ス刑ノ量定甚シク不当ナリト思考仕リ候即チ被告ハ昭和三年六月熊本県球磨郡□□村字□ノ□一□□番地ニ数人ヨリ貸与セラレタル金千余円ヲ以テ家屋ヲ新築シ爾來物品販売業ヲ全所ニ開業シテ外村民ニ対シテハ平素正直者トシテ信用厚ク内平和ナル家庭生活ヲ送り来リタルモノニシテ此ノ点ハ被告人カ新築ヲナスニ当リテ田舎ニ於テハ大金ナリト云フヘキ千余円ノ金員ヲ無担保ニテ借り受ケタル事実及此ノ事実ハ田舎ノ一小

村ニ於テ近隣ニ知レ渡リ居ルヘキハ疑フヘカラサルニ拘ラス証人ED久米太ノ証言ニヨレハ其ノ後証書モ無ク七十円ノ金ヲ被告人ニ貸与シ「平素正直テスカラソレヲ信用シテ貸シマシタ」ト述ヘ居ル等ノ事実ニヨリ十分立証スルニ足ルヘク又犯罪ノ点ヲ考察スルニ第一回ノ放火ノ時ニ於テハ単ニゴミ箱ノ中ニアリタル少量ノ薪ヲ焼キタルノミニシテ第二回ノ放火ノ時ニ於テモ亦何等損害ト見ルヘキモノナクニ回共社会公安ヲ害スル程度ニ至ラス殆ト犯罪ノ予備ノ程度ヲ出テサル状態ニ於テ発見セラレタルモノニシテ物質的ニモ亦損害ト云フヘキ物ナク然モ放火ノ行ハレタル日ハ二日共殆ト風無キ静カナル日ナリシ点（証人AY梅次郎全MT清ノ証言援用）且第一回ノ放火アリタルAY梅次郎ノ宅ハ被告人ノ家ヨリ最短離ル間アリ其ノ間道路ヲ距テ空地及数棟ノ家屋在リ第二回ノ放火アリタル空家ト被告人家屋トモ亦最短距離十四間アリ其ノ間全然空地ナルノ点等ヨリ見ルモ其ノ犯意ハ計画的ニナサレタル事ヲ首肯シ能ハサル程幼稚ナルモノナリト言ハサルヘカラス此処ニ三年來我國ノ深刻ナル不景気ハ津々浦々ニ至ル迄其ノ影響ヲ蒙リ農村ノ如キ其ノ極ニ達シ恒産無キ者ノ生活ハ実ニ言語ニ絶スルモノアルハ何人ト雖之ヲ承認スル処ニシテ被告人モ亦其ノ例ニ洩レス生活ノ不安ハ日々ノ生活資料タル米ヲ求ムルニスラ困リ居リタル上（予審ニ於ケル被告人ノ妻ノ訊問調書援用）千余円ノ借財アリテ常ニ其ノ解決ニ苦シミ正直者ナルカ故ニ其ノ心痛ハ人一倍ナリシ事ハ想像スルニ難カラス苦シサハ遂ニ被告人ヲシテ保険金ニ盲目タラシメカヽル犯罪ヲ犯スニ至ラシメタルモノニシテ実ニ同情スヘキ点アリト云ハサルヘカラサルト共ニ正直ナル彼ヲシテカヽル犯罪ヲ犯スニ至ラシメタルハ一面又社会ノ罪ナリトモ云ハサルヘカラス刑ノ量定ハ刑事判決ノ骨子ナレハ主観客観ノ両方面ヨリ遺憾ナク考察シ其ノ宜敷ヲ制スルヲ得テ真ニ法ノ精神ヲ完フスルモノナリト云ハサルヲ得ス前審判

決ハ此ノ点ニ於テ其ノ量定當ヲ得タルモノナリト首肯シ能ハス甚タシク不當ナリト思料候ニ付宜シク御明察ニヨリ前審判決破毀ノ御判決ヲ求ムル次第第二有之候ト云フニアレトモ原判決ノ量刑ハ甚シク不當ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト認め難キヲ以テ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事三橋市太郎關与

昭和五年四月十四日

大審院第二刑事部

裁判長判事 豊島 直通

判事 江崎定次郎

判事 鈴木 秀人

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

右臆本也

昭和五年五月二十一日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎 印

⑤ T I 龜松 (熊本地方裁判所放火被告事件昭和5年4月8日判決、懲役6年)

判決

本籍 熊本県上益城郡□□村大字□□嘉□千□百□□番地
住居 同所字□□□田千□百□番地

農業

T I 龜松

明治十九年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事玉利薫関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

押収ニ係ルマツチ一個(証第一号)ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ隣家 T D 清人ヨリ同人カ現ニ居住セル同人ノ兄 T D 清所有ニ係ル熊本県上益城郡□□村大字□□千□百□番地所在木造草葺平家建住宅、木造瓦葺平家建物置小屋各一棟及其ノ敷地ノ売却方周旋ヲ依頼セラレタルヨリ熊本市本□町 S D 勝次郎ニ買受方ヲ勧誘シ同人ニ対シ後日貳千円ニテ転売ノ世話ヲ為シ遣ルヘク若シ買手ナキトキハ被告人ニ於テ買取ルヘキ旨ノ約ヲ為シテ昭和四年三月二十日同人ヲシテ代金一千五百円ニテ右建物及敷地ヲ買受ケシメタルカ同年三月二十四日右勝次郎カ該建物ヲ N H 動産火災保險株式会社ノ火災保險ニ付スルヤ被告人モ亦同年四月一日同所千□百□番地ナル自己ノ住宅其ノ他ニ付前記会社トノ間ニ合計金六千二百円ノ火災保險契約ヲ締結シ更ニ其ノ後同年九月十日ニ至

リ右自己ノ住宅ノ一部タル木造瓦葺二階建物置ノ部分ニ付A江海上火災保険株式会社トノ間ニ金七百円ノ火災保険契約ヲ締結シタリ然ルニ被告人ハSD勝次郎カ前記家屋等ヲ買受ケタル後同人ヨリ屢転売周旋ノ請求ヲ受ケ居リシカ同年八月中SD清人カ南米ブラジルニ渡航後空家トナリタル同家屋ヲ勝次郎ノ為ニ管理スルコト、ナリ同月末迄ニハ買手ヲ世話セムト約シタルモ之ヲ果サス九月二入ルヤ一日六日ノ両度ニ重ネテ督促ヲ受ケタル結果同月十日迄ニハ必ス世話スヘク且同人ニ対スル従来ノ負債モ其ノ際皆済スヘキ旨約スルニ至リシ処時節柄転売ノ見込ナキヨリ同人ノ立場及自己ノ面目ヲ苦慮シタルノミナラス其ノ頃勝次郎其ノ他ニ合計金二千円以上ノ債務ヲ負ヒ其ノ支払ニ窮シ居リシカハ彼此思案ノ末同月十一日ニ至リ前記SD勝次郎所有ノ空家及之レニ隣接セル前記被告人ノ住宅（被告人ノ内縁ノ妻SDヒサメ及子女五人住居ス）ヲ焼失シテ一面勝次郎ニ保険金ヲ取得セシメ他面自己モ保険金ヲ得テ債務ノ弁済等ニ充テント決意シ昭和四年九月十三日午前三時頃右勝次郎所有ノ空家ニ入り行キ所携ノマツチ（証第一号）ヲ以テ同家東八畳ノ間南側ノ壁ニ立掛ケアリタル障子ニ点火シテ放火シ因テ該空家一棟及前記被告人ノ住宅ノ一部タル木造瓦葺二階建物置ノ部分ヲ焼燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選取シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処スヘク押収ニ係ルマツチ一個（証第一号）ハ本件犯行ノ用ニ供シタルモノニシテ且被告人ノ所有ニ属スルヲ以テ同法第十九條第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項陪審法第百六條第七條ニ則リ陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年四月八日

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事	水谷	清	印
判事	森	貞彦	印
判事	原田	早苗	印

⑥TY岩太（熊本地方裁判所殺人被告事件昭和5年7月2日判決、懲役5年）

判決

本籍並住居 熊本県葦北郡□□村大字□□□

千□百□□□番地ノ□

炭焼業

TY 岩太

明治三十一年三月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事大里與謝郎関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ其ノ妹ワミカ数年前ヨリ癩患ニ侵サレタルヲ以テ予テ之ヲ憂慮シ居タルトコ口偶々昭和三年三月頃既ニ他家ニ嫁キ居タル姉キサカ祈禱師Y M 松ナルモノヲ伴ヒテ被告人方ニ来リ右松カ被告人等ニ対シ同家ニ悪病アルハ諸所ノ神社ニ呪ノ釘ヲ打込ミアル為ナルヲ以テ右各神社ニ参拝シテ之ヲ取除カサレハワミノ病氣ハ平癒セサルノミナラス被告人一家ハ遠カラスシテ死滅スヘキ旨申向ケタルヲ以テ被告人ハ之ヲ盲信シ右松ノ言ニ従ヒ姉キサ等ト共ニ松ニ伴ハレ熊本県鹿児島県宮崎県等ノ各神社ノ参拝ヲ為シ居タルカ同年七月頃ニ至リテ松ハ犯罪ノ為検挙セラレ引続キ拘禁セラレタル為被告人ハ当時松カ力伴ヒ居タル同人ノ長男市郎事市次郎(当時八歳)ヲ被告人方ニ引取り之ヲ養育スルノ止ムナキニ立至リタリ、然ルニ其ノ間被告人ハ右各神社参拝ニ要シタル旅費其ノ他二千数百円ヲ費消シタル為遂ニ被告人方ノ家産ヲ蕩尽シ其ノ生活ニモ窮スルニ至リタルニ拘ラス尚右市次郎ヲ養育セサルヘカラサルヲ以テ被告人ノ親族等ハ其ノ迷信ヲ指弾シ被告人ノ妻アサノ及妹ワミ等ハ松ノ為生活難ニ陥リタルコトヲ被告人ニ訴ヘテ市次郎ノ養育ヲ厭フノミナラス松ヨリハ其ノ後何等ノ消息ナカリシヲ以テ被告人ハ右市次郎ノ処置ニ付痛ク苦惱シ居タル折柄同年十月二十一日頃市次郎ヲ伴ヒテ肩書自宅ヨリ熊本県球磨郡□□村□□山ノ仕事場ニ赴ク途中同日午前八時半頃同県葦北郡□□村大字□□字□□□□国有林内ノ棧道ヲ通過スル際寧ロ市次郎ヲ殺害シテ此ノ苦惱ヲ免レント決意シ同所ニ於テ突然市次郎ヲ右棧道ヨリ十余間ノ崖下ニ突落シ更ニ崖ヲ下リテ右墜落ノ為將ニ絶息セントスル市次郎ノ背部ヲ石ヲ以テ殴打シ因テ同人ヲ殺害シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項陪審法第六百六条第七百七条ニ則リ陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年七月二日

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事	水谷	清	印
判事	森	貞彦	印
判事	原田	早苗	印

⑦ MU 正男 (熊本地方裁判所放火被告事件昭和6年3月4日判決、無罪)

判決

本籍 熊本県球磨郡□□村大字□□乙百□□番地
住居 同県同郡□□村字□□ YD 傳藏方

雇人

MU 正男

明治四十二年八月□□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事大里與謝郎関与陪審ノ評議ニ付シ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ハ無罪

理由

本件告訴事実ハ被告人ハ熊本県球磨郡□村字□□YD傳藏方ノ雇人ナルカ昭和五年六月二十五日午後七時頃主人傳藏ヨリ自宅ハ火災保険ニ付シアルニ付火災トナルモ差支ナキニヨリ自宅養蚕室ノ炉ニ多量ノ火ヲ入レ置キ濡麦ヲ乾燥スル様命セラレタルトコロ被告人ハ直ニ其ノ旨ヲ承ケ先ツ濡麦ヲ右養蚕室内ノ棚ニ拵ケ次ニ全部火トナルニ於テハ火災ヲ起スニ至ルヘシト被告人自ラ予想シタル程度ノ多量ノ木炭ヲ右養蚕室ノ炉ニ入レテ火ヲ起シ同日午後十時頃該養蚕室ニ至リ見タルニ右木炭ハ殆ト火トナリ其ノ火勢強ク其ノ俣放置スルニ於テハ始メ被告人カ予想セル如ク炉ノ周囲ノ板張ニ燃移リ該蚕室ハ固ヨリ之ニ接続スル傳藏方住宅ニ延焼スルニ至ルヘキ状態ニ在ルコトヲ認識シタルニ拘ラス前記ノ如ク主人傳藏カ火災トナルモ差支ナシト申聞ケタルヲ理由トシ何等防火ノ処置ヲ為サスシテ其ノ俣就寢シタル為遂ニ翌二十六日午前二時三十分頃ニ至リ該炉ノ炭火ハ周囲ノ板張ニ延焼シ火勢拡大シ右養蚕室ヲ始メ傳藏方住宅焼酎倉庫及焼酎蒸留場等ヲ焼燬スルニ至ラシメタルモノナリト謂フニアレトモ犯罪ノ証明ナキヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二条ニ從ヒ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月四日

熊本地方裁判所刑事部

裁判長判事 香川 茂正 印
判事 森 貞彦 印
判事 三瀬 忠俊 印

6 宮崎

①KN利三郎(宮崎地方裁判所住居侵入殺人被告事件昭和3年11月21日判決、住居侵入傷害致死・懲役5年未決勾留60日算入)三年検刑第六二号

判決

本籍 宮崎県兒湯郡□□村大字□南□千□□番地
住居 同県同郡□□町大字□北□千□百□□番地
日傭稼

KN利三郎
三十二年

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事國枝鎌三関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス
但未決勾留日数中六十日ヲ本刑ニ算入ス
証第八号出刃庖丁ハ之ヲ没収ス
訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ宮崎県兒湯郡□□町大字□□料理店SG楼コトSTチヨ方抱酌婦MTマキニ馴染ミテ大正十四年二月之ヲ落籍シ内縁ノ夫婦トシテ同居シタルカ昭和三年五月二十五日マキ

ニ離縁状ヲ交付シテ別居スルコトトシマキハ再ヒSG楼ニ住込ミタルモ被告人ハ其後數回マキト相会シタルノミナラスマキニ対スル愛情ヲ絶ツ能ハサル中被告人ハ同年六月三日宮崎市ニ出テテ製糸工場ニ雇ハレ同六月十七日マキニ会见セム為同夜十時過前示SG楼戸外ニ立越シ様子ヲ窺ヒタルニマキカ同家表ニ回四畳室ニ於テ或男ト対談シ而モ其談色情ニ関スルモノアルヲ聴キ憤懣抑ヘ難ク該兩人ニ報ユル所アラント欲シ直チニ附近金物店ヨリ菜切用出刃庖丁（証第八号）ヲ買求メ来リ之ヲ携ヘテ戸外ノ電柱ヨリ屋根伝ヒニ右四畳室ニ侵入シタル処男（KK出吉二十九年）ハ逸早く其場ヲ逃去リタルモマキニ於テ家人ヲ連呼シ被告人ニ反抗ノ態度ヲ示シタルヨリ被告人ハ一層憤激シ携ヘタル右出刃庖丁ヲ以テ力強クマキノ背部三ヶ所ヲ突刺シ心臓ノ貫通刺傷等ヲ負ハシメ因テ間モナク同人（二十六年）ヲ死ニ致シタルモノナリ

当裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ茲ニ右事實ヲ認定ス

法律ニ照スニ判示事實中家宅侵入ノ点ハ刑法第三百三十条ニ傷害致死ノ点ハ同法第二百五条第一項ニ該当スル処其間手段結果ノ關係アルヲ以テ同法第五十四条第一項後段第十条ニ依リ重キ傷害致死罪ノ刑ニ從ヒ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日數中六十日ヲ本刑ニ算入シ判示供用物件ハ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月二十一日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事	福田	一覺	印
判事	福澤	作市	印
判事	本田	正光	印

②SG十市（宮崎地方裁判所殺人被告事件昭和4年1月28日判決、懲役13年未決勾留90日算入）

宮崎地方検事局三年検第七九号

判決

本籍並住居 宮崎県南那珂郡□□村大字□□字□□□乙

□千□百□□番地

無職

SG 十市

明治四十年九月□□□日生

右ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事國枝鎌三関与事實ハ陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十三年ニ処ス

未決勾留日數中九十日ヲ本刑ニ算入ス

押収ノ短刀ハ鞘共（証第四号）之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部（但陪審費用ヲ除ク）被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ肩書地所在ノ一棟ノ建物ヲ二戸ニ仕切りタルモノノ中其東ノ一戸ニ居住シ他ノ一戸ニ居住ノ寡婦オロク事S I マツト壁一重越ノ隣祐タリシカ昭和二年三、四月頃以來座骨神經痛ヲ患ヒテ其療養ノ効著ハレサルニ悩ミ居レル矢先偶同參年七月二十七八日頃近隣M D 庄平方ニ於テ金員紛失ノコトアルヤマツハ之ヲ以テ被告人カ窃取シタルモノノ如ク疑ヒ之ヲ被告人ニ諷刺シタルノミナラス自ラ之ヲ近隣ニ吹聴シタルヨリ被告人ハ深クマツヲ怨ミ同年八月初旬頃自己ノ短刀ヲ取出シテ適當ノ長サニ其一部ヲ切斷シテ機ヲ窺ヒタル末同年八月二十一日午後十一時半頃右マツ方ニ至リ同人ヲ殺害スル意思ノ下ニ右短刀(証第四号)ヲ以テ同人(当時四十二年)ノ胸部其他数ヶ所ヲ刺シ重傷ヲ成シ因テ間モナク之ヲ死ニ致シタルモノナリ

当裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ茲ニ右事實ヲ認定ス

法律ニ照スニ判示被告ノ所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ其有期懲役刑ヲ選択シテ被告人ヲ懲役十三年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中九十日ヲ本刑ニ算入シ被告人以外ノ者ニ属セサル判示供用物件ハ同法第十九条ノ規定ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十八日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 福田 一覺 印
判事 福澤 作市 印
判事 石井麻佐雄 印

③ N G 清 (宮崎地方裁判所放火被告事件昭和4年5月20日判決、放火未遂・懲役3年)

宮崎地方検事局四年検第一五号

判決

本籍 愛媛県宇和島市□□前□□番地

住居 宮崎県宮崎郡□□村大字□□字□□下

I M 公会堂内該公会堂番人

N G 清

明治十四年四月□□日生

右ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事鈴木銈太郎関与審理ヲ遂ケ事實ハ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

証第一号「マツチ」ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部(但陪審費用ヲ除ク)被告人ノ負担トス

理由

被告人ハY S 九平外六百余名ノ共有ニ係ル肩書□□村大字□□字□□下所在I M 公会堂ニ番人トシテ該木造建物中ノ西北隅ノ一室ニ内縁ノ妻Y D ハツエ及自己ノ養女キヌ子ト共ニ居住中同村K S G 末藏ニ放火ノ嫌疑ヲ被ラシメ以テ同人ニ対スル怨恨ヲ霽サムコトヲ企テ恰モ右Y D ハツエカキヌ子ヲ伴フテ一、二泊ノ予定ヲ以テ鹿児島市ニ旅行シ之ニ出立シタ

ル当日タル昭和四年二月十四日午後六時頃独り在宅シテ考案ノ末遂ニ右公会堂ヲ焼燬スルニ至ルベキコトヲ知りナカラ長キハ一尺位ノ杉枯葉一握ヲ持来リテ之ヲ前記西北隅ノ一室内ニ置き自己所有ノ証証第一号「マツチ」ヲ以テ之ニ点火シタルママ外出シタリ然ル処暫クシテ帰宅シタルニ火ハ未タ該建物ヲ焼燬セサルモ現ニ畳ノ一部ヲ焼キツ、アリ既ニ放火ノ形跡ヲ存セシムルニ足ル程度ニアリタルト一面畏怖ノ念ヲ生シタルトニ因リ直ニ之ヲ消止メ該建物ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリ

当裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ右犯罪事実ヲ認定ス

法律ニ照スニ判示被告人ノ所為ハ刑法第百八条第百十二条第四十三条後段ニ該当スルヲ以テ同法第六十九条ニ依リ有期懲役刑ヲ選択シテ之ニ同法第六十八条第三号所定ノ減輕ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク証第一号「マツチ」ハ被告人以外ノ者ニ属セサル本件犯罪ノ供用物ナルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ陪審費用ヲ除ク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年五月二十日

宮崎地方裁判所刑事部

判事 福澤 作市 印
判事 石井麻佐雄 印
判事 野田 三夫 印

④MB兼藏(宮崎地方裁判所尊屬殺人未遂被告事件昭和4年7月6日判決、傷害・懲役1年)

宮崎地方検事局四年検第二七号

判決

本籍 宮崎県兒湯郡□□村大字□田□万□千□百□番地□号
住居 同所□千□百□□番地

農業

MB 兼藏

明治二十二年四月□□日生

右尊屬殺未遂被告事件ニ付検事國枝謙三関与シ事実判断ヲ陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人兼藏ヲ懲役一年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ宮崎県兒湯郡□□村大字□田KN源藏カ同所亡MB兼吉娘マツカメト婿養子縁組ヲ為シ其間ニ儲ケタル長男ナルトコロ源藏ハ被告人四歳ノ頃離縁シテKN家ニ復帰シ後戸主ト為リ妻帯シタルモ子ナキニヨリ大正五、六年ノ交被告人ヲ養嗣子ト為ス約ノ下ニ被告人及其内縁ノ妻KKケサツル並両人間ニ生レタル馨、笑ノ二子ヲ前示□□村□田□千□百□□番地ノ自家ニ引取り同居シ間モナク源藏夫婦ハ同居家ヲ造リ之ニ別居シ被告人等ヲ本家ニ居住セシメ被告人ニ於テ源藏ノ負債ヲ引受ケ支払フコトトシ共ニ農業ニ従事シ被告人カMB家戸主ナルヨリ大正十三年一月三十日ケサツルヲ源藏ノ養子トシテ入籍シ

且馨、笑ヲモ同時ニ入籍シ其後被告人トケサツル間ニ出生シタルニ男宜清ヲモ源藏方ニ入籍シタルカ昭和三年七、八月頃偶ケサツルカ他ノ男子ト相携ヘテ逃亡シ十数日后其実家K松今朝方ニ立戻リタルモ源藏ハ大ニカサツルノ行動ヲ忌ミ同人ト離別スルコトヲ被告人ニ要求シ遂ニ同年十月一日被告人ノ意ニ反シテ強ヒテケサツルヲ松今朝方ニ復籍セシメタリ。然レトモ被告人ハケサツルトノ間前示三子ヲ拳ケ居レルヨリ忍ンテ同人ノ不倫ヲ容ルシマツケサノ住居ニ往復シ且農耕ヲ共ニスル等依然夫婦關係ヲ継続シタルヲ以テ愈源藏ノ憤激ヲ加ヘ同人ハ被告人カケサツルト離別スルニ非サレハ被告人ヲ放逐シ且被告人ノ三子ヲモ離籍セントシ種々圧迫ヲ加フルニヨリ被告人ハ十余年間専心源藏ノ為メニ尽シ来リタルヲ思フト共ニ源藏ノ右措置ヲ甚シク無情ナリトシ之ヲ恨ム中昭和四年三月十三日朝自ラ炊事ニ当リ其煩シキヲ感スルト同時ニ源藏ノ叙上措置ヲ想起シ同人ノ身体ヲ衰弱セシメナバ其圧迫ヲ免レ得ヘシト思惟シ予テ源藏(当時六十歳)カ晩酌ノ習慣アルヲ知レルヨリ之ヨリ先被告人方ニ於テ発見シアリタル養蚕消毒用毒葉昇朶ノ残品ヲ取出シ源藏居宅二人ナキヲ窺ヒ同十三日午前九時頃同居人住宅台所ニ在リタル同居人常用ノガラスビン入焼酎四、五合ノ中ニ同人ヲシテ飲用セシムル目的ヲ以テ該昇朶一瓦余ヲ私カニ投入シ立去リ同日午後八時頃予期ノ如ク源藏ヲシテ之ヲ知ラスシテ該焼酎若干ヲ嚙下シ忽チ口腔内粘膜炎、下痢嘔吐

等ノ中毒症状ヲ呈スルニ至ラシメタルモノトス
右事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月八日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事

福田 一覺 印

判事

石井麻佐雄 印

判事

野田 三夫 印

⑤ HD 正吉 (宮崎地方裁判所殺人未遂被告事件判決、傷害・懲役1年未決勾留60日算入)

宮崎地方検事局四年検第四八号

判決

本籍及住居 宮崎市□□町□□番地

左官職

HD 正吉

明治七年三月□□日生

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事鈴木銈太郎関与審理ヲ遂ケ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル証第一号小刀ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部(但陪審費用ヲ除ク)被告人ノ負担トス

理 由

被告人HD正吉ハ昭和四年五月中旬頃宮崎市□□町製糸業MK武一方製糸工場寄宿舎ノ建築請負人ナルOT正夫ヨリ同寄宿舎ノ壁塗り等ノ工事ヲ金九十二円五十錢ニテ下請負ヲ為シ同年六月八日頃之ヲ完成セシメタル処正夫ハ仕事半ニ於テ内金四十五円ヲ支払ヒタル俛残金四十七円五十錢ニ付テハ屢々督促ヲ為スモ其都度言ヲ左右ニ託シテ支払ヲ為ササルヨリ被告人ハ同月二十五日午前十時頃真意を確メントシ右武一方ニ赴キ同家寄宿舎附近ニ於テ正夫ニ対シ金員支払方ヲ督促シタルニ正夫ハ寧ロ不遜ナル態度ヲ以テ之ヲ拒絶シタルタメ被告人ハ大ニ憤リ偶懷中シ居タル証第一号小刀ヲ以テ正夫ノ左側胸部ニ斬付ケ第八肋骨ヨリ第十二肋骨ヲ斬リ其ノ第十肋骨ヲ切断シ治療四十日ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

当裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ茲ニ右事実ヲ認定ス
法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ同条所定ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処シ同法第二十一条ニヨリ未決勾留日數中六十日ヲ右本刑ニ算入シ押収ニ係ル証第一号小刀ハ犯罪ノ用ニ供シタル物件ニシテ被告人以外ノ所有ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其他ノ費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ノ負担トスヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十月二十一日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 福澤 作市 印
判事 中野 謙五 印

判事 野田 三夫 印

⑥ST源四郎・同善藏・同政次郎(宮崎地方裁判所殺人被告事件判決、源四郎・殺人懲役6年未決勾留200日算入、善藏・傷害懲役2年未決勾留200日算入執行猶予3年、政次郎無罪)

宮崎地方検事局四年検第一号

判決

本籍並住居 宮崎県兒湯郡□□村大字□□□字□□
千□百□□□番地

農業

ST源四郎
明治二十九年十月□□日生

本籍並住居 同所千□百□□番地

農業

ST善藏
明治二十三年四月□□日生

本籍並住居 同所千□百□□番地

農業

ST政次郎
明治三十五年二月□□日生

右被告人三名ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事鈴木銈太郎関与事実ノ判断ハ之

ヲ陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人源四郎ヲ懲役六年ニ同善藏ヲ懲役三年ニ処ス

但シ未決勾留日数中各二百日ヲ夫々其ノ本刑ニ算入ス

被告人善藏ニ対シテハ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人源四郎同善藏ノ

連帯負担トス

被告人政次郎ハ無罪

理 由

被告人源四郎及善藏ハ昭和四年一月一日宮崎県兒湯郡□□村大字下□□字□原□千□番地KK政義方ニ於テ催サレタル同字上ノ区民ノ集会ニ出席シタル処一同ハ納税組合長等ノ選舉ヲ行ヒタル後酒宴ニ移リタルカ其ノ席上ST乙右衛門トIU良夫トノ間ニ些細ノコトヨリ爭論ヲ生シ遂ニ格闘ノ末良夫ハ午後六時頃政義方ノ土間ニ於テ所携ノ獵銃（良夫所有証第一号）ヲ以テ乙右衛門ヲ射殺シタルヨリ之ヲ目撃シタル乙右衛門ノ姉ノ子（戸籍上ハ乙右衛門ノ弟）ニ当ル被告人源四郎ハ憤怒ノ極良夫ヲ殺害シ以テ復讐ヲ為サント決意シ良夫ニ迫リテ直チニ同人ヨリ前示獵銃ヲ奪取シ逃クルヲ追フテ政義方農道ニ至リタルニ乙右衛門ノ弟ナル被告人善藏モ亦右乙右衛門ノ慘殺サレシヲ目撃シタルヨリ良夫ヲ認メテ之ヲ該農道ニ於テ引捉ヘ堅ク保持シテ被告人源四郎ヲシテ右獵銃ヲ以テ良夫ヲ殴打セシム可ク構ヘタレハ被告人源四郎ハ之ニ乗シ右獵銃ヲ以テ良夫ノ後頭部其ノ他ヲ數回殴打シタル為メ同人ハ脳震盪症ヲ惹起シ間モナク死亡スルニ至リタルモノナリ

法律ニ照スニ

被告人源四郎ノ判示所為ハ刑法第九十九条ニ該ルヲ以テ其ノ所定刑中ノ有期懲役刑ヲ選択シ、被告人善藏ノ判示所為ハ同法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ各其ノ所定ノ刑期範圍内ニ於テ被告人源四郎ヲ懲役六年ニ処シ同善藏ヲ懲役三年ニ処ス可キモ未決勾留日数中各二百日ハ同法第二十一条ニ則リ夫々其ノ本刑ニ算入ス可ク、尚被告人善藏ニ対シテハ情状刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ同法第二十五条ノ規定ニ依リ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス可ク、陪審費用ヲ除キタル以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項第二百三十八条ノ規定ニ依リ全部被告人源四郎善藏ノ兩名ヲシテ連帯負担セシム可キモノトス次ニ本件公訴事実中

被告人政次郎カ昭和四年一月一日宮崎県兒湯郡□□村大字□□字□原□千□番地KK政義方附近ニ於テ被告人源四郎同善藏ト共同ニテIU良夫ヲ殺害セント企テ、被告人源四郎カ獵銃ヲ以テ良夫ヲ殴打スル際、同人ノ腕部ヲ握リ、同人ノ脇辺ヲ捕ヘ居レル被告人善藏ト共ニ良夫ノ身体ノ自由ヲ拘束シ以テ被告人源四郎ヲシテ右獵銃ヲ以テ良夫ヲ殴打セシメ因テ同人ヲ死ニ致シタリトノ点ニ付キテハ其ノ証明ナキヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二条ニ依リ被告人政次郎ニ対シテハ無罪ノ言渡ヲ為ス可キモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十一月十九日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 福澤 作市 印

判事 中野 謙五 印

判事 野田 三夫 印

⑦ MGE 仁市 (宮崎地方裁判所殺人被告事件昭和7年11月21日判決、傷害致死・懲役5年)

七年検刑第五六号

判決

本籍並ニ住居 宮崎県宮崎市□町□□番地

漁業兼農業

MGE 仁市

明治三十四年七月□□日生

右之者ニ対スル殺人被告事件ニ付検事古賀才次郎関与審理ヲ遂ゲ事実判断ヲ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人仁市ハ昭和六年九月十七日朝NH平市、FS治平、KD元治ト同行シ鱻漁ニ趣キ其ノ帰途同日午後五時頃右同人等ト共ニ宮崎市□□□海浜料理屋MH亭事ST文一方ニ立寄り焼酎ヲ飲ミ居タル際午後七時頃同日同家ニ於テ無銭飲食ヲ為シタル宮崎市□□通□丁目洗濯店AMRK屋外交員TT明美(明治四十一年五月五日生)ガ同所ニ入り来ルヤ予テ文一ヨリ右無銭飲食ノ事情ヲ聞知

シタル被告人ハ明美ノ右行為ヲ憎ミ醉余同人ニ対シ頻ニ盃ヲ勸メテ喧嘩ヲ挑ミ明美ガ之ニ応ゼズ同家ヲ辞シテ帰途ニ着クヤ尚モ同人ヲ殴打シ遣ルベシトテ同家附近ニアリタル松棒ヲ携ヘテ追跡シ同家ヨリ西方約五町ノ松林中ニ於テ同人ニ追付キ即時同所ニ於テ喧嘩ノ末殺意ナクシテ所携ノ手拭ヲ以テ明美ノ頸部ヲ絞メ遂ニ同人ヲ死ニ致シタルモノナリ
右事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其所定刑ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処断スベク陪審費用ヲ除ク其ノ他ノ訴訟費用ニ付キテハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ノ負担タラシムベキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年十一月二十一日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事 大野 惠眼 印

判事 松本 官平 印

判事 濱崎 峻 印

⑦ MGE 仁市 (宮崎地方裁判所死体遺棄被告事件昭和7年11月21日判決、懲役6月未決勾留100日算入)

七年検刑第五六号

判決

本籍並ニ住居 宮崎宮崎市□町□□番地

魚業兼農業

明治三十四年七月〇〇日生

右之者ニ対スル死体遺棄被告事件ニ付古賀才次郎関与審理ヲ遂ゲ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役六月ニ処ス

未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

理 由

被告人仁市ハ昭和六年九月十七日午後七時過頃宮崎市〇〇通〇丁目洗濯店AMRK屋外交員TT明美（明治四十一年五月五日生）ノ死体ヲ自己犯跡隠蔽ノ目的ヲ以テ宮崎市〇〇〇〇海浜料理屋MH亭事ST文一方西方約五町ノ松林中ノ傷害致死現場ヨリ約六町西方ノ避病院裏松原ノ川岸（同市大字〇〇〇〇千〇百番地）ニ運ビ松立木ニ縊死シタルモノ、如ク装ハントシタルモ力及バズ其俣同所ニ死体ヲ遺棄シタルモノナリ

右ノ事実ハMGE仁市ニ対スル予審判事ノ強制処分ノ訊問調書中（二七一丁以下）自分ハTT明美ヲ殺シテ後同人ヲ担イデ避病院裏川端ニ持チ行キ最初ハ松ノ木ニ首ヲ吊ツタ様ニ見セ掛ケムトシタリシモ力足ラズ其俣棄テタル旨ノ供述記載アルト及予審判事ノ昭和七年七月十一日附検証調書中（四一四丁以下）巡查部長宮浦魁力実況見分ヲ為シタル際仁市ニ於テ自供指示シタリトノTT明美ヲ絞殺シタル場所並ニ明美ノ死体ヲ遺棄シタル場所ヲ檢認スルニ執レモ判示絞殺遺棄ノ場所ニ該当スル趣旨ノ記載アルニ依リ以上ノ証拠ヲ綜合シテ判示犯罪事実ハ之ヲ認ムル証明十分ナリトス

法律ニ照スニ被告人ノ死体遺棄ノ行為ハ刑法第百九十条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六月ニ処断シ未決勾留日数一部ノ本刑算入ニ付同法第二十一条ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和七年十一月二十一日

宮崎地方裁判所刑事部

裁判長判事	大野 惠眼	印
判事	松本 官平	印
判事	濱崎 峻	印

六 新聞報道に見る陪審公判

新聞報道は、長崎は長崎日日新聞・長崎新聞・大阪朝日新聞九州・長崎版、大阪毎日新聞長崎版、佐賀は佐賀新聞・大阪朝日新聞九州・福岡版・大阪毎日新聞佐賀版、福岡は福岡日日新聞・九州日報・大阪朝日新聞九州・福岡版・大阪毎日新聞福岡版、大分は大分新聞・豊州新報・大阪朝日新聞九州・大分版、大阪毎日新聞熊本版、鹿児島は鹿児島新聞・鹿児島朝日新聞・大阪朝日新聞九州・鹿児島版、大阪毎日新聞鹿児島版、宮崎は宮崎新聞・大阪朝日新聞九州・宮崎版・大阪毎日新聞宮崎版、那覇は大阪朝日新聞九州・沖縄版・大阪毎日新聞沖縄版などを検索・収集した。

（注）「広島・大阪控訴院管内における陪審裁判」では、陪審公判に関する新聞記事は、すべて翻刻して全文を収録した。しかし、「東京控訴院管内における陪審裁判」からは、事件の概要と新聞記事目録を掲載するに止めた。それは、検索する新聞の分量が余りにも

1 長崎

① TM義水（放火未遂被告事件昭和4年7月2日判決）

○事件の概要 被告人TM義水（三六）は、妻ヒサキ、長女露子と同居して肥料商を営む傍ら、TK火災海上保険株式会社の代理店を営んでいたが、その業績揮わず多額の負債を生じて、肥料仕入先その他に対する債務都合金六千円位となり、遂に営業の継続も困難な状態に立至った処、予て被告人は右保険会社に対して、その所有する居室および居室内の商品、家財道具等を金五千円の保険に付して、昭和四年二月末まで、保険期間があるのを幸いとして、若しその居室等が焼燬せられたならば、保険金の交付を受け経済上の苦痛を脱し得られると思惟し、昭和四年一月二三日、居室内の物置、商品等を整理するに及んで、同日午後六時頃、自ら放火して保険金を詐取しようと思惟し、右物置内に二八個の油缶と藁屑灰屑等を入れた空樽二個等に接近する二個の石炭箱様の木箱内に藁屑等を詰めて置き、これに傍らの油缶より魚油を注ぎ燐寸で点火したが、近隣の者に発見されて目的を達しなかつた。

被告人は、警察以来予審廷では犯行を自白していたが、陪審公判においては、これは係官が殴る蹴るの暴行を加えたので、心ならず虚偽の陳述であると主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役四年求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年・未決勾留五〇日

算入の判決を下した。

- 1 「長崎日日」昭和4・6・30夕「ずらりと並んだ陪審員、所長自ら裁判長となつて」
- 2 「長崎新聞」昭和4・6・30夕「けふ長崎地方裁判所で、初陪審裁判開かる」
- 3 「長崎日日」昭和4・6・30「ズラリと並んだ陪審員の前で八名の証人を取調べ」
- 4 「長崎新聞」昭和4・6・30「始めて開かれた長崎の陪審裁判九名の証人を召喚訊問する」
- 5 「長崎日日」昭和4・7・3夕「陪審裁判の判決、懲役三年を言渡さる」
- 6 「長崎新聞」昭和4・7・3夕「放火と認められ三年の判決初陪審のTM義水に…けふ言ひ渡さる」

② HD清二・OM正喜・SG伸一・TN實（以上、強盗殺人）、（以下、殺人教唆）SM袈裟一・SMカネ・WN宗雄・TI傳（強盗殺人・同殺人未遂・住居侵入、殺人教唆被告事件昭和6年3月16日判決）

○事件の概要 被告人SM袈裟一（炭坑々夫・四二）、同SMカネ（炭坑々夫・三六）夫婦は、大正一一年頃より□□村□□に坑夫相手の飲食店を営んでいたが、同じく付近に飲食店を営んでいたYS豊市が商売敵である関係上、次第に仲が悪くなりYS方が繁盛するのを妬んでいた折柄、被告方酌婦TMTらがYS豊市の妻スエの差金で、同人方に転座したのに憤恨の情極度に達し、YS一家の塵殺（おうさつ・皆殺し）を決意し、予てYS方に好意を有しない被告人清二（炭坑々夫・三〇）、同OM正喜（炭坑々夫・四一）に対して金銭供与を条件としてYS一家を塵殺することを委嘱した折柄、さらに大正一四年七月一三日酌婦八重子がスエの使喚で□□村KU遊郭貸座敷業DF楼に娼妓として転座したので、愈々悲憤の極度に達し、遂に博徒である被告人TI傳（無職・二九）および同WN宗雄（無職・三八）、同SG伸一（炭坑々夫・四二）、同TN實（炭坑々夫・三五）に対し金銭供与の条件で使喚し、YS方の者を塵殺し、その上金銭

を強奪しようとした。かくて、大正一四年七月一五日午前二時頃、被告人清二・正喜・伸一・實はYS方裏口に集合し、實は見張りし、清二・正喜・伸一は裏口から同家に侵入し、清二と正喜は各所携の斧、正喜は長さ二尺位の鉄棒を以て、YS方奥六畳の間に熟睡中の豊市(四二)、同人妻スエ(三三)、長女サワノ(六)、二女タカ子(三)、同家条中OTヤチヨ(二八)の頭部その他を各々乱打強撃した上、寝室にある筆筒の抽斗内から現金百八十円余を奪取逃走したものである。その結果、スエ・サワノは死亡し、豊市・タカ子・ヤチヨは治療二ヶ月乃至三ヶ月を要する創傷を受けた。なお、本件は事件発生以来昭和五年一月より五年間は全く迷宮事件としてなっていた。

被告人清二・同伸一は、警察官・検事・予審判事に対して強盗殺人について自白していたが、公判廷では警察官から暴行を受け虚偽の自白をしたと述べ、被告人正喜は、予審判事に対しては本件犯行を自白して予審以後は犯行を否認し、被告人實は警察官・検事・予審第一回尋問までは見張りの事実を陳述しているが、予審第二回以後は全然犯行を否認し、被告人宗雄は予審判事には本件犯行を自白しているが、予審以後は全然犯行を否認し、被告人傳は、取調の当初から公判廷に至る迄犯行を否認し、被告人袈装一・同カネの両名は、当初から教唆の事実を否認していた。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一(イ)被告人清二(ロ)同正喜(ハ)同伸一(ニ)同實に對する「強盗殺人の事実」、主問二(イ)被告人袈装一(ロ)同カネ(ハ)同傳(ニ)同宗雄に對する「強盗殺人教唆の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然り」、主問二に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。そして、検事は被告人清二・同正喜・同伸一に對して死刑、被告人實に懲役一〇年求刑し、裁判長は

合議の上、被告人清二・同正喜に對し死刑、被告人實に對し無期懲役、被告人袈装一・同カネ・同傳・同宗雄に無罪を言渡した。

②事件被告人清二・同正喜・同伸一 同實は、上告(弁護士廣光章造・笠原正史)したが、昭和六年七月二二日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「長崎新聞」昭和6・2・6夕「松島の殺人事件、陪審裁判ときまる被告はいつも犯行を否認」
- 2 「大阪朝日長崎版」昭和6・2・6「五人殺傷事件陪審公判に」
- 3 「長崎日日」昭和6・3・8「松島五人斬り陪審公判、傍聴券を出す」
- 4 「長崎日日」昭和6・3・10夕「松島五人斬りの陪審公判開廷さる、長崎地方裁判所」
- 5 「長崎新聞」昭和6・3・10夕「惨虐極まる松島事件、けふ公判開廷さる六十枚の傍聴券」
- 6 「長崎日日」昭和6・3・10「警察で虐待やむなく自白、然しそれは全部嘘だった」
- 7 「長崎新聞」昭和6・3・10「被告ら口をそろへて、奇怪にも犯行を否認裁判長の追窮」
- 8 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・10「証拠品を前にして悉く事実を否認満廷を失笑せしめる」
- 9 「長崎日日」昭和6・3・11夕「鶴嘴を持ち裏口に張番す、検事にまで虚言を言った」
- 10 「長崎新聞」昭和6・3・11夕「警察で虐められて、心にもない事を云った」
- 11 「長崎日日」昭和6・3・11「予審の供述をも徹頭徹尾否認、突込まれるれば拷問の為と」
- 12 「長崎新聞」昭和6・3・11「殺害してくれなど依頼したことは無い事件を有利にせんと務む」
- 13 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・11「どの被告人も事実を否認、満廷をあきれ返らす」
- 14 「長崎日日」昭和6・3・12夕「寝たつきり何にも知らぬ初めて聞いた我が家の兇行」
- 15 「長崎新聞」昭和6・3・12夕「松島事件の続行公判、けふから証人しらべ」
- 16 「長崎日日」昭和6・3・12「OMのアリバイをかすかに裏書きした、各証人の取調」

- 17 「長崎新聞」昭和6・3・12「もうこらへて呉れと、HDは夢で口走った」
- 18 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・12「各被告に対し不利な証言、いづれも色を失ふ」
- 19 「長崎日日」昭和6・3・13夕「何か怖いか物言はぬ酌婦、証人の証言もまちくくに」
- 20 「長崎新聞」昭和6・3・13夕「HDは夢を見てうなされてゐた証人KM氏が不利の証言」
- 21 「長崎日日」昭和6・3・13「畳の下から新聞包の現金、SM方の捜査で発見した」
- 22 「長崎新聞」昭和6・3・13「松島惨殺事件の続行公判四日、家宅捜査した時血痕附着の布を発見」
- 23 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・13「警官が口を揃へ被告に不利な証言、抗弁の力なく」
- 24 「長崎日日」昭和6・3・14夕「色を失つて慄え上る被告前田巡査部長の不利な証言」
- 25 「長崎新聞」昭和6・3・14夕「単なる強盗でない、怨恨による犯行松藤検事の論告」
- 26 「長崎日日」昭和6・3・14「弁護人は無罪を主張、調書の証拠力の薄弱を指摘」
- 27 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・14「松島五人斬り事件の陪審公判、…答申す」
- 28 「長崎日日」昭和6・3・15夕「四名に然り、残り四名に然らず三名に死刑一名に懲役十年求刑」
- 29 「長崎新聞」昭和6・3・15夕「HD・OM・SGの三名に死刑を求むTN實には懲役十年を求刑」
- 30 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・15「峻烈な論告の後三名に死刑を一名に懲役十年を求刑、松島五人斬り」
- 31 「長崎日日」昭和6・3・17夕「二名に死刑四名には無罪無期懲役と懲役十年が各一名」
- 32 「長崎新聞」昭和6・3・17夕「HD・OMの二名に、けふ死刑の宣告、SGは」
- 33 「大阪朝日長崎版」昭和6・3・17「処刑されたあとで必ず真犯人が出る…捨て科白を残す」
- 34 「東京朝日」昭和6・7・23「一つの事件に五の新判例、長崎の四人組強盗事件に」
- 35 「長崎日日」昭和6・7・25「松島の四人組強盗殺人に陪審法上の大収穫…大審院で上告棄却」

③ IT和夫・IZ孝一・KN稔・IM正勝（殺人未遂被告事件昭和6年10月7日判決）

○事件の概要 被告人IM正勝（二六）および同KN稔（二九）は、KD政人（二七）、TN孝一（二八）の兩名と共に東京市から、同IT和夫（二四）、同IS孝一（三〇）の兩名は松江市から、何れも上海渡航を志し、偶々昭和六年一月二八日神戸発の連絡船上海丸に乗合わせ、相互に面識したが、尚当時被告人等と同様の目的で上海渡航の途にあつた横浜市Y友吉（三〇）とも同船中で知合いの間柄となり、以来一月三〇日上海上陸後も、行動を共にし、当初は上海呉松路旅館日の丸館に投宿し、その後二月四日から上海法界霞路ドイツ人方の二室を借受けて同棲することになったが、YM友吉は被告人等に対し、事毎に反対の態度をとり、恣肆な行動を敢えてする傾向があつたため、被告人等の反感を招き、被告人等中で忠告する者もあつたが、YMは意に介せず毫も省みるところがないので、遂に被告人等はYMを除きなければ共同生活の平和を保持することが出来ないから、むしろYMを殺すに如かずと決意し、その準備として、同年二月八日、上海蕪湖路金物商蘇阿根方において、長さ約一尺のスパナを買求め、被告人IS孝一はそのスパナを、他の被告人等はストーブ用の鉄製ハンドルならびに麻縄を密かに携帯して、同日午後九時頃、YM友吉を上海徐家淮東亜同文書院付近まで散歩に行くからと誘い出し、途中同日午後一一時頃、上海海格路ペドロローム前の空地で、YMを殴打したが、偶々付近に銃声と救えの物音が引き続いて起こつたので、吃驚してその俣逃走し、YM友吉の頭部および顔面等に一〇糶の挫創を負わせたが、殺害の目的を遂げなかつた。

公判廷では、被告人等は、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」につ

いて評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、被告人I S、同I T兩名に懲役各一年、被告人K Nに懲役八月、被告人I Mに懲役六月乃至一年を求刑した。裁判長は合議の上、被告人I S、同I Tに懲役一年、同K N、同I Mに懲役八月、何れも執行猶予二年の判決を下した。

- 1 「長崎新聞」昭和6・7・1夕「第三回目の陪審裁判を開く、上海在留邦人の殺人未遂」
- 2 「長崎日日」昭和6・7・1「三回目の陪審公判、上海の殺人未遂」
- 3 「大阪毎日長崎版」昭和6・7・1「少年殺害を企てた悪鬼、四人組陪審公判へ」
- 4 「長崎新聞」昭和6・10・6夕「殴打は認めしたが、殺意を全然否認：殺人未遂の陪審公判」
- 5 「長崎新聞」昭和6・10・6「事実は認めるも、殺意は否認：殴ったのも仕方なく」と陳述」
- 6 「大阪毎日長崎版」昭和6・10・6「被告ら何れも殺意を否認、上海の仲間殺し」
- 7 「長崎新聞」昭和6・10・7夕「殺意があつたと断定したい、松藤検事の峻烈なる論告」
- 8 「長崎新聞」昭和6・10・7「殺人未遂が傷害罪となる、上海の殺人未遂事件が」
- 9 「大阪毎日長崎版」昭和6・10・7「殺意なしと陪審員が答申、被告等に懲役求刑」
- 10 「大阪毎日長崎版」昭和6・10・8「同情ある判決、上海の殺人未遂、執行猶予」
- 11 「東京毎日」昭和7・10・12「女性の横暴、上海進出の少年達が彼女に痛烈なりンチ」

④KS政男（殺人被告事件昭和7年1月20日判決）

○事件の概要 被告人KS政男（無職・二七）は、南□□村役場書記在職中、同村博徒KD松則（二二）から故無く暴力を以て金を要求されること一二回余、その上、昭和三年六月

一五日、五〇円を脅迫されて、金の調達が出来ず思いあまつた末、偶々金を受取りに来たKDを自宅で菜切庖丁で斬殺し、死体を付近の畑中に埋没し犯行を隠した。

被告人は、警察から予審まで自白していたが、公判では死んだ父が殺したと犯行を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。続いて、同被告人にかかる死体遺棄事件の通常公判に移り、検事は懲役四ヶ月の求刑をした。

一日において、裁判長は陪席判事と合議の上、殺人については、被告人に懲役三年を、死体遺棄については懲役四月の判決を言渡した。

- 1 「長崎新聞」昭和7・1・7「白骨事件の陪審公判、十八、九両日開廷される」
- 2 「大阪朝日長崎版」昭和7・1・7「白骨事件陪審公判十八日開廷」
- 3 「長崎日日」昭和7・1・19夕「白骨事件の陪審公判開廷 事件の内容が興味を惹いて満員の盛況」
- 4 「長崎新聞」昭和7・1・19夕「父が私のために、殺して呉れた被告は飽くまでも犯行を否認す」
- 5 「長崎日日」昭和7・1・19「殺された弟、夢枕に立った先づ被害者の兄から証人喚問」
- 6 「長崎新聞」昭和7・1・19「栗林の馬場で、殺害されていた松則の実兄KD為之氏の証言」
- 7 「大阪朝日長崎版」昭和7・1・19「私の行末を案じ父が代って殺害、被告は犯罪を否認」
- 8 「大阪毎日長崎版」昭和7・1・19「死んだ父が殺したのだ、加害者犯行を否認」
- 9 「長崎日日」昭和7・1・20夕「宮相撲取りや実兄を喚問す…取調べの任に当った巡査部長」
- 10 「長崎新聞」昭和7・1・20夕「被告を検挙した警官が不利な証言けふも引続き開廷」
- 11 「長崎日日」昭和7・1・20「一人で殺される松則ではない松則は毛虫のやうな悪党だった」

- 12 「長崎新聞」昭和7・1・20「被告は最初の自白を翻し詭弁を弄していると白骨事件で検事報告」
- 13 「大阪朝日長崎版」昭和7・1・20「被告の否認は実に不自然、検事一時間に亘って論告」
- 14 「大阪毎日長崎版」昭和7・1・20「白骨事件陪審公判第二日」
- 15 「長崎日日」昭和7・1・21夕「有罪と認定、懲役三年四月」
- 16 「長崎新聞」昭和7・1・21夕「懲役三年を言ひ渡さる、□□村の白骨事件に」
- 17 「大阪朝日長崎版」昭和7・1・21「被告に懲役四年の求刑、白骨事件公判」
- 18 「大阪毎日長崎版」昭和7・1・21「白骨事件の判決、三年四月を言渡されて服罪」

⑤ TN惣次郎・GT恵次郎（殺人未遂・同幫助被告事件昭和7年3月7日判決）

○事件の概要 被告人YN惣次郎（無職・二三）は、長崎市に生まれ長ずるに従い自家の農業を嫌い、予て知己である遊人肌の被告人GT恵次郎宅（農・三六）に居候し、同人の乾分のようにしていたが、恵次郎には恵之助という兄があった。偶々被告人惣次郎は恵之助と、市内活動常設館KR座に無料入場しようとするのを、同館の女給に咎められたので、恵之助は女給を殴り、二人はその俣引き帰ったが、後日被害者長崎市左官YD茂之（二〇）はそれを知り、二人の非を打ち鳴らして恵次郎の家に談判に行ったが、それ以来恵之助、恵次郎の兄弟はYDを憎むようになった。昭和六年一〇月一七日、中之島埋立地における小学校の運動会において、惣次郎はYDに出会ったが、その時YDは惣次郎に対して、殴るぞと言つて侮辱を与え、更にその後、KR座前に惣次郎が同館の看板を見物していると、YDが通りかゝつて、何を馬鹿面して居るかと言つて惣次郎の頬を殴つたので、惣次郎は同年一〇月二二日、これを恵次郎に打ち明けたところ、恵次郎は大いにこれを激励したので、

惣次郎は愈々心強くなり、翌二三日夜一〇時頃、KR座に活動見物中のYDを呼び出し、同館の前で、刃渡り一尺五寸の日本刀を以て、YDの後頭部を直径五寸ばかり切り落とし、たが、YDはその俣逃げ出したので、殺人の目的を果せなかった。

陪審公判においては、被告人惣次郎は殺意を否認して、被告人恵次郎の幫助も否認し、恵次郎は幫助を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「被告人惣次郎に対する「殺人未遂の事実」、主問二被告人恵次郎に対する「殺人未遂幫助の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一・二に何れも「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は被告人惣次郎に対し懲役四年、被告人恵次郎に対し懲役三年の求刑をなし、裁判長は合議の上、告人惣次郎に対し懲役四年未決勾留八〇日算入、被告人恵次郎に対し懲役三年未決勾留五〇日算入の判決を下した。被告人恵次郎は、上告（弁護士藤林益三）したが、昭和七年六月一四日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「長崎日日」昭和7・3・5夕「自分の殺意も相被告の幫助をも両方とも極力否認」
- 2 「長崎新聞」昭和7・3・5夕「被告は極力犯意を否認けふ開延されたる第五回の陪審公判」
- 3 「長崎日日」昭和7・3・5「被害者が加害者をかばふ、事件は妙にこんがらかる」
- 4 「長崎新聞」昭和7・3・5「突然日本刀で斬つて来た、兇行の状況を詳述す」
- 5 「大阪毎日長崎版」昭和7・3・5「犯意を否認、殺人未遂事件陪審公判」
- 6 「長崎新聞」昭和7・3・6夕「証人十三名の訊問を行ふ…陪審公判第一日目」
- 7 「長崎新聞」昭和7・3・6「調書に就いて証拠調べを行ふ、陪審公判第二日目」
- 8 「長崎日日」昭和7・3・8夕「陪審公判の求刑通りに判決、殺人未遂と同幫助事件」

- 9 「長崎新聞」昭和7・3・8夕「求刑通りの判決を言渡す：第五回目の陪審公判」
- 10 「大阪毎日長崎版」昭和7・3・8「兩名とも懲役」

2 佐賀

① S 數馬（殺人被告事件昭和3年11月24日判決）

○事件の概要 被告人S數馬（炭坑々夫・二九）は、昭和三年九月二五日夜、被告の友人TK文市が被告宅に立寄った際、養父KG定太郎が被告人の実母で定太郎の内縁の妻S力ネと文市が姦通していると言いがかりを付けて喧嘩を始め、被告の宅から約四〇間離れた街路上で格闘し共に倒れている処に、出刃を持って駆けつけ、定太郎の太股を突き刺し、死に至らしめた。

被告人は、文市と定太郎とを引き分けようとしたところ、定太郎が下駄で強く蹴ったので、立腹し持ち合わせた出刃で斬り付けたもので、若し殺意があれば太股などよりも急所を突いたと、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役七年求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を下した。

- 1 「佐賀新聞」昭和3・11・24「本県最初の陪審公判開く、巖木炭坑の義父殺し」
- 2 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和3・11・24「みにくい恋の争ひに、義父を刺した懲役七年を求刑」
- 3 「佐賀新聞」昭和3・11・25「陪審裁判の義父殺し、懲役五年判決」

- 4 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和3・11・25「義父殺しに判決懲役五年」

② UD 清（殺人被告事件昭和3年12月21日決定）

○事件の概要 被告人UD清（船乗業・二七）は、昭和三年九月一日午後四時頃、有明沿岸大受場で居村IM飲食店で飲酒して帰途、干拓工事に従事中の朝鮮人土工R相龍外二名と突き当たったことから喧嘩を始め、逃れて同村FI久三方に潜伏中、大挙して押寄せた土工の激昂を見て身の危険を感じ、間近に迫ったR相龍を、その家にあつた仕込杖で、腹部を突き刺し即死させた。

被告人は殺意を否認し、弁護人は正当防衛を主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「正当防衛の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、別問に「然り」と、正当防衛を認める答申をした。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付すことになった。

- 1 「佐賀新聞」昭和3・12・21「第二回の陪審公判、鮮人殺し開廷さる陪審員は宿舎に缶詰」
- 2 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和3・12・21「夢中で刺したと殺意を否認す朝鮮人土工殺し事件」
- 3 「佐賀新聞」昭和3・12・22「鮮人殺害事件、陪審は遣り直し陪審員の意見は正当防衛」
- 4 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和3・12・22「不当な答申から公判を遣り直す、陪審員の更改」

③ UD 清（殺人被告事件昭和4年1月22日判決）

○事件の概要 本事件は、②事件の再陪審である。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「正当防衛の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、別問に「然らず」と、傷害致死を認める答申をした。裁判長は、陪審判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役七年の求刑をし、裁判長は懲役三年・未決勾留九〇日算入の判決を下した。

- 1 「佐賀新聞」昭和4・1・23 「東与賀鮮人殺し遣直し陪審裁判、陪審員の答申傷害致死」
- 2 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和4・1・23 「都々逸交りで殺意を否認、傷害致死で七年求刑」
- 3 「佐賀新聞」昭和4・1・24 「涙あり情けある陪審員裁判言渡し、七年の求刑が三年」

④ IU勝次（殺人被告事件昭和4年1月30日判決）

○事件の概要 被告人IU勝次（荷馬車挽き・二八）は、昭和三年一〇月六日、友人YG留二外数名の友人と、居村料亭TW屋において懇親会開催の折柄、被告人勝次が別室で女中と情交すべく寝ていたところを、YGが被告の母親が病床なので連れ帰ろうとしたのを、享樂を邪魔されたと邪推して、YGを出刃庖丁で突き刺して殺害した。

被告人は、公判では殺意を否認し、予審における自白を覆した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「酩酊のため前後不覚の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」、補問・別問に「然らず」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一〇年求刑し、裁判長は合議の上、懲役八年の判決を下した。

- 1 「佐賀新聞」昭和4・1・30 「陪審員殺意を認め懲役十年を求刑、女故に親友を刺殺」

- 2 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和4・1・30 「殺意ありと陪審員答申邪推の友人殺しに懲役十年を求刑す」
- 3 「佐賀新聞」昭和4・1・31 「十年の求刑が懲役八年、陪審の殺人犯判決言渡さる」
- 4 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和4・1・31 「友人殺しは懲役八年」

⑤ 柴田虎吉（殺人及殺人未遂被告事件昭和4年3月28日判決）

○事件の概要 被告人ST虎吉（興業手伝・四二）は、昭和四年一月一七日午後八時頃、佐賀市外□□村□□料亭MZマサ方において、醜い恋の闘争から、FK浅吉を三回にわたり突き刺し、更に肺部を刺し死に至らしめ、更にMZマサに重傷を負わせた。

被告人は、泥酔の末、無意識の犯行であると殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一虎吉に対する「殺人の事実」、補問一虎吉に対する・同二マサに対する「傷害致死の事実」、別問「酩酊のため前後不覚の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」、別問に「然らず」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は無期懲役を求刑した。裁判長は合議の上、無期懲役の判決を言渡した。

被告人は上告したが、昭和四年六月一九日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「佐賀新聞」昭和4・3・28 「愈よ本日開廷の陪審裁判、殺傷事件の主人公ST」
- 2 「佐賀新聞」昭和4・3・29 「月下に兇刃揮ひ一名殺一名重傷、夜に入るも続行した」
- 3 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和4・3・29 「二人斬に無期の求刑」
- 4 「佐賀新聞」昭和4・3・30 「高尾惨劇の陪審裁判、殺人論で無期懲役」
- 5 「佐賀新聞」昭和4・3・31 「高尾殺人被告無期懲役、陪審求刑通り」

- 6 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和4・3・31「二人斬無期」
- 7 「佐賀新聞」昭和4・4・7「陪審の判決を不服として上告、S T虎吉の殺人事件」
- 8 「九州日日」昭和4・6・14「陪審裁判の上告公判、佐賀の殺人被告」
- 9 「佐賀新聞」昭和4・6・20「上告中の殺人事件棄却、大審院で判決」

⑥MK彌吉（殺人未遂被告事件昭和5年1月22日判決、殺人未遂及殺人予備・懲役1年6月執行猶予3年）

○事件の概要は、刑事判決書を参照されたい。

（注）新聞記事は、佐賀新聞が欠号のため収集できなかった。大阪朝日・大阪毎日には、この事件は報道されていない。

⑦MJ種二（殺人未遂被告事件昭和6年1月22日判決）

○事件の概要 被告人MJ種二（無職・六九）は、昭和五年一〇月五日午後一〇時頃、寄宿している実弟K Z大三の妻トキ（四五）が、自己を冷遇するものと思ひ憤慨していたところ、同家において金槌と匕首で、トキに治療一ヶ月の重傷を負わせた。

被告人は、源頼朝の幻覚にそゝのかされ、義経と思ひ鑿を以て斬り付けたと主張した。裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一年求刑し、裁判長は合議の上、懲役一年の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和6・1・9「幻覚の殺人公判」
- 2 「佐賀新聞」昭和6・1・21「翻然殺意を否認し、脅しに斬つた川上村の弟嫁殺人未遂事件」
- 3 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和6・1・21「講談もどきに犯行の模様陳述証人は被告に不利な証言」
- 4 「佐賀新聞」昭和6・1・21「陪審員の答申は、傷害なりと認む夢中事件に懲役一年求刑」
- 5 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和6・1・22「殺人未遂は傷害事件に、陪審員が答申」
- 6 「佐賀新聞」昭和6・1・23「弟嫁斬事件は、懲役一年、きのふ判決」
- 7 「大阪朝日佐賀長崎版」昭和6・1・23「傷害事件で一年の判決、求刑とほり」

⑧IM清藏（殺人被告事件昭和11年12月3日判決）

○事件の概要 被告人IM清藏（漁師・三七）は、昭和一〇年五月二日、網元IM孫衛門方大敷網納屋において大漁祝の席で、酒の上の口論から、仲間のIM孫三郎に罵倒されてかつとなり、手近にあった四合入りの爛瓶を振り上げ、同人を打とうとしたが、左右の者に制止され、更に拳骨で孫三郎の腰部を突いたため、孫三郎は土間に仰向けに転げ落ち死亡した。

公判において、被告人は、酔っ払っていたので殺意は無かったと否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年・未決勾留一五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「佐賀新聞」昭和11・12・2「けふの陪審裁判、傍聴券発行」
- 2 「大阪朝日佐賀版」昭和11・12・2「過失同僚殺人事件、けふ注目の公判」
- 3 「佐賀新聞」昭和11・12・3「暴力で殺して、河豚中毒死を装ふ一年経て発覚した殺人事件」

- 4 「大阪朝日佐賀版」昭和11・12・3 「酒好きで力自慢、酔払ってみた」と殺意を否認」
- 5 「佐賀新聞」昭和11・12・4 「夜半の判決言渡、傷害致死と認定、□村の殺人陪審公判」
- 6 「大阪朝日佐賀版」昭和11・12・4 「殺意は認めずと陪審員が答申、傷害致死で懲役二年」

3 福岡

①HD源四郎（殺人及殺人未遂被告事件昭和3年11月5日判決）

○事件の概要 被告人HD源四郎（失明遊芸稼人・五二）は、昭和三年七月一二日朝、一八年間も連れ添った妻ギン（四五）が、同居人盲人YM藤吉（按摩・四五）と姦通し離縁を迫ったので、離縁するがギンは藤吉と同棲しないことを条件とするとして承諾したが、ギンは別れられぬ風情であったので、同月一四日午前六時過ぎ、憤懣と嫉妬から、藤吉とギンが二人揃って神前に祈りを捧げている後から、藤吉の後頭部を横槌で三撃し重傷を負わせ、藤吉は翌日死亡した、居合わせたギンの後頭部を一撃したが、ギンが抵抗したため、傷害を与えたのみで殺害の目的を果たさなかった。

被告人は、警察・検察・予審に於て殺人を自白していたが、公判では殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「藤吉に対する・同二ギンに対する」「殺人の事実」、補問一「藤吉に対する・同二ギンに対する」「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然り」、主問二に「然らず」、補問二に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「福岡日日」昭和3・11・3夕「期待された福岡最初の陪審公判、所長検事正係にて」
- 2 「九州日報」昭和3・11・3夕「盲人同志の恋の闘争、けふ陪審裁判に上さる」
- 3 「福岡日日」昭和3・11・3「裁判官や陪審員の熱心な審理ぶり、糸島郡の殺人未遂」
- 4 「九州日報」昭和3・11・3「頭を叩いた木槌の音、確に聴いたと姦婦の証言」
- 5 「福岡日日」昭和3・11・6夕「求刑通り懲役三年、福岡最初の陪審裁判けふ判決言渡」
- 6 「九州日報」昭和3・11・6夕「求刑通り三年の判決、福岡最初の陪審裁判」
- 7 「大阪朝日福岡版」昭和3・11・6「裁判長の言葉に感謝の涙を流す盲人源四郎」

②TK庫一（傷害致死被告事件昭和4年1月21日判決）

○事件の概要 被告人TK庫一（魚類行商・二四）は、父の勘気に触れ家出し、八幡市飲食店FIハル方に滞在している中、昭和三年一〇月六日夜半、義兄弟の盟を交わした友人ON忠藏がTK庫三郎と共に、ハル方に来て被告人に対して、TK方まで来いと迫り、表道路まで行くとONが手で被告人を殴ったので、同人はハル方に引返した処、ONは「お前は逃げ隠れするほど俺が恐ろしいか、出てこい」と怒号し、再び被告人を呼出して来るや否や、同人を突き倒し足で蹴ったので、被告人も立腹しハル方に引返し、土間にあった出刃庖丁を取り、表街路に来て、ONの頭部腹部背部を突き刺し、重傷を与え同月一〇日死亡するに至らしめた。

本件は請求陪審であるが、被告人は、検事廷、予審でも自白していたが、公判において傷害致死の事実を覚えが無いと否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、

- 答申を採択した。検事は懲役三年求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。
- 1 「福岡日日」昭和4・1・19夕「印形を忘れたりして、陪審員のまごつき全国最初の請求陪審」
 - 2 「九州日報」昭和4・1・19夕「我国初の請求陪審、けふ福岡地方裁判所で開廷さる」
 - 3 「福岡日日」昭和4・1・19「問題のうしろ傷に就き、廷丁をモデルに説明；両医師」
 - 4 「九州日報」昭和4・1・19「大体被告に有利な五証人の申立てで我国最初の請求陪審」
 - 5 「大阪朝日福岡版」昭和4・1・19「斬る考へは毛頭なかった、請求陪審公判の魁」
 - 6 「大阪朝日福岡版」昭和4・1・20「傷害致死有罪の答申をなす、福岡の請求陪審公判」
 - 7 「福岡日日」昭和4・1・22夕「魚屋の致死罪、求刑通り三年」
 - 8 「九州日報」昭和4・1・22夕「求刑通り三年の懲役、請求陪審の判決」

③MM時則（殺人被告事件昭和4年4月6日判決）

○事件の概要 被告人MM時則（無職・三〇）は、MM浅太郎から屢々暴行傷害を加えられ、常に不快に思っていた折柄、昭和四年一月一三日午前二時頃、DK實と共に、嘉穂郡料理屋SR亭事NT源次郎方で主人を交え四人で飲酒中、浅太郎が被告人を軽蔑し「貴様がこの座に居れば酒の味が無い、早く帰れ、帰らねば叩き斬るぞ」と怒号したので、被告人はやむなく料理店を出たが、浅太郎の暴言に憤慨し、寧ろ同人を殺し鬱憤を霽らそうと、UN炭鉦納屋IB彦太郎方に、予て浅太郎が日本刀を預けていたのを知り、これを持ち出し再びSR亭に引き返し、浅太郎の頭部背部その他八ヶ所に重傷を負わせ、即死させた。

被告人は、公判廷で、夢中で斬つたと、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」につ

いて評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一二年求刑し、裁判長は合議の上、懲役一〇年の判決を言渡した。

- 1 「九州日報」昭和4・4・2夕「死んでも構はぬと思つて斬つた、夢中で斬つたが本当」
- 2 「福岡日日」昭和4・4・2夕「嘉穂の殺人、陪審公判、裁判長を困らす」
- 3 「福岡日日」昭和4・4・2「泣く子を背負て、証人台に立つ女流石民衆裁判を示す好例」
- 4 「九州日報」昭和4・4・2「陪審員殺意を認む、潤野坑の殺人事件公判」
- 5 「九州日報」昭和4・4・6夕「親分殺しに十年の判決」
- 6 「大阪朝日福岡版」昭和4・4・6「盲人の放火と殺人の判決」

④SD義雄（殺人未遂被告事件昭和4年5月17日判決）

○事件の概要 被告人SD義雄（人夫・二〇）は、雇主TG重大から解雇された恨みから、一度は匕首を以て襲つたが、同行者が巡査であったため思い止まり、その後、八幡市□□町の街路で、出会い頭に、打ち殺してやると携えていた日本刀を揮い、YGの左肩と左手を切つたが、TGが逃走したため、殺害の目的を達しなかった。

被告人は、公判廷では、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役四年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役四年の判決を言渡した。

- 1 「九州日報」昭和4・4・16夕「斬られた所を陪審員に見せる、解雇を恨んで主人斬り」
- 2 「九州日報」昭和4・4・16「八幡の殺人未遂事件、懲役四年を求刑、陪審員は傷害」
- 3 「九州日報」昭和4・4・18夕「元主人斬りは四年」

⑤ O K福策（放火被告事件昭和4年6月21日判決）

○事件の概要 被告人O K福策（右炭廻漕業・二六）は、S T良輔所有の若松市□□町所在の家屋を借受け、その家族と共に居住中、右居宅内に在る被告人所有の動産にM B海上火災保険会社との間に、昭和四年二月八日金額千円の火災保険契約を締結し、更に同年三月四日金額五千円の火災保険の追加申込みをしたが、被告人はK T商店その他に合計約二百円の債務があり、その債権者等より毎月支払の催促を受け困惑して居た折柄、隣家に放火して自宅に延焼させ、以て保険金を詐取しようと企て、同年三月一日午前三時四〇分頃、北隣に隣接するS T良輔所有の木炭等を貯蔵した倉庫屋根下を破壊し穴を造り、該穴より火の点いた巻きたばこ一本と燐寸軸木二〇本を新聞紙に包んだものを倉庫内に投下して発火させたため、右倉庫およびこれと棟を一にするS T鶴吉方住宅を焼燬し、更にその裏隣のU D喜市方住宅の一部を焼燬した。

被告人は、公判において、警察における自白は拷問によるものであると、放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一二年の判決を言渡した。

被告人は上告したが、昭和四年一〇月三日、上告棄却された。

- 1 「福岡日日」昭和4・6・18夕「証人だけでも、十九人を取調べ、若松の放火被疑事件」
- 2 「九州日報」昭和4・6・18夕「裁判長を睨付けて放火事実を否認、保険金詐欺放火」
- 3 「福岡日日」昭和4・6・18「証人台の妹と対面、若松の放火事件、福岡で陪審公判」
- 4 「九州日報」昭和4・6・18「女給娼妓など艶かしい証人、きのふ放火事件陪審裁判」
- 5 「九州日報」昭和4・6・19「若松の放火被告、十五年求刑さる、陪審員放火を認む」
- 6 「九州日報」昭和4・6・22「放火被告に十二年の判決、きのふ言渡」
- 7 「大阪朝日福岡版」昭和4・6・22「若松の放火十二年判決」

⑥ S T順太郎（殺人被告事件昭和5年4月8日判決）

○事件の概要 被告人S T順太郎（農兼日雇稼・四三）は、昭和五年一月二八日夜、居村の居酒屋で同村のA B静雄等と飲食中、平素酒癖の悪いA Bが酔狂自慢で被告人を侮辱し平手で頭部を殴ったので、被告人が腹に据えかね、有合わせの出刃庖丁を持ちだし、帰途にあるA Bを追っかけ、喉笛を刺して大動脈を破り、死に至らしめた。

被告人は、酌量して逆上していたので、能く覚えないうが殺す気は無かったと主張した。裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役八年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「福岡日日」昭和5・4・8夕「福岡で今年最初の陪審公判開く、日雇稼の殺人事件」

- 2 「九州日報」昭和5・4・8夕「昭和五年最初の陪審、朝倉郡の殺人事件けふ福岡で開かる」
- 3 「福岡日日」昭和5・4・8「殺人罪が傷害致死で、陪審員の見解でくつがへった事件」
- 4 「九州日報」昭和5・4・8「陪審員は殺意否認、きのふ本年最初の陪審公判」
- 5 「大阪朝日福岡版」昭和5・4・8「殺人犯人に懲役八年求刑」
- 6 「福岡日日」昭和5・4・9夕「懲役五年に」
- 7 「九州日報」昭和5・4・9夕「傷害致死で五年、朝倉の殺人犯人判決」

⑦KY國久（放火被告事件昭和5年11月4日判決）

○事件の概要 被告人KY國久（大工職・二七）は、兄OG圓次郎が親戚多数の反対にも関わらず、被告人よりも年若のIIフジ（二七）を後妻に引入れたのみか、自分には小遣錢も呉れず、食事にまで差別するのを快からず思っていた折柄、昭和五年三月二〇日夜、仕事先から帰ると、兄夫婦は活動写真見物に行つて、晩飯の用意もしていなかったのを憤慨し、兄夫婦を困らせるため、同夜七時半頃、六畳の間にあつた長火鉢の周囲の畳の上に、七輪の残り火を撒き散らして放火し、家を焼燬した。

被告人は、警察、検事、予審では放火を自白していたが、公判準備において、放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択して、無罪を言渡した。

- 1 「福岡日日」昭和5・10・30夕「陪審公判、馬出の放火事件」

- 2 「九州日報」昭和5・10・30夕「予審での申立、放火を否認、兄宅を焼払った男」
- 3 「福岡日日」昭和5・10・30「陪審員の答申、然らずに、嫂の面上へ喜色」
- 4 「九州日報」昭和5・10・30「放火か否かに、然らずと答申、けふも引続き開廷」
- 5 「福岡日日」昭和5・10・31夕「放火事件陪審公判、次回まで留保」
- 6 「九州日報」昭和5・10・31夕「馬出放火事件、来月四日」
- 7 「福岡日日」昭和5・11・5夕「無罪の判決言渡し、馬出の放火事件」
- 8 「九州日報」昭和5・11・5夕「陪審の答申で無罪の判決、馬出の放火事件」
- 9 「大阪朝日福岡版」昭和5・11・5「無罪の判決」

⑧KS實（殺人被告事件昭和5年12月13日判決）

○事件の概要 被告人KS實（三五）は、昭和五年八月二五日、糟屋郡□□町SW鋳業所T納屋所属掘進夫であつたが、同鋳業所MN納屋頭MN長藏が輩下OM春夫を殴打するのを制止しようした処、却つて自分が殴られたので遺恨に思い、同夜一〇時頃刺身庖丁を以て出掛ける途中、長藏およびその弟仁藏が仕掛けてきたので、下駄で殴り掛かった仁藏の心臓を突き刺し殺害した。

被告は予審の陳述を覆して殺意を否認し、弁護士栗本武三は正当防衛を主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「正当防衛の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、別問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役六年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年六月・未決勾留五〇

日算入の判決を言渡した。

- 1 「福岡日日」昭和5・12・12夕「我国最初の陪審裁判長が弁護士として陪審法廷へ」
- 2 「九州日報」昭和5・12・12夕「供述を翻し、殺意を否認、けふ昭和坑の殺人公判で」
- 3 「福岡日日」昭和5・12・12「陪審員の答申傷害致死、けふ更に公判続行」
- 4 「九州日報」昭和5・12・12「殺人陪審公判、傷害致死罪を答申」
- 5 「大阪朝日福岡版」昭和5・12・12「超過防衛の傷害致死だ磯検事主張す、殺人被告事件」
- 6 「福岡日日」昭和5・12・13夕「陪審にかゝった殺人事件、懲役六年求刑」
- 7 「九州日報」昭和5・12・13夕「懲役六年求刑、福岡陪審殺人公判」
- 8 「福岡日日」昭和5・12・13「破産宣告を受けた無資格者が陪審員に：補充員と入れ替ゆ」
- 9 「大阪朝日福岡版」昭和5・12・13「傷害致死とし懲役六年に、小迫實に対し」
- 10 「福岡日日」昭和5・12・14夕「副産物で賑った陪審公判の傷害致死、懲役二年半の判決」
- 11 「九州日報」昭和5・12・14夕「懲役二年半、殺人陪審公判判決」
- 12 「大阪朝日福岡版」昭和5・12・14「KS實に対し懲役二年六月」

⑨ NN新人（殺人被告事件昭和6年9月19日判決）

○事件の概要 被告人NN新人(二〇)は、糟屋郡□□町昭和炭坑人繰をしていたが、昭和六年六月二四日午後五時頃、同炭坑仕繰夫MW捨藏(三三)が、酒気を帯びて被告に痰唾を吐きかけてきたので口論の末、自宅から日本刀を持ち出し、MWの上腹部を刺し、死に至らしめた。

被告は、公判に於て、大体予審の陳述と同じ陳述をしたが、弁護士栗本武三は殺意を否

認し、傷害致死を主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年・未決勾留五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「福岡日日」昭和6・9・19夕「本年最初の陪審公判開く、福岡地方裁判所に於て」
- 2 「九州日報」昭和6・9・19夕「殺人被告に各証人とも同情、半年ぶり陪審公判」
- 3 「福岡日日」昭和6・9・19「陪審員の答申傷害致死、検事懲役五年を求刑」
- 4 「九州日報」昭和6・9・19「陪審員は殺人罪を否認、検事の第二論告は懲役五年」
- 5 「九州日報」昭和6・9・20「懲役三年判決、けふ福岡で言渡し」

⑩ OD昇（放火被告事件昭和7年5月27日判決）

○事件の概要 被告人OD昇(無職・二四)は、基督教信者で八幡市バプテスト八幡教会に所属して、同教会牧師FM正高方に寄宿して就職口を探しているうち、昭和六年三月末、偶々同家に来合わせた正高の姉HO朝香に懇談し、就職斡旋の快諾を得たが、その後同女が上阪後被告人が幾ら就職のことを督促しても返事が無く、最後に「就職方一時見合わせにする」という意味のを行ってきたので、極度に失望した被告は、これも正高が自分を中傷したためと思い込み、その意趣晴らしに、昭和六年五月二一日未明、同家物置に放火を企てたが、素早く発見され、住宅に延焼しなかつたので、同年一〇月四日未明再び新たに設置された物置小屋に放火、遂に同家を全焼した。

被告人は、公判においては、予審の自白に反して、放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「九州日報」昭和7・5・26「本年最初の陪審公判」
- 2 「大阪朝日福岡版」昭和7・5・26「若いクリスマスチャンが失業から怖ろしき放火」
- 3 「福岡日日」昭和7・5・27夕「八幡の放火陪審事件、けふ福岡地方裁判所にて」
- 4 「福岡日日」昭和7・5・27「八幡の陪審公判」
- 5 「九州日報」昭和7・5・27「陪審員は然らずと答申、昨日福岡地方裁判所で」
- 6 「大阪朝日福岡版」昭和7・5・27「放火を否認す、陪審公判開かる」
- 7 「福岡日日」昭和7・5・28夕「答申を採用し無罪の言渡し、八幡の放火陪審」
- 8 「九州日報」昭和7・5・28夕「無罪、八幡の放火陪審判決」
- 9 「大阪朝日福岡版」昭和7・5・28「放火に無罪」

⑪ MN 茂雄（放火未遂被告事件昭和9年4月19日判決）

○事件の概要 被告人MN茂雄（二八）は、福岡市□□町材木商TOZ伊平方に店員として雇われていたが、伊平から事毎に叱責され殴打されるのを、日頃から遺恨に思っていたが、昭和八年七月一五日の公休日に帰宅を遅らせ、主人から叱責殴打されるのを気にし、いつそ日頃の鬱憤を霽らそうとして、同月一七日午前零時三〇分頃、主家の本屋東北側の建坪約一五坪の亜鉛板葺木造材木小屋に放火したが、家人に発見されて、未遂に終わった。

被告人は、予審の供述を覆し、失火であると主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、懲役三年以上五年以下の求刑をしたが、裁判長は陪席判事と合議し、懲役二年以上四年以下の判決を言渡した。

- 1 「福岡日日」昭和9・4・19「放火若者の続行公判」
- 2 「九州日報」昭和9・4・19「不定処刑、放火陪審公判」

4 大分

① FO 龜治（殺人未遂被告事件昭和3年10月25日判決）

○事件の概要 被告人FO龜治（木工職長・三四）は、昭和二年末頃から北海部郡□□村SZウタ（四二）と関係し、同入方に下宿して情交関係が続けていたが、ウタの姉KDフジが中に入って関係を断ち、同人らの世話で□□町からOBミワを娶ったが、折合い悪く二週間で別れた、そして再びウタに元通り関係が続けるよう再三迫ったが、容れられなかった。で、ひと思いに殺害してその意を晴らそうと決意し、昭和三年九月一六日夜、自宅の出刃庖丁を携帯し、ウタ方に行き最後の談判をした上、ウタの胸部目がけて二、三回突き刺したが、居合わせたODヒデに阻止せられて、全治二週間余を要する創傷をおわせたのみで、その目的を遂げることが出来なかった。

被告人は、予審までは殺意を認めていたが、公判準備手続から、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」につ

いて評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役六月を求刑し、裁判長は合議の上、懲役六月の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和3・10・23夕「全国的に注視される陪審裁判の皮切り…大分地方裁判所」
- 2 「大分新聞」昭和3・10・23夕「愈あす大分で初めての陪審裁判公判はどんな順序でやるか」
- 3 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・10・23「九州で初めての陪審公判開かる…けふ大分地方裁判所で」
- 4 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・10・23「全国にさきがけてけふ陪審公判開かる…大分地方裁判所で」
- 5 「東京日日」昭和3・10・23「けふ大分に陪審の魁け大分セメント工場職長の情婦斬りのさばき」
- 6 「豊州新報」昭和3・10・24夕「日本最初の画時代的な陪審公判先づ十二名の陪審員」
- 7 「大分新聞」昭和3・10・24夕「徳浦の情婦斬り事件で、けふ大分最初の陪審裁判」
- 8 「豊州新報」昭和3・10・24「一名の陪審員は脳が悪くなつて退廷補充席の一人が代る」
- 9 「大分新聞」昭和3・10・24「沈黙する陪審員、遂に一言も発せず無事第一日を終る」
- 10 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・10・24「我国最初の陪審公判、大分裁判所にて開かる」
- 11 「東京朝日」昭和3・10・24「大分県で行はれた初めての陪審裁判…情婦斬事件の審問」
- 12 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・10・24「大分地方裁判所で開かれた我国陪審裁判のさきがけ」
- 13 「東京日日」昭和3・10・24「陪審員の初訊問、歴史的公判開かるきのふ大分地方裁判所に於て」
- 14 「報知新聞」昭和3・10・24「陪審員が初の発言、我が国最初、大分の陪審裁判に」
- 15 「豊州新報」昭和3・10・25夕「徳浦情婦斬りの陪審続行公判、被告は殺意なく傷害を」
- 16 「大分新聞」昭和3・10・25夕「最初の陪審裁判第二日被告に殺意なしと陪審員の答申」
- 17 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・10・25「相変らず傍聴席は立錐の余地なく事件の審理に耳を傾く」

- 18 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・10・25「陪審員の答申で殺人未遂が傷害となり…判決を注目」
- 19 「東京朝日」昭和3・10・25「殺人罪を覆へして傷害罪として答申注目された最初の陪審裁判に」
- 20 「東京日日」昭和3・10・25「殺人罪を否認傷害罪と答申、重荷を下した陪審員」
- 21 「豊州新報」昭和3・10・26夕「最初の陪審裁判、情婦斬に判決言渡し検事求刑通り懲役六月」
- 22 「大分新聞」昭和3・10・26夕「裁判所と陪審員の意見が一致した…懲役六月の判決」
- 23 「東京朝日」昭和3・10・26「注目された陪審裁判の判決、けふ大分地方裁判所で」
- 24 「東京日日」昭和3・10・26「陪審員の意見裁判長と一致す、大分県の傷害判決」
- 25 「読売新聞」昭和3・10・26「最初の陪審裁判の判決」

②OT梅二（放火未遂被告事件昭和3年11月21日決定）

○事件の概要 被告人OT梅二（人力車夫・三九）は、大正一四年頃から私通関係のあった玖珠郡□町K利藏（人力車夫・四三）の妻カメノ（三三）が他に情夫を拵えたのを詰ろうと、昭和三年六月一四日午後一〇時頃、カメノ方に行き、利藏とカメノが不在であったので、捜索したが発見せず一旦帰宅し、翌日午前三時頃再度カメノ方に行ったが、未だ帰宅していないので、カメノは情夫の家に行ったものと嫉妬し、隣室に寝ていたカメノの実子金重（二三）の蒲団の上に、吸いかけの煙草を投げ捨て、同家を焼燬することを認識しながら、そのまま帰宅したところ、カメノが帰宅し、蒲団、畳を焼いたのみで、消止めた。

被告人は、放火の事実は認めたが、公判廷において、単にカメノを驚かせるためであつて、住家を焼燬する意思はなかつたと主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」、補問「放火して公共の危

險を生じた事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問および補問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付する旨の更新決定をした。

- 1 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・10・26 「陪審裁判の準備公判けふ大分地方裁判所で、痴情の放火事件」
- 2 「大分新聞」昭和3・10・27夕 「大分で二番目の法定陪審事件…人力車夫が嫉妬のあまり放火」
- 3 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・10・27 「放火の事実を極力否認す、結局陪審公判で判決」
- 4 「豊州新報」昭和3・11・21夕 「未練と嫉妬から放火した未遂事件、大分地方裁判所」
- 5 「大分新聞」昭和3・11・21夕 「大分で二番目の陪審公判開かる車夫が情婦の宅に放火した事件」
- 6 「豊州新報」昭和3・11・21 「証拠調べを終り第一次弁論に入る、□町の放火未遂」
- 7 「大分新聞」昭和3・11・21 「法廷に渦まき返す醜くい色欲の葛藤陪審公判の証人調べ」
- 8 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・11・21 「放火事実を認む、情婦の宅に放火した」
- 9 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・11・21 「大分地方裁判所の痴情の放火事件訊問と証人調べで閉廷」
- 10 「豊州新報」昭和3・11・22夕 「裁判所は陪審の評決を不当と認め他の陪審に附すと」
- 11 「大分新聞」昭和3・11・22夕 「大分第二回目の陪審事件公判やり直し、答申の見当が外れ」
- 12 「大分新聞」昭和3・11・22 「陪審やり直しを重視する弁護士団…法の精神に反する」
- 13 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・11・22 「答申が裁判所の意見と合はぬとし陪審員の更改を行って」
- 14 「東京朝日」昭和3・11・22 「陪審裁判のやり直しを宣言、大分地方裁判所で」
- 15 「東京日日」昭和3・11・22 「評決の答申から陪審員を全部更正裁判所側の意見と一致せず」
- 16 「報知新聞」昭和3・11・22 「陪審裁判の最初のやり直し、陪審員の答申を不当とし」

③OT梅二（放火未遂被告事件昭和3年12月10日判決）

○事件の概要 本事件は②事件の再陪審事件であるが、被告人OT梅二（人力車夫・三九）は、前回と同様に、カメノを驚かすつもりで、焼燬の意思はなかったと主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」、補問「放火して公共の危険を生じた事実（刑法第110条第1項）」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・12・7 「陪審裁判の遣り直し、放火未遂事件の公判」
- 2 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・12・7 「更正された大分の陪審裁判、いよ／＼開廷」
- 3 「豊州新報」昭和3・12・8夕 「評決不当に依る陪審公判の遣直し、□町の放火未遂」
- 4 「大分新聞」昭和3・12・8夕 「我国初めての、やり直し陪審公判…無筆で一人だけ失格」
- 5 「豊州新報」昭和3・12・8 「梅二の情婦が法廷で醜い関係を曝け出す七日大分地方陪審廷」
- 6 「大分新聞」昭和3・12・8 「傍聴席がざわめく、裁判官が吹き出す…取調べ夜に入る」
- 7 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・12・8 「立会検事はあく迄も放火罪だと主張し弁護士は…否定」
- 8 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・12・8 「陪審員を更新して、放火未遂事件を審理」
- 9 「豊州新報」昭和3・12・9夕 「遣直し陪審公判、こんどは旨く行く□町の放火未遂事件」
- 10 「大分新聞」昭和3・12・9夕 「家の焼けることを知らずに放火した…陪審員から答申」
- 11 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・12・9 「焼失を認識せずして放火したと答申し…懲役二年求刑」
- 12 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・12・9 「陪審員の答申は放火に非ず、大分の放火未遂事件」

- 13 「豊州新報」昭和3・12・11夕「陪審公判の放火未遂判決、懲役一年言渡さる」
- 14 「大分新聞」昭和3・12・11夕「注目された判決懲役一年言渡し陪審をやり直した：放火未遂事件」
- 15 「大阪朝日大分富崎版」昭和3・12・11「公共危険罪で一年の判決未決拘留六十日通算」
- 16 「東京朝日」昭和3・12・11「やり直し陪審の判決、答申とほる」
- 17 「大阪毎日大分富崎版」昭和3・12・11「放火未遂事件懲役一年、陪審裁判の判決」

④ E T 武士（殺人未遂被告事件昭和3年12月19日判決）

○事件の概要 被告人 E T 武士（農業・二三）は、昭和三年七月三日、弟勝（二七）が父信太郎（六二）を、革帯や棒で殴打し、縊死せよなどと罵言し、孝道に悖る行為をするので、訓戒しようとしたが、受け入れられないのに激怒し、桑畑で働いていた勝を旧式村田銃で狙撃しようとしたが不発に終わった。

被告人は、警察、検事、予審では殺意を認めていたが、公判においては、銃は修繕しなければ使用できないことは知って居たと殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、別問一「銃は発射不能の事実」、別問二「着弾距離が遠く、殺傷不能の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和3・12・19夕「□□村の弟狙撃殺人未遂の陪審公判、大分地方裁判所」
- 2 「大分新聞」昭和3・12・19夕「大分で三番目の陪審、実弟銃殺未遂事件」
- 3 「豊州新報」昭和3・12・19「兄に殺意があった如く弟が平気で申立つ：弟狙撃殺人未遂事件」

- 4 「大分新聞」昭和3・12・19「兄弟の素行如何と陪審員から質問：検事弁論」
- 5 「大阪朝日熊本大分版」昭和3・12・19「懲らすためだと殺意を否認す、実弟を撃たんと」
- 6 「大阪毎日熊本大分版」昭和3・12・19「不孝の弟殺し未遂、故意を否認大分の第二回陪審公判」
- 7 「豊州新報」昭和3・12・20夕「□□村の殺人未遂は、陪審員評決通り無罪」
- 8 「大分新聞」昭和3・12・20夕「□□村の弟殺し未遂、無罪の判決下る」
- 9 「大阪朝日熊本大分版」昭和3・12・20「殺意なしとの答申が採用され、即決無罪」
- 10 「大阪毎日熊本大分版」昭和3・12・20「弟殺し未遂無罪、きのふ大分の陪審公判」

⑤ 任小寛（殺人被告事件昭和4年1月22日判決）

○事件の概要 被告人 N 小寛（主方・二七）は、昭和二年七月二七日午前一時頃、宇佐郡南□□村 H F M 亭前で同家に侵入して強窃盗をしようと狙っていたが、当時窃盗強盗が出没しているため夜警中の東□□村駐在所 H N 巡査に発見逮捕されようとしたので、匕首で同巡査の左胸を突刺して、肋骨を切断し心臓を貫く傷害を与えて、即死させた。

被告人は、公判において、逃げようとして、傷をおわせれば手を離すと思い、匕首で刺したと、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は無期懲役を求刑した。

翌一月二三日、裁判長は陪席判事と合議の上、求刑通り無期懲役の判決を言渡した。そして、引続き、宇佐郡および広島県を股に掛けた強窃盗一〇数件および広島県海田市警察

署MI巡查を斬った傷害事件が、通常公判で審理され、検事は懲役五年を求刑した。一月二六日、裁判長は、合議の上、懲役三年の判決を下した。

- 1 「豊州新報」昭和4・1・22夕「荻野巡查殺し陪審公判開かる、被告は通訳つきで」
- 2 「大分新聞」昭和4・1・22夕「荻野巡查殺し任小寛の陪審公判」
- 3 「豊州新報」昭和4・1・22「証人の証言やら陪審員の質問、荻野巡查殺し事件」
- 4 「大分新聞」昭和4・1・22「証人調べに入った荻野巡查殺し公判」
- 5 「福岡日日」昭和4・1・22「大分の陪審、鮮人の巡查殺し事件相変らず傍聴席は満員」
- 6 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・1・22「鮮人の巡查殺し事件陪審員殺意を認め、検事は無期懲役を求刑」
- 7 「豊州新報」昭和4・1・23夕「最初から殺意を決し刺したものと答申、荻野巡查殺し」
- 8 「大分新聞」昭和4・1・23夕「荻野巡查殺しに無期懲役刑を求刑陪審員は殺意を認む」
- 9 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・1・23「巡查殺し、無期懲役」
- 10 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・1・23「求刑通り無期懲役巡查殺し判決、余罪は普通裁判で懲役五年求刑」
- 11 「豊州新報」昭和4・1・27夕「N小寛は懲役三年、荻野巡查殺しとは別な事件」
- 12 「大分新聞」昭和4・1・27夕「荻野巡查殺しの強窃盗傷害事件、懲役三年の判決」

⑥OM金一郎（放火未遂被告事件昭和4年2月23日判決）

○事件の概要 被告人OM金一郎（農業・五六）は、借金の支払に窮し、TS火災海上保険会社と三千二百円の火災保険契約を締結していた住家及附属建物を焼燬し、保険金を詐取しようとして、昭和三年九月一九日午前三時頃、厩舎二階麦藁束に点火した蠟燭を差込んで置いたが、妻ハナカや隣人に発見されて消され、その目的を達しなかった

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役四年を求刑し、裁判長は陪審判事と合議の上、懲役二年六月の判決を言渡した。

被告人は、上告したが、昭和四年五月三十一日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「大分新聞」昭和4・2・19夕「証人が十二名出る珍らしい陪審裁判、十九日大分で」
- 2 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・2・19「自宅に放火、近く陪審公判」
- 3 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・2・19「放火未遂の陪審公判」
- 4 「豊州新報」昭和4・2・20夕「予審の供述を翻したがシドロモドロ、十九日開廷」
- 5 「大分新聞」昭和4・2・20夕「□□村の放火未遂陪審公判開かる、珍しく複雑な事件」
- 6 「豊州新報」昭和4・2・20「被告の供述を全然裏切る各証人の証言大分都□□村放火事件」
- 7 「大分新聞」昭和4・2・20「人に明かせぬ苦勞、断食して死ぬつもり」
- 8 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・2・20「保険金欲しさの放火未遂事件、大分で公判」
- 9 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・2・20「事件の複雑さに陪審員頭を捻るきのふ大分裁判所で」
- 10 「豊州新報」昭和4・2・21夕「放火は明白と二時間の論告、□□村の放火未遂事件」
- 11 「大分新聞」昭和4・2・21夕「□□村の放火未遂陪審公判罪を消す証拠がないと検事の論告」
- 12 「豊州新報」昭和4・2・21「陪審員の答申は被告の放火、□□村の放火未遂事件」
- 13 「大分新聞」昭和4・2・21「陪審員も放火を認む：検事懲役四年を求刑」
- 14 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・2・21「放火未遂に懲役四年求刑」
- 15 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・2・21「陪審員は放火を認む、懲役四年求刑」

- 16 「大分新聞」昭和4・2・24夕「□□村の放火未遂、懲役二年六月」
- 17 「大分新聞」昭和4・5・25「□□村の放火事件上告審、検事は棄却を主張」
- 18 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・5・25「放火未遂事件上告公判開廷」
- 19 「豊州新報」昭和4・6・1夕「陪審裁判による放火未遂事件、上告棄却」
- 20 「大分新聞」昭和4・6・1夕「□□村の放火未遂、上告棄却」
- 21 「東京朝日」昭和4・6・1「大分陪審の上告棄却」
- 22 「東京毎日」昭和4・6・1「放火未遂上告棄却」

⑦ F H 十七、同ハモ、同春治、同子一（殺人未遂被告事件昭和4年3月20日判決）

○事件の概要 被告人F H 十七（農業・二三）、同実母F H 八モ（四四）、同叔父F H 春治（ハモの義兄・六八）、同従弟F H 子一（春治の婿養子・二八）の四名は、ハモの長男F H 壽（二五）の放蕩は頗る酷く準禁治産の宣告を受けてもお遊蕩に耽り、また父の葬式にも会葬しなかったこともあり、更に昭和三年八月一日祖父伴右衛門が死亡した四日後の昭和三年八月一日には、ハモに五〇円を強要して四〇円貰ったのを一〇円足りないと憤り暴れたので、担い棒その他で滅多打ちにして、壽を人事不省に陥らしめたが、被告人等が知らぬ間に壽は山中に逃げ込んだ、翌朝、村の青年団が探し出して担架に乗せて連れ帰り、壽は分家の方の一〇畳の間で、ハモには秘密で飯を運ばせて食事中、ハモが意見したのに対し、壽は「俺の足が立ったら、皆をそのままにしておかぬ、覚えていろ」と暴言を吐いたので、庭にいた被告人十七が、また壽を殴打して、遂に殺人未遂に問われた。

被告人等は、警察、検事、予審で自白していたが、公判では殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問被告人四名につき「殺人未遂の事実」、補問一四名につき「傷害の事実」・補問二ハモにつき「共犯の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に四名につき「然らず」、補問一四名につき「然り」、ハモにつき「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は被告人十七に懲役一〇月、被告人春治・同子一に懲役六月を求刑した。裁判長は、陪席判事と合議し、被告人十七に懲役一〇月執行猶予三年、被告人ハモに無罪、被告人春治に懲役六月執行猶予三年、被告人子一に懲役六月執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和4・3・19夕「無頼の放蕩息子を打ノメして殺人未遂□□村家庭悲劇の陪審」
- 2 「大分新聞」昭和4・3・19夕「放蕩を直すため四人掛りで半殺し、□□村の殺人未遂」
- 3 「豊州新報」昭和4・3・19「□□村の家庭悲劇肉親なればこそ、殺人未遂の陪審公判」
- 4 「大分新聞」昭和4・3・19「予審廷の供述を翻して殺意否認、被害者も被告に相槌」
- 5 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・3・19「殺人未遂の陪審公判、いづれも殺意を否定す」
- 6 「大分新聞」昭和4・3・20夕「□□村の殺人未遂事件陪審公判駐在巡査の証言捜査不充分を暴露」
- 7 「豊州新報」昭和4・3・20「傷害によるか月経か、腰巻の血潮が問題各証人の証言終る」
- 8 「大分新聞」昭和4・3・20「黒正検事正の同情ある論告、被告も傍聴者も泣く」
- 9 「豊州新報」昭和4・3・21「被告一名は無罪三名は執行猶予、日田郡□□村殺人未遂」
- 10 「大分新聞」昭和4・3・21「□□村の殺人未遂事件執行猶予と無罪、家庭の融和に」
- 11 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・3・21「殺人未遂が傷害となって、四名に判決言渡」

⑧ E K 美並（放火被告事件昭和4年5月4日判決）

○事件の概要 被告人EK美並(農・三八)は、明治四五年父源作・兄常男が、畑・山林・家・宅地を分譲する契約をしたので、実価の隣接地に分家したところ、兄常吉が死亡したのち分家した弟福雄には、父源作は財産を分譲したが、自分に対しては約束を履行しないのを恨み、また昭和二年一〇月頃子供の葬儀に日に僅か燐寸のことで、兄常吉の妻コフジと口論して、実家に帰って自分のもとに復帰しないのを恨み、昭和三年一〇月六日午前二時頃弟福雄所有の厩に放火し、同月二三日午後八時頃嫂コフジ方居室に放火した。

被告人は、警察・検事廷では自白していたが、予審から放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「弟方に放火の事実」、主問二「嫂方に放火の事実」、別問「主問一・二の放火当時無意識状態であった事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然り」、主問二に「然らず」(注、嫂方放火は無罪、別問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は心神耗弱を認めて懲役三年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年未決勾留一〇〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和4・5・3夕「私は悪人ではないと放火事実を否認する」
- 2 「大分新聞」昭和4・5・3夕「財産の事から起った北嫂方に放火」
- 3 「豊州新報」昭和4・5・3「その場逃れをいふ兄は出鱈目な男被告に不利益な弟の証言」
- 4 「大分新聞」昭和4・5・3「出鱈目が崇つて殺人犯になった男：被告の風変わりな性格」
- 5 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・5・3「放火を否認」
- 6 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・5・3「放火青年の陪審裁判、事実を極力否認」
- 7 「豊州新報」昭和4・5・4夕「検事は放火と論告し弁護人は無罪を論ず」

- 8 「大分新聞」昭和4・5・4夕「罪は明白と検事の弁論、弁護人は無罪主張」
- 9 「豊州新報」昭和4・5・4「陪審員の答申を採諾、検事は懲役三年求刑」
- 10 「大分新聞」昭和4・5・4「陪審員は放火を認め、検事懲役三年求刑」
- 11 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・5・4「放火犯三年求刑」
- 12 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・5・4「一度だけの放火を認められ、懲役三年の求刑」
- 13 「大分新聞」昭和4・5・5「北□□の放火に懲役一年の判決」
- 14 「豊州新報」昭和4・5・5「EK美並は懲役一年、四日判決言ひ渡さる」

◎OK義雄(放火被告事件昭和4年6月24日判決)

○事件の概要 被告人OK義雄(無職・二六)は、福岡県八幡市に生まれ、父母に従い山口県、大分県に展転し、大正二二年頃、□□村に転籍、母は八年前、父は昭和三年三月死亡、弟妹四人あるも離散し、獣肉販売または屠殺業等に雇われていたところ、昭和二年一月から、□□町に借家し獣肉販売を営むようになったが、昭和三年五月隣家KM楠馬方白レグ雄鶏一羽外五羽を盗んだことが発覚、国東署や検事局で取調べられ、Z Mが告訴したものと恨むようになった、昭和三年七月二六日同町恵比寿祭りの夜、M M春吉方で酒五六合、およびHI宅藏方で焼酎二合をひっかけると、KM楠馬も祭りを見物中で、家人の留守居がないのを知り、その住宅に放火して、予ての恨みを霽らそうと決意し、EBS座から楠馬方に行き、その住宅裏側庇下枯れ松枝に燐寸で放火して、住宅の一部を焼燬した。

被告人は、放火したことは認めたが、芝居場に駆けつけて火事だと怒鳴って引き返し消火したと、焼燬の意思を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」、補問「住宅焼燬の意思なく、公共の危険を生じさせた事実（刑法第110条第1項）」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和4・6・25夕「□□村の放火事件被告は事実を認む廿四日大分地方裁判所にて」
- 2 「大分新聞」昭和4・6・25夕「□□村の鶏泥棒が邪推の放火事件二十四日大分で陪審公判」
- 3 「豊州新報」昭和4・6・25「真人間になるから罪は軽くして下さい」
- 4 「大分新聞」昭和4・6・25「家を焼く意思があったか無かったか、鶏盗人の放火事件」
- 5 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・6・25「放火の陪審公判」
- 6 「豊州新報」昭和4・6・26夕「被告に住宅を焼く犯意はないと認む、陪審員の答申」
- 7 「大分新聞」昭和4・6・26夕「来浦の放火事件に懲役三年の判決」
- 8 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・6・26「放火陪審の判決」

⑩ T M金次郎（放火被告事件昭和4年8月31日判決）

○事件の概要 被告人T M金次郎（元小作農・三四）は、働いても働いても貧乏神に先廻りされ、一年に余る重病に悩まされ、借金は嵩み、小作地は引き揚げられ、三世を契る妻はその親族の教唆で家出し、義兄K S小太郎方に赴き、どのように手を尽くしても復帰せず、怨みに燃えて、下毛郡□□村K S小太郎方住宅に、昭和四年一月九日夜午前二時頃、放火した。

被告は、警察、検事に対しては自白していたが、予審以来自白を翻し、放火を否認した。裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和4・8・31夕「放火などした覚へは全くない、公判で訊問調書を覆す」
- 2 「大分新聞」昭和4・8・31夕「巡查に暴行されて虚偽の自白をした、□□の放火事件」
- 3 「豊州新報」昭和4・8・31「夜這ひの話までさらけ出さる、□□村放火事件」
- 4 「大分新聞」昭和4・8・31「内妻始め六人の証人調べ終る、□□村の放火事件」
- 5 「豊州新報」昭和4・9・1夕「訊問調書の作成が適法に出来て居らぬ、警察の失態」
- 6 「大分新聞」昭和4・9・1夕「訊問調書に手落ち、警官側が受け太刀□□の放火事件」
- 7 「豊州新報」昭和4・9・1「弁護人の熱弁に被告法廷で泣く、□□村放火事件の陪審」
- 8 「大分新聞」昭和4・9・1「検事は放火と認む：第一次弁論終る」
- 9 「大分新聞」昭和4・9・1「□□村の放火、無罪の判決、別項Ⅱ陪審裁判続き」
- 10 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・9・1「放火犯人に無罪の判決」
- 11 「豊州新報」昭和4・9・2「□□村の放火事件は、無罪の判決をくださる」
- 12 「大分新聞」昭和4・9・2「陪審余談無罪の喜び五十銭の弁護料を割いて三十銭の電報代」

⑪ I I末喜（強盗傷害被告事件昭和4年10月18日判決）

○事件の概要 被告にI I末喜（元菓子屋奉公人・二二）は、昭和三年秋、直入郡□□村の菓子屋に奉公中、小学校で集金した売掛代金五五円を持って、東京に高飛びし、深川で菓子屋に

奉公していたが、郷里恋しさに、昭和四年六月中、モーター修繕代金四五円の支払を託されたのを幸い、これを旅費に帰郷しようと、浅原に出て夏外套を買い、東海道線により大阪着、汽船で大分に上陸、直入郡に帰途、六月二〇日夜一時頃、□□村FTヒデ(六三)方を襲い、同老婆を傷付け、現金四六円を強奪し逃走、同月二一日午前一時頃、大分市KT遊郭SS楼に登楼中、大分署刑事に逮捕された。

被告人は、強盗は認めて傷害を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「強盗傷人の事実」、補問「強盗の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して答申を採択し、検事は懲役七を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・10・10「陪審公判に」
- 2 「豊州新報」昭和4・10・19夕「強盗は働いたが人は斬らぬ直入郡□□村に於ける強盗傷人の陪審」
- 3 「大分新聞」昭和4・10・19夕「直入郡□□村の強盗傷人陪審裁判：法廷に立った美男の被告」
- 4 「豊州新報」昭和4・10・19「法律上本件は強盗傷人だ、II末喜に係る陪審公判の論告」
- 5 「大分新聞」昭和4・10・19「倒れかゝったか突いたか争点、□□の強盗傷人事件」
- 6 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・10・19「強盗殺人犯陪審裁判続行」
- 7 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・10・19「強盗陪審公判、傷害を認めず懲役七年を求刑」
- 8 「豊州新報」昭和4・10・20夕「II松喜は強盗のみとなる陪審員の答申を採択し懲役五年を言渡す」
- 9 「大分新聞」昭和4・10・20夕「強盗傷人に懲役五年の判決、求刑七年に対し」

⑫ SY 數馬 (放火未遂被告事件昭和4年12月23日判決)

○事件の概要 被告人SY數馬(下駄職・三七)は、予て折り合いの悪かった実母に、辜丸炎の医療費をせがみ、叱られたのを恨んで、昭和四年八月一三日午前一時頃、借家である居室の土間に油を注いで鉋屑に放火しようとしたが、焼燬の目的を果たさなかった。

被告人は、公判において、放火の意思を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」、補問「放火予備の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・12・7「放火未遂の陪審公判準備」
- 2 「大分新聞」昭和4・12・10「北□□の放火事件、二十日大分で陪審裁判」
- 3 「大分新聞」昭和4・12・20「北□□村の放火未遂、けふ陪審公判」
- 4 「大分新聞」昭和4・12・21夕「自宅に放火した男の陪審公判裁判長を困らせるまる出しの字佐弁」
- 5 「豊州新報」昭和4・12・21夕「血と血で洗ふ家庭悲劇の陪審公判北□□の放火未遂事件」
- 6 「大分新聞」昭和4・12・21「北□□の放火未遂陪審裁判、問ひつめられてぐらつく」
- 7 「豊州新報」昭和4・12・21「姥桜の証人醜事を訊かれ耳まで紅く染める証人の取調と論告」
- 8 「大分新聞」昭和4・12・21「北□□の放火未遂、陪審公判けふも続行」
- 9 「豊州新報」昭和4・12・21「被告の薄幸な生立を述べる、後藤弁護士弁論」
- 10 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・12・21「自宅に放火した、青年の公判」
- 11 「豊州新報」昭和4・12・22夕「被告の所為は放火予備の程度、陪審員の答申採択さる」

- 12 「大分新聞」昭和4・12・22「放火未遂にあらざる準備行為の程度、北□□村の自宅放火」
- 13 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・12・22「放火未遂求刑」
- 14 「豊州新報」昭和4・12・24夕「北□□の放火未遂は懲役一年」
- 15 「大分新聞」昭和4・12・24「北□□放火事件懲役一年の判決、被告直ちに服罪す」
- 16 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・12・24「放火未遂判決」

⑬ AM定吉（強盗傷人被告事件昭和5年1月20日判決）

○事件の概要 被告人AM定吉（農兼豊職人・四三）は、昭和四年七月二〇日午後七時頃、東国東郡□□村KG飲食店で飲酒中、同村UI理平（七五）が相当金を持つているのを見て、悪心を起こし、同九時頃、付近の掘割りで理平を待伏せし、首に掛けている褌口入りの袋を引締めて、引倒し負傷させた後、褌口在中の五一円を奪取った。

被告人は、公判において、理平が倒れたのは酒に酔っていたためであり、強盗の意思はなかったと弁解した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「強盗傷人の事実」、補問一「強盗の事実」、補問二「窃盗の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問一に「然らず」、補問二に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年／執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「大分新聞」昭和4・12・24夕「□□村の強盗傷人、明春陪審公判に」
- 2 「豊州新報」昭和5・1・18夕「竹田津街道に於ける昭和の定九郎事件…大分地方陪審法廷」
- 3 「大分新聞」昭和5・1・18夕「縞の財布の誘惑、そつくり定九郎式…強盗事件陪審公判」
- 4 「大分新聞」昭和5・1・18「□□村の強盗傷人陪審裁判（夕刊つゞき）…被告の妻ワツと泣き出す」
- 5 「大阪朝日熊本大分版」昭和5・1・18「犯意を否認、強盗事件の陪審公判」
- 6 「大阪毎日熊本大分版」昭和5・1・18「昭和の定九郎陪審公判、傷害の事実は極力否認す」
- 7 「豊州新報」昭和5・1・19夕「昭和の定九郎は単なる窃盗陪審員の答申採択…検事は懲役二年求刑」
- 8 「大分新聞」昭和5・1・19夕「縞の財布事件は、単なる窃盗と答申…求刑は懲役二年」
- 9 「大阪毎日熊本大分版」昭和5・1・19「傷害の点は認めず、昭和の定九郎の続行公判」
- 10 「豊州新報」昭和5・1・21夕「昭和の定九郎に寛大の判決懲役一年に処し三年間執行猶予」
- 11 「大分新聞」昭和5・1・21夕「昭和の定九郎、執行猶予、□□村の強盗傷人事件判決」
- 12 「大阪朝日熊本大分版」昭和5・1・21「かるい判決」
- 13 「大阪毎日熊本大分版」昭和5・1・21「昭和の定九郎に、執行猶予の情ある判決」

⑭ MO義親（放火未遂被告事件昭和5年2月26日判決）

○事件の概要 被告人MO義親（漁業兼農業・二七）は、HDヒサエと恋愛関係に陥ったが、ヒサエの父HD久藏は、被告人と娘ヒサエの間に堰を入れて婚姻を許さなかった、それを恨んだ被告人は、昭和四年一月二二日夜、八百屋お七の故智にならって、恋に爛れた心の狂いから、久藏の居宅炊事場裏猫窓人見板に石油を注ぎ火を点じたが、他人が発見し人見板が焦げた程度で消止めた。

被告人は、公判において、石油に放火したのは久藏を脅す積もりであり、人が消火したのを見届けて帰宅したと、放火の意思を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」、補問「住宅焼燬の意思なく、公共の危険を生じさせた事実（刑法第110条第1項）」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役二年を求刑し。裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年の判決を言渡した。

- 1 「大阪朝日大分版」昭和5・2・15 「怒みの放火」
- 2 「大分新聞」昭和5・2・25夕 「女学生がざわめく恋の放火陪審公判甘い恋文の御披露」
- 3 「豊州新報」昭和5・2・25 「お七を真似た狂恋男の放火、廿四日大分地方裁判所で」
- 4 「大分新聞」昭和5・2・25 「□□町の放火未遂陪審裁判：父娘も証人としていろ／＼陳述」
- 5 「豊州新報」昭和5・2・26夕 「被告に家屋焼燬の意思ありや否や、情婦の家に放火」
- 6 「大分新聞」昭和5・2・26夕 「恋の放火を陪審員は何と裁く、裁判長から三つの問ひ」
- 7 「大分新聞」昭和5・2・26 「□□の放火未遂懲役二年求刑家を焼く意思はなかったと陪審員」
- 8 「大阪毎日大分版」昭和5・2・26 「懲役二年求刑、恋の放火男の陪審裁判」
- 9 「豊州新報」昭和5・2・27夕 「狂恋男に懲役一年の判決」
- 10 「大分新聞」昭和5・2・27夕 「恋の放火事件懲役一年の判決、裁判長の懇ろな訓戒」
- 11 「大阪朝日大分版」昭和5・2・27 「放火に一年」

⑮ TY萬吉（殺人未遂被告事件昭和5年4月24日判決）

○事件の概要 被告人TY萬吉（坑夫・四二）は、昭和五年一月七日夜、日田郡□□村坑夫長屋で夫婦喧嘩中に駆けつけた隣家のSG武（三九）が「俺が来たから意地で喧嘩を已め

ぬのか」と腕をマクリ、これでさえ癪に障っているのに、「満鮮方面で股に掛けた社会主義者を知らぬか」と蒸釜を投付け尚頬を殴ったと、その仲裁振りが気に喰わぬと憤慨し、刃渡り三寸の魚庖丁で武の胸部を刺し、重傷を負わせた。

被告人は、殺意を認めていたが、準備公判から、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一年六月を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年六月・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「大分新聞」昭和5・4・15夕 「鯛生金山の殺人未遂事件、陪審公判に」
- 2 「大阪朝日大分版」昭和5・4・15 「仲裁斬事件は陪審公判に」
- 3 「豊州新報」昭和5・4・23夕 「刺したのではなく刺さったのだ、□□村殺人未遂」
- 4 「大分新聞」昭和5・4・23夕 「夫婦喧嘩の仲裁人を刺した鯛生の惨劇殺人未遂陪審裁判」
- 5 「豊州新報」昭和5・4・23 「刹那的に殺意を決したものだ：川井立会検事の論告」
- 6 「大分新聞」昭和5・4・23 「刺された男と当の加害者の妻、陪審公判証人調べ」
- 7 「大阪朝日大分版」昭和5・4・23 「殺人未遂事件陪審公判、七人の証拠調べ」
- 8 「豊州新報」昭和5・4・24夕 「殺意なく傷害と決まるTY萬吉に対して懲役一年六月を求刑」
- 9 「大分新聞」昭和5・4・24夕 「陪審員の答申、殺す意思なし：一年六月を求刑」
- 10 「大阪朝日大分版」昭和5・4・24 「一年半の求刑、傷害事件陪審公判」
- 11 「豊州新報」昭和5・4・25夕 「TY萬吉に懲役一年六月、検事の求刑通り」
- 12 「大阪朝日大分版」昭和5・4・25 「殺人未遂に一年」

13 「大阪毎日大分版」昭和5・4・25 「懲役一年半に、殺人未遂判決」

⑩HK國造（殺人未遂被告事件昭和5年9月15日判決）

○事件の概要 被告人HK國造（瓦職人・三七七）は、昭和四年末、近村への出稼から帰宅したところ、妻タマキの挙動に怪しい点があり、問詰めると、同村のHDN幸男との不義を告白したので、被告人はHDNに強談を持ち込み、現金九百円で私談したが、昭和五年四月九日、この事について駐在巡査から取調を受けたので、これはHDNが告訴したものと邪推し、同夜帰宅後酒をあおって昂奮し、午後九時頃、刃渡り四寸の匕首を懐にHDN方を訪れ、殺意を持って、矢庭に夕食中のHDNに斬付け、左側口唇から耳下まで長さ三寸の切創および右臙頂部の三ヶ所に負傷させたが、居合わせたHDNの妻などに抱止められた。被告人は、公判において、殺意を以て家を出たが、被害者宅では数人が居合わせて、とも殺すなど思いもよらなかったと弁解した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役二年・執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和5・9・16夕「恨みの一刀を加へたまでだ、被告は殺意を否認」
- 2 「大分新聞」昭和5・9・16夕「上□□の殺人未遂事件、けふ陪審裁判開かる」
- 3 「大分新聞」昭和5・9・16「上□□の殺人未遂事件、懲役二年判決但し三年間執行猶予」
- 4 「豊州新報」昭和5・9・17夕「上□□村の殺人未遂判決、執行猶予となる」

5 「大阪朝日大分版」昭和5・9・17「殺人未遂に猶予の判決」

⑪KT庄之助（殺人教唆被告事件昭和6年6月17日判決）

○事件の概要 被告人KT庄之助（獣肉販売営業顔役・四五）は、大分市西□町H正が、昭和五年五月一三日、大分市在住のKJ幸重から殴られたのを残念がって、その復讐を頼まれたので、被告人はH正の子分である直入郡□□村生まれSG鷹夫ならびに□□町生まれNM忠の両名を教唆し、両名は五月一日午前一時頃、市内外濠の街上で、幸重の腹部を刺し死に至らしめた。

被告人は、予審第四回取調べまで殺人教唆を認めていたが、その後教唆を否認した。裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人教唆の事実」、補問「傷害教唆の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役五年・未決拘留日数一五〇日算入の判決を言渡した。被告人は、上告したが、昭和七年二月二十九日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「大分新聞」昭和6・6・16夕「KJ幸重殺し被告の陪審公判女師専攻科生など…傍聴席は大入り」
- 2 「豊州新報」昭和6・6・16夕「物凄い殺人を教さしたか否か大分市の顔役KT庄之助の陪審公判」
- 3 「豊州新報」昭和6・6・16「SGも被告に不利な証言KT庄之助に関する殺人教唆陪審公判」
- 4 「大阪毎日大分版」昭和6・6・16「殺人教唆陪審公判、女師生の傍聴」
- 5 「大分新聞」昭和6・6・17夕「殺人教唆事件陪審公判、第二日、第一次弁論に入る」
- 6 「豊州新報」昭和6・6・17夕「流星の親分も法廷で涙をハラ／＼…殺人教唆事件陪審公判」

- 7 「大分新聞」昭和6・6・17「殺人教唆事件陪審公判夕刊続き、陪審員は教唆を認む」
- 8 「豊州新報」昭和6・6・17「被告KTは傷害の教さと答申陪審裁判長もこれを採用」
- 9 「大阪毎日大分版」昭和6・6・17「陪審員らは殺害を否認、KTの公判」
- 10 「大分新聞」昭和6・6・18夕「殺人教唆懲役五年判決言渡傷害致死教唆の答申」
- 11 「豊州新報」昭和6・6・18夕「KT親分は懲役五年、検事求刑通り言渡さる」
- 12 「大阪朝日大分版」昭和6・6・18「殺人教唆に五年の判決」
- 13 「大阪毎日大分版」昭和6・6・18「陪審公判々決」
- 14 「大分新聞」昭和6・6・19夕「教唆被告上告」

⑱ NI 瀧雄（強姦致傷被告事件昭和6年10月5日判決）

○事件の概要 被告人NI瀧雄（仲仕・四二）は、昭和五年七月一七日午後一時頃、西国東郡□町女按摩見習HNモト（仮名・一七）を呼び、自宅二階で揉ませていた際、同女に情交を挑み拒絶されるや、暴行を加えて負傷させ、姦淫の目的を達した。

被告人は、一〇円くらいの金を与える約束で同意の情交であると主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「強姦致傷の事実」、補問「強姦の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役二年を求刑したが、被害者の父が和議が成立したと告訴を取下したので、裁判長は陪席判事と合議の上、公訴棄却の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和6・10・4夕「無理に姦淫はせぬ、女が承知の上で…強姦致傷被告事件」
- 2 「大分新聞」昭和6・10・4夕「珍らしいエロの陪審裁判□町の仲仕と按摩見習娘の事件」
- 3 「大分新聞」昭和6・10・4「エロ陪審裁判、際どい訊問ぶり」
- 4 「大阪朝日大分版」昭和6・10・4「女按摩見習の強姦致傷、陪審公判開廷」
- 5 「大阪毎日大分版」昭和6・10・4「傍聴を禁止して陪審エロ裁判、按摩見習婦への暴行」
- 6 「大分新聞」昭和6・10・5「陪審員は暴行の点を認む、検事懲役三年求刑」
- 7 「豊州新報」昭和6・10・6夕「判決言渡日に告訴を取下ぐ…□町の強姦致傷事件」
- 8 「大分新聞」昭和6・10・6夕「エロ陪審事件、立消えとなる、被害者告訴取下げ」
- 9 「大阪朝日大分版」昭和6・10・6「陪審員の答申で単に強姦となり和議成立告訴取下げ」
- 10 「大阪毎日大分版」昭和6・10・6「暴行事件取下」

⑲ YM 忠造（放火未遂被告事件昭和7年2月24日判決）

○事件の概要 被告人YM忠造（二五）は、予て日田郡隣村のMYトモエ（三三）と相愛の仲であったが、昭和六年四月二〇日、トモエは忠藏を捨て、同郡□村SI清人（三八）と結婚したので非常に恨み、五月四日夜SI方に至り、トモエを呼出し心情を訴えたが、けんもほろろの挨拶をされたので、同夜二時頃、同家の厩舎に柴木で火を放ったが、隣人に発見され大事に至らなかった。

被告人は、公判において、火事だと騒げば女が飛び出て切ない心情を訴えることが出来ると思つて放火したのであると弁解した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」、補問「放火公共危険の事実（刑法第110条第1項）」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と

答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役三年六月・未決勾留一五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和7・2・24夕「恋人の結婚を恨んで、青年の放火未遂」
- 2 「大分新聞」昭和7・2・24夕「失恋男の放火事件：本年最初の陪審公判」
- 3 「大分新聞」昭和7・2・24「□□村失恋男の放火未遂陪審公判夕刊続き」
- 4 「大阪朝日大分版」昭和7・2・24「呪ひの情火、女の嫁入先に放火した若い男の陪審」
- 5 「大阪毎日大分版」昭和7・2・24「放火未遂事件の陪審公判、女会ひたさに人騒せ」
- 6 「大分新聞」昭和7・2・25夕「恋の放火事件、懲役五年求刑焼燬を認識してみた、陪審員から答申」
- 7 「豊州新報」昭和7・2・25「失恋男の放火未遂、懲役三年六月を言渡さる」
- 8 「大分新聞」昭和7・2・25「□□村の放火未遂、判決は懲役三年六月」
- 9 「大阪朝日大分版」昭和7・2・25「放火事件陪審公判、三年半の判決」
- 10 「大阪毎日大分版」昭和7・2・25「陪審員の答申は犯意を是認す、恋女の嫁いだ家に放火した男に懲役三年半」

㊦ S M りん（殺人被告事件昭和8年7月18日判決）

○事件の概要 被告人S M りん（農・四三）は、昭和七年一月一四日午後三時頃、直入郡□□村の自宅において、長女ミスエが私生児の男児を分娩するや、兎口（三ッロ）でもあったので、直にちに該幼児を殺害することを決意し、その場において窒息死させた。

被告人は、公判廷において、死産児であったと主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」について評議・答申を命じた。

陪審員は、評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申

を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和8・7・18夕「殺害行為を全然否認す：嬰兒殺し事件」
- 2 「大分新聞」昭和8・7・18夕「久しぶりの陪審公判、不具の嬰兒殺し娘の私生児で兎唇」
- 3 「豊州新報」昭和8・7・18「出産当時のこと全然知らぬ、嬰兒の母も出廷陳述」
- 4 「大分新聞」昭和8・7・18「□□村の嬰兒殺し陪審公判、夕刊続き当の女に際しい質問」
- 5 「大阪朝日大分版」昭和8・7・18「被告はあくまで犯罪事実を否認、二医師：反対」
- 6 「大阪毎日大分版」昭和8・7・18「殺したのではない死産したのだ：奇形児殺しの陪審公判」
- 7 「豊州新報」昭和8・7・19夕「陪審員の答申で無罪の判決：嬰兒殺し事件」
- 8 「大分新聞」昭和8・7・19夕「嬰兒殺し被疑事件、無罪を言渡さる陪審員の答申採択」
- 9 「大阪朝日大分版」昭和8・7・19「陪審員の答申通り無罪の判決下る、証拠不十分」
- 10 「大阪毎日大分版」昭和8・7・19「奇形児殺しに無罪の判決下る陪審員も殺害の事実を認めず」

㊦ E T 今朝氣（窃盗準強盗9・5・31）

○事件の概要 被告人E T 今朝氣（無職・五五）は、五年の懲役を了して昭和九年一月二一日出獄し、越えて四月二〇日午前二時頃、別府市外□□町内Y G 監爾方厩舎前にあつた同人長男清一郎の古木綿縞仕事着一枚（一〇数銭位）を窃取し、隣家のW B 鶴治方に忍込み筆筒から同人弟源吾の二五銭入の臺口を盗んで裏戸口から出ようとするとおろを鶴吉・源吾から発見されて、「騒ぐと斬るぞ」と居直って、組付いてきた源吾を突き放し、駆けつけたK 朴九に石を投げて腰部に負傷させ、逃走した。

被告人は、公判において、窃盗の事実は認めしたが、準強盗は否認した。なお、本件は請

求陪審事件（陪審法第3条）である。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「窃盗の事実」、主問二イ「強盗の事実」、主問二ロ「二イの際に傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問全部に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役六年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役六年・未決拘留日数一〇〇日算入の判決を言渡した。

被告人は上告したが、昭和九年一〇月一日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「豊州新報」昭和9・5・31夕「廿五銭を盗んだ請求陪審公判、三十日大分地方裁判所」
- 2 「大分新聞」昭和9・5・31夕「被告の請求による最初の陪審公判：□□の準強盗事件」
- 3 「大阪朝日大分版」昭和9・5・31「これはまた大掛り！被害三十五銭の窃盗公判に」
- 4 「大阪毎日大分版」昭和9・5・31「大分地方裁判所最初の陪審公判、被害卅五銭準強盗」
- 5 「豊州新報」昭和9・6・1夕「まくし立てる被告、裁判所注意も糞喰へ□□の準強盗」
- 6 「大分新聞」昭和9・6・1「卅五銭の窃盗に懲役六年を求刑：答申は問書全部然り」
- 7 「豊州新報三版」昭和9・6・1「然りの答申に被告惰気る、強盗か否かの陪審公判」
- 8 「大阪朝日大分版」昭和9・6・1「陪審員の答申は何れも被告に不利改換の情なしと六年を求刑」
- 9 「大阪毎日大分版」昭和9・6・1「卅五銭の陪審公判、被告嫌がらせの長広舌」
- 10 「豊州新報」昭和9・6・2「懲役六年に、□□町の準強盗求刑通り」

㊦KBきよう（放火未遂被告事件昭和10年7月17日判決）

○事件の概要 被告人KBきよう（三八）の夫KB光が、昭和五年七月東国東郡□□町大

字塩屋に二階建瓦葺家屋を新築、同所において鍼灸按摩を開業していた所、YK町信用購買販売組合外数名に対し負債ある上、一般の不況で営業不振に陥り、家計困難となった爲め、この打開策に苦心中、昭和八年一月一日前記住家につきKD火災保険会社との間に二千元の保険契約を締結していることを想起し、自宅を焼いて保険金を得、負債の返済をして朝鮮に行こうと決意し、自家使用の石油ストーブ内に石油の残っているのをサイド―瓶に入れ、同日午後九時頃自宅西側裏のトタン葺薪小屋内の松枝に振りかけ点火したが、同夜泊り合せた夫の友人G T京平に発見され大事に至らず消し止めた。

被告人は、警察の取調で、虐められ脅されて、無理に自白させられたと、公判では放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火未遂の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「大分新聞」昭和10・7・16「頑強に否認する放火嫌疑の節婦、大分地裁で陪審公判」
- 2 「大分新聞」昭和10・7・17夕「数回表彰された貞婦の詐欺放火未遂：大分で陪審公判」
- 3 「豊州新報」昭和10・7・17「証人の陳述に被告興奮して押問答：陪審公判夕刊続き」
- 4 「大分新聞」昭和10・7・17「被告に突込まれ、巡査部長たじく、貞婦放火被疑事件」
- 5 「豊州新報」昭和10・7・18夕「各証人も被告に有利な証言：陪審続行公判」
- 6 「大分新聞」昭和10・7・18夕「町長はじめ各証人が極力有利な証言：女放火未遂：第二日」
- 7 「豊州新報」昭和10・7・18「検事と弁護士が法廷で大論争：陪審続行公判（夕刊続き）」
- 8 「大分新聞」昭和10・7・18「節婦に罪有りや否や陪審公判大論争：陪審員答申無罪」

- 9 「大阪朝日大分版」昭和10・7・18 「放火未遂陪審公判」
- 10 「豊州新報」昭和10・7・19 「陪審員の答申を採択、無罪の判決」
- 11 「大阪朝日大分版」昭和10・7・19 「陪審員の答申採択無罪の判決、□□町の放火未遂」
- 12 「大阪毎日大分版」昭和10・7・19 「放火未遂の女に無罪の判決下る：悉く有利な証言」

㉓ GS輝士（殺人未遂被告事件昭和10年8月26日判決）

○事件の概要 被告人GS輝士（農・三七）は、昭和九年三月直入郡□□村SD國夫、同ミタマ夫妻の長女たつ子の婿として養子縁組を結び同居したが、養父母との折り合いが悪く、養父母等が被告人とたつ子の仲を裂こうとするものと邪推し、昭和九年一〇月二二日午後七時頃、養母ミタマに農事上の注意を受けたのに立腹して家出し、たつ子にも家出を勧めたが応じないので、養父國夫を殺害して、平素の鬱憤を霽らそうと決意し、同月二四日午後七時頃、日本刀を携えてSD方へ赴いたところ、國夫に発見誰何されたので、意を決し日本刀で斬付けたが、悲鳴を聞いた家人に制止され、頭部に治療四ヶ月の重傷を負わせただけで、殺害の目的を達しなかった。

被告人は、公判において、脅かす積もりであって、殺害の意思はなかったと供述した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役五年・未決拘留日数一五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「豊州新報」昭和10・8・24夕「脅かすため殺意はなかった：養父殺人未遂事件」
- 2 「大分新聞」昭和10・8・24夕「□□の養父斬り：大分地裁で陪審公判女に未練からの兇行」
- 3 「豊州新報」昭和10・8・24「首を洗って待つて居れ：証人の証言と惨劇の模様」
- 4 「大分新聞」昭和10・8・24「□□村養父殺し未遂陪審公判夕刊続き：証人の訊問終はる」
- 5 「豊州新報」昭和10・8・24「ウソだと被告、証人に逆襲、二十四日も公判続行」
- 6 「大阪朝日大分版」昭和10・8・24「殺意を否認、養父母を嚇すつもりだった」
- 7 「大阪毎日大分版」昭和10・8・24「日本刀を揮ひ養父に斬りつく、尊属殺し未遂事件」
- 8 「豊州新報」昭和10・8・25夕「殺人未遂と断定するに充分、検事の峻厳な論告」
- 9 「大分新聞」昭和10・8・25夕「殺意があつたか殺意はなかったか：検事と弁護士との争点」
- 10 「豊州新報」昭和10・8・25「□□殺人未遂は単なる傷害と答申、裁判長は是を採択」
- 11 「大分新聞」昭和10・8・25「□□村養父殺し未遂陪審公判：傷害として三年求刑」
- 12 「大阪朝日大分版」昭和10・8・25「懲役三年求刑、殺人未遂の陪審公判」
- 13 「大阪毎日大分版」昭和10・8・25「殺意を覆して、陪審員が傷害として答申」
- 14 「豊州新報」昭和10・8・27夕「□□村の養父斬り、三年を言渡さる」
- 15 「大分新聞」昭和10・8・27夕「求刑通り懲役三年、□□村の養父殺し未遂判決」
- 16 「大阪朝日大分版」昭和10・8・27「懲役三年判決、□□村の殺人未遂」
- 17 「大阪毎日大分版」昭和10・8・27「養父斬りに懲役三年の判決、きのふ言渡さる」

㉔ WKY馬太郎（殺人被告事件昭和11年10月31日判決）

○事件の概要 被告人WKY馬太郎（農兼酒小売商・五八）は、実弟WKY朝彦が多年出稼ぎ無一文で帰宅したが、多少精神に異常を生じて屢々家人に迷惑を掛けるので、これを殺害し

てその煩累を逃れようと、昭和三年旧五月頃、付近の自己所有の山林に朝彦を誘い出し、所携の杖銃で射殺した。

被告人は、予審第二回の取調から、警察では欺かれて自白したと、殺害を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、問「殺人の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一〇年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役五年・未決拘留日数一二〇日算入の判決を言渡した。被害者朝彦の妻あやめおよび遺児二名からの合計三千五百円の附帯私訴については、あやめに百五十円、遺児二名に各百円合計三百五十円を損害賠償慰謝料として支払うべきであると言渡された。

被告人は上告したが、昭和二年四月二八日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「豊州新報」昭和11・10・27夕「自殺か他殺か□□の白骨事件、被告は全然殺害を否認」
- 2 「大分新聞」昭和11・10・27夕「極力犯行を否認、八年前の弟殺し事件久しぶりの陪審公判」
- 3 「豊州新報」昭和11・10・27「被告に不利な証人の証言、□□村の白骨事件」
- 4 「大分新聞」昭和11・10・27「検挙した巡査は自白強要の前科者弁護士素破抜きから：波瀾含み」
- 5 「大阪朝日大分版」昭和11・10・27「警察で責められ偽りの自白？気違ひの実弟殺し」
- 6 「大阪毎日大分版」昭和11・10・27「公判廷から」
- 7 「豊州新報」昭和11・10・28夕「私はだまされて今日のみじめさ被告、証人の誘導訊問を語る」
- 8 「大分新聞」昭和11・10・28夕「精神異常者が自殺する筈がない松永検事：後藤弁護士さらに反撃」
- 9 「豊州新報」昭和11・10・28「被告の殺害は断言を憚らぬ：検事の峻烈な論告」
- 10 「豊州新報」昭和11・10・28「検事に向って、一斉に巨砲：後藤、池田両弁護士が弁論」

- 11 「大分新聞」昭和11・10・28「被告の実兄や検挙した巡査等証人調べ終はる□□の実弟殺し」
- 12 「豊州新報」昭和11・10・29夕「白骨事件、陪審員は射殺と答申、裁判官もこれを採択」
- 13 「大分新聞」昭和11・10・29夕「然りと答申、懲役十年を求刑、白骨事件の陪審公判」
- 14 「大阪朝日大分版」昭和11・10・29「謎の実弟殺し懲役十年を求刑、陪審員も犯行を認む」
- 15 「豊州新報」昭和11・11・1「□□の白骨事件、被告に懲役五年の判決」
- 16 「大分新聞」昭和11・11・1「□□の白骨事件懲役五年判決損害賠償と慰謝料三百五十円支払ひ言渡し」
- 17 「大阪朝日大分版」昭和11・11・1「実弟射殺は懲役五年、遺族へは慰謝料」

5 熊本

① UN喜法（殺人及殺人未遂被告事件昭和4年1月31日判決）

○事件の概要 被告人UN喜法（僧侶・五四）は、長男の身で青年の頃家出し、長崎や福岡辺で土方稼・土木請負などをやり、後に発心して高野山に登り得度を得て僧侶となり、爾来長崎方面で布教をし、昭和三年八月二〇幾年振りに帰省し、妹婿である熊本市□□町WN末吉方に同居していたのであるが、屢々実家を相続した実弟甚平に金の無心を為すところから、甚平やその妻コトもこれを喜ばず、自然被告人との仲も円満を欠いだ、一度は昭和二年二月父仁平危篤のため長崎から帰郷した折も、甚平達に大師堂を建てゝくれるよう相談したが応ぜず、また昭和三年一〇月一二日甚平に一千円の財産分与を迫ったのにも聞き入れる模様がなかったため、同年一〇月一七日、更に督促したが返事も無かった所から、遂に殺意を決し、同月一九日末吉方から出刃庖丁を懐中して、午後九時頃、甚平方に赴き「三百円の借用をするから保証にたつてくれ」と言ったが、甚平から拒絶され、続いて被

告人はコトと口論しコトを殴ったので、甚平が憤って格闘の末被告人を組伏せ拳を強く握りしめたため、所携の出刃で下から脇腹を突刺し甚平を即死させ、次にコトには左肩胛骨右肺部を負傷させたが、殺害の目的を達しなかった。

被告人は、覚悟の遺書を書いており、警察・検事・予審を通じて殺意を認めながら、公判準備手続に際して、殺意を否認し正当防衛であるかのような供述をした。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「甚平につき「殺人の事実」、補問一「甚平につき「傷害致死の事実」、別問一「甚平につき「正当防衛の事実」、主問二コトにつき「殺人の事実」、補問二コトにつき「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一・二に「然り」、別問一に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は無期懲役を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一五年の判決を言渡した。

- 1 「九州日日」昭和4・1・30夕「熊本地方裁判所最初の陪審公判元僧侶UN喜法に係る被告事件」
- 2 「九州新聞」昭和4・1・30夕「いよく開廷された熊本最初の陪審裁判傍聴券は忽ち品切れ」
- 3 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・1・30「弟を殺し妻に重傷、破戒僧の陪審公判」
- 4 「九州日日」昭和4・1・31「熊本市外□□の実弟殺し陪審公判、証人十二名の申立」
- 5 「九州新聞」昭和4・1・31「開廷された熊本最初の陪審裁判、被告殺意を認めず」
- 6 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・1・31「僧侶の実弟殺し、陪審員殺意を認め無期懲役を求刑」
- 7 「九州日日」昭和4・2・1夕「実弟殺しは懲役十五年、熊本で最初の陪審事件」
- 8 「九州新聞」昭和4・2・1夕「陪審裁判となった実弟殺しの判決、懲役十五年」
- 9 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・2・1「懲役十五年、熊本の破戒僧に」

② IN サツキ (殺人被告事件昭和4年2月21日判決)

○事件の概要 被告人INサツキ(四六)は、昭和二年一月亭主に死なれ寡婦であったところ、昭和三正月頃から居村の帯妻者WN勝清と私通して妊娠し、同年年一一月三日午前三時頃、自宅で女兒を分娩したが、世間態を恥じて、分娩と同時にこれを襦袢布に包み、その上から手掌を以て鼻口を押し、窒息させて殺害した。

被告人は、公判において殺意を否認したが、医師は生きて生まれたと鑑定した。

裁判長は説示して、陪審員に対し、主問「殺人の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役二年(執行猶予付)を求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年・執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「九州日日」昭和4・2・1夕「死産か圧死か、熊本の第二回陪審公判」
- 2 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・2・3「嬰兒殺しを陪審裁判」
- 3 「九州日日」昭和4・2・22夕「死産か圧死か、阿蘇の嬰兒殺し事件、第二回の陪審」
- 4 「九州新聞」昭和4・2・22夕「熊本で第二回目の陪審裁判開廷さる：嬰兒殺し事件」
- 5 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・2・22「陪審員は殺意を認め、嬰兒殺しの陪審公判」
- 6 「九州日日」昭和4・2・23「死産にあらず圧殺、阿蘇の嬰兒殺し判決、懲役二年」
- 7 「九州新聞」昭和4・2・23「娘や伯母は何れも被告に有利な証言：執行猶予」

③ SI 萬吉 (放火被告事件昭和4年5月24日判決)

○事件の概要 被告人SI萬吉(大工職・三六)は、昭和二年六月頃、郷里長崎県を出て、熊

本県天草郡□□村に至り大工をしていたが、最近職を失い同村S M重太郎方に寄食していたが、同家より寄食を拒まれ、その後は一定の職無く糊口に窮し、同村材木商M M由太郎方に雇われて寄食しようと、昭和四年二月二三日夕刻、同家に赴いたが、由太郎の伴喜友から「土方でもして稼げ云々」と侮辱的な忠告を受けたのに腹を立て、一旦同家を出て同夜一時半頃、裏口から密かに隠居部屋に入込んで就寝し、翌朝四時半頃眼を覚まし、放火して私憤を晴らそうと決意し、予て所持していた蠟燭と燐寸を取出し、材木倉庫に入り堆積してあった鉋屑、枯枝に点火したため、該倉庫に燃え移り、同家の住宅、物置小屋等合計六棟を焼燬し、これに隣接するS Hツル方住宅外四棟の住家に延焼させ、なお被告は放火後、S H方の家財道具を搬出するうち、同家帳場機の抽斗に格納してあった実弾装填の拳銃一丁を窃取した。

被告人は、警察・検察・予審において自白していたが、公判廷では、自白は問い詰められて余儀なく嘘の申立をしたと供述した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」、補問「失火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役七年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役七年の判決を言渡した。

- 1 「九州日日」昭和4・5・25夕「放火をした覚えは無い、警察と予審ではウソの申立」
- 2 「九州新聞」昭和4・5・25夕「高浜村の放火事件、陪審公判開廷さる…傍聴席は満員の盛況」
- 3 「大阪朝日熊本大分版」昭和4・5・25「求刑通りに七年の懲役、放火被疑事件」
- 4 「九州日日」昭和4・5・26「陪審員は放火の事実を認む、即決にて七年の判決」

5 「九州新聞」昭和4・5・26「陪審員は何れも放火の事実を認む…求刑通りに懲役七年」

④OG吟藏（放火未遂被告事件昭和4年12月21日判決）

○事件の概要 被告人OG吟藏（四二）は、昭和三年六月頃建築費を借入れて、現住家屋を新築し、物品販売業を営んでいたが、不景気のため営業振るわず、遂に千数百円の負債を生じ、その弁済が途立たないのみか、日常の生活費にも窮するに至り、日夜焦慮していたところ、曩に実価千二百円内外に過ぎない前記家屋、商品に火災保険を付しているのを奇貨として、これを焼燬して右保険金の支払を受け、これに依って負債の整理をしようと企て、付近のA Y梅次郎住宅に放火して、自宅に延焼させて、自宅を焼燬するため、昭和四年八月二一日午前二時頃、A Y梅次郎方裏に至り、同家裏格子壁およびこれに接続して、その外側に置いてあった薪入り木箱ならびに裏口板壁に石油を振り掛け、燐寸を以て菰および木箱内の薪に点火したが、梅次郎に直ちに発見されて消止められ、次に自宅裏手のK I泰吉所有空屋を焼いて、自宅に延焼させようと考え、九月一日午後八時頃、線香一括に点火し、これを右空屋軒下板壁に積重ねてあった鋸屑入筵に立掛けて置き、放火したが、これも間もなく付近の者に発見消止められ、孰れもその目的を遂げなかった。

被告人は、警察・検事・予審を通じて放火を認めていたが、準備公判において、放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「九州日日」昭和4・12・20夕「保険金欲しさの放火事件公判検事、予審廷の供述を翻へし…否認」
- 2 「九州新聞」昭和4・12・20夕「保険金欲しさに附近の家と自宅に放火前後二回の放火共失敗」
- 3 「九州日日」昭和4・12・21夕「検事は放火の事実を認む、一時間余に亘りて論告」
- 4 「九州新聞」昭和4・12・21夕「放火は被告の所為に相違ない…峻烈なる検事の論告」
- 5 「九州日日」昭和4・12・21「陪審員宿舎に陪審員初の缶詰め、証人十三名の審問で」
- 6 「九州新聞」昭和4・12・21「二日で審理終らず、一日がりの陪審裁判、証人十六人」
- 7 「九州日日」昭和4・12・22夕「陪審員は被告の放火を認定す弁護士は物的証拠の皆無から無罪」
- 8 「九州新聞」昭和4・12・22夕「陪審員の答申は何れも被告の放火を認む懲役五年の求刑」
- 9 「九州日日」昭和4・12・22「詐欺目的の放火未遂懲役三年」
- 10 「九州新聞」昭和4・12・22「□□村放火犯人、懲役三年判決言渡し」
- 11 「大阪毎日熊本大分版」昭和4・12・22「保険金欲しさの放火に三年」

⑤ T I 龜松（放火被告事件昭和5年4月8日判決）

○事件の概要 被告人T I 龜松（四五）は、昭和四年四月一日、長男の住居している平屋建一棟瓦葺小屋などに六千二百円の火災保険を付していた処、隣家のTD後人が移転して、その家屋の取締を依頼されたのを奇貨として、二千五百円の借財支払いに窮していた折柄、同空屋に放火して、自分の家屋も全焼させて保険金を詐取しようとした。

被告人は、公判いおきて、あくまで放火を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採

- 択した。検事は懲役六年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役六年の判決を言渡した。
- 1 「九州日日」昭和5・4・9夕「準備公判でにわか放火の事実を否認上□□の放火事件」
 - 2 「九州新聞」昭和5・4・9夕「前言を翻して放火を否認す保険金詐取目的の放火事件」
 - 3 「九州日日」昭和5・4・10「陪審員の合議一時間に亘る、…懲役六年を言渡さる」
 - 4 「九州新聞」昭和5・4・10「陪審員は何れも被告の犯行を認む検事は懲役八年を求刑」
 - 5 「大阪朝日熊本版」昭和5・4・10「放火に六年」

⑥ T Y 岩太（殺人被告事件昭和5年7月2日判決）

○事件の概要 被告人T Y 岩太（未炭焼・三三）は、妹の悪病を治すために、迷信から祈祷師Y M 松に欺かれ、願解と称して鹿兒島、宮崎、熊本三県下の神社に参拝している中に、財産はすっかり使い果たし、一方松は捕らわれの身となると同時に、その一子市次郎（當時八歳）の養育さえ余儀なくされ、生活難と松への復讐から、去る昭和三年七月二日頃、葦北郡□□村の炭焼小屋へ行く途中、十数間の崖から市次郎を突落とし、なおも石を以て殴り殺し、死体は炭焼小屋で焼却した。

被告人は、公判において殺害を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対し、主問「殺人の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「九州日日」昭和5・7・2夕「炭焼業の岩太が果して殺したか殺さぬか…祈祷師の息子殺し」
- 2 「九州新聞」昭和5・7・2夕「祈祷師の子を殺した…悲劇欺かれて財産を蕩尽した炭焼男…の兇行」

- 3 「九州日日」昭和5・7・2 「残忍極まる：殺人事件陪審公判：是認、否認、曖昧な被告の供述」
- 4 「九州日日」昭和5・7・3 「無知な証人らの夢のやうな陳述被告人への嫌疑は当然：検事の論告」
- 5 「九州新聞」昭和5・7・3 「十三名の証人が夢の様な供述：更に続行陪審公判」
- 6 「大阪毎日熊本版」昭和5・7・3 「子供を殴り殺し、炭焼竈で焼いて復仇を企てた男」
- 7 「九州日日」昭和5・7・4 「求刑通り懲役五年に、久木野の子殺し陪審」
- 8 「九州新聞」昭和5・7・4 「馴れた山に行つた子が二年も帰らぬは奇怪：検事峻烈に述べ」

⑦MU正男（放火被告事件昭和6年3月4日判決）

○事件の概要 被告人MU正男（二四）は、昭和五年六月二五日午後七時頃、主人傳藏から自分の家は火災保険を付して在るので火災にあつても差支えないから、養蚕室の炉に多量の火を容れて濡麦を乾燥せよと命ぜられ、この言に従つて直に多量の木炭を炉に容れて、火を起こし置き、一旦自分の部屋に帰り、その後午後十時頃再び蚕室に行つて見た所、右の木炭は殆ど火となり火勢強く、そのまま放置すれば火災を惹起しそうなのを予想しながら、何等防火の処置を取らず、そのため遂に火を發して、二十六日午後二時半頃、同家を全焼させた。

被告人は、警察、検事、予審を一貫して犯行を認めていたが、公判では火災がおこることとは予想もしなかつたと犯行を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「放火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「九州日日」昭和6・3・4 「火事になつても構わぬ」と云はれ：遂に失火した事件の公判」
- 2 「九州日日」昭和6・3・5 「密会した其夜の女中の証言が有利、午後の証人しらべ」
- 3 「九州新聞」昭和6・3・5 「芸妓を落籍したのは米を売つた金放火及び教唆の事実を極力否認」
- 4 「九州日日」昭和6・3・6 「陪審制度始まって以来最初の無罪の判決、法曹界に注目」
- 5 「九州新聞」昭和6・3・6 「陪審員の然らずで人吉の放火犯無罪熊本としては実施以来初めて」

6 鹿児島

①AM勇一郎（殺人未遂被告事件昭和4年1月17日判決）

○事件の概要 被告人AM勇一郎（農業・四八）は、かねて酒癖のあるところ、昭和三年一月五日夜、鹿児島郡□□村隣家NM正吉方の物置小屋新築祝いに招かれ酒宴後、同夜一日頃、雑談中に正吉から金銭貸借上のことで侮辱されたのを憤り、炉中の金火箸を以ていきなり、正吉の顔を殴りつけた上に、正吉方を飛び出し自宅厩舎から藁切庖丁を持出し引返したところ、県道で正吉に出会つたので、更に頭部その他に数回斬付け、左耳を聾するに至らしめ、左手拇指を切断し、治療二月位を要する負傷を与えたが、殺害の目的を達しなかつた。

被告人は、公判廷において、酔つて何をしたか覚えていないと殺意を否認し、弁護人は心神喪失の状態にあつたと主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」、別問「心神喪失の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、別問に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答

- 申を採択した。検事は懲役二年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年の判決を言渡した。
- 1 「鹿児島朝日新聞」昭和4・1・15 「愈よ明日初陪審、傍聴券を発行して整理」
 - 2 「大阪朝日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・1・15 「殺人未遂事件を陪審公判に附す鹿児島県では最初」
 - 3 「鹿児島朝日新聞」昭和4・1・16 「愈よ鹿児島で最初の陪審裁判けふ公判：殺人未遂事件」
 - 4 「大阪朝日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・1・16 「殺人未遂を陪審裁判に、鹿児島で開廷」
 - 5 「鹿児島新聞」昭和4・1・17 「鹿児島で初めての陪審法による公判取扱はれたは：傷害事件」
 - 6 「鹿児島朝日新聞」昭和4・1・17 「傍聴人満廷の中に鹿児島初の初陪審所長検事正自ら出廷」
 - 7 「鹿児島朝日新聞」昭和4・1・17 「鹿児島裁判所の陪審裁判傷害罪と認めて公訴事実を覆す」
 - 8 「大阪朝日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・1・17 「余計な魂とは妻の無貞操なこと被告と奇問奇答」
 - 9 「大阪毎日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・1・17 「酒の上の殺人未遂事件鹿児島最初の陪審公判」
 - 10 「鹿児島新聞」昭和4・1・18 「十五日行はれた最初の陪審公判に対する関係者の所感」
 - 11 「鹿児島朝日新聞」昭和4・1・18 「検事求刑通り懲役二年言渡さる被告男一郎は有難く服罪」
 - 12 「大阪毎日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・1・18 「最初の陪審裁判は理想的に行つた諸隈裁判長語る」
 - 13 「鹿児島朝日新聞」昭和4・1・19 「初陪審の裁判費用、五百余円を支給」

② S M直助（放火被告事件昭和4年3月12日判決）

○事件の概要 被告人S M直助（学校小使・五七）は、昭和三年一月二十八日夜、宿直し翌二十九日午前七時過、市立女子興業学校事務室の火鉢より出火し、床板を焼燬しているのを発見したが、これを外部からの放火の如く装い、自己の責任を免れようとして、校長室の椅子に放火して、直ぐ消し止めたが、天井と床下の一部を焼燬した。

被告人は、公判廷において、放火の意思を否認し、弁護人は放火の中止未遂を主張した。裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「放火の事実」、主問二「放火中止未遂の事実」、補問「放火公共危険の事実（刑法第110条第二項）」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年六月・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「鹿児島朝日新聞」昭和4・3・13 「女興放火事件けふ公判、第二回の陪審裁判として」
- 2 「鹿児島新聞」昭和4・3・13 「十二日の陪審裁判女子興業学校小使の放火」
- 3 「鹿児島朝日新聞」昭和4・3・13 「第二回の陪審裁判、市女子興業校放火事件」
- 4 「鹿児島朝日新聞」昭和4・3・13 「評議の結果放火の答申、情状酌量の上三年求刑」
- 5 「大阪朝日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・3・13 「失火を掩はんとして浅はかにも放火」
- 6 「大阪毎日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・3・13 「放火を認定され懲役三年を求刑」
- 7 「鹿児島新聞」昭和4・3・14 「女興の放火犯懲役二年半言渡、情状酌量して最低刑」
- 8 「鹿児島朝日新聞」昭和4・3・14 「第二回陪審女興放火、二年六月の判決」
- 9 「大阪朝日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・3・14 「小使懲役二年半」
- 10 「大阪毎日鹿児島宮崎沖縄版」昭和4・3・14 「放火小使は二年半、きのふ判決言渡」
- 11 「鹿児島新聞」昭和4・3・19 「陪審裁判最初の被告の申告、女子興業学校放火小使」
- 12 「鹿児島朝日新聞」昭和4・3・19 「女興放火事件の被告が抗告す陪審裁判の申告は全国に魁け」

① KN利三郎（殺人被告事件昭和3年11月21日判決）

○事件の概要 被告人KN利三郎（日稼業・三〇）は、大正三年七月児湯郡□町SG楼事SZチヨ方に登楼し、同楼抱芸妓金蝶MTマキ（二三）を招き遊興し、爾来毎月数回登楼し馴染みを重ねた末、大正一四年二月落籍し、被告人と同棲している内、昭和三年五月、マキはNJ孝藏を仲介人として被告人と別れ、再びSG楼の女中として住込んだが、被告人は未練が残り、その後毎夜マキの所に至り相曳していたが、昭和三年六月、被告人は宮崎に出て働くからと、マキに旅費の調達方を依頼したところ、マキの態度一変し、被告に対し甲斐性なしと愛想をつかしたので、同年六月一七日夜、被告は女の心を確かめようと同楼に至ったが、マキは二階で他の男と話しをしているのを目撃し、てつきり情交関係あるもの邪推し、嫉妬の焰を燃やし殺意を起こし、□町OZ金物店から包丁一本を買い求め、電柱を伝って二階に侵入し、マキの背後から三ヶ所に突き刺し、肺臓及び心臓に達する刺傷を負わせて即死させ、自らは自殺を企てた。

被告人は、自白していたが、公判準備手続において、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「宮崎新聞」昭和3・11・20 「九州第三の陪審公判、本日宮崎にて開廷」
- 2 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・11・20 「宮崎最初の陪審裁判、女房殺し事件」
- 3 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・11・20 「宮崎県で最初の陪審公判：芸妓を殺害した事件」

- 4 「宮崎新聞」昭和3・11・21 「愈よ陪審公判の開始、陪審員の宣誓終わる」
- 5 「宮崎新聞」昭和3・11・21 「□□内縁の妻殺しを提げ、初の陪審公判開廷」
- 6 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・11・21 「殺す気がなかったと極力殺意を否認」
- 7 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・11・21 「宮崎県最初の情婦殺し陪審公判：陪審員は同夜詰」
- 8 「宮崎新聞」昭和3・11・22 「方言交りの証人陳述に裁判長ら手古摺る」
- 9 「宮崎新聞」昭和3・11・22 「満廷水を打つたる如く、傾聴の中で検事論告」
- 10 「大阪朝日大分宮崎版」昭和3・11・22 「傷害致死罪で懲役五年の判決」
- 11 「大阪毎日大分宮崎版」昭和3・11・22 「殺意を否認する陪審員の答申：陪審公判終る」
- 12 「宮崎新聞」昭和3・11・23 「福田裁判長詳細に亘り、諄々として説示す」

② 杉本十市（殺人被告事件昭和4年1月28日）

○事件の概要 被告人SM十市（日稼・二四）は、那珂郡□□村所在の住家一棟を二棟に仕切り、オロク事SIマツ（四二）と各一軒に居住していた処、被告人はマツと些細なことから不仲になり、昭和二年三月頃から座骨神経痛で行く末を悲観していた折柄、昭和三年七月頃被告人の隣家に盗難事件が起こるや、被告人がその金銭を盗んだと、マツが世間に触れ廻ったので大いに怒り、八月上旬頃、マツを殺害すべく短刀を懐中して、時機の至るを待っていたところ、同月二一日夜一時頃、マツ方に立入り、マツの胸部及び背部其の他四ヶ所を突刺し殺害の目的を達した。

被告人は、最初から殺意を認めていたが、第一事件の被告人KN利三郎と同房であったことから、同人から殺意を否認すれば陪審公判となり被告人に有利であると教えられ、公

判準備手続において、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一三年の判決を言渡した。

- 1 「宮崎新聞」昭和4・1・25「控訴院長なども見へ、第二回目陪審公判」
- 2 「宮崎新聞」昭和4・1・25「陪審員瞬き一つせず、緊張裡に公判開始」
- 3 「大阪朝日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・1・25「殺人陪審公判、宮崎で開かる」
- 4 「大阪毎日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・1・25「殺意ありとの答申に懲役十五年求刑」
- 5 「宮崎新聞」昭和4・1・26「伴と母も証人に出る陪審公判第二回午後」
- 6 「宮崎新聞」昭和4・1・26「陪審員一寸の居眠りは商売柄已むを得ぬ…石井控訴院長所感談」
- 7 「大阪朝日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・1・29「女惨殺犯人、懲役十三年」
- 8 「大阪毎日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・1・29「陪審公判が藪蛇になり十三年の判決」
- 9 「宮崎新聞」昭和4・1・30「後家殺し十三年、全国陪審裁判で最も重刑」

③NG清（放火被告事件昭和4年5月20日判決）

○事件の概要 被告人NG清（公会堂番人・四九）は、性怠惰の上大酒飲みのものであるが、宮崎郡□□村公会堂の番人に雇われ中、元同公会堂管理人KSG末藏等に嫌われ、曾て被告人はKSGより金員を借用していたが、その返済を迫られたので一層末藏を恨んでいた、この頃、被告人は竈の不備な処から無断で公会堂の屋内の隅の床板を切り開いて鍋釜を据

え付ける処を作った事に対し、末藏らが喧しくいつたので、被告人は憤慨しその復讐をなすべく、妻子を鹿兒島に遣り、昭和四年二月一四日午後六時頃、床板に敷き詰めた莫座の上に枯松一握りを置いて、仏壇の上にあつた燐寸で点火し、該家屋に放火し、床板ならびに畳の一部を焼燬した。

被告人は、検事の取調べ、予審においても放火を自白していたが、公判では放火の意思を否認し、弁護人は失火あるいは中止未遂を主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「放火の事実」、主問二「放火したが中止未遂の事実」、補問「失火の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然らず」、主問二に「然り」と答申した。裁判長は陪審判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「宮崎新聞」昭和4・5・17「始めから否認し通した、放火の陪審裁判」
- 2 「宮崎新聞」昭和4・5・18「□□放火の陪審裁判、依然被告は否認す」
- 3 「宮崎新聞」昭和4・5・19「放火第二日の陪審裁判、検事の放火断定…河野弁護士の弁論」
- 4 「宮崎新聞」昭和4・5・19「各証人の証言は被告に殆ど不利子供を負ふて法廷に立った妻」
- 5 「大阪毎日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・5・19「放火陪審公判、懲役三年求刑」
- 6 「宮崎新聞」昭和4・5・20「放火未遂で三年の求刑…陪審裁判第二日目の午後」
- 7 「宮崎新聞」昭和4・5・21「本件の陪審は良好」
- 8 「宮崎新聞」昭和4・5・22「□□放火は懲役三年、検事求刑通り」

④MB兼藏（殺人未遂被告事件昭和4年7月16日判決）

○事件の概要 被告人MB兼藏は（農業・四二）は、実父KN源藏が亡MB兼吉娘マツカメと婿養子縁組をし、その間に儲けた長男であるが、源藏は被告人が四歳の頃、マツカメと離縁してKN家に復帰し、その後戸主となり妻帯したが、子が無いので被告人を養継嗣とする約束で同居し、被告人の内縁の妻ケサツルを源藏の養子として入籍し、被告人とケサツルの間に出生した子馨、笑も源藏方に入籍し、その後生まれた宣清も入籍したが、昭和三年七月頃、ケサツルが他の男子と相携えて逃亡したので、源藏は、ケサツルを実家KK松今朝方に復籍させた。しかし、被告人は、三人の子もあり、ケサツルと依然夫婦関係を継続したので、源藏は憤激し、ケサツルと離別しなければ被告人を放逐し、被告人の三子も離籍すると、種々圧迫を加えた。被告人は、源藏の右措置を恨み、被告人方にある養蚕消毒用昇汞を取出して、源藏宅台所にある同人常用のガラス瓶入焼酎の中に昇汞水を投入し、源藏に飲ませて殺害しようとした。源藏はそれを知らず、これを晩酌として嘔下し、口腔内粘膜炎、下痢、嘔吐等の症状を呈したが、死亡するに至らなかった。

被告人は、予審では、毒を飲めば死ぬかも知らぬと供述していたが、公判では、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一年の判決を言渡した。

1 「宮崎新聞」昭和4・7・5 「毒殺未遂は殺意を否認、四日開廷の陪審公判」

2 「宮崎新聞」昭和4・7・6 「陪審初日の証人の訊問、実父の証言極めて不利」

3 「宮崎新聞」昭和4・7・6 「両弁護士は傷害を主張、陪審第二日の午前」

4 「九州日日」昭和4・7・6 「嫁を返され父を毒殺せんとした、伴の陪審公判開かる」

5 「宮崎新聞」昭和4・7・7 「求刑通りに懲役一年、陪審裁判毒殺未遂の判決」

⑤日高正吉（殺人未遂被告事件昭和4年10月21日判決）

○事件の概要 被告人HD正吉（左官・五四）は、昭和四年五月中旬頃、宮崎村□□町KT武一方製糸工場寄宿舎の建築請負人であるOT正男より宿舎の壁塗等の工事を金九二円五〇錢で下請負し、同年六月九日頃、これを完成したが、正男は内金四五円を支払った俵、残金は言を左右にして支払わないので、被告人は、同月二五日午前十時頃、正夫に金員の支払方を督促したところ、正夫は不遜な態度で拒否したため、被告人は憤り、偶々懐中していた小刀で殺意を持って、正夫の左側胸部に斬付け、治療四〇日を要する創傷を負わした。

被告人は、検事の取調べ、予審では殺意を認めていたが、公判では殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

1 「宮崎新聞」昭和4・10・20 「丸鳥町殺人未遂公判、庄吉殺意を否認」

2 「宮崎新聞」昭和4・10・21 「殺人陪審公判に被告HD犯意を否認」

3 「宮崎新聞」昭和4・10・22 「殺人未遂は懲役一年」

4 「大阪毎日鹿児島宮崎沖繩版」昭和4・10・24 「殺人未遂の陪審公判、一年を言渡さる」

⑥ S T源四郎・同善藏・同政次郎 (殺人被告事件昭和4年11月19日判決)

○事件の概要 被告人S T源四郎 (農業・三四)・同S T善藏 (農業・四〇)・同S T政次郎 (農業・二八)は、昭和四年一月一日児湯郡□村K K政義方において催された字区民の集会に出席した処、納税組合長等の選挙を行った後に酒宴に移ったが、その席上S T乙右衛門とIU良夫との間に些細なことから争論を生じて格闘の末、午後六時頃、良夫は政義方土間において、所携の猟銃を以て乙右衛門を射殺したので、これを目撃した乙右衛門の姉の子に当たる被告人源四郎は、復讐をしようと決意し、直ちに良夫より前示猟銃を奪取し、逃げる良夫を追って政義方農道に至ったが、乙右衛門の弟被告善藏および同被告人政次郎も乙右衛門が銃殺されたのを目撃し、該農道において良夫を捉えて堅く保持して、被告人源四郎に右猟銃を以て良夫の後頭部その他を数回殴打させ、良夫は脳震盪症を惹起し間もなく死亡するに至った。

被告人等は、警察の取調から自白していたが、公判では拷問による自白であると主張し、殺害行為を否認し、弁護人は、被告人源四郎等の殺意を否認し、警察に通報に行く被告人等を良夫が猟銃を持って追いかけてきたので反撃したと正当防衛を主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問一「被告人源四郎による殺人の事実」、補問一「被告源四郎による傷害致死の事実」、別問「被告源四郎による正当防衛の事実」、主問二「被告人善藏・同政次郎による殺人の事実」、補問二「被告人善藏・同政次郎による傷害の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問一に「然り」、補問一に「然

らず」、別問に「然らず」と答申し、主問二に「然らず」、補問二に「善藏については然り」、「政次郎については然らず」と答申し。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は源四郎に懲役一〇年、善藏に懲役三年を求刑した。そして被害者の父源次郎外からの附帯私訴である慰謝料請求の公判を開いた。その五日後、裁判長は合議の上、懲源四郎に対し懲役六年・未決勾留二〇〇日算入、善藏に対し懲役二年・執行猶予三年、政次郎に対し無罪の判決を言渡し、附帯私訴については、善四郎・善藏に対し金六〇〇〇円の支払いを命じる判決をした。

- 1 「宮崎新聞」昭和4・5・21 「三財の仇討、陪審か、予審終結」
- 2 「宮崎新聞」昭和4・10・20 「三納(注三財)兄の仇討、本県第六回陪審公判」
- 3 「宮崎新聞」昭和4・11・13 「一年振りに開かれる、三財の仇討陪審裁判」
- 4 「宮崎新聞」昭和4・11・13 「けふより開く陪審裁判、三財に起れる仇討事件の」
- 5 「大阪毎日鹿児島宮崎沖繩版」昭和4・11・13 「三人兄弟の仇討事件、きのふ陪審公判」
- 6 「宮崎新聞」昭和4・11・14 「三財殺人事件、陪審第二日、証人や鑑定人の陳述」
- 7 「宮崎新聞」昭和4・11・14 「仇討事件第二日、午前に引続き、証人訊問」
- 8 「大阪毎日鹿児島宮崎沖繩版」昭和4・11・14 「検事は殺人と断じ、正当防衛で対抗」
- 9 「宮崎新聞」昭和4・11・15 「暴力を揮った揮はぬとて、被告人相互に争ふ(第二日午後)」
- 10 「宮崎新聞」昭和4・11・15 「源四郎に対し十年の求刑(政次郎には共謀の事実を認めず、善藏には三年)」
- 11 「大阪毎日鹿児島宮崎沖繩版」昭和4・11・15 「殺人、傷害、無関係と三兄弟に三様の答申」
- 12 「宮崎新聞」昭和4・11・20 「仇討事件の判決言渡、源四郎は懲役六年」
- 13 「大阪毎日鹿児島宮崎沖繩版」昭和4・11・20 「一人は六年、一人は執行猶予、仇討事件」

⑦ME仁市（殺人被告事件昭和7年11月21日判決）

○事件の概要 被告人ME仁市（漁業・三三）は、昭和六年九月一七日午後七時頃、宮崎市海浜料理亭事ST文一方で焼酎を飲んでいた際、宮崎市洗濯店外交員TT明美（三三）が入ってきた処、被告人は、明美が同日同家において無銭飲食をしたことを文一から聴いたので、酔余同人に対し頻りに盃を勧めて喧嘩を挑み、明美がこれに応ぜず帰途だったので、松棒を携えて追跡し、同家より約五町先の松林において、背後から松棒で殴て昏倒させ、所携の手拭いで以て明美の頸部を絞め同人を殺害し、縊死を装わせ松林内に遺棄した。

被告人は、公判廷において、自白は警察官に無理に誘導されたと主張した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、更に死体遺棄事件について通常公判による審理を続行し、検事は懲役六月を求刑した。翌日、裁判長は合議の上、傷害致死について懲役五年、死体遺棄について懲役六月・未決勾留一〇〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「宮崎新聞」昭和7・11・16「謎の殺人事件、愈よ陪審公判へ」
- 2 「大阪朝日宮崎版」昭和7・11・16「絞殺事件の陪審裁判、十七日開廷」
- 3 「宮崎新聞」昭和7・11・18「謎の殺人事件、陪審公判開かる、頭から殺害の事実否認」
- 4 「大阪朝日宮崎版」昭和7・11・18「被告の松枝犯行を否認、証人は被告に不利な陳述」

- 5 「宮崎新聞」昭和7・11・19「陪審公判第一日午後全部の証言が被告に不利陪審公判二日目午前」
- 6 「大阪朝日宮崎版」昭和7・11・19「証人の訊問全部終る、殺人事件陪審裁判」
- 7 「宮崎新聞」昭和7・11・20「肺腑を抉るが如く痛烈を極めた論告陪審公判第二日目午後」
- 8 「大阪朝日宮崎版」昭和7・11・20「陪審員の答申に本づき懲役五年を求刑」
- 9 「大阪朝日宮崎版」昭和7・11・21「店員殺しに懲役五年半、陪審員裁判判決」
- 10 「宮崎新聞」昭和7・11・22「陪審裁判は求刑通り、懲役五年六ヶ月傷害致死罪として処刑」

8 那覇

①TN眞津（殺人被告事件昭和4年9月6日判決）

○被告人TN眞津（三三）は、首里市に在住して泡盛の行商をしていたものであるが、島尻郡□□村KJ勇平（四六）が、三年前から妾同様に困っていた真和志村YSカミ（三六）は、被告人と情交を結ぶようになり、昭和四年四月二一日、被告人とカミが同衾中のところを勇平に発見され口論のあげく、被告人は二尺余の薪で勇平の頭部顔面を乱打し、勇平を即死させた。

被告人は、殺意を認めていたが、公判準備手続において、殺意を否認した。

裁判長は説示して、陪審員に対して、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について評議・答申を命じた。陪審員は、評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役六年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「九州朝日鹿兒島宮崎沖縄版」昭和4・8・4「沖縄最初の陪審裁判、恋の殺人事件」

- 2 「大阪毎日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・8・4 「沖繩最初の陪審公判近く那覇裁判所」
- 3 「九州朝日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・9・5 「三角関係から恋敵を叩き殺す、沖繩」
- 4 「九州朝日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・9・8 「恋の殺人犯に懲役五年の判決、沖繩」
- 5 「大阪毎日鹿兒島宮崎沖繩版」昭和4・9・8 「沖繩最初の陪審裁判殺人が傷害致死」

②KG馬太郎(殺人被告事件昭和10年5月口日判決)

○事件の概要 被告人KG馬太郎(四六)は、八重山郡西表炭鉞において炭坑夫争奪の悶着から、台湾人の胸部を仕込杖で突刺し殺害した。

- 1 「大阪朝日鹿兒島沖繩版」昭和10・4・19 「沖繩二度目の陪審公判西表炭鉞の殺人」

(注)本事件は、陪審公判に関する判決書・陪審公判始末簿などが保存されていない。新聞記事も、審理から判決に至る記事が欠けていた。

七 陪審公判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された長崎控訴院検事長光行次郎、長崎控訴院長石井豊七郎、長崎控訴院部長福地劔吉、長崎地方裁判所検事正服部正明、長崎地方裁判所検事松藤正憲、福岡地方裁判所長長谷川菊太郎、福岡地方裁判所部長阿部茂雄、佐賀地方裁判所検事正田中恵、佐賀地方裁判所長二階堂富作、佐賀地方裁判所部長西村甫太郎、大分裁判所長栗本武三、大分地方裁判所部長長谷川松太郎、熊本地方裁判所部長水谷清、熊本地方裁判所検事大里與謝郎の感想、ならびに前掲『法曹公論』に掲載された「陪審法と新民事に対する法曹の声」の中、長崎、佐賀、福岡、大分、熊本、宮崎の弁護士達の感想を収録した。

(注)全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

1 長崎

(一)判検事の感想

①長崎控訴院検事長 光行次郎「九州の陪審裁判について」

昨年十月一日陪審法が実施せらるゝに至りましてから今日迄の、当長崎控訴院管内に於ける、陪審事件の数は総計八十三件九十七人でありますが、内本人から陪審を辞退したものの四十四件五十人、また犯罪事実を自白した為め普通の手續に移ったもの十二件十七人を除きまして、最後まで陪審の審理を経たものは二十七件三十人となります。

其の内有罪の答申があつたのが二十六件二十八人でありまして、無罪の答申は僅か一件二人に過ぎぬこととなります。これは、つまり陪審經由の事件に付裁判官の意見と陪審員諸君

の意見とが大部分合致して居た結果と謂ふべきであります。

陪審法施行につきましては随分、学者なり実務家の方面からも、危惧の念を以て注目せられて居たのであります。

実際、かく申す私も、その内の一人であつたのであります。然るに陪審裁判が實際行はれて見ますと、各方面が案外にも好成績で、私達の心配が全く杞憂であつたことに気付いたのであります。

私は管内各地方裁判所に於ける陪審事件は一応視察を致したのでありますが、其の法廷に於ける審理の状況と云ひ、陪審員諸君の態度と云ひ、洵に意を強うするものがある様に感じるのであります。

これは司法省その他が、実施前既に二年以上も、総掛りで其の宣伝に努力致しました為め、充分民衆に陪審制度の何ものなりやが徹底して居り、且又裁判所、検事局側でも、多年経験のある、而も老練の所長、検事正諸君が、自ら陣頭に立つて審理に精進し以て其の範を示し、更に、陪審員諸君中には辛ふじて其の資格要件を満たすに足る程度の方々もあられたにも不拘、皆の諸君が常に「真摯」に而も「熱心」に事に当られました結果、今日の好成績を收むるに至りましたもので、私達職を司法部に奉ずる者の同慶、感謝の念に堪えざる次第であるのであります。

全国の陪審裁判の結果を見まするに、勿論全部ではありませんが、或地方に於きましては都会よりも田舎に成績の良好である様に承知致したのであります。其の然る所以は、都会人は自己の商売の忙しさや其の他の関係からでもありませんか、兎に角、私の所謂「真摯さ」「熱心さ」が足りないのであつたのではあるまいかと思はれる節があるので、まことに遺憾

に存じて居るのであります。

陪審員の職責は、決して都会とか、田舎とかによつて異なるべきものでなく、又其の本然の職業の繁閑如何によつて左右さるべき性質のものでないことは何人もよく御承知のことと思ふのであります。かるが故に、一旦、陪審員に選任せられました以上、其の職責の神聖性と重大性とをよく心に容れられて、飽くまでも真摯に、熱心に事に当られんことを切望して止まぬのであります。

外国では陪審裁判が実施せられてから色々な弊害が続出し、当局も民衆もこれになやまされて居る所もあり、又甚しきに至りましては、其の結果、実施後僅々三年足らずで陪審制度を廃止した所もあります。

多年陪審制度を翹望し、幾多の困難と、幾多の努力とに依つて、漸くその制度の実現を見るに至つた我国におきまして、若し、仮りに右の様な外国の、このましからぬ轍を踏む様なことがありましたならば、それこそ今迄の努力は水泡に帰することになるのでありますから、司法当局は勿論、民衆に於ても其の心して、此の制度を監視すると共に此の制度の完全なる発育を助長せしめねばならぬのであります。

さりとて、我が国の僅か一年足らずの好成績に安心し、慢心しではなりません。

此の様に結果が良好でありますならば、いやが上にも、其の向上、進歩を計らねばなりません。せぬことは云ふまでもないことであります。

司法当局としては、十月一日の陪審記念日を更に徹底的に民衆に宣伝し、其の本来の意義の闡明に力め、裁判所、検事局も亦陪審員諸君も、今日の熱心を其の保持することによつて、我が国に於ける陪審裁判の精華を發揚し、更に民衆をして満腔の信頼を持せしむる様に

努力しなければならぬこと、思ふのであります。(四・八・一)

②長崎控訴院長 石井豊七郎 「不動文字式」

私は陪審法実施の当時、宮城控訴院の院長をして居つて同管内で多少陪審公判を傍聴することが出来たところ、本年一月長崎控訴院に転補されたため、更に九州管内の陪審を傍聴する機会を得て、比較的広い範囲といはうか、各所の陪審に就き研究することが出来たのは洵に仕合せと思つて居ります。

東北と九州とはいろ／＼相違のあるのは当然ですが、一般に陪審の裁判が先づ理想に近い成績を示して居るといふ事は極めて欣快なこと、かうした効果を齎したことは司法当局並に朝野法曹の努力による事は申す迄もないことですが、国民の協力の著しいものがあつて、其結果一般裁判事務に付ても国民の諒解を得るに至つた事は、陪審実施の副産物として喜ぶべき事と思つて居ます。従て今秋から施行される改正民訴に付ても必ず同じ様な効果を齎らすであらうと期待して居る次第であります。

具体的に申すと、証人の出頭義務が理解されて来て陪審の証人は大抵揃ひます。陪審員として呼出されて欠席する者は極めて少い。辞退し得る老齢の人も進んで出る。無届欠席は殆んどない。病氣届をして置きながら全快したといふて来る者さへある。愈公判となると長時間姿勢も崩さず実に意想外の緊張振である。評決も概して相当な証拠には、更新は極めて少い。

請求陪審の少いのは費用の関係もあるが、法定陪審に在ても実際陪審にかゝる事件の少いのはむしろ予想以上であります。私の管内では大分、佐賀が割合に多く、福岡は法定陪審事件も相当多いのですが、実際陪審にかゝるものは十分一もありません。之にはいろ／＼の理

由もある様ですがソコに各地の地方色といはうか県民性の表はれもある様です。指導者は須らく各県民の長所を探究して善導することが必要だと思ひます。

此の如く請求陪審が少く、又陪審辞退の多いのは、職業的裁判官に対する信頼の存する所이다といふ説もあります。さうあれば洵に結構ですが、己惚れてはならない。裁判の内容に付ては勿論深甚の注意を払ふと同時に、形式に付ても研究を重ね改善を図らなければならぬと思ひます。民刑を通じて今日の急務は訴訟の簡易化であるのに、陪審の手續の如きはあまりに煩はしくあまりにクドイことはなからうか、予想の如く陪審開廷がなくて仕合せ、仮令事務に馴れても一ヶ月二件以上あつては逆もやり切れないとは、到る処の裁判所で聴く声であります。何とか工夫しなければなりません。

審理と弁論と説示と、之も唯自己の満足を得る為の型にはまつたものであつてはならないと思ひます。円熟せる裁判長の審理には流石にさうした弊はないが、ともすれば問が始から終迄不動文字で用意されてあつて、答に要する空行迄きめて在る様な例もあります。之は地方により事件により夫々状況を異にするに拘はらず、全国的画一の不動文字的設備をしてある法廷によく似合ふたものだ、私かに苦笑されることであります。公判然り、予審然り、受附から廷丁に至る迄不動文字式で行く、手数がかゝつて骨が折れて、夫で仕事が活きないと云ふ事になりませう。

③長崎地方裁判所検事正 服部正明 「陪審公判に於ける検事の論告に就て」

検事の執務の公正は今日国民一般に認められ国民の信頼を得て居るものと信ずるに拘らず、検事の論告は果して公正なりと国民に認められて居るであらうか。之を今日迄の陪審事件の結果に就て見るに、陪審事件七五件中陪審の評決と検事の意見と一致せるもの三六件に

して、一致せざるもの三九件の多きを算し、其の一致せざるもの、大多数は検事の意見よりも軽く評決せられて居るのである。之は勿論検事の意見を公正ならずと認められた為のみでなく、他の事情に基くものあるは明かであるが、此結果より見て一般に公正なりとの信頼を得て居るものとは解し難いのである。陪審事件に於て検事の論告通り評決せば萬誤ることなしと迄、国民の信頼を受くることは検事の職務上の理想であると信するのである。然るに此理想通りの結果を得て居らぬのは何が為であらうか。以下其の原因と認むべき事項に就き卑見を述べて見たいと思ふ。

一、従来検事の論告は専ら弾劾に急にして被告人の利益の点の説明を疎にせる傾向がありはしないであらうか。若し然る時は聴者をして公正なる論告と信せしむることは出来ない訳である。峻烈の論告なりとか痛快の論告なりとか新聞紙上の論評を得て満足するは誤りであると思ふ。須らく有罪の理由を述べると同時に、夫れ以上詳密に無罪たり得ない事実証拠を論述し、其の用語に於て其の態度に於て専ら中正穩健を主とすることが必要であると思ふ。此の如くして始めて国民をして論告の公正を首肯せしむるに足るものと信するのである。

二、検事は自ら起訴したる関係上公訴の維持に偏する傾向がありはしないであらうか。其の傾向なしとするも、国民をして之ありと疑はしめはしないであらうか。公判審理の結果に於て相当疑の存する事件に於ても、單純に有罪の論告を為す嫌がありはしないであらうか。公判に於ける論告は起訴責任を顧慮することなく、全く自由なる立場に於て公正に疑の点をも詳細に意見を述べべきものと信するのである。常に有罪たらしむるにのみ極力努力するが如く聴取し得らるゝ論告は、大に慎むべきことと思ふ。起訴検事と公判立会検事

と其の人を異にするは、論告の公正を保ち且つ之を信認せしむる上に於て望ましきことである。

三、従来検事の有罪の論告に対し裁判所が無罪又は之より軽き判決を為したる事例は相当多数であり、其の結果は一般に検事は常に有罪の論告を為すものと誤解せしむる最大原因であると思ふが、之は検事と裁判所と全然見解の異なる為のみであるであらうか。本来事件の判断は検事も裁判所も何れも公正を主とするものであつて、理論上相違を来すべきものでないに拘らず、斯の如き相違を来すは単に見解の相違とのみ見ることは出来ないのである。事件の判断は一致しながら、其の意見の發表に於て相違を来すのではなからうか。検事は有罪の認定を為すには、其の証拠薄弱なりと認むるに拘らず真犯人に相違なしと確信する場合に有罪の論告を為し、裁判所は同一の判断を為しながら証拠充分ならざる故を以て無罪の判決を為す、之に基く相違が大多数であるように思ふ。

叙上検事の論告は正しきものであるであらうか、余は正しきものとは考へ得ないのである。何となれば公判に於ける論告は証拠調の結果に基て為すものであつて、事実の認定は専ら之に依拠せねばならぬのであるから、苟くも証拠調の結果に於て証拠充分ならざる以上、他の事情より見て有罪を確信する場合に於ても無罪の論告を為すべきものと信するのである。斯の如くして始めて検事の論告公正を得、国民をして其の公正を信認せしむるに至るものと信するのである。

之を要するに検事は全く自由公正なる立場に於て中正穩健なる論告を為し、従来の有罪のみの主張を為すが如き誤解を一掃し、国民をして論告の公正を信認せしめ、陪審員をして検事の論告を唯一の判断の標準と為さしむることが必要であると信するのである。

④長崎控訴院部長 福地劔吉「陪審問答」

A、ヤー少時、陪審が始まつて彼是一年になるが、どんな具合かね。

B、案外好いと云ふことだよ、が、何れ女人筋で例の任務意識の尖端を行く筆法で観れば、色々物言が付くのだらう、門外漢でよく判らんが。

A、一体、素人が雛壇に列んで聞いて居てあれで判るものかね。

B、其処だて、僕も一度傍聴したが、大部分は、霞を距て花を見る程度のものじゃないかね。審理だけを譬へて見れば、先づ食物の原料丈け並べた様なものだね。論告、弁論、説示で味が付き形や色が整へられ、やつと手が出ると云ふことになるのだらう。外国でも、証人の言ふた事を覚えて居るか聞いても、カラ判らない、と云ふのが大部あるそうだからね。

A、然し、被告人、証人の取調が判断の骨子になるのだから、それで判りそうなものだが。

B、理窟は其通りだが、実際はそう行かぬらしいね。君も映画のファンだから知つて居るだらうが、あれだとシナリオを映画化する為め、夫々の場面を撮つて、不必要な処はカットし、必要とあれば重複させ、シナリオの生きるやうに、撮つたものを自由に配列するから、完成したフィルムを映写すれば、筋や気分がスツカリ見物の頭に焼付けられるが、陪審では予審決定と云ふ大体のシナリオがあつても、それを映出するフィルムが完全でない、フィルムに当る証人等は、監督の指揮に従ふのじやなし、声が低過たり、大切な処で黙つてしまつたり、陪審員にしてからが、も一度と思ふこともツイ億劫で、其俣とするやうなことがあつて、丁度、九代目の紅葉狩の映画を今頃見るよりも、もつと印象の薄いものになつて仕舞ふね。だから証人を調べる時は、順序を立て、なる丈け数を少なくして、厭きの来ないやう、又重要な処丈けをハッキリ訊問する方が、宜いやうだね。そして成可く、大写と云ふやつを

利用するとか、予審等の書類を訊問中に現はす、ツマリ字幕を出すのが、よくはあるまいかと考へるね。

A、調べる人が、二人も居ると聞いて居るが。

B、裁判長と、右陪席とでやる処あるがね、あれは都合ものだが、矢張り一人の方が万事よくはないかね。

A、映画の例で説明とは驚いたね、すると指づめ、論告、弁論、説示は、映画説明と云ふ処だね。

B、そう混ぜ返しちやいかん、が、実際それに似て、それ以上の力を持たせなきやよくないね。

A、処が論告、弁論、説示と、矢継早に遣られては、頭が混乱して、判らず仕舞になりやしないかね。

B、ハ、ハ、ソリヤ其通さ。しかし、時によると弁護人辺りから、フィルムそつちのけの大雄弁を、聞かせられるには恐縮するそうだ。

A、それでも、論告や、説示の方が、陪審員に利目があるのじやないかね、

B、処がそうでないそうだが、勿論、一概には云へないけれ共、今時、上から睨を利かそうなんて、時代錯誤だらうね。僕の友人が西洋へ視察に行つた時、彼の地である裁判長から、ゆめく押かぶせるな、独立した立場で独自の発見をしたかの如く、考へさせる方が効が多いと云はれたそうだが、一理はあるね。我陪審制度の建前では、起訴に対する意見を云ふのが、陪審の任務になつて居るやうだから、検事の方で、大に諒解を求める態度に出ねば嘘だね。先日もある陪審裁判を傍聴したが、其時の立会検事は、老練と懇切を思はせる調子で、

スツカリ陪審員の心を捉へて仕舞つた上、尚一点自分にも不審とする処があつて、よく調べたが、それには斯様々々な事情があつて、始めて疑が霽れたと、丁度相談しかけるやうにしたが、聴て居ても気持がよく、素人考としても成程と首肯されたね。一体に陪審法廷での論告振は、中々世間の気受がよいそうだね。

A、裁判長の説示もあるのだから。検事はそれ程に努めなくてもよからうが、什ふ云ふものかね。

B、そうは行かんね、勿論裁判長も詳細に説明はするが、何しろ意見発表を封じられて居るからね、定めし説明し憎からうと、気の毒に思はれるよ。体験者の談に聞くと、簡明に且意見を控へる方が、効が多いと云ふことだよ。意見がましい事を述べなければならぬ時は、弁論や、論告を、説示の内に援用しちや什ふかと僕は思ふね。尤も民度や、地方民心理の如何で、或る処では大に意見を匂はせる方が効果があり、反対に他方では、一切意見を出さない方が宜いそうだ。それにしても、検事や、裁判官の貫禄が大切だね。何しろ英国の様に、実際は裁判官の意見に協賛を与へるか否かを、陪審の任務として居る処とは、余程趣を変へなくてはならぬだらう。

A、アノ陪審法廷の構造、様式設備だが、あれで実際に具合は宜いのかね。

B、イヤに専門的な事を聞き出すね、モウそろ／＼文句のある個所が出て来た様だね、裁判官の後ろが狭過ぎる、証人台が高過ぎる、被告席の囲は無用の長物だ、傍聴席はもつと広くならないか、法廷の構造に寒気暖地の区別が無さ過ぎる、と云ふ様な苦情も聞へて居る、下がかつて来るが、宿舍の便所が少なく、陪審員から訴出た処もあるそうだ。

A、それにしても陪審が始まつて、一層職員が忙敷なつたらうね。

B、適当に増員をしたからその心配はあるまいが、然し予定件数よりも多かつたり、少なかつたりして、面喰つて居る向もあるそうだね。専門部のある処は別として、然らざる処では、陪審の外に普通の刑事もやれば、民事の補助もする、部員が区と兼務と云ふ塩梅で、相当混雑するやうだ。つまり此予定実現の喰違が、将来考慮を要する点だらう。各控訴管内で一、二の専門陪審係を置いて、巡回式に遣らせたら費用、能率、人件の点も具合克くなり、事件分担の平均が付くだらうと、云つて居る者もある様だが、当分は此俵で、様子を見るの外はあるまい。

A、すると、陪審事件は月平均ドレ位遣れるのかね。

B、之も黒人筋の云ふ処では、専門部で精々月三件、普通事件と混合して陪審を遣る処では一件と別事件の準備手続を一件位で、関の山だと云ふ事だ。僕も之れに要する職員の延人員や、手続の細目を聞いたが、仲々大事だね。それに、官民共此制度に馴れない為めでもあらうが、陪審の開かれる前後等、相当繁激を免れない様だ、法廷整理の為め傍聴人心得を刷物にして出すとか、取締の延丁を増すとか、陪審の接待案内に職員を配置するとか、事件の梗概を示した書類函面を作るとか、仕事は中々多くなるやうだ。それにしても、仏蘭西辺りで、月十件位、格別目立たぬ様に、コナして行くのを見ると、制度や訓練も違ふが、一分別せにやならないね。

A、然し、實際遣る事件も、案外少いそうじゃないか。

B、そうだ、勿論法定陪審事件の本来の数は相当多いが、辞退をするのが多いのと、請求陪審がカラ出ないので事宜上少い訳さね。

A、ソリヤ什う云ふ訳からかね。

B、玄人筋に云はせると、陪審だと控訴をすることが出来ないからだ云ふね。それに素人なんかより、矢張り専門の裁判官の方が頼りがあると云ふのもあるね。中には、衆人環視の中で恥の上塗をするより、コツソリ遣つて貰ひたいと、親類共から頼込んで、辞退させたのも現にあつたそうだ。請求陪審で、金を費ふより、控訴も出来、確定期も延ばせ、アワヨクバの僥倖心を満足せしめたい事も、請求陪審の無い重なる理由だらふよ。

A、それならば、請求陪審の費用を官費としたら。

B、今の処それもなるまいが、セメて法定陪審の証人、鑑定人の費用丈でも、官費にしては什ふか、との説もあるね、それに、官選弁護人の報酬問題も大分喧しいやうだね。

A、陪審員の態度や、感想も、聞きたいものだね。

B、大分真面目なやうだよ。先づ名譽な地位だと考へて居るね、現に忌避されて大分不平をコボした者もあるそうだ。然し一般に、取調の早く済むのを、希望して居ることは間違ないらしい、処遇には大満足らしいね。

A、御蔭で大分よく判つた、有難ふ。君は門外漢だと云ふが中々通じて居るね。

B、イヤ、実は長崎控訴管内の裁判官に、大分知己を持つて居るのでね、時々小耳に挟むからさ、中には聞き違をして喋つて居ることもあるだらふがね、ハ、ハ、ハ、ハ、！

(四・八・四稿)

⑤長崎地方裁判所検事 松藤正憲「陪審裁判に対する感想」

陪審裁判が制度として良いか悪いか、若くは陪審裁判が我国現下の国情に適するものか否かといふ事に就ては、過去に於て大分聴かされた話題であつたが、これは現在に於ても未だ可なり論議せられて居り、将来に於ても我国裁判制度上論議の一大題目として残るであらう。

率直に忌憚なく曰へば、裁判実務家の大多数は陪審裁判制度を良い制度として謳歌して居ないやうである。謳歌しないどころか陪審制度を以て無用の長物として非難して居るやうである。

此等の人々は陪審裁判が我国の国情に適しないといふこと、我国の官僚裁判は完全無欠とは曰へないまでも、至公至平以て深く国民の信頼を保持し居ること、陪審裁判手続が煩瑣で国民に非常の迷惑をかけ、且つ多大の費用を要すること等の理由を挙げて、陪審制度は我国に於ては屋上更に屋を架したる馬鹿げた制度なりとして居るやうである。

端的に観るに、昨年十月以降今日迄全国に於て行はれた陪審裁判の実績から曰ふても、右に述べた陪審無用論が裏書されて居るやうであり、之あるが為め国民にどれだけの信頼と安心とを与へ、裁判にどれだけの威信を加へたと曰ふに、遺憾ながら皆無と答へざるを得ないやうに見受けらるゝ。

世界文化の時流に遅れぬ為とか、三大国の体面上必要であるとかいふ如き理由では、世人を納得せしむるには足らぬ。今後在朝在野の法曹諸子が、懸命の努力を払つて陪審制度の長所を發揮せしむるに非ずんば、世人を首肯せしめ国民をして陪審制度を謳歌せしむる事は出来ぬと思ふ。

(二) 弁護士 of 感想

①三浦順太郎(長崎)

一、陪審法は予期の如く、人権擁護の実効を發揮せざるも、間接には相当の効果あり。

陪審員の選定の方法、法定事件の拡張其他大に改良を加へ、完璧を期すべきものと思ふ。

②小牧寅熊（長崎）

一、人民をして裁判に関与せしむるといふ美名の下に制定せられ、宣伝せられたる陪審法も、その実施に際しては、国費不足の故を以て、実現を妨ぐる者ありと聞くを遺憾とす。

③齋藤巖（長崎）

一、妙用不現、陪審員の思考優柔乎。泥棒の難なしと雖も戸は締めざるべからず、火災は遭はずとするも保険は入り置くものなり。陪審は廃すべからず止すべからず、独断裁判牽制の爲めに。

④小山五郎一

一、折角拵へ上げた陪審法、予想を裏切つて件数が挙らない、が併しそれだけ通常裁判に信認が多いとするは誤りなるべく、要するに同法利用に就ての国民の理解がまだく進んでゐないと私は信ずる。

⑤原田傳五郎（長崎）

一、我陪審法は被告人が之を辞するもの甚だ多し、蓋し其評議の威力なきに帰す、之は文明の虚飾を受けずと拒絶するものゝ如し。

⑥木崎永正（佐世保）

一、（注、回答なし）

⑦藤川悦太郎（長崎）

一、尚早の感なくんばあらず。

⑧大坪実形（厳原）

一、国民の開化の程度、検事判官以上の智なく識なし、徒らに検事判事にリードされるのみ、無用の制度と存候。

⑨本多泰隆（長崎）

一、陪審法の立法の趣旨、未だ徹底せざるの感あるを以て、今一段在野法曹並に司法当局と協力して、以て陪審法の趣旨徹底の要あり。

2 佐賀

（一）判検事の感想

①佐賀地方裁判所検事正 田中恵「陪審法の実施に依りて得たる所感の二、三」

佐賀に於ては、陪審法実施以来五回の陪審を経たり、何れも殺人事件にして法定陪審なり、弁護人は各件共皆之を選任せり。其評決の結果は、

第一回 主問 然り

答申採択

第二回 主問 然らず

補問 然り（傷害致死）

別問 然り（緊急防衛を認む）

答申を不当と認め他陪審の評議に付したり

第三回 主問 然らず

補問 然り

別問 然らず（緊急防衛を認めず）

答申採扱

本件は第二回目の事件と内容同一なり

第四回 主問 然り

答申採扱

第五回 主問 然り

答申採扱

右主問然りの答申を得たる各事件は、必ずしも疑を挟む余地なしと云へる程、事実の明かなるものにあらず。少くとも被害者と被告との平素の關係、犯罪の動機手段方法等、情偽を審かにするにあらざれば、其真相を掴むに可なり困難なる事件なり。然るにも拘はらず、陪審員が悉く之を積極的に評決したるは、洵に要領を得たる公正なる見解にして、事実に適合せるものと云ふべく、第二回目の事件に付傷害致死と認められたるは止むを得ずとするも、緊急防衛を認むるに至りては容易に首肯し難し、裁判所が之を不当とし他陪審の評議に付したるは当然の措置なり。再陪審は果して別問然らず、即ち緊急防衛を認めずと評決し、裁判所該答申を採扱せり。蓋し要領を得たるに近しと思料せらるゝなり。

主問然りの答申を得るに至りたるは、一言にして尽せば、各機關緊張して事件の真相を審かにし、就中陪審員良く其職責を了解したる結果なり。反之再陪審に付するに至りたる事件は、陪審員中人種的偏見に捉はれたるものある嫌なきにあらざれども、審理上多少尽さざる所なしと云ふを得ざるべし。例へば、弁護人の弁論中二十名許りの鮮人土工一団が一人の内地人を詰問し、其間に四、五名の内地人調停を斡旋する状況を、鮮人は十重二十重に取囲み黒山の如く押寄せ杯、頗る誇張的形容詞を使用し、巧みに陪審員の心を被告同情の方に強い

て引付けんとするに拘はらず、檢事之を黙し裁判長亦之に注意を与へず其假結審せしことが、不知不識被告に有利なる評決を為すに至りたるの疑なき能はざるなり。(専門的に見れば緊急防衛にあらざること明瞭なるを以て反駁せざりしもの?)

故に各機關は互に緊張し、苟も事実の真相を陪審員に知悉せしむるに与つて力あるものなる以上は、縦令小事なりと雖も訊問すべきは之を訊問し、主張すべきは之を主張し、反駁すべきは適度に反駁し、論すべきは之を論じ置く必要を感じるなり。

今此道程に立て考察するに、陪審は決して我国民性に適合せざる制度にあらず、之を導くに其道を以てすれば、美果を收め得べきを信じて疑はざるなり、吾人は国民と共に最前の努力を為すべきなり。

②佐賀地方裁判所長 二階堂富作「陪審感想談」

陪審裁判実施後既に一年、其間全国各地で裁かれた事件の結果を見ると、一、二の特例はあるが、概して軽い方に認めらるゝ傾向がある。殊に放火とか放火未遂事件に付ては、其傾向が特に著しく、大部分は無罪とされた様である。斯る案件は専門の裁判官でさへ事実の認定は頗る困難であるから、素人の陪審員に六ツかしいのは尤であるが、六ツかしいからとて否定又は軽きに從ふと云ふ結果になつたらば如何であらふか。又裁判所に於ても、答申が不相当と思つても、陪審の更新を憚つて之を採扱する様な事になつては、如何なものでもらうか。其処が陪審裁判の妙諦であるから結構だと云へば其れ迄だが、我々の立場から陪審の結果が従来より著しく無罪が多い大体軽くなると考へる時、陪審裁判が果して国家の秩序を維持するに足るやの懸念が生ぜざるを得ない。或る一部では、はや陪審裁判を呪ふの声も聞ゆるとの事である。

そこで考慮すべき必要あるのは、裁判長の説示である。陪審員は事実の訊問、証拠調にも能く注意して聞いて居るが、是丈では逆も心証を確しかめる迄には行かぬらしい。検事の論告を聞けば成程と肯き、弁護人の弁論を聞いては如何にもと感心し、結局陪審員の頭が其都度左右せらるるのではあるまいかと直感せらるる。従て裁判長の説示は、通り一偏の生温いものでは物足らぬ様である、事実の關係利益の証拠不利益の証拠之に基く推理の結果を力強く高調し、陪審員をして証拠を比較判定し易からしめる様、意見の表示に涉らざる限り、突進んで説明せねばならぬと思ふのである。

陪審員資格は、市町村役場に於て調査の際、読書きの程度を今一段高くし、中等学校卒業又は之に準ずる位の標準で調査して欲しいものである。今の様に尋常小学卒業程度では低過ぎると思ふ。陪審法は是迄随分宣伝せられたが未だ足らぬ、国民をして今一層其精神を諒解せしめねばならぬ。或る陪審員の如きは、陪審裁判は従来の官僚裁判の苛酷を緩和する為に設けられた制度であるから、我々陪審員は被告人の味方をすべきものであると公言した由だが、飛んでもない誤解である。今後尚二、三年間は盛に宣伝の要ある事を痛感する。

③佐賀地方裁判所部長 西村甫太郎「感想」

我陪審法は、陪審員の資格を読書きを為し得る程度とし、純然たる抽籤主義を採つた結果、陪審公判に際し呼出に依じて出頭した陪審員の顔触を見ると、中には果して陪審なるものを理解して居るか陪審員として其任務を尽すことが出来るかとの疑念を懐かしむるものが多数にあることは争はれない事実である。此等の陪審員の多数が、検事や弁護人の弁論、裁判長の説示をよく呑込むことが出来るか甚だ疑はしく、随て裁判長の問に対し果して正鵠を得た答申が出来るかにつき、大なる不安を生ずる場合が少くないのである。

故に実務家としては、陪審員の資格を出来得べくんば、中等学校卒業程度位迄に引上ぐるか、又は純然たる抽籤主義に手加減を加へて、公正を害しない程度方法にて（只今具体案は持たぬけれども）、陪審員を選定し得る道を講じ得るようにしたならば、前述の如き不安は除かれ、陪審側度はよりよき成果を挙げはしまいか、否寧ろかくすることによりて始めて制度の完美を期し得るのではあるまいか。

私共の懸念するところは、従来の法定陪審事件にはさして複雑難解な事件も無かつたようであるが、此後万一請求陪審が頻出し、文書偽造行使詐欺とか背任とか云ふが如き錯綜した事件が陪審に付せらるることがありとすれば、現今の程度の陪審員では其審理から証拠調及び説示の任に膺る裁判長の労苦は想像するに余りある次第で、而かも其結果に於て只今の制度の俛では適正なる法の運用が出来るか怪まるゝ訳である。此点から云つても、陪審員の資格の向上は急務であると思ふ。

其他審理時間の短縮、法廷の構造設備等についても考慮すべき点があると思ふ。

(二) 弁護士感想

①木更鶴松（佐賀）

一、吾人は本法の生れ出る前から余り期待して居なかつたが、發布せられたる処の条章を読むに及んで、第七七条第九五條の運用如何を注目して居たのである。右の如く吾人の期待の小であつたのは、所謂素人裁判果して適正を得るやにあつたのである。刑事裁判制度は根本的改革でも何でもないと思ふ、実施後成績の揚がらぬのも、要は名程に実の伴はぬ制度だからと云ふの外ない。

②豊増龍次郎（佐賀）

一、予想の如く無用且有害の制度たることを実証したり、今や一切の行懸かりを棄て之を全廃し、其費用を挙げて他の有益なる司法改善に資せんことを望む。

③石動丸源六（佐賀）

一、制度に欠陥あり且つ運用其宜敷を得ざる為、宏荘なる建物と共に無用の長物となり終りつゝある所を遺憾に存候。

3 福岡

(一) 判検事の感想

①福岡地方裁判所長 長谷川菊太郎「審理は即日結了せしむるを可とす」

陪審事件の公判審理は、陪審員に事件の実状を展開し能く其の真相を看取せしめ、由て以て適當なる答申を案出せしむるを眼目とす。陪審員は生来裁判事務に關与せることなきを通常とするを以て、裁判長は其の聴取に便利を与ふるが為めに、訊問には平易の語を用ひ要項のみ挙げて問ひ、煩瑣に亘らざることを勉むべし。応答此の如くなるときは、陪審員に於て従来聴馴れざる法廷の応答と雖、之を聴取し理解し比較的容易に事件を了解するを得ん。従て被告人並に証人訊問共に一人に付多数の時間を費消することなかるべし、尤事件の中心人物に対しては一概に簡易に処理するを得ざる場合あるべきも之れ例外に属す故に、事件全体の審理は従來の如く長時間を要すべき理由なしとす。

右の如き審理方法を採るときは、大低の事件は午前九時に始めて午後八時乃至十時に結審すべし。試に当裁判所に於て今日迄に取扱ひたる陪審事件（中途より通常手続を行ひたるも

のを除く）に付、取調証人数及審理全部の所用時間を表記し、左の結果を得たり。

被告事件名	証人数	所用時間
稗××× 殺人、殺人未遂	七人	自午前九時至午後七時三十分 十時三十分
達××× 傷害、致死	五人	自午前九時至午後九時 十二時間
松××× 殺人	七人	自午前八時三十分至午後七時 十時三十分
園××× 殺人未遂	八人	自午前八時三十分至午後七時 十時三十分
大××× 放火	十八人	自午前八時三十分至午後十一時十分 十四時四十分

最後の大×××被告事件の如きは、保険詐欺にして稍複雑なりしも即日終了し、第一問に對し肯定的答申を得、其他四件も答申は裁判所の意見と合致したり。此に於て審理即日終了を高潮する所以は、

第一、陪審員に於て事実の判断をなすに際し、事件の顛末を容易に脳裡に照映せしむるを得、殊に裁判長の説示に引続き直に評議答申せしむるを以て説示の効果多し。

第二、宿舍に就かしむるときは、審理未了殊に説示を了せざる案件に對し、陪審員相互に彼此論議し誤りたる判断を誘發せしむる危険あり。

第三、訴訟経済上利益あるは説明を要せず、陪審員も亦時間の経済其他に於て利益あり。

以上説明の如くなるを以て、特種の案件を除き、陪審事件は事件其物の為、国費節約の為、將又陪審員の利便の為、十の八、九は即日審了せしむるを可なりとする意見に到達したり。

(昭和四年七月十七日稿)

②福岡地方裁判所部長 阿部茂雄「陪審事件審理に付ての感想」

陪審法施行以來昭和四年六月に至る間、自分の担任したる陪審事件は四件にして、其の事

件に出頭したる陪審員の総数は百三十三名（辞退、疾病其の他正常の事由に因る不参者十一名は孰れも公判期日前其の屈出を為したり）、証人の総数は三十八名なりしが、右陪審員並証人は各指定の時刻に出頭し、弁護士亦開廷時刻を厳守したりし為、公判は指定の時刻に開廷するを得て、予定の時間内に審理を終了したり。開廷時刻の励行は、従来最も至難とせるところなるに拘らず、関係人の多数なる陪審事件に於て以上の如き結果を見たるは、陪審法施行の当初に於て最も喜ぶべき現象の一なりと謂ふべし。

尚法廷に於て陪審員が熱心に審理を傾聴せる態度及陪審の評議の結果が、悉く正鵠を得たるは洵に称賛に値す。陪審法施行前に於て、吾人は素人なる陪審員が果して証拠に基き適正なる判断を為し得べきや否に付聊危惧の念を懷き居りしが、實際陪審事件の審理を為し陪審の評決を見るに及び、右は全く杞憂に過ぎざりしことを知れり。然れども多数の陪審員候補者中には、其の年齢、性質、職業若くは教育の程度等より稽へ陪審員として其の重大なる任務を遂行し難き者絶無なりと謂ふべからず。茲に於て吾人は検事並弁護士に対し、今一層細心の注意を払ひ勇敢に且適正に忌避権を行使せられんことを望む。従来忌避権の行使に付多少遠慮するが如き傾向なきや。陪審裁判は忌避権の適正なる行使により、初めて其の真価を發揮するものにあらざる乎。

更に今日まで開廷の陪審事件の審理を見るに、証人の数余りに多数なるが如し。這是畢竟直接審理主義必然の結果ならんも、此点に付考慮を廻らすの要なきや。当該事件に重要な關係を有する証人は直接之を訊問するの要あること勿論なるも、左程重大なる關係を有せざる証人にして而も既に予審に於て訊問を了し其の調書存する場合に於ては、陪審法第七十五条を活用し、公判準備手続に於て訴訟関係人の同意を得て、当該予審調書を証拠書類として

公判に顕出し、以て其の証人の訊問を省略するが如きは至常の方策なりと謂ふべからざる乎。

(二) 弁護士の感想

① 大石健太郎（久留米）

一、本法は日本現今の民度に於ては、尚早にして適切ならずと信ず。

② 菅野虎雄（福岡）

一、存続の必要を認めず。

4 大分

(一) 判検事の感想

① 大分地方裁判所部長 長谷川松太郎「感想」

我国司法制度の一大変革と称せられた陪審法の実施せられて爰に一週年を迎ふるに方り、所感の一端を述べて見たいと思ひます。

先づ、第一に陪審裁判の審理は陪審事件の種類性質に依り一律に言ふことは出来ないが、概して簡潔主義が良い様に思ひました。夫れは嚴肅な法廷に列席することに馴れない陪審員が、被告人証人等各種の取調を聴取し之を理解することは相当努力を要することであるから、裁判長の被告人訊問や証拠調が多様詳細に亘れば往々事案の紛糾を来たし、其上陪審員の心身を非常に疲労せしめ、最も大切な裁判長の説示を為す頃には十分に之を会得せしめることが出来無くなり、其結果陪審員をして裁判長の説示の趣旨を誤解せしめる様なこと

になり、意外な答申を看ることが無いとも限らないから、私は寧ろ其審理は成るべく平易簡潔に進むことにした方が良からうと思ひました。

次に、我が大分地方裁判所管内に於ける陪審員が、大体に於て其職責を完ふしたと云ふこととであります。是を詳しく申上げると、先づ裁判所長の抽籤手続に依り選定せられた陪審員が、疾病其他止むを得ない者の外は、殆ど全部出頭したと云ふこととあります。是は畢竟陪審員各自が、陪審員に選定せられたことを以て一の榮譽と考へると同時に、其職責の重大なことを感ずると云ふ精神より出たものに外ならないので、誠に陪審法運用上喜ぶべきことと思ふのであります。更に陪審構成手続に依り選定せられた陪審員の法廷に於ける態度に至りても、特に不謹慎と認むる様なものは殆んど無く、概して熱心誠実に各種の訊問を傾聴して、時々自ら進んで適切と思はるゝ質問を發する者もありて、法廷は終始緊張して居りました。が、之は陪審員が其任務を良く尽したと云ふことが余程影響して居ることと思ふのであります。唯爰に聊か遺憾に感じたことは、陪審員が事案を判断する上に於て、或る種の感情に囚はれて居るのではないかと疑はるゝ節があつたこととあります。云ふまでもなく司法裁判の生命は、正義公平で感情に依り事実の有無を断することは絶封に禁すべきことであるから、将来陪審員をして特に此点に付いて警告を加へる必要があることは勿論であるが、又一面裁判長の各種の訊問や其説示を為すに当りても、冷静丁寧なる言語態度を以て臨むことにしたならば、陪審員をして其感情に走ることの弊を幾分か防遏することが出来得るだらうと思ふのであります。

要するに私は既往一年間の成績より考へ、適当に陪審員の善導に努めたならば、我陪審制度は近き将来に於て相当の効果を挙げ得らるゝことと思ふのであります。

②大分地方裁判所長 栗本武三「感想」

大分地方裁判所に於て初めて陪審公判を開いたのは昨年十月二十三日で、事件は情婦斬の殺人未遂であつた。然るに偶然にも夫れが我国最初の陪審裁判であると云ふので、法曹界は勿論世間一般より多大の興味と期待とを以て注目せられた。満廷異常なる緊張の裏に審理は翌日に続き、結局殺意の有無が争点と為つて主問と補問とを發したるが、評議四十分余にして愈々陪審長より主問然らず補問然りてふ、裁判所の意見と全然一致した答申を受けた刹那、一種云ふ可からざる感激と喜悅とで胸一杯になつたことは、今に忘れ得ぬ深き印象である。爾來本年六月迄に陪審公判を開きたること都合九回であるが、尚ほ其間の所見感想一、三を述べて見やう。

前叙第一回の時は、三十六名の陪審員が一人の遅参もなく、定刻前に全部出頭したることは頗る愉快に感じた。其後も出頭者三十名を降つたことは殆んど無く、特に第九回の時は予め診断書を添へて欠席届を出した陪審員二名あつて、其の一名は年齢六十二歳、他の一名は六十四歳であるから、当然六十歳以上の者として職務を辞することを得べきに拘らず、兩名共故らに診断書を出したのは、年齢の爲めに辞退するを潔しとせぬと云ふことであつて其の意気や愛すべしと思ふた。而して公判期日に至り、陪審構成の手続を為すべく、呼入れたる陪審員の人数は三十五名あるに不審を懷き調査した処、曩に欠席届を為したる内の一名が病氣稍々軽快に向ひたる為め努めて出頭したること判明し、外国では陪審員が病氣を仮装し診断書を作爲して出頭を忌避する弊風あるを聞迨ひたる余は、吾邦の法廷に於ける此の嘉すべき事実面に直面して大に意を強ふした。

次に当裁判所は陪審構成の手続を為すに際り、当籤したる陪審員毎に其の氏名を呼上げ起

立を命じて法廷の中央に進ましめ、之に対して職業住所等に付簡短なる推問を試み其の聴覚発声態度等を験し、検事弁護士等に承認忌避を決すべき参考資料を与へ居れるが、第九回公判の時であつた、嘉永五年生で七十八歳の陪審員が当籤せし故多分忌避せらるゝならむと予想しながら、例に依り推問を試みたるに此の老陪審員応答明晰、態度敏活にして矍鑠壯者を凌ぐの概あり、忽ち検事弁護人の承認するところと為り終日熱心に職務を遂行した。七八歳の老陪審員は全国でも其の例稀なるべく、同時に構成手続に於ける陪審員の試問は其の効果の少なからざることを体験した。

陪審法実施滿一年の成績に鑑み斯法の将来に望を囑すること切なるものがある。

(二) 弁護士感想

①伊東三雄(大分)

一、陪審員の事実の認定は、無罪の事実以外何等効なし。裁判所は刑の量に於て、旧来と同様なる判断をなす故に、陪審員が傷害と認定するも、裁判所が殺人未遂と思へば、罪名は傷害にても其刑は殺人未遂の場合と同一なり。

②今泉富吉(大分)

一、本法の精神を徹底普及すべきものと痛感す。

③失名氏(大分)

一、無益なる制度を布きたるものと思ふて居り候。

5 熊本

(一) 判検事の感想

①熊本地方裁判所長 下山英五郎「陪審法実施一年後の感想」

一 案ずるより産むが易し 陪審法実施後の成績如何に付ては、朝野均しく懸念したる処にして、之が実施準備として全国司法官弁護士共同にて講演ポスターパンフレット活動写真模擬裁判等により、陪審裁判の如何なるものなりやを国民に周知せしむる事に努め、又之が実施後は各地方裁判所の所長検事正自ら第一線に立ち臨廷審理の衝に当り、裁判官検事弁護士陪審員何れも緊張して事に当りたるため案ずるより産むが易く、実施後の手続は万事すらすらと運び、陪審員の答申中不当なるもの少なく、概して良好の成績を収めたるは、邦家のため慶賀に堪へざる処である。

二 陪審更新の規定は伝家の宝刀 過去一箇年間に陪審更新したる事件五件(?)ありたるやに記憶す。之に何れも己むを得ざるに出たるものならんも、誠に遺憾の至りである。蓋し陪審更新の規定は、伝家の宝刀にて容易に抜くべきものではない、運用の妙は抜くぞとの態度を示し容易に抜かざる処にあるのである。されば、検事は弁論に全幅の力を注ぐべきは勿論、裁判長も説示に全力を傾倒し、陪審員をして事実の判断を誤らしめざる様留意する事最も肝要なる事と思ふ。

三 陪審員の素質案ずる程の事なし 陪審員の素質優良なる事は固より望ましき事なれ共、現行法にては陪審員の智的能力の要件として単に「讀ミ書キヲ為シ得ルコト」を必要となし、而も右要件を具備する者の中より抽籤にて候補者を選出するものなれば、其素質の優良ならざる事は推して知るべしであるも、過去一箇年間の経験に徴すれば、十二人の陪審員中には毎回素質優良なる者一、二名混じり居り其者が何時も陪審長に選ばれ陪審員をリードせ

る有様なれば、陪審員の素質に付ては案ずる程の事なしと思はる。

四 裁判長の説示 陪審員は裁判に経験なき素人なれば、検事の論告を聴きては有罪の心証を起し、弁護人の弁論を聴きては無罪の心証を起し、黒白何れにも決する事出来ず五里霧中に彷徨するの感あるは実際陪審員の心理状態である。此時に当り裁判長の説示が、陪審員の事実の判断をなす上に如何に重大なる影響を来すものであるかは自ら明かなれば、裁判長の責任は実に重且つ大であつて、其説示たるや苟且にも忽にする事は出来ない、宜敷慎重の態度を以て之に臨み、陪審員をして事実の判断を誤らしめざる様努めねばならぬ。仏国の陪審制度には裁判長の説示なるものなきも、自分の経験によれば我国にては裁判長の説示は最も必要なるのみならず、裁判長の眞の技量は説示の巧拙に依て容易く判断せらるゝ位のものなれば、説示は裁判長に取りて最も六ヶ敷仕事の一なれ共、之に重きを置き毎に清新なる説示をなす事に邁進努力せねばならぬと思ふ。

②熊本地方裁判所部長 水谷清「所感五則」

予は陪審事件に付ては、他庁の事件を一件傍聴し、自庁の事件三件の中二件には陪席判事、一件には裁判長として関与した経験の有するのみである。左に述ぶる所は、此の僅少なる経験に基く所感の概略に過ぎざることを御断りして置く。

一、検事の被告事件陳述前、各陪審員に対し被告事件の概要と題し、予審決定記載事実の要領を摘示したる書面と検証函面写及公判に召喚したる証人鑑定人の氏名目録を交付し置くことは頗る有益であると思ふ。

二、予審決定には犯罪の原因動機経路等を詳細明確に記載せむことを望む。検事の被告事件陳述は、可成予審決定記載の通り陳述して之を為すことにしたい、又裁判長の被告人訊問は、最初に先づ被告事件の要点を告げて之に対する認否弁解の要旨を聴きたる後、更に検事陳述の被告事件の内容即ち予審決定記載の事実の順序区分を立て、詳細に訊問し、以て箇々の事実に対する被告人の認否弁解を明確にするのが、正しき方法であると思料するに因る。

三、警察官に対する被告人の自白は、検事予審判事に対する被告人の自白と連係す。警察官の不謹慎なる取調が、弁護人に絶好の反撃資料を与へて、陪審員の心証を害し事件を根柢より覆すに至ることなきを保せない。検事は此点に付、警察官を訓戒することを怠つてはならぬと思ふ。

四、弁護人の弁論中に不当の点ありたるときは、検事に於て一応弁駁するを相当なりと思ふ。五、説示は検事と弁護人との積極消極両論のあつた後、裁判長によりて為さるゝものであると謂ふ理由に依り、陪審員を最も緊張せしめ其の心裡に多大の影響を与ふるものであることを、他庁の事件を傍聴した際殊に痛切に感じた。然るに実際に於て犯罪事実有るか無きかを暗示せざる説示があるであらうか、抑又暗示を与へずに説示を為すことは果して可能であらうか、思ひ内であれば色外に現はるゝものではなからうか、兎に角説示は至難の業である。裁判長たる者は、深く考慮して暗示を与へず、而も生彩ある説示を為すことに努めねばならぬと思ふ。

③熊本地方裁判所検事 大里与謝郎「陪審制度に関する感想」

一、陪審制度実施せられてより已に期年収らんとす。実施以来全国に於て取扱ひたる事件数も或は百件に達せざるべく、現に自分の取扱ひたる事件も数件に過ぎざる事故、其利弊に付て未だ十全なる批判を下し克はざるは余儀なき次第ではあるが、自分の貧弱なる経験によ

り考ふるには、今日迄繫属したる事件は殺人放火の如き法定陪審に属するものゝみにして、何人も重大罪悪視する事実に係るものであるが、此等の罪案に於ても未遂に係るものに付ては、現に発生したる事実のみに重きを置き、適正なる評決に出づるを得ざる憾みあり。又未必の故意の如きは、殆んど之を認めざるを以て当然と為すものゝ如き觀あり。又被告人の境遇犯情に対する感情を以て、事実の判断を左右するの弊あるを免れざるが如し。如斯にして、事件の真相に關し単に常識的感情的に断了し去つて、国家の法律制定の目的理由を貫徹するを得ざるの現象を馴致するに於ては、異日紛糾したる請求陪審事件等繫属したる場合に想到し、或は甚大なる弊害の醸さる可き因子たらざる無きを保せず。国家の大患茲に胚胎すとも謂ひ得可きなり。故に陪審員の指導覚醒の道を講ずるは素より必要なるも、進んで陪審更新の拳を抔むるの必要あるにあらざるなき乎。

二、陪審制度の実施は一般民衆をして吾等の陪審員たるの感を懐かしめ、從て裁判を理解し裁判所に親ましむるの効果を齎したるは顕著なる事実なり。此趨勢を善導し一層司法の公正嚴明を信頼せしむるの道を講ずるは、局に當る者の責任なり。而も苟も狃褻せしめざる用意に出づ可きこと肝要なりとす。

三、陪審審理に際し、捜査の局に當りたる司法警察官吏の用意行動に欠陥ある事実を暴露したるは、争ひ難き遺憾なり。雨降て地固る此事実に顧み、指導戒飾其十全を期するを得ば寧ろ幸ならんなり。

四、裁判長の説示に際し、法定刑を説示するは敢て違法に非ずとは判例の認むる所なるも、法定刑の説示は単に事実判断を為す陪審員の評決に關し啻に無用なるのみならず、感情を挾むを戒む可き陪審員をして刑の輕重を顧念せしむるの危険を随伴するは事実なり。若し檢事、弁護人等の弁論に於て之を論議したる時は、其法定刑の運用に關し、之に拘泥するを要せざる旨の理解を陪審員に与ふるの必要あるは勿論なるべきも、裁判長が進んで陪審員の評決如何により法定刑如斯との説示は、少なくとも陪審員をして之に關する感情を挾ましむるの危険を伴ふ無用の説示にして、穩当を欠ぐものなりと思ふ。

五、陪審審理に於て、白紙的態度を有する陪審員に対し、直接審理により事相を了解せしむる為には、証人の証言に俟つべきもの多きは当然の数なり。從て陪審員をして真実の事相に適する評決を為さしむるが為に、是非共偽証の匡正杜絶を講ぜざる可からず。故に当該陪審事件は勿論通常の事件に於ても、常に偽証に付深甚の注意を払ひ之が防止に努め、而も尚偽証の行はるゝや嚴格なる考慮を以て之が鎮滅を図らざる可からず。而も現今の状勢に於て之に科せらるゝの制裁は、鎮滅の効果を奏し得ざるの嫌あるを憾む、一考を要す可き事と思ふ。

(二) 弁護士感想

① 川上直行 (熊本)

一、尚早

② 林田為八 (熊本)

一、陪審法実施の効果なきや憾みあり、却て刑の量定に重きに過ぐるの傾なきか、刑の量定に民意を反影するは結構なるも、法の頭なき者の参上するは、却て大なる錯誤なきを致せず、寧ろ廃止する方ならん。

③ 前川末廣 (熊本)

一、陪審員の智識の程度低き為めか、自ら事案を判断せず、裁判長の説示に依つて判断しつゝあるが如し、依て裁判長が事件を左右しつゝあり、本法施行は尚早の感あり。

④中野雅城（熊本）

一、無益有害なる陪審法は速やかに廃止すべし。

⑤楠田義任（熊本）

一、無用の長物廃止するに如かず。

6 鹿兒島

(一) 弁護士感想

①松山長門（鹿兒島）

一、国情に副はざる法律は、如何に其規定精細を極むるも、又当局其宣伝に努むるも、到底其成果を収め得可きものに非らず。陪審法が其施行後成績思はしからざるは、畢竟之れが為めに外ならず。故に小生は速に此法律の廃止せられん事を希はざるを得ず。

7 宮崎

(一) 弁護士感想

①西野文市（宮崎）

一、實際陪審を経て裁判を為す事件の僅少なるは、上訴の関系及び費用負担の関系に因るものならん。斯かる結果を頭はすは、現行陪審法に於ける当然の結果なるべし。之が為めに陪審法の不要を唱ふる人あれども、同法は国民が裁判に関係する権利を有すとの一の

徴表として、実際に於ける事件の多少を問はず存置するを可と考ふ。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

長崎屋控訴院管内における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二 陪審公判一覽表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の閲歴を『日本法曹界人物事典』（第巻〜第5巻）、『司法大観』（昭和32年・昭和42年）、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』（日本弁護士協会録事法曹論号外）、『日本弁護士大観』（昭和37年）、『全国弁護士大観』（昭和52年）、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース（ぎざくデータベース）」、「Googleブックス」で検索した。「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。「Googleブックス」は、「国立国会図書館サーチ」では検索できない、思わぬ資料がヒットすることがある。

なお、『官報』（昭和22年5月3日以降）は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館や大学図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴も相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているもので、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、『官報』（昭和27年3月まで）は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないのが欠点である。

(注) 閨歴を調査するのに用いた資料の主なものは、次の通りである。

- ①『帝国大学出身名鑑』(校友調査会・一九三二年一月。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻〜第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録)。(以下、『帝国大学出身名鑑』と表記する)
- ②『大衆人事録』第14版(近畿中国四国九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月。後に、『昭和人名辞典』第3巻・近畿・中国・四国・九州篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録)
- ③『人物物故大年表』日本人編Ⅰ・Ⅱ(日外アソシエーツ、二〇〇五年二月・二〇〇六年一月)。(以下、「人物物故大年表」日本人編・平成17年・平成18年と表記する)
- ④『日本法曹界人物事典』第1巻〜第5巻(ゆまに書房・一九九五年八月)には、第1巻に『帝国法曹大観』(帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月)、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・一九三二年一月)、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版(帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年一〇月)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月)。(以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する)
- ⑤『司法大観』(法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月)。(以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する)
- ⑥『日本弁護士大観』(国際聯合通信社・一九六二年二月)。(以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する)
- ⑦『全国弁護士大観』(法曹公論社・一九七七年六月)、『全国弁護士大観』別冊追録(法曹公論社・一九七八年一〇月)。(以下、「全国弁護士大観」所和52年・昭和53年と表記する)
- ⑧『司法沿革誌』(法曹会・一九三九年一〇月)
- ⑨『続司法沿革誌』(法曹会・一九六三年三月)
- ⑩『法務沿革誌』第1巻〜第8巻(法曹会、一九六七年三月・一九七四年一〇月・一九七九年五月・一九八五年五月・一九九三年五月・一九九六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月)。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部
- ⑪『裁判所沿革誌』第1巻〜第6巻(法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月)。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑫『法曹会雑誌』(法曹会・一九二七年一月〜一九四四年三月)所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄(注、脱落が多い)
- ⑬『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版(日本図書センター・一九九〇年一月)
- ⑭『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄
- ⑮『自由と正義』(日本弁護士連合会発行)所収の「登録・登録換・登録取消」欄
- ⑯『日本弁護士名簿』明治32年〜昭和16年「欠号、明治34年・明治44年・大正11年・大正12年」(『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵)、『日本全国弁護士名簿』昭和8年〜昭和12年『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵)、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年(大日本弁護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵)
- ⑰『日本弁護士総覧』第1巻・第2巻・合本(東京法曹会、一九一一年八月・一九一二年二月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)
- ⑱『現代弁護士大観』(丸萬商店・一九三二年一月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)
- ⑲福岡県弁護士会会史編纂委員会編『福岡県弁護士会史』上巻・下巻(福岡県弁護士会・一九八九年一月・一九八六年一月)
- ⑳熊本県弁護士会会史編纂委員会編『熊本県弁護士会史、熊本県弁護士会・一九八六年三月
- ㉑鹿児島県弁護士会会史編纂委員会編『鹿児島県弁護士会史』、鹿児島県弁護士会・二〇〇四年五月
- ㉒砂山耕洲「宮崎県弁護士会」、『法曹百年史』、法曹公論社・一九九九年一〇月)
- ㉓沖繩弁護士会会史編纂特別委員会編『沖繩弁護士会会史』、沖繩弁護士会・一九九九年三月

1 長崎

(一) 判事の閲歴

①三浦順太郎

●慶応二年一月九日生、三重県度会郡一之瀬村、明治十九年四月司法省法学校生徒、明治二〇年七月判事登用試験及第〔官報〕明治20・7・16)、明治二〇年一〇月判事試験補・大津始審裁判所詰、明治二十三年一〇月大津地方裁判所判事、明治二十八年四月神戸地方裁判所判事、明治三十一年二月大阪控訴院判事、明治三十四年八月大阪区裁判所監督判事、明治四十一年五月秋田地方裁判所長、大正二年四月岐阜地方裁判所長、大正一〇年六月水戸地方裁判所長、大正一一年七月長崎地方裁判所長〔人物事典-I〕Ⅲ)、昭和四年一月大審院検事・退職裁判所構成法第八〇条ノ二〔官報〕昭和4・11・9、昭和4・11・12)、昭和四年一月弁護士登録・長崎〔官報〕昭和4・12・5)、昭和一七年一〇月登録取消〔官報〕昭和17・11・13)

●三浦順太郎『大津事変実驗記』〔三浦順太郎・一九二九年八月、三浦順太郎^{〔陪審裁判〕}松島五人斬事件之弁論〕〔三浦順太郎・一九三二年九月、「陪審法の改正に就て」〕〔正義〕第7巻第10号・陪審法施行三周年記念号、一九三二年一月〕

②宮崎隆藏

●明治二十三年九月二日生、吳市莊山田村↓長崎市引地町、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年一〇月司法官試験補・水戸地方裁判所詰、大正一〇年七月東京地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備判事、大正一一年七月長崎地方裁判所判事、昭和六年一二月長崎控訴院判事、昭和九年四月福岡地方裁判所判事〔人物事典-II〕Ⅴ)、昭和一五年四月大分地方裁判所部長〔官報〕昭和15・4・20)、昭和一六年八月福岡地方裁判所部長〔官報〕昭和16・8・30)、昭和一八年一二月長崎控訴院部長・退職〔官報〕昭和18・12・24、昭和18・12・27)、

昭和二十一年一二月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和22・1・20)、昭和三十四年二月二七日登録取消・死亡〔官報〕昭和34・4・14)

●「宮崎隆藏」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州編(帝國秘密探偵社・一九四三年九月)

③大城朝申

●明治二十八年一月二三日生、長崎市上西山町、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、…三菱造船(株)勤務…、大正一二年一二月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正一四年八月長崎地方裁判所予備判事、大正一五年一二月長崎地方裁判所判事、昭和九年一二月八王子区裁判所判事、昭和一二年一〇月長崎控訴院判事〔人物事典-Ⅲ〕Ⅴ)、昭和一四年九月東京区裁判所兼東京刑事地方裁判所東京民事地方裁判所判事〔官報〕昭和14・9・12)、昭和二十二年一月諏訪簡易裁判所兼長野地方裁判所諏訪支部判事〔官報〕昭和22・11・26、昭和23・1・24)、昭和二十二年一二月依願免本官並兼官〔官報〕昭和23・1・14)、昭和二十二年一二月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和23・1・23)、昭和四四年七月登録取消〔官報〕昭和44・7・1)

●「大城朝申」〔『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月)

④長谷川松太郎

●明治一八年一二月一三日生、四日市市新町、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年二月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正五年六月東京地方裁判所予備判事、大正五年八月小樽区裁判所判事、大正六年九月札幌地方裁判所判事、大正八年六月釧路地方裁判所判事、大正九年七月函館区裁判所判事、大正一〇年七月岐阜地方裁判所判事、大正一二年一月富山地方裁判所高岡支部判事、大正一二年四月金沢地方裁判所判事、大正一四年一〇月名古屋区裁判所判事、昭和二年八月名古屋控訴院判事、昭和三年七月大分地方裁

判所部長、昭和五年五月長崎地方裁判所部長、昭和一〇年三月小倉区裁判所監督判事（人物事典Ⅰ～Ⅳ）、昭和一四年一月長崎控訴院部長・死亡（官報）昭和14・1・24、昭和14・2・3）

●「長谷川松太郎『帝國大學出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月」

⑤永井壽吉

●明治二四年九月一四日生、熊本市船場町三丁目、大正七年七月明治大學法律科卒業、大正一一年九月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一一年一〇月司法官試補・福岡地方裁判所詰、大正一三年一二月福岡地方裁判所予備判事、大正一五年八月福岡地方裁判所久留米支部判事、大正一五年一二月福岡地方裁判所判事、昭和二年八月長崎地方裁判所判事、昭和一〇年一二月宮崎地方裁判所判事、昭和二年一〇月大分地方裁判所判事、昭和一三年九月大分地方裁判所部長（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和二年八月熊本少年審判所少年審判官（官報）昭和21・8・22、「司法職員録」昭和21・9・1）、昭和二三年一二月熊本地方裁判所判事（官報）昭和23・12・29、昭和24・1・25）、昭和二四年一月兼熊本家庭裁判所判事（官報）昭和24・2・3）、昭和三一年九月定年退官（官報）昭和31・9・18）、昭和三一年一月弁護士登録・熊本（官報）昭和31・12・12）、昭和四一年七月一〇日登録取消・死亡（官報）昭和41・9・24）

●「永井壽吉」《大衆人事録》近畿・中国・四国・九州編（帝國秘密探偵社・一九四三年九月）

⑥竹田博吉

●明治三一年一〇月二七日生、福岡県筑紫郡大野村、大正一五年三月日本大學法文学部卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・長崎地方裁判所詰、昭和四年一月長崎地方裁判所予備判事、昭和五年一月熊本地方裁判所予備判事、昭和五年一〇月長崎地方裁判所予備判事、昭和七年四月大分地方裁判所判事、昭和八年三月加治

木区裁判所判事、昭和一〇年六月小倉区裁判所判事、昭和一二年二月行橋区裁判所判事、昭和一三年八月大島区裁判所判事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和一五年四月八代区裁判所判事、昭和一五年七月宮崎区裁判所判事、昭和一七年一〇月宮崎地方裁判所判事、昭和一九年八月日田区裁判所判事、昭和二一年四月小倉区裁判所判事（司法大観）昭和32年、昭和二二年一月吉井簡易裁判所兼福岡地方裁判所吉井支部判事（昭和）23・1・24）、昭和二三年一月福岡地方裁判所久留米支部判事（官報）昭和23・12・4）、昭和二四年三月兼福岡家庭裁判所久留米支部判事（官報）昭和24・4・15）、昭和二四年八月兼久留米簡易裁判所判事（官報）昭和24・8・12、昭和24・9・3）、昭和二六年五月免福岡家庭裁判所久留米支部判事（官報）昭和26・6・7）、昭和二八年三月兼福岡家庭裁判所久留米支部判事（官報）昭和28・4・27）、昭和三二年一月福岡家庭裁判所久留米支部兼福岡地方裁判所久留米支部判事（官報）昭和32・11・25）、昭和三三年五月福岡地方裁判所久留米支部兼福岡家庭裁判所久留米支部判事（官報）昭和33・6・3）、昭和三八年一〇月定年退官・簡裁判事退官（官報）昭和38・10・29）

⑦長峰正次

●明治三二年一月五日生、宮崎県宮崎郡宮崎町↓宮崎市上野町、大正一一年三月東京帝國大學法学部、大正一一年五月司法官試補・奈良地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年四月佐賀地方裁判所判事、昭和三年一〇月長崎区裁判所判事、昭和一三年九月長崎地方裁判所部長、昭和一四年九月長崎控訴院判事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一五年四月福岡地方裁判所部長、昭和一六年八月福岡区裁判所監督判事、昭和一九年三月長崎控訴院部長、昭和二〇年八月福岡控訴院部長、昭和二二年二月鳥取地方裁判所長、昭和二二年一二月宮崎地方裁判所長、昭和二六年一二月熊本地方裁判所長（司法大観）昭和32年、

昭和三五年一月福岡地方裁判所長〔官報〕昭和35・11・24、昭和三九年一月定年退官〔官報〕昭和39・1・6)

●「長峰正次」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州編(帝國秘密探偵社・一九四三年九月)

⑧爲成養之助

●明治三七年四月一六日生、大分県西国東郡高田町、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、：昭和四年二月昭和四年一月歩兵第一連隊入隊：、昭和五年二月長崎地方裁判所予備判事〔官報〕昭和5・12・26、昭和6・1・6)、昭和七年一二月長崎地方裁判所兼長崎区裁判所判事(昭和8・1・4)、昭和八年二月依願免本官治安維持法違反容疑で検挙〔官報〕昭和8・2・28)、：昭和九年二月東京地方裁判所治安維持法違反事件判決・懲役五年、昭和九年六月東京控訴院治安維持法違反事件判決・懲役三年未決勾留二百日算入：、昭和二十二年一月弁護士登録・浦和〔官報〕昭和22・2・28)、平成七年九月二日登録取消・死亡〔官報〕平成7・11・9)

●『清貧に生きて―私たちの爲成養之助―』(爲成養之助先生の喜寿をお祝いする会・一九八〇年五月)

(二) 検事の閲歴

①服部正明

●明治八年二月一二日生、愛知県西春日井郡西枇杷島町、明治三三年七月東京専門学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第、明治三三年一月司法官試補・名古屋区裁判所詰、明治三五年七月福岡区裁判所判事、明治三八年四月人吉区裁判所判事、明治三九年四月長崎区裁判所判事、明治四〇年五月東京地方裁判所検事、明治四一年一月横浜

地方裁判所検事、大正二年四月甲府地方裁判所検事正、大正七年六月大津地方裁判所検事正、大正一一年七月和歌山地方裁判所検事正、大正一二年一月札幌地方裁判所検事正、大正一四年八月安濃津地方裁判所検事正、昭和二年四月熊本地方裁判所検事正(人物事典Ⅰ〜Ⅲ)、昭和四年一月長崎地方裁判所検事正〔官報〕昭和4・1・9)、昭和六年七月広島地方裁判所検事正〔官報〕昭和6・7・20)、昭和八年三月二三日死亡〔官報〕昭和8・4・5)

②松藤正憲(名古屋参照)

●明治二三年三月一七日生、福岡県山門郡大和村、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正六年一〇月千葉地方裁判所予備検事、大正六年一月福島地方裁判所予備検事、大正六年一二月青森地方裁判所検事、大正七年一二月気仙沼区裁判所検事、大正八年六月一関区裁判所検事、大正九年一〇月大分地方裁判所検事、大正一一年一月長崎区裁判所検事、大正一二年一月裁判所書記登用試験委員、大正一五年四月長崎税関学芸講習会所講師ヲ嘱託(長崎税関)、大正一五年八月左記事項ヲ調査研究ヲ命ス・入会権ニ就テ、昭和三年七月長崎地方裁判所検事、昭和七年四月名古屋控訴院検事、昭和七年七月名古屋地方裁判所検事、昭和一二年九月宮城控訴院検事、昭和一三年六月大審院検事、昭和二三年一月山形地方裁判所検事正(人物事典Ⅱ〜Ⅴ)、昭和一六年一〇月松山地方裁判所検事正〔官報〕昭和16・11・4)、昭和一八年五月鳥取地方裁判所検事正〔官報〕昭和18・5・11)、昭和二一年二月大審院検事・退職〔官報〕昭和21・2・22)、昭和二一年五月弁護士登録・福岡〔官報〕昭和21・6・26)、昭和二七年六月登録取消〔官報〕昭和27・7・5)、昭和二七年六月福岡地方裁判所八女支部兼福岡家庭裁判所八女支部兼八女簡易裁判所判事

〔官報〕昭和27・6・17、昭和27・7・4)

●松藤正憲「刑事涉外事件の取扱に関する事項」(『司法研究』第2輯・報告集2、司法省調査課・一九二六年二月)、「松藤正憲」(『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月)、「松藤正憲」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)

(三) 弁護士の間歴

①田川務

●明治三〇年一月一日生(『全国弁護士大観』昭和52年)、「出身地」長崎、「事務所」長崎市興善寺町一六、「電話」長崎二八九(『日本弁護士名簿』昭和4年)、大正一二年二月弁護士試験及第(『官報』大正12・2・27)、大正一二年四月弁護士登録・長崎(『官報』昭和12・4・13)、昭和七年四月長崎弁護士会副会長(『日本弁護士名簿』昭和7年)、昭和二六年四月登録取消(『官報』昭和26・5・18)、昭和二六年四月(昭和四二年五月)長崎市市長(『日本の歴代市長』第3巻・昭和60年)、昭和二六年八月弁護士登録・長崎(『官報』昭和26・9・7)、昭和五二年九月五日登録取消・死亡(『官報』昭和52・10・7)

●「田川務」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)、「田川務」(『日本の歴代市長』第3巻、歴代知事編纂会・一九八五年五月)、嘉村國夫『抄伝田川務』(長崎文献社・一九八七年九月)

②神代宗衛(旧姓・田尾)

●明治二九年四月一三日生、「出身地」山口、「事務所」長崎市勝山町七、「電話」長崎二六一〇(『日本弁護士名簿』昭和4年)、大正五年七月明治大学法科卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試験補・大阪地方裁判所詰、大正九年八月大阪地方裁判所予備判事(『人物事典』Ⅱ)、大正九年一〇月大分地方裁判所兼大分区裁判所判事(『官報』大正9・10・19)、大正一一年一〇月長崎区裁判所兼長崎地方裁判所判事(『官報』大正11・11・1)、大正一

三年五月退職(『官報』大正13・5・27)、大正一三年六月弁護士登録・長崎(『官報』大正13・6・19)、昭和九年四月長崎弁護士会副会長(『日本弁護士名簿』昭和9年)、昭和三〇年四月長崎県弁護士会会長(『日本弁護士沿革史』昭和34年)、昭和四八年四月六日登録取消・死亡(『官報』昭和48・5・19)

③三浦順太郎(長崎判事参照)

④五輪仙右衛門

●「出身地」長崎、「事務所」長崎市本博多町二、「電話」長崎一七五二(『日本弁護士名簿』昭和4年)、大正一一年九月弁護士試験及第(『官報』大正11・9・30)、大正一一年一月弁護士登録・東京(『官報』大正11・11・10)、昭和五年五月登録登録換・長崎(『官報』昭和5・6・17)、昭和六年九月七日登録取消・死亡(『官報』昭和6・9・21)

⑤本田恒之

●文久二年四月一日日生(『第五十四回衆議院議員名簿』昭和4年)、「出身地」長崎、「事務所」長崎市本博多四九、「電話」長崎二〇九(『日本弁護士名簿』昭和6年)、明治一七年七月専修学校法律科卒業(『衆議院議員名鑑』平成2年)、明治一八年一月代言人・東京免許(『日本弁護士史』大正3年)、明治二六年五月弁護士登録・東京(『官報』明治26・5・27)、明治二八年一月登録換・長崎(『官報』明治28・11・27)、明治四五年五月衆議院議員当選当選七回・立憲民政党(『衆議院議員名鑑』平成2年)、昭和八年四月長崎弁護士会長(『日本弁護士名簿』昭和8年)、昭和九年二月五日登録取消・死亡(『官報』昭和9・3・9)

●「本田恒之君状師」(武部辨次郎『在野名士鑑』卷之式、竹香館・一九九三年五月)、「本田恒之」(『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三〇年七月)、「本田恒之」(『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)

⑥則元卯太郎

●明治二四年一月二〇日生(『大衆人事録』昭和18)、「出身地」長崎、「事務所」長崎市外浦町

五、「電話」長崎二三三（日本弁護士名簿「昭和6年」、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報「大正6・7・13」、大正六年九月弁護士登録・長崎（官報「大正6・9・10」、昭和六年四月長崎弁護士会副会長（日本弁護士名簿「昭和6年」、昭和十二年四月長崎弁護士会副会長（日本弁護士名簿「昭和12年」、昭和十二年四月衆議院議員当選2回・翼賛政治会（衆議院議員名鑑「平成2年」、昭和十九年九月二六日登録取消・死亡（官報「昭和19・10・16）」

●「則元卯太郎」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「則元卯太郎」〔議事制度百年史〕衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月

⑦ 荒木清

●「出身地」長崎、「事務所」長崎市酒屋町四四、「電話」長崎九七六（日本弁護士名簿「昭和6年」、明治三十一年一月判事検事登用試験及第（官報「明治31・11・14」、明治三十一年一月司法官試験・松江区裁判所詰（官報「明治31・12・9」、明治三十二年一月依願免司法官試験（官報「明治32・11・22」、明治三十二年一月弁護士登録・長崎（官報「明治32・12・19」、昭和三〇年七月二七日登録取消・死亡（官報「昭和30・9・13）」

⑧ 中山八郎

●「出身地」長崎、「事務所」長崎市西中町四〇、「電話」長崎九一一（日本弁護士名簿「昭和7年」、昭和二年一月高等試験司法科合格（官報「昭和2・12・26」、昭和三年四月弁護士登録・東京（官報「昭和3・4・23」、昭和四年九月登録換・長崎（官報「昭和4・10・5」、昭和十二年四月長崎弁護士会副会長（日本弁護士名簿「昭和12年」、昭和三十二年四月・昭和三十三年四月長崎県弁護士会長（日本弁護士沿革史「昭和34年」、昭和五〇年二月一〇日登録取消・死亡（官報「昭和50・3・26）」

2 佐賀

(一) 判事の閲歴

① 二階堂富作

●明治七年一〇月二日生、秋田県北秋田郡大館町、明治三十五年七月日本大学卒業、明治三六年一月判事検事登用試験及第、明治三六年一月司法官試験・函館地方裁判所詰、明治三八年九月函館地方裁判所予備判事、明治三八年一月函館地方裁判所判事、明治四五年四月札幌地方裁判所判事、大正二年五月函館控訴院判事、大正四年五月札幌区裁判所監督判事、大正四年一月小樽区裁判所監督判事、大正六年九月盛岡地方裁判所部長、大正一三年一月二月下関区裁判所監督判事（人物事典「I」ⅡⅡ、昭和三年七月佐賀地方裁判所長（官報「昭和3・7・12」、昭和六年一月二四日死亡（官報「昭和6・12・24）」

② 奥野彦六郎

●明治二八年九月一日生、岐阜県安八郡北平野村、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試験・京都地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月富山地方裁判所判事、大正一四年一月那覇地方裁判所判事、昭和三年五月佐賀区裁判所判事、昭和七年一月新田区裁判所判事、昭和八年一月宇都宮区裁判所判事（人物事典「II」ⅤⅣ、昭和十二年一月南洋庁ポナペ地方法院長判事（職員録「昭和12年1月」、昭和一六年七月東京控訴院判事・退職（官報「昭和16・7・22」23）、昭和三〇年八月三〇日死亡（沖繩コンバクト事典「平成15年）」

●「奥野彦六郎」〔大衆人事録〕帝国秘密探偵社・一九三八年五月、島袋全章「資料紹介沖繩法制史研究の権威―奥野彦六郎氏を偲ぶ―」〔沖繩文化〕第29卷1・2合併号、一九九四年三月、「奥野彦六郎」〔沖繩コンバクト事典〕

●奥野彦六郎『南島の原山勝負制の構成―南島労働推進史―』（農業総合研究所・一九五五年二月）、奥野彦六郎『沖繩の人事法制史』（至言社・一九七七年二月）

③筒井義彦

●明治三十四年二月二七日生、福岡県築上郡南吉富村、大正一四年一月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試験・大阪地方裁判所詰、昭和二年一月佐賀地方裁判所予備判事、昭和三年一月佐賀地方裁判所判事、昭和六年一月長崎地方裁判所判事、昭和八年五月大村区裁判所判事（人物事典「Ⅲ」Ⅴ）、昭和十一年七月宮崎区裁判所兼宮崎地方裁判所判事、昭和十三年三月関東法院判官地方法院部長兼高等法院上告部判官、昭和十八年二月大分区裁判所兼大分地方裁判所判事、昭和二十一年四月福岡控訴院判事、昭和二十二年一月福岡高等裁判所判事、昭和二十五年一月福岡高等裁判所判事事務総括者（官報 昭和25・11・21）、昭和三十一年一月福岡高等裁判所宮崎支部長（司法大観 昭和32年）、昭和三十二年六月福岡地方裁判所小倉支部長兼福岡家庭裁判所小倉支部長兼小倉簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報 昭和32・6・21）22）、昭和三十六年三月免兼官簡裁判所判事（官報 昭和36・3・6）、昭和三十六年三月函館地方裁判所長兼函館家庭裁判所長（官報 昭和36・3・6）、昭和三十八年六月岡山地方裁判所長（官報 昭和38・6・27）、昭和四一年一月定年退官（官報 昭和41・11・28）、昭和四二年六月弁護士登録・福岡（官報 昭和42・7・19）、平成一〇年一月一二日登録取消・死亡（官報 平成10・2・18）

●「筒井義彦」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月、「筒井義彦弁護士」『福岡県人名録』、西日本新聞社・一九八八年三月

④西村甫太郎

●明治一四年七月一八日生、宮崎県児湯郡美々津町、明治四〇年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四〇年九月陸軍省理事試験、明治四一年八月理事、明治四二年一月弁護士名簿登録・東京（官報 明治42・12・4）、明治四四年一月六日登録換・大阪（官報 明治44・11・10）、大正三年八月登録取消（官報 大正3・9・3）、大正三年九月熊本区裁判所判事、大正四年二月熊本地方裁判所判事、大正六年二月山鹿区裁判所判事、大正八年一月福岡地方裁判所判事、大正九年六月吉井区裁判所判事、大正一〇年七月那覇地方裁判所部長、大正一〇年一月二月那覇地方裁判所判事、大正一二年四月延岡区裁判所判事、大正一三年四月福岡区裁判所監督判事、昭和三年七月佐賀地方裁判所部長、昭和五年五月宮崎地方裁判所部長、昭和七年七月熊本地方裁判所部長（人物事典「Ⅰ」Ⅴ）、昭和九年一月長崎控訴院部長・退職（官報 昭和9・12・27、昭和9・12・29）、昭和九年一月公証人・鹿児島（官報 昭和10・1・4）、昭和二十七年九月免公証人（日本公証制度沿革史 昭和43年）、昭和二十八年二月弁護士登録・鹿児島（官報 昭和28・3・11）、昭和二十九年三月登録換・第一東京（官報 昭和29・4・14）、昭和四一年五月八日登録取消・死亡（官報 昭和41・6・24）

●「西村甫太郎」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月、「西村甫太郎」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「西村甫太郎」『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月

⑤坂本原一

●明治三二年一月一〇日生、熊本県玉名郡東郷村、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年一月二月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正一四年八月松山地方裁判

所宇和島支部予備判事、大正一五年一二月佐賀地方裁判所判事、昭和五年一月鹿児島地方裁判所判事、昭和一一年一〇月八代区裁判所判事（『人物事典』Ⅲ〽Ⅴ）、昭和一五年四月佐賀地方裁判所兼佐賀区裁判所判事（『官報』昭和15・4・9）、昭和一七年七月大分地方裁判所兼大分区裁判所判事予審掛（『官報』昭和17・7・16）、昭和一八年六月長崎控訴院判事（『官報』昭和18・6・30）、昭和二〇年八月福岡控訴院判事（『官報』昭和20・8・17）、昭和二一年三月福岡控訴院部長・退職（『官報』昭和21・4・2）、昭和二一年七月弁護士登録・熊本（『官報』昭和21・9・26）、昭和五二年一二月登録取消（『官報』昭和53・1・14）

●「坂本原一」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「坂本原一」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

⑥ 檜原義男

●明治三三年一月一五日生、福岡県三井郡弓削村、大正一四年三月日本大学法律科卒業、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和三年一〇月佐賀地方裁判所予備判事、昭和四年六月佐賀地方裁判所判事、昭和七年四月久留米区裁判所判事、昭和七年一〇月小倉区裁判所判事、昭和九年一二月長崎地方裁判所判事、昭和十一年一〇月名古屋地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ〽Ⅴ）、昭和一五年八月名古屋控訴院検事、昭和一九年一二月一宮区裁判所検事、昭和二〇年一二月金沢地方裁判所検事、昭和二一年八月岡崎区裁判所検事、昭和二二年五月名古屋地方檢察庁岡崎支部検事、昭和二三年八月鳥取地方檢察庁検事正、昭和二四年五月松江地方檢察庁検事正、昭和二五年九月奈良地方檢察庁検事正、昭和二七年一二月長崎地方檢察庁検事正、昭和三十一年四月和歌山地方檢察庁検事正（『司法大観』昭和32年、昭和三二年一〇月広島地方檢察庁検事正、昭和三三

年七月最高檢察庁検事、昭和三三年九月辭職、昭和三三年九月公証人・福岡（『司法大観』昭和42年、昭和四五年一月依願免公証人（『官報』昭和45・1・19）、昭和四五年二月弁護士登録・福岡（『官報』昭和45・3・23）、昭和六一年六月登録取消（『官報』昭和61・7・11）

●「檜原義男」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

●檜原義男「競馬制度及競馬に関する犯罪の研究」『司法研究』第19輯・報告書13、司法省調査課・一九三

五年三月

⑦ 山本康三

●明治二一年三月一〇日生、宮城県柴田郡大河原町、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正五年一〇月松江地方裁判所予備判事、大正六年二月松江地方裁判所予備検事、大正六年六月横手区裁判所判事、大正七年七月湯沢区裁判所判事、大正八年六月大河原区裁判所判事、大正一二年四月登米区裁判所判事、大正一四年七月延岡区裁判所判事、昭和二年一二月熊本区裁判所判事、昭和三年一〇月佐賀地方裁判所判事、昭和六年八月加治木区裁判所判事、昭和八年三月鹿児島区裁判所判事、昭和九年一二月熊本地方裁判所判事、昭和一四年二月久留米区裁判所監督判事（『人物事典』Ⅰ〽Ⅴ）、昭和一六年三月長崎控訴院部長・退職（『官報』昭和16・3・4〽5）、昭和一六年三月公証人・福岡（『官報』昭和16・3・6）、昭和二六年二月一〇日死亡（『官報』昭和26・3・15）

●「山本康三」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

⑧ 衛藤顯

●明治二二年一二月七日生、大分県宇佐郡安心院村、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年一月弁護士登録・東京（『官報』大正4・11・22）、大正六年九月登録換・大分

〔官報〕大正6・9・18）、大正八年一月登録取消〔官報〕大正8・1・28）、大正八年一月福岡地方裁判所判事、大正一三年四月長崎控訴院判事、昭和五年五月佐賀地方裁判所部長、昭和七年四月鹿兒島地方裁判所部長、昭和一〇年四月福岡地方裁判所部長（〔人物事典〕Ⅱ（V））、昭和一六年四月小倉区裁判所監督判事兼福岡地方裁判所小倉支部部長（〔官報〕昭和15・4・20）、昭和一六年四月旭川地方裁判所長（〔官報〕昭和16・5・3）、昭和一八年七月富山地方裁判所長（〔官報〕昭和18・8・2）、昭和二二年二月大審院部長・退職（〔官報〕昭和21・2・22）、昭和二二年六月弁護士登録・福岡（〔官報〕昭和21・8・13）、昭和四二年五月二三日登録取消・死亡（〔官報〕昭和42・7・19）

●「衛藤顯」〔『帝國大學出身名鑑』、校友調査会・一九三三年二月〕、「衛藤顯」〔『小倉市知名士写真真集』、西日本写真通信社・一九五四年〕

⑨堀耕作

●明治一八年三月二日生、丸亀市津森、明治三八年七月法政大學專門部卒業、明治三九年一月判事檢事登用試験及第、明治三九年一二月司法官試補・神戸地方裁判所詰、明治四二年四月東京地方裁判所判事、大正四年四月千葉地方裁判所判事、大正八年一月千葉地方裁判所部長、大正九年一〇月岡山地方裁判所部長、昭和三年七月京都地方裁判所部長、昭和六年五月長崎控訴院部長、昭和一〇年一月佐賀地方裁判所長、昭和一四年一月高知地方裁判所長（〔人物事典〕Ⅰ（V））、昭和二〇年四月大審院部長・退職（〔官報〕昭和20・4・23、昭和20・4・30）、昭和二〇年五月弁護士登録・高松（〔官報〕昭和20・6・13）、昭和五一年七月二二日登録取消・死亡（〔官報〕昭和51・9・28）

●「堀耕作」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝國秘密探偵社・一九四三年九月〕

⑩尾崎勇藏

●明治二八年八月二〇日生、鹿兒島市吳服町、大正二〇年三月京都帝國大學法學部卒業、大正一〇年五月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年八月福岡地方裁判所小倉支部判事、大正一三年一二月久留米区裁判所判事、大正一五年七月佐世保区裁判所判事、昭和四年六月佐伯区裁判所判事、昭和七年一二月柳河區裁判所監督判事、昭和九年三月佐賀地方裁判所判事、昭和一三年三月宮崎區裁判所監督判事（〔人物事典〕Ⅱ（V））、昭和二二年一月宮崎地方裁判所判事（〔官報〕昭和24・1・24）、昭和二四年一月兼宮崎家庭裁判所判事（〔官報〕昭和24・2・3）、昭和二四年八月宮崎家庭裁判所判事兼宮崎地方裁判所判事（〔司法大觀』昭和32年）、昭和三二年一月任期終了退官（〔官報〕昭和33・2・6）、昭和三三年六月弁護士登録・宮崎（〔官報〕昭和33・7・16）、昭和四九年二月一三日登録取消・死亡（〔官報〕昭和49・4・1）

⑪森田直記

●明治三八年一月九日生、長崎県南高来郡山田村、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月中央大學法學部卒業、昭和四年一〇月高等試験行政科合格、昭和五年六月司法官試補・福岡地方裁判所詰、昭和六年一二月福岡地方裁判所予備判事、昭和七年一二月宮崎地方裁判所予備判事、昭和八年二月宮崎地方裁判所判事、昭和九年二月佐賀區裁判所判事、昭和一二年一〇月久留米區裁判所判事、昭和一三年八月行橋區裁判所判事（〔人物事典〕Ⅳ（V））、昭和一五年一〇月福岡地方裁判所判事、昭和二〇年九月熊本地方裁判所八代支部判事、昭和二三年八月福岡高等裁判所判事、昭和二六年四月川内簡易裁判所判事兼鹿兒島地方裁判所川内支部兼鹿兒島家庭裁判所判事（〔官報〕昭和26・4・24、昭和26・6・6）、昭和二六年七月鹿兒島家庭裁判所川内支部兼鹿兒島地方裁判所川内支部兼川内簡易裁判所判事（〔官報〕

昭和26・7・10、昭和26・7・30）、昭和二七年九月鹿児島地方裁判所川内支部兼鹿児島家庭裁判所川内支部兼川内簡易裁判所判事〔官報〕昭和27・10・27）、昭和二八年八月免兼官簡易裁判所判事〔官報〕昭和28・8・6）、昭和二八年八月免兼補鹿児島家庭裁判所判事〔官報〕昭和28・9・15）、昭和二八年十一月兼鹿児島家庭裁判所川内支部判事〔官報〕昭和28・12・7）、昭和三二年一月任期終了退官〔官報〕昭和33・2・6）、昭和三二年一月弁護士登録・熊本〔官報〕昭和33・1・13）、昭和六二年五月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和62・7・14）

●「森田直記」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

（二）検事の閲歴

① 田中恵

●明治四年一〇月五日生、鹿児島県川辺郡東加世田村、明治三一年七月日本法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・佐賀地方裁判所詰、明治三八年四月小倉区裁判所検事、明治四〇年一二月柳河区裁判所検事、明治四二年五月延岡区裁判所検事、明治四四年五月佐賀区裁判所検事、明治四四年一二月松山地方裁判所検事、大正三年六月下関区裁判所検事、大正五年一二月岡山地方裁判所検事、大正八年六月津山区裁判所検事、大正一〇年七月宇都宮地方裁判所検事、大正一三年一月盛岡地方裁判所検事正、大正一三年九月富山地方裁判所検事正、大正一五年七月宮崎地方裁判所検事正、昭和三年七月佐賀地方裁判所検事正〔人物事典Ⅰ〕Ⅲ、昭和六年一〇月岐阜地方裁判所検事正〔官報〕昭和6・10・9）、昭和九年一〇月大審院検事・退職裁判所構成法第八〇条ノ二〔官報〕昭和9・10・5（6）

② 大里與謝郎

●明治一一年一二月二八日生、福岡市鳥飼町、明治四一年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四一年七月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治四四年一二月大阪地方裁判所予備判事、大正元年一〇月宇和島区裁判所判事、大正二年五月大洲区裁判所検事、大正二年一月宇和島区裁判所検事、大正五年七月大森区裁判所検事、大正六年九月今市区裁判所検事、大正七年四月西郷区裁判所検事、大正八年六月浜田区裁判所検事、大正九年一〇月徳山区裁判所検事、大正一〇年七月中津区裁判所検事、大正一四年三月宮崎地方裁判所検事、昭和三年一月佐賀区裁判所検事、昭和四年二月熊本地方裁判所検事、昭和七年四月長崎控訴院検事・退職、昭和七年五月公証人・鹿児島〔人物事典Ⅰ〕Ⅳ、昭和一七年三月依願免公証人〔官報〕昭和17・3・12）

●「大里與謝郎」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）、「大里與謝郎」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月）

③ 鈴木常吉

●明治二一年一月二五日生、福島県安積郡日和田町、大正四年二月京都帝国大学法科大学卒業、大正四年九月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正七年四月浦和地方裁判所予備検事、大正七年七月仙台地方裁判所検事、大正八年三月陸軍三等主計、大正九年一〇月酒田区裁判所検事、大正一〇年七月石巻区裁判所検事、大正一四年七月盛岡地方裁判所検事、昭和四年二月佐賀地方裁判所検事、昭和五年一二月堺区裁判所検事、昭和七年一月高知地方裁判所検事、昭和八年五月和歌山地方裁判所検事、昭和九年三月大阪控訴院検事、昭和一三年一二月盛岡地方裁判所検事、昭和一四年六月若松区裁判所検事〔人物事典Ⅱ〕Ⅴ、昭

和一六年八月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所検事〔官報〕昭和16・9・22、昭和一八年九月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部検事〔官報〕昭和18・9・30、昭和二一年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和21・4・2号外、昭和二二年四月弁護士登録・長野〔官報〕昭和22・5・30、昭和三六年九月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和36・10・18〕

●「鈴木常吉」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月〕

④山本貞義

●明治二三年一二月三日生、大分県中津町↓中津市、大正一一年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一一年八月司法官試補・大津地方裁判所詰、大正一三年六月神戸地方裁判所予備検事、大正一四年八月熊本区裁判所検事、大正一五年七月天草区裁判所検事、昭和二一年一二月佐賀区裁判所検事、昭和六年三月島原区裁判所検事、昭和九年一二月長崎区裁判所検事、昭和一二年八月小倉区裁判所検事〔人物事典〕Ⅲ〃Ⅴ、昭和一四年一二月久留米区裁判所兼福岡地方裁判所久留米支部検事〔官報〕昭和14・12・18、昭和一六年三月福岡区裁判所兼福岡地方裁判所検事〔官報〕昭和16・4・4、昭和一八年七月保護観察所輔導官・福岡保護観察所長兼司法保護委員事務局保護官・福岡司法保護委員事務局長〔官報〕昭和18・7・13〃14、「法曹会雑誌」昭和18年8月75頁、昭和二〇年一〇月福岡控訴院検事・退職〔官報〕昭和20・10・27、昭和20・10・29、昭和二〇年一二月弁護士登録・福岡〔官報〕昭和21・1・23、昭和三五年四月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和35・5・14

⑤利光晟

●明治二六年九月二四日生、大分県大分郡東大分村、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、大正八年九月司法官試補・福岡地方裁判所詰、大正九年六月東京地方裁判所詰、大

正一〇年五月名古屋地方裁判所予備検事、大正一〇年八月長野区裁判所検事、大正一三年三月堺区裁判所検事、昭和四年一〇月大阪地方裁判所検事、昭和五年八月延岡区裁判所検事、昭和七年四月長崎控訴院検事、昭和八年五月佐賀地方裁判所検事、昭和一一年一二月宮崎地方裁判所検事〔人物事典〕Ⅱ〃Ⅴ、昭和一六年三月長崎控訴院検事〔官報〕昭和16・4・4、昭和一八年二月久留米区裁判所兼福岡地方裁判所久留米支部検事〔官報〕昭和18・2・8、昭和二〇年九月長崎地方裁判所兼長崎区裁判所検事〔官報〕昭和20・9・28、昭和二一年二月青森地方裁判所検事正〔官報〕昭和21・2・22、昭和二二年八月鹿児島地方検察庁検事正〔官報〕昭和22・8・16、昭和二四年九月高松地方検察庁検事正〔官報〕昭和24・10・5、昭和二七年三月退官、昭和二七年四月公証人・大阪〔司法大観〕昭和32年、昭和三二年一二月二〇日死亡〔官報〕昭和33・1・14

●「利光晟」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

(三) 弁護士の履歴

①大坪春雄(旧名・勝太郎)

●「出身地」佐賀、「事務所」佐賀市松原町中ノ小路、「電話」佐賀五二二一〔日本弁護士名簿〕

昭和3年、明治三八年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治38・11・25、明治三九年二月弁護士登録・東京〔官報〕明治39・2・20、明治四〇年六月登録換・神戸〔官報〕明治40・7・5、：明治四四年頃登録換・佐賀、：昭和三年四月佐賀弁護士会長〔日本弁護士沿革史〕昭和34、昭和一六年一二月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和16・12・16〕

②安永澤太

● 明治二九年三月八日生（全国弁護士大観 昭和52年）、「出身地」佐賀、「事務所」佐賀市松原町松原通り、「電話」佐賀四五六（日本弁護士名簿 昭和3年）、大正一一年九月弁護士試験及第（官報 大正11・9・30）、大正一一年一〇月弁護士登録・東京（官報 大正11・10・21）、…大正一二年中央大学法科中退…、大正一二年六月登録換・佐賀（官報 大正12・7・3）、昭和一四年四月〽昭和一六年四月佐賀弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和14〽16年）、昭和一七年四月・昭和一八年四月佐賀弁護士会会長（日本弁護士名簿 昭和17〽18年）、昭和三一年四月〽昭和三二年四月佐賀県弁護士会会長（日本弁護士沿革史 昭和34）、「安永澤太」《講和記念 佐賀県銘鑑》佐賀新聞・一九五二年四月）、「安永澤太」《全国弁護士大観》法曹公論社・一九七七年六月）

③ 船津常六

● 明治七年生（佐賀県大鑑 昭和4年）、「出身地」佐賀、「事務所」佐賀市松原町中ノ小路、「電話」佐賀四三六（日本弁護士名簿 昭和3年）、…早稲田大学専門部卒業…、明治三四年一二月判事検事登用試験及第（官報 明治34・11・16）、明治三四年一二月司法官試補・熊本区裁判所詰（官報 明治34・12・10）、明治三六年七月熊本区裁判所判事（官報 明治34・7・13）、明治四〇年一月依願免本官（官報 明治40・1・12）、明治四〇年二月弁護士登録・佐賀（官報 明治40・2・8）、大正一〇年四月〽大正一五年四月佐賀弁護士会会長（日本弁護士名簿 大正10年〽大正15年）、昭和四年四月九日登録取消・死亡（官報 昭和4・4・26）

● 「船津常六」《御大典記念 佐賀県大鑑》佐賀毎日新聞社・一九二九年二月）

④ 香田廣一

● 明治二四年八月二一日生、「出身地」佐賀、「事務所」佐賀市松原町原小路、「電話」

佐賀一九六（日本弁護士名簿 昭和3年）、大正七年七月中央大学法科卒業（全国弁護士大観 昭和52年）、大正一二年二弁護士試験及第（官報 大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・佐賀（官報 大正12・4・4）、昭和一二年四月・昭和一四年四月佐賀弁護士会会長（日本弁護士名簿 昭和13年・昭和14年）、昭和二六年四月・昭和三九年四月・昭和四〇年四月佐賀県弁護士会会長（法曹百年史 昭和44年）、昭和五七年七月一七日登録取消・死亡（官報 昭和57・8・12）

● 「香田廣一」《佐賀県栄誉録》夕刊佐賀新聞社・一九六八年一月）、「香田廣一」《全国弁護士大観》法曹公論社・一九七七年六月）

⑤ 岩永運平

● 「出身地」長崎、「事務所」長崎市翹屋町四〇、「電話」長崎一七一六（日本弁護士名簿 昭和11年）、昭和六年一月高等試験司法科合格（官報 昭和6・11・13）、昭和七年一月弁護士登録（官報 昭和7・2・3）、昭和三四年四月・昭和三五年四月長崎県弁護士会会長（法曹百年史 昭和44年）、昭和四〇年九月二四日登録取消・死亡（官報 昭和40・11・20）

⑥ 堤政一

● 明治一三年八月一五日生、「出身地」佐賀、「事務所」佐賀市松原町中ノ小路、「電話」佐賀八二一（日本弁護士名簿 昭和6年）、明治三四年七月東京専門学校卒業、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・熊本地方裁判所詰、明治三九年四月熊本地方裁判所予備判事、明治三九年一〇月熊本地方裁判所判事、大正二年五月久留米区裁判所判事（人物事典 1）、大正五年七月臼杵区裁判所判事（官報 大正5・7・6）、大正六年九月佐伯区裁判所判事（官報 大正6・9・15）、大正六年一月日田区裁判所判事・予審掛（官報 大正6・11・13）、大正七年七月平戸区裁判所判事（官報 大正7・7・2）、大正八年七月予審係（官報 大

大正8・7・2)、大正八年二月八代区裁判所監督判事(官報)大正8・12・27)、大正一〇年九月退職(官報)大正10・9・10)、大正一〇年二月弁護士登録・佐賀(官報)大正11・1・1)、昭和十五年四月・昭和十六年四月佐賀弁護士会会長(日本弁護士名簿)昭和15年・昭和16年)、昭和十七年一二月登録取消(官報)昭和37・1・12)

●「堤政一」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)

3 福岡

(一) 判事の閲歴

①長谷川菊太郎

●明治四年九月二十七日生、名古屋市中区古沢町、明治三十一年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三十一年九月弁護士登録・東京(官報)明治31・9・14)、明治三十四年一月登録取消(官報)明治34・11・26)、明治三十四年一月横浜区裁判所判事、明治四三年七月東京控訴院判事、大正元年九月横浜区裁判所監督判事、大正二年四月徳島地方裁判所長、大正五年八月水戸地方裁判所長、大正一三年一月新潟地方裁判所長、大正一四年八月福岡地方裁判所長(『人物事典』IⅢ)、昭和六年一月京都地方裁判所長(昭和)6・1・23)、昭和八年九月大阪地方裁判所長(官報)昭和8・10・3)、昭和九年九月大審院検事・退職裁判所構成法第八〇条ノ二(官報)昭和9・9・27(28)、昭和一〇年九月弁護士登録・大阪(官報)昭和10・10・28)、昭和一四年四月二六日登録取消・死亡(官報)昭和14・5・16)

●「長谷川菊太郎」(『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月)

②西村義太郎(甲府判事参照)

●明治二九年二月一日生、東京府北豊島郡巢鴨町↓東京市世田谷区北沢、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月水戸地方裁判所判事、大正一三年一月東京区裁判所判事、昭和二年八月福岡地方裁判所判事、昭和二年九月九州帝国大学講師、昭和四年五月東京区裁判所判事、昭和七年四月甲府地方裁判所判事、昭和八年三月東京地方裁判所判事、昭和八年七月東京控訴院判事、昭和九年四月退職(『人物事典』IIⅢ・V)、：昭和九年北滿特別区高等法院検事・同推事涉外処長、昭和九年司法部法学教授・同副校長(日本弁護士大観)昭和37年)；昭和一三年九月東京控訴院判事(官報)昭和13・9・9)、昭和一六年一二月浦和地方裁判所部長(官報)昭和16・12・5)、昭和一九年六月兼浦和区裁判所判事(官報)昭和19・6・28)、昭和二十一年六月大審院判事・退職(官報)昭和21・6・20、昭和21・8・22)、昭和二十一年六月弁護士登録・東京(官報)昭和21・8・13)、昭和五五年六月五日登録取消・死亡(官報)昭和55・7・21)

●「西村義太郎」(『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月)、「西村義太郎」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

●西村義太郎「刑事法判例研究説示と技巧」(『法律学研究』第28巻第8号、日本大学法学部・一九三二年八月)。(注)昭和四年四月一日大審院第五刑事部判決大審院判例集第九巻第三号第一五四頁以下(第一審判決・昭和三年二月二十四日尊属殺人未遂殺人未遂被告事件水戸地方裁判所判決)に関する判例研究

③鹿島重夫

●明治三五年一〇月二十八日生、鹿児島県川辺郡西南方村、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・大阪地

方裁判所詰、昭和二年二月福岡地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月福岡地方裁判所判事、昭和八年一二月甘木区裁判所判事、昭和一〇年三月福岡区裁判所判事、昭和一〇年六月姫路区裁判所判事、昭和一一年九月神戸地方裁判所兼神戸区裁判所判事、昭和一四年五月大阪区裁判所兼大阪地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一四年七月大阪地方裁判所判事、昭和一五年神戸地方裁判所判事、昭和一七年六月大阪区裁判所兼大阪地方裁判所判事、昭和一七年七月大阪地方裁判所判事、昭和一九年三月大阪控訴院判事、昭和二〇年一〇月福岡控訴院判事、昭和二一年三月鹿児島地方裁判所兼区裁判所判事、昭和二二年一二月鹿児島地方裁判所判事、昭和二四年一月兼鹿児島家庭裁判所判事、昭和二六年一月司法制度視察のため米国へ出張、昭和二八年七月福岡地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和三二年七月福岡高等裁判所判事、昭和三五年一二月盛岡地方裁判所長兼盛岡家庭裁判所長、昭和三七年五月山口地方裁判所長兼山口家庭裁判所長、昭和三九年一二月熊本地方裁判所長（『司法大観』昭和42年）、昭和四二年一〇月定年退官（『官報』昭和42・10・31）、昭和四二年一二月弁護士登録・福岡（『官報』昭和43・1・20）、平成九年三月登録取消（『官報』平成9・4・30）

●「鹿島重夫」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月、「鹿島重夫」『福岡県人名録』西日本新聞社・一九八八年三月

●鹿島重夫「銀行取引の実際と之に関する法律問題の研究」『司法研究』第18輯・報告書2、司法省調査課・一九三四年三月

④阿部茂雄

●明治九年一〇月一四日生、大分県宇佐郡封戸村、明治三十一年七月明治法律学校卒業、明治三十三年一二月弁護士試験及第、明治三四年二月弁護士登録・大阪（『官報』明治34・3・6）、

明治四一年六月登録取消（『官報』明治41・7・4）、明治四一年六月佐世保区裁判所判事、大正元年一二月巖原区裁判所判事、大正二年五月佐賀区裁判所判事、大正五年七月佐賀地方裁判所判事、大正六年九月延岡区裁判所判事、大正七年七月武雄区裁判所判事、大正八年六月那覇地方裁判所判事、大正九年一二月那覇区裁判所判事、大正一〇年七月佐賀区裁判所判事、大正一一年一二月福岡地方裁判所小倉支部長、昭和二年八月久留米区裁判所監督判事、昭和三年七月福岡地方裁判所部長、昭和九年三月大審院判事・退職、昭和九年九月公証人・別府（『人物事典』I～IV）、昭和一三年八月依願免公証人（『官報』昭和13・8・13）

⑤相島一之

●明治三六年九月一七日生、佐賀県杵島郡北方村、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試験補・福岡地方裁判所詰、昭和三年一二月福岡地方裁判所予備判事、昭和四年三月熊本地方裁判所予備判事、昭和五年一月福岡地方裁判所飯塚支部判事、昭和八年七月福岡区裁判所判事、昭和一四年七月長崎地方裁判所判事、昭和一四年九月長崎控訴院判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一八年一二月福岡地方裁判所小倉支部判事、昭和二〇年五月福岡地方裁判所部長、昭和二一年三月熊本地方裁判所部長、昭和二二年一二月福岡高等裁判所判事、昭和二三年八月佐賀地方裁判所判事、昭和二八年七月福岡地方裁判所小倉支部長兼福岡家庭裁判所小倉支部長（『司法大観』昭和32年）、昭和二八年九月兼小倉簡易裁判所判事、昭和三二年六月青森地方裁判所長兼青森家庭裁判所長、昭和三四年一〇月金沢地方裁判所長兼金沢家庭裁判所長、昭和三五年一二月福岡高等裁判所判事、昭和三七年一〇月東京高等裁判所判事、昭和三七年一〇月司法研修所長、昭和三九年一〇月仙台高等裁判所長官、昭和四一年七月名古屋高等裁判所長官（『司法大

観〔昭和42年〕、昭和四三年九月定年退官〔官報〕昭和43・9・18〕、昭和四四年四月弁護士登録・福岡〔官報〕昭和44・4・30〕、平成元年八月三〇日登録登録取消・死亡〔官報〕平成元・10・12〕

●「相島一之」〔『小倉市知名士写真集』、西日本写真通信社・一九五四年〕、「相島一之」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

●相島一之「鉱山労働者の災害に対する賠償の研究」〔『司法研究』第24輯・報告書13、司法省調査部・一九三八年三月〕

⑥濱田龍信

●明治三十一年一〇月二六日生、愛媛県南宇和郡東外海村、大正一五年三月早稲田大学法学部卒業、大正一五年一二月高等試験行政科合格、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和三年一〇月福岡地方裁判所予備判事、昭和四年四月福岡地方裁判所判事、昭和七年四月久留米区裁判所判事、昭和一一年三月熊本区裁判所判事、昭和一四年二月那覇区裁判所監督判事〔人物事典〕Ⅲ〇〇、昭和一五年一〇月伊那区裁判所兼長野地方裁判所飯田支部判事、昭和一六年六月長岡区裁判所兼新潟地方裁判所長岡支部判事、昭和二〇年一二月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事、昭和二二年六月東京高等検察庁検事、昭和二六年四月最高検察庁検事、昭和二八年一月岐阜地方検察庁検事正、昭和三〇年九月高松地方検察庁検事正〔司法大観〕昭和32年〕、昭和三三年九月千葉地方検察庁検事正、昭和三四年七月公証人・東京〔司法大観〕昭和42年〕、昭和四三年一〇月依願免公証人〔官報〕昭和43・11・1〕、昭和四四年一二月弁護士登録・横浜〔官報〕昭和44・1・28〕、昭和六二年五月二日登録取消・死亡〔官報〕昭和62・6・11〕

●「浜田龍信」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑦森静雄

●明治三二年五月二二日生、大牟田市橋口町、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一五年三月長崎地方裁判所予備判事、昭和二年八月福岡地方裁判所飯塚支部判事、昭和三年六月福岡地方裁判所判事、昭和八年六月中津区裁判所判事、昭和九年九月福岡区裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ〇〇、昭和一五年一月宮崎地方裁判所部長〔官報〕昭和15・1・10〕、昭和一六年一〇月佐世保区裁判所監督判事兼長崎地方裁判所佐世保支部長〔官報〕昭和16・10・22〕、昭和一八年福岡地方裁判所兼福岡区裁判所判事、昭和一八年一二月福岡地方裁判所部長兼福岡区裁判所判事〔官報〕昭和18・12・24〕、昭和二一年九月現在福岡控訴院部長、昭和二二年一月福岡高等裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24〕、昭和二四年三月福岡高等裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和24・4・15〕、昭和二五年二月秋田地方裁判所長兼秋田家庭裁判所長〔官報〕昭和25・2・15〕、昭和二七年一〇月福岡高等裁判所判事〔官報〕昭和27・10・29〕、昭和二八年一月福岡高等裁判所部事務総括者〔官報〕昭和28・1・28〕、昭和三〇年一二月依願免本官〔官報〕昭和30・12・26〕、昭和三二年一月弁護士登録・福岡〔官報〕昭和31・2・11〕、昭和四七年六月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・8・3〕

●「森静雄」〔『福博人事交友録』、西日本新興倶楽部・一九五八年二月〕、「弁護士森静雄」〔『福岡市紳士録』昭和三七年版、九州時事新報社・一九六二年一月〕

●「第一話 森静雄氏（元福岡高裁判事）談（福岡地裁当時）」〔浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究―経験談による実態調査を中心として―』、司法研修所調査叢書第九号、司法研修所、一九六八年三月〕

⑧井上健一郎

●明治一四年五月一八日生、福岡県築上郡南吉富村、明治三六年七月明治法律学校卒業、

明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試験・福岡地方裁判所
詰、明治三八年九月大分区裁判所予備判事、明治三八年一二月札幌地方裁判所判事、明治
三九年四月豆田区裁判所判事、明治四一年一二月熊本区裁判所判事、大正二年六月山鹿区
裁判所判事、大正三年四月小倉区裁判所判事、大正五年一二月佐賀区裁判所判事、大正八
年六月大分地方裁判所判事、大正一三年四月福岡地方裁判所判事、昭和二年八月福岡地方
裁判所小倉支部長、昭和三年七月福岡地方裁判所部長、昭和一〇年三月旭川地方裁判所長、
昭和一一年七月函館地方裁判所長、昭和一四年四月仙台地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭
和一六年九月退職（官報 昭和16・9・29）

⑨ 谷本寛

● 明治三二年九月九日生、岡山県小田郡新山村、大正一二年三月東京帝国大学法学部
卒業、大正一二年五月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正一四年三月東京地方裁判所予
備判事、大正一五年一二月飯塚区裁判所判事、昭和二年八月小倉区裁判所判事、昭和五年
一月福岡地方裁判所判事、昭和一〇年一二月長崎地方裁判所判事、昭和一二年一〇月長崎
控訴院判事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和二〇年五月福岡地方裁判所小倉支部判事、昭和二三年五
月福岡地方裁判所判事、昭和二五年二月福岡高等裁判所判事、昭和二九年八月函館地方裁
判所長兼函館家庭裁判所長、昭和三一年一二月鹿児島地方裁判所長兼鹿児島家庭裁判所長
（司法大観 昭和32年）、昭和三三年八月福岡高等裁判所判事（官報 昭和33・8・4）、昭和三五年一
月熊本地方裁判所長（官報 昭和35・11・28）、昭和三九年九月定年退官（官報 昭和39・9・21）

● 「第一〇話 谷本寛氏（元福岡高裁判事）談（福岡地裁当時）」（浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究―経験談による
実態調査を中心として―』司法研修所調査叢書第九号、司法研修所、一九六八年三月）

⑩ 藤田彌太郎

● 明治三一年一月三〇日生、京都府加佐郡中筋村、大正一二年三月関西大学専門部卒業、
大正一二年二月弁護士試験及第、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年三月
司法官試験補・大阪地方裁判所詰、大正一四年一二月神戸地方裁判所予備判事、昭和二年二
月福岡地方裁判所判事、昭和七年四月姫路区裁判所判事、昭和七年一〇月大阪区裁判所判
事、昭和一三年一二月大阪地方裁判所判事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和一六年六月徳島地方裁判
所部長、昭和一七年一月大阪控訴院判事、昭和二一年四月京都地方裁判所部長兼京都府
裁判所判事、昭和二二年七月大阪控訴院判事、昭和二二年五月大阪高等裁判所判事（司法大
観 昭和32年）、昭和三二年四月京都地方裁判所舞鶴支部長兼京都家庭裁判所舞鶴支部長（官報
昭和31・4・17）、昭和三七年一月定年退官（官報 昭和37・1・31）、昭和三七年一月京都簡易裁判所
判事（官報 昭和37・2・1～2）、昭和四二年一月簡易裁判所定年退官（官報 昭和42・2・1）

● 「藤田彌太郎」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社、一九四三年九月）

⑪ 安武東一郎

● 明治二八年三月六日生、熊本市京町二丁目、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、
大正一一年五月弁護士登録・東京（官報 大正11・6・1）、大正一五年三月北米合衆国コロンビ
ヤ大学入学、大正一五年九月同国紐育大学法学部大学院入学、昭和二年五月帰朝、昭和三年
一〇月登録取消（官報 昭和3・12・8）、昭和三年一〇月福岡地方裁判所判事、昭和七年六月
宇都宮地方裁判所判事、昭和九年一〇月東京区裁判所判事、昭和一二年一二月長野地方裁
判所松本支部判事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和一四年一二月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方
裁判所判事、昭和二二年三月川越区裁判所判事、昭和二二年五月浦和地方裁判所川越支部

判事、昭和二年一月東京地方裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三年九月鳥取地方裁判所長兼鳥取家庭裁判所長（官報）昭和33・9・22）、昭和三五年三月定年退官（官報）昭和35・3・9）、昭和三五年一〇月弁護士登録・第一東京（官報）昭和35・11・16）、昭和四七年七月一日登録取消・死亡（官報）昭和47・9・14）

●「安武東一郎」（『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月）、伊藤満「追悼」・坂本英雄「編集後記」『創備法学』第2巻第3、4号・合併号・故安武東一郎教授追悼号、一九七三年三月）

⑫ 桑原國朝

●明治三六年一月一日生、別府市大字別府、大正一五年三月東北帝国大学法文学部卒業、大正一五年一月高等試験行政科合格、大正一五年二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・仙台地方裁判所詰、昭和三年一〇月福岡地方裁判所予備判事、昭和四年四月福岡地方裁判所判事（人物事典）Ⅲ〽Ⅴ）、昭和一五年一月小倉区裁判所兼福岡地方裁判所小倉支部判事、昭和一六年五月福岡地方裁判所兼福岡区裁判所判事、昭和一八年一二月長崎控訴院判事、昭和二〇年八月福岡控訴院判事、昭和二二年五月福岡高等裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三二年六月福岡高等裁判所宮崎支部判事、昭和三六年三月福岡地方裁判所小倉支部長兼小倉簡易裁判所判事、昭和三八年四月宮崎地方裁判所長兼宮崎家庭裁判所長（司法大観）昭和42年）、昭和四二年一二月定年退官（官報）昭和43・1・5）

⑬ 石井麻佐雄

●明治三三年三月一〇日生、熊本市新屋敷町、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月福岡地方裁判所小倉支部予備判事、昭和三年一〇月宮崎地方裁判所判事、昭和四年一二月小倉区裁判所判事、昭和

七年一〇月福岡地方裁判所判事、昭和一二年八月横浜地方裁判所判事（人物事典）Ⅲ〽Ⅴ）、昭和一七年四月函館地方裁判所部長、昭和一八年一二月兼函館区裁判所判事、昭和一九年六月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所判事兼東京区裁判所判事予審掛、昭和二〇年一二月東京控訴院判事、昭和二一年七月千葉地方裁判所部長、昭和二二年一月千葉地方裁判所判事、昭和二四年一月兼千葉家庭裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三二年一月依願免本官（官報）昭和32・11・15）、昭和三三年四月弁護士登録・東京（官報）昭和33・4・5）、昭和五年一一月一四日登録取消・死亡（官報）昭和55・12・22）

●「石井麻佐雄」（『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

（二） 検事の閲歴

① 寺島久松

●明治元年四月五日生、山形県西置賜郡豊田村、明治二三年六月明治法律学校卒業、明治二三年二月文官高等試験司法官合格、明治二四年一月司法官試補・仙台地方裁判所詰、明治二五年七月仙台区裁判所検事、明治三〇年四月名古屋地方裁判所検事、明治三二年五月静岡地方裁判所検事、明治三二年一二月大阪地方裁判所検事、明治三五年三月鳥取地方裁判所検事正、明治三七年五月大分地方裁判所検事正、明治三七年一二月安濃津地方裁判所検事正、明治四三年七月大阪控訴院検事、大正二年四月金沢地方裁判所検事正、大正八年七月岡山地方裁判所検事正、大正一二年四月福岡地方裁判所検事正（人物事典）Ⅰ〽Ⅲ）、昭和四年九月札幌控訴院検事長（官報）昭和4・9・7）、昭和六年四月退職・裁判所構成法第八〇条ノ二（官報）昭和6・4・7）、

● 検事正寺島久松講述『改正刑事訴訟法私解全 附少年法要旨』（岡崎藻太郎・一九三三年五月）

② 磯梯三郎

● 明治一六年二月二日生、福岡市地行東町、明治四四年一〇月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正三年七月神戸地方裁判所予備検事、大正四年二月鹿児島区裁判所検事、大正七年七月神戸区裁判所検事、大正一〇年二月龍野区裁判所検事、大正一一年四月神戸地方裁判所検事、大正一二年五月神戸区裁判所検事、昭和三年七月福岡地方裁判所検事、昭和七年四月小倉区裁判所検事、昭和一〇年四月徳島地方裁判所検事正、昭和一二年一二月岐阜地方裁判所検事正（『人事事典』I-V）、昭和一五年四月長野地方裁判所検事正（『官報』昭和15・4・16）、昭和一九年三月大審院検事・退職（『官報』昭和19・3・28（29））、昭和二三年四月弁護士登録・福岡（『官報』昭和23・5・28）、昭和二四年一月登録取消（『官報』昭和24・1・10）

③ 植村京一

● 明治二五年一月七日生、宮崎県宮崎郡赤江村、大正一二年一二月高等試験行政科合格、大正一三年三月明治大学法学部卒業、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年十一月長崎地方裁判所予備検事、昭和三年四月小倉区裁判所検事、昭和四年三月福岡区裁判所検事、昭和六年八月大阪区裁判所検事、昭和一〇年七月堺区裁判所検事、昭和一一年一二月大阪区裁判所検事、昭和一二年一二月神戸地方裁判所検事（『人事事典』III-V）、昭和一六年六月伊丹区裁判所検事（『官報』昭和16・6・10）、昭和一七年一〇月神戸地方裁判所兼神戸区裁判所検事（『官報』昭和17・10・5）、昭和一七年一〇月新宮区裁判所兼和歌山地方裁判所新宮支部検事（『官報』昭和17・10・15）、昭和一八

年一二月舞鶴区裁判所兼京都地方裁判所舞鶴支部検事、昭和二二年四月大阪控訴院検事（『官報』昭和21・4・2）

● 「植村京一」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

● 検事植村京一「犯罪審理の基本的研究と犯罪性保持者の応化範疇」（『司法研究』第12輯・報告書

7、司法省・一九三〇年三月）

④ 森山良

● 明治三二年一月一日生、鹿児島県始良郡加治木町、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和二年一二月福岡地方裁判所予備検事、昭和三年一〇月福岡区裁判所検事、昭和六年一二月大分地方裁判所検事、昭和一二年七月福岡地方裁判所検事（『人事事典』III-V）、昭和一六年三月長崎区裁判所検事、昭和一七年一〇月長崎控訴院検事、昭和一八年七月大分地方裁判所検事、昭和二一年三月熊本地方裁判所検事、昭和二一年七月小倉区裁判所検事、昭和二二年九月大阪高等検察庁検事、昭和二六年一月旭川地方検察庁検事正、昭和二七年一二月徳島地方検察庁検事正、昭和二八年一月退官、昭和二八年一月公証人・大阪（『司法大観』昭和32年）、昭和四四年五月一日死亡（『官報』昭和44・5・15）

● 「森山良」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

⑤ 廣重慶三郎（東京検事参照）

● 昭和二六年一〇月二三日生、佐賀県三養基郡旭村、大正九年七月早稲田大学卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備検事、大正一二年

八月長崎区裁判所検事、昭和二年一二月福岡区裁判所検事、昭和七年四月福岡地方裁判所検事、昭和一〇年一月東京区裁判所検事、昭和一三年一二月保護観察所輔導官・福岡保護観察所長（『人物事典』Ⅱ・Ⅴ）、昭和一五年一二月兼司法保護委員事務局保護官・福岡保護委員事務局局長（『昭和15・12・253』）、昭和一六年一月兼熊本保護観察所長（『官報』昭和16・1・20）、昭和一六年四月免熊本保護観察所長（『官報』昭和16・4・22）、昭和一七年七月大阪控訴院検事（『官報』昭和17・7・10）、昭和二〇年六月大阪地方裁判所検事（『官報』昭和20・6・14）、昭和二〇年一〇月依願免司法保護委員事務局保護官（『官報』昭和20・10・24）、昭和二〇年一〇月大阪地方裁判所検事・退職（『官報』昭和20・10・29）、昭和二一年三月弁護士登録・奈良（『官報』昭和21・4・19）、昭和二一年七月登録換・大阪（『昭和』21・10・7）、昭和六三年四月八日登録取消・死亡（『官報』昭和63・5・17）

●「廣重慶三郎」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「廣重慶三郎」『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月、「廣重慶三郎」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

⑥ 谷津慶次

●明治一五年二月一日生、茨城県東茨城郡下中妻村、明治三八年七月日本大学卒業、明治四一年一二月判事検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試補・前橋地方裁判所詰、明治四四年七月前橋地方裁判所予備検事、明治四四年一〇月浦和区裁判所検事、大正二年五月名古屋区裁判所検事、大正五年五月高岡区裁判所検事、大正八年六月四日市区裁判所検事、大正一〇年七月金沢地方裁判所検事、大正一二年四月安濃津地方裁判所検事、大正一五年三月名古屋控訴院検事、大正一五年五月公証人懲戒予備委員、昭和七年四月福岡地方裁判所検事、昭和一〇年四月小倉区裁判所検事、昭和一一年三月旭川地方裁判所検事正、

昭和一三年七月盛岡地方裁判所検事正（『人物事典』Ⅰ・Ⅴ）、昭和一五年一〇月安濃津地方裁判所検事正（『官報』昭和15・10・3）、昭和一八年三月山口地方裁判所検事正（『官報』昭和18・3・29）、昭和二〇年三月大審院検事・退職（『官報』昭和20・3・31、昭和18・4・4）

●「谷津慶次」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

(三) 弁護士の閲歴

① 内田茂七

●明治一六年一月一九日生（月に嘯く・平成12年）、「出身地」山口、「事務所」福岡市大名町、「電話」福岡八〇四、明治三八年一月判事検事登用試験及第（『官報』明治38・11・25）、明治三八年一二月司法官試補・熊本地方裁判所詰（『官報』明治38・12・28）、明治三九年五月依願免司法官試補（『官報』明治39・6・2）、明治三九年六月弁護士登録・福岡（『官報』明治39・7・3）、昭和五年四月福岡弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和5年）、昭和八年一二月二二日死亡（『福岡県弁護士会史』上巻・平成元年）、昭和八年一二月二八日登録取消・死亡（『官報』昭和9・2・7）

●「わが国初の夜間中学の発案者内田茂七」『月に嘯く・創立七十七年の風雪を越えて』福岡県立福岡高等学校校定時制課程開課記念誌、福岡県立福岡高等学校・二〇〇〇年三月

② 渡邊清太郎

●明治二年出生、「出身地」福岡、「事務所」久留米市篠山町、「電話」久留米四二五（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治三〇年六月日本大学卒業（『久留米人物誌』昭和56年）、明治三三年一二月判事検事登用試験及第（『官報』明治33・11・10）、明治三三年一二月司法官試補・熊本市裁判所詰（『官報』明治33・12・8）、明治三四年九月依願免司法官試補（『官報』明治34・9・9）、明治三四年一〇月弁

護士登録・福岡（官報）明治34・10・9）、昭和十一年三月登録換・東京（官報）昭和11・4・2）、昭和十五年二月登録取消（官報）昭和15・3・14）

●「渡邊清太郎」（篠原正一『久留米人物誌』久留米人物誌刊行委員会・一九八一年一〇月）

●渡邊清太郎・鮫島東四郎共著『日本警察法述義』（日本法律学校法政学会・一九〇三年七月）

③江口繁

●明治三十二年二月六日生（大衆人事録）昭和18年、「出身地」佐賀、「事務所」福岡市大名町、「電話」福岡三一三五（日本弁護士名簿）昭和4年）、大正九年七月中央大学法律科卒業（衆議院議員銘鑑）平成2年）、大正九年一月弁護士試験及第（官報）大正9・12・14）、大正一〇年一月弁護士登録・東京（官報）大正10・2・2）、大正一四年三月登録換・福岡（官報）大正14・4・27）、昭和一五年四月・昭和一六年四月福岡弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和15年・昭和16年）、昭和一七年四月・昭和一八年四月福岡弁護士会会長（日本弁護士名簿）昭和17年・昭和18年）、昭和一七年四月衆議院議員当選日本進歩党（衆議院議員銘鑑）平成2年）、昭和四六年九月九日登録取消・死亡（官報）昭和47・1・7）

●「江口繁氏」（『福岡市人物大鑑』福岡出版協会・一九三六年二月）、「江口繁」（『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月）、「江口繁」（『福岡市紳士録』昭和25年、福岡市民日報社・一九五〇年二月）、「江口繁」（『福岡市紳士録』昭和37年版、九州時事新報社・一九六二年一月）、「江口繁」（『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

④堤達三郎

●明治八年二月生（久留米人物誌）昭和56年）、「出身地」福岡、「事務所」福岡市土手町、「電話」福岡一三二二（日本弁護士名簿）昭和4年）、明治三八年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）明治38・7・13）、：明治三九年頃弁護士登録・東京：：、大正二年八月登録換・福岡（官報）大正2・8・15）、大正一

一年四月（大正一三年四月福岡弁護士会会長（日本弁護士名簿）大正11年（13年））、昭和一五年七月三十一日登録取消・死亡（官報）昭和15・8・13）

●「堤達三郎」（篠原正一『久留米人物誌』久留米人物誌刊行委員会・一九八一年一〇月）

⑤池田重吉

●明治四年三月生、「出身地」滋賀県、「事務所」福岡市大名町、「電話」福岡一八二〇（日本弁護士名簿）昭和4年）、明治二四年七月関西法律学校卒業（関西大学七十年史）昭和31年）、明治二四年一二月代理人試験及第（官報）明治24・12・12）、明治二五年一月代理人・大阪免許（日本弁護士史）大正3年）、明治二六年五月弁護士登録・大阪（官報）明治26・6・2）、：明治二八年八月二日安濃津地方裁判所詐欺取材被告事件判決・重禁固七月罰金一〇円監視六月、明治二八年一〇月三日名古屋控訴院詐欺取材控訴事件判決・公訴棄却、明治二八年一月一九日大審院詐欺取材被告事件判決・上告棄却（官報）明治28・12・21）：：、明治二八年一月二七日登録取消・弁護士法第五条第二号該当（官報）明治28・12・3）、：大正五年四月弁護士登録・福岡（官報）大正5・4・26）、昭和三〇年一月一日登録取消・死亡（官報）昭和31・12・12）

●S・O生「訪問記（第四十四回）池田重吉氏」（『自由と正義』第4卷第8号、一九五三年八月）

（注）明治二十七年六月、池田重吉は、大阪から広島に来て、広島市主水町（県庁前）に弁護士事務所を増設していた（増田修『広島弁護士界沿革誌』（C）明治編・続『修道法学』第32巻第1号、二〇〇九年九月、二七五頁）。

⑥川崎力三

●明治三十一年七月一四日生（全国弁護士大鑑）昭和52年）、「出身地」福岡、「事務所」福岡市土手町、「電話」福岡二四八〇（日本弁護士名簿）昭和5年）、大正一〇年七月明治大学法律科卒業、：：内務省地方局：：、昭和三年一〇月弁護士試験（大正一二年法律第五号）合格（官報）昭和3・10・30）、昭和三年一二月弁護士登録・東京（官報）昭和4・1・15）、昭和四年三月登録換・福岡（官報）昭和4・4・

2)、昭和一七年一月登録取消〔官報〕昭和17・12・28)、昭和二二年九月弁護士登録・福岡〔官報〕昭和22・10・22)、平成三年九月二七日登録取消・死亡〔官報〕平成3・11・20)

●「川崎力三」〔福岡市紳士録〕昭和25年、福岡市民日報社・一九五〇年二月)、〔川崎力三〕〔福岡市紳士録〕昭和37年版、九州時事新報社・一九六二年一月)、「川崎力三」〔九州各界写真人物年鑑〕財界ジャーナル社・一九六七年八月)、「川崎力三」〔全国弁護士大観〕法曹公論社・一九七七年六月)、「川崎力三」〔福岡県人名録〕西日本新聞社・一九八八年三月)

⑦立川卯七

●明治一〇年二月四日生(大衆人事録〕昭和18年)、「出身地」佐賀、「事務所」福岡市土手町、「電話」福岡一四八(日本弁護士名簿〕昭和5年)、…中央大学卒業…、大正元年一二月判事検事登用試験及第〔官報〕大正元・12・13)、大正元年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰〔官報〕大正元・12・28)、大正二年一月依願免司法官試補〔官報〕昭和2・1・28)、大正二年二月弁護士登録・福岡〔官報〕大正2・2・25)、昭和六年四月・昭和七年四月福岡弁護士会副会長(日本弁護士名簿〕昭和6年・7年)、昭和八年四月・昭和九年四月福岡弁護士会会長(日本弁護士名簿〕昭和8年・9年)、昭和二八年一二月二七日登録取消・死亡〔官報〕昭和29・1・16)

●「立川卯七」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)

⑧栗本武三(大分判事参照)

⑨成川善隆

●明治三二年八月二九日、「出身地」愛媛、「事務所」小倉市紺屋町、「電話」小倉一三八八(日本弁護士名簿〕昭和7年)、大正一四年四月中央大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和三年一〇月大分地方法判所予備検事〔人物事典〕Ⅲ)、昭和四年六月大分区裁判所兼大分地方法裁判所検事〔官報〕昭和4・

6・20)、昭和五年四月小倉区裁判所兼福岡地方裁判所小倉支部検事〔官報〕昭和5・4・16)、昭和五年一二月退職〔官報〕昭和6・1・7)、昭和六年一月弁護士登録・福岡〔官報〕昭和6・2・27)、昭和八年二月七日登録取消・死亡〔官報〕昭和8・2・28)

⑩塚本徳計

●明治二五年七月一〇日生、「出身地」福岡、「事務所」福岡市極楽寺町、「電話」福岡五九二九(日本弁護士名簿〕昭和9年)、大正一〇年三月日本大学法学部卒業、大正一五年一二月弁護士試験(大正二年法律第五号)合格〔官報〕大正15・12・21)、昭和二年一月弁護士登録・東京〔官報〕昭和2・1・14)、昭和五年一二月登録換・福岡〔官報〕昭和6・1・20)、昭和四一年四月福岡県弁護士会副会長(全国弁護士大観〕昭和52年)、昭和五二年一月四日登録取消・死亡〔官報〕昭和52・12・7)

●「塚本徳計」〔全国弁護士大観〕法曹公論社・一九七七年六月)

●塚本徳計外3名「調整の苦心をさぐる」〔更生保護〕第10巻第4号、一九五九年四月)

4 大分

(一)判事の閲歴

①栗本武三

●明治二年七月二三日生、若松市五反町、明治二四年八月東京法学院卒業、明治二七年一二月判事検事登用試験及第、明治二七年一二月司法官試補・大分区裁判所詰、明治二九年一月杵築区裁判所予備判事、明治二九年一二月天草区裁判所判事、明治三一年三月熊本区裁判所判事、明治三四年八月八代区裁判所判事、明治三六年六月熊本地方裁判所判事、明治三七年六月長崎地方裁判所判事、明治三八年四月長崎控訴院判事、大正二年五月長崎

地方裁判所部長、大正四年一〇月福岡地方裁判所部長、大正八年七月山形地方裁判所長、大正一一年七月佐賀地方裁判所長、大正一四年二月大分地方裁判所長（『人物事典』15頁）、昭和五年五月退職（『官報』昭和5・5・6）、昭和五年八月弁護士登録・福岡（『官報』昭和5・9・9）

（注）昭和一八年五月（日本弁護士名簿「昭和18年」）と昭和二五年一月（日本弁護士名簿「昭和25年」）の間に死亡と思われる。

●「栗本武三」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

②長谷川松太郎（長崎判事参照）

③池田昌深

●明治二〇年一月一〇日生、東京府荏原郡品川町、明治四五年三月日本大学法律科卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正八年一二月東京地方裁判所詰、大正九年八月東京地方裁判所予備判事、大正九年一〇月若松区裁判所判事、大正一〇年七月千葉地方裁判所判事、大正一四年七月大分地方裁判所判事、昭和八年一月宮崎地方裁判所判事、昭和一〇年三月長崎控訴院判事、昭和一四年二月佐賀地方裁判所部長（『人物事典』15頁）、昭和二二年三月大審院判事・退職（『官報』昭和21・4・2号外）

●「池田昌深」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

④大野初熊

●明治二五年三月四日生、熊本市内坪井町、大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正八年三月長崎地方裁判所予備判事、大正八年四月鹿児島地方裁判所判事、大正八年六月宮崎地方裁判所判事、大正一一年一〇月武雄区裁判所判事、大正一三年一二月御船区裁判所判事、昭和三年一〇月大分地方裁判所

判事、昭和七年四月大分区裁判所監督判事、昭和二二年一〇月鹿児島区裁判所監督判事（『人物事典』15頁）、昭和一五年五月長崎区裁判所監督判事兼長崎地方裁判所判事（『官報』昭和15・6・1）、昭和一六年三月久留米区裁判所監督判事兼福岡地方裁判所久留米支部長（『官報』昭和16・3・31）、昭和一九年三月福岡区裁判所監督判事兼福岡地方裁判所判事（『官報』昭和19・4・5）、昭和二二年一二月福岡地方裁判所久留米支部判事（『官報』昭和24・1・24）、昭和二三年二月久留米簡易裁判所判事（『昭和』23・3・10、昭和23・4・16）、昭和二三年一〇月福岡地方裁判所久留米支部長（『官報』昭和23・10・20）、昭和二四年一月久留米簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（『官報』昭和24・1・28）、昭和二四年一月兼福岡家庭裁判所久留米支部判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二四年四月免兼官（『官報』昭和24・4・22）、昭和三一年四月依願免本官（『官報』昭和31・4・30）

●「大野初熊」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

⑤矢頭喜一

●明治二七年二月七日生、中津市、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・福岡地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年八月大分地方裁判所判事、昭和一〇年一二月熊本地方裁判所判事（『人物事典』15頁）、昭和一一年一〇月熊本区裁判所判事兼熊本地方裁判所判事（『官報』昭和11・10・31）、昭和二〇年七月長崎控訴院部長（『官報』昭和20・7・31）、昭和二一年八月一〇日特旨を以て位一級追陞せらるる故判事正五位矢頭喜一（『官報』昭和20・9・25）

⑥島村廣治

●明治二九年六月七日生、千葉県夷隅郡長者町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、

大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月大分地方裁判所予備判事、大正一四年四月大分區裁判所判事、昭和六年八月佐賀地方裁判所判事、昭和九年三月熊本地方裁判所判事、昭和一〇年一二月長崎地方裁判所判事、昭和十二年一〇月長崎控訴院判事、昭和十四年九月長崎區裁判所監督判事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和十五年五月長崎控訴院判事、昭和十五年一二月福岡地方裁判所判事、昭和二十一年三月福岡控訴院部長、昭和二十二年五月福岡高等裁判所判事、昭和二十五年一〇月福島地方裁判所長兼福島家庭裁判所長、昭和二十九年八月新潟地方裁判所長兼新潟家庭裁判所長（司法大観 昭和32年）、昭和三十四年三月静岡地方裁判所長兼静岡家庭裁判所長（官報 昭和34・3・7）、昭和三十六年六月定年退官（官報 昭和36・6・8）、昭和三十六年六月弁護士登録・静岡（官報 昭和36・7・15）、昭和五〇年一二月二七日登録取消・死亡（官報 昭和51・3・2）

●「島村廣治」《大衆人事録》近畿・中国・四国・九州篇、帝國秘密探偵社・一九四三年九月

⑦長尾和夫

●明治二九年一月二日生、大阪府三島郡高槻町、大正一一年三月京都帝國大學法學部卒業、大正一一年四月同大学院入學、大正一二年四月立命館大學講師囑託、大正一四年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和二年三月大分地方裁判所判事、昭和三年一〇月大分地方裁判所判事（人物事典Ⅲ）、昭和七年六月關東庁高等法院覆審判官兼地方法院判官、昭和十五年七月依願免本官、昭和十五年一月弁護士登録・關東州（官報 昭和15・12・18）、昭和二十年八月終戦により失職、昭和二十二年一〇月伊丹簡易裁判所判事、昭和二十三年一二月神戸地方裁判所伊丹支部判事、昭和二十七年三月和歌山地方裁判所田辺支部判事、昭和三十一年四月和歌山地方裁判所兼和歌山家庭裁判所判事兼和歌山簡易裁判所判事（司法大観 昭和32年）

昭和三十二年一〇月依願免本官兼兼官（官報 昭和32・10・28）

●「長尾和夫」《滿洲紳士録》第3版、滿蒙資料協會・一九四〇年二月

⑧生津和太郎

明治六年九月二三日生、群馬県利根郡新治村、明治二十七年七月東京專門學校卒業、明治二十七年一二月判事檢事登用試験及第、明治二十七年一二月司法官試補・函館區裁判所詰、明治二十九年一月佐野區裁判所予備判事、明治三〇年一月宇都宮地方裁判所判事、明治三五年四月福江區裁判所監督判事、明治三六年三月長崎地方裁判所判事、明治三八年四月長崎區裁判所監督判事、明治四四年四月宮城控訴院判事、大正二年五月石巻區裁判所監督判事、大正六年九月仙台區裁判所監督判事、大正一三年一月小倉區裁判所監督判事、大正一三年一二月宮崎地方裁判所長、昭和二年四月盛岡地方裁判所長、昭和五年五月大分地方裁判所長、昭和七年八月熊本地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅳ）、昭和一一年九月退職裁判所構成法第七四條ノ二（官報 昭和11・6・25）

⑨福澤作市

●明治一二年一二月二五日生、佐賀県杵島郡橋村、明治三四年東京法學院卒業、明治三七年一二月判事檢事登用試験及第、明治三十七年一月司法官試補・長崎地方裁判所詰、明治三十九年一二月長崎地方裁判所予備判事、明治四〇年三月熊本區裁判所判事、明治四二年八月佐世保區裁判所判事、大正二年五月臼杵區裁判所判事、大正三年一二月宮崎區裁判所判事、大正四年七月鹿児島地方裁判所判事、大正五年七月平戸區裁判所判事、大正七年七月日田區裁判所判事、大正一〇年七月大村區裁判所判事、大正一〇年一二月長崎地方裁判所佐世保支部判事、大正一二年四月八代區裁判所監督判事、大正一四年四月宮崎地方裁判

所部長、大正一四年九月裁判所書記登用試験委員長（『人物事典』I-VIII）、昭和五年五月大分地方裁判所部長（『官報』昭和5・5・7）、昭和八年一〇月長崎控訴院部長・退職（『官報』昭和8・10・13）¹⁴、昭和八年一〇月公証人・長崎（『官報』昭和8・10・16）、昭和二年一二月免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

⑩野田三夫（官制判事参照）

⑪小城戸良三

●明治三二年九月一五日生、吳市二川町、大正一四年四月中央大学卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和四年一月福岡地方裁判所小倉支部予備判事、昭和六年七月大分区裁判所判事、昭和七年一〇月福山地方裁判所判事、昭和九年一二月岡山地方裁判所判事、昭和十二年一〇月樺太地方裁判所判事（『人物事典』IV-V）、昭和一七年七月行橋区裁判所判事（『官報』昭和17・7・17）、昭和一七年一〇月平戸区裁判所兼長崎地方裁判所平戸支部判事予審掛（『官報』昭和17・10・5）、昭和二年一月広島地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二三年九月広島高等検察庁検事（『官報』昭和23・9・21、昭和23・9・28）、昭和二五年九月依願免本官（『官報』昭和25・9・21）、昭和二五年一〇月弁護士登録・広島（『官報』昭和25・11・9）、昭和五四年一二月一二日登録取消・死亡（『官報』昭和54・2・17）

●「小城戸良三」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月、「小城戸良三先生」『広島弁護士会史』広島弁護士会・一九八六年七月、654頁

⑫秋山高彦

●明治一三年六月二八日生、若松市紺屋町、明治四一年一〇月東京帝国大学法科大学卒

業、明治四一年一〇月司法官試補・水戸地方裁判所詰、明治四四年三月水戸地方裁判所予備判事、明治四四年五月大館区裁判所判事、大正元年一〇月浜松区裁判所判事、大正二年一二月東京区裁判所判事、大正五年七月大阪地方裁判所判事、大正一二年四月大阪地方裁判所部長、大正一五年三月東京地方裁判所判事、昭和七年八月大分地方裁判所長、昭和一〇年二月宇都宮地方裁判所長、昭和一四年四月静岡地方裁判所長（『人物事典』I-V）、昭和一六年五月大審院検事・退職（『官報』昭和16・7・7）

●「秋山高彦」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三三年二月

⑬本郷雅廣

●明治二〇年一月一日生、福岡県京都郡今元村、大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正五年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正七年四月大阪地方裁判所予備判事、大正七年七月高知地方裁判所判事、大正八年四月大分地方裁判所判事、大正一二年八月長崎控訴院判事、昭和七年四月佐賀地方裁判所部長、昭和八年一月大分地方裁判所部長、昭和一〇年三月長崎地方裁判所部長（『人物事典』II-V）、昭和一五年四月長崎控訴院部長（『官報』昭和15・4・20）、昭和一七年四月釧路地方裁判所長（『官報』昭和17・4・14）、昭和一九年三月山形地方裁判所長（『官報』昭和19・3・28）、昭和二一年二月大審院部長・退職（『官報』昭和21・2・22）、昭和二二年二月弁護士登録・福岡（『官報』昭和22・3・20）、昭和三一年一〇月登録取消（『官報』昭和31・11・12）

「本郷雅廣」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三三年二月

⑭中島唯一

●明治三三年一月六日生、岡山県真庭郡中和村、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒

業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和八年三月大分地方裁判所判事、昭和十一年三月室蘭区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ）、昭和十一年七月岩見沢区裁判所監督判事（『官報』昭和11・8・3）、昭和十三年三月退職（『官報』昭和13・3・5）、昭和十三年一二月弁護士登録・静岡（『官報』昭和14・1・20）。（注）「日本弁護士名簿」昭和17年6月現在には記載されているが、「日本弁護士名簿」昭和18年5月現在には記載されていない。

⑮ 渡邊嘉兵衛

● 明治二五年九月四日生、松山市河原町、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正九年三月浦和地方裁判所予備判事、昭和九年五月浦和地方裁判所判事、大正一〇年二年前橋地方裁判所判事、大正一三年八月横浜区裁判所判事、昭和二年三月横浜地方裁判所判事、昭和三年七月福岡地方裁判所部長、昭和五年五月長崎控訴院判事、昭和一〇年三月大分地方裁判所部長（『人物事典』ⅡⅤ）、昭和一五年四月長崎地方裁判所判事、昭和一八年六月福岡地方裁判所判事、昭和二〇年一月兼福岡区裁判所判事（『官報』昭和20・1・13）、昭和二〇年五月小倉区裁判所監督判事兼福岡地方裁判所小倉支部長（『官報』昭和20・6・1）、昭和二二年五月福岡地方裁判所小倉支部判事、昭和二二年一月高知地方裁判所長、昭和二六年六月大分地方裁判所長兼大分家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年、昭和三二年九月定年退官（『官報』昭和32・9・7）

● 「渡邊喜兵衛」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

⑯ 山田信次郎

● 明治二九年一月三日生、静岡県加茂郡下田町、大正九年七月明治大学法律科卒業、大

正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試補・福岡地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月福岡地方裁判所予備判事、大正一二年八月釧路区裁判所判事、大正一五年一二月函館地方裁判所判事、昭和三年七月平戸区裁判所判事、昭和四年七月島原区裁判所判事、昭和五年一二月延岡区裁判所判事、昭和八年一月大分地方裁判所判事、昭和一二年一〇月出町区裁判所判事、昭和一三年一月高岡区裁判所判事（『人物事典』ⅡⅤ）、昭和一八年二月福井地方裁判所判事兼福井区裁判所判事・予審掛（『官報』昭和18・2・23）

⑰ 石田伊太郎（前橋判事参照）

● 明治一五年九月一日生、福井県大野郡大野町、明治三六年七月和仏法律学校卒業、明治三八年一二月判事検事登用試験及第、昭和三八年一二月司法官試補・金沢地方裁判所詰、明治四〇年八月四日市区裁判所判事、明治四一年六月名古屋地方裁判所判事、大正五年五月高岡区裁判所判事、大正八年六月名古屋地方裁判所判事、大正八年一月名古屋区裁判所判事、大正九年一〇月名古屋地方裁判所判事、大正一三年二月名古屋地方裁判所部長、大正一五年七月宮城控訴院部長、大正一五年八月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、昭和三年七月山形地方裁判所長、昭和五年七月前橋地方裁判所長、昭和一〇年二月大分地方裁判所長、昭和十一年九月熊本地方裁判所長（『人物事典』ⅠⅤ）、昭和一五年四月長野地方裁判所長（『官報』昭和15・4・16）、昭和一八年三月大審院判事・退職（『官報』昭和18・3・29）、昭和一八年七月弁護士登録・福井（『官報』昭和18・8・26）、昭和四九年五月一日登録取消・死亡（『官報』昭和49・7・27）

⑱ 竹下利之右衛門

●明治三六年二月四日生、長崎県南松浦郡奥浦村、昭和二年三月明治大学法学部卒業、昭和二年二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・福岡地方裁判所詰、昭和四年一月福岡地方裁判所予備判事、昭和五年三月大分地方裁判所予備判事、昭和五年一月宮崎地方裁判所判事、昭和七年六月大分地方裁判所判事、昭和十三年二月長崎区裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一六年四月久留米区裁判所兼福岡地方裁判所久留米支部判事予審係、昭和一七年一月長崎地方裁判所佐世保支部判事代理、昭和一九年四月福岡地方裁判所兼福岡区裁判所判事予審掛、昭和二〇年一月福江区裁判所兼長崎地方裁判所福江支部判事予審係、昭和二二年五月長崎地方裁判所福江支部判事、昭和二二年一月福江簡易裁判所判事兼長崎地方裁判所福江支部判事、昭和二五年三月福岡高等裁判所判事（『司法大鑑』昭和32年）、昭和三六年四月福岡高等裁判所宮崎支部長、昭和三九年三月徳島地方裁判所長兼徳島家庭裁判所長（『司法大鑑』昭和42年）、昭和四三年二月二三日定年退官（『官報』昭和43・2・27）、昭和四三年四月弁護士登録・長崎（『官報』昭和43・5・24）、昭和五六年一月登録取消・死亡（『官報』昭和56・3・17）

⑱ 浦野憲雄

●明治四二年四月一日生、福岡県築上郡八屋町、昭和六年一〇月高等試験行政科合格、昭和六年一月高等試験司法科合格、昭和七年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和七年六月司法官試補・仙台地方裁判所詰、昭和八年一二月仙台地方裁判所予備判事、昭和九年一月秋田地方裁判所予備判事、昭和九年一二月秋田地方裁判所判事、昭和一〇年六月中央区裁判所判事、昭和一一年三月大分区裁判所判事、昭和一四年七月宮崎地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和一五年七月那覇地方裁判所判事、昭和一七年七月佐賀区裁判所判事、昭

和一七年一〇月佐賀地方裁判所判事、昭和二二年三月天草区裁判所兼熊本地方裁判所天草支部判事、昭和二二年一月天草簡易裁判所兼熊本地方裁判所天草支部判事、昭和二三年一二月熊本地方裁判所天草支部判事、昭和二四年三月熊本地方裁判所判事、（『司法大鑑』昭和32年）、昭和三八年六月依願免本官（『官報』昭和38・6・25）、昭和三八年七月公証人・長崎（『官報』昭和38・7・2）、昭和五四年四月依願免公証人（『官報』昭和54・4・3）、昭和五四年七月弁護士登録・福岡（『官報』昭和54・9・14）、平成七年二月一三日登録取消・死亡（『官報』平成7・3・8）

(二) 検事の閲歴

① 遠藤恭三郎

●明治二年一月八日生、新潟県北蒲原郡加治村、明治二六年七月東京専門学校卒業、明治二九年一月判事検事登用試験及第、明治二九年一月司法官試補・長野区裁判所詰、明治三一年八月函館区裁判所判事、明治三四年六月仙台地方裁判所検事、明治三五年七月函館控訴院検事、明治三八年四月札幌地方裁判所検事、明治四〇年四月樺太地方裁判所検事、明治四三年三月樺太地方裁判所検事正、大正三年三月徳島地方裁判所検事正、大正八年五月秋田地方裁判所検事正、大正一二年四月松山地方裁判所検事正、大正一三年九月大分地方裁判所検事正（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和四年一月熊本地方裁判所検事正（『官報』昭和4・1・9）、昭和七年一月退職（『裁判所構成法第八〇条ノ二（官報）昭和7・1・9）

●「遠藤恭三郎」『大衆人事録』第3版、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月

② 川井信次郎

●明治一三年一月二一日生、愛知県葉栗郡木曾川町、明治三六年七月早稲田大学法学

部卒業、明治三十七年一月判事検事登用試験及第、明治三十七年二月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、明治三十九年一月名古屋地方裁判所予備検事、明治四〇年一月徳島区裁判所判事、明治四二年五月脇町区裁判所検事、明治四三年三月徳島区裁判所検事、明治四三年一月弘前区裁判所検事、明治四五年五月彦根区裁判所検事、大正二年六月中村区裁判所検事、大正五年九月田辺区裁判所検事、大正一〇年七月姫路区裁判所検事、大正一二年八月東京区裁判所検事、大正一三年一月佐賀地方裁判所検事、昭和二年四月大分地方裁判所検事、昭和六年四月久留米区裁判所検事、昭和七年四月高岡区裁判所検事、昭和一〇年一月七尾区裁判所検事（人物事典 1～IV）、昭和一二年九月大審院検事・退職（官報 昭和12・10・152）、昭和一二年一〇月公証人・名古屋（官報 昭和12・10・4）、昭和一三年七月二五日死亡（日本公証制度沿革史 昭和43年）

③ 松尾定次

●明治一九年四月二四日生、佐賀県杵島郡武雄町、大正四年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正五年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年一月東京地方裁判所予備検事、大正八年二月鹿児島地方裁判所検事、大正一〇年七月小倉区裁判所検事、大正一一年一月二月福江区裁判所検事、大正一三年一月二月大田原区裁判所検事、大正一五年三月中央区裁判所検事、昭和四年二月柳河区裁判所検事、昭和八年一月二月佐世保区裁判所検事（人物事典 II～IV）、昭和一二年三月長崎控訴院検事・退職（官報 昭和12・3・29）、昭和一二年三月公証人・長崎（官報 昭和12・3・31）、昭和三一年四月免公証人（官報 昭和31・4・27）

④ 黒正太助（水戸検事参照）

●明治八年五月一日生、岡山市天瀬↓大字東中山下↓東田町、明治三五年七月和仏法律

学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和三九年四月岡山地方裁判所予備検事、明治三七八年戦役ノ功ニヨリ君十等青色桐葉章ヲ授ク、明治三九年六月鳥取区裁判所検事、明治四〇年九月広島区裁判所検事、大正二年一月下関区裁判所検事、大正三年六月山口地方裁判所検事、大正四年九月広島控訴院検事、大正五年七月長崎控訴院検事、大正七年七月熊本地方裁判所検事、大正九年一月福岡地方裁判所検事、大正一一年六月大阪控訴院検事、大正一三年一月大審院検事、大正一五年七月水戸地方裁判所検事正、昭和四年一月大分地方裁判所検事正、昭和六年七月長崎地方裁判所検事正、昭和一〇年四月大阪地方裁判所検事正（人物事典 I～IV）、昭和一二年一月大審院検事（官報 昭和12・12・29）、昭和一三年四月退職（官報 昭和13・4・11）、昭和二二年三月弁護士登録・京都（官報 昭和22・5・1）、昭和三六年一月登録取消（官報 昭和36・12・13）

⑤ 成川善隆

●明治三二年八月二九日生、愛媛県吉多郡新谷村、大正一四年四月中央大学法律科卒業、大正一五年一月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和三年一〇月大分地方裁判所予備検事（人物事典 III）、昭和四年六月大分区裁判所兼大分地方裁判所検事（官報 昭和4・6・20）、昭和五年四月小倉区裁判所兼福岡地方裁判所小倉支部検事（官報 昭和5・4・16）、昭和五年一月九級俸下賜・退職（官報 昭和5・12・27、昭和6・1・7）

⑥ 柴田昇

●明治二五年二月一日生、福岡県八女郡水田村、大正八年七月中央大学法律科卒業、大正一二年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一二年三月司法官試補・神

戸地方裁判所、大正一三年一二月神戸地方裁判所予備検事、大正一五年五月小倉区裁判所検事、昭和二年四月島原区裁判所検事、昭和四年八月大分区裁判所検事、昭和六年一二月行橋区裁判所検事、昭和九年七月小倉区裁判所検事、昭和十一年七月熊本区裁判所検事、昭和十二年一二月熊本地方裁判所検事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和十三年一月兼保護観察所輔導官・熊本保護観察所長（官報）昭和13・1・21（22）、昭和十六年二月広島区裁判所検事兼広島地方裁判所検事（官報）昭和16・2・24）、昭和十六年三月免兼官（官報）昭和16・3・12）、昭和十七年四月松山地方裁判所兼松山区裁判所検事（官報）昭和17・4・6）、昭和十八年五月広島区裁判所兼広島地方裁判所検事（官報）昭和18・5・20）、昭和二十年七月下関区裁判所兼山口地方裁判所下関支部検事（官報）昭和20・7・6）、昭和二十一年三月広島控訴院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二十一年五月弁護士登録・山口（官報）昭和21・6・26）、昭和四十九年一月二一日登録取消・死亡（官報）昭和50・2・8）

⑦ 薦谷巖

●明治七年一一日五日生、大阪府北河内郡枚方町、明治三十六年九月関西法律学校卒業、明治四〇年一一月判事検事登用試験及第、明治四〇年一一月司法官試補・和歌山地方裁判所詰、明治四二年八月大阪区裁判所検事、明治四三年四月姫路区裁判所検事、明治四四年八月神戸区裁判所検事、大正二年一二月洲本区裁判所検事、大正三年一一月函館区裁判所検事、大正六年三月豊原区裁判所検事、大正七年七月長崎区裁判所検事、大正九年一二月大阪地方裁判所検事、大正一三年八月岸和田区裁判所検事、昭和二年八月高松地方裁判所検事（人物事典Ⅰ～Ⅲ）、昭和四年一〇月堺区裁判所検事（官報）昭和4・10・23）、昭和五年一二月佐賀地方裁判所兼佐賀区裁判所検事（官報）昭和6・1・7）、昭和六年四月大分地方裁判所兼大

分区裁判所検事（官報）昭和6・4・28）、昭和七年三月長崎控訴院検事・退職（官報）昭和7・3・22）、昭和7・3・26）

⑧ 木田州又（州又：くによし）

●明治一八年一〇月二三日生、東京市麹町区五番町、明治三八年七月明治大学法律科卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及第、大正六年一二月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正八年七月岡崎区裁判所検事、大正九年一〇月出町区裁判所検事、大正一〇年七月岩見沢区裁判所検事、大正一二年一〇月室蘭区裁判所検事、大正一三年一一月和歌山区裁判所検事、大正一五年五月姫路区裁判所検事、昭和二年一二月一関区裁判所検事、昭和四年二月盛岡区裁判所検事、昭和五年八月唐津区裁判所検事、昭和六年四月佐賀地方裁判所検事、昭和八年五月大分地方裁判所検事、昭和一〇年四月熊本地方裁判所検事、昭和一二年七月尾道区裁判所検事（人物事典Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年六月宇和島区裁判所兼松山地方家裁判所宇和島支部検事（官報）昭和16・6・21）、昭和二十一年三月大審院検事・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二十一年五月弁護士登録・東京（官報）昭和21・6・26）、昭和二十二年一二月登録取消（官報）昭和23・1・23）、昭和二十二年一二月品川簡易裁判所判事（官報）昭和22・12・18、昭和23・2・18）、昭和二十三年五月東京地方裁判所判事（官報）昭和23・5・28、昭和23・6・3）、昭和二十五年五月東京簡易裁判所判事（官報）昭和25・6・15）、昭和二十五年一〇月定年退官（官報）昭和25・10・25）、昭和二十五年一二月台東簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報）昭和26・1・12）、昭和三〇年一〇月簡裁判事定年退官（官報）昭和30・11・7）、昭和三〇年一一月弁護士登録・東京（官報）昭和30・12・9、昭和30・12・28）、昭和五十二年九月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和52・10・7）

●「木田州又」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「木田州又」（日本弁

護士大観」、国際聯合通信社・一九六二年二月)、「木田州又」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月)

◎中村盛夫

●明治二八年一〇月三日生、福岡県宗像郡南郷村、大正九年一〇月東京帝国大学法学部卒業、大正九年二月司法官試験・長崎地方裁判所詰、大正一〇年九月東京地方裁判所詰、大正一一年八月水戸区裁判所検事、大正一一年一二月熊本区裁判所検事、大正一三年一月小倉区裁判所検事、昭和三年七月鹿屋区裁判所検事、昭和四年一二月鹿児島地方裁判所検事、昭和七年四月大分区裁判所検事、昭和一二年八月長崎区裁判所検事、昭和一三年四月鹿児島地方裁判所検事(『人物事典』Ⅱ)、昭和一六年一二月佐世保区裁判所検事兼佐世保捕獲審検所検察官、昭和一八年二月長崎控訴院検事、昭和一九年三月長崎地方裁判所検事、昭和二〇年九月福岡地方裁判所検事、昭和二一年二月徳山地方裁判所検事正、昭和二二年二月大分地方裁判所検事正、昭和二四年五月山口地方検察庁検事正、昭和二七年三月依願退官、昭和二七年三月公証人・東京(『司法大観』昭和32年)、昭和三六年一月一三日死亡(『官報』昭和36・12・26)

●「中村盛夫」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)

⑩松永志逸

●明治二六年二月一四日生、佐賀県小城郡晴田村、大正四年七月明治大学法科専門部卒業、大正五年一二月判事検事登用試験及第、大正五年一二月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正七年七月熊本地方裁判所検事、大正九年一二月武雄区裁判所検事、大正一二年八月小倉区裁判所検事、昭和二年八月神戸地方裁判所検事、昭和五年四月和歌山地方裁判所検事、昭和八年五月高松地方裁判所検事、昭和一〇年四月大分地方裁判所検事、昭和一三

年四月熊本地方裁判所検事、昭和一四年九月長崎控訴院検事(『人物事典』Ⅱ)、昭和一七年三月小倉区裁判所兼福岡地方裁判所小倉支部検事(『官報』昭和17・3・18)、昭和一九年三月土浦区裁判所兼水戸地方裁判所土浦支部検事(『官報』昭和19・4・5)、昭和二〇年四月釧路地方裁判所検事正(『官報』昭和20・4・17)、昭和二三年八月宮崎地方検察庁検事正(『官報』昭和23・8・12)、昭和二三年九月兼福岡高等検察庁宮崎支部検事(『官報』昭和23・9・9)、昭和二六年三月退職、昭和二六年六月弁護士登録・福岡(『官報』昭和26・7・12)、昭和五七年一二月四日登録取消・死亡(『官報』昭和58・1・18)

●「松永志逸」(『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)、「松永志逸」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月)

(三) 弁護士の閲歴

①加藤虎之丞

●明治二九年三月二〇日生、「出身地」大分、「事務所」大分市鍛冶屋町、「電話」大分一〇二二三(『日本弁護士名簿』昭和3年)、大正五年法政大学法科卒業(『全国弁護士大観』昭和52年)、大正一一年三月弁護士試験及第(『官報』大正11・3・27)、大正一一年七月弁護士登録・東京(『官報』大正11・7・18)、…震災により登録換・大分…、昭和四年大分弁護士会副会長(『加藤虎之丞遺稿集』昭和54年)、昭和七年四月大分弁護士会長(『日本弁護士名簿』昭和7年)、昭和二七年四月大分県弁護士会副会長(『加藤虎之丞遺稿集』昭和54年)、昭和二八年四月大分県弁護士会長(『日本弁護士沿革史』昭和34年)、昭和五三年一月一七日登録取消・死亡(『官報』昭和54・1・26)

●「加藤虎之丞」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七二年六月)、「加藤虎之丞」(『大分県歴史人物事典』大分

昭和一二年六月鹿児島区裁判所判事、昭和一二年一〇月佐賀区裁判所判事（『人物事典』ⅣⅤ）、昭和一五年四月那覇地方裁判所部長（『官報』昭和15・4・9）、昭和一六年一月宮崎地方裁判所部長（『官報』昭和16・11・13）、昭和二〇年七月長崎控訴院部長・退職（『官報』昭和20・7・19、昭和20・7・21）、昭和二〇年一月弁護士登録・大分（『官報』昭和20・12・12）、昭和三九年四月（昭和五一年四月大分県弁護士会副会長（『全国弁護士大観』昭和52年）、昭和六一年一月三〇日登録取消・死亡（『官報』昭和61・3・10）

●「石井寅之助」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕、「石井寅之助」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年・六月〕、「石井寅之助」〔『大分県人名録』大分合同新聞社・一九八一年二月〕

⑦堀之内松十郎

●明治二年九月二日生、「出身地」大分、「事務所」大分県下毛郡中都町、「電話」大分三六七（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治二五年七月専修学校卒業、明治二六年一月代言人試験及第（『官報』明治26・1・28）、明治二六年一月代言人・東京免許（『日本弁護士史』大正3年）、明治二六年五月弁護士登録・東京（『官報』明治26・5・27）、明治二八年五月登録換・大分（『官報』明治28・5・18）、明治四三年八月大分弁護士会副会長、昭和一〇年一月一六日死亡、昭和一〇年一月二九日登録取消・死亡（『官報』昭和10・12・16）

●「堀之内松十郎」〔『大分県人名辞書』小俣惣・一九二七年六月〕、「堀之内松十郎」〔『明治大正史』第15巻・人物篇、明治大正史刊行会・一九三〇年二月〕、「堀之内松十郎」〔『党人郷記』大分新聞社・一九三三年一月〕、「堀之内松十郎」〔三木作次郎編『堀之内翁の遺稿と略伝』三木作次郎・一九三九年二月〕、「堀之内松十郎」〔大分県歴史人物事典、大分合同新聞・一九九六年八月〕

⑧河野春馬

●明治三七年七月五日生、「出身地」大分、「事務所」大分市荷揚町、「電話」大分三七七（『日本弁護士名簿』昭和4年）、昭和二年二月高等試験司法科合格（『官報』昭和2・12・26）、昭和三年四月弁護士登録（『官報』昭和3・5・7）、昭和八年四月大分弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和8年）、昭和一二年四月大分弁護士会会長、昭和二四年四月・昭和三五年四月・昭和四七年四月大分県弁護士会会長（『全国弁護士大観』昭和52年）、昭和五七年九月二二日登録取消・死亡（『官報』昭和57・11・16）

●「河野春馬」〔郷土誌『北馬城の昔をたずねて』北馬城の昔をたずねる会・二〇〇〇年二月〕、「河野春馬」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月〕

⑨中村守

●明治一五年二月二八日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」大分、「事務所」大分市清忠寺町、「電話」大分四四九（『日本弁護士名簿』昭和4年）、…関西大学卒業…、大正三年一月弁護士試験及第（『官報』昭和3・12・3）、大正四年一月弁護士登録・大分（『官報』大正4・2・9）。（注）『日本弁護士名簿』昭和17年6月現在には登録されているが、『日本弁護士名簿』昭和18年5月現在には登録されていない。

●「中村守」〔『大分県人名辞書』小俣惣・一九二七年六月〕、「中村守」〔『党人郷記』大分新聞社・一九三三年一月〕、「中村守」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

⑩池田吾十

●「出身地」大分、「事務所」大分市外堀、「電話」大分六五七（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正七年一二月弁護士試験及第（『官報』大正7・12・11）、大正八年一月弁護士登録・東京（『官報』大正8・1・9）、大正八年九月登録換・大分（『官報』大正8・10・4）、昭和一七年四月大分弁護士会会長（『日本弁護士名簿』昭和17年）、昭和二六年四月・昭和三三年四月大分県弁護士会会長（『日本弁護士沿革史』昭和

34年)、昭和三十七年一月登録取消・死亡(官報)昭和37・4・10)

⑪後藤久馬一

●明治二七年四月一七日生、「出身地」大分、「事務所」大分市荷揚町、「電話」大分八四四(日本弁護士名簿)昭和4年、大正七年七月中央大学法科卒業(大衆人事録)昭和18年、大正八年一月判事検事登用試験及第(官報)大正8・12・12)、大正八年一月司法官試補・横浜地方裁判所詰(官報)大正8・12・29)、大正一〇年八月東京地方裁判所兼東京区裁判所予備判事(官報)大正10・8・1、大正10・8・3)、大正一〇年一月東京地方裁判所兼東京区裁判所判事(官報)大正10・11・15)、依願免判事、大正一一年七月弁護士登録・大分(官報)大正11・7・18)、昭和五年四月大分弁護士会長(日本弁護士名簿)昭和5年)、昭和二五年四月・昭和三一年四月大分県弁護士会長(日本弁護士沿革史)昭和34年)、昭和五一年七月二七日登録取消・死亡(官報)昭和51・9・28)

●「後藤久馬一」(大衆人事録)近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「後藤久馬一」(大分県歴史人物事典)、大分合同新聞・一九九六年八月)

⑫後藤義隆

●明治三三年九月二〇日生、「出身地」大分、「事務所」大分市唐人町、「電話」大分四六九(日本弁護士名簿)昭和5年)、大正一一年三月中央大学法律科卒業(全国弁護士大観)昭和52年、大正一二年二月弁護士試験及第(官報)大正12・2・27)、大正一二年五月弁護士登録・大分(官報)大正12・5・15)、昭和八年大分弁護士会長(日本弁護士名簿)昭和8年)、昭和二七年一〇月衆議院議員当選改進黨(衆議院議員名鑑)平成2年)、昭和三一年七月参議院議員当選当選3回・自由民主党(衆議院議員名鑑)平成2年)、昭和三二年二月登録換・第二東京(官報)昭和32・3・9)、昭和四八年三月登録換・大分(官報)昭和48・5・2)、昭和六一年一月二日登録取消・死亡(官報)昭和61・2・8)

●「後藤義隆」(『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月)、「後藤義隆」(『大分県人名録』、大分合同新聞社・一九八一年二月)、「後藤義隆」(『議院制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「後藤義隆」(『議院制度百年史』貴族院・参議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「後藤義隆」(『大分県歴史人物事典』、大分合同新聞・一九九六年八月)

⑬山下彬麿〔旧姓、熊登御堂。昭和二七年改名、歌翁(天津弁護士参照)〕

●明治一八年生、「出身地」大分、「事務所」大分市唐人町、「電話」——(日本弁護士名簿)昭和5年)、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業(官報)大正3・7・13)、大正三年八月弁護士登録・東京(官報)大正3・8・27)、大正六年三月登録換・福岡(官報)大正6・3・27)、大正一二年一月登録換・大分(官報)大正12・12・1)、昭和一一年七月登録換・京都(官報)昭和11・8・25)、昭和二三年一二月登録換・大津(官報)昭和24・1・20)、昭和二六年一〇月登録換・京都(官報)昭和26・11・9)、昭和三〇年一〇月二四日登録取消・死亡(官報)昭和30・11・9)

●明治一八年、昭和三〇年、弁護士、作詞家、宇佐市出身、旧中津中学校から一高・東京大学法科卒、福岡で開業するが(注、東京で弁護士登録)、大正末期に別府市田の湯に移住。昭和初期に油屋熊八と昵懇になり、再三、久住に遊び「久住高原の歌」(注、「豊後追分」)を作。別府を民謡で売り出そうと作ったのが「瀬戸の島々」：ビクター・レコードで録音して売り出す。また、朝鮮・満州まで民謡の旅をしながら別府の宣伝に努めた。一方、別府文化協会を設立、県内外の文化人を集めて亀の井ホテルのサロンで文芸の話題に花を咲かせた。昭和一一年：京都へ移住。昭和三〇年京都簡裁で弁論中に倒れた。参考文獻「別府今昔」、(大野保治)。(大分県歴史人物事典)、大分合同新聞・一九九六年八月)

●『山下歌翁』(山下歌翁碑建設委員会・一九六七年五月)

● 山下彬磨「私の見た一燈園」『光』第121号、一九三三年一月、山下彬磨「一燈園生活の応用」『光』第121号、一九三三年一月)、山下彬磨「国内に於る回教対策(対策理念転換の急務)」『中外日報』昭和17・7・1

⑭ 姫野渡 (旧姓、山口)

● 明治二七年七月九日生(『司法大観』昭和32年)、「出身地」大分、「事務所」大分市西町、「電話」大分七七六(『日本弁護士名簿』昭和5年)、大正九年一月二月弁護士試験及第(『官報』大正9・12・14)、大正一〇年五月弁護士登録(『官報』大正10・5・31)、大正一二年五月登録換・大分(『官報』大正12・5・17)、昭和二六年一〇月登録取消(『官報』昭和26・11・9)、昭和二六年一〇月福岡家庭裁判所飯塚支部兼福岡地方裁判所飯塚支部判事(『官報』昭和26・10・9、昭和26・10・23)、昭和三四年七月定年退官(『官報』昭和34・7・11)、昭和三四年七月宇佐簡易裁判所判事(『官報』昭和34・7・10、昭和三四年一〇月依願免本官(『官報』昭和36・11・1)

● 「姫野渡」『党人郷記』大分新聞社・一九三三年一月、「姫野渡」『司法大観』法曹会・一九六七年七月

⑮ 高宮蘇吉

● 明治二八年三月生、「出身地」大分、「事務所」大分県直入郡竹田町、「電話」竹田一五(『日本弁護士名簿』昭和10年)、大正九年七月中央大学法律科卒業(『明治大正史』第14卷、昭和5年)、大正九年一月弁護士試験及第(『官報』大正9・12・14)、大正九年一月二月弁護士登録・東京(『官報』大正10・1・12)、大正一四年一月登録換・大分(『官報』大正14・12・9)、昭和二六年五月三十一日登録取消・死亡(『官報』昭和26・6・12)

● 「高宮蘇吉」『明治大正史』第14卷・人物篇、明治大正史刊行会・一九三〇年二月、「高宮蘇吉」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)

5 熊本

(一) 判事の閲歴

① 下山英五郎

● 明治二年八月三日生、兵庫県川辺郡高平村、明治二八年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治二八年七月司法官試験補・東京地方裁判所詰、明治三〇年五月神戸区裁判所判事、明治三四年四月岡山地方裁判所部長、明治三四年五月神戸地方裁判所部長、明治三五年五月大阪控訴院判事、明治四一年六月京都地方裁判所部長、明治四三年四月千葉地方裁判所長、明治四四年七月甲府地方裁判所長、大正二年四月静岡地方裁判所長、大正五年八月安濃津地方裁判所長、大正六年三月旭川地方裁判所長、大正八年七月函館地方裁判所長、大正一〇年六月岐阜地方裁判所長、大正一三年一月二月熊本地方裁判所長(『人物事典』I、昭和七年八月退職裁判所構成法第七四条ノ二(『官報』昭和7・8・4)

● 「下山英五郎」『大衆人事録』第3版、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月、「下山英五郎」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一月)

② 水谷清

● 明治一五年二月一日生、岐阜県海津郡高須町、明治三四年七月日本法律学校卒業、明治三七年一月判事検事登用試験及第、明治三七年一月司法官試験補・秋田地方裁判所詰、明治四一年一月那覇地方裁判所判事、明治四四年九月鹿児島地方裁判所判事、大正二年五月鹿屋区裁判所判事、大正四年四月長崎区裁判所判事、大正四年一〇月長崎地方裁判所判事、大正九年六月小倉区裁判所判事、大正一〇年九月大分区裁判所監督判事、大正一一年七月福岡区裁判所監督判事、大正一一年一月二月鹿児島地方裁判所部長、大正一五年一二

月熊本地方裁判所部長（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和五年一二月中津区裁判所監督判事兼大分地方裁判所中津支部長（『官報』昭和5・12・9）、昭和八年三月大審院判事・退職（『官報』昭和8・3・7、昭和8・3・9）、昭和八年三月公証人・熊本（『官報』昭和8・3・9）、昭和二十一年八月免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

③ 森貞彦

● 明治二五年五月二五日生、鹿児島県大島郡東方村、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正八年九月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年八月青森地方裁判所判事、大正一三年一二月熊本地方裁判所判事、昭和六年四月那覇地方裁判所判事、昭和八年一二月長崎地方裁判所佐世保支部判事、昭和十一年一〇月鹿児島地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一七年四月鹿児島区裁判所監督判事、昭和二十二年五月鹿児島地方裁判所判事、昭和二十二年一月福岡地方裁判所小倉支部判事、昭和二十三年一〇月福岡地方裁判所小倉支部長、昭和二十八年六月盛岡地方裁判所長兼盛岡家庭裁判所長、昭和三〇年五月宮崎地方裁判所長兼宮崎家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年）、昭和二十二年五月定年退官（『官報』昭和32・5・29）、昭和二十二年六月弁護士登録・鹿児島（『官報』昭和32・7・9）、昭和四七年一二月一五日登録取消（『官報』昭和48・2・6）

● 「森貞彦」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

④ 藤井亮

● 明治三〇年三月八日生、飯塚市飯塚、大正一四年三月京都同志社大学法学部経済科卒業、大正一四年一月高等試験行政科合格、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・長崎地方裁判所詰、昭和三年一〇月熊本地方裁判所予備判事、昭和

四年六月佐世保区裁判所判事、昭和七年一〇月小倉区裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一五年四月佐賀地方裁判所判事予審掛、昭和一六年一月福岡地方裁判所兼福岡区裁判所判事予審掛、昭和一九年四月長崎控訴院判事、昭和二〇年八月福岡控訴院判事、昭和二十一年三月福岡地方裁判所兼福岡区裁判所判事予審掛、昭和二五年五月福岡地方裁判所判事、昭和二十二年一二月福岡高等裁判所判事、昭和二九年九月福岡地方裁判所判事、昭和三十一年一二月福岡高等裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和三七年三月定年退官、昭和三七年四月弁護士登録・福岡（『官報』昭和37・5・12）、昭和六〇年一月一日登録取消・死亡（『官報』昭和60・12・7）

● 「藤井亮」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑤ 早川静雄

● 明治三六年九月一〇日生、山梨県東山梨郡八幡村、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月日本大学法律科卒業、昭和二年四月司法官試補・横浜地方裁判所詰（『人物事典』Ⅲ）、昭和三年一二月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所予備判事（『官報』昭和3・12・5、昭和3・12・10）、昭和四年六月熊本地方兼熊本区裁判所予備判事（『官報』昭和4・6・6）、昭和五年二月退職（『官報』昭和5・2・26）、昭和五年三月弁護士登録・東京（『官報』昭和5・3・19）、昭和四三年九月登録取消（『官報』昭和5・3・19）、昭和五年三月弁護士登録・東京（『官報』昭和5・3・19）、昭和四三年九月登録取消（『官報』昭和5・3・19）、昭和五年三月弁護士登録・東京（『官報』昭和5・3・19）、昭和四三年九月登録取消（『官報』昭和5・3・19）

● 「早川静雄」『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月、「早川静雄」『日本弁護士大観』国際

聯合通信社・一九六二年一二月

⑥ 原田早苗

● 明治三六年六月二二日生、東京市本郷区駒込追分町、大正一五年一二月高等試験司法

科合格、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試補・長崎地方裁判所詰、昭和三年一二月鹿児島地方裁判所予備判事、昭和五年二月熊本地方裁判所判事、昭和一〇年六月那覇地方裁判所判事、昭和一二一年六月長崎区裁判所判事、昭和一四年七月長崎控訴院判事（人物事典ⅢⅤ）、昭和一五年三月領事・済南在勤（官報）昭和15・3・7～8）

●「原田早苗」（『満洲紳士録』、滿蒙資料協会・一九四〇年二月）、「原田早苗」（『大衆人事録』外地・滿支・海外篇、帝国秘密探偵社・一八四三年二月）

⑦香川茂正

●明治一六年一月二七日生、香川県三豊郡財田村、明治四一年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四一年七月司法官試補・広島地方裁判所詰、明治四四年一二月高松地方裁判所予備判事、明治四五年六月札幌地方裁判所判事、明治四五年七月東北帝国大学農科大学林学科講師嘱託、大正三年二月山口地方裁判所判事、大正六年三月津山区裁判所判事、大正八年六月松山地方裁判所判事、大正九年六月山口地方裁判所判事、大正一〇年七月福岡地方裁判所判事、大正一一年一二月長崎控訴院判事、大正一四年四月長崎地方裁判所部長、昭和三年七月久留米区裁判所監督判事、昭和五年一二月熊本地方裁判所部長、昭和八年一二月小倉区裁判所判事、昭和一〇年二月樺太地方裁判所長、昭和一一年六月奈良地方裁判所長（人物事典ⅠⅤ）、昭和一六年七月大分地方裁判所長（官報）昭和16・7・5）、昭和一八年三月大審院検事・退職（官報）昭和18・3・26～27、昭和18・3・3・29）

⑧三瀬忠俊

●明治三一年一月一九日生、愛媛県喜多郡大洲村、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年八月長野地方裁判所

松本支部予備判事、大正一五年一二月熊本地方裁判所判事、昭和四年一〇月熊本区裁判所判事、昭和八年七月松山地方裁判所判事、昭和一四年九月岡山地方裁判所判事（人物事典ⅢⅤ）、昭和一六年六月広島控訴院判事、昭和二〇年一二月松江地方裁判所判事、昭和二〇年一二月広島控訴院判事、昭和二一年一月広島高等裁判所判事、昭和二六年五月岡山家庭裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三三年一二月依願免本官（官報）昭和33・12・16）、昭和三三年一二月公証人・岡山（官報）昭和33・12・18）、昭和三八年三月依願免公証人（官報）昭和38・4・4）

（二）検事の閲歴

①遠藤恭三郎（大分判事参照）

②大里與謝郎（佐賀判事参照）

③玉利薫

●明治二六年一月一八日生、鹿児島市西千石町、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備検事、大正一一年七月大分区裁判所検事、大正一二年五月中津区裁判所検事、昭和三年四月熊本区裁判所検事、昭和七年九月熊本地方裁判所検事、昭和一〇年七月小倉区裁判所検事、昭和一二一年八月長崎控訴院検事（人物事典ⅡⅤ）、昭和一四年一〇月熊本地方裁判所兼熊本区裁判所検事（官報）昭和14・10・13）、昭和一四年一二月熊本保護観察審査会委員（官報）昭和14・11・13）、昭和一八年七月兼保護観察所輔導官・熊本保護観察所長（官報）昭和18・7・23～24）、昭和一八年九月福岡地方裁判所兼福岡区裁判所検事（官報）昭

和18・9・6)、昭和一八年九月免兼官保護観察所輔導官(官報)昭和18・9・15)、昭和二〇年九月福岡控訴院検事(官報)昭和20・9・12)、昭和二一年二月宮崎地方裁判所検事正(官報)昭和21・2・22)、昭和二一年一二月退職(官報)昭和22・1・7)、昭和二五年二月弁護士登録・第二東京(官報)昭和25・3・9)、昭和二六年一二月登録換・熊本(官報)昭和26・12・7)、昭和五九年二月二七日登録取消・死亡(官報)昭和59・5・15)

●「玉利薫」《大衆人事録》近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「玉利薫」《全国弁護士大観》法曹公論社・一九七七年六月)

●玉利薫「十年を顧みて」《中央労働時報》418号・一九六五年一月)

(三) 弁護士の閲歴

①石坂繁

●明治二六年一月二四日生(日本の歴代市長)昭和60年)、「出身地」熊本、「事務所」熊本市桜井町六、「電話」熊本一四八七(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業(官報)大正8・7・21)、三井物産…、大正一一年七月弁護士登録・熊本(官報)大正11・8・8)、昭和一一年二月衆議院議員当選三回・国民同盟、昭和一六年四月熊本弁護士会長(日本弁護士名簿)昭和16年)、昭和二〇年一〇月熊本市長、昭和二七年一〇月衆議院議員当選三回・自由民主党(衆議院議員名鑑)平成2年)、昭和三八年二月〇日昭和四五年一二月熊本市長当選二回(日本の歴代市長)昭和60年)、昭和四六年四月登録取消(官報)昭和46・6・7)、昭和四七年一二月三一日死亡(衆議院議員名鑑)平成2年)

●「石坂繁」《大衆人事録》近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「石坂繁」《熊本紳士録》一九六四年版、週刊熊本新聞社出版局・一九六四年六月、「石坂繁年表」(坂田大『石坂繁伝』坂田情報社・一九七五年二月)、

「石坂繁」《日本の歴代市長》第3巻、歴代知事編纂会・一九八五年五月)、本田正敏「石坂繁先生」《熊本県弁護士会史》熊本県弁護士会・一九八六年三月)、「石坂繁」《議会制度百年史》衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年二月)

②小島憲民(大分弁護士参照)

③前川末広

●明治二二年一二月一〇日生(熊本紳士録)昭和39年)、「出身地」熊本、「事務所」熊本市横手町一三〇六、「電話」熊本二四二二三(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正一三年一二月弁護士試験(大正二年法律第五号合格(官報)大正13・12・11)、大正一四年二月弁護士登録・熊本(官報)大正14・3・7)、昭和四七年一月二六日登録取消・死亡(官報)昭和47・4・25)

●「前川末広」《熊本紳士録》一九六四年版、週刊熊本新聞社出版局・一九六四年六月)

●前川末広「宿望を達す」《自由と正義》第5巻第8号、一九五四年八月)、前川末広「平野龍起先生の想い出」《熊本県弁護士会史》熊本県弁護士会・一九八六年三月)

④山本茂雄

●明治二六年一二月二八日生、「出身地」群馬、「事務所」熊本市山崎町二六、「電話」熊本二六八六(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正九年七月中央大学法律科卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試験補・仙台地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰(人物事典)Ⅱ、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事(官報)大正12・6・22、大正12・6・25)、大正一二年八月熊本地方裁判所兼熊本区裁判所予備判事(官報)大正12・8・16)、大正一三年一月熊本地方裁判所判事(官報)大正13・1・28)、昭和二年三月退職(官報)昭和2・3・29)、昭和二年四月弁護士登録・熊本(官報)昭和2・5・2)、昭和四八年七月一日登録取消・死亡(官報)昭和48・10・6)

●「山本茂雄」〔『熊本紳士録』一九六四年版、週刊熊本新聞社出版局・一九六四年六月〕、紫山白頭山本茂雄「新刊訴第一号事件」〔『熊本県弁護士会史』、熊本県弁護士会・一九八六年三月〕、山本茂雄「片々偶感」〔『熊本県弁護士会史』、熊本県弁護士会・一九八六年三月〕

⑤井澤眞民

●「出身地」熊本、「事務所」熊本市塩屋町裏二番丁四〇、「電話」熊本一一七八（日本弁護士名簿）昭和5年）、明治四一年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』明治41・7・14）、明治四一年一月文官高等試験行政科試験合格、明治四二年二月内務省・愛知県属：大正一〇年台北州内務部長（戦前期日本官僚制の制度・組織・人事）昭和56年）、：大正一二年五月弁護士登録・熊本（『官報』大正12・5・17）、昭和四年四月・昭和五年四月熊本弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和4・昭和5年）、昭和九年三月登録換・大阪（『官報』昭和9・5・11）、昭和九年八月登録換・京都（『官報』昭和9・9・1）、昭和一〇年六月登録換・熊本（『官報』昭和10・7・3）、昭和一五年五月登録取消（『官報』昭和15・6・12）

⑥林靖夫

●明治二五年六月一日生（全国弁護士大観）昭和52年、「出身地」熊本、「事務所」熊本市練兵町二四、「電話」熊本六六四（日本弁護士名簿）昭和5年）、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正6・7・13）、大正六年四月弁護士登録・熊本（『官報』大正6・4・25）、昭和八年四月（昭和一〇年四月熊本弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和8年（昭和10年））、昭和一七年四月・昭和一八年四月熊本弁護士会長（日本弁護士名簿）昭和17年・昭和18年）、昭和五六年七月二〇日死亡（『官報』昭和56・9・11）

●「林靖夫」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

⑦平野龍起

●明治二一年二月一六日生、「出身地」熊本、「事務所」熊本市内坪井町一九〇、「電話」熊本一一七三（日本弁護士名簿）昭和5年）、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正4・7・12）、大正四年八月弁護士登録・東京（『官報』大正4・8・13）、大正七年一〇月登録換・熊本（『官報』大正7・11・6）、昭和八年四月（昭和一〇年四月熊本弁護士会長（日本弁護士名簿）昭和8年（昭和10年））、昭和一七年六月登録取消（『官報』昭和17・7・14）、昭和一七年六月熊本市長、昭和二〇年八月一〇日死亡（日本の歴代市長）昭和60年）

●「平野龍起君」〔眞榮里成助編『人物熊本』増補版、新九州社・一九三三年三月〕、「平野龍起」〔『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月〕、「平野龍起」〔『新版熊本紳士録』昭和一四年版、熊本出版社・一九三九年四月〕、「平野龍起」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕、「平野龍起」〔『日本の歴代市長』第3巻、歴代知事編纂会・一九八五年五月〕、「平野龍起・松枝」〔『近代の山鹿の偉人たちシリーズ』28、山鹿市教育委員会教育文化課・二〇一四年三月〕

●平野龍起「肥後人の本質」〔『我等の熊本』、我等の熊本刊行会・一九三四年一月〕

6 鹿児島

(一) 判事の閲歴

①諸隈元次郎

●明治八年一月三日生、佐賀市与賀町、明治三一年九月関西法律学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第、明治三三年一月司法官試験補・長崎区裁判所詰、明治三五年七月佐賀地方裁判所判事、明治三八年九月武雄区裁判所判事、明治四〇年七月熊本地

方裁判所判事、明治四一年一二月鹿兒島地方裁判所判事、明治四二年五月宮崎地方裁判所部長、明治四四年七月長崎控訴院判事、明治四五年七月小倉区裁判所判事、大正二年五月長崎控訴院判事、大正四年一二月長崎地方裁判所部長、大正八年七月福岡地方裁判所部長、大正一〇年六月那覇地方裁判所長、大正一一年一二月宮崎地方裁判所長、大正一三年一月大分地方裁判所長、大正一四年二月退職、大正一四年六月弁護士登録・佐賀〔官報〕大正14・6・23)、昭和三年七月登録取消〔官報〕昭和3・8・11)、昭和三年七月鹿兒島地方裁判所長〔人物事典〕I(III)、昭和一〇年三月大審院検事・退職〔官報〕昭和10・3・26(27)

② 松村鐵男

●明治一九年九月一日生、熊本県阿蘇郡内牧町、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正五年六月京都地方裁判所予備判事、大正五年一〇月京都地方裁判所判事、大正七年七月京都府裁判所判事、大正八年一二月京都地方裁判所判事、大正一〇年一二月京都府裁判所判事、大正一二年四月東京控訴院判事、大正一三年一月宮崎地方裁判所部長、大正一四年四月長崎控訴院判事、大正一四年七月公証人懲戒予備委員、大正一五年七月鹿兒島地方裁判所判事、大正一五年一二月鹿兒島地方裁判所部長、昭和三年六月裁判所書記登録試験委員長〔人物事典〕I(III)、昭和七年三月長崎控訴院部長・退職〔官報〕昭和7・4・2、昭和7・4・4)、昭和七年四月弁護士登録・鹿兒島〔官報〕昭和7・5・3)、昭和一二年四月鹿兒島弁護士会会長〔鹿兒島県弁護士会史〕平成16年)、昭和五五年三月二一日登録取消・死亡〔官報〕昭和55・4・19)

●「松村鐵男」〔帝国大学出身名鑑〕校友調査会・一九三二年二月)、「松村鐵男」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)、「松村鐵男」〔全国弁護士大観〕法曹公論社・一九七七年・六月)

③ 道免作郎

●明治一六年九月一日生、大分県下毛郡耶馬溪村、明治四〇年七月明治大学法律科卒業、大正三年一二月判事検事登録試験及第、大正三年一二月司法官試補・大分地方裁判所詰、大正五年三月東京地方裁判所詰、大正六年二月広島地方裁判所予備検事、大正六年七月広島地方裁判所予備判事、大正六年九月広島地方裁判所判事、大正一〇年三月三次区裁判所判事、大正一二年四月下関区裁判所判事、大正一四年七月鳥取地方裁判所判事、大正一五年七月佐保区裁判所判事、昭和二年一二月鹿兒島地方裁判所判事、昭和四年三月佐賀区裁判所監督判事、昭和九年三月熊本区裁判所監督判事〔人物事典〕昭和1(5)(V)、昭和一七年七月大審院判事・退職〔官報〕昭和17・7・16(17)、昭和一七年七月公証人・熊本〔官報〕昭和17・7・17)、昭和二二年一月死亡〔日本公証制度沿革史〕昭和43年)

●「道免作郎」〔大衆人事録〕近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月)

④ 神戸敬太郎 (高松判事参照)

●明治三〇年一二月七日生、京都府愛宕郡上賀茂村、大正一二年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年一月大阪地方裁判所予備判事、大正一五年四月熊本地方裁判所予備判事、昭和二年八月鹿兒島区裁判所判事、昭和六年五月福井地方裁判所判事、昭和六年一二月高松地方裁判所判事、昭和八年五月堺区裁判所判事、昭和一四年八月大阪区裁判所判事〔人物事典〕III(5)(V)、昭和一七年七月大阪控訴院判事〔官報〕昭和17・7・7(8)、昭和二二年一月大阪高等裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24)、昭和三四年一月大阪高等裁判所判事事務総括者〔官報〕昭和34・1・6)、昭和三七年一二月定年退官〔官報〕昭和37・12・8)、

●「神戸敬太郎」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

●神戸敬太郎「家屋賃貸借解約のために要する正当な事由の存在期および存続期間と解約の申入の効果」〔『民商法雑誌』第24巻第6号、一九四九年九月〕、神戸敬太郎「民事訴訟法の書証たる文書の成立についての主張とこれに対する陳述」〔『民商法雑誌』第27巻第2号、一九五二年二月〕、神戸敬太郎「地代家賃統制令第二十三条第二項但書の意義」〔『経済関係新判例』第8巻第6号、一九五二年六月〕

(二) 検事の閲歴

① 植田 桑三郎

●明治一〇年九月一日生、香川県木田郡坂ノ上村、明治三十七年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治三十七年七月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治三十九年四月大阪地方裁判所予備検事、明治三十九年七月大阪区裁判所検事、明治四十五年三月神戸地方裁判所検事、大正二年五月五条区裁判所検事、大正二年八月小倉区裁判所検事、大正六年九月長崎地方裁判所検事、大正九年一〇月長崎控訴院検事、大正一〇年一月神戸区裁判所検事、大正一二年五月大阪区裁判所検事、大正一三年六月少年審判官・東京少年審判所勤務、昭和二年四月山口地方裁判所検事正〔『人物事典』ⅠⅤⅢ〕、昭和二年一二月鹿児島地方裁判所検事正〔『官報』昭和2・12・22〕、昭和六年七月福島地方裁判所検事正〔『官報』昭和6・7・20〕、昭和八年三月岡山地方裁判所検事正〔『官報』昭和8・3・30〕、昭和一一〇年四月仙台地方裁判所検事正〔『官報』昭和10・4・10〕、昭和一一一年三月大審院検事・退職〔『官報』昭和11・4・1〕

●「植田桑三郎」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕

② 江橋 修

●明治二三年八月一五日生、水戸市浜田、大正四年一〇月文官高等試験合格、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年六月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正七年二月京都地方裁判所予備検事、大正七年七月高松地方裁判所検事、大正八年六月大阪地方裁判所検事、大正一〇年一二月熊本地方裁判所検事、大正一三年六月裁判所書記登用試験委員、大正一四年八月小倉区裁判所検事、大正一五年二月久留米区裁判所検事、昭和三年四月長崎控訴院検事、昭和三年七月鹿児島地方裁判所検事、昭和四年一〇月長崎控訴院検事、昭和九年一〇月長崎地方裁判所検事、昭和一二年六月小倉区裁判所検事、昭和一四年四月山口地方裁判所検事〔『人物事典』ⅡⅤⅤ〕、昭和一八年三月岡山地方裁判所検事正〔『官報』昭和18・3・29〕、昭和一九年九月名古屋地方裁判所検事正〔『官報』昭和19・10・2〕、昭和二一年七月大審院検事・退職〔『官報』昭和21・7・10、昭和21・7・27〕、昭和二二年四月弁護士登録・熊本〔『官報』昭和22・5・30〕、昭和四一年八月一九日登録取消・死亡〔『官報』昭和42・11・21〕

●「江橋修」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

(三) 弁護士 の 閲 歴

① 田代 資清

●「出身地」鹿児島、「事務所」鹿児島市山之口町九五、「電話」鹿児島一七八九〔『日本弁護士名簿』昭和4年〕、明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業〔『官報』明治42・7・19〕、明治四二年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰〔『官報』明治42・8・3〕、明治四五年四月浦和地方裁判所及浦和区裁判所詰〔『官報』明治45・5・4〕、大正二年三月依願免司法官試補〔『官報』大正2・3・8〕、大正一一年七月弁護士登録・鹿児島〔『官報』大正11・7・13〕、昭和二九年四月鹿児島県弁護士会

長（『日本弁護士沿革史』昭和34年）、昭和三六年一月二九日登録取消・死亡（『官報』昭和36・2・15）

② 松尾榮一

● 明治一五年六月一五日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」鹿児島、「事務所」鹿児島市東千石町八四、「電話」鹿児島九七六（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業（『官報』明治42・7・19）、明治四二年八月司法官試補・大坂地方裁判所詰（『官報』明治42・8・3）、明治四五年四月大坂地方裁判所兼大阪区裁判所予備判事（『官報』明治45・4・19）（20）、大正元年九月依願免本官（『官報』大正元・9・16）、大正元年一〇月弁護士登録・鹿児島（『官報』大正元・10・15）、大正一三年四月鹿児島弁護士会長（『日本弁護士名簿』大正9年）、昭和一四年四月鹿児島弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和14年）、昭和三六年二月九日登録取消・死亡（『官報』昭和36・3・16）

● 「松尾榮一」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

③ 重永義榮

● 「出身地」鹿児島、「事務所」鹿児島市東千石町、「電話」鹿児島一六二二三（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一〇年九月弁護士試験及第（『官報』大正10・9・30）、大正一一年四月弁護士登録・東京（『官報』大正11・5・2）、大正一一年一二月登録換・鹿児島（『官報』昭和12・1・12）、昭和一〇年四月鹿児島県弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和10年）、昭和二七年一二月一八日登録取消・死亡（『官報』昭和28・1・10）

7 宮崎

（一） 判事の閲歴

① 福田一覺

● 明治八年二月一八日生、岡山県英田郡栗広村、明治三〇年七月和仏法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・福島地方裁判所詰、明治三六年七月古川区裁判所判事、明治三七年四月仙台区裁判所判事、明治三九年八月盛岡地方裁判所判事、明治四三年八月酒田区裁判所監督判事、大正二年五月宮城控訴院判事、大正七年七月宮城控訴院部長、大正一二年四月広島控訴院部長、大正一二年五月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、大正一三年一月松江地方裁判所長、大正一五年七月福島地方裁判所長、昭和二年四月宮崎地方裁判所長、昭和四年七月松山地方裁判所長（『人物事典』Iⅴ）、昭和一一年六月退職（『官報』昭和11・7・2）、昭和一一年七月公証人・大阪（『官報』昭和11・7・9）、昭和一八年三月依願免公証人（『官報』昭和18・3・4）

● 福田一覺『大審院判例何指令訓令諸法令摘録 民法実用法典』（進化堂書店・一九〇三年一月）

② 福澤作市（大分判事参照）

③ 本田正光

● 明治二六年一月七日生、熊本県鹿本郡中富村、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・福岡地方裁判所詰、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正一〇年四月長崎地方裁判所予備判事、大正一〇年八月佐賀地方裁判所判事、大正一一年七月熊本地方裁判所判事、大正一四年三月大阪地方裁判所判事、大正一四年三月退職、大正一四年五月弁護士登録・大阪（『官報』大正14・5・20）、昭和二年七月登録取消（『官報』昭和2・7・19）、昭和二年七月米子区裁判所判事、昭和三年五月宮崎地方裁判所判事、昭和四年七月久留米区裁判所判事、昭和六年四月熊本地方裁判所判事、昭和九年九月御船区裁判所判事、昭和一一年一〇月熊本地方裁判所判事（『人物事典』IIⅴ）、昭和一五年八月長崎控訴院判事（『官報』昭和

15・8・13)、昭和一九年二月佐世保区裁判所監督判事兼長崎地方裁判所佐世保支部長〔官報〕昭和19・12・11)、昭和二〇年一月佐世保捕獲審檢所評定官〔官報〕昭和20・1・13)、昭和二十一年三月福岡控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・4・2号外)、昭和二十一年四月弁護士登録・長崎〔官報〕昭和21・5・25)、昭和三〇年一月三〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和30・2・11)

④石井麻佐雄〔福岡判事参照〕

⑤野田三夫

●明治三四年八月二日生、佐賀県佐賀郡東川副村、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月長崎地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月宮崎地方裁判所判事、昭和六年五月大分地方裁判所〔人物事典〕Ⅲ〽Ⅴ)、昭和一四年一二月福岡地方裁判所兼福岡区裁判所判事、昭和一六年五月長崎控訴院判事、昭和二〇年八月福岡控訴院判事、昭和二十二年一月福岡地方裁判所判事、昭和二十七年一月福岡高等裁判所判事〔司法大観〕昭和32年)、昭和三二年九月松江地方裁判所長兼松江家庭裁判所長〔官報〕昭和32・10・1)、昭和三六年五月長崎地方裁判所長兼長崎家庭裁判所長〔官報〕昭和36・5・30)、昭和四一年八月定年退官〔官報〕昭和41・8・23)、昭和四一年一〇月弁護士登録・長崎〔官報〕昭和41・11・22)、昭和四二年八月登録取消〔官報〕昭和42・9・28)

●「野田三夫」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月

⑥中野謙五

●明治二五年一〇月九日生、山口県豊浦郡長府町、大正六年七月中央大学法律科卒業、大正一一年九月判事検事登用試験及第、大正一一年一〇月司法官試補・広島地方裁判所詰、

大正一三年六月福岡地方裁判所予備判事、大正一四年一二月飯塚区裁判所判事、昭和三年七月武雄区裁判所判事、昭和四年七月宮崎地方裁判所判事、昭和八年一月熊本地方裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ〽Ⅴ)、昭和一五年四月長崎地方裁判所判事、昭和二十一年三月熊本区裁判所監督判事、昭和二十二年四月福岡控訴院部長・退職、昭和二十二年四月公証人・熊本〔司法大観〕昭和32年)、昭和三七年一〇月依願免公証人〔官報〕昭和37・10・15)、昭和三七年一月弁護士登録・熊本〔官報〕昭和37・12・10)、昭和四八年三月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和48・5・19)

⑦大野惠眼

●明治一三年二月二九日生、金沢市南町、明治三五年七月和仏法律学校卒業、明治三八年一二月判事検事登用試験及第、明治三八年一月司法官試補・福井地方裁判所詰、明治四〇年八月横浜地方裁判所判事、大正二年五月徳島区裁判所監督判事、大正六年三月堺区裁判所監督判事、大正八年一月奈良区裁判所監督判事、大正一三年九月和歌山地方裁判所部長、昭和三年七月京都府裁判所監督判事、昭和五年五月姫路区裁判所監督判事、昭和六年一二月宮崎地方裁判所長、昭和一〇年二月高松地方裁判所長〔人物事典〕Ⅰ〽Ⅴ)、昭和一五年四月山口地方裁判所長〔官報〕昭和15・4・16)、昭和一六年九月大審院検事・退職〔官報〕昭和16・9・8〽10)

⑧松本官平

●明治二一年六月一五日生、香川県香川郡鷺田村、大正三年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正五年六月京都地方裁判所予備判事、大正五年八月佐賀地方裁判所判事、大正八年一〇月長崎区裁判所判事、大正九年一〇月佐賀地方裁判所判事、大正一〇年七月区小倉区裁判所判事、大正一三年八月長崎控訴院

判事、大正一三年八月公証人懲戒予備員、昭和三年七月熊本地方裁判所部長、昭和七年七月宮崎地方裁判所部長、昭和九年四月徳島区裁判所監督判事、昭和十一年三月和歌山区裁判所監督判事、昭和十四年八月神戸区裁判所監督判事（『人物事典』I-V）、昭和十八年三月大分地方裁判所長（『官報』昭和18・3・29）、昭和二十二年二月奈良地方裁判所長（『官報』昭和21・2・22）、昭和二十四年七月依願免本官（『官報』昭和24・7・27）、昭和二十四年八月弁護士登録・神戸（『官報』昭和24・10・4）、昭和二十八年一月一七日登録取消・死亡（『官報』昭和28・2・14）

●「松本官平」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月、「松本官平」『帝國大學出身名鑑』校友調査会・一九三三年二月

⑨濱崎竣

●明治一五年二月一〇日生、鹿児島県始良郡栗野村、大正二年七月京都法政大学卒業、大正八年二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正八年二月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正九年一〇月東京地方裁判所詰、大正一〇年七月東京地方裁判所予備判事、大正一一年三月浦和地方裁判所判事、大正一二年八月新潟地方裁判所長岡支部判事、大正一四年一二月下妻区裁判所判事、昭和三年七月太田区裁判所判事（『人物事典』II-VII）、昭和四年七月那覇区裁判所監督判事（『官報』昭和4・7・5）、昭和六年四月川内区裁判所兼鹿児島地方裁判所川内支部判事予審係（『官報』昭和6・4・30）、昭和七年一〇月宮崎地方裁判所兼宮崎区裁判所判事（『官報』昭和7・10・6）、昭和九年九月宮崎地方裁判所部長（『官報』昭和9・9・28）、昭和九年九月二四日死亡（『官報』昭和9・10・3）

(二) 検事の履歴

①國枝鎌三

●明治一三年九月四日生、東京府南足立郡綾瀬村、明治三四年七月東京法学院卒業、明治三四年一二月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補・水戸区裁判所詰、明治三六年一月沼津区裁判所詰、明治三六年七月静岡区裁判所検事、明治四三年三月千葉地方裁判所検事、明治四五年二月高崎区裁判所検事、大正二年五月八日市場区裁判所検事、大正四年五月静岡区裁判所検事、大正五年七月安濃津地方裁判所検事、大正一二年四月那覇地方裁判所検事正、大正一三年一月徳島地方裁判所検事正、大正一五年七月長崎控訴院検事、昭和三年七月宮崎地方裁判所検事正、昭和四年九月松江地方裁判所検事正、昭和七年一月静岡地方裁判所検事正、昭和九年七月水戸地方裁判所検事正、昭和十一年一二月岡山地方裁判所検事正（『人物事典』I-V）、昭和一六年四月大審院検事・退職（『官報』昭和16・4・28、昭和16・4・30）、昭和一六年一月弁護士登録・千葉（『官報』昭和16・12・16）、昭和三五年三月二〇日登録取消・死亡（『官報』昭和35・5・14）

②鈴木銈太郎

●明治一一年六月二三日生、東京市下谷区下根岸、明治三四年七月東京法学院卒業、明治三五年一二月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・高知地方裁判所詰、昭和三七年八月依願免司法官試補（『官報』明治37・8・19）、昭和三七年九月弁護士登録・東京（『官報』明治37・9・17）、明治四一年六月登録取消（『官報』明治41・6・29）、昭和四一年六月青森地方裁判所判事、大正元年一月鶴岡区裁判所判事、大正三年五月遠野区裁判所判事、大正八年六月横手区裁判所判事、大正一〇年七月大曲区裁判所監督判事、大正一一年七月盛岡区裁判所検事、大正一二年六月盛岡地方裁判所検事、大正一二年八月王子区裁判所検事、大正

一三年八月八代区裁判所検事、昭和二年四月佐賀地方裁判所検事、昭和三年一月宮崎地方裁判所検事（『人物事典』153頁）、昭和七年五月飯塚区裁判所兼福岡地方裁判所飯塚支部検事（『官報』昭和7・5・30）、昭和九年七月長崎控訴院検事・退職（『官報』昭和9・8・3）、昭和九年八月公証人・長崎（『官報』昭和9・8・6）、昭和二〇年五月依願免公証人（『官報』昭和20・5・7）

●「鈴木銚太郎」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

③古賀才次郎（静岡検事参照）

●明治一二年四月一五日生、兵庫県津名郡釜口村、明治三七年七月京都法政大学卒業、明治三八年一月判事検事登用試験及第、明治三八年一二月司法官試補・大津地方裁判所詰、明治四〇年八月甲府地方裁判所予備検事、明治四一年二月甲府地方裁判所検事、大正二年五月大阪区裁判所検事、大正三年三月丸亀区裁判所検事、大正五年三月京都府区裁判所検事、大正六年九月宮津区裁判所検事、大正一一年七月千葉区裁判所検事、大正一三年一二月土浦区裁判所検事、大正一五年七月静岡地方裁判所検事、昭和二年一二月浦和地方裁判所検事、昭和三年六月静岡地方裁判所検事、昭和六年七月那覇地方裁判所検事正（『人物事典』153頁）、昭和七年三月宮崎地方裁判所検事正、昭和一一年四月高松地方裁判所検事正（『人物事典』153頁）、昭和一五年一月奈良地方裁判所検事正（『官報』昭和15・1・12）、昭和一六年四月大審院検事・退職（『官報』昭和16・4・28、昭和16・4・30）、昭和一六年五月公証人・大阪（『官報』昭和16・5・20）、昭和二六年九月免公証人（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

（三）弁護士の閲歴

①松葉秀太郎

●明治九年一月一八日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」宮崎、「事務所」宮崎市宮田町一ノ六四、「電話」宮崎六五（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治三〇年七月和仏法律学校卒業（『九大法律学校大勢一覽』明治31年）、明治三一年一二月弁護士試験及第（『官報』明治31・12・16）、明治三二年五月弁護士登録・東京（『官報』明治32・5・11）、明治三五年一二月登録取消（『官報』明治35・12・12）、明治三五年一月宮崎区裁判所兼宮崎地方裁判所判事（『官報』明治35・11・28）、昭和三六年二月兼都城区裁判所判事（『官報』明治36・2・28）、明治三八年四月飫肥区裁判所監督判事（『官報』明治38・4・4）、明治三八年四月宮崎区裁判所監督判事（『官報』明治38・4・6）、明治三九年退職…、明治四一年八月現在・宮崎弁護士会…、大正九年六月登録取消（『官報』大正9・7・1）、大正一一年七月弁護士登録・宮崎（『官報』大正11・7・27）、昭和五年五月登録換・東京（『官報』昭和5・5・14）、昭和一一年八月現在・台南弁護士会…、昭和二〇年一二月死亡（『法曹百年史』昭和44年・707頁）

●「松葉秀太郎」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕

②中野和夫

●明治三一年一二月七日生、「出身地」愛媛、「事務所」宮崎市島畑町八四、「電話」宮崎七三一（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年八月弁護士登録・東京（『官報』大正12・9・17）、大正一三年三月登録換・宮崎（『官報』大正13・4・18）、昭和一二年四月宮崎弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和12年）、昭和一五年六月登録取消（『官報』昭和15・7・24）、昭和一五年六月仙台区裁判所兼仙台地方裁判所検事、昭和一六年四月花巻区裁判所兼仙台地方裁判所花巻支部検事、昭和一七年四月盛岡区裁判所兼盛岡地方裁判所検事、昭和一九年六月石巻区裁判所兼仙台地方裁判所石巻支部検事、昭和二一年四月盛岡地方裁判所検事兼盛岡区裁判所検事、昭和二二年八月福島地方検察庁検事、昭和二四

年二月釧路地方檢察庁網走支部検事、昭和二五年九月旭川地方檢察庁次席検事、昭和二六年三月広島高等檢察庁松江支部検事、昭和二八年三月大分地方檢察庁次席検事、昭和二九年一月札幌高等檢察庁検事（司法大観 昭和32年）、昭和三二年一月二月福岡高等檢察庁検事、昭和三十一年八月札幌高等檢察庁検事（司法大観 昭和32年）、昭和三二年一月二月公証人・長崎（官報 昭和32・12・23）、昭和四〇年一月二月依願免公証人（官報 昭和41・1・7）、昭和四一年五月弁護士登録・長崎（官報 昭和41・6・24）、昭和四三年三月二五日登録取消・死亡（官報 昭和43・7・4）

③河野市次

●「出身地」宮崎、「事務所」宮崎市宮田町一丁目、「電話」——（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正一五年一月二月弁護士試験大正二法律第五二号合格（官報 大正15・12・21）、昭和二年四月弁護士登録・宮崎（官報 昭和2・5・2）、昭和七年四月〇昭和九年四月宮崎弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和7年〇昭和9年）、昭和一八年一月二六日登録取消・死亡（官報 昭和18・12・14）

④齋藤克三（旧姓 阿萬）

●「出身地」宮崎、「事務所」宮崎市南広島通一ノ一二、「電話」宮崎二九一（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正一二年一月二月弁護士試験大正二法律第五二号合格（官報 大正13・1・7）、大正一五年二月弁護士登録・宮崎（官報 大正15・2・24）、昭和六年四月宮崎弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和6年）、昭和一四年六月二日登録取消・死亡（官報 昭和14・7・24）

⑤瀧淵龜澄

●明治三六年一月二六日生、「出身地」高知、「事務所」宮崎市宮田町一ノ七八、「電話」宮崎八〇八（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正一二年一月二月弁護士試験大正二法律第五二号合格（官報 大正13・1・7）、大正一三年二月弁護士登録・宮崎（官報 大正13・2・25）、昭和一三年四月宮崎

（官報 大正13・1・7）、大正一三年二月弁護士登録・宮崎（官報 大正13・2・25）、昭和一三年四月宮崎弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和13年）、昭和一三年七月登録取消（官報 昭和13・8・15）、昭和一三年七月台湾總督府台南地方法院檢察官、昭和一五年三月台南地方法院嘉義支部檢察官、昭和一八年一月二月台南地方法院檢察官、昭和一九年六月台北地方法院檢察官、昭和二十一年五月退官、昭和二十二年八月弁護士登録・宮崎（官報 昭和21・10・7）、昭和二十二年一月二月登録取消（官報 昭和33・1・13）、昭和二十二年二月長崎地方裁判所佐世保支部兼長崎家庭裁判所佐世保支部判事兼佐世保簡易裁判所判事（官報 昭和32・12・17〇18）、昭和三十三年六月長崎地方裁判所平戸支部兼長崎家庭裁判所平戸支部判事兼平戸簡易裁判所判事（官報 昭和33・6・18）、昭和三十六年一月二月長崎地方裁判所堀江支部兼長崎家庭裁判所堀江支部判事兼堀江簡易裁判所判事（官報 昭和37・1・4）、昭和三十九年三月神戸地方裁判所瀧野支部兼神戸家庭裁判所瀧野支部判事兼瀧野簡易裁判所判事、昭和四一年四月神戸地方裁判所姫路支部兼神戸家庭裁判所姫路支部兼姫路簡易裁判所判事（司法大観 昭和42年）、昭和四二年六月一八日死亡（官報 昭和42・6・24）

⑥高山豊秀

●明治二七年九月八日生、「出身地」宮崎、「事務所」宮崎市宮田町二ノ六〇、「電話」宮崎四一七（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正七年七月東京帝国大学法学部卒業、大正七年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正九年六月大阪地方裁判所予備判事、大正九年九月鹿児島地方裁判所予備判事、大正九年九月鹿児島地方裁判所判事（人物事典 Ⅴ）、大正一〇年一月月弁護士登録・鹿児島（官報 大正10・10・14）、大正一一年一〇月登録換・宮崎（官報 大正11・10・20）、昭和一三年一月登録取消（官報 昭和13・12・13）、昭和一三年一月富山地方裁判所高岡

支部兼高岡区裁判所判事〔官報〕昭和13・11・28、昭和13・12・1）、昭和一四年八月敦賀区裁判所兼福井地方裁判所敦賀支部判事〔官報〕昭和14・8・17）、昭和一五年三月福井地方裁判所兼福井区裁判所判事〔官報〕昭和15・3・23）、昭和一八年二月安濃津地方裁判所兼安濃津区裁判所判事〔官報〕昭和18・2・23）、…人吉区裁判所判事、昭和二二年四月宮崎区裁判所兼宮崎地方裁判所判事〔官報〕昭和22・5・26）、昭和二二年一月宮崎地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24号外）、昭和二三年七月兼宮崎家事審判所判事〔官報〕昭和23・8・5）、昭和二四年一月兼宮崎家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・2・3）、昭和二七年二月二二日特旨を以て位二級追陞せられる・故判事正六位高山豊秀〔官報〕昭和27・3・1）

⑦河野清次郎

●「出身地」宮崎、「事務所」宮崎市旭通三ノ一〇、「電話」宮崎二三三（日本弁護士名簿）昭和7年）、明治三九年一月判事検事登用試験及第〔官報〕明治39・11・27）、明治三九年一月司法官試験補・鹿児島地方裁判所詰〔官報〕明治39・12・25）、明治四〇年九月鹿屋区裁判所詰〔官報〕明治40・9・16）、明治四一年八月熊本地方裁判所判事〔官報〕明治41・8・11）、大正元年一〇月退職〔官報〕大正元・10・11）、大正元年一月弁護士登録・宮崎〔官報〕大正元・11・13）、大正一四年四月・大正一五年四月・昭和二年四月宮崎弁護士会長（日本弁護士名簿）大正14年・大正15年・昭和2年）、（注）「日本弁護士名簿」昭和17年6月現在には記載されているが、「日本弁護士名簿」昭和18年5月現在には記載されていない。

⑧岩切覺治（旧姓 及川）

●「出身地」宮城、「事務所」宮崎市本町通三五、「電話」宮崎一八（日本弁護士名簿）昭和4年）、明治三二年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治31・12・16）、明治三二年一月弁護士登録・東京〔官報〕明治32・1・18）、明治三九年四月登録換・宮崎〔官報〕明治39・4・21）、大正四年四月宮崎弁護士

会長（日本弁護士名簿）大正4年）、昭和八年一月登録取消〔官報〕昭和9・2・7）、昭和八年一二月公証人・宮崎〔官報〕昭和8・12・8）、昭和一七年一月免公証人（日本公証制度史）昭和43年）

⑨森由紀雄

●明治二五年九月生、「出身地」宮崎、「事務所」宮崎市宮田町二ノ八六、「電話」宮崎四三七（日本弁護士名簿）昭和7年）、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕大正7・7・11）、大正七年八月司法官試験補・浦和地方裁判所詰〔官報〕大正7・8・3）、大正九年五月依願免司法官試験補〔官報〕大正9・5・19）、大正九年七月弁護士登録・東京〔官報〕大正9・7・27）、大正一一年一〇月登録換・宮崎〔官報〕大正11・10・20）、昭和二一年四月衆議院議員当選国民協同党（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和三〇年八月六日登録取消・死亡〔官報〕昭和30・11・9）

●「森由紀雄」〔『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

8 那覇

（一）判事の履歴

①末松正行

●明治一〇年七月一六日生、大分県速見郡杵築町↓松江市北堀町、明治三一年七月日本法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用試験及第、明治三四年一月司法官試験補・大分区裁判所詰、明治三六年七月長崎地方裁判所判事、明治三八年四月小倉区裁判所判事、明治三九年七月長崎区裁判所判事、明治四一年一二月長崎控訴院判事、大正二年五月京都地方裁判所検事、大正三年一〇月大阪地方裁判所検事、大正四年八月高知区裁判所検事、大正六年九月大阪控訴院判事、大正一〇年一月熊本地方裁判所検事、大正一〇年七月熊本

地方裁判所部長、大正一三年一月福岡地方裁判所判事、大正一五年七月小倉区裁判所監督判事、昭和二年八月那覇地方裁判所長、昭和四年一月青森地方裁判所長、昭和七年三月鳥取地方裁判所長、昭和八年一月松江地方裁判所長（『人物事典』I-V）、昭和一二年四月高知地方裁判所長（『官報』昭和12・4・19）、昭和一二年二月大審院検事・退職（『官報』昭和12・12・28、昭和13・1・6）

② 龍口甚七

● 明治二七年二月八日生、福岡県宗像郡福岡町、大正一一年三月明治大学法科卒業、大正一二年三月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正一一年三月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一三年二月神戸地方裁判所予備判事、大正一五年一〇月柳河区裁判所判事、昭和三年五月那覇地方裁判所判事、昭和五年二月熊本地方裁判所判事、昭和七年一月八女区裁判所判事、昭和九年一月長崎区裁判所判事、昭和一〇年一月二月佐賀地方裁判所判事（『人物事典』III-V）、昭和一五年五月熊本地方裁判所判事、昭和二年二月延岡区裁判所兼宮崎地方裁判所延岡支部判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二二年四月熊本区裁判所監督判事兼熊本地方裁判所判事（『官報』昭和22・5・12）、昭和二二年一月熊本地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二四年一月兼熊本家庭裁判所判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和三四年一月定年退官（『官報』昭和34・12・11）

③ 津守萬喜夫

● 明治三三年一月五日生、山口県阿武郡小川村、大正一三年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年一月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一月東京地方裁判所予備判事、昭和三年九月那覇地方裁判所判事、昭和

五年三月秋田地方裁判所判事、昭和七年一〇月今市区裁判所判事、昭和八年五月高松地方裁判所判事、昭和九年六月水口区裁判所判事、昭和一三年八月神戸区裁判所判事（『人物事典』III-V）。（注）終戦時、中国（注、広島）軍管区司令部法務部員陸軍中尉（終戦時帝国陸軍全現役将校職務名鑑）昭和60年）

(二) 検事の閲歴

① 森勇

● 明治九年一月三日生、岐阜県羽島郡中屋村、明治三三年七月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・金沢地方裁判所詰、明治三八年四月高松区裁判所検事、明治四〇年七月大津区裁判所検事、明治四三年七月大阪地方裁判所検事、大正二年五月大津地方裁判所検事、大正五年七月広島区裁判所検事、大正七年七月山口地方裁判所検事、大正一一年一月呉区裁判所検事、大正一三年一月広島地方裁判所検事、昭和二年五月広島控訴院検事、昭和二年六月公証人懲戒委員、昭和三年五月那覇地方裁判所検事正、昭和六年七月富山地方裁判所検事正、昭和八年七月奈良地方裁判所検事正（『人物事典』I-V）、昭和一二年六月金沢地方裁判所検事正（『官報』昭和12・6・30）、昭和一四年七月大審院検事・退職（『官報』昭和14・7・20）、昭和一五年三月金沢市長当選、昭和一九年二月金沢市長任期満了、昭和三三年一〇月死亡（『日本の歴代市長』第2巻、昭和59年）

● 「森勇」〔『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月〕、「森勇」〔『日本の歴代市長』第2巻、歴代知事編纂会・一九八四年一月〕

(三) 弁護士の閲歴

①下地敏之(旧名、紹介)

●明治三三年三月三〇日生(沖縄県議会議史)平成19年)、「出身地」沖縄、「事務所」那覇市久米町二ノ四五、「電話」——(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正一一年三月中央大学法律科卒業(沖縄県姓氏家系大辞典)平成4年)、大正一一年三月弁護士試験及第(官報)大正11・3・27)、…弁護士登録・那覇…、昭和九年四月・昭和一四年四月那覇弁護士会副会長(日本弁護士名簿)昭和9年)、昭和一六年四月那覇弁護士会長(日本弁護士名簿)昭和16年)、…昭和二〇年四月一日・日本の統治権停止…、昭和二三年三月平良市長当選(日本の歴代市長)第3巻、昭和60年)…、昭和三二年四月〇日死亡(沖縄県議会議史)平成19年)法曹会試験員(沖縄弁護士会史)平成11年)…、昭和四五年一二月六日死亡(沖縄県議会議史)平成19年)

●「下地敏之」(『琉球紳士録』沖縄興信所・一九六二年六月)、〔戦後〕『司法史料』(琉球高等裁判所事務局・一九七二年五月)、『沖縄弁護士会会史』(沖縄弁護士会会史編纂特別委員会編・一九九三年三月)、「下地敏之」(『沖縄県議会議史』第22巻資料編19・議員名鑑(沖縄県議会議事務局、二〇〇七年三月))

九 おわりに

本資料集は、増田が企画編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、紺谷、矢野、居石、林の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」、「六 新聞報道に見る陪審公判」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士

の閲歴」、「九 おわりに」は、増田が執筆し、電磁ファイル化した。

「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の刑事統計年報は、横山妙子の協力により収集した。

「四 予審終結決定・説示・問書・答申」は、『陪審説示集』(司法省刑事局・一九二九年一〇月)、『陪審問書集』(司法省刑事局・一九二九年三月)、『松島五人斬事件之弁論』(三浦順太郎・一九三二年九月)に収録されたものを、紺谷・矢野・居石・林が分担して、電磁ファイルを作成した。

「五 刑事判決書」は、増田が各地方検察庁に閲覧謄写申請をし、増田と紺谷がデジタルカメラで撮影し、紺谷が電磁ファイルを作成した。更に、『大審院刑事判例集および『法律新聞』に連載された大審院判決は、紺谷・矢野・居石・林が分担して、電磁ファイルを作成した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、「主として新聞報道であるが、増田・横山が、国会図書館において検索・収集した。更に、増田が長崎・佐賀・福岡・大分・熊本・鹿児島・宮崎の県立図書館で地方心の記事を検索収集した。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」のし量は、増田が調査・準備した。その内、矢野が「判検事の感想」の電磁ファイルを作成し、増田が「弁護士の感想」の電磁ファイルを作成した。

「八 陪審公判を担当した判検事弁護士の閲歴」の資料は、増田が官報・法曹大鑑・司法大観などの資料により調査・収集した。弁護士の閲歴の一部については、増田・紺谷が長崎・佐賀・福岡・大分・熊本県立図書館で、増田が宮崎・鹿児島県立図書館で、地方版の紳士録・人名録などにより検索・収集した。そして、それらの資料を用いて、増田が電

磁ファイルを作成した。

平成二九（二〇一七）年一〇月三〇日編集終了